

筑波大学博士（学術）学位請求論文

戦時期日中関係の変容
—日華基本条約から日華同盟条約へ—

李 仁 哲

2013年度

目次

序論.....	4
問題意識と研究目的	4
本論文の構成	6
先行研究の検討	7
用語解釈	13
第1章 対中政策の再検討	14
第1節 「日満支ノ提携結合」	14
第1項 華北分離工作の限界	14
第2項 対中政策の修正.....	18
第3項 「親日傾向」を醸成	26
第4項 近衛三原則の意味.....	34
第2節 浮上する汪工作.....	44
第1項 日・汪和平交渉.....	44
第2項 停滞する汪工作.....	50
第3項 汪工作の変質	57
第2章 新中央政府樹立.....	67
第1節 分治合作	67
第1項 諸政権の統合	67
第2項 かけ離れた和平条件	75
第2節 承認問題	88
第1項 即時承認せず	88
第2項 調停役の依頼	98
第3項 独伊への傾倒	104
第4項 長期解決方策への転換.....	114
第5項 重慶への和平条件	121
第6項 「荏苒時日ノ遷延ヲ許容セズ」	128
第3章 日華基本条約の実態.....	136
第1節 「感情ノ疎隔」	136

第2節 基本条約による制約.....	143
第1項 「政令南京ヲ出ツル能ハス」	143
第2項 経済面、軍事面の空洞化.....	148
第4章 日中関係の転換点.....	158
第1節 中国問題をめぐる日米の姿勢.....	158
第1項 四原則を堅持するアメリカ	158
第2項 日華基本条約を堅持する日本.....	164
第3項 駐兵問題が焦点.....	174
第2節 南京政府参戦.....	180
第1項 参戦意志とその背景	180
第2項 参戦意志と「責任」概念.....	185
第3項 「局面ヲ打開スルー大轉機」	189
第5章 対中政策の根本転換.....	194
第1節 不平等条約の撤廃.....	194
第1項 満州国という前例.....	194
第2項 治外法権撤廃をめぐる国際交渉.....	197
第3項 ビルマルート封鎖による変化.....	202
第2節 対支新政策	206
第1項 条約改訂の構想.....	206
第2項 揺れる陸軍.....	214
第3項 対中政策の「是正」	225
第6章 対支新政策の理想と現実	235
第1節 日華基本条約から日華同盟条約へ.....	235
第1項 重光の対中政策構想	235
第2項 日華基本条約の改訂と対重慶工作	242
第3項 同盟条約の意義.....	250
第2節 現実の事態との開き.....	260
第1項 政治、軍事、経済の行き詰まり	260
第2項 対重慶工作の停滞.....	268
第3節 南京政府解散問題.....	275

第 1 項 重慶か南京か	275
第 2 項 対支新政策の終末	283
結論	289
第 1 節 研究成果	289
第 2 節 総括	294
付録資料	297
付録 1 日華協議記録	
付録 2 日支新關係調整方針	
付録 3 中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨	
付録 4 日華基本條約	
付録 5 日滿華共同宣言	
付録 6 日華同盟條約	
参考文献	325
謝辞	

序論

問題意識と研究目的

近代日本は明治時代から同じ文字、制度、人種を有することを意味する「同文同種」という表現を通じて、清国と親密な関係にあることを説明していた¹。清国が中華民国に変わった後も、この表現が消えなかったように、中国との関係を維持する努力がなされていた²。特に1930年代前半に入ると、日中間において、1931年には満州事変、32年には第一次上海事変、35年には華北分離工作などの軍事衝突や対立が深まったにもかかわらず、日本側は「同文同種」という表現を維持してきた³。

しかし、1937年に盧溝橋事件、第二次上海事変などが勃発し、日中両国が全面戦争に突入すると、中国の首都であった南京の陥落直後の「われわれは當然の勝利に喜ぶ前に、同文同種五億民衆の立場に立つて彼等の救ふべからざる迷妄を悲しまざるを得ない」という近衛文麿首相の声明（37年12月14日）を最後に、38年から「同文同種」という表現はなくなり⁴、代わりに「更生新支那」や「東亜新秩序」などの表現がしばしば登場するよう

¹ たとえば、1910年6月に外務省が日清博覧会の開設場所について提案した際、「蓋シ清國ハ帝國ト同文同種唇齒輔車ノ關係アリ東洋ノ平和カ清國ノ革新及兩國臣民ノ和親合歡ニ俟ツモノ尠カラサル」と説明している；「日清兩國聯合博覽會ヲ帝國ニ開設スヘキコトヲ政府ニ建議スルコト」（明治43年6月）（外務省記録3.15.1.2「内国博覽會關係雜件」第一卷）；中国側もたとえば、1895年4月17日に下関で行われた日清戦争のための講和会議で、清国の李鴻章全權辦理大臣は伊藤博文総理兼日本全權大臣に対して「兩國ハ人種相同ク文物制度總テ其源ヲ異ニセス今ヤ一時交戦ニ及フト雖モ彼我永久ノ友誼ヲ回復セサルヘカラス」と同様の表現を述べたことがある。中国側、日本側のどちらかが先にこの表現を使用したかについては本論の目的ではないため、中国側もこの表現を使用したことについて言及するに止める；明治期外交資料研究会編『日清講和關係調書集 第2巻 蹇々録』クレス出版、1994年5月、375頁。

² たとえば、22年5月12日に陸軍中央は関東軍司令官として赴任する尾野実信大将に対して、「帝國政府ハ人類相倚相扶ノ義ニ依リ公正ヲ旨トシ同文同種ノ支那國民ト相提携乃シ相扶助シ以テ日支共存共榮ノ実ヲ擧ラムコトヲ期ス」と訓令した；「関東軍司令官トシテ赴任スヘキ小野大将ニ對スル訓示要旨」（大正11年5月12日）（外務省記録1.1.1.3-2-3松本記録）「対外政策並態度關係雜纂 各大臣」；尾野大将の苗字について、史料名は「小野」となっているが、正確には「尾野」である。

³ たとえば、32年8月25日に内田康哉外務大臣は満州事変後の日中関係について、「私ハ同文同種ノ日滿支三國ガ各々獨立國トシテ相倚リ相助ケ極東ノ安寧福祉ノ為、延テ世界平和ト人類文化トノ為勞力邁進スル時期ノ一日モ速ニ到來セムコトヲ翹望シテ已マナイデアリマス」と説明した；「第六十三回帝國議會ニ於ケル内田外務大臣演説」（昭和7年8月25日）（外務省記録A.1.0.0.12「外務大臣（ソノ他）ノ演説及声明集」第一卷）。

⁴ 「南京陥落に際しての声明」（昭和12年12月14日）（同上、第三卷）。

になった⁵。そして、41年12月に太平洋戦争が勃発した後、そのわずか2年後の43年になると、「更生新支那」、「東亜新秩序」などの表現は「同文同種」と同様に、すべて消えてなくなった。代わりに、「対支新政策」という表現が使われるようになった。

「対支新政策」という表現を見て分かるように、これは日本の新しい対中政策を意味する言葉である。日中戦争勃発後、日本は戦争の拡大を契機に1938年1月16日から従来の中華民国政府を否認して、親日的な新中央政府の建設と日満支を中核とする新たな国防圏の建設という権益確保を優先する対中政策を目指すようになった。それにより、「同文同種」という親密関係を表現する言葉の代わりに、「更生新支那」、「東亜新秩序」の建設という権益確保を表現する言葉を使用するようになる。

1940年3月に親日的な新中央政府である南京政府が樹立されると、日本は権益確保を主な目的とする「日華基本条約」を40年11月に締結し、南京政権を中国の新中央政府として承認した。しかし、太平洋戦争が勃発すると、43年10月、日本は戦局の悪化により、事変処理、戦争完遂のために中国における権益を全面的に放棄する新しい対中政策に基づく「日華同盟条約」をもって日中関係を根本から改善することを決意した。すなわち、日本の対中政策は43年になってから大きく転換したのである⁶。

40年の「日華基本条約」の締結過程において、日本は中国側の要望を無視して権益確保を優先することにした。それとは反対に、43年の「日華同盟条約」の締結過程において、日本はそれまでの既得権益を無視して中国側の要望を優先することにした。それにもかかわらず、40年の「日華基本条約」、43年の「日華同盟条約」という日中関係を決定する重要な二つの交渉において、日本側、特に外交指導者は中国に対して多大な要求をしてはな

⁵ たとえば、38年1月16日に近衛首相は「支那事変処理根本方針」に規定された「更生新支那ノ建設ニ協カス」という方針に基き、今後の日中関係について「帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と真に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす」と、新しく出現するであろう中国政府を相手とすると表明した；「國民政府を對手とせず」（昭和13年1月16日）（同上）；また、41年6月23日に近衛首相は中国側の汪兆銘南京國民政府主席と「日華兩國永遠ノ關係ヲ確立シ以テ共存共榮、東亞復興ノ共同目標ニ向テ邁進センガ為、曩ニ善隣友好、共同防共、經濟提携ヲ内容トスル東亜新秩序ノ建設ニ關シ夫々聲明スル…日華兩國政府ハ右共同ノ目標ニ向テ一層ノ努力ヲ為スベキコトヲ誓ヒタリ」を共同に発表した；「近衛・汪共同聲明」（昭和16年6月23日）（外務省記録A.1.1.0.33「國民政府主席汪兆銘來朝關係一件（近衛、汪共同聲明ヲ含ム）」）

⁶ たとえば、43年6月17日に重光葵外務大臣は議會での演説で「既ニ所謂對支新政策ノ上ニ於テ着々ト具現ヲ致シテ參ツテ居ルノデアリマス。是ガ新タニ日支ノ關係ニ新生命ヲ開イテ、真ニ日支兩國ノ間ニ善隣ノ關係ヲ樹立致シツツアル譯デアリマス」と、対支新政策を以って新しい日中関係を切り開いていくと説明した；「第八二帝國議會衆議院豫算總會ニ於ケル演説」（昭和18年6月17日）（前掲、外務省記録A.1.0.0.12 第三卷）。

らないと強く意識していながら、「日華基本条約」においては中国側にとって「屈辱的」、
「日華同盟条約」においては「押し付け」ける形で条約の締結を自ら推進したのである。日本が中国側の要望を優先するためにその対中政策を転換したならば、何故 43 年において日本は従来と同様な態度を示したのだろうか。

本論文は、日華基本条約から日華同盟条約までの戦時期日中関係において、対中政策の変遷に見られる、上記のような日本側の矛盾した態度の背後にある対中政策や、その一貫性の意味の解明を通じて、新たな日中関係像を浮かび上がらせようとするものである。

本論文の構成

本論文は、上記のような問題意識を踏まえ、1937 年以降の戦時日本の対中政策の展開と中国側の対応を分析するため、以下 6 つの研究課題を設定した。

- (一) 日中戦争勃発以降の対中政策は戦争勃発以前の対中政策とどのように関連していたのか。あるいは断絶していたのか。
- (二) 1938 年以降の対中政策が目指す「更生新支那」、「東亜新秩序」は如何にして「日華基本条約」として結実したのか。
- (三) 「日華基本条約」の締結過程に見られる日本の矛盾した態度は如何にして顕在化したのか。
- (四) 「日華基本条約」は如何なる原因によって、内容を修正しなくてはならなくなったのか。
- (五) 「日華基本条約」の改訂は如何なる要因によって、対中政策を根本的に転換する「日華同盟条約」につながったのか。
- (六) 「日華同盟条約」の締結過程に見られる日本の矛盾した態度は、何故、対中政策の転換と共に変化しなかったのか。

1938 年 12 月、近衛首相は、更生新支那との関係を調整すべき根本方針は、「善隣友好、経済提携、共同防共」であるという、いわゆる「近衛三原則」を発表した。この「近衛三原則」に基づく対中政策は中国の「主権独立」、「領土保全」の尊重であり、それは、日中戦争勃発以降の対中政策の基本でもあり、和平条件でもあった。他方、この「近衛三原則」

は、中国に築いた「権益確保」のための根拠となるものでもあった。つまり、「近衛三原則」は、相反する両面を内包していたのである。

本論文は、「近衛三原則」に集約された戦時日本の対中政策を、このように二面性を内包するものととらえ、上記の6つの課題の解明を通じて、日本の矛盾した態度の背景や「主権独立」、「領土保全」をめぐる理解と解釈の齟齬を明らかにしようとするものである。

第1章では、「近衛三原則」は、日中戦争勃発以前からの対中政策とどのように関連していたのか、あるいは、どのような影響を受けて中国の主権独立、領土保全を尊重する一方、「更生新支那」、「東亜新秩序」という権益確保を目指すことになったかを究明する。

第2章では、中国の主権独立、領土保全を尊重するはずの「近衛三原則」が如何なる要因によって中国側の主権独立、領土保全に関する要望を無視して権益確保を優先する「日華基本条約」として結実したかを究明する。

第3章では、「日華基本条約」の締結過程において、日本側、特に外交指導者は日華基本条約を「合理的」なものにしなければならぬと強く意識していながらも、何故中国側の条約に関する要望を容認しない上に、中国側にとって「屈辱的」な「日華基本条約」の締結を自ら推進したかを究明する。

第4章では、「日華基本条約」は日本がこれまで獲得した権益を保証する条約であったにもかかわらず、なぜ、さらなる内容修正を模索するようになったかを究明する。

第5章では、「日華基本条約」の改訂、すなわち条約の内容修正は如何なる要因によって、「日華同盟条約」という新しい条約をもって、権益確保を優先するという従来の対中政策の転換を目指すようになったかを究明する。

第6章では、「日華同盟条約」の締結過程において、日本側、特に外交指導者は従来の対中政策を転換して中国側の主権独立、領土保全に関する要望を優先しようとしたにも拘らず、何故に、従来と同様に中国側の条約に関する要望を容認しない上に、「押し付け」る形で条約の締結を推進したかを究明する。

先行研究の検討

日本の矛盾した態度を明らかにするためには、本論文が提示した日華基本条約から日華同盟条約までの戦時期日中関係を中心に、1937年以降の対中政策の変遷を検討する必要がある。

あるが、それらの課題について従来の先行研究はどのように分析してきたのであろうか⁷。

まず、研究課題（一）の「日中戦争勃発以降の対中政策は勃発以前の対中政策とどのように関連していたのか。あるいは断絶していたのか」について、従来の研究はそれについて見落とした点がある。1937年からの日本の対中政策について、臼井勝美『日中外交史研究』（1998）は37年2月に組閣した林銑十郎内閣では、華北分離工作を中止する他、満州国問題に触れない範囲で日本側が譲るべきを譲れば日中関係もまた改善できるという佐藤尚武外務大臣の主張に基づき、対中政策を従来の政治工作から経済工作へと大きく方向を転換しようとした。佐藤の新方針は国内では経済界から強い支持を受けたと同時に、陸軍側もそれに協力した。そして、国外ではイギリス、アメリカも新政策に対して好意的であった上に、中国も満州国の問題を除いて、佐藤の新方針を高く評価した。しかし、林内閣は発足してまもなく議会との関係悪化で崩壊したため、佐藤の新方針は実行されることなく、林内閣の総辞職とともに終止符を打つこととなった⁸。

この佐藤の対中政策新方針について、井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』（1994）は華北分離工作の中止は実は佐藤外相時代からではなく、その前任の廣田内閣時代から既に行われたと指摘した。陸軍中央は36年1月辺りから既に華北分離工作に見られる中国の主権、領土を否定する従来の対中政策である「分割統治」の限界に鑑み、華北における中国の主権承認を前提とする「分治合作」への対中政策の転換を模索していたため、佐藤が外相に就任した後、陸軍はその新方針をすぐに受け容れることができたと言及している。井上はまた、陸軍中央の中堅層は華北分離工作の中止を賛成しているが、「冀東は支那が満州国を承認する迄の抵当なり」という陸軍中央の主張に見られるように、陸軍は同地域に樹立した冀東防共自治政府の解消まで賛成したわけではなかったと指摘している。中国が満州国を承認すれば、冀東防共自治政府の解消を容認するが、中国が満州国を承認する可能性が極めて低いため、冀東防共自治政府も解消する必要がないというのが陸軍側の考え方であると分析している。そのため、たとえ佐藤の新方針が展開できたとしても、やがて陸軍中央からの反対によって行き詰った、と井上は

⁷ 2000年以降の研究、たとえば、江口圭一『十五年戦争研究史論』（2001）、戸部良一、波多野澄雄編『日中戦争の軍事的展開』（2006）、明石岩雄『日中戦争についての歴史的考察』（2007）、西村成雄、石島紀之、田嶋信雄編『国際関係のなかの日中戦争』（2011）、Mark Peattie et al, *The Battle for China – Essays on the Military History of the Sino-Japanese War of 1937-1945* (2011) などの研究成果は基本、2000年以前の研究の大枠を踏襲している。そのため、先行研究の大枠について、本論は2000年以前の研究成果を中心に説明する。

⁸ 臼井勝美『日中外交史研究—昭和前期—』吉川弘文館、1998年12月、166—211頁。

主張した⁹。

しかし、これらの研究は37年の佐藤外相時代の対中政策新方針が行き詰まり、断絶したことについては指摘したものの、その後の「近衛三原則」が、何故、佐藤外相の新方針と同様に「分治合作」をもって華北分離工作の中止を主張したか、すなわち断絶したとされる佐藤外相の対中政策新方針と「近衛三原則」とは如何なる関連性を有するかについては言及していない。それにより、「近衛三原則」と従来の対中政策との連続性が見落とされることとなった。

次に、研究課題(二)の「1938年以降の対中政策が目指す「更生新支那」、「東亜新秩序」は如何にして「日華基本条約」として結実したのか」について、従来の研究は同様にそれを見落としている。「近衛三原則」が「更生新支那」、「東亜新秩序」を目指した原因について、戸部良一『日本陸軍と中国』(1999)は満州国の防衛と華北の安定化という權益確保を優先するそれまでの対中政策と関係すると指摘している。そのため、「抗日の本性をむきだしにした国民政府をもはや相手とすべきではなく、それに代わる新しい政権を擁立して、それとの間に望ましい国交を樹立」することを関東軍が主張し始めると、陸軍中央の参謀本部支那課もやがてそれに同調するようになった。そして、国民政府の首都である南京が陥落したことにより、38年1月から日本は今後の事変処理の方針を、「更生新支那」の建設と日満支による日本を盟主とする「東亜新秩序」の建設と決定した¹⁰。

そして、「日華基本条約」が如何に形成されたかについて、臼井勝美「日中戦争の政治的展開」『太平洋戦争への道4 日中戦争 下』(1963)、黄美真、張雲『汪精衛集団反国投敵記』(1987)、余子道ほか『汪偽政権全史』(2006)などは、日本は「更生新支那」、「東亜新秩序」という従来の対中政策が掲げてきた權益確保を優先する方針にしたがって「近衛三原則」という新たな対中政策を作成した後、それを基に「日華基本条約」を作成したと説明している。

しかし、従来の研究は「日華基本条約」は「近衛三原則」を基に作成されたことについて指摘しているものの、中国の主権独立、領土保全を尊重する「近衛三原則」に基づいた「日華基本条約」が何故、中国側の主権独立、領土保全に関する要望を無視して權益確保を優先することができたかについては言及していない。それにより、「日華基本条約」から

⁹ 井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』山川出版社、1994年1月、313—319頁。

¹⁰ 戸部良一『日本陸軍と中国』講談社、1999年12月、198—212頁。

見えてくる「近衛三原則」の二面性が見落とされることとなった。

また、研究課題（三）の「日華基本条約の締結過程に見られる日本の矛盾した態度は如何にして顕在化したか」についても、従来の研究はそれについて言及したものは見当たらない。日本が中国における既得権益の確保を優先したことについて、日本が中国に対して満州国承認、蒙疆、華北、華南沿岸の島々の特殊性、防共駐兵、駐兵地域内の鉄道、航空、通信、主要港湾水路に対する軍事上の要求権及び監督権、顧問の派遣と配置、資源の開発利用に関する特別の便益、経済上日中高度結合地帯の設置など、幅広い内容を要求したことから、臼井勝美「日中戦争の政治的展開」『太平洋戦争への道 4 日中戦争 下』（前掲）、黄美真、張雲『汪精衛集団反国投敵記』（前掲）、小林英夫『日中戦争と汪兆銘』（2003）、小林英夫、林道生『日中戦争史論 - 汪精衛政権と中国占領地』（2005）、余子道ほか『汪偽政権全史』（前掲）などの研究はいずれも日華基本条約を不平等条約として捉えている。

しかし、従来の研究は「日華基本条約」の不平等性について詳細に分析しているものの、「日華基本条約」の締結過程において、日本側、特に外交指導者は中国に対して多大な要求をしてはならないと強く意識していながらも、何故中国側の条約に関する要望を容認しない上に、中国側にとって「屈辱的」な「日華基本条約」の締結を自ら推進したかについては言及していない。それにより、「日華基本条約」の締結過程に見られる日本側の矛盾した態度が生じた原因は解明されないままであった。

さらに、研究課題（四）の「日華基本条約は如何なる原因によって、内容を修正しなければならなくなったか」についても同様である。「近衛三原則」に基づいて中国での既得権益の確保を優先してきた日本がその成果である「日華基本条約」の修正を模索したことについて、高橋久志「汪兆銘南京政権参戦問題をめぐる日中関係」（1989）、邵銘煌「汪精衛政権参加日本太平洋戦争之経緯」（1992）、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（1996）、小林英夫『日中戦争と汪兆銘』（前掲）、趙東喜「太平洋戦争勃発後汪偽政権参戦原因探析」（2009）、小林英夫、林道生『日中戦争史論 汪精衛政権と中国占領地』（前掲）などの研究はいずれも、日本は太平洋戦争における戦局の悪化により、重慶に対する大規模軍事作戦が実行できなくなったため、在華兵力を転用できる条件をつくり出すという観点から、利権放棄を含む譲歩的な国民政府施策を考慮したと主張している¹¹。

¹¹ この他には例えば、歴史学研究会『太平洋戦争史 III』（1953）、今井清一ほか編『太平洋戦争史 5』（1973年2月）などがあるが、これらの研究も単にその原因は戦局の悪化にあると指摘したに止めている。

しかし、従来の研究は戦局の悪化という原因を指摘したものの、これまで権益確保を優先してきた「日華基本条約」が太平洋戦争勃発の原因の一つであったことについては言及していない。それにより、「日華基本条約」自体が日本の条約改訂の動機と如何なる関連性を有していたかは見落とされたままであった。

そして、研究課題（五）の「日華基本条約の改訂は如何なる要因によって、対中政策を根本的に転換する「日華同盟条約」につながったか」について、例えば、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（前掲）は戦局の悪化により、重慶に対する戦略から政略へと方針変換した陸軍が、天皇の意向を受けて南京政府の立場を尊重するために対中政策の一大転換を主張した首相、外相、大東亜相などの意見を受け入れたためであると説明している¹²。

しかし、従来の研究は戦局悪化による陸軍の政略への方針変換という原因を指摘しているものの、権益確保を優先するこれまでの対中政策を転換すべきか否かを模索する段階において、太平洋戦争勃発の原因の一つであった「日華基本条約」が陸軍の方針変換にどのような影響を与えたかについては言及していない。それにより、陸軍は何故、戦局が悪化する前に既に条約改訂を検討し始めたかは不明なままであった。

最後に、研究課題（六）の「日華同盟条約の締結過程に見られる日本の矛盾した態度は何故、対中政策の転換と共に変化しなかったか」について、これまでの研究のなかで、こうした観点に着目したものはない。権益確保よりも中国側の要望を優先するために日本が「日華同盟条約」を以って37年以降の対中政策を転換しようとしたことについて、戸部良一「支那事変と大東亜戦争」（1995）は日華同盟条約によって、日中関係は戦争以前の状態に回復したのみならず、1901年の北清事変最終議定書に基く駐兵権までも放棄したために「画期的」だと指摘した¹³。また、その改訂過程及び意義について最も詳しく分析した波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（前掲）は、中国側の要望を受け入れて、「独立」の模範例を中国で実現しようとした日本、特に外交指導者は太平洋戦争の意味を「民族解放戦争」に求め、「内実を伴わずとも『民族独立』の装いをアジアに刻印しておくこと」を何よりも優先すべき課題と規定した結果、「内実を伴わないアジア諸国の「独立」という遺産を残し、太平洋戦争が「解放戦争」であったとする戦後日本の認識の形成に一役を担うことになった」と指摘している¹⁴。

¹² 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』東京大学出版会、1996年11月、77-88頁。

¹³ 戸部良一「支那事変と大東亜戦争」『外交時報』1320号、1995年7・8月、44-58頁。

¹⁴ 上述した研究以外にも、たとえば、柴田紳一『昭和期の皇室と政治外交』（1995）は中国に派遣された三笠宮が現地に対支新政策を推進する過程を分析することで、対支新政策を推進

しかし、これらの研究はこれまでの対中政策を転換した「日華同盟条約」の意義について指摘しているものの、37年以降の対中政策を転換した「日華同盟条約」の締結過程において、日本側、特に外交指導者は既得権益を無視して中国側の主権独立、領土保全に関する要望を優先しようとしたにも拘らず、何故従来と同様に中国側の条約に関する要望を容認しない上に、「押し付け」る形で条約の締結を推進したかについては言及していない。それにより、基本条約の場合と同様に、「日華同盟条約」の締結過程に見られる日本側の矛盾した態度が生じた原因もまた解明されないままであった。

このように、本論文の研究目的である日華基本条約から日華同盟条約までの戦時期日中関係における対中政策の変遷に見られる日本の矛盾した態度について、従来の先行研究のなかでは本格的に検討されてこなかった。したがって、本論文はできる限り第一次史料に基づいて、それを検討することにより、日中関係史研究に新たな視角を提示しようとする試みである。

本論文が主に依拠した第一次史料は外務省外交史料館で公開されている外交記録である。また、外務省の他に、防衛省防衛研究所、国会図書館、台北の国史館、党史館の史料を使用している。主な具体的な外交史料として、外交史料館が所蔵する「支那事変関係一件」、「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件」、「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」、「日、米外交関係雑纂」、「大東亜戦争関係一件」、防衛省防衛研究所戦史研究センターが所蔵する「大本営機密戦争日誌」、「大本営政府連絡会議議事録」、「御前会議議事録」、「最高戦争指導會議ニ關スル綴」、「重要国策決定綴」などがある。また、台北の国史館が所蔵する「蔣中正總統文物」、「国民政府档案」、「汪兆銘史料」、台北の党史館が出版する『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編 傀儡組織』(党史館が所蔵する汪兆銘関係史料は閲覧禁止となっているため、刊行物のみ使用可能)なども参照した。

また、国会図書館が所蔵する『帝国議会議事速記録』に加えて、東條英機総理大臣の動向を記録する『東條内閣総理大臣機密記録』、重光葵外務大臣の『重光葵手記』を初めとす

する日本側の指導者の決意の固さを明らかにした。また、ガンバガナ「内モンゴル自治運動と太平洋戦争期における日本の対内モンゴル政策について：「日華同盟条約」を中心に」『東北アジア研究』(2012)は日華同盟条約改訂の際、蒙疆地域の特殊性の存続について日本側と汪側の方針を中心に、条約の成立によって蒙疆地域にもたらした影響について分析を行った。そして、楊炎輝『日汪条約研究(1940-1945)』(2011)(修士論文)は日華基本条約にせよ、日華同盟条約にせよ、日本が如何なる条約を提案しても基本、中国における統治を強化することがその主要目的であると主張した。

る手記、日記、意見書類、木戸幸一内大臣の『木戸幸一日記』および『木戸幸一関係文書』、田尻愛義外務次官の『田尻愛義回想録』、今井武夫支那派遣軍総参謀副長の『支那事変の回想』、畑俊六支那派遣軍総司令官の『畑俊六日記』、周仏海南京政府行政院副院長兼財政部部長の『周仏海日記』など日記や回顧録も活用している。

用語解釈

本論文では、史料の原文を直接引用する際、「支那」、「支那事変」、「大東亜戦争」など原史料に出現した用語はそのままにするが、それ以外の場合は基本的に、「中国」、「日中戦争」、「太平洋戦争」など現在通用されている用語を使用する。

汪兆銘を中心とする政府のことを引用史料では「汪政権」、「南京政府」、「国民政府」、「国府」など異なる呼び方を使用しているため、直接引用の場合は呼び方を変更しないが、それ以外の場合は基本的に「南京政府」、必要に応じては「南京側」、「南京」、「汪側」「汪政権」と呼ぶ。

蒋介石を中心とする政府は引用史料では「重慶政府」、「蔣政権」「重慶政権」、「重慶」と呼ばれているが、それ以外の場合は基本的に「重慶政府」、「重慶側」、「重慶」と称する。

第1章 対中政策の再検討

第1節 「日満支ノ提携結合」

第1項 華北分離工作の限界

1935年11月1日に起きた汪兆銘外交部長狙撃事件及び約二ヵ月後の12月25日に起きた唐有壬外交部常務次長暗殺事件は中国国内の対日姿勢が変化しつつあることを反映する出来事であると同時に、日本の対中政策の修正を誘発する出来事でもあった。当時、日本の対中政策は同年10月4日に廣田弘毅外務大臣、川島義之陸軍大臣、大角岑生海軍大臣の了解を経て決定された「広田三原則」に準じていた。それは一、排日言動の徹底的取締、二、満州国に対し究極に於いては正式承認、三、日満支三国による共同防共を中心とする政策である¹。それに基づく日中間の交渉は10月7日から三週間に亘って四回行われたが、日本側が同時期に遂行していた華北分離工作により早くも暗礁に乗り上げることとなった。廣田外相が主張する三原則に対して中国側は排日言動の取締りには反対しなかったが、満州国承認と共同防共についてはそれぞれ「滿洲國ニ對シテ承認スルコトカ出来ナイ」、「今ハ赤禍ハ既ニ心配スルニ足ラナイ状況ニ在ル」と返答し、否定的な態度を示した²。

中国側のこのような態度は中国側の「親日派」勢力の衰退と関係していた。汪は満州事変以降、「一面抵抗、一面交渉」という原則に基づき日本との関係調整を努めてきたが、日本側の華北分離工作を契機に外交部長を辞任する意志を表明した。それにより、当時、華北における「親日派」は「汪兆銘ノ引籠リ」、「統一アル日本側ノ援助ノ期待外レ」などが原因となって既に「元気」をなくしていた³。そして、11月1日に汪を狙撃する事件が発生すると、汪はそれを契機に12月初旬に外交部長を辞任した。そして、12月18日に日本側の華北分離工作によって冀東防共自治政府という傀儡政権が樹立されると、日本による華北分離工作を反対する抗日運動の中で、12月25日に汪を支えてきた唐有壬外交部常務次官が暗殺された。唐暗殺事件は現地外交官に大きな衝撃を与えた。日中交渉のために唐と親交のあった須磨弥吉郎駐南京総領事は唐を偲ぶ手記の中で、唐の死がもし中国側の抗日感情を表しているなら「支那は滔々たる歐米熱に浮かされ、日本との隔隙を益々大きく

¹ 「對支政策ニ關スル件」(昭和10年10月4日)(外務省記録A.1.1.0.10「帝國ノ對支外交政策關係一件」第四卷)。

² 「大臣、蔣大使會談録「第四回」(昭和10年10月21日)(同上、外務省記録A.1.1.0.10)。

³ 「川越總領事ヨリ廣田外務大臣宛電報」(昭和10年7月7日)(外務省記録A.6.1.3.1-3「支那地方政況關係雜纂 北支政況」第七卷)。

して怖るべき危機に立つことであらう」と訴え、中国側の抗日気運の高まりを危惧した⁴。

一方、日本政府内でも中国側の現状に鑑み、対中政策を再検討するようになった。翌 36 年 1 月 21 日、廣田外相は貴族院議会での演説で三原則の「精神ハ東亞ニ國ヲ成スモノノ 共通方針ト申シテモ差支ナイノデアリマス、支那政府モ此ノ點ハ十分諒解」していると述べると、翌日に中国側は直ちに非公式談話で「廣田外相カ演説中中國カ已ニ同意シタル旨ヲ述ヘタルコトハ甚タ事實相違ナリ」と発表し、三原則を否定する姿勢を明確にした⁵。その後、二・二六事件の関係で岡田啓介内閣が倒れると、3 月 9 日に廣田による新内閣が発足された。

新内閣の外務大臣を務めた有田八郎は貴族院での議会演説で今後の外交方針は前内閣と同様に「對支三原則ヲ基礎トシテ、日支間ニ話合ヲ進ムルコトニナツテ居ルノデアリマス」と、広田三原則を踏襲すると説明した⁶。しかし、実際では、南京、北支、満州の様子を視察してきた有田自身は既に広田三原則の限界を感じていた。それは中国訪問の間、有田は現地の須磨総領事と磯谷廉介武官⁷との会談で、既に北支の現状についての報告を受けていたためである。会談の中で、今後の工作の推進に当たって日本側と以前から連絡を取っていた中国側の「宋哲元⁸ハ當初傳ヘラレタル如キ意氣モ理想モ無ク」、人望のない宋が隣接地域の他の中国側の有力者に影響を与える「觀測及計劃ハ畫餅ニ歸スルノ他無」と須磨と磯谷は説明した。また、冀東防共自治政府との軍事協定締結の構想もまた「北支政權ノ現情未タ帝國政府ト此種協定ヲ締結スルノ域ニ達シアラサル」として困難であると磯谷は報告した⁹。そのため、有田は視察を通じて、華北分離工作が冀東防共自治政府の成立によって一段落を終えたとはいえ、現地の状況では工作が終了するまでなお時間を要すると理解した。

⁴ 島田俊彦ほか編「唐有壬之死」（昭和 10 年 12 月 25 日）『現代史資料 8 日中戦争 1』みすず書房、1976 年 9 月、115 頁。

⁵ 「外務大臣ノ演説」（昭和 11 年 1 月 22 日）「第 68 回帝国議會貴族院議事速記録第二号」；「民國廿五年一月廿二日外交部非公式發表」（1926 年 1 月 22 日）（前掲、外務省記録 A.1.1.0.10 第六卷）。

⁶ 「外務大臣ノ演説」（昭和 11 年 5 月 7 日）「第 69 回帝国議會貴族院議事速記録第二号」。

⁷ 陸軍教育總監部第二課長、陸軍省人事局補佐課長、參謀本部第二部長などを歴任、会談直後の 3 月 23 日より軍務局長、同年 12 月には陸軍中將へと昇進。

⁸ 元チャハル省政府主席であり、1935 年半ばに華北における日中間の紛争が起きた時、その腹心の秦德純が代表となって日本側と土肥原・秦德純協定を締結した。それにより、宋は政府主席を罷免された。その後、平津衛戍司令に任命され、同年末には冀察政務委員会委員長を兼任するに至った。

⁹ 「磯谷武官報告要領」（昭和 11 年 3 月 17 日）（外務省記録 A.1.1.0.21-27 松本記録「満州事変華北問題」第九卷）。

三原則に対する中国側の反応及び現地的情勢に対する分析を受けて、4月12日に有田は西園寺公望元老に「支那の方は、要するに三原則を支那に認めしむることは頗る困難であつて、これに固持することは面白くないと思ふ。で、日支関係をいかに好轉させるかといふことは、北支工作のある間は非常に難しい。で、結局現在のところ、對露關係を強調して、さうして北支工作を變更させるよりほか致し方ない」と説明し、中国側の抗日氣運が昂揚する中、対中政策を變更する必要があると判断した¹⁰。

この方針の下で、外務省は早速陸軍と意見調整を開始した。外務省東亜局の上村伸一課長は4月11日から陸軍省軍事課の影佐禎昭中佐と会談したが、その目的は「對蘇問題逼迫ノ折柄帝國ノ對支政策モ亦對蘇問題ヲ中心ニ再検討スル要アル旨ヲ力説シ從來ノ對支施策ノ中對蘇準備ト矛盾スル點ヲ指摘」して、陸軍側がそれを是正するよう「誘導」することであった。上村の華北問題についての指摘に対して、「對蘇軍備ノ充實ハ昭和十六年ヲ以テ完成スル豫定ナリ、依テ外交上ノ準備工作モ右六年間ニ完成スルヲ要ス。然ルニ冀察ノ況狀ヲ以テシテハ、右機関内ニ北支五省ノ自治ヲ完成シ北支ヲシテ對蘇開戦ノ際、帝國ノ為安心シ得ル背後地タラシムルコトハ殆ト不可能ナリ」と影佐が述べたように、作戦準備の観点からも中国との關係悪化は好ましくないと陸軍側は考えていた。

そのため、影佐は出先軍が華北分離工作を通じて「宋哲元〔平津衛戍司令〕ヲ擔キ出シタルコトカ根本的誤謬」であると断言し、今後日本側が交渉すべき相手は「昔ニ還リ中央ト今一度話合ノ上…北支ノ收拾ヲナサシムルヨリ外ナシト考フ、參謀本部高橋中佐ノ如キモ同シ考ニテ軍部内ニモ同一意見ノ者相当アル」と影佐は強調した。そして、「関東軍ノ支那三分論ハ時代遅レナリ、對蘇問題ヲ控エタル今日舊態依然タル對支政策ハ不可ナリ」という判断の下で、影佐は協議の末、「外務省モ賛成ナラ、自分ハ茲數ヶ月内ニ軍部ノ意見ヲ取纏メ得ル自信アリ、暫ラク自分ヲ信頼シ軍内部ノ纏マルヲ待タレ度シ」と上村に約束した。また、「歐米殊ニ英國トノ親交増進ノ必要ヲ認ム依テ支那ニ於テモ徒ラニ歐米ノ反感ヲ挑撥スルコトハ反對ナリ」という観点から外交面においても外務省の方針に協力するという姿勢を示した¹¹。

外務省に協力する姿勢は陸軍上層部にも見られた。たとえば、6月7日に寺内寿一陸軍大臣が外交問題をめぐって外務省との關係について問われた際、寺内は「外交は大體にお

¹⁰ 原田熊雄『西園寺公と政局 第五卷』岩波書店、1951年9月、48頁。

¹¹ 「對支政策ニ關シ軍側係官ト会談ノ件（一）」（昭和11年4月13日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.21-27 第九卷）。

いて外務省とできるだけ協調してやるつもりだ」と返答し、「關東軍の方にもさうやたらなことは言はせないつもりである」と外務省の方針に協力する態度を明らかにした¹²。

斯くして外務省と陸軍側は対支政策の修正を模索し始めたが、その目的はまだ日中関係が急速に悪化することを防ぐことに止まっていた。8月6日に首相、外相、陸相、海相が共同に決定した「帝国外交方針」では今後の外交政策についてその「方針ヲ確立シ施策ヲ之ニ順應セシム可ク出先文武官憲ノ連絡ヲ緊密ニシ且國民ノ指導ヲ積極適切ニシ以テ外交ノ完全ナル統制ヲ期ス」と、政府による外交指導及びの徹底化について合意した。そして、対中政策の根本方針は引き続き広田三原則に準拠するが、「支那中央及地方政權ニ對シテハ常ニ嚴然タル態度ト公正ナル施策トヲ以テ臨ミ…北支方面ニ於テハ日滿兩國トノ經濟的、文化的融合提携ヲ策スルト共ニ蘇聯ノ赤化進出ニ對シ日滿支共同シテ防衛ニ當ルベキ特殊地域タラシムルニカム」と、今後は華北新政權の育成に集中すると規定した。それに鑑み、中国側との関係がこれ以上悪化しないよう「爾他ノ地方政權ニ對シテハ殊更ニ支那ノ統一又ハ分立ヲ助成シ若クハ阻止スルガ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス」と決定した¹³。

「帝国外交方針」に基き、8月11日に決定された「対支実行策」では北支を親日滿的地帯として建設することを目的としたが、その実行に当たって「北支五省ヲ以テ目途トスベキモ徒ニ地域ノ擴大若ハ理想的分治ノ一舉完成ニ焦慮スルハ却テ紛糾ヲ増シ目的ヲ達成スル所以ニ非ルノミナラズ、速ニ對蘇態勢ヲ有利ナラシメントスル考慮ニ反スルノ結果トナル」惧れがあるため、中国側との関係悪化を避けることを優先すると決定した。そのため、「分治ノ形式ニ就テモ名目ノ如何ニ拘泥スルコトナク、實質ヲ取ルコトニ着眼シ南京政權ノ面子ヲモ考慮シテ同政權ヨリ授權ノ形式下ニ實際上北支聯省分治ヲ承認セシムルコト得策ナリトス」と、南京政府¹⁴の面子を立てることによって中国側が北支の分治に反発しないように工作を実行することにした¹⁵。

そして、同日に決定された「第二次北支処理要綱」では工作の進め方について同年1月の「北支処理要綱」を踏襲しながらも修正を加えることにした。まず、北支処理の主眼は

¹² 前掲、『西園寺公と政局 第五巻』、84頁。

¹³ 「帝国外交方針」（昭和11年8月6日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.10 第六巻）。

¹⁴ 当時、国民政府の首都が南京にあることにより、日本側は国民政府を南京政府と称していた。国民政府の主席は林森で、蔣介石は軍事委員会委員長及び行政部長を兼任し、軍事、政治、外交を統一的に指導していた。また、前述したように汪兆銘は当時副行政部長及び外交部長を兼任していたが、狙撃事件以降は外交部長を辞任した。日中戦争勃発後、蔣介石率いる国民政府は首都を重慶へと移動したため、その後は重慶政府と呼ばれるようになる。一方、汪兆銘を首班とする新政府は南京に首都を置いたため、南京政府と呼ばれた。

¹⁵ 「対支実行策」（昭和11年8月11日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.10 第六巻）。

依然として「北支民衆ヲ本位トスル分治政治ノ完成ヲ援助シ該地域ニ確固タル防共親日滿ノ地帯ヲ建設セシメ併セテ國防資源ノ獲得竝ニ交通施設ノ擴充ニ資シ以テハ蘇國ノ進寇ニ備ヘーハ日滿支三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ」と、華北を中国側から引き離す路線に変化はなかった。しかし、工作を実行するに際して同処理要綱では分治は「日滿支三國ノ提携共助ヲ目的トスル政治上及經濟上各般ノ施措ニ關シ南京政權其ノ他ノ排日的工作ニヨリ影響ヲ受ケザルガ如キ状態ニ在ラシムル」を目途とするも、「該地域ニ於ケル支那領土權ヲ否認シ又ハ南京政權ヨリ離脱セル獨立國家ヲ育成シ或ハ滿州國ノ延長ヲ具現スルヲ以テ帝國ノ目的タルガ如ク解セラルル行動ハ嚴ニ之ヲ避クルヲ要ス」と、中国側の立場を考慮する内容を新たに取り入れることとなった¹⁶。この二つの決定は悪化しつつある日中関係を改善するために、中国側の立場を考慮する修正を取り入れたのである。

ところが、日本側のこのような対中政策の修正は中国側の親日派の衰退、中国側の広田三原則の否認、冀察政務委員会の弱体化、冀東防共自治政府の育成に起因しているが、別の目的も込められていた。すなわち、日本側が華北分離路線を維持しながらも中国側の領土権を否定しないのは「南京政權ニ對スル政治上ノ手トシテ利用シ之ニ依リ南京側トノ懸引ニ付最大限度ノ效果ヲ収メントスル」ためであった。換言すれば、「南京政權ヲシテ我方ニ依存スルノ已ムナキニ至ラシムル」ことこそ、中国側の領土権を否定しないことに込められた目的である。後述するが、日本側が臨時政府、維新政府及び南京政府の樹立に支援したのも同様の目的に準じるものである。そして、この目的を実現するための防共軍事協定、日支軍事同盟、最高政治顧問の傭聘、軍事顧問の傭聘などについて、日本側は中国側との新たな交渉機会を通じて提案することにした¹⁷。

第2項 対中政策の修正

おりしも1936年8月末から抗日運動が頻発していたため、有田外相は抗日運動を解決するための交渉を新たな日中関係を調整する交渉へと発展させるために、「更ニ進テ北支問題ノ解決（対支実行策ニ準拠ス）等ノ話合ニ入ラシムルヤウ支那側ヲ誘導スル」よう南京にいる川越茂駐華大使に命じた¹⁸。9月8日から二週間にかけて中国側との意見交換を

¹⁶ 「第二次北支處理要綱」（昭和11年8月11日）（同上）。

¹⁷ 「對支実行策」（昭和11年8月11日）（同上）。

¹⁸ 前掲、「昭和11年9月5日付有田外相→川越大使」（昭和11年9月5日）『現代史資料8 日中戦争1』、288頁。

経て、中国側は「北支の政權又は半独立政權の樹立を要求せらるるが如きは支那の主權、領土權及び行政權の完成を破壊するものにて到底容認し難し」と主張したが、防共問題などに関しては引き続き協議する姿勢を示したため、日中間の関係改善に向けての交渉が正式に再開されるようになった。

交渉に向けて日本側の顧問招聘の要望に対して、中国側は技術者及び科学者の招聘を容認した。そして、関係調整に当たって、冀東防共自治政府の解消、チャハル省東部及び綏遠省における日本側が支援する軍隊の解散を要求した¹⁹。中国側が交渉に応じたことを受けて、9月29日に開かれた外、陸、海三省の事務当局会議で「川越大使蔣介石間交渉に関する方針」についての意見調整が行われた。防共の範囲について同方針は「山海關包頭を連ぬる線以北に限定せず北支五省を含ましむるを要す」と規定していたが、外務省は「反蘇依日」という前述した「対支実行策」の観点から中国側の案に沿うべきだと提案した。北支の処理に関して、陸軍側は「北支は南京に承知させなくても自力で促進す防共だけ出来れば満足なり」として「交渉の状況に依りては北支五省に対支支那主權侵害の意図全然なきことを支那側に明言すべし」という意見を明確にした²⁰。

そして、10月1日に行われた首相、外相、陸相、海相が参加する四相会議では外務省側の提案を受け入れた梅津美治郎陸軍次官が「防共範囲を為し得れば北支五省已むを得ざれば山海關包頭線と致度」と発案したことにより、同方針は四相合意の下で正式に採択された²¹。10月2日、川越大使への訓令では交渉に当たって防共協定の範囲に関しては「北支五省とすること但し已むを得ざれば差当り支那北辺に限定するも差支なし」と説明した。北支問題については「第二次北支処理要綱」に依拠して南京政府が「北支の特殊性を認め北支五省に特別の政治組織…を創設すると共に右新組織に対し財政、産業、交通等に関する特殊の権限を賦与する」よう要求すると命じた。そして、南京政府が北支特殊制度を承認した場合、日本側はその見返りとして「北支に南京政府より離脱せる独立国家を育成し或は満州国の延長を具現するが如き意向なき旨」を中国側に伝えると指示した²²。

新たな訓令に基づき、川越大使は10月8日に防共問題及び北支問題について南京政府の実質的な指導者である蔣介石軍事委員会委員長兼行政部長と会談を行った。蔣は防共問題

¹⁹ 同上、「九月二十三日川越張群会談に於て張群が読上げた書物」(昭和11年9月23日)、291-292頁。

²⁰ 同上、「支那事件經過概要 其の二一」(昭和11年9月30日)、232-234頁。

²¹ 同上、「支那事件經過概要 其の二二」(昭和11年10月1日)、239-240頁。

²² 同上、「十月二日四相會議に於て決定の川越大使宛訓令」(昭和11年10月2日)、297-298頁。

は両国共通の利害に関係しているため異議はないが、「現在我國民ノ間ニハ蘇聯ニ反対スルコトヲ好マサル者少カラス甚タシキハ共産党ト聯合シテ進マンコトヲ主張スル者スラアリ左レハ先ツ斯ル空氣ヲ轉換セシムルコト先決問題ナリ」と説明し、日本側が軍事以外の面において中国側との関係改善を通じて国民の信頼を得るために協力を求めるよう求めた。さらに、北支問題に関しては日本側の提案は「俄ニ賛成シ難シ」と否定した。蔣は「北支ノミニ限ラス全国ニ亘リテ日本ノ協力」を中国側は希望しているが、中国側の「主権ノ保持竝ニ行政ノ統一ヲ妨ケサル」ことがその前提であることを明白にした。「北支問題ニ付テハ同地方ノ事態ヲ改善シ国民政府ヲシテ一般国民ノ信頼ヲ繋キ得シムル様考慮セラレ度シ」と蔣が会談の最後で川越大使に述べたように、主権の保持及び行政の統一を重要視する中国側もまた日本側と同様に交渉が有利に進めるために華北問題を利用しようとした²³。

その後、川越大使は防共協定と北支問題について張群外交部長²⁴、高宗武亜州司長²⁵と度々会談したが、北支防共協定に関して張は「須磨、高宗武会談ノ際ト同様本協定締結ノ条件トシテ冀東政府ノ解消及綏東偽軍ノ解散ヲ持出シ種々国民政府ノ立場」を訴えることに終始していた。それに対して、川越大使もまた「冀東問題ハ防共トハ全ク関係ナキモノニテ到底問題トシ難ク綏東問題ハ将来防共委員会ニ於テ話合フコトモ出来得ヘキニ付今茲ニ問題トスル必要ナシ」という態度を崩さなかったため、交渉は平行線をたどっていた²⁶。

そして、11月7日、高は須磨総領事との会見で改めて「一般反共協定ハ到底受諾シ得ス」、「北支協定ハ其ノ実施地域及実施事項ニ付意見ノ合致ヲ見且冀東政府及綏東偽軍問題解決シタル上ニアラサレハ話合ヲ進メ難ク」という立場を再度繰り返すと、須磨は中国側の「回答ハ会談ヲ全体トシテ拒絶スルニモ等シク話ハ全ク逆転シ之ニテハ当然決裂ノ外ナキ次第ナルカ支那側ニテハ一体其ノ積リナリヤ」と不満な態度をあらわにしたが、中国側は動くことはなかった²⁷。11月11日に行われた川越大使と張外交部長との会談で、「支那側ニ於テ依然交渉ヲ纏ムルノ決心ナリヤ」という川越大使の問いに対して、中国側は依然北支

²³ 同上、「第二次訓令による会談関係の外務電」（昭和11年10月8日）、317-319頁。

²⁴ 蔣介石の側近の一人であり、日中戦争勃発前は中政会委員兼外交委員会委員、国民革命軍総参謀長、上海特別市市長、外交部長、中央政治委員会秘書長兼外交専門委员会主任委員を歴任し、日中戦争勃発後は国防最高委員会秘書長、軍事委員会委員長重慶行営主任、四川省政府主席となり、後方支援を務めた。

²⁵ 1934年より亜州司長に就任したが、後述するように日中戦争勃発後は日本側との和平交渉を水面下で進めることに当たった。

²⁶ 前掲、「第二次訓令による会談関係の外務電」（昭和11年10月20日）『現代史資料8 日中戦争1』、327頁。

²⁷ 「須磨総領事ヨリ有田大臣宛電報」（昭和11月7日）（外務省記録A.1.1.0.9-10「日支外交関係雑纂 昭和十一年南京ニ於ケル日支交渉関係」）。

問題解決が先決条件という態度を堅持していた²⁸。斯かる中、11月16日に関東軍が背後で支援する綏東偽軍が中国側を攻撃する綏遠事件が発生すると、綏東の軍隊解散を交渉条件としている中国側の態度は一層硬化した²⁹。その結果、中国側の態度は当分変化することがないと判断した川越大使は11月25日に、遂に有田外相に対して日本側より交渉を打ち切ることを要請した³⁰。斯くして、日本側の「対支実行策」に基く中国側との交渉は遂に失敗に終わることとなった。

「対支実行策」に基く日中関係調整が失敗した日本側はその直後に起きた西安事件によってその対中政策の再度の修正を迫られた。36年12月12日、張学良共産軍討伐副司令官は反共から反日への政策転換を進言すると称して西安を視察中の蔣介石を拉致、監禁した。この事件は国民党、共産党の会談によって平和裏に解決されたため、これを契機に国民政府と共産党との内戦も終了した。これにより、国民政府が掲げてきた共産党を排除してから外敵の攻勢を排除するという「安内攘外」政策も一段落を終えることとなった。事件を起こした張学良は「今後ノ對日外交ハ此ノ上謂ハレナキ誤魔化シト讓歩ヲ為スヘキニアラス國內政治ニモ亦同様明確ナル態度ヲ執ルヘキモノナリ」と主張していたため、中国側の対日姿勢が今後如何に変化するかは不明であった³¹。

このような中国側の現状に鑑み、川越大使は本国に対して「日支國交調整ノ交渉モ今日ノ如キ事態ニテハ繼續スルニ由ナク若シ日本側ヨリ持出ストキハ政府ニ於テ之ニ取合ハサルハ勿論却テ一般ノ誤解ヲ招クコトトナリ面白カラス」と説明し、「支那ノ大局ヲ注視シ其ノ動向ヲ把握シテ其ノ對策ヲ樹ツルコト日本トシテ執ルヘキ途ナリ」、と事件後の進展を静観し情勢に準じて対中政策を調整すべきだと進言した³²。日本側は事件発生直後、首相、外相、陸相、海相は何れも「静観して、絶対にかれこれ小策を弄しないやうにしよう」と判断していた³³。また、当時では中国側との交渉失敗が他の外交問題と重なったことで、内閣への不満が内閣交代につながりつつある時期にあつたため、日本側はその後もしばらく静観する態度に徹していた³⁴。

²⁸ 「須磨総領事ヨリ有田大臣宛電報」（昭和11月11日）（同上）。

²⁹ 「須磨総領事ヨリ有田大臣宛電報」（昭和11月19日）（同上）。

³⁰ 「須磨総領事ヨリ有田大臣宛電報」（昭和11月25日）（同上）。

³¹ 「中村総領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和12年1月8日）（外務省記録 A.6.1.5.10「西安事件」）。

³² 「川越大使ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和12年1月11日）（同上）。

³³ 前掲、『西園寺公と政局 第五巻』、212—213頁。

³⁴ 同上、206、231頁。

斯かる中、中国側の対日政策が事件発生によって変化しつつあることを日中関係を調整する好機として捉える現地の外交官もいた。たとえば、事変直後の12月31日に北平駐在の加藤書記官は「冀東問題ノ如キ日本ノ利益トモナラス又日支親善上何等ノ意義ヲモ為サス却テ一般支那人ニ不安ヲ抱カシムルニスギザル」と説明し、西安事件を契機に「冀東ノ取消ハ急ニハ出来サルヘキモ日支ノ間ハ何事カスカル大問題ヲ捉ヘ一舉ニ解決シテ心民ノ一新局面ノ轉廻ヲ計ルコト必要ナリ」と有田外相に進言した³⁵。

それと同時に、中国側の対日姿勢が強硬なものになりつつあることは時間の経過とともに徐々に明らかになってきた。先ず、日本側が華北分離工作の際に協力を求めた中国側の宋冀察政務委員会委員長は前年末の日中関係調整の時期から既に日本側に対して冀東防共自治政府の解消を求めていたが、「西安事変直後宋ハ冀東解消スル迄ハ田代〔皖一郎支那駐屯軍〕司令官ニモ会ハステ軍側トノ面會ヲ拒絶」した³⁶。また、「現在支那では一般に飽く迄日本に抵抗せざる可らずと云ふことが信念となり、之がためには武力抵抗は云ふ迄もなく容共政策の採用も亦止むを得ずとの論盛んなり」、と張群外交部長が1月29日に一時帰朝した須磨総領事を通じて廣田首相及び有田外相への伝言にも同様な傾向が確認された。その上に、孔祥熙財政部長も事変後に「従来完全に『セット・アイサイド』されて一切触れざりし満州問題を持ち出し、「之に対する日本の規制施設は之を認むるも兎も角一応之を支那に返還し然る後に『アイルランド』『カナダ』等の如き自治領となさん」ことを要求してきた。このような中国側の動向について「支那は最近著しく日本の圧力を懼れざるに至れること」を「痛烈」に感じたと須磨は報告した³⁷。

須磨の報告を受けて、たとえば海軍軍令部は「支那は事実上漸次統一に向ひつつあり」、「支那青年の覚醒就中国権回復、国家統一を目途とせる青年将校の強烈なる一致団結気運増進しつつあり」という中国側の現状に鑑み、今後中国側との関係調整はイギリスが数年前から既に行ってきた「対支親善方針」を参考すべきだと判断した。そのため、軍令部は中国側が最も重要視する「過去に於て不当に作為せる既成事実〔北支工作〕の解消」、「将来如斯行動を絶対に行はざるべき保証」を参考に「既定の対支政策に再検討を加へ和戦両

³⁵ 「加藤書記官ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和11年12月31日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.21-27第九卷)。

³⁶ 同前、「加藤書記官ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和11年12月31日)(同上)。

³⁷ 前掲、「須磨南京総領事帰朝談要旨」(昭和12年1月29日)『現代史資料8 日中戦争1』、417頁。

様の備へに万遺憾なきを期するは蓋し現下の緊要時なり」と結論付けた³⁸。

斯くして、37年2月2日に林銑十郎内閣が成立した後、日本側は再び対中政策の修正を開始した。前年において、広田三原則、対支実行策、第二次北支処理要綱に基づいて行われた日中間の関係調整は何れも難航していた。その一方、西安事変は中国側の親日勢力が衰退したことを象徴していた。このような現状を踏まえて、外務大臣として迎えられた佐藤尚武は早速中国側との関係調整についてその方針を明らかにした。3月11日に行われた衆議院会議で、佐藤は鶴見祐輔と芦田均両代議士の質問に対する答弁の中で、国際情勢、とりわけ日中関係についての外交方針を説明した。「各國皆國家經濟主義ヲ採ッテ、自國ノ安立ヲノミ是レ事トシテ居ル、斯ウ云フ状態ニ於テハ、國際間ノ關係ガ惡化スル一方デアル…故ニ進ンデ日本モ自存ノ為ニ必要デアルナラバ、滿州其他ノ經濟上ノ所謂「ブロック」ヲ拵ヘテ、ソシテ此大勢ニ當ルベキデアル」という認識に対して、佐藤は現状では経済上のブロックを拵えるほど切羽詰まっていなと主張した。また、行き詰まりを見せている日中関係について、満州国問題を再び日中両国の問題として取り扱う意思がないと明言した上で、「平等互惠ノ立場ニ立ッテ、支那ノ心配スル所モ聽キ、又吾々ノ緊密トスル權益ニ關スル主張モ十分ニ聽イテ貰ッテ、最小限ノ要求ニ對シマシテハ、吾々ハソレヨリ一步モ退クコトガ出来ナイト云フ立場ヲ執ッテ進ミタイ」と説明した³⁹。

この新内閣の方針の下で対中政策の再検討が行われ、2月20日に外務省東亜局第一課は昨年8月11日付の「対支実行策」及び「第二次北支処理要綱」を改訂すると決定した。改訂理由について東亜局は「前記諸政策の実績竝に最近に於ける支那国内情勢の趨向に徴するに例へば北支五省分治の如き政治的工作は其の遂行に当り緩急宜しきを制すること困難にして為に支那側をして我方真意を誤解せしめ不必要に日支関係を紛糾せしめたる点尠なからず」と説明した。そのため、今後の対中政策はその実施に当たって「此の種政治的工作は成るべく之を差控え先づ両国間政治関係の如何に依り影響を受けざるが如き日支不可分の経済的依存関係を樹立せしむることを目標として支那民衆を対象とする経済工作の推進に主力を終結すること肝要なりと認む」と強調した。したがって、国民政府の「面子を考慮し同政権をして国民の手前抗日標榜の已むなきに至らしむるが如き措置を避くると共に特に支那民衆を対象とし如実に共存共栄を具現するが如き文化的経済的工作に力を注ぎ

³⁸ 同上、「情報総合附所見」（昭和12年2月1日）、419-420頁。

³⁹ 「外交ニ關スル緊急質問」（昭和12年3月12日）「第70回帝国議會衆議院議事速記録第20号」。

以て日支両国国交の調整に資す」べきである。

佐藤はまた、北支処理の主眼は国防資源の獲得並交通施設を拡充することであり、その目的達成は「主として経済諸工作の促進に依ることとし此の際急速に北支の分治を図り若くは支那の内政を紊す虞あるが如き政治工作は厳に之を戒め以て内外の疑惑並支那の対日不安感の解消に努む」と強調し、政治工作から経済工作へと転換すると結論付けた⁴⁰。それは中国側との関係調整が北支問題で失敗したことに鑑み、従来の華北分離路線を修正して、華北を中国側から分離しないことを新方針に据えた。換言すれば、南京政府が北支特殊制度を承認した場合のみ、日本側は「北支に南京政府より離脱せる独立国家を育成し或は満州国の延長を具現するが如き意向なき旨」を表明するのが従来の方針であったが、新方針では華北分離を強行しないことを最初から明確にした。

同様の動きは陸軍内部にも見られた。参謀本部第二課は同年 37 年 1 月 6 日に「帝国外交方針改正意見」及び「対支実行策改正意見」を作成し、前年 8 月 11 日に決定された「対支実行策」の改正を主張した。第二課は中国の「建設統一運動を援助」することを基本方針とし、「北支特殊地域たる観念を清算し之を五省独立の気 醜に誘致するが如き方策を是正し現冀察政権の管掌する地域は当然中華民國の領土にして主権亦其中央政府に在る所以を明確にす」とともに「日支軍事同盟の締結、国民政府に於ける帝国最高政治顧問の傭聘、軍事顧問の傭聘、其他地方政権に対する施策等は暫く帝国より提議することを中止す」と、それまでの北支分離を中心とする方針を修正した⁴¹。改正理由について、「第三国特に共産党の連関ありと雖党の一変体とも称すべき抗日人民戦線派の実体は正当なる新支那建設運動に転化せらるべき多大の期待を有するにあり 之を新支那建設運動に転化せしむる一大動因は実に帝国が従来 of 帝国主義的侵寇政策を放棄」することであると説明し、国民党と共産党が協力体制を構築しつつあることに鑑み、反日を掲げる共産党を「新支那建設運動」に誘導する観点から対支政策を再検討すると第二課は説明した。

それと同時に、「南京政權ヲシテ我方ニ依存スルノ已ムナキニ至ラシムル」という先述した「対支実行策」の目的も踏襲された。対中政策修正の目的について第二課が「帝国々策は国策大綱に示されあるが如く東亜聯邦を成形し支那を東亜聯邦の一員たらしむるにあり」と説明したように、対中政策を修正してもその目的に変化がないことを明確にした。それ

⁴⁰ 「『対支実行策』及『第二次北支處理要綱』ノ調整ニ關スル件」(昭和 12 年 2 月 20 日)(外務省記録 A.1.1.0.10「帝國ノ對支外交政策關係一件」第七卷)。

⁴¹ 前掲、「帝国外交方針改正意見」(昭和 12 年 1 月 6 日)、「対支実行策改正意見」(昭和 12 年 1 月 6 日)『現代史資料 8 日中戦争 1』、378—381 頁。

により、「支那を右聯邦の一員たらしむる為には先づ帝国の政策をして大御心を奉戴する大義公正に則らざるべからず此見地よりすれば必然新建設運動並統一運動には援助の労を吝むべからざるは勿論侵略的独占的優位的態度の是正を要望せざるを得ざるなり」と、中国で新たに発生した統一運動の気運を支援するよう政策の改正を行うことは中国を東亜聯邦を構成する一員とする日本の国策に適うものだと主張した⁴²。1月25日に、参謀本部は対中政策の修正について「帝国は庶政一新の断行に依り日滿を範圍とする自給自足經濟を確立し戦争準備の完了を期す 之を一転機として対支政策を変更す即互助共榮を目的とする經濟的文化的工作に主力を濺ぎ其の統一運動に対しては公正なる態度を以て臨み北支分治工作は行はず」と陸軍省に申し入れた⁴³。

海軍側もまた佐藤外相の就任と同時に「第二次北支処理要綱」の再検討を行った。軍令部は前述した須磨総領事の報告を受けた後、第一部の横井忠雄大佐は「日本人の所謂日支共存共榮に対する猜疑」を打破する必要があるとして、「第二次北支処理要綱」は「北支の分治を主眼としあるも分治の強調は結局中央政權と独立し日本の傀儡政權の樹立を策する如く解せらるゝを以て寧ろ日滿との經濟提携、国防資源の獲得並に交通施設の拡充を当面の目的とするを可とす」との意見を作成し、政策の重心を經濟面に置くことの重要性を指摘した。また、2月18日に上海駐在の楠本実隆大佐と本田忠雄海軍少将による中央への進言内容もまた、中国の現状では「我方に於て徒に打倒蔣介石、打倒国民党或は北支五省中央離脱等の旧式觀念を以て緊むことは却て反結果を招来すること必然なり速に斯くの種旧式觀念を改め堂々と中央政府を相手として進むべき」と主張した。それは「支那に対し恫喝に依り我意を押し付けんとする時機は已に去れり 又外圧は却て支那の抗日意識を強め政府は之を利用し益團結力を強固にす実力行使の決心なき威圧は百害ありて一利なし」という中国側の現状を考慮に入れた判断であった⁴⁴。

斯くして、外務、陸軍、海軍が同時期に対中政策の修正に乗り出したため、4月16日に三省上層部は協議の末、改正意見を取り入れた新たな「対支実行策」を決定した。今回の方針では中国側の西安事変以降の硬化した対日姿勢に鑑み、従来の内容を踏襲する形で「南京政權並ニ同政權ノ指導スル支那統一運動ニ對シテハ公正ナル態度ヲ以テ之ニ臨ムト共ニ支那側カ侮目的態度ヲ採ルニ至リシ根因ノ除去ニ努メ以テ同政權ヲシテ漸次容共及歐米依

⁴² 同上、「帝国外交方針及対支実行策改正に関する理由並支那觀察の一端」（昭和12年1月6日）、382-383頁。

⁴³ 同上、「陸軍省に対し対支政策に関する意志表示」（昭和12年1月25日）、384頁。

⁴⁴ 同上「楠本大佐の対支政策意見」（昭和12年2月18日）、389-390頁。

存的政策ヲ拋棄シ帝國ト近接シ來ル」ことを目的と規定した。

この目的に従い、日本側は「日滿支提携共助ニ關スル諸施設ノ實現」を促す方針を取るが、具体的には北支地域が「日滿支三國提携共助實現ノ基礎」となるよう同地域を建設することである。そして、その達成方法について今後は「主トシテ經濟諸工作ノ促進ニ依ルコトトシ北支ノ分治ヲ圖リ若クハ支那ノ内政ヲ紊ス虞アルカ如キ政治工作ハ之ヲ行ハス以テ内外ノ疑惑竝支那ノ對日不安感ノ解消ニ努ムル」と合意した。また他の地方政權に対しても「支那全般ニ於ケル総合的親日傾向ヲ醸成セシムル」という観点から、「特ニ統一ヲ助成シ又ハ分立ヲ計ル目的ヲ以テ地方政權ヲ援助スルカ如キ政策ハ之ヲ執ラサルモノトス」という施策を執ることにした⁴⁵。

第3項 「親日傾向」を醸成

このように佐藤外相時代における対中政策の修正について、政府中央では意見の一致を見ることができたが、北支分離工作を推進してきた関東軍はそれに対して強く反発した。関東軍参謀部は1937年2月に作成した「対支蒙情勢判断」で既にその姿勢を明示した。関東軍は「反滿抗日及共産的思潮ノ増大高揚ヲ招来シ現在帝國ノ豫期スル在滿兵力ノ増強ヲ見ルモ到底右ノ思潮乃至匪軍ノ根絶ヲ期スルヲ得ス」という現状に鑑み、満州国の治安を確立し北支防共を完成して対ソ必勝の戦備を充実するために「内蒙及北支工作ヲ強行シ該地帯ヲ日滿支ノ融合地帯タラシムルノ國策ヲ速ニ具現スルヲ要ス」と要求した。具体的には内蒙軍政府を強化して冀東と連衡した上で、「冀東、冀察、山東各政權ヲ一體トシ吳佩孚ヲ起用シ茲ニ北支政權ノ基礎ヲ確立ス若シ冀察政權ニシテ之ニ應セサル場合ニ於テハ先ツ天津ヲ獨立セシメ冀東、山東ヲ合体セシム之ノ際要スレハ帝國ハ所要ノ兵力ヲ行使」した後、山西、綏遠に拡大すると関東軍は構想した。

関東軍のこうした要求の背景には南京政府と共産軍との間に妥協が成立すれば、「當然ノ歸結トシテ北支及内蒙ニ於ケル我特殊地位ニ動揺ヲ来タシ帝國ノ庶幾スル平和工作ニ依ル北支及内蒙疆自治ノ實現ノ如キハ遂ニ全ク不可能ナルニ至ル」という懸念があった⁴⁶。反発する関東軍に対して政府中央は説得を試みたが、新たな対中政策を関東軍に徹底させていないうちに、林内閣は衆議院総選挙での失敗を受けて6月初頭に総辞職した。それを受

⁴⁵ 「對支實行策」(昭和12年4月16日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.10 第七卷)。

⁴⁶ 「對支蒙情勢判断」(昭和12年2月)(同上)。

けて、東條英機関東軍参謀長は6月8日に新内閣が対中政策を再検討するよう要求するために上京した。東條は「現下支那の情勢を対蘇作戦準備の見地より観察せば我が武力之を許さば先づ南京政権に対し一撃を加へ我が背後の脅威を除去するを以て最も策を得たるもの」と述べ、中国側への武力行使の必要性を説明した。東條は「南京政権に対し我より進んで親善を求むるが如きは其民族性に鑑み却って彼の排日毎日の態度を増長せしめ」という判断に基き、「内閣更迭に際し過般開示せられたる対支実行策及北支指導策に対しては一般の検討を加へられんことを望む」と力説した⁴⁷。

一方、林内閣が政党との対立によって総辞職した後、新内閣として発足した近衛文麿内閣は廣田弘毅を再び外務大臣として迎えた。前述したように、廣田が首相を務めていた時、広田三原則に基く中国との関係調整は既に失敗した。そのため、廣田は外交団との接見で対中政策について、排日言論取り締まり及び欧米依存政策脱却、満州国独立の事実黙認及び北支満洲の経済的文化的提携、外蒙よりくる赤化脅威を排除する日本の諸般の施策に協力、という従来の広田三原則を引き続き主張するかと尋ねられた際、廣田はその「原則ハ日支両國關係ヲ調整スルニ付テノ心持ヲ表シタルモノナルカ其ノ後事態ノ變化モアリタルニ付今度ハ兩國間ノ懸案ヲ具体的ニ解決スルコトニ盡カスル積リ」と返答し、三原則に必ずしも拘らないことを明らかにした⁴⁸。そして、6月30日に廣田は枢密院で対中関係について説明した際、佐藤前外相時代に決定された修正案を継続し、関係各省に直ちに係官を中国及び満洲に派遣して出先にその方策を十分徹底させるという方針を明言した⁴⁹。

しかし、7月7日に勃発した盧溝橋事変は広田三原則を復活させる契機を作った。それは日本側が事変を契機に「対支実行策」の早期実現に図るようになったことと関係していた。前述したように4月16日に華北分離工作の中止を決定した「対支実行策」は「經濟諸工作ノ促進」に重点を置いているが、その主要目的は依然として中国側が「漸次容共及歐米依存的政策ヲ拋棄シ帝國ト近接シ來ル」ことであり、「日滿支提携共助ニ關スル諸施設ノ實現」であった⁵⁰。政治面のみを強調する広田三原則と比べてみると、経済面を強く意識する「対支実行策」は強調する面こそ異なるが、「支那全般ニ於ケル総合的親日傾向ヲ醸成

⁴⁷ 秦郁彦「対ソ、対華戦略に関する関東軍の意見具申」（昭和12年6月9日）『日中戦争史』付録史料22、河出書房新社、1961年9月、351頁。

⁴⁸ 「對支政策ニ關スル件」（昭和10年10月4日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.10 第四卷）；「廣田外務大臣外交團接見要録」（昭和12年6月7日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.10 第七卷）。

⁴⁹ 「六月三十日枢密院ニ於ケル外務大臣ノ説明資料（對支關係）」（昭和12年6月30日）（同上、第七卷）。

⁵⁰ 前掲、「對支實行策」（昭和12年4月16日）（同上）。

セシムル」という最終目的において相違はなかった。

事変勃発後、日本政府が現地解決、事態不拡大という態度を以って事変処理に当たると説明する一方、中国への派兵を決定すると同時に事変処理の予算をも追加した。武力を背景に、「支那政府竝ニ國民ノ自省自立ニ依リマシテ、日支兩國間ニ於ケル國交ガ速カニ且根本的ニ調整セラレムルコトヲ衷心ヨリ希望」という政府方針の下で、廣田は 7 月 27 日の貴族院会議で「帝國ノ根本方針ガ、日滿支三國間ノ融和提携ト、赤化勢力東漸阻止トニ依ッテ東亞ノ安定ヲ實現セムトスルニアル」と説明し、再びそれをより明確に表現している廣田三原則に沿って外交を進めることを公言した⁵¹。

斯くして、佐藤外相時代に決定された「対支実行策」は廣田三原則に代わったが、両者の最終目的が同一であるため、「対支実行策」に見られる中央政府を交渉相手とする姿勢、及び経済面を重要視する姿勢はその後にも対中政策の方針として踏襲された。戦争の拡大に従って日本側は経済面を重要視する方針に基き、中国での経済権益拡大の構想を急速に実現しようとした。外務省は佐藤外相時代に「対支実行策」及び「第二次北支処理要綱」の修正を提案する理由について、「両国間政治関係の如何に依り影響を受けざるが如き日支不可分の経済的依存関係を樹立せしむることを目標として支那民衆を対象とする経済工作の推進に主力を終結すること肝要なりと認む」と説明したように、外務省側は経済工作の推進を重要視している⁵²。

そして、陸海軍もまた西安事変以降、華北分離工作中止するという判断に至ると同時に、華北を建設する観点から外務省と同様に経済面の発展に目を向くようになった。石原莞爾参謀本部作戦部長が「北支に於ける無益の紛糾を廻避す」べきことを主張した「日支国交調整要領」では、その理由について「冀東は支那が満州国を承認する迄の抵当なり 我勢力下になる間速に其大改革を断行し新支那建設の模範たらしむるを要す」と華北の経営を重要視する参謀本部の姿勢を記した⁵³。そのため、参謀本部が作成した「対支実行策改正意見」では華北の領土と主権は中国側にあると主張したと同時に、「冀東地区は満支経済提携の楔子とし該地域内の経済開発を急速に実現せしむる為暫く現状を維持せしむると共に支那が軍閥誅求の苛烈なる圧迫下にある現状に対する模範的楽土たるの一実験場として帝国竝満州国によりて支援し後述新支那建設と相俟ち適時支那に復帰すべきものとす」と

⁵¹ 「内閣總理大臣ノ演説」(昭和 12 年 7 月 28 日)「第 71 回帝國議會貴族院議事速記録第 2 号」。

⁵² 「「対支実行策」及「第二次北支處理要綱」ノ調整ニ關スル件」(昭和 12 年 2 月 20 日)(前掲、外務省記録 A.1.1.0.10 第七卷)。

⁵³ 前掲、「日支国交調整要領」(昭和 11 年末)『現代史資料 8 日中戦争 1』、376 頁。

主張していた⁵⁴。

さらに、海軍軍令部が作成した「対支実行策案」の草案の中でも「経済的及文化的融和提携の実現により両国関係の調整」を図るという方針の下で、「北支五省の分治を目的とする工作を止むる」と主張していた。その場合、冀東防共自治政府の存続は問題となってくるが、海軍側はその存在は「究極に於て日支の友好関係を阻碍すべき」と判断し、状況の推移によってはその「看板の塗り換え」（名称機構の一部等を変更し実質は変更せず）によりて支那側に面子を与ふるべきだと構想していた。その上で、「支那側に対し既成の現状を黙認せしめ進んで経済資源の開発交通の発達文化的関係の向上等に協力せしむる如く施策す」と結論付けた⁵⁵。

斯くして、7月30日に外務省東亜一課が作成した「北支時局收拾ニ關スル外務省ノ意見」では「事件ノ所謂地方的解決ヲ計ル為南京政権ト離レタル鶴的中間政権（呉佩孚）其ノ他舊軍閥ヲ擁立スルノ不可ナルハ勿論、所謂自治運動ノ形式ニ依ル「故老」擔出シ亦不可ナリ」と強く主張した。東亜一課は続けて「地方政権ヲ樹立シ之トノ話合ニ依リ事態ノ收拾ヲ計ラントスルカ如キハ單ニ一時ヲ糊塗スルニ過キスシテ禍根ヲ千載ニ殘スモノナル」と説明し、地方政権の樹立は絶対不可であること、北支時局の收拾は中央政権との直接取引に依り解決すること、という外務省の態度を明記した⁵⁶。

外務省の意見に基き、8月7日に廣田外相、杉山元陸軍大臣、米内光政海軍大臣が共同に停戦条件を決定した。具体的条件として、北平、天津を含む永定河左岸以東地区を非武装地帯と設定すること、冀察、冀東兩政権を解消して南京政府が同地域の行政を行う代わりに、その行政首脳者は親日的で且広範囲な権限を持つこと、華北五省で平等な日華経済合作を実施することが決定された⁵⁷。そして、8月以降に戦火が上海まで拡大すると、日本側は次第に経済に対する要求を強化するようになった。首相、外相、陸相、海相が10月1日に協議した末に決定した「支那事変対処要綱」では国交調整と同時に交渉すべき事項について次のように説明した。

⁵⁴ 同上、「対支実行策改正意見」（昭和12年1月6日）、380頁。

⁵⁵ 同上、「海軍の対支実行策案」（昭和12年3月5日）、397-398頁。

⁵⁶ 「北支時局收拾ニ關スル外務省ノ意見」（昭和12年7月30日）（外務省記録A.1.1.0.30「支那事変関係一件」第二巻）。

⁵⁷ 外務省編纂、「廣田外相 蔣大使會談要録「第三、四回」（昭和10年10月7日）『日本外交年表並主要文書 下』原書房、1966年1月、308頁。

戦局ノ擴大ニツレ、國民ノ戦果ニ對スル期待モ亦増大シ、以上ノ如キ常道ニ満足スル能ハス、賠償等物質的條件ノ獲得ヲ熱望スヘキヲ以テ、對内的考慮ニ基キ、前述大乘的收拾策ノ精神ニ出来得ル限り背馳セサルヲ念トシ、國交調整ト同時ニ左記諸項ヲ交渉スルモノトス

この処理要綱で記した交渉すべき事項は即ち、直接賠償、海運及び航空の日支合弁シンジケートの創立、鉄道（膠濟鉄道、津石鉄道、承平鉄道）の建設及び経営、鉱業（北支ニ於ける金、鐵、炭鉱の開発）などの経済面における要求である⁵⁸。

10月19日、参謀本部が作成した「華北産業公司設立要綱案」及び「北支経済開発要綱案」では、北支で華北産業公司を設立して国策的事業を統一して総合に経営調整することで国防経済力の充実を図ると決定した⁵⁹。そして、南京攻略が近づくと、大谷尊由拓務大臣もまた廣田外相に対して、日本占拠地域の各省で自治政府を組織した上に、北京で聯省自治政府を樹立して支那新中央政權に日本より最高指導機関を特派すると同時に、日滿支経済ブロックの強化のために北支及び中支経済開発の綜合中枢機関として一大国策会社を新たに設立すると助言した⁶⁰。

一方、陸軍側の現地軍は政府中央の決定とは別に、華北において新たなる中央政府を樹立することに着手し始めた。関東軍司令部が8月14日に作成した「対時局処理要綱」では、事変勃発を契機に従来実行してきた華北分離の方針を堅持しながら、戦火の拡大に鑑み、更に広範囲にわたる地方政權の樹立を構想した。関東軍は河北及び山東、最終的には山西を含めた地域で一つの政權を作り、そして、察北・察南を統合するもう一つの政權を作り、兩政權に日本人顧問を配置し、日本軍が各地の治安を確保するとともに、大特務機関長が兩政權の日本人顧問を通じて外交、経済、内政の内面指導を行うという構想の下で事変を処理しようとした⁶¹。9月4日、関東軍司令部は「時局ニ関スル意見具申」を作成して、中央の事変に対する方針転換を要求した。関東軍の意見では「帝国ハ須ク南京政府ニ對スル認識ヲ根本的ニ更改シ、(一) 支那ニ於ケル赤禍ノ禍害ヲ防キ真ニ日滿支提携ヲ庶幾スル為新タナル中央政權ノ成立ヲ促進スヘキモ (二) 其ノ成否如何ニ拘ラス北支ニ於テハ直ニ

⁵⁸ 「國交調整ト同時ニ交渉スヘキ諸事項」(昭和12年10月1日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30第三卷)。

⁵⁹ 「華北産業公司設立要綱案」「北支経済開発要綱案」(昭和12年10月19日)(同上、第十八卷)。

⁶⁰ 「對支方策ニ關スル件」(昭和12年12月8日)(同上、第三卷)。

⁶¹ 防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書支那事変陸軍作戦1』朝雲新聞社、1975年4月。

我実力ノ及フ範圍ニ於テ北支人ノ北支建設ヲ目標トスル強力ナル北支自治政權ヲ樹立シ確乎タル防共地帯ヲ設定シテ将来戦ニ於ケル一方面ノ脅威ヲ緩和スルコト絶対必要ナルモノ」と、国民政府とは別に、新たな中央政府を樹立するべきだと訴えた⁶²。

同日、岡部直三郎北支那方面軍参謀長は喜多誠一北支那方面軍特務部長に対して、「北支政權樹立ノ準備ニ関シテハ現在及将来ノ軍ノ占拠地域ニ於ケル支那側各機關ヲ統制スヘキ政務執行機關ヲ暫定的ニ樹立セシメ且成ヘク之等ノ機關ヲ以テ将来ノ北支政權ノ母体タラシムル如ク誘導スルモノトス」と指示し、新政權の樹立準備を命じた⁶³。10月28日、北支那方面軍特務部は「北支政權樹立ニ關スル一部ノ研究」を作成して北支政權のあり方について検討を行った。特務部の説明によると「事變一般ノ推移並ニ北支那地方民心ノ趨向」を觀察した結果、北支で政權を樹立する必要を生じる情勢の到来が近いと感知したため、政權樹立に関する信念を統一するために研究を行った。研究の結果、特務部は「北方ニ樹立スヘキ新政權ハ北支地方政權トスルコト無ク南京政府ニ代ルヘキ中央政府トシ日本軍ノ勢力範圍ニ屬スル全地域ニ其政令ヲ普及セシムルコト」と結論付けた。

その理由として、地方政權の看板では「大義名分ニ缺クル所アリテ一流人物ハ之ニ参加スルヲ潔トセス」、「思想的ニ退嬰的ニシテ南京政府ノ統一圖存政策ニ壓倒セラレ易シ」、「支那分割ノ疑念ヲ支那民衆ニ懷カシムル」が挙げられた。そして、新政權の政体は民衆の民主的制度を求める姿勢を考慮に入れて満州国との区別のために大統領制である民主制を採ると提唱した。特務部は「清朝ノ復辟又ハ滿洲皇帝ヲ迎立セントスル者甚タ稀ナリ 滅滿興漢ノ血ヲ躍ラシタル漢人ハ依然「漢人ノ中華民國」ナル思想濃厚」であるため、真の日支提携の為に「デモクラシイ的民主制ヲ希望」する中年級の希望を考慮する必要があると説明した。そして、新政權の権限について「行政ニ關スル全權ハ政府ニ置キ、軍事、交通及經濟ニ關スル權力ハ日支同盟事務局ト云フカ如キ機關ヲ設置シ之ヲシテ掌握セシメ元首タルヘキ大統領ハ實權無キ虚位トスルヲ可」として、政府の形態は「三權分立又ハ五權分立」を採るべきで、日本人は政權の表面に加入せず、同盟事務局を通じて政府機関に加入することで其の実権を把握すべきだと提案した⁶⁴。

特務部がこの提案を採用した際、研究案作成に関与した眞方勲少佐は小磯国昭朝鮮軍司

⁶² 臼井勝美、稲葉正夫編「時局ニ關スル意見具申」（昭和12年9月4日）『現代史資料9 日中戦争2』みすず書房、1973年11月、39頁。

⁶³ 同上、「喜多少将ニ与フル訓令」（昭和12年9月4日）、41頁。

⁶⁴ 「北支政權樹立ニ關スル一部ノ研究」（昭和12年10月28日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30第十八巻）。

令官などの復辟論者や満洲の強硬論者などが存在する中、「本問題ハ着眼ヲ東亜聯邦（日本ヲ中心トスル）思想ノ下ニ於ケル一支那ナル着想ヲ必要トスヘク從テ從來ノ型ノ帝國トカ共和トカ言フ觀念トハ別ニ真ニ日滿支一體ヲ具現シ得ル如ク縦ノ體系ト横ノ連繫ヲ一體化セルモノ」が問題の核心であると説明した。すなわち、「支那全般ニ於ケル総合的親日傾向ヲ醸成セシムル」という目標に対して、政府中央は特に外務省は国民政府の立場を考慮しながら政治面、経済面を通じてそれを達成すると構想しているが、現地軍はそれとは逆のアプローチ、即ち武力を背景に国民政府に代わる親日的な新中央政府を樹立すべきだと判断した。そのため、後に東亜新秩序を構成する主体となる日滿支三国関係の中で、新政権は南京政府に代わる中央政府となり、満州国の延長ではなく、漢民族による中華民国であるべきだと北支方面軍は考えた⁶⁵。

現地軍がこのような行動を取ることができたのは陸軍中央部の中堅層も同様な意見を抱いていたためである。陸軍省軍務課は戦火拡大後の情勢について、「南京政府ニシテ遂ニ反省セス交渉ノ対象トスヘカラサルニ於テハ一地方ノ共產政權ト見做シ所有方策ヲ以テ之カ壊滅ヲ計ル」べきと分析した。それにより「北支政權ヲ擴大強化シ更生新支那ノ中央政府タラシムル如ク指導シ併セテ此地域ニ於ケル産業ノ開發、貿易ノ促進、治安ノ回復安定ヲ計リ以テ支那ノ更生ヲ北支ヨリ全支ニ及ホス如ク施策ス」という風に事変処理を行うべきだと構想した。軍務課が10月30日に作成した「事変長期ニ亘ル場合ノ處理要綱案」では北支で樹立される政權を新たな中央政府にすることを提案するとともに、新中央政府と満州国との関係について、「諸般ノ關係ニ於テ新政權ヲ援助スル如ク指導スルモ北支政權乃至民衆ヲシテ満州國ノ政治的又ハ領土的野心ト認メラルル如キ行動ハ嚴ニ之ヲ慎マシム 北支新政權ノ發達ニ伴ヒ其ノ權威ヲ高メ滿洲國ノ理解ヲ十分ナラシムル為相互ノ間ヲ律スヘキ條約乃至取極メヲ結ハシムル如ク指導シ要スレハ代表ヲ交換ス」と、協力且相互不可侵な関係にすべきだと主張した⁶⁶。

参謀本部もまた、似たような見解を持っていた。そのため、北支那方面軍の意見を受けた後、参謀本部第七課が11月18日に作成した「北支新政權樹立研究案」では、北支一般民衆が南京政府従来の抗日容共政策を一蹴して「日滿支提携シテ共產主義ニ反對ナル真正中央政權ヲ樹立セントスル要望顯著」となり、「コノ際自然發生ノ氣運ニアル防共親日ヲ方

⁶⁵ 「北支政權ニ関スル第一次研究」（昭和12年10月22日）（防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変北支-3「北支那作戦史要—北支那方面軍3/3」）。

⁶⁶ 「事変長期ニ亘ル場合ノ處理要綱案」（昭和12年10月30日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30第十八巻）。

針トスル北支新中央政權ノ結成ヲ速ニ援助スルヲ適當トス」と説明し、北支那方面軍の研究案をほぼ原案通りに採用した⁶⁷。

11月29日、南京攻略を控える中、東條関東軍参謀長は時局の帰結概ね予見できたとして、その対処方策に関する関東軍の立場について再度上申した。東條は「今次事変帰結ノ終局ノ目標ハ東亜ノ現勢ニ即シ日滿支共栄ノ実ヲ挙クルニアリ之カ為我行動ハ常ニ大乘の見地ニ立チテ防共、民族協和日支親和等真ニ大義名分ヲ中外ニ明ニシテ一点ノ疑惑ヲ存セシメサルコト必要」と説明した。それにより、「前述大義名分ニ鑑ミ将又長期抵抗ニ陥ルコトヲ顧慮スルモ容共、抗日、排滿ヲ国是方策トセル蔣政權其他之ニ類似ノ軍閥政權者トハ絶対提携セサルコト即チ速ニ蔣政權ト交渉ヲ絶チ各地樹立ノ政權ヲ培養シ所在ニ先ツ之ト提携シ新中央政權ノ成立ノ機運ヲ促進シ其成熟スルヤ機ヲ見テ日、滿ヲ以テ先ツ之ヲ承認シ独伊等ヲ誘導シ承認シセム」と進言した⁶⁸。後に樹立される汪兆銘を首班とする南京政府が辿った道筋である。

12月13日に中国側の首都である南京が陥落すると、情勢の変化に応じて12月24日の閣議では「事変対処要綱」が採択された。同要綱では南京政府が猶長期抵抗を標榜し毫も反省の色を示さない場合に対処するため、「今後ハ必スシモ南京政府トノ交渉成立ヲ期待セス之ト別個ニ時局ノ收拾ヲ計リツツ事態ノ進展ニ備ヘ軍事行動ト相俟チ南京政府ノ長期抵抗ニ對應スル為」、新中央政府を樹立することに決定した。新中央政府に対して「政治的ニハ防共親日滿政權ノ成立、經濟的ニハ日滿支不可分關係ノ設定ヲ目途トシ之カ促進ヲ計リ漸次本政權ヲ擴大強化シ更生新支那ノ中心勢力タラシムル如ク指導ス」と構想した。それに基き、河北、山東、山西及び察哈爾省の一部を含む北支新政權が全国に呼び掛け得る主義要綱を以って、全国に信望を有する人材を網羅し、新時代に適應する組織を備えた政權となるよう、日本側は新政權に対して政治指導を行うと決定した⁶⁹。

そして、翌38年1月11日の御前会議で決定された「支那事変処理根本方針」では「帝國不動ノ國是ハ滿洲國及ヒ支那ト提携シテ東洋平和ノ樞軸ヲ形成シ、之ヲ核心トシテ世界ノ平和ニ貢献スルニアリ」と、事変処理と日滿支提携との関連性を明確にした。それにより、もし南京政府が誠意を以て和を求めるならば、「一、支那ハ滿洲國ヲ正式承認スルコト、二、支那ハ排日及反滿政策ヲ放棄スルコト、參、北支及内蒙ニ非武装地帯ヲ設定スルコト、

⁶⁷ 「北支新政權樹立研究案」（昭和12年11月18日）（同上）。

⁶⁸ 前掲、「時局処理ニ関スル関東軍参謀長上申」（昭和12年10月29日）『現代史資料9 日中戦争2』、165頁。

⁶⁹ 「事変対処要綱（甲）」（昭和12年12月24日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第十九巻）。

四、北支ハ支那主權ノ下ニ於テ日滿支三國ノ共存共榮ヲ實現スルニ適當ナル機構ヲ設定シ之ニ廣汎ナル權限ヲ賦與シ、特ニ日滿支經濟合作ノ實ヲ舉クルコト、五、内蒙ニハ防共自治政府ヲ設立スルコト、其ノ國際的地位ハ現在ノ外蒙ニ同シ、六、支那ハ防共政策ヲ確立シ日滿兩國ノ同政策遂行ニ協力スルコト…八、日滿支三國ハ資源ノ開發、關稅、交易、航空、交通、通信等ニ關シ所要ノ協定ヲ締結スルコト、九、支那ハ帝國ニ對シ所要ノ賠償ヲナスコト」、という交渉条件の下で日中両国が交渉に入ると規定した。

ただし、南京政府が和を求めなかった場合、「帝國ハ爾後之ヲ相手トスル事變解決ニ期待ヲ掛ケス、新興支那政權ノ成立ヲ助成シ、コレト兩國國交ノ調整ヲ協定シ、更生新支那ノ建設ニ協カス、支那現中央政府ニ對シテハ、帝國ハ之カ潰滅ヲ圖リ、又ハ新興中央政權ノ傘下ニ收容セラルル如ク施策ス」と決定した⁷⁰。この根本方針に基き、近衛内閣は1月16日に「爾後國民政府ヲ對手トセス帝國ト真ニ提携スルニ足ル新興支那政權ノ成立發展ヲ期待シ是ト兩國國交ヲ調整シテ更生新支那ノ建設ニ協力セントス」と声明するに至った⁷¹。

第4項 近衛三原則の意味

1937年12月14日、南京が陥落した翌日に南京政府に代わる新中央政府として臨時政府が樹立された。大統領は空席で、王克敏行政委員会委員長兼行政院長をはじめとする北洋軍閥時代の政客が政府の中核をなした。翌日、日本側の意向にしたがって、王はマイヤース天津税関長と交渉し、天津、秦皇島両海関の接收を行った。これにより、日本側は「海關ノ特殊ナル國際的性質ニモ鑑ミ飽ク迄平和的ニ海關ヲ對手トシテ交渉」して平和的接收することに成功した⁷²。翌16日に企画院第三委員会は「支那事變処理要綱」の決定に基き、華北と上海で国策会社を設立することを決定した⁷³。

翌38年3月26日になると、日華共同で中華民國の經濟産業の開發を促進するために、寺内寿一司令官と王克敏行政委員会委員長との間で「日華經濟協議會設置ニ關スル覺書」が調印された。これにより、日本軍司令官が直接に經濟産業などに関する重要案件の企画、立案及び審議に關与できる權限が明記された⁷⁴。また、4月27日に寺内と王の間で調印さ

⁷⁰ 「支那事變處理根本方針」（昭和13年1月11日）（同上、第三卷）。

⁷¹ 「帝國政府聲明」（昭和13年1月16日）（同上、第四卷）。

⁷² 「第三國關係經濟事案」（昭和13年度）（外務省記録東亜-23「昭和十三年度執務報告」）。

⁷³ 「北支經濟開發方針」（昭和12年12月16日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第四卷）。

⁷⁴ 「日華經濟協議會設置ニ關スル覺書」（昭和13年3月26日）（同上、第十卷）。

れた「交通通信及航空等ニ関スル覚書」により、軍事行動を必要とする期間において、日本軍北支最高指揮官が軍事上の必要により直接に交通、通信及び航空などを管理できる権限が条文化された⁷⁵。そして、同日に締結された「政治顧問約定」により、日本側が行政、法制、軍事、地方顧問、技術家、専門家、技術官、教授、教官、教導官を派遣し、一般行政、法制、軍事治安及び警務、省政及び特別市政に関する事項に関与できる体制も整えられた。

斯くして、関係事項について「豫メ行政顧問ト十分隔意ナキ協議ヲ遂ケタル後之ヲ行フモノトス」という規定が反映するように、臨時政府はあらゆる面において日本側の掣肘を受けることとなった⁷⁶。その後、日本側が前年末に既に一大国策会社の設立を決定したことを知らされた際、臨時政府の王蔭泰実業部長が「経済部門は全部開発会社の傘下に入り、地方には特務機関・新民会・合作社・宣撫班が地方行政を遮断する—これでは政府の必要はない」と述べた言葉は臨時政府の実態をよく表した⁷⁷。

一方、華中においても新政権を樹立する気運が濃厚になった。38年1月27日に現地で開催された「中支政務指導方案」では「高度ノ聯日政權ヲ樹立セシメ漸次歐米依存ヨリ脱却シ日本ヲ盟主〔確定案：日本ニ親倚〕トスル支那ノ一地域タル基礎ヲ確立」する必要性が出てきたと述べた後、「将来北支政權ト圓滿接洽シ得ル如ク当初ヨリ機構内ノ重要部位ニ人物識能優秀ナル日本人ヲ配シ、特ニ經濟部門ノ日支ノ開通ノ促進ヲ期ス」と華中地域と日本との関係強化を模索し始めた。

「日本ヲ盟主」という現地案の内容から判明するように、中支那方面軍も北支軍と同様に、政権を樹立しようとする際、東亜連邦の思想を強く意識していた。そして、具体的な政務指導については内政（保安を主とす）、財政、実業及び文政に重点を置き、行政地域を江蘇、浙江、安徽三省とするが、逐次拡大すると構想した。また、「治安維持ノ為最小ノ兵力ヲ整備シ日本軍ノ指導ノ下ニ速ニ治安回復ヲ圖ルヲ主旨トス」と軍隊編成については反対であった⁷⁸。そして、同日には「中支新政権樹立方案」も決定され、新政権の名称を「華中臨時政府」と暫定し、所在地も南京とするが、当面は上海と暫定した⁷⁹。

⁷⁵ 「交通通信及航空等ニ関スル覚書」（昭和13年4月27日）（同上）。

⁷⁶ 「政府顧問約定」（昭和13年4月）（外務省記録A.6.1.1.8-3「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 支那中央政權樹立問題」第九巻）。

⁷⁷ 梨本祐平『中国のなかの日本人』同成社、1969年10月、240頁。

⁷⁸ 「中支政務指導方案」（昭和13年1月27日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第四巻）。

⁷⁹ 「中支新政権樹立方案」（昭和13年1月27日）（同上）。

2月17日から現地軍の臼田寛三大佐を中心とする機関は温宗堯⁸⁰、梁鴻志⁸¹、陳群⁸²(当初希望した唐紹儀⁸³、呉佩孚⁸⁴は結局出馬せず)と協議を重ねた後、政府組織大綱、政府成立宣言、政綱などを決定した。中支那方面軍特務部の楠本実隆大佐はその内容を基に「中支新政府ニ関シ支那側ノ決定案」を作成した後、2月下旬にそれを中央に報告した⁸⁵。3月7日、石射猪太郎東亜局長、柴山兼四郎陸軍軍務課長、岡敬純海軍軍務一課長などが協議の末、政綱、五色旗の国旗、民主立憲の政体、南京の所在地については決定案をそのまま採用したが、新政権の名称については「華中民国政府」に変更することと、「北支政權ト提携協カスヘキ趣旨ヲ何處カニ挿入スルコト」を要求した⁸⁶。

陸軍中央の決定に対して、中支方面軍が「中支側ノ熱望ヲ容レ速ニ政權名稱ヲ原案通りニ承認」するよう陸軍省軍務課に再度上申した。それを受けて、軍務課はまず「大局ヨリ觀テ中支方面新政權成立スルハ自然ノ勢ナルノミナラス又蔣介石政權ニ對シ脅威ヲ與フル効果モアリ敢テ異在ナキ所ナルモ、名稱ニ就テハ北支ニ於テ既ニ樹立セラレタル臨時政府アルヲ以テ之ト對立相剋スルハ最モ忌ムヘキ所ナリトシ「華中民國政府」ト改ムヘク慫慂セリ」と「華中民国政府」という名称は適切であると説明した。そして、もし現地が名称を再度変更することを堅持するならば、軍務課は「中華民國南京政府」を最適だとしつつも、「中華民國維新政府」、「中華民國臨時新政府」などの名称も選択肢として考えられると譲歩する姿勢を示した⁸⁷。このように軍務課は38年の時点で既に「蔣介石政權ニ對シ脅威

⁸⁰ 広東政府時代の外交局長、外交部長を歴任していた。対立していた孫文一派が勢力を得た後、下野することとなったが、日中戦争勃発後は日本側からの接触を受けて維新政府に参加した。

⁸¹ 北洋政府時代の参議院秘書長、臨時執政秘書長、東方文化事業総委員会中国委員を歴任した後、張作霖の下で安国軍総司令部政治討論会委員を務めていた。日中戦争勃発後、日本側からの接触を受けて再び官職に就くようになった。

⁸² 国民党上海政治分会委員、国民革命軍東路総指揮部政治部主任、上海警備総司令部軍法处处长などを歴任した。維新政府成立後、維新政府の内政部部長となった。

⁸³ 広東政府の財政部長、国民政府の中山県訓政委員会主席、蔣介石を反対する汪兆銘などによる広州国民政府の常務委員などを歴任した。日中戦争勃発後は日本側から新中央政府への参加を依頼されるようになった。

⁸⁴ 北洋軍閥時代は直隸省・山東省・河南省3省の巡閱使・航空監督を務めていたが、国民政府による北伐に敗北した後は下野した。日中戦争勃発後は唐と同様に日本側から新中央政府への参加を依頼されるようになった。

⁸⁵ 「田尻愛義ヨリ上村課長宛報告書簡」(昭和13年3月1日)、「中華民國臨時國民政府組織方式及順序」(昭和13年3月20日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第一卷)；「中支政權樹立ニ關スル件」(昭和13年3月8日)(防衛省防衛研究所所蔵 陸支密大日記-S13-7-116「昭和13年支受大日記(密)」)。

⁸⁶ 「中支新政權組織大綱等ニ關シ陸海外三省係官協議結果ノ件」(昭和13年3月7日)(同上、外務省記録A.6.1.1.8-3 第一卷)。

⁸⁷ 「中支新政權ニ關スル件」(昭和13年3月11日)、「中支政權名稱ニ關スル件」(昭和13年3

ヲ與フル効果」に鑑み、自ら「中華民國南京政府」という名称を構想した。後に汪兆銘が新政府樹立の際、新政府の名称を南京政府と要望した時、日本側が反対しなかった一因はここに求めることができる。

新政府の名称は最終的に中華民國維新政府となり、北支の臨時政府との関係も 3 月 24 日の閣議会議で決定された「北支及中支政權關係調整要領」で、「中支新政權ハ地方政權トシテ之ヲ成立セシメ中華民國臨時政府ヲ中央政府トシテ成ルヘク速カニ之ニ合併統一セシム」と、中央政府は従来通りに臨時政府であると明確に規定された。また、「是カ為中支新政權機構組織ハ前項ノ合併統一ニ支障ヲ來ササル様具現セシメ又中支ニ於ケル海關、統稅局、塩務局（共ニ主要人事ヲ含ム）等ニ對スル措置ハ合併前ニ於テモ地方的情勢ヲ考慮ノ上中華民國臨時政府ノ統制ノ下ニ之ヲ行ハシム」と、臨時政府を樹立当初から他の政權に合流させることを構想した。そして、「北支及中支政權關係調整要領ニ關スル諒解事項」では「臨時政府ヲ中央政府トストノ趣旨ハ支那ニ於ケル各地政權指導上ノ原則トシテ規定セルモノニシテ帝國カ之ヲ支那ノ中央政府トシテ承認スル問題ニ關シテハ別個ノ考慮ニ依リ決定スヘキモノトス」と説明し、後の南京政府承認と同様に、承認問題については慎重的な態度を示していた⁸⁸。

3 月 28 日に維新政府が樹立されると、顧問派遣問題についての陸海軍の間の関係調整により、翌年 8 月に「維新政府顧問約定」が締結されるまで、実質的には原田熊吉中支方面軍特務部長と梁鴻志行政院長との間に顧問を必要に応じ招聘するという形式を採ることで、綏遠、内政、教育、財政などの部門に顧問を派遣していた⁸⁹。

臨時、維新両政府が成立された後、板垣征四郎陸軍大臣は近衛首相の希望により 6 月 17 日に提出した事変指導の構想の中で今後の方針について次のように説明した。今後の事変処理は 38 年 1 月 11 日の「支那事変処理根本方針」及び 1 月 16 日の「帝國政府声明」と帝國不動の国是に基き、積極的解決に努める必要がある。それにより、「帝國カ東亞ノ盟主タル地歩確立ト友邦支那ノ再建ニ資シ且之ヲ轉機トシテ發展スヘキ東亞長期ニ亘ル經綸ニ応シ得ル実行力培養ヲ促進」することが今後の事変処理の方針であると板垣は説明した。したがって、「新支那再建ノ到達目標ハ彼ヲシテ帝國ヲ中核トスル東亞聯盟ノ有力ナル一員ト

月 13 日) (前掲、防衛省防衛研究所所蔵 陸支密大日記-S13-7-116)。

⁸⁸ 「北支及中支政權關係調整要領」(昭和 13 年 3 月 24 日) (防衛省防衛研究所所蔵 陸支密大日記-S13-9-118「昭和 13 年支受大日記(密)」第十四號)。

⁸⁹ 「維新政府顧問約定送付ノ件」(昭和 14 年 1 月 11 日)、「維新政府顧問設置ノ経緯」(昭和 14 年 9 月 6 日) (前掲、外務省記録 A.6.1.1.8-3 第九卷)。

シテ更生セシムルニ在ルモ今次事変ノ処理ニ方リテハ少クモ北支ハ之ヲ直接我勢力下ニ置キ日滿ト一体セル国防圈ヲ確立スルヲ要ス中南支ニ対シテハ我經濟力發展ノ為日支ノ共存共榮ヲ本旨トシ所要ノ根柢ヲ確立スルニ止ム」と、華北の特殊性を確立しつつ、今後樹立される新政権が後に東亜新秩序という名称で語られる東亜聯盟の「有力ナル一員」になるよう育成することが今後の目標となると説明した。

そのため、反日を掲げる「蔣政權ノ分裂崩壊少クモ其局地政權ヘノ転落ヲ期ス之カ為潔癖躁急ノ態度ヲ避ケ特ニ支那側自体ヲシテ活躍セシムルト共ニ灰色中間勢力ノ一時的介在ヲ認ムルヲ要ス若シ蔣政權ニシテ反省屈伏ノ実ヲ示シテ和平ヲ求メ来ルニ於テハ之ヲ清浄改組シ一地方政權トシテ対処シ新支那中央政權ノ傘下ニ統合セシム」と、従来の国民政府よりも東亜新秩序の有力なる一員となり得る更生支那のほうに重点を置いていた。

板垣は続けて「今次事変ハ事実上在支欧米勢力打倒ノ端緒ニシテ当面ノ事変処理上必要ナル場合何等第三国ノ鼻息ヲ顧慮スルノ要ナキモ好シテ過早ニ彼等ト事ヲ構フルカ如キ態度ハ避クルヲ要ス 即チ強力明快ナル事変処理ノ断行ニ依リ我對支政策ヲ事実上了得セシメ彼等ノ既得權益ノ保持上自ラ支持スルノ已ムヲ得サルニ至ラシム」と説明し、事変は東亜新秩序の一角をなす更生支那の再建であると同時に、日本の対中政策を欧米に了承させることが今回の事変処理の主眼であると陸軍側の主張を明記した⁹⁰。

斯くして、7月8日に行われた五相会議では事変処理に向けて、「支那現中央政府屈伏ノ場合ノ対策」と「支那現中央政府ニシテ屈伏セサル場合ノ対策」という二つのシナリオを作成した。支那現中央政府、即ち 蔣介石を中心とする政府が屈伏した場合、「帝國ハ之ヲ一政權トシ「新興支那中央政權ノ傘下ニ合流セシム」トノ御前會議決定方針ニ基キ處理ス」。そして、屈伏の認定条件は一、合流若しくは新中央政權樹立に参加すること、二、右に伴う旧国民政府の改称及び改組、三、抗日容共政策の放棄及び親日滿防共政策の採用、四、蔣介石の下野、と屈伏しても中央政府として扱わないと決定した⁹¹。

一方、屈伏しない場合は「帝國ハ愈々國力ヲ統合シ作戰、内政、外交、經濟、謀略、宣傳等國家一切ノ努力ヲ擧ケテ支那現中央政府ノ潰滅若クハ屈伏ニ集中スルト共ニ長期戦ニ應スル現下必須ノ諸政策ヲ強化シ以テ形而上下ヲ通シ真ニ戰時態勢ヲ實現セシム」という方針に基いて対応すると決定した。その場合は、一、積極作戰を施行し継続する敗戦感特

⁹⁰ 稲葉正夫ほか編、「支那事変指導ニ関スル説明」（昭和13年6月17日）『太平洋戦争への道別巻資料編』朝日新聞社、1988年8月、262頁。

⁹¹ 「支那現中央政府屈伏ノ場合ノ對策」（昭和13年7月8日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第十卷）。

に中原喪失による支那現中央政府の自壊作用と繼戦意志の放棄とを誘導すること、二、政治、經濟、外交、思想などの各般に亘り益々謀略を強化し支那現中央政府の分裂崩壊少なくもその局地政權への転落を期すること、三、「親日諸政權ヲ擴大強化スルト共ニ成ルヘク速カニ是等政權聚大成シテ一政權ニ統合セシメ真ニ支那中央政府タルノ實ヲ舉ケシメ以テ内外ヲシテ現實ニ支那現中央政府ニ代ル新政權トシテ認メサルヲ得サルニ至ラシム」、四、各国の權益を務めて尊重し好んで事を構えずして我對支政策を事実上了解させ我態度を支持させることに依り支那現中央政府の孤立化を策することを以って対応することにした。

要するに、蔣介石側が屈伏するかしないかにかかわらず、日本側は今後、更生した支那を主要交渉相手とすると同時に、更生した支那を東亜聯盟の一員となり得るよう育成するという方針がこれにより明確となった。ただし、この場合においても、「帝國ノ新中央政權承認ハ一ニ當時ノ情勢ニ依ルモ該政權カ中央政府ノ實ヲ備フルニ至ラハナルヘク速カニ行フ」と、承認問題に関しては依然慎重な態度を示した⁹²。

しかし、現状では蔣介石側が日本に屈伏する傾向が認められないため、7月12日の五相会議では「敵ノ抗戰能力ヲ崩壊セシムルト共ニ支那現中央政府ヲ倒壊シ又ハ蔣介石ヲ失脚セシムル為現ニ實行シアル計畫ヲ更ニ強化ス」という「時局ニ伴フ對支謀略」が決定された⁹³。

そして、三日後の7月15日の五相会議では陸軍省、参謀本部が作成した草案をほぼ原案通りに採用した「支那新中央政府樹立指導方策」が決定された。日本側は「支那新中央政府ハ單ニ今次事變處理ニ關スル支那側當事者タルニ止マラシムルコトナク日支ノ國交ヲ過去一切ノ相剋ヨリ脱却シテ大乘的見地ニ於テ善隣タルノ基礎ヲ確立セシムル為ノ支那國政府タラシム」と共に、「支那新中央政府ノ樹立ハ主トシテ支那側ヲシテ行ハシムルモ帝國之ヲ内面的斡旋シ其政治形態ハ分治合作主義ヲ採用ス」と決定した。その具体的な方策は先ず臨時及び維新両政府が協力して連合委員会を樹立し、次いで蒙疆聯合委員会を之に合併し、交通、通信、郵務、金融、海關、統税、塩務、文教及び思想対策などの共通事項と治安維持を連合委員会の統制下で地方政權に行わせると構想した。そして、一、北支資源の利用開発、二、北支及び揚子江下流地域における日支強度結合地帯の設定、蒙疆地帯の対「ソ」特殊地位の設定、南支沿岸諸島における特殊地帯の設定、三、互惠を基調とする日滿支一般提携就中善隣友好、防共共同防衛、經濟提携原則の設定などの基礎事項について

⁹² 「支那現中央政府ニシテ屈伏セサル場合ノ對策」（昭和13年7月8日）（同上）。

⁹³ 「時局ニ伴フ對支謀略」（昭和13年7月12日）（同上）。

帝国が内面指導を行いながら、新中央政府と新日支関係設定のために調整、締約すると決定した⁹⁴。

「支那新中央政府樹立指導方策」の方針に基き、7月19日の五相会議では続けて「帝國ノ支那政權内面指導ノ目標ハ現事變ノ解決ニ裨益スルト共ニ日支兩民族ノ提携ヲ促進シ日滿兩國ノ不可分的善隣關係ノ確立ト相俟チ我國防國策ニ投合スルニアリ」を方針とする「支那政權内面指導大綱」が決定された。同指導大綱はまず軍事面について、占領地の海港及び鉄道水路などの交通要衝並びに主要資源の所在地などの必要の地点には所要の日本軍を駐屯するとともに、防共軍事同盟を締結して日本軍の指導下に漸次軍隊を改編し情勢が許せば国防上必要なる最小限度に裁兵すると規定した。次に政治面では聯合委員会若しくは新中央政府の下に北支、中支、蒙疆等各地域に「其特殊性ニ即應スル地方政權ヲ組織シ廣汎ナル自治權ヲ與ヘテ分治合作ヲ行」い、諸政權の枢要の位置には「所要ニ應シ少數ノ日本人顧問ヲ配置シ或ハ日本人官吏ヲ招聘セシメ以テ内面指導ヲ用意ナラシム」と規定した。そして、外交面については「概ネ帝國ノ外交方針ニ追隨シ防共協定ヲ締結セシム」と規定したほか、経済面及び交通面では帝国が日滿支三国国防の確立のために「所要ノ交通ハ帝國之ヲ實質的ニ把握シ就中北支ニ於テハ國防上ノ要求ヲ第一義トシ中、南支ニ於テハ一般民衆ノ利害ヲ特ニ考慮スルモノトス」と共に、鉄道、水運、航空、通信は「實質的ニ帝國ノ勢力下ニ把握シ軍事行動遂行ニ遺憾ナカラシムルト共ニ民衆ノ厚生ニ寄與セシム」と記した⁹⁵。これらの要求はこの後も様々な決定の中で頻りに言及され、最終的には日華基本条約という形で条文化されるようになった。

上記の決定を経た後、7月26日の五相会議では「對支謀略並新支那中央政府樹立ニ關スル實行ノ機關」として對支特別委員会を設立することを決定した⁹⁶。そして、9月9日には「聯合委員会樹立要綱」を決定し、新中央政府樹立に向けての準備を整えた⁹⁷。

一方、新中央政府樹立はその期待される効果を発揮することができないと判断して反対する意見も依然として存在した。たとえば、田尻愛義外務書記官兼調査部第五課長が7月に宇垣一成外務大臣に上申した「今後ノ事變對策ニ付テノ考案」では、まず現状では臨時、維新両政府は「其成立カ支那側人士ノ政治的熱意ニ基カス其構成分子モ同床異夢ニテ兩政

⁹⁴ 「支那新中央政府樹立指導方策」(昭和13年7月4日、7月15日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3第一卷)。

⁹⁵ 「支那政權内面指導大綱」(昭和13年7月19日)(昭和13年7月8日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30第十卷)。

⁹⁶ 「對支特別委員會」(昭和13年7月26日)(同上)。

⁹⁷ 「聯合委員會樹立要綱」(昭和13年9月9日)(同上)。

府ニ權威モ付カス氣魄モナキ為、國民政府ノ脅威トナラサルノミカ却テ我方内部ノ悶着ノ種トナレリ、此ノ兩政府カ真ニ支那國民ノ間ニ根ヲ下シ根ヲ張ツテ揺ガヌ存在振ヲ示スニアラザレバ兩者ヲ合流スルモ大シタ脅威カヲ發揮シ得サルベシ」という意見を上申し、それまでの傀儡政権は独立政府の体裁を採っているものの、重慶に代わって中国を代表する新たな中央政府になろうとする熱意と氣魄にかけていたと分析した。

日本側もそれを理解していたため、重慶政府にいる独立志向が強く、新中央政府建設に熱意を持つ人物との接触を図っているが、「汪精衛、何應欽、張群、孔祥熙等先方部内ノ所謂知日派ニシテ密カニ和平ニ心ヲ寄セ居ルモノト傳ヘラルル有力分子ヲ引ツコ抜キ國民政府ニ大穴ヲ開ケントスル」案は彼らの政治生命を引き換えにしなければならず、臨時、維新兩政府、滿州国の現状では安易に日本側の誘いには応じないと田尻は指摘した。その理由は彼らを動かすには「先ツ日本側ヨリ取付ケ度キ約束ハ「君等ヲ決シテロボットニセス」トノ確約及其確守ナルヘキ處日本側ノ腹カニツモ三ツモアリ而モ動揺常ナク之ヲ彼等ニ示スニ由ナキ間ハ如何ニ工作スルモ無駄ナリ」という所にあるため、外務当局としてこのような「有害無益」の政略には反対的であると強く主張した。その意見に対して宇垣は理解を示した⁹⁸。

また、臨時、維新兩政府、蒙疆聯合委員会の合併などの指導業務に当たる対支特別委員会委員の坂西一良中將もまた現地視察を経て、「今次渡支ノ結果北中支ノ實態ハ過般(五月)視察ノ際ニ比シ豫想外ニ不良ナルヲ見聞シ驚キ且悲觀シ居ル次第ニテ本工作ニ着手セル時機ガ既ニ遅カリシニモ鑑ミ心ノミアセレドモ工作ハ中々思フ儘ニ進マサルヲ惧シ居ル次第ナリ」という感想を漏らした。ただし、新中央政府を樹立することは既定方針であるため、現行の計画にしたがって新中央政府の首班の候補を従来と同様に出馬の要請に応じなかった唐紹儀とし、吳佩孚は武人として任用すると構想した⁹⁹。しかし、唐はその後重慶側に暗殺されたことにより、日本側は新政府首班の候補を「吳佩孚」に変更するとともに、蔣介石側の屈伏を図るため、「高宗武」などを通じる切崩し工作を強化することにした¹⁰⁰。次節で説明するように、日本側の要望に対して吳は容易には応じなかったが、高宗武工作はやがて汪兆銘工作として結実するに至った。

前述したように、対中政策において廣田外相時代の広田三原則は政治面を強調し、佐藤

⁹⁸ 「今後ノ事變對策ニ付テノ考案」(昭和13年7月)(同上)。

⁹⁹ 「坂西中將ノ谷公使ニ對スル内話」(昭和13年9月13日)(前掲、外務省記録 A.6.1.1.8-3 第一卷)。

¹⁰⁰ 「土肥原中將ニ與フル指示」(昭和13年10月7日)(前掲、外務省記録 A.1.1.0.30 第十卷)。

外相時代の対支実行策は経済面を強調していた。そして、11月30日の御前会議ではこれまでの決定を集大成した「日支新関係調整方針」が決定された。会議において立案の動機について「本事變ハ東亞新秩序ノ建設ノ為歴史的一段階ヲ劃スヘキモノナリ」と述べた後、「先ツ東亞ヲ我皇道ヲ中核トスル互助共栄ニ導キ之ヲ自主本然ニ還ラシムルヲ要ス之カ為ニハ真日本ノ顯現、滿州國ノ善導、日滿支ノ提携結合」を実現する必要があると主張した。それにより、日中関係の根本基調は「東亞新秩序ノ建設ヲ以テ共同ノ理想トシ相互ニ善隣ノ關係ニ於テ結合セラルヘキモノナリ東亞ニ於テ日本ハ先覺指導者トシテ又支那ハ大ナル實在トシテ夫々天賦ノ使命實相ヲ有シ相互ニ尊重セラルヘキモノナリ」と説明した¹⁰¹。この概念に基き、同方針は「日滿支那三國ハ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ東洋平和ノ樞軸タルコトヲ共同ノ目標ト為ス」という考え方の下で、これからの日中関係、北支及び蒙疆の処置、経済地域の設定などの基礎となる事項に関する日本側の要求を次のように記した。

- 一、 互惠ヲ基調トスル日滿支一般提携就中善隣友好、防共共同防衛、經濟提携原則ノ設定
- 二、 北支及蒙疆ニ於ケル國防上竝經濟上（特ニ資源ノ開發利用）日支強度結合地帯ノ設定 蒙疆地帯ハ前項ノ外特ニ防共ノ為軍事上竝政治上特殊地帯ノ設定
- 三、 揚子江下流地域ニ於ケル經濟上日支強度結合地帯ノ設定
- 四、 南支沿岸特定島嶼ニ於ケル特殊地帯ノ設定

これらの要求の中、善隣友好、共同防共、經濟提携はこの後、近衛三原則として知られ、対中政策の基礎として踏襲され続けた。では、日本側は近衛三原則に基いてどのような日中関係を構想したか。先ず、善隣友好の下で、「支那ハ滿洲帝國ヲ承認シ日本及滿洲ハ支那ノ領土及主權ヲ尊重シ日滿支三國ハ新國交ヲ修復」すると共に、三国は政治、外交、教育、宣伝、交易など諸般に亘り、相互に好誼を破壊するような措置及び原因を撤廃し且将来に亘り之を禁絶すると日本側は構想した。それにより、外交面においては「相互提携ヲ基調トスル外交ヲ行ヒ之ニ反スルカ如キ一切ノ措置ヲ第三國トノ關係ニ於テ執ラサルモノトス」

¹⁰¹ 「日支新關係調整方針立案ニ關スル御説明（政府側）」（昭和13年11月30日）（同上、第十八卷）。

とし、内政面においては「新支那ノ政治形態ハ分治合作主義ニ則リ施策」し、蒙疆は高度ノ防共自治區域、上海などは特別行政區域と設定すると規定した。それに基き、「新中央政府ニ少數ノ顧問ヲ派遣シ新建設ニ協カス特ニ強度結合地帶其他特定ノ地域ニ在リテハ所要ノ機關ニ顧問ヲ配置」することで日本側の政策が末端までに展開できる体制を整える。なお、新中央政府がこれらの要求を履行した後、日本側は「日滿支善隣關係ノ具現ニ伴ヒ日本ハ漸次租界、治外法權等ノ返還ヲ考慮ス」と、主權、領土を尊重する姿勢を示す方法として租界、治外法權返還の可能性を残した。しかし、「日本單獨返還ノ趣旨ニアラスシテ日本返還ノ場合ニハ歐洲諸國ヲシテモ之ニ追隨セシムル如ク仕向ケタル後ナル可キハ論ヲ待タス」という有田八郎外務大臣が同会議で枢密院議長の問いに対する答弁から分かるように、英米などの諸国が共に租界、治外法權返還することが前提であった¹⁰²。

次に、共同防共の面では「三國ハ協同シテ防共ニ當ルト共ニ共通ノ治安安寧ノ維持ニ關シ協力」する方針の下で、日本は防共を実行するために「所要ノ軍隊ヲ北支及蒙疆ノ要地ニ駐屯」すると共に、新中央政府とは別途に日支防共軍事同盟を締結する。そして、「支那ハ前項治安協力ノタメノ日本ノ駐兵ニ對シ財政的協力ノ義務ヲ負フ」。また、日本は概ね駐兵地域に存在する鉄道、航空、通信及び主要港灣水路に対して軍事上の要求件及び監督權を保留する。そして中国側の警察隊及軍隊については「改善整理スルト共ニ之カ日本軍駐屯地域ノ配置並軍事施設ハ當分治安及國防上必要ノ最小限」とした上に、日本側はその軍隊、警察隊建設に關与して「顧問ノ派遣、武器ノ供給等ニ依リ協力」すると決定した。

そして、經濟提携については「長短相補有無相通ノ趣旨ニ基キ協同互惠」という趣旨の下で、三国は資源の開発、関税、交易、航空、交通、通信、氣象、測量などに関し所要の協定を締結する。この趣旨に基き、資源の開発利用に関しては北支蒙疆において中国側は日本に対して「共同防衛並經濟的結合ノ見地ヨリ之ニ特別ノ便益ヲ供與シ其他ノ地域ニ於テモ特定資源ノ開發ニ關シ經濟的結合ノ見地ヨリ必要ナル便益ヲ供與ス」と日本側は要求する。一般産業に関しては中国側の事業を尊重しつつ日本は必要に応じて援助を与える。そして、これらの事業に影響を与え得る中国側の財政經濟政策に関しては、「支那ノ財政經濟政策ノ確立ニ關シ日本ハ所要ノ援助」をすると決定して、日本側の方針が新中央政府の財政經濟政策に反映できるよう構想した。

また、戦争によるこれまでの「日本國新民ノ蒙リタル權利利益ノ損害」の補償を日本側は要求するとともに、第三国の中国における經濟活動乃至權益は日滿支經濟提携強化のた

¹⁰² 「日支新關係調整要綱ニ關スル御前會議次第」（昭和13年11月30日）（同上、第十五卷）。

めに、「自然ニ制限セラルルハ當然ナルモ右強化ハ主トシテ国防及び國家存立ノ必要ニ立脚セル範圍ノモノタルヘク右目的ノ範圍ヲ超ヘテ第三國ノ活動乃至權益ヲ不當ニ排除制限セントスルモノニ非ス」と、経済ブロックを構築しながらも他国との経済関係を断絶しないと考案した¹⁰³。

斯くして、日本政府は今次の事変を契機に、今後樹立される新中央政府への内面指導を通じて新中央政府が東亜新秩序の中核をなす日満支の一員となるよう施策することを国策として正式に決定した。この方針が決定された同時期に、国民政府への切崩し工作は高宗武工作から汪兆銘工作へと発展した。当初、汪工作は日本側にとって切崩し工作の性質しかなかったが、汪側の主張により、日本側はこの工作を新中央政府樹立へと変更するようになる。

第2節 浮上する汪工作

第1項 日・汪和平交渉

日本側が切崩し工作で連絡を取った高宗武外交部亜州司司長は国民政府、即ち重慶側の和平派に属する一員であった。当時、「戦必大敗、和未必大亂」（戦えば必ず大敗するが、和平を結べば必ずしも混乱になるとは限らない）という考え方を共有する者たちは、蒋介石の軍事委員会侍従室副主任を務めていた周仏海を中心に「低調倶楽部」を結成していた。和平運動に参加した陶希聖、高宗武、梅思平、陳布雷、羅君強などがその主要メンバーであり、後に汪兆銘国防最高会議副主席兼国民党副総裁が参加した後、汪を中心に活動するようになった¹⁰⁴。1937年12月13日に南京陥落後、周仏海の助言により、蒋介石は高亜州司司長の漢口での対日情報収集活動を許可した。そして、周の説得により、高は秘密裏に上海へと赴き、日本側と直接連絡をするようになった¹⁰⁵。

高は上海に赴く前に周と協議した後、まず外交部亜州司日本科科長の董道寧を派遣し、日本側との接触を模索することにした。南京陥落を前後にして日本側はドイツ大使トラウトマンを通じて和平仲介を進めたが、「たとえトラウトマン大使仲介の交渉が決裂したとし

¹⁰³ 「日支新關係調整方針」（昭和13年11月30日）（同上）。

¹⁰⁴ 周佛海著、蔡德金編〈回忆与前瞻〉（1939年7月）《周佛海日记 下》中国社会科学出版社、1986年7月、1212-1213頁；羅君強著、黃美真編〈低調俱樂部〉《偽廷幽影錄—對汪偽政权的回忆纪实》中国文史出版社、1991年5月、2-3頁。

¹⁰⁵ 同上、〈中日事变秘闻：我的斗争记〉（1940年12月）、1231-1234頁。

でも、和平運動そのものは継続しなければならないから、周仏海君（蔣介石氏の侍従室次長）らとはかり、和平の主張をかねがね表示していた汪兆銘氏を中心として、同志の結集をかため、一面、董君を上海へ派遣して川越大使に条件の緩和運動を行なってもらう」という構想の下で、高は董を上海に派遣して川越大使と面会して交渉を裏面から促進しようとした¹⁰⁶。

しかし、川越茂大使との交渉が失敗したため、董は新たなルートとして満鉄南京事務所所長の西義顕との接触を始めた¹⁰⁷。西を通じて、董は近衛首相とつながりを持つ同盟通信社上海支社長兼華中華南総局長の松本重治との接触を果たした¹⁰⁸。「交戦国の外交官たる君が、上海へ密行して敵国の大使に会った以上は、竿頭一步を進めて、東京へ乗り込み、直接、敵国政府の首脳部を説得したまえ。これぞ、理義は同じで、効果は倍なのだ。君はすでにルビコンを渡ったんじゃないか…君がただ東京へ飛込むだけで、何をしなくとも、ただそれだけで、中国人は日本人を信用するという信念を持っているのだということを教えることになる。「信」を創造する第一着手となる」という西の説得及び紹介により、董は秘密裏に訪日することを決意した¹⁰⁹。2月17日、訪日した董は参謀本部支那課長の影佐禎昭大佐と接触して意見を交換した後、新たな和平交渉を模索することに合意した¹¹⁰。そして、38年3月15日に、上海に到着した高宗武も董、松本等と合流し、日本側の和平交渉に対する姿勢を確認した後、周仏海と蔣介石に結果を報告した¹¹¹。

その後、周の説得により、高は6月6日に蔣介石の許可を得ないまま秘密裏に訪日することを決定した¹¹²。高は6月14日、先ず香港で西と意見交換の末、和平実現のために、汪をはじめとする和平派を「第三勢力」として擁立するという「書簡」をまとめた¹¹³。そして、西などの手配により、7月2日に日本に到着した高は影佐との会見で、「蔣政権を否認した日本の現状としては日支間の和平を招来する為には蔣氏以外の人を求めなければならぬまい。それにはどうしても汪精衛氏を措いては他には之を求め難い。汪氏は予てから速

¹⁰⁶ 西義顕『悲劇の証人 日華和平工作秘史』文献社、1962年3月、127-128頁。

¹⁰⁷ 同上、92頁。

¹⁰⁸ 同上、125頁。

¹⁰⁹ 同上、95-96頁。

¹¹⁰ 同上、113-118頁；松本重治著『上海時代 ジャーナリストの回想 下』中央公論社、1974年3月、290-293頁。

¹¹¹ 雷鸣著、黄美真編〈初歩和平运动的顿挫〉《汪精卫集团投敌 汪伪政权资料选编》上海人民出版社、1984年2月、278-279頁。

¹¹² 前掲、『上海時代 ジャーナリストの回想 下』、293頁。

¹¹³ 前掲、『悲劇の証人 日華和平工作秘史』、127-131頁。

に日支問題を解決するの必要を痛感し和平論を称道しては居るが国民政府部内に於ては到底彼の主張は容れられないので寧ろ政府の外部から国民運動を起し和平運動を展開し以て蔣氏をして和平論を傾聴せしむるの契機を造成するというのが適當である」と、その見解を開陳した¹¹⁴。

高が7月中旬に香港に戻ると間もなく病気で入院したため、8月29日より、国民党軍事委員会第二部秘書主任の梅思平が代わりに交渉に当たることとなった。梅は松本との交渉の中で、「和平運動は、汪（兆銘）さんに領導してもらわなければいかん。周仏海など私らの同志は汪さんの傘下に入る。汪さんと行動をともにするのは、雲南の龍雲、四川の将領、広東の張發奎その他だが、すでに、内々に連絡をとっているのだ」と、和平派が構想する和平運動の具体的行動を始めて説明した¹¹⁵。そして、38年11月3日に第二次近衛声明が発表されると、11月12日に梅、高は汪の承認を得て、汪側の代表として上海の重光堂で影佐及び参謀本部支那班長の今井武夫と交渉を行い、重慶から離脱する方法及び日本側の対応について確認した。まず、汪側は重慶から離脱して昆明に到着すれば、日本側は近衛首相より和平条件を発表する。次にそれに呼応して汪側も蔣介石との絶縁声明を出す。そして、それを合図に雲南省政府主席の龍雲がまず挙兵し、四川省、廣東省及び廣西省がそれに続けて行動を起こした後、汪側はこの四省を含む地域で独立政府を樹立してから、対日和平運動を正式に開始するという計画であった¹¹⁶。

双方はまた新政府成立後に実行される「日支新関係調整方針」に基く「秘密同盟条約」及び停戦和平条件についても協議を行った。梅と高はまず、汪はまだ「秘密同盟条約」の内容を知らないと説明しつつも、汪は「自ら東亜新秩序建設の為めには支那は日本の経済開発を保証する手段を講じ且軍事経済文化教育等有ゆる部門に亘り日支提携の途を講せざるべからず」と訴えているため、本密約は原則として「問題とするに足らず」と述べた後、和平条件に関する汪側の意見を説明し始めた。汪側の意見は下記のように大きく六項目に分かれた。第一、日支間に防共協定を締結することに対して異存はないものの、日独防共協定に準ずるものとする。第二、汪側は満州国承認に異存なし。第三、中国内地における日本人の居住営業権を許容するが、日本側は治外法権を撤廃するのみならず、租界を返還する。第四、北支の経済開発は日支合弁で差支えないが、北支の範囲は華北、チャハル、

¹¹⁴ 白井勝美編「曾走路我記」『現代史資料 13 日中戦争 5』みすず書房、1962年7月、359頁。

¹¹⁵ 前掲、『上海時代 ジャーナリストの回想 下』、311頁。

¹¹⁶ 「支那側挙事計画」(昭和13年11月15日)(防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-396「渡辺工作ノ現況」)。

山西、綏遠、山東の五省とする。第五、日本軍の内蒙駐兵は一定期間内とし期間満了後撤退する原則を明らかにする。第六、内蒙以外の日本軍は和平条件成立後直ちに撤退を開始し必ず完了の時期を明記する¹¹⁷。

梅と高は協議の中、更に各項目に関する要望を説明した。まず、第一項目の防共駐屯を内蒙に限定し、駐兵期間も年限を以って限定すると要望した。次に第二項目については、日本側が主張する「満支相互に承認す」には反対した。さらに第三項目については条文中の「考慮」の二字を廃止し、直ちに実行を確約するべきだと提議した。そして、第四項目の経済開発について日本側が提案する日本の優先権について反対意見を示した。最後に、第五及び第六項目の撤兵に関する規定は本協定の眼目であると説明して期限を設けることを強く要求した¹¹⁸。

交渉の末、汪側の意見をもある程度取り入れた形で第一から第三項目は字句のみを修正し、第四項目は「日支経済合作は互惠平等の原則に立ち密に経済合作の実を挙げて日本の優先権を認め特に華北資源の開発利用に関しては日本に特別の便利を供与す」に修正された。第五項目は削除され、代わりに「中国は事変の為生じたる在華日本居留民の損害を補償するを要するも日本は戦費の賠償の要求せず」という内容に代わった。第六項目は大幅に修正され、「協約以外の日本軍は日華兩軍の平和克復後即時撤退を開始す 但し中国内地の治安回復と共に二年以内に完全に撤兵を完了し中国は本期間に治安の確立を保証し且駐兵地点は相方会議の上之を決定す」へと変更された。そして、諒解事項では防共駐屯は「内蒙及連絡線確保の為平津地方に駐兵する」と説明し、駐兵期間は「日華防共協定有効期間とす」と規定した。また、第四項目の優先権については「列国との同一条件の場合に日本に優先権を供与するの意とす」と説明した。

このほかに、「日華秘密協議記録」では、相互に親日親華教育の実施、ソ連に対する共同の宣伝機関及び軍事攻守同盟の締結、それによる蒙疆など必要なる地域における日本軍による駐兵、中国を東洋の半植民地的地位から解放するための中国側の不平等条約撤廃要求への日本側の協力及び所要措置の実行、経済合作の方法を研究及び実施するための日中委員会の設置、日中両国以外の諸国を本協定に加盟させるよう努力、などの内容も盛り込まれた¹¹⁹。上記の内容に基づき、双方の代表者は「日華協議記録」、「日華協議記録諒解事項」

¹¹⁷ 「日支協議の内容」(昭和13年11月15日)(同上)。

¹¹⁸ 「協議の経緯」(昭和13年11月15日)(同上)。

¹¹⁹ 「日華協議記録」(昭和13年11月15日)(同上)。

及び「日華秘密協議記録」に調印した。この内容が後に南京政府が樹立された後、日華基本条約の土台として再び汪側と日本側との間で正式に協議される。

一方、協議内容を知った汪は密約の部分に当たる「日華秘密協議記録」についてなお協議する必要があるとしつつも、後日更に協議するとして「日華協議記録」と「日華協議記録諒解事項」に調印することに同意した¹²⁰。そして、1938年12月29日に、重慶より離脱した汪は重慶側に対して和平運動への参加を呼び掛ける艶電を発表した。発表の中で汪はまず、同年12月22日に行われた近衛声明は善隣友好、共同防共、経済提携という三つの方針を掲げ、中国の完全なる主権及び行政権の独立を尊重すると共に、中国で独占的な経済活動を欲しないことを闡明したため、「和平交渉を通じて北方各省の保全及び抗戦以来陥落した各地の回復も可能となり、完全なる主権及び行政独立も保持できる¹²¹」と分析した。それにより、「我々がその宣言に従い東北四省問題の合理的解決を図ることの決心と用意をするのは当然のことである¹²²」と日本側の声明に応じた理由を説明した。そして、「正義に見合う」和平を通じて戦争が終われば、抗戦の目的である中国の「生存独立」を確保することができるため、抗戦の目的は果たされたと言える汪は訴えた。そのため、日本との和平交渉の際の条件は慎重に吟味する必要があるが、「最も肝要なのはすべての日本軍が中国から撤退することである。それは普遍的且迅速に行わなければならない。所謂防共協定期間内の特定地域での駐兵は内蒙近辺を限度とする。これは中国の主権及び完全なる行政独立に関わるため、当然のことである。そうすれば、中国は始めて戦後復興に取り組み、現代国家になるための建設に従事することができる¹²³」と述べ、重慶側が抗日方針を転換するよう呼び掛けた¹²⁴。

汪は続けて当初の計画に従って、同志獲得運動の手段として雲南及び四川等が挙兵できるよう日本軍による中国軍への軍事攻撃がもたらす衝撃を利用するなどの方法を模索し始めた。艶電を発表した翌12月30日に、汪は日本側に対して、第一、日支両国は新東亜建

¹²⁰ 蔡徳金編、村田忠禧など訳『周仏海日記』みすず書房、1992年2月[以降『周仏海日記』とする]（1938年11月27日）。

¹²¹ 吾人依於和平方法，不但北方各省可以保全，即抗戰以來淪陷各地，亦可收復，而主權及行政之獨立完整，亦得以保持。

¹²² 吾人遵照宣言，謀東北四省問題之合理解決，實為應有之決心與步驟。

¹²³ 其尤要者，日本軍隊全部由中國撤去，必須普遍而迅速，所謂在防共協定期間内，在特定地點允許駐兵，至多以内蒙防近之地點為限，此為中國主權及行政之獨立完整所關，必須如此，中國始能努力於戰後之休養，努力於現代國家之建設。

¹²⁴ 秦孝儀主編〈汪兆銘手書主和之艶電〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》中國國民黨中央委員會黨史委員會、民國70年9月、53頁。

設の基礎が完成するまで英米列強と成るべく摩擦を生じないことが肝要、第二、挙兵迄の準備期間三乃至六カ月間毎月香銀三百萬元を日本側より援助、第三、北海、長沙、南昌、瀘関等に対し政治的効果を狙う日本軍の作戦行動、第四、重慶に対する徹底的爆撃、などを要望した¹²⁵。

しかし、汪の呼びかけに賛同の意を表す者はいたものの、それは中国国内の主流意見ではなかった¹²⁶。国民党中央常務委員会は翌39年1月1日に兆銘の党籍、一切の職務及び権限を剥奪し、全国で指名手配すると決定した¹²⁷。そして、国内のみならず、海外の華僑からも汪を批判の声が一举に現れた¹²⁸。また、汪の声明に呼応する予定の雲南省の龍雲は1月6日に汪に同調しないと蔣介石に打電し、廣東省の第9戦区第2兵团総司令兼第8集团軍総司令の張發奎や西康省の西康省政府主席兼全省保安司令の劉文輝もそれに前後して、汪の声明を批判し、嚴重に処分するよう上申した¹²⁹。それに加えて近衛首相も1月5日に首相を辞任した。急変する状況を受けて、予期される内外の支援をなくした汪側は今後の取るべき行動について苦悩せざるを得なかった¹³⁰。汪工作が切崩し工作として失敗したことを受けて日本側はしばらく汪工作から目をそらしたが、汪の訪日はやがて日本側の姿勢の転換を促す刺激となる。

¹²⁵ 「渡辺工作ノ状況（第四）」（昭和14年1月15日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-643 「渡辺工作の現況 第3号及第4号」）。

¹²⁶ 「某人致汪兆銘電去冬先生發表艷電主張和平實乃全體國民公意謹電響應」（1939年）『汪兆銘史料-文件-函電與函件』國史館藏、典藏號：118-010100-0008-111、入藏登入號：118000000008A；「某人致汪兆銘電前讀近衛聲明知日方有言和之表示繼奉汪副總裁艷電建議和平誠救亡之上策斯民意之所宗敢信公忠體國者必能屏除私見以民族利益為重」（1939年）『汪兆銘史料-文件-函電與函件』國史館藏、典藏號：118-010100-0008-114、入藏登入號：118000000008A。

¹²⁷ 「中央決議開除汪兆銘黨籍並撤除其一切職務，國民政府明令通緝汪兆銘，汪兆銘通敵賣國海內外各地聲討嚴懲」（1939年1月6日）『國民政府 檔案總類-中央黨務-開除黨籍』國史館藏、典藏號：001-014162-0001、入藏登入號：001000001983A。

¹²⁸ 前掲、〈艷電之發表與反應〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》51-77頁。

¹²⁹ 「張發奎等電蔣中正林森中央撤除汪兆銘黨籍職務懲處過寬其倡和通敵拆散團結請通緝歸案明正典刑以肅綱紀」（1939年1月5日）『蔣中正總統文物特交文電-日寇侵略』國史館藏、典藏號：002-090200-00022-041、入藏登入號：002000002179A；「谷正鼎谷正綱龍雲電表心志不附和汪兆銘」（1939年1月6日）『國民政府 檔案司法-叛亂-叛亂總目』國史館藏、典藏號：001-103100-0002、入藏登入號：001000006519A；「劉文晃電 蔣中正請通緝嚴懲汪兆銘通敵賣國並與全僑誓為後盾抗戰到底」（1939年1月12日）『蔣中正總統文物特交文電-日寇侵略』國史館藏、典藏號：002-090200-00022-081、入藏登入號：002000002179A。

¹³⁰ 雷鳴編著〈河內的正月〉《汪精衛先生傳》政治月刊社、1944年、335頁。

第2項 停滞する汪工作

前述したように、1938年11月30日の御前会議で影佐、今井などの現地の交渉とは別に、日本政府は「更生支那」が東亜新秩序建設の中核をなす日滿支の一員となるよう育成することを決定した¹³¹。しかし、当時の汪兆銘工作はまだ「重慶政府ノ切崩ニ作用スル軍略タル性質ヲ伴フモノ」に止まっていた¹³²。汪工作の主眼は重慶の「内部切崩自壊促進」であり、汪を中心に中国側の統一を図り、これを基礎に和平を為すという風には考えていなかった¹³³。

このような現状に鑑み、汪工作に携わる現地の外交官及び陸軍は汪工作を切崩し工作から転換するよう上申した。39年1月28日、田尻香港総領事は汪が重慶より脱出して現在に至るまでの情勢を分析して、汪工作は「今後之ニ多キヲ期待シ難シトノ見方アルヤモ知レサル處、對汪工作カ所期ノ効果ヲ發揮シ得ヘキヤ否ヤハ全ク今後ノ施策如何ニ懸ルモノ」と説明し、汪の今後の行動に日本側が呼応すれば重慶政府に打撃を与えることがなお可能だと主張した。続けて田尻は汪の閥歴、手腕及び彼に追随する和平派の人物たちを見て、「日支時局ノ收拾、東亞新秩序ノ建設上最モ有力ナル要素タルヲ失ハス、即チ對汪工作ハ單ニ軍ノ謀略トシテ之ヲ見送ルカ如キト無ク外務當局トシテモ對支國策ノ一端トシテ積極的ニ之ヲ推進セラレコトヲ希望ス」と訴え、外務省側が汪工作を切崩し工作から国策の一端へと転換するよう「日支新關係調整方針」を根本から再度検討することを要望した。しかし、田尻の意見を受けた有田外相は「日支新關係調整方針」の条件を更に緩和することについて同意せず、国策の一端として推進することに対しても慎重的であった¹³⁴。そのため、有田は「目下汪ノ地位カ各方面トノ關係ニ於テ極メテ機微ナルモノアルコト」を理由に、外務省側から汪と直接接触を試みることは「此ノ際一應差控ヘラルル」べきと汪の滞在先である河内に駐在している鈴木総領事に命じた¹³⁵。

日本側が「目下汪ノ地位」と説明して汪工作を切崩し工作から変更することについて慎

¹³¹ 「日支新關係調整方針」(昭和13年11月30日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第十五卷)。

¹³² 「支那新中央政府成立ノ経緯概要ニ関スル件」(昭和15年1月13日)(外務省記録A.6.1.1.9「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」第一卷)。

¹³³ 外務省編纂「重慶政権に対する内部切崩しおよび自壊促進のための現地宣伝工作方針について」(昭和14年1月4日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』六一書房、2011年5月、698頁。

¹³⁴ 「汪精衛一件」(昭和14年1月27日)(外務省記録A.6.1.1.8-5「支那事変ニ際シ支那新政府樹立關係一件 汪精衛關係」第二卷)。

¹³⁵ 「有田大臣ヨリ鈴木総領事宛電報」(昭和14年2月10日)(同上)。

重な姿勢を示したのはすなわち、汪兆銘と蔣介石との関係を警戒していたためである。日本側はこのとき既に東亜新秩序建設の方針に基き、重慶政府に代わる新中央政府樹立を模索し始めたが、前述したように日本側は当初、臨時政府を新中央政府として育成すると計画していた。しかし、臨時、維新両政府に対して新中央政府樹立を担当する対支特別委員会委員の前述の評価からも分かるように、臨時政府はそれを成し遂げられる「気魄」がなかった。日本側はそれを理解していたため、新たな指導者候補として唐紹儀、呉佩孚に働きかけたが、唐の暗殺及び呉の曖昧な姿勢が示したように、新中央政府樹立構想は決して順調に進められていたわけではなかった。斯かる中、重慶側の汪兆銘国防最高会議副主席兼国民党副総裁は日本占領地域以外の場所で重慶及び日本とは一線を画する新勢力として和平運動を推進するために重慶より離脱した。指導者候補不在に悩まされた日本側にとって、これは望ましい展開ではあるが、警戒すべきことでもあった。

汪は当時、重慶側の指導者である蔣介石に次ぐ地位にある者で、中国側のこれまでの対日政策決定過程にも関与していた。したがって、汪の重慶離脱は蔣介石と汪兆銘による謀略ではないかと日本側は危惧した。このように判断したのは日本側だけではなく、臨時、維新両政府の首脳もまた「汪脱出ノ當初ハ蔣介石ト或程度ノ諒解アリタルモノト察セラルル」、「汪ノ脱出ハ蔣トノ間ニ完全ナル聯絡アリテ行ハレタルモノニシテ右ハ一種ノ煙幕彈トモ見ルヲ得ヘク之ニ依リテ日支兩國及び諸列國ノ反響ヲ見ントスルー手段」という風に観察していた¹³⁶。そのため、参謀本部の今井武夫中佐が汪工作を継続すべきだと主張した際、板垣征四郎陸軍大臣、陸軍省の軍務、軍事両課長、参謀本部の作戦、謀略両課長はそれを容認したが、参謀本部上層部は汪の離脱は蔣介石の命令によるものだと警戒していたため、汪工作を積極的に推進することに難色を示した¹³⁷。

一方、東亜新秩序を基調とする「日支新関係調整方針」に基く新中央政府樹立構想は候補者不在で難航しているが、日本側はそれで断念することはなかった。近衛三原則のうちの「善隣友好」に含まれる「支那ノ領土及主權ヲ尊重」する方針がそのヒントとなっている。当時、日本政府の外交方針は有田外相が38年11月18日に発したアメリカの中国における権益確保に関する抗議への回答の中に明示されていた。

¹³⁶ 前掲、「汪兆銘離脱問題に関する梁鴻志ら維新政府要人の見解について」（昭和14年1月10日）、「汪兆銘離脱問題に関する王克敏ら臨時政府要人の見解について」（昭和14年1月14日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、702-605頁。

¹³⁷ 「汪精衛一件」（昭和14年1月27日）、「汪精衛工作一件」（昭和14年1月28日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-5 第二巻）。

目下帝國ハ東亞ニ於テ真ノ國際正義ニ基ク新秩序ノ建設ニ全力ヲ舉ケテ邁進シツツアル次第ナルカ之カ達成ハ帝國ノ真立ニ缺クヘカラサルモノタルノミナラス東亞永遠ノ安寧ノ礎石タルヘキモノニ有之候今ヤ東亞ノ天地ニ於テ新ナル情勢ノ展開シツツアルノ秋ニ當リ事變前ノ事態ニ適用アリタル觀念乃至原則ヲ以テ其ノ儘現在及今後ノ事態ヲ律セントスルコトハ何等當面ノ問題ノ解決ヲ齎ス所以ニ非サルノミナラス又東亞恒久平和ノ確立ニ資スルモノニ非サルコトヲ信スル

有田は回答で従来ノ九カ国条約体制を否定し、日本はこれから東亞新秩序建設に邁進すると明言した¹³⁸。すなわち、1922年に開催されたワシントン会議で決定された九カ国条約が規定する「支那ノ主權獨立竝其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト」について日本も賛成しているが¹³⁹、1937年11月に行われた九カ国条約に基くブリュッセル会議で「条約締結時に比べ、共産勢力の浸透及び中国国内の変化によって、東アジアにおける今日の情勢は既に完全に異なっていた¹⁴⁰」と声明したように、日本は九カ国条約は既に現状に適していないと観察していた。それを改善するために、「南京の反日政策及び南京政府にある共産的要素を根絶する必要がある¹⁴¹」と日本は主張した。このような施策を通じてはじめて「日中一体、日中協力に基く恒久的な平和を築くことができる¹⁴²」と日本は判断したからである¹⁴³。

そして、翌1939年1月5日に平沼騏一郎内閣が近衛文麿内閣に代わって発足したが、有田八郎外相、板垣征四郎陸相、米内光政海相などはそのまま留任したため、内閣交代によ

¹³⁸ 「昭和十三年十一月十八日ノ十月六日附米國側申入ニ對スル舊來ノ觀念乃至原則ヲ以テ新事態ヲ律シ得ストノ回答」(昭和13年11月18日)(外務省記録A.1.3.1.1-4「日、米外交關係雜纂 対米外交關係主要資料集」第一卷)。

¹³⁹ 「支那ニ關スル九國條約」(大正11年2月6日)(外務省記録2.4.3.54「華府會議關係諸條約決議及其説明」)。

¹⁴⁰ As compared with the time when the treaty was concluded, the situation in East Asia today has been rendered totally different, owing to the infiltration of Communist influence and the changes of internal conditions prevailing in China.

¹⁴¹ What is needed is the elimination of Nanking's anti-Japanese policy and the Communist elements which are identified with it.

¹⁴² So that there may be established an enduring peace based upon Sino-Japanese unity and cooperation.

¹⁴³ 「Statement of the Japanese Foreign Office」(昭和12年10月28日)(外務省記録A.1.1.0.30-32「支那事變 九ヶ国條約締約国会議關係」)。

る政策変更はなかった。衆議院議会で安藤正純代議士の質疑に対する回答で、平沼首相が「今日政策ノ樞軸トナル処ノ對支關係ニ付キマシテ、前内閣ノ方針ト變ラザルコトヲ明ニスル必要ガゴザイマス」と述べたように、東亜新秩序建設の方針は新内閣に受け継がれた¹⁴⁴。平沼首相が1月22日の貴族院議会で政府の所信を披瀝した際も同様に東亜新秩序建設の方針を堅持することを強調した。

日滿支三國ガ相互ニ十分ナル理解ノ上ニ立ッテ、相提携シテ政治ニ、經濟ニ、將又文化ニ、相助連環、友好善隣ノ實ヲ舉ゲ、之ヲ以テ東亞興隆ノ基ト為スコトハ我ガ國肇國ノ精神ヲ顯現スル道デアリ、不動ノ國是デアリマシテ、茲ニ東亞永遠ノ平和ハ確立スベキデアリ、又以テ世界ノ進運ニ貢獻スル所以デモアルデアリマス、東亞安定ノ責ニ任ズベキ日本、滿洲、支那ノ三國ハ須ク速カニ此ノ公正ナル目標ニ向ッテ協同シ、舊套ヲ脱シテ新シキ秩序ニ趨クノデナケレバ、永遠ノ安定ハ遂ニ臨ムベクモナキコト自明ノ理デアリマス

それにより、今次事變の終局の目的は「單ナル武力的勝利ニ在ルノデハナク、支那ノ更生ト之ニ伴フ日、滿、支三國ノ互助提携ノ上ニ新シキ東亞ノ秩序體制ガ確立サレルコトニ在ルノデアリマス」と平沼は説明した¹⁴⁵。そして、由谷義治代議士の租界、治外法権の撤廃についての質問に対して、抗日政權を撃滅すると共に、「新シキ政府ガ、支那ノ中央政權ガ出来タ場合ニハ、之ヲ援助シテ此ノ目的ヲ達セシムルカ、固ヨリ二十二日ノ聲明ニゴザイマス通り、我國ハ之ヲ撤廢スルノ用意ガアルノデゴザイマス、當然ノ結果ト致シマシテ、總テノ國ヲシテ之ヲ撤廢セシメナケレバナラヌト云フコトニナルコトハ當然ノコトデアリマス 新シキ中央政府ガ出来マシタナラバ、之ヲ援助致シマスルコトハ當然ノ結論デアリマス」と結論付けた¹⁴⁶。

有田外相も同日の貴族院会議で「此ノ新ナル秩序ノ建設ト申シマスルノハ、日滿支三國ガ、各自ノ獨立ヲ維持シ、其ノ個性ヲ十分ニ生カシツ、相携ヘテ政治、經濟、文化ノ過般ニ亘リ、積極的互相連環ノ關係ヲ樹立シ、以テ道義的基礎ニ立ツ新東亞ヲ建設セムトスルコトニ外ナラナイデアリマシテ、帝國政府ハ斯カル新ナル秩序ノ建設コソ、日滿支三國

¹⁴⁴ 「平沼國務大臣ノ答辯」(昭和14年1月22日)「第74回帝國議會衆議院議事速記録第4号」。

¹⁴⁵ 「内閣總理大臣ノ演説」(昭和14年1月21日)「第74回帝國議會貴族院議事速記録第2号」。

¹⁴⁶ 「内閣總理大臣ノ答辯」(昭和14年1月23日)「第74回帝國議會衆議院議事速記録第5号」。

ノ存立發展上絶対ニ必要デアルバカリデナク、又世界ノ真ノ安寧平和ニ資スルモノデアルトノ堅キ信念ヲ有シテ居ルノデアリマス」と同様の趣旨に基く演説を行った。そして、広東陥落、武漢三鎮の攻略によって事変はここに新たなる段階に入ったことで、「臨時、維新兩政府ノ間ニ聯合委員會ノ組織ヲモ見、漢口、廣東方面ニモ地方政權樹立ノ機運ヲ見ツハアル状態デアリマシテ、帝國政府トシテハ新中央政府ガ速カニ成立シ、我ガ方ト協力シテ事變ノ收拾ヲ圖ルニ至ラムコトヲ期待シテ居ル次第」であると、新中央政府の樹立をあくまで堅持する姿勢を示した¹⁴⁷。

東亜新秩序建設に基く新中央政府樹立の方針を堅持することは平沼と有田の議会での演説と答弁で明示されたものの、指導者候補不在の問題は依然として存在していた。その時点で、候補者となり得る人物として呉佩孚と汪兆銘の名が挙げられるが、汪との直接接触を禁じた有田の命令からも理解できるように、汪工作を重要視しない日本政府は新中央政府指導者候補不在の中、汪兆銘を新たな候補として支援する意図もなかった。有田は第74回帝国議会衆議院予算委員会で、このような姿勢を明らかにした。予算委員会で多田満長委員が新中央政府樹立に関連して「呉佩孚ノ勢力、竝ニ汪兆銘ノ勢力ト云フモノハ今後ドノ位伸ビテ、ドノ位此ノ事變ニ關係ヲ持ツデアラウカ」と質問した際、有田は「汪兆銘ハ國民黨ノ元老デアツテ、一部ニハ非常ナ勢力ヲ持ツテ居リマスルシ、呉佩孚ハ舊軍閥ノ一人トシテ、今日各方面ニ散在シテ居ル支那軍隊ノ中ニモ相當聲望ヲ持ツテ居ル人ト思フノデアリマス、汪兆銘ナリ或ハ呉佩孚ナリノ是カラノ行動ト云フモノハ、相當ナ影響ヲ蔣介石政權ニ與フルモノト云フコトハ考ヘテ居リマスルガ、併シ事實是カラドウ云フ風ニ發展シテ行クノカト云フコトニ付キマシテハ…興味ト注意ヲ持ツテ注視ハ致シテ居リマス」と曖昧な態度を示した。

有田の返答に対して多田は「對岸ノ火災視シテ放任セントスルノデアルカ、或ハ又積極的ニ彼等ヲ援助シテ、彼等ヲシテ外務大臣ノ所謂新政權ヲ作ツテ此ノ聲明ノ效果ヲ齎ラスヤウニスル積リデアルカドウカ」と、今後日本側は汪兆銘及び呉佩孚を新中央政府指導者候補に指定する意図があるか否かを問いただした。それを受けて、有田は「敢テ對岸ノ火災視スル持リハ勿論ナイノデアリマスルガ、サリナガラ今日ノ場合、之ニ積極的ノ援助ヲ與ヘテ、ドウスル斯ウスルト云フ所マデハ至ツテ居ナイノデアリマス、ト云フノハ、マダソコニ至ル情勢判斷ニ達シテ居ナイノデアリマス」と両者を候補と想定して積極的に援助することを拒否した。多田は続けて「此ノ場合、汪兆銘又ハ呉佩孚ヲ極力援助シテ、日支

¹⁴⁷ 「外務大臣ノ演説」（昭和14年1月21日）「第74回帝国議会貴族院議事速記録第2号」。

國交調整ノ根幹ヲ茲ニ確立スル必要ガアルト固ク信ジテ居リマス…此ノ際躊躇逡巡遲疑シテ居ル必要ガアルカ、此ノ際吳佩孚ハ援助スルゾ、汪兆銘ハ援助スルゾ、シツカリ彼ノ天地ニ於テヤレト云フコトヲ我ガ政府ニ於テ聲明書ヲ出ス必要ガアルト思フガ、外務大臣ノ所見如何」と迫ると、有田はただ「曩眞ノ引倒シニナラヌヤウニ吾々トシテハ注意ヲスル必要ガアルトオモフノデアリマス」と冷淡な口調で返答し、汪工作を新中央政府樹立へと変更することに対して依然として否定的であった¹⁴⁸。

同様な態度は平沼首相及び陸軍側にも見られた。平沼は「汪兆銘問題も又当初に於て蔣の了解なき筈なし」という判断の下で、和平交渉に当たった政友会長老の小川平吉に対して「吳佩孚の事、王子恵の議、汪兆銘の件、共に時局を收拾するに足らずとし、蔣と和平の他なし」と明確に述べた¹⁴⁹。その場合、「蔣とは停戦協定を結べば蔣は下野すべく、其後に立つべきものと和平協定をなす」と構想していた¹⁵⁰。陸軍省、参謀本部もまた38年11月に開催された省部首脳会議で「国民政府〔新中央政府〕を相手とすること、及蒋介石を停戦の相手とすること」という点に意見が一致した¹⁵¹。

このように、日本側は新中央政府樹立構想を堅持するが、事実上の抗戦相手は重慶政府であるため、汪の脱出は蒋介石の指示によるものだという理解の下で、汪兆銘を新中央政府指導者候補ではなく、蒋介石に通ずる交渉ルートにとどめるべきだとは判断した。汪工作を進める支那派遣軍もまた同様な意見を有していた。たとえば、参謀本部戦争指導課の堀場一雄は「総軍当局は汪工作の一半を対重慶工作と見做せり。即汪側に対する我態度は其儘重慶に反映すべく汪側との密議は即重慶との間接対談に外ならず。重慶に伝へんとする所は、顧みて之を汪側に告ぐる如くせり。汪側の重慶との使者往復は事実にして、周仏海の如きは最も頻繁なり」と、汪工作に対する支那派遣軍の意図を説明した¹⁵²。また、汪工作の主要担当者である影佐自身も「汪精衛氏と内約を結ぶ目的は、重慶政府及支那民衆に対し日本が支那に求むる程度を明示し、以て彼等が疑つてゐる如くに決して日本は侵略的でない事を理解せしめむとするのである。即ち内約は形式上汪精衛氏と結ぶのであるが、

¹⁴⁸ 「豫算委員會議録（速記）第九回」（昭和14年2月1日）「第74回帝国議会衆議院豫算委員會議録（速記）第9回」。

¹⁴⁹ 岡義武ほか編『小川平吉関係文書 第一巻』みすず書房、1973年3月（1月17日、3月21日）。

¹⁵⁰ 伊藤隆ほか編『続・現代史資料4 陸軍・畑俊六日誌』みすず書房、1983年〔以下『畑俊六日誌とする』〕（昭和14年5月30日）。

¹⁵¹ 堀場一雄『支那事変戦争指導史』原書房、1973年、127頁。

¹⁵² 同上、366頁。

実質的には重慶政府及支那民衆を対象とするものである」と、汪と蔣との関連性を重視していた¹⁵³。

日本側が重慶との交渉を重要視する中で、ジョセフ・グルー（Joseph C. Grew）米駐日大使が5月19日に休暇で帰国することを受けて、平沼首相はアメリカが日中戦争の調停役を引き受けるかどうか打診した。5月23日、平沼首相はユージン・ドゥーマン（Eugene H. Dooman）米大使館参事官と会談した際、現在の国際情勢ではヨーロッパで戦争が勃発すれば日本が巻き込まれる可能性は皆無ではない。そのため、日本はその安全を維持するために、「日本側は最終的には特定の条件の下で中国側に対する和平条件を緩和する用意がある。ただし、日本側が緩和する意志を持っているとすれば、それは道徳に起因するものではない。それは欧州での脅威にさらされる日本の安全は中国との衝突を解決することによって保証されると日本が認識していることに起因している¹⁵⁴」と説明し、和平条件を緩和する用意があることを伝えた¹⁵⁵。

しかしながら、平沼は続けて「日本国民の強い不満に鑑み、たとえ日本国政府が望んでいるとしても停戦条件によって日本の経済安全が保証されないと中国側と和を結ぶことはできない。また、日本が求める安全保障は世界の現状に鑑みて戦争前の状態への回帰では得ることができない¹⁵⁶」と、条件を緩和する用意があるものの、日本の経済安全が保障されることと戦争前の状態に戻らないことがその前提である。すなわち、九カ国条約体制へ戻ることはアジアの現状の改善に資しないと平沼は主張した。そして、このような認識に基き、「極東問題を不安が蔓延する欧州及び他の地域の情勢から切り離せない現状では、極東問題を交渉で解決するには欧州問題及び極東問題の情勢を同時に意識する必要がある¹⁵⁷」とアジアでの問題とヨーロッパでの問題が不可分であると説明した後、日米が協力

¹⁵³ 前掲、「曾走路我記」『現代史資料 13 日中戦争 5』、379 頁。

¹⁵⁴ Japan would be prepared eventually and under certain conditions to moderate its peace terms to China; but this willingness if it exists springs not from any moral regeneration but from realization that Japan's security can be safeguarded so long as war threatens in Europe only by liquidating the conflict with China.

¹⁵⁵ The Chargé in Japan (Dooman) to the Secretary of State, May 26, Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1939, Vol. 3*, pp. 40-41. (Hereafter as FRUS)

¹⁵⁶ So strong was the sense of grievance of the Japanese people that the Japanese Government could not, even if it wished, make peace with China on terms which did not assure Japan economic security, and that under existing world conditions such security could not be provided by restoration of the status quo ante.

¹⁵⁷ It would be impossible to dissociate the Far Eastern problem from the conditions of unrest which prevailed in Europe and elsewhere and that this problem is capable of solution by negotiation only when the conditions which lie at the root of the European problem as well as of the Far Eastern problem can be considered.

する必要があると平沼は提案した。そうすれば、「アメリカの在華權益をめぐる問題も容易に解決できる。それと同時に日本国政府は門戸開放政策を重要視するアメリカ側が満足するような努力を続けるが、その場合、唯一障害となるのは前述した日本国民の不満である¹⁵⁸」と、アメリカの在華權益問題、門戸開放問題などの面で譲歩する意図があることを示した¹⁵⁹。平沼の提案は即ち、アメリカが日本側の要求を理解した上で、仲介役として日本の事変処理に協力することで重慶側との停戦を実現しようとした。しかし、アメリカはその提案を受け入れなかったため、日本が主導権を發揮できる会議の場で第三国の仲介を通じて事変を処理するという平沼の構想は失敗に終わった¹⁶⁰。

第3項 汪工作の変質

第三国による仲介を通じて事変を処理する構想が失敗した一方、汪工作はその後、汪側による新中央政府樹立構想の提案及び汪襲撃事件によって着実に進展した。ハノイで新年を迎えた汪側は龍雲雲南省政府主席などによる挙兵の可能性がまだ残っているとして、1939年2月に高宗武を通じて田尻総領事、今井中佐と今後の工作の進め方について協議を行った¹⁶¹。まず、汪側は、第一、日本が蔣介石を相手にするならば汪は側面より支援する。第二、日本が王克敏、梁鴻志、呉佩孚などを以って新中央政府を樹立して中国の統一を図るならば、汪は在野の身分で極力之を援助する。第三、日本が汪を時局收拾の最適任者と判断すれば、汪は自ら新中央政府を組織して統一を図る、という三つ方法を提案した。ここに至って、日本側のみならず、汪側からも新中央政府を樹立することを提案し始めた。

次に、今後の行動については引き続き離脱する可能性のある者と連絡を取ると同時に、日本軍が西安、宜昌、南寧に迫った時に汪が蔣介石に代わり「時局收拾和平実現の当事者なること」を宣言した後、雲南省の龍雲及び西南諸将が続けて汪の声明に呼応すると計画した。そして、今後の運動を継続するために、日本より総額2億円、月三百万円ぐらいの

¹⁵⁸ Issues involving American rights in China could be disposed of without difficulty. In the meantime the Government would continue its efforts to satisfy the American position with regard to the Open Door but one difficulty was the sense of grievance to which he had previously referred.

¹⁵⁹ The Chargé in Japan (Dooman) to the Secretary of State, May 23, *FRUS*, op.cit, pp.171-173. ; Sir R. Craigie to Viscount Halifax, July 1, G.B. Foreign Office, *Documents on British Foreign Policy 1919-1939*, 3rd Series Vol. 9, No.277.

¹⁶⁰ The Secretary of State to the Chargé in Japan (Dooman), July 8, Alben W. Barkley, *U.S. Congress Joint Committee on the Investigation of the Pearl Harbor Attack*, pp. 4169-4170.

¹⁶¹ 「渡辺工作ノ状況(第四)」(昭和14年1月15日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-643)。

法幣もしくは円の援助を希望した¹⁶²。

続けて高宗武は2月17日に日本に赴き、汪の三つの提案及び汪が『日華秘密協議記録』に対して「全面的ニ同意」する考えを直接日本側に伝えた。高の三つの提案に対し、影佐陸軍省軍務課長はそれを「日本ノ信任ヲ試ス為ニシテ彼等ノ真意ハ飽ク迄汪ヲ立テテ貫ヒ度譯ナリ」と判断した。そして、二億円を援助し、運動を継続することにも異論はなかった¹⁶³。日本での交渉を終えた高は3月18日に汪に交渉の状況を報告すると、その三日後の3月21日、汪の住居が重慶側に襲撃されたことで、その腹心である秘書の曾仲鳴は命を落とした。その死を悼む意味を込めて、汪は4月1日に声明を発表して改めて和平運動に関する主張を訴えた。汪は和平条件が国家の生存独立を妨げることがなければ日本と和を結ぶべきだと主張しつつ、「二十か月の苦戦を経て日本側の消耗は激しかった。そして、中国側の犠牲が大きかった。共倒れして共に亡ぶ道と共存共栄の道が我々の目の前にある…共存共栄の道へと進むべきである¹⁶⁴」と主張した¹⁶⁵。

汪の襲撃事件を受けて、汪兆銘と蔣介石との関係を危惧して汪工作に対して慎重であった外務省側は、陸軍側及び中国関係の政策樹立事務を担当する興亜院¹⁶⁶と共に、汪側と直接に接触することを決定した。汪工作を担当してきた影佐大佐は4月1日、早速脱出用の船を用意してハノイへ向かった。そして、有田外相は外務省領事を兼任している矢野征記興亜院書記を派遣して、現地で影佐の補佐に当たらせた¹⁶⁷。そして、4月9日に、影佐、矢野などは汪を訪問して、汪の意向に従って上海へと移転することを相互に確認した後、有田外相、板垣陸相及び鈴木貞一興亜院政務部長からの書簡及び米内海相の名刺を汪に渡

¹⁶² 「渡辺工作（第2期計画）（昭和14年2月）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-396）。

¹⁶³ 前掲、「訪日した高宗武との協議の結果に関する田尻香港総領事と影佐陸軍省軍務課長との会談要旨」（昭和14年2月28日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、720頁。

¹⁶⁴ 尤其二十個月的苦戦，日本的消耗，不為不大，中國的犠牲，不為不重，兩敗俱傷同歸於盡的一條路，與共同生存共同發遠的又一條路，明明白白，擺在面前……往共同生存共同發達之大路而前進。

¹⁶⁵ 前掲、〈舉一個例〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、83頁。

¹⁶⁶ 1938年12月16日に設置された興亜院は日中戦争に当たって、中国で処理を要する政治、経済、文化に関する事務、これらについての諸政策樹立の事務などを任務とする首相の管理に属する外局。総裁は総理大臣とし、副総裁は外務、大蔵、陸軍、海軍の各大臣を当てる；百瀬孝著、伊藤隆監修『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館、平成3年1月、28-29頁。

¹⁶⁷ 「有田大臣ヨリ田尻総領事宛電報」（昭和14年4月1日）（前掲、外務省記録 A.6.1.1.8-3 第二卷）。

して汪側との本格的な接触を開始した¹⁶⁸。

斯かる中、4月6日に重慶政府は従来の「汪ニ對シ終始其ノ和平政策ノ拋棄ト國民黨復歸方ヲ希望シ汪ニ關スル記事及汪排撃論表ヲ嚴禁」する方針を一転して、「漢奸ハ宜シク嚴罰ニ處スヘシ」を趣旨とする論説を解禁した。これを受けて「遂ニ蔣當局ヲシテ汪ニ對スル希望ヲ斷念セシメタルコト」と観察した上海駐在の三浦義秋総領事は重慶側による反汪言論を有田外相に報告した¹⁶⁹。現地からの報告と要望を受けて、外務省東亜局第一課長は4月12日に参謀本部の臼井茂樹大佐と会談し、重慶側による汪兆銘への世論攻撃に関する対策について協議した。臼井はまず「汪精衛カ漢奸ノ立場ニ明瞭ニ立ツコトトナリタル此ノ際最早我方トノ關係ヲ秘スルコトモ事實上困難トナリタル」として、汪工作を今後「相當大ビラニ取扱フモ致方ナカルヘシ」と説明し、汪工作の今後の取り扱い方を変える意思があることを示した。現状ではこれから汪をハノイから香港、澳門等に引き出しても危険が迫る恐れがあるとして、汪側より提案された新中央政府樹立構想などに鑑み、「東京ニ連レ來リ中央ニテ直接本人ノ真意ヲ突止ムルコトモ一法」という風に陸軍側が考えていると臼井は打明けた¹⁷⁰。

東亜局が陸軍側と意見交換した二日後の4月14日、汪工作に関わっている田尻総領事も有田外相に対して同様な意見を上申した。田尻はこれまで汪側との連絡はいつも高宗武を通して行われてきたが、「高乃至部下カ當地又ハ上海ヨリ重慶ト秘密通信ヲ為シ居ルニアラスヤ」という疑念がある中で、たとえこのような疑念が憶測の範囲を出なくても注意すべきだと現状について指摘した。そのため、高のみを相手として汪側との話し合いを進めるのは適切ではないとして、「此ノ際我方ハ汪ノ真意ヲ直接糾明スル必要ニ迫ラレ居リ」と、陸軍側と同様に汪との直接対話を主張した。田尻は続けて汪側の「軍事策謀」は「自己満足ノ程度ヲ出ス假ニ實力派ト相當ノ内部連絡附クモ其ノ最後の發動ハ我が軍事行動ノ進展ニ俟ツコトトナルヘク今日迄ノ状況ヨリ判断セハ良ク見テ五分ノ成功率ニ達セス」として、汪工作を再検討すべきだと説明した。現状では「西南ニ先ツ汪ノ地盤ヲ作ラス」、「汪ヲ中心トシテ新中央政府ノ樹立ヲ急ク」、「将来時機ヲ見テ支那民衆ノ世論トシテ政府首脳ニ擔キ上ケサス為一應汪ヲ影ノ人トシ新ナル重慶工作ニ進ム」のいずれかを選択する時期が来たと田尻は訴えた¹⁷¹。

¹⁶⁸ 「河内領事館ヨリ本省宛電報」（昭和14年4月9日）（同上）。

¹⁶⁹ 「三浦総領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和14年4月6日）（同上）。

¹⁷⁰ 「汪精衛一件」（昭和14年4月13日）（同上）。

¹⁷¹ 「田尻総領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和14年4月14日）（同上）。

斯くして、日本側の手配により、ハノイより脱出した汪は5月6日に上海へ向かう船の中、影佐大佐と今後の行動について二回協議を行った。汪はまず、2月下旬に高を通じて日本側に提案した新中央政府樹立構想のうちの第一案、即ち蒋介石を中心に時局を收拾するという案は情勢の変化により撤回すると説明した。そして、汪が自ら蔣の代わりに新中央政府樹立構想の中心となって新中央政府を組織するが、その場合、臨時、維新両政府を解消させた後、両者を新中央政府に合流させる必要があると要求した¹⁷²。5月8日に上海に到着すると、出迎えに来た今井参謀本部支那課長との会談で、汪は早速「日本政府は近衛第三次声明を額面通り実行し、日本の政策が侵略的でないこと」、政府樹立後に編成された軍隊を以って「重慶政府軍と戦闘し、内戦を惹起するが如き意向は毛頭持っていない」こと、終局の目的は「飽迄重慶政府をして抗日を翻意し、和平に転向せしむること」、政府樹立に決定すれば、「中華民國の法統を継承して、之れを国民政府とする。従て政府樹立の形式は還都とし、三民主義を採用して、青天白日旗を国旗に定め」ること、そして、和平政府樹立のためには汪自ら渡日して日本要路の人々と意見を交換した後、「最後の決意」を決めるという汪側の要望を伝えた¹⁷³。

汪側はその後、「国民党全国代表大会ノ召集」、「中央政治会議ノ招集」、「国民政府ノ南京帰還」という今後の和平運動を三段階に分けた「時局收拾に関する具体的辦法」を作成し、今井を通じて5月28日にそれを日本側に渡した。「具体的辦法」は「時局收拾ノ要諦ハ人心ノ収攬ヲ先決条件トス之カ為人心ヲシテ外力ノ圧迫ニ依リ政体ノ変更、法統（現在ノ法律的系統即現法制ハ国民政府ノ名ニ於テ制定セラレアルコトヲ意味ス）ノ中断ヲ来シタリトノ觀念ヲ抱カサラシムルコト肝要ナリ」という考えに基き、重慶政府及び共産党に煽動の口実を防ぐためにも従来の政体、法統、名称などを維持する必要があると主張した。それにより、「統一政府ノ必要ハ人心収攬ノ為特ニ緊要ナリ一國ニ二政府存在スヘキモノニ非ス国民政府ノ南京帰還後ハ南北両組織ハ…自発的に政府ノ名義取消ヲ宣言スルヲ妥当ナリ」と、日本側に対して臨時、維新両政府の解消を正式に要求した。汪側にとって、人心収集の観点から見ても、和平運動の一環として新中央政府を樹立するとなると従来の法統を継続する必要がある、そのため「国民政府」という名で南京に「還都」し、「青天白日旗」を

¹⁷² 「上海ニ於ケル工作」（昭和14年5月16日）（外務省記録A.6.1.1.8-5「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 汪精衛関係（矢野記録）」第三巻）。

¹⁷³ 今井武夫著「汪兆銘の提出せる具体的辦法」『支那事変の回想』みすず書房、1980年4月、94-95、305頁。

掲げることは必要な基本条件であった¹⁷⁴。

汪の新中央政府樹立構想及び訪日の要望に対して、汪工作を切崩し工作に止めようとしていた日本側、特に参謀本部は当初、依然として慎重的な態度を示した。汪と「意見交換ノ上ハ彼ニ中央政府ヲ組織セシメ直チニ之ヲ承認スルコトニ引キヅラルル危険性アリ然ルニ彼カ果シテ中央政府ノ首班トシテノ實力アリヤハ疑問ニシテ呉佩孚ノ方カ余程善キヤモ知レス」という見解は参謀本部の中で依然として根強く存在している。そのため、参謀本部は汪工作が日本側の新中央政府樹立構想に影響を与える恐れがあるとして、汪の訪日は不適切だと感じた。

参謀本部の慎重的な姿勢に対して、5月11日に委細報告のために帰京した今井参謀本部支那課長は「誰カ中央政府ノ首班トナルヤハ工作進行ノ上決定セラルヘキコトニテ竹内[汪兆銘を意味する符牒]以外ノ人カ出テモ何等差支ナシ又中央政府ヲ承認スルヤ否ヤハ政府ノ實力ヲ見極メタル後初メテ問題トナルコトニシテ君等ノ懸念スルカ如キ危険ナシ」とほかの参謀本部部員を説得した¹⁷⁵。その結果、参謀本部は汪が日本側の指導者と新中央政府樹立問題について意見を交換することは「既ニ謀略ノ範圍ヲ出テ我對支政策上極メテ重要ナル問題」となったとして、五相会議の議に任せることにした¹⁷⁶。

一方、興亜院は汪工作を新中央政府樹立へと変更することに意欲を見せていた。事変收拾の鍵を汪兆銘に求めると構想する興亜院の鈴木貞一政務部長は華北と華中に赴き、現地軍も同様な構想を有していることを確認した後、1939年5月12日に外、蔵、陸、海の四大臣に対して視察報告を行った。鈴木は事変收拾の途はこれより他になしと強調し、四大臣の同意を得たと同時に、板垣征四郎陸相から部内の反対勢力を善処する約束を獲得した。興亜院は中央政府樹立に関して次のような構想を描いた。まず、南京に中央政治委員会を設置し、汪兆銘を委員長に据えた後、北京、蘇州、漢口、広東、桂林などで政治分会を設置する。それからの三年間は中央政治委員会及びその分会を以って、政治、軍事両方面の実力者を新中央政府に参加させるために集める。次に、実力者が各地域で实际的に把握できている状況を見極めたうえで逐次治安確保の責任を中国側に譲り、日本軍は漸次撤退する。そして、各分会管轄地域内の情勢を常に凝視しつつ、分会を漸次解消し、中央集権に

¹⁷⁴ 「中国側ノ提出セル時局收拾ニ関スル具体的辦法」(昭和14年5月28日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第二卷)。

¹⁷⁵ 前掲、「汪工作の進め方に関する田尻香港総領事と今井大佐との会談要旨」(昭和14年5月16日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』、759頁。

¹⁷⁶ 同上、「渡邊工作一件 白井大佐トノ連絡要領」(昭和14年5月10日)、758頁。

趨くよう措置する。興亜院の構想は外、蔵、陸、海の四大臣の了承を得たものの、平沼首相の同意を得ていなかった¹⁷⁷。

しかし、前述したように平沼はこの一週間後にグルー大使を通じてアメリカに日中戦争の調停役を依頼しようとしたが、失敗に終わった。そのため、汪の新中央政府樹立構想及び汪の来日の可否への返答が迫る中、汪を新中央政府の指導者候補の一人として容認する興亜院の提案はその後、外務省側、陸軍側との事務レベルの調整を経て採用された。6月6日に行われた五相会議で、同構想に基き、「新中央政府ハ汪、呉、既成政權、翻意改替ノ重慶政府等ヲ以テ其ノ構成分子トナシ支那側ノ問題トシテ此等ノ適宜協力ニ依リ之ヲ樹立スヘキモノナリ」を趣旨とする「新中央政府樹立方針」が正式に決定された。そして、重慶政府に対しては、もし重慶側が抗日容共政策を放棄し且所要の人的改善を行うと同時に、日本側が昨年11月30日に決定した「日支新關係調整方針」、すなわち近衛三原則を受諾すれば、「之ヲ屈伏ト認メ新中央政府構成ノ一分子タラシム」と規定した。そして、今後の汪工作の指導に関しては「新中央政府樹立準備期間ニ於テ汪、呉、既成政權等相協力シ極力重慶政府諸勢力就中其ノ要人ヲ獲得スルニ努ムルト共ニ基礎地盤ヲ確立シ以テ文武ノ實權ヲ具備セル協力ナル政府ヲ樹立セシム」と記した¹⁷⁸。

斯くして、汪は国旗、国体、臨時、維新両政府解消などについての要望を伝えるために周仏海、梅思平、高宗武などを連れて、5月31日に影佐大佐などと共に東京へと出発した¹⁷⁹。前述したように、汪が和平運動に乗り出した理由は日本側が中国の主権、領土を尊重する意思を表したことにあるが、ここに至って、汪は「領土及主權ヲ尊重」することについての日本側との認識と解釈の違いに直面することとなった。では、今後「支那ノ領土及主權ヲ尊重」を標榜する近衛三原則に基いて樹立される新中央政府を日本側は如何に認識しているか。5月31日の衆議院予算総会で有田外相はそれを簡潔に説明した。すなわち、「中央集權的な意味の中央政府の出現は支那の特殊事情に適合せず分治合作的な中央政府即ち對外關係においてのみ統一せられたる中央政府であり對内關係においては分治政權の集合體であるべきである」¹⁸⁰。これは中央集權的な政府を樹立するという汪側の構想とは大きく異なっていた。

¹⁷⁷ 同上、「渡邊工作ニ關スル興亜院鈴木政務部長内話ノ件」（昭和14年5月13日）、762-763頁。

¹⁷⁸ 「新中央政府樹立方針」（昭和14年6月6日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第三卷）。

¹⁷⁹ 岡田猶次『日中戦争裏方記』東洋經濟新報社、1974年3月、199頁。

¹⁸⁰ 「中央政權の組織は分治合作が基礎」（昭和14年5月31日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第二卷）。

6月10日に行われた汪と平沼首相との会談の中で、両者は中国における現状、共産党の勢力拡大の現状について意見を交換した後、汪から新中央政府樹立に関する話を切り出した。まず、蔣介石を相手として和平を実現する一つ目の提案は今となって既に見込みがない。次に汪側以外の者を連合して時局を担当させる二つ目の提案もまた今日中国の情勢を見てその時局を收拾する力が不十分である。そして、汪も蔣も時局解決のために下野するという三つ目の提案も蔣が拒絶するため実現できない。こうして汪は高を通じて日本側に伝えた新中央政府樹立構想に関する三つの提案はすべて情勢の変化により実現困難となったと説明した。したがって、「自分ハ國民黨ヲ中心トシ之ニ各黨各派ヲ聯合セシメ容共抗日政策ヲ抛擲セル國民政府ヲ作ルコト最モ適當ナリト思惟ス」と、このような状況の中で、残された解決策は汪自身が先頭に立つと汪は主張した。

それに賛同に意を見せた平沼は、「重慶政府カ今次事變ヲ發生セシメタル責任タケハ到底之ヲ免ルル事能ハス即チ蔣介石ハ下野スルカ當然ナリ而シテ蔣カ下野シタル場合ト雖モ貴下ハ全責任ヲ以テ事ニ當リ重慶方面ノ者ヲ全部轉向セシムルニ一層ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ望ム要スルニ此後全責任ヲ以テ此ノ事業達成ニ努メラレンヲ要望ス」と伝え、具体的内容に関する話し合いは後日に汪と他の大臣との会談に任せることにした¹⁸¹。汪はその後、板垣陸相、米内海相、有田外相、近衛公爵、石渡蔵相などとも会談したが、板垣陸相との会談でのみ新中央政府樹立問題について言及した。

6月11日、板垣陸相との一回目の会談で、汪は早速新中央政府に関する汪側の構想を伝えた。汪は中国には「統一」と「力量」が必要であるが、それを達成するために、「吾人ハ固ヨリ國民黨以外ノ各黨派ト聯合シテ進ム譯ナルモ中心勢力トシテハ依然國民黨カ之ニ當ヘキモノナリ」と説明した。そのため、「國內ニ於ケル辦法トシテハ先ツ有力ナル統一政府ヲ作り共産黨勢力ヲ驅逐スルニ努ムヘキ」と主張した。前述したように、日本側は有力な中央集権的な中央政府を構想していなかったため、汪の意見を受けて、板垣は「有力ナル中央政府ヲ樹立スルコトハ吾人ノ固ヨリ希望スル所ナリ」と述べた後、すぐに「唯茲ニ注意スヘキハ今次事變ニ際シ軍事ノ進展ニ伴ヒ北支、蒙疆、中支等ニ新政權成立シ是等ノ地方ニハ多數ノ日本人モ居住シ種々ノ關係ヲ生シ居ル事實ナリ此ノ事實ニ對シテハ相當尊重セサルヘカラス」と注意した。そのため、汪の中央集権的な中央政府の構想に対して、板垣は「各地方毎ニ日支ノ結合ヲ強化スルコトハ決シテ中央政府ヲ弱化スル所以ニ非スシテ

¹⁸¹ 「平沼首相汪會談要旨」（昭和14年6月10日）（外務省記録 A.1.1.0.30「支那事變關係一件」第六卷）。

却ツテ日支ノ結合ニ依ル中央政府ノ立場ヲ強クスルモノナリ此ノ點ハ十分考慮セラレタシ」と、汪側の構想をそのまま受け入れられないとくぎを刺した¹⁸²。

そして、6月15日の二回目の会談で、汪側が提出した「具体辦法」に関する協議が行われた。板垣は、中央政治會議を開き、新中央政府を国民政府と命名し、首都を南京と指定して、新中央政府樹立を南京帰還と称するなどの汪側の提案について、日本側は異議を唱える意思がないことをまず伝えた。ただし、国旗に関しては青天白日旗を採用する場合、日本軍に誤解と混乱を与える可能性があるとして、その上部に「反共和平ト記シタル三角ノ大型ノ黄色布片」を付けると同時に、「軍隊ニ於テハ黄色旗ノミ用フル方宜カルヘシ」と要求した。これについて汪は「黄色旗ノミヲ用フルトセハ即チ軍隊ニハ國旗ヲ使用セサルコトナリ」と反対した。しかし、板垣は譲歩しようとしなかったため、汪は「誤解發生ヲ避ケ混淆ヲ避クル」方法を中央政治會議までに研究して具体的に決定すると一先ず問題を棚上げにした。

板垣は続けて臨時、維新兩政府を解消するという汪側の要望について、日本側はそれを「臨時維新兩政府ノ政府ト云フ名稱ヲ廢止スルコトヲ意味シ其ノ内容及事實ヲモ取消スト云フ意味ニ非スト諒解スル」と説明し、日本側は臨時、維新兩政府の事実的存続を考えていることを伝えた。また板垣は、新中央政府のあり方について日本側は「政治形体ハ支那ノ形勢ニ照シ主義トシテ分治合作主義ニ則ルヲ適當ト思惟スルモノナルカ右ハ各地方ノ特殊ノ狀況ニ應シ日支ノ關係ヲ益々密接ナラシメントスルモノ」にすると考えていると伝えた。具体的には北支、揚子江下流地域、南支などを国防上及び經濟上の「特殊ノ結合地帯」に設定することであり、それにしたがって、「從來臨時維新兩政府ト日本トノ間ニ發生セル關係ハ之ヲ何等カノ組織ニ依リ保持スル必要アリ」と板垣は主張した。

それを受けて、汪は「結局中央政府ト地方トノ權限問題ニ落着ク」と指摘した後、「地方ニ大ナル權限ヲ與フレハ中央政府ハ成立タサルヘク又、日支提携合作ハ寧ロ中央政府カ之ニ當ルコトコソ重要ナルヘシ」と反論した。汪の反論に対して、板垣は「地方ニ對シ其ノ特殊ノ事情ニ應スル權嚴例ヘハ北支ニ政務委員會ノ如キモノヲ設ケ之ニ自治ノ權限ヲ與ヘ地方的ニモ日支ノ密接ナル關係ノ元ニ發展セシムルカ如ク措置スルコト適當ナルヘシ」と日本側の見解を繰り返して譲歩しようとしなかった。そのため、汪は「若シ臨時、維新兩政府ノ名稱ノミヲ廢シテ其ノ實體ヲ其ノ儘存置スルト云フナラハ中央政府ハ有名無實ノモノトナリ」と再度反論した後、「若シ兩政府ノ實體ヲ殘ス必要アリトセハ中央政府ノ組織ヲ

¹⁸² 「板垣陸相、汪會談要領」（昭和14年6月11日）（同上）。

延期シ國民黨ハ別個ニーノ地盤ヲ以テ一政權ヲ形成シテ他日ニ備ヘ時機ノ到ルヲ待チテ中央政府ノ組織ニ進ムヨリ外ナシ」と猛反発した。

両者の意見はその後も平行線を辿ったが、板垣は「地方政府ヲシテ中央政府ト拮抗セシムルカ如キ大ナル權限ノモノトナサシムル意味ニ非ス當然中央政府ノ下ニ就キ相當ノ權限ヲ與フレハ足リルヘキモノナリ」と述べ、臨時、維新兩政府を以って中央政府に対抗させる意図がないことを再度明確にした。そのため、臨時、維新兩政府に対する「事實ノ尊重トハ維新政府、臨時政府ハ戦局ノ發展ニ伴ヒ發生シテ日本側トノ間ニ既ニ種々ノ既成事實ヲ作り地方經濟開發ニ關スル機關等モ實現シ居ル譯ニテ…飽ク迄兩政府ノ組織ヲ其ノ儘殘スト云フ意味ニハ非ス」と譲歩する姿勢を示した。それを受けて、汪もまた「華北ハ其ノ特殊事情ニ基キ政務委員會ノ如キヲ設ケ之ニ比較的大ナル自治ノ權限ヲ與フルコトハ差支ナシ」と譲歩したが、維新政府の解消についてはあくまで堅持する態度を示した。華北の存続を確保した板垣は維新政府の解消を賛成したため、今後は臨時政府を華北政務委員會に改称して維新政府を解消するという方向で新中央政府樹立構想を進めると双方は合意した¹⁸³。

汪側との意見交換を終えた後、日本側は6月16日の五相會議で「中国側ノ提出セル時局收拾ニ關スル具體的辦法及日本側意見」を作成した。これにより、汪が帰国後、臨時、維新兩政府の首脳者、吳佩孚など各方面と折衝を開始させ、汪工作を切崩し工作から轉換して、日本側の新中央政府樹立構想へと変更することを正式に決定した。その場合、日本側は中央政府樹立を「中央政府ノ南京歸還」と称することに対して異議はないが、国旗に関しては汪との会談の時と同様に譲歩することなく、「國旗黨旗及軍旗ハ其ノ上部ニ「反共和平」等ト明瞭ナラシメタル三角大型黃地布片ヲ附シテニ軍隊ハ黃地ニ「反共和平」等ト大書セル旗ヲ掲揚」すると規定した。また、維新、臨時兩政府解消に関しては政府名称の廃止を容認するが、日本との協定その他の取り決めは従来通りに存続させると決定した。そして、揚子江下流地域を經濟上日中間緊密なる結合地帯に、華北、蒙疆、華南沿岸特定島嶼を特殊地位に設定すると規定した¹⁸⁴。東亞新秩序建設を基調とする「日支新關係調整方針」、すなわち近衛三原則に準拠する日本側のこれらの要求はやがて『日華協議記録』、『日華協議記録諒解事項』及び『日華秘密協議記録』と融合した形で、新中央政府が樹立され

¹⁸³ 「板垣陸相、汪第二次會談要領」（昭和14年6月15日）（同上）。

¹⁸⁴ 「中國側ノ提出セル時局收拾ニ關スル具體的辦法及日本側意見」（昭和14年6月16日）（昭和14年6月16日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第十卷）。

た後、新中央政府を承認する条件として再度汪側と協議することとなる。

その後、9月1日の欧州戦争、すなわち第二次世界大戦の勃発により、平沼内閣は阿部信行内閣へと変わった。阿部首相が在任中「支那における占領区に樹立される新政権が東亜新秩序を遂行するには有力な存在となる必要がある¹⁸⁵」という方針を「デイリー・ニュース」に明示したように、新中央政府を東亜新秩序の一員にする方針は内閣交代に影響されることなく受け継がれた¹⁸⁶。そして、翌40年1月16日に阿部内閣を継ぐ米内光政内閣では近衛内閣、平沼内閣と同様に、有田八郎を外務大臣に迎えたため、九カ国条約体制への否定、新中央政府を東亜新秩序建設の一員にする方針はその後も継続されていった。

一方、日本側の指導者との会談を経て帰国した汪側は8月28日に、上海で中国国民党第六次全国代表大会を開いた。そこで、汪は国民党臨時主席及び中央政治委員会出席として選出された。また、同大会では中央政治委員会主席が国民党内外の人士を集め、新中央政府樹立のための中央政治会議を開催する案も採択された。これにより、汪側もまたその新中央政府樹立構想の実現へと一歩踏み出した¹⁸⁷。

¹⁸⁵ The new régime in the occupied parts of China would have to be powerful so that it might be able to execute the new principles for the establishment of a new order in Asia.

¹⁸⁶ 「阿部首相談話ニ關スル「デイリー・ニュース」社説送る付ノ件」(昭和14年10月18日)(外務省記録A.5.1.0.2「帝国内閣関係雑件」第五卷)。

¹⁸⁷ 「中國國民黨第六次全國代表大會ニ關スル大會秘書長梅思平氏談」(昭和14年8月28日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第三卷)。

第2章 新中央政府樹立

第1節 分治合作

第1項 諸政權の統合

汪側が重慶を離脱した直後の1939年2月に作成した新中央政府樹立構想の中で臨時、維新両政府の処理方法について二つの案を提示した。一つは臨時政府の王克敏、維新政府の梁鴻志及び元北洋軍閥直隸派の首領である呉佩孚を中心に新中央政府を樹立する方法で、もう一つは汪を中心に新中央政府を組織する方法である。汪を中心とした場合、臨時、維新両政府を解散して、その人員を新中央政府機構に吸収すると汪側は構想した¹。しかし、この構想について最初から汪工作を担当してきた影佐は賛同の意を示さなかった²。また、前述したように、日本側の指導者もそれを反対したため、結局、両者の意見を折衷した形で、臨時政府は華北政務委員会へと改称され、維新政府は解消して新中央政府に吸収されるという案に落ち着いた。

新中央政府樹立構想について日本側と協議を終えた後、汪側は「国民党全国代表大会ノ召集」、「中央政治会議ノ招集」、「国民政府ノ南京帰還」という「時局收拾に関する具体的辦法」に従って、新中央政府の樹立に着手し始めた³。それにより、汪側はまず日本側との合意に従って、臨時、維新両政府の首脳及び呉佩孚との関係調整に乗り出した。6月26日、汪は臨時政府の王克敏と今後の新中央政府樹立問題について協議を行った。汪は先ず汪を中心とする新中央政府樹立は日本側と協議した上で決定した事項であると述べ、臨時政府を華北政務委員会に改称することは決定事項であると強調した。そして、今後樹立される新中央政府について国旗も従来通りにするほか、新中央政府の大統領は現在の国民党主席である林森に依頼すると説明した。汪による新中央政府樹立構想は既に決定事項であるため、王は賛成する姿勢を示した⁴。しかし、新中央政府に参加することについては、「北京ニ於テ働クコト」を希望し、警戒的な姿勢を示した⁵。

¹ 「渡辺工作（第2期計画）（昭和14年2月）（防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-396「渡辺工作ノ現況」）。

² 外務省編纂「訪日した高宗武との協議の結果に関する田尻香港総領事と影佐陸軍省軍務課長との会談要旨」（昭和14年2月28日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』六一書房、2011年5月、720頁。

³ 「中国側ノ提出セル時局收拾ニ関スル具体的辦法」（昭和14年5月28日）（外務省記録 A.6.1.1.8-3「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 支那中央政權樹立問題」第二巻）。

⁴ 「王克敏、竹内會談ニ關スル件」（昭和14年6月26日）（同上、第四巻）。

⁵ 「汪精衛、王克敏第二次会談要領」（昭和14年6月27日）（外務省記録 A.6.1.1.8-5「支那事

翌6月27日、汪は呉佩孚と面会するために、天津に赴いたが、呉は日本軍司令部側が指定した会見場所に出現しなかった。呉は私邸で汪を引見することを固持したことで、汪が呉の私邸を訪問する代わりに呉も答礼のために汪を往訪するという代案が提示されたが、呉がそれを拒否したため、会見は中止となった。また、新中央政府主席の地位にこだわる呉の態度は汪との関係調整を困難にする恐れがあることに鑑み、森島守人参事官は両者の合作を積極的に促す事を避け、中国側の成り行きに任せるべきだと本省に進言した。これにより、陸軍側は7月19日、陸軍省と参謀本部の合意の下で、「汪吳合作ニ關シテハ依然規定方針ノ如ク努力スルモ吳ニ對シテハ當分日本側ヨリ積極的ニ働キ掛クル事ナク主トシテ汪側ヨリノ連絡ニヨリ汪吳合作ノ氣運ヲ醸成セシムル如ク指導スル」と決定し、汪による新中央政府樹立を優先することにした⁶。

一方、呉との面会を果たせなかった汪は天津より上海に戻ると、6月29日に上海で臨時政府の首脳である梁鴻志との間で会談を行った。梁は新中央政府樹立には賛成するものの、汪が蒙疆華北の特殊性を認める場合、華中においても維新政府の機関を認めるべきだとして、特殊性承認問題に固持した。それに対して、汪はそれを中央政治会議で決定するとして維新政府の存廃問題についてその場で議論することを避けようとした⁷。しかし、外務省側及び陸軍側、海軍側が既に汪を中心とする新中央政府樹立を支持していることに鑑み、梁は政府解消は不可避だと理解しているため、解消をあくまで反対するよりも今後の身の振り方に関心を置くようにした⁸。

新中央政府樹立について臨時、維新兩政府の指導者との会談を終えた後、汪はつづけて当初の計画に従って、汪が蔣介石に代わる「時局收拾和平実現の当事者なること」を宣言した⁹。7月9日、汪は上海で、「蔣ト絶縁シテモ国民党ヲ率キ各党各派ト聯合シテ和平救国ニ當ル」を趣旨とする「日中関係に対する根本概念及び邁進すべき目標」を発表し、和平を通じて日本との「共同生存共同発達」を選ぶことを正式に宣言した¹⁰。それに従って、

変ニ際シ支那新政府樹立關係一件 汪精衛關係 第三卷)。

⁶ 前掲、「呉佩孚の時局認識がわが規定の方針に合致しない状況に鑑み積極的な汪・吳合作の斡旋打切りを決定について」(昭和14年6月27日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』、798頁。

⁷ 「汪精衛及梁鴻志会見」(昭和14年6月29日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-5 第三卷)。

⁸ 「三浦總領事ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和14年7月5日)、「新中央政府樹立問題に関する王克敏と梁鴻志との意見交換の様相について」(昭和14年7月15日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第四卷)。

⁹ 「渡辺工作(第2期計画」(昭和14年2月)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-396)。

¹⁰ 同上;「汪精衛及梁鴻志会見」(昭和14年6月29日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-5 第三卷)；

7月24日に広東省へと赴き、広東内の各軍隊への呼びかけを再開した。汪は当初、重慶に不満を持つ張發奎第9戦区第2兵团総司令兼第8集団軍総司令、鄧龍光第三十五集団軍総司令、余漢謀広東省政府主席などが呼びかけに応じると判断し、「好都合ニ行ケハ四、五師ノ軍隊ハ入手可能」だと観測した¹¹。汪の呼びかけに対し、南支派遣軍は「極メテ好意ヲ有シ豫テヨリ廣東ヲ中心トスル南支政權ヲ樹立シ之ヲ基礎トシ中央政府樹立ニ乗出スコトヲ熱望シ居リタル程」であるため、汪の工作に対して好意的であった¹²。しかし、張、鄧、余などは結局汪の呼びかけに応じなかったため、軍事力を持たない汪側はこの後も「分治合作」を中心とする日本側の新中央政府樹立構想に反発する姿勢を示し続けたが、最終的にはそれに従わざるを得なかった¹³。

前述したように、日本側が「分治合作」を強く主張するのは臨時、維新両政府との間で締結された既得権益を守ることにある。では、何故日本側は「分治合作」を堅持しながらも「對外關係においてのみ統一せられたる中央政府」という統一的な面をも維持しようとしたのか¹⁴。もし、既得権益を守ることだけが目的であれば、抗戦中の重慶側が日本側の要求を受け入れれば、新たな中央政府を樹立する必要はない。しかし、戦争が既に2年以上経過したことからも分かるように、重慶側は容易に日本側の要求を受け入れようとはしなかった。また、日本側も重慶側を今後交渉の相手にしないと宣言した。したがって、日本側の対中政策の目的である東亜新秩序の一員となる親日的な「更生支那」を育成するために、重慶に代わる新たな中央政府が必要となるが、従来の「分割統治」という方法ではこの目的を達成することはできない。そのため、既得権益を守るために「分治合作」の方針を取ると同時に、東亜新秩序の一員となる親日的な「更生支那」を育成するという対中政策を完遂するために、「對外關係においてのみ統一せられたる中央政府」という体裁を取るに至った。すなわち、日本側が対中政策において九カ国条約を否定して東亜新秩序建設を主張する以上、「對外關係」の面での新中央政府の統一性を強調することを通じて、日本側の対中政策が達成されるのみならず、中国国内に対しては人心収攬、日中両国以外に対

汪精衛〈我對於日中關係之根本觀念及前進目標〉《汪主席和平建國言論集》中央書報發行所、1940年、39頁。

¹¹ 「廣東ニ於ケル竹内工作概況」（昭和14年7月）（同上、外務省記録A.6.1.1.8-5 第三巻）；「岡崎總領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和14年7月25日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第四巻）。

¹² 「岡崎總領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和14年7月31日）、「集團ト武内側トノ協議事項」（昭和14年8月16日）（同上、外務省記録A.6.1.1.8-3 第四巻）。

¹³ 「田尻總領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和14年8月16日）（同上）。

¹⁴ 「中央政權の組織は分治合作が基礎」（昭和14年5月31日）（同上、第二巻）。

しては事変処理及び対中政策の完遂をより円滑にすることが可能となると日本側は判断した。外務省が10月に作成した「事変処理ト之ニ對スル外交的措置」は、諸外国との関係を強く意識していることから新中央政府樹立に当たって統一性を強調した日本側の考え方をよく表した¹⁵。

1939年9月から始まった欧州戦争の影響を受けて、平沼内閣が倒れ、阿部信行内閣へと交代した。前述したように、阿部内閣は前内閣の新中央政府樹立構想をそのまま踏襲した¹⁶。10月24日、野村吉三郎外務大臣は省内の意見調整を経た「事変処理ト之ニ對スル外交的措置」の試案を首相関係閣僚に提出し、新中央政府樹立に関する今後注意すべき事項を説明した。同案は欧州戦争による国際情勢の変化に鑑み、事変処理を速やかに完成して日滿支三国による経済的自給自足の体勢の急速確立を主眼とする内容である。新中央政府樹立は「日支新関係調整方針」に基くものであり、同方針は九カ国条約体制を否定して東亜新秩序建設を基調とするものである以上、「對米關係ノ悪化ハ事變處理並國防及戰時經濟體制ノ既定計畫ノ遂行ヲ不可能ナラシムル」と野村は警鐘を鳴らした。したがって、「英米ニ對スル關係ヲ調整シ彼等ヲシテ右帝國ノ事變處理ニ協力セシムル様誘導スルコト目下ノ急務ナリ」と野村は注意した。英米を誘導する努力はこの後、41年末の日米交渉決裂まで続けられたのである。

野村は続けて事変処理の完成を図るためには人心を把握することにあると説明し、「中國人ヲシテ新政權ハ正シク眞實ノ中華民國ノ政府ニシテ日本カ屢次聲明セル事變處理ニ對スル國策ハ決シテ羊頭狗肉ニ非ラス」ことを証明するために、新中央政府に対する「日本ノ把握ヲ絶對必要ナル最小限度ニ止メ」るべきだと主張した。このような措置によって「支那ノ領土主權ハ完全ニ保持セラレ新政權ノ從來ノ國民政府ト異ル所ハ容共抗日ニ對シ反共親日ヲ其ノ根本國策トナシ日滿支三國ノ政治經濟文化ノ提携ヲ強化スルト謂フ日本側ノ希望ニ合作スルモノニシテ右ハ獨リ日滿兩國ノ利益タルノミナラス中國ノ生存及國利民福ノ増進ニ寄與スル所以ナリ」と野村は分析した。換言すれば、「支那全般ニ於ケル総合的親日傾向ヲ醸成セシムル」という「対支実行策」から踏襲された対中方針は新中央政府の自主性を最大限にすることでこそ達成できると野村は主張した¹⁷。したがって、北支の特殊性

¹⁵ 「事變處理ト之ニ對スル外交的措置」（昭和14年10月24日）（外務省記録 A.1.1.0.30「支那事變關係一件」第七卷）。

¹⁶ 「阿部首相談話ニ關スル「デイリー・ニュース」社説送る付ノ件」（昭和14年10月18日）（外務省記録 A.5.1.0.2「帝国内閣關係雜件」第五卷）。

¹⁷ 「對支實行策」（昭和12年4月16日）（外務省記録 A.1.1.0.10「帝國ノ對支外交政策關係一

に関しては「中央政府ノ建前ヲ没却セシメサル限度ニ於テ」具体化すべきだ。過度の特殊性はかえって人心収攬を失敗させ、「日本ハ數百萬ノ大軍ヲ支那全域ニ配置シ武力ヲ以テ長年月ニ亘リ支那征服ヲ計ル外事變収拾ノ道ナキニ立到ルモノニシテ如斯基ハ帝國國運ノ前途ヲ危殆ナラシムルモノナリ」と野村は警鐘を鳴らした。

そのため、人心収攬という観点から見て「日支新關係調整方針」が主張する「經濟提携」もまた「日本國民ニ依ル支那國民ノ搾取ニ墮スルコト無ク名實共ニ三國民ノ互助連環共存共榮ヲ實現セシムル」よう日本側の商人及び出先各機關全体を指導する必要があると野村は指摘した。それにより、「現ニ行ハレツツアル幾多ノ不合理ナル搾取的經濟合作事業乃至軍營理事業ハ漸次之カ調整ヲ計ルコト」必要があると同時に、英米が従来主張してきた在華權益乃至門戸開放商業上の機会均等を尊重する姿勢を示すために長江の一部を開放すべきだと野村は主張した¹⁸。野村の主張は即ち、新中央政府の統一性及び独立性を維持する政治經濟上の措置を通じて人心を収攬することで蔣介石の長期抗戦を解消させると同時に、英米その他の列国がその援蔣政策を放棄して日本側の事変処理に協力するよう誘導することである。

このように、新中央政府に対する「日本ノ把握ヲ絶對必要ナル最小限度ニ止メ」ることや「日本國民ニ依ル支那國民ノ搾取ニ墮スルコト無ク名實共ニ三國民ノ互助連環共存共榮ヲ實現セシムル」ことなどの野村外相の主張は基本、「對米關係ノ悪化ハ事變處理竝國防及戰時經濟体制ノ既定計畫ノ遂行ヲ不可能ナラシムル」という英米との関係を強く意識する結果である。このような意識は外務省省内だけでなく、汪工作を最初から関与してきた現地にいる外交官も有していた。たとえば、田尻が作成した「對英外交上ノ諸問題及右ニ關スル私見」と題する意見書では対中政策と九カ国条約問題について「日本ハ同條約〔九カ国條約〕ハ無効トナリシモノトノ建前ヲ執リ居ル處右ハ一、支那ノ獨立、主權、領土及行政ノ保全ヲ無視スルコトヲ意味セス 二、門戸開放ヲ全然否定スル意味ニモアラス」ということを新中央政府との基本条約で明記することで對英外交を誘導すべきだと上申した¹⁹。このような第三国を誘導する外交姿勢は次節で述べる新中央政府の承認問題をめぐる日本側の諸外国に対する外交方針の中で強化されていく。

しかし、新中央政府に対する政治上經濟上の制限を最低限にとどめることで新中央政府

件」第七卷)。

¹⁸ 「事變處理ト之ニ對スル外交的措置」(昭和14年10月24日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30第七卷)。

¹⁹ 「對英外交上ノ諸問題及右ニ關スル私見」(昭和14年11月5日)(同上)。

の統一性及び独立性を強調する野村の提案が中央政府を「建前」として捉えるところからも分かるように、「分治合作」がその前提であり、野村は対中政策のこの部分を疑問視したわけではなかった。そのため、この一週間後の11月1日に興亜院で決定された「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」の内容は引き続き「分治合作」の方針に基き、新中央政府の「建前」を維持しながら、その自主性を制限するものであった²⁰。

11月1日の興亜院会議はまた汪側の新中央政府樹立構想の中核となる中央政治会議に対する指導要領、すなわち、「中央政治會議指導要領」をも決定した。同要領は新中央政府の樹立は「帝國政府ノ事變ニ對スル全局ノ態勢整備ニ即應シ帝國ノ自主的見地ニ基キ之カ構成竝ニ樹立ノ時機ヲ決定スヘク中央政治會議ニ於テハ如上ノ考慮ニ主眼ヲ置キ主トシテ内政問題ニ重點ヲ置カシムル如ク指導スル」と定め、新中央政府の樹立時期は汪側ではなく日本側の判断で決めると規定した。新中央政府の政綱及び政策に関しては「日支新關係調整ニ關スル原則〔日支新關係調整方針〕、所要ノ既成事實ノ承認等日本側ノ要望ヲ包容シ且之ト矛盾スル所無カラシムル」と規定した²¹。

同会議では更に昨1938年11月に重光堂で締結された「日華協議記録」、「日華協議記録諒解事項」及び「日華秘密協議記録」の内容を基礎に、「日支新關係調整方針」に基く日本側の新中央政府に対する要求を羅列した「日支新關係調整要項」をも作成した²²。同会議ではまた、青天白日旗の使用を許可したものの、「必要ノ期間其ノ上部ニ「反共和平」等ト明瞭ニ表示セル三角大型黄地布片」をつけると決定した。ただし、特定地域、すなわち華北、蒙疆などに関しては「當分ノ間治安ノ維持、人心ノ不安防止等」のために従来旗を引き続き使用することにした²³。後に新中央政府樹立直前に、汪は再度影佐に対して黄色の三角旗をつけないことを要望したことがある²⁴。しかし、汪側が後述する「日支新關係調整要項」を受諾した際、三角旗をつけることをも容認したため、汪、周仏海、陳公博は影佐と再び協議した結果、三角旗は暫時使用し、そののち方法を講じて取り消すとして問

²⁰ 「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」（昭和14年11月1日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第六卷）。

²¹ 「中央政治會議指導要領」（昭和14年11月1日）（同上）。

²² 「日支新關係調整要領」（昭和14年11月1日）（同上）。

²³ 「新支那ノ國旗ニ關スル件」（昭和14年11月1日）（同上）。

²⁴ 秦孝儀主編〈偽中央政治會議組織條例草案〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編 傀儡組織 第三冊》中國國民黨中央委員會黨史委員會、1981年9月、175頁；『周仏海日記』（1940年2月5日、1940年3月4日）。

題を再び棚上げすることにした²⁵。

一方、汪側が新中央政府樹立について臨時、維新両政府の指導者との意見交換を終えた後、「日支新関係調整要項」について日本側との協議を開始した。その詳細は次節に譲るが、ここでは新中央政府と臨時、維新両政府及び蒙疆自治政府との関係などに関する部分について触れておく。協議の中で、維新政府の解消について日本側は既に同意していたため、特に問題にはならなかった。しかし、臨時政府及び蒙疆自治政府に関して、両者の意見は対立した。先ず、華北と蒙疆における駐兵問題について、「北支蒙疆ハ國防上經濟上ノ強度結合地帯」であり、「日本ハ所要ノ軍隊ヲ北支蒙疆ノ要地ニ駐屯ス」という日本側の主張に対し、汪側は当初汪の声明のように駐兵は内蒙と限定しようとしたため、その内容には不満であった。続けて、華北と蒙疆の範囲について、汪側は蒙疆地域をチャハル省・綏遠省両省に限定しようとするのに対し、影佐が代表する日本側は蒙疆自治政府の管轄区域をチャハル省・綏遠省及び山西省北部の十三県と規定しようとした²⁶。そして、華北の地域に関しては行政区域を基準に山東省、山西省、河南省三省に限定すると汪側は主張したが、影佐は「蒙疆自治政府ノ行政區劃ニシテ之ニハ晋北十三縣モ入り居ル處單ニ行政區域トシテ山西省ニ屬セシメントスルハ論據薄弱ナリ」として蒙疆と華北の範囲変更は「不可能ナルコト」と断言して取り合おうとしなかった²⁷。

汪側は更に、華北政務委員会の権限を「傳達機關」という役割に限定するために、同委員会の日本との共同防衛を「防共」に限定し、「軍事協力ニ關スル事項ハ北支政務委員會ニ非スシテ中央ニ於テ統制ノ事ト致シ度」と要望するが、日本側は「協力ニハ地方政府ニ於テ協力スルモノモアラン」として拒否した。そして、金融面に関して、臨時政府の中央銀行である中国聯合準備銀行に関しては新たに設立される中央銀行の華北支行に改め、同銀行が発行する聯銀券の使用区域を華北に限定すると同時に、新中央銀行が発行する新法幣も同時に華北で流通すると汪側は要望したが、日本側は研究するとして意見を保留した²⁸。

結局、協議の末に汪側と日本側の間で調印された「日支新関係調整要項」は日本側の主張をほぼ原案通りに採択したものとなった。新中央政府と維新政府との関係については「維新政府ノ立場ヲ尊重シ其ノ動搖ヲ防止シ中央政府成立迄ハ安ンシテ政務ヲ繼續セシメ且中

²⁵ 同上、(1940年3月5日、1940年3月13日)。

²⁶ 「日支國交調整原則ニ關スル協議會 第一回會議議事要録」(昭和14年11月1日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第十一卷)。

²⁷ 「第四回會議議事要録」(昭和14年11月6日)(同上)。

²⁸ 「第四回會議議事要録」(昭和14年11月6日)(同上)。

中央政府ト融合帰一スル如ク考慮スル」と規定された。防共については、「日本ハ所要ノ軍隊ヲ蒙疆及北支ノ一定地域ニ駐屯スル」と規定された。華北の範囲は「内長城線（含ム）以南ノ河北省及山西省竝ニ山東省ノ地域」となり、防共及治安協力に関する「北支政務委員會ノ保有スル綏靖部隊ノ兵力」は国防軍とは別に定めると規定された。また中国聯合準備銀行に関しては「存續スルヲ必要トスル間ハ中央政府ハ必要ナル助成ヲ為ス」となった。そして、蒙疆聯合自治政府との関係については、蒙疆の範囲を「内長城線（含マス）以北ノ地域」と規定し、「中央政府ハ現状ニ基キ蒙古聯合自治政府ノ高度防共自治權ヲ認ムル」となった²⁹。

日本側との協議と同時期に、汪側は臨時、維新兩政府及び蒙疆聯合自治政府とも最終調整のために青島で会談を行った。汪の代理を務める周仏海は1月22日に蒙疆聯合自治政府徳王の代理者との間で、蒙疆聯合自治政府の高度自治權を承認する覚書を交換した³⁰。続けて1月26日に汪は臨時、維新兩政府の指導者である王克敏と梁鴻志との会談で、新中央政府樹立に必要な事項を決定すると同時、「華北政務委員會組織條例」及び「既成政權及華北政務委員會ニ關スル秘密諒解事項」などを決定した。「華北政務委員會組織條例」では華北政務委員會の設立理由及び権限範囲について「國民政府ハ河北、山東、山西三省及北京、天津、青島三特別市管内ニ於ケル防共、治安、經濟其他國民政府ヨリ委任セラレタル政務ヲ處理セシメ且所屬各省市ヲ監督セシムル為メ北支政務委員會ヲ設置ス」と規定した。委員會の人選については「行政院長ヨリ中央政治委員會ニ提議シ通過後國民政府之ヲ任命ス」と定めた。

また、日本側との協議で既に華北政務委員會に「比較的大ナル自治ノ權限ヲ與フル」ことが決定されているため、秘密諒解事項では実務に関して「國民政府成立時ノ宣言中ニ臨時維新兩政府ノ辨シタル事項ハ差當リ之ヲ繼承シ事態許スニ伴ヒ日支新關係調整要綱ニ準據シテ調整セラルヘキ旨ヲ加入スヘキコト」、「國民政府ト北支政務委員會管下ノ各機關ノ政務上ノ往復ハ原則トシテ北支政務委員會ヲ經由シテ行フモノナルコトヲ別ニ既定スルコト」と決定した³¹。そして、臨時政府及び維新政府の名称は廃止され、王は華北政務委員

²⁹ 「日支新關係調整ニ關スル協議書類」（昭和14年12月31日）（外務省記録A.6.1.1.9-7「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件 梅機關ト汪精衛側トノ折衝中ノ各段階ニ於ケル条文關係」）。

³⁰ 「□□総領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和15年1月26日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3第七卷）。

³¹ 前掲、「青島にて開催の汪兆銘・王克敏・梁鴻志による三巨頭会談の結果について」（昭和15年1月26日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1047、1049頁。

会会長として、梁は新中央政府の監察院長として選出された³²。

斯くして、後に南京政府が樹立された後でも「日支新関係調整要項」、「華北政務委員会組織条例」及び「既成政權及華北政務委員會ニ關スル秘密諒解事項」の規定により、「分治合作」の方針の下で蒙疆聯合自治政府は事実上の独立を保ち、華北はその後も独自の国旗、通貨を使用し、高度な自治を維持することとなった。

第2項 かけ離れた和平条件

南京政府承認の条件でもある日華基本条約は南京政府と日本との関係を規定するものである³³。その内容に関する交渉は汪を中心とする新中央政府が樹立されてから行われた。1939年6月の訪日を終えた汪側は、新中央政府樹立の第一歩である中央政治会議の開催準備を進めると同時に、新中央政府と日本との関係調整にも着手し始めた。汪側は6月15日に新中央政府樹立後は日支調整原則及びその精神に基き、「中国主權尊重原則実行ニ関シ日本ニ対スル希望」という政治、軍事、経済に関する要望事項を早速日本側に伝え、6月26日に周仏海が帰国すると同時に返答するよう依頼した。

汪側は政治面においては中国の内政は独立自主的なものであることに鑑み、「我内政ニ干渉スルノ意図アルカ如キ疑惑ヲ抱カシメサル為中央政府ニ在リテハ政治顧問及之ニ類似スルカ如キ名義職位ヲ設クルヲ避ケラレ度」と要望した。そのため、日本と商議を要する政治的事項がある場合は「総テ正当ナル経路ヲ経テ中華民國駐在日本大使ト行フ」と汪は説明した。それに従って、中央政府各院、各部中行政関係の院、部、各省政府及び特別市政府においても日本人を職員として任用しないが、自然科学の技術顧問は招聘しても「其職域ハ技術方面ニ限定シ一般行政ニハ参劃セサル」と汪は主張した。

軍事面に関して、汪側は中日両国国防方針は既に一致しているが、「中国ノ最高軍權ノ独立性ニ関シ必ス之ヲ確立スル如クスルコト緊要ナリ」と説明した。そのため、中央の最高軍事機関には日独伊三カ国の軍事専門家を招聘して顧問団を設けるが、顧問人数の割合は「日本人二分ノ一独伊二分ノ一」とし、その職権の範囲及び服務規定は中央政府が制定すると規定した。また、新中央政府の軍隊を監視、或いは束縛するような疑惑を避けるため

³² 前掲、〈偽中政會當然委員、指定委員、延聘委員與列席委員之通知書〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、185頁。

³³ 「新中央政府樹立一件」（昭和14年3月29日）（外務省記録 A.6.1.1.9「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」第一巻）。

に、如何なる名義を問わず各部隊内には日独伊軍事専門家を任用、招聘しないと説明した。そして、中央政府が南京に帰還した後に復帰する軍隊があれば協議の上、「日本軍ハ局部ノ撤退ヲ行ヒ其区域ヲ該復帰軍隊ニ与ヘラレンコトヲ希望スル」と要望した。

経済面については互惠平等の原則に準じて、軍事期間中に日本の機関或いは個人が占領、没収した中国の公営及び私営の工場、鉱山及び商店を速やかに中国側に返還すると要望した。また、合資経営の公私事業の最高主権は「固ヨリ中国ニ属スルモノ」で、「日本側ノ資本額ハ百分ノ四十九ヲ超過スルコトヲ得サルコト」と主張した³⁴。

このほかに、汪側は新中央政府成立の時期が目前に迫り、財政基礎がまだ整えていないとして、関税収入、統税、塩税、長江開放などに関する要望をも述べた。関税収入は新中央政府が樹立する前に、日本の正金銀行に保管されている関税から「借款形式ヲ以テ四千万円」を借り入れる。政府樹立後は「正金銀行保管ノ関税ハ全部之ヲ中央政府ニ引渡シ爾後毎月ノ関税収入ハ之ヲ中央政府国庫ニ納ムル」と要望した。そして、もし関税を全部新中央政府に引き渡すのが困難であれば、「一部分ハ従前通り正金銀行ニ保管シ其他ハ中央政府指定ノ支那銀行ニ保管スルコトトスルモ差支ナシ」と代替策についても提案した。次に統税に関しては中央政府の主要勢力基盤となる江蘇省、浙江省、安徽省の統税局は維新政府から独立した組織であり、毎月の税収も一旦日本側に収めてから日本側よりその一部を維新政府に交付する方法を今まで取ってきた。それを改善するために、新中央政府成立と同時に、「該局ハ財政部之ヲ接收シ税収ハ国庫ニ納ムル如ク豫メ御諒解ヲ得置キ度シ」と要求した。塩税に関しては現在全く収入がないうえに華中では日本人経営の通源会社が納税せずに食塩の運搬、販売を独占する機関として運営してきたため、新中央政府が成立した後は「鹽税ニ關スル稅務行政及納稅辦法ハ事變前ノ情態ヲ基準トシ復帰スル」よう要望した³⁵。

そして、日中戦争勃発後、日本側が軍事上の理由に基いて長江を封鎖してきたが、汪側は長江の開放は新中央政府の対外関係の構築につながるとしてその解放をも要求した。汪側は「新中央政府カ第三国ノ事実上ノ承認ヲ獲得スルト否トハ進テ重慶政權ノ運命ニ重大ナル影響アル」と説明し、長江の開放は対外関係を改善するのみならず、事変処理にも影響を与えると指摘した。また、「首都ノ威嚴ヲ保持シ且民心ヲ轉向改善スルコトニ寄与スル

³⁴ 「中國主權尊重原則實行ニ關シ日本ニ對スル要望」（昭和14年6月15日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第十卷）。

³⁵ 「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」（昭和14年11月1日）（同上、第六卷）。

所大ナリ」という新中央政府の実力をアピールする観点から、首都停車場及び各城門の検査はなるべく中国憲兵警察が担当し、日本軍憲兵が城内で犯罪者を逮捕する場合は中国憲兵警察と立会の上で行うと希望した³⁶。

汪側の要望に対し、日本側は6月26日にその主張を十分に理解したと伝えた後、汪側に対する日本側の要望は会談で既に言及したと説明した。そして、汪側の提案について事変処理に必要な措置以外は原則として異論がなく、それを実現するための詳細な規定については今後、影佐大佐を通じて汪側と協議すると返答した³⁷。

汪側が8月28日に上海で中国国民党第六次全国代表大会開催を終えて、日本側が後述するように同時期に進めた重慶に対する工作に失敗した後、汪側と日本側は再び「中国主権尊重原則実行ニ関シ日本ニ対スル希望」をも含めた関係調整に向けての交渉準備を進めた。10月22日、在中総領事会議の出席者との会見で、日本側の要望についての意見を問われた時、汪は日本が最終的に如何なる和平条件を示すか不安を感じているとその心情を述べつつも、「和平条件ノ中最モ重要ナルハ撤兵ノ問題及日支經濟合作ノ實體ノ點ニアリ」と強調した³⁸。しかし、汪側の期待とは裏腹に、日本側が10月24日に汪側に提示した「中國主権尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」及び新中央政府樹立の先決条件である「日支新関係調整要項」は汪側の要望を無視する内容だった³⁹。

汪側への返答の中で、日本側はまず「日滿支三國ガ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ東洋平和ノ樞軸タルコトヲ共同ノ目標ト為シ之ガ為互惠ヲ基調トスル日滿支一致提携就中善隣友好、共同防衛、經濟提携ノ原則ヲ設定スルヲ以テ日支兩國國交調整ノ基礎ト為ス」と、近衛三原則に基き、新秩序建設の中核をなす一員となる更生支那の育成が日本側の目的であると説明した。

この趣旨に基き、日本側は汪側が要求する政治面についての要望について、「趣旨ニハ異存無キ所ナリ」として、政治的に中央政府と商議を要する事項については大使を通じて行い、「中央政府ニ政治顧問ヲ設クルコト並ニ中央政府ノ各院各部ニ日本人職員ヲ任用スルコ

³⁶ 今井武夫「日本側ニ希望スル雜件」（昭和14年9月）『支那事變の回想』みすず書房、1980年4月、321頁。

³⁷ 前掲、〈第一次答復 譯文〉（1939年6月26日）《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編 傀儡組織 第三冊》、306—307頁。

³⁸ 前掲、「在中國總領事會議出席者との会見における汪兆銘の發言概要」（昭和14年10月22日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、879頁。

³⁹ 前掲、〈第二次去文〉（昭和14年6月26日）《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編 傀儡組織 第三冊》、307—309頁。

トハ日本側トシテモ亦考ヘアラザル所ナリ」、「各省政府、特別市政府及各其ノ所属ノ各廳各局ノ全般ニ亙リ政治顧問ヲ設クルノ考ヘハ之ヲ有セザル」と、中央政府内部及びその下級組織に日本人顧問及び職員を配置しないと約束した。ただし、県政府及び普通市政府に関しては「事變中特定ノ地域ニ於ケル特殊事態ハ支那側トシテモ當然之ヲ認メラルベキモノナリ」と、日本側はその必要に準じて県レベルの政務に関与すると説明した。

また、日中高度結合地帯其の他特定の地域の場合、「日支協力事項ニ關シ其ノ程度ニ應シ所要ノ機關ニ日本人顧問職員ヲ置クコトヲ以テ日支兩國ノ為必要且有利ナリ」として、自然科学的技術に限らず、財政、経済などに関しても日本人顧問、職員及び専門家を中央政府の顧問として招聘することを要求した。それにより、「中央政府直轄ノ所要機關ニ教授、教官、税關吏、技術官等ニ付日本人職員ヲ任用スル」ほか、日本人顧問及び職員の任用及び服務等に関しては「豫メ日本側ト協議ノ上決定スル」と、日本人顧問、職員及び専門家の権限は日本側が決めると規定した。

次に、軍事面について、日支新關係調整原則に即して日中兩國の軍事協力事項に関しては「所要ノ日本人軍事顧問ヲ設ケテ處理スル」、「第三國ヲ介入セシメザル」と説明し、日中の中で軍事的協力を特に必要とする地域における特定の軍隊には「日支軍事協力事項ニ關シ所要ノ日本人軍事専門家ヲ入ルル」と、日本は所要事項に関して南京側の軍隊に対して影響力を与えうる唯一の存在となるべきだと要求した。そして、それ以外の一般軍事に関する第三国の軍事専門家の招聘及び復歸軍隊の駐屯区域については「別ニ協議スルコト」と規定した。

更に、経済については日本側が管理している公営私営の工場鉱山及び商店などは「敵性アルモノ並ニ軍事上ノ必要等特殊事情アルモノノ外財産保護ノ措置トシテ管理セシメタルモノ」であるため、汪側の返還要求については「事態ノ沈静ニ伴ヒ日支新關係調整ノ原則ニ即シ合理的方法ニ依リ逐次貴方ニ移管スル如ク考慮シアル」と説明した。合資経営の公私事業の最高主権については「中國ニ属スルモノナルコト勿論ナル」と汪側の要求に同意しつつも、その運用に関しては「日支双方ノ密接ナル協力ニ依リ經濟提携ノ具現ニ遺憾無カラシメラルベキモノ」と、運用面での日本側の權益を堅持すると説明した。

また、汪側が要望する税収問題について、関税は汪側の要求には応じず、「從來通り橫濱正金銀行ヲ之ガ預託銀行トスルコトト致シ度シ」と、従来同様に正金銀行に保存し、借款形式で新中央政府に使用させると返答した。汪側の関税収入の要求に対し、興亜院は借款形式を以って四千萬元を融通することに同意したが、中央政府成立後の完全収入は中央政

府の国庫金制度の整備が整えるまで、従来通り横浜正金銀行に預託すると決定した。統税に関しては、「上海特別市ノ財源ニ付テハ十分ニ考慮アリ度シ」として異存はなかった。塩税に関しては「北支及蒙疆以外ノ鹽務行政及鹽税納税辦法ヲ事變前ノ状態ヲ基準トシ逐次調整スルニ付商議スル」として統税と同様に特に異存はなかった。そして、長江の開放問題について、日本側の作戦行動上の緩和若しくはその一部地域の開放は「現在ノ事態ニ於テハ未タ其ノ時期ヲ明示シ得ス」として、日本軍の作戦行動を緩和しないとして長江の開放を反対した。また、首都停車場などの検査に関しては趣旨としては異存がないが、「其ノ實際上ノ調整ニ付テハ治安の状況等現地ノ實情ニ即應シ日支双方ノ現地關係官憲間ニ於テ協議スルコト」と、汪側に治安維持を一任することを反対した⁴⁰。

そして、日本側は「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」を提示した後、和平条件となる「日支新關係調整要項」をも汪側に手交した。前述したように、「日支新關係調整要項」は1938年11月に重光堂で締結された「日華協議記録」、「日華協議記録諒解事項」及び「日華秘密協議記録」を基礎としているが、その具体的内容は汪側の要望を無視して、これまで述べてきた日本側の近衛三原則が目指す東亜新秩序建設を基調とする「日支新關係調整方針」だけに準拠するものだった。その主要内容は次の通りである⁴¹。

第一 善隣友好ノ原則ニ關スル事項

日滿支三國ハ相互ニ本然ノ特質ヲ尊重シ渾然相提携シテ東洋ノ平和ヲ確保シ善隣友好ノ實ヲ擧クル為各般ニ亘リ互助連繫友好促進ノ手段ヲ講スルコト

- 一、支那ハ滿州帝國ヲ承認シ日本及滿洲ハ支那ノ領土及主權ヲ尊重シ日滿支三國ハ新國交ヲ修復スルコト
- 二、日滿支三國ハ相互提携ヲ基調トスル外交ヲ行フコト
- 三、日滿支三國ハ文化ノ融合、創設及發展ニ協カスルコト
- 四、日本ハ新中央政府ニ顧問ヲ派遣シ新建設ニ協カスルコト特ニ強度結合地帯其他特定ノ地域ニ在リテハ所要ノ機關ニ顧問職員ヲ配置スルコト
- 五、日滿支善隣關係ノ具現ニ伴ヒ日本ハ漸次租界、治外法權等ノ返還ヲ考慮ス

⁴⁰ 「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」（昭和14年11月1日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第六卷）。

⁴¹ 「日支新關係調整要領」（昭和14年11月1日）（同上）。

ルコト

六、日支共同シテ防共ヲ實行スルコト 之ガ為日本ハ所要ノ軍隊ヲ北支及蒙疆ノ要地ニ駐屯スルコト

七、北支及南京、上海、杭州三角地帯ニ於ケルモノハ治安ノ確立スル迄之ヲ駐屯セシムルコト 共通ノ治安安寧維持ノ為揚子江沿岸特定ノ島嶼及之ニ關聯スル地點ニ艦船部隊ヲ駐屯スルコト尚揚子江及支那沿岸ニ於ケル艦船ノ航泊ハ自由トスルコト

第二 共同防衛ノ原則ニ關スル事項

日滿支三國ハ共同シテ防共ニ當ルト共ニ共通ノ治安安寧ノ維持ニ關シ協力スルコト

八、日支共同シテ防共ヲ實行スルコト 之カ為日本ハ所要ノ軍隊ヲ北支及蒙疆ノ要地ニ駐屯スルコト

九、支那ハ前項治安協力ノ為ノ日本ノ駐兵ニ對シ財政的協力ノ義務ヲ負フコト

十、日本ハ概ネ駐兵駐兵地域ニ存在スル鐵道、航空、通信並主要港灣水路ニ對シ軍事上ノ要求權及監督權ヲ保留スルコト

十一、支那ハ日本軍駐兵地域内ニ於ケル警察隊等武装團體ノ配置並軍事施設ハ當分ノ間治安及國防上必要ノ最小限トスルコト 日本ハ支那ノ軍隊、警察隊建設ニ關シ顧問及教官ノ派遣、武器ノ供給等ニ依リ協力スルコト

第三 經濟提携ノ原則ニ關スル事項

日滿支三國ハ互助連環及共同防衛ノ實ヲ舉クル為産業經濟等ニ關シ長短相補有無相通ノ趣旨ニ基キ共同互惠ヲ旨トスルコト

十二、日滿支三國ハ資源ノ開發、關稅、交易、航空、交通、通信、氣象測量等ニ關シ前記主旨並以下各項ノ要旨ヲ具現スル如ク所要ノ協定ヲ締結スルコト

十三、北支蒙疆ニ於ケル資源就中、埋藏資源ノ開發利用ニ付支那ハ共同防衛並經濟的結合ノ見地ヨリ日本ニ特別ノ便益ヲ供與シ其他ノ地域ニ於テモ特定資源ノ開發利用ニ關シ經濟的結合ノ見地ヨリ必要ナル便益ヲ供與スルコト

十四、支那ノ財政經濟政策ノ確立ニ關シ日本ハ所要ノ援助ヲ為スコト

十五、支那ニ於ケル交通、通信、氣象並測量ノ發達ニ關シテハ日本ハ所要ノ援

助乃至協力ヲ與フルコト 全支ニ於ケル航空ノ發達、北支ニ於ケル鐵道
(隴海線ヲ含ム)、日支間及支那沿岸ニ於ケル主要海運、揚子江ニ於ケル
水運並北支及揚子江下流ニ於ケル通信ハ日支交通協力ノ重點トスルコト

このように、その内容があまりにも汪側の主張とかけ離れていたため、それを受け取った汪は「日本側の提議された原案は実は近衛声明と距ること頗る遠く…本交渉は寧ろ打切つてはどうかと思ふ」と影佐に直接訴えるほど、汪側にとって厳しいものであった。しかし、汪は動揺したものの、結局、周仏海が代表する汪側と影佐少将が代表する日本側は11月1日に、その内容を基礎に「日支新関係調整要項」について協議に入ることにした⁴²。

第一回の協議会において、汪側はまず「一般的且概括的」協議を通じて「日支新関係調整要項」の修正を要望した。協議が始まると、影佐少将はまず協議に当たる日本側の姿勢は「日本ノ要望ヲ一度ニ其全部ヲ汪先生ニ呈出シ聊カモ留保シ置カサル」にあると説明し、日本側の要求をすべて提示した。日本側の要求について、梅思平は「我方同志ハ皆之ヲ通讀シ驚キタルト共ニ安心モシタル次第ナリ 安心シタルハ日本ノ要求ハコレ以上ナシトイフ點テアリ、驚愕シタルハ大變廣範圍ニ亘ル點ナリ」と、日本側の要求があまりにも変化したと率直に述べた。陶希聖もまた「貴方ノ御要望ヲ見ルニ特殊地帯設定ノコトニ多ク言及サレ居ル處之等モ調整シ得ルモノアルニ非サヤト思考ス…汪氏ノ和平運動ハ重慶ヲ崩壊シ得テ且民衆カ受諾シ得テ初メテ中日國交ノ調整カ出来ル」と述べ、和平運動を成功させるためにも日本側の要求は修正すべきだと要求した。陶は続けて「吾人ノ方ヨリ提出セル中國主權尊重ニ關スル要望中日本側ヨリ見ルトキハ高キ要求ト見ユルモノアルヤモ計ラレサルカ之ハ日本側ニ於テ戰勝ノ結果ヲ要求セストノ御趣旨テアリ、旁吾人ノ和平運動達成ニ得策ナリトノ見地ヨリ要望シ居ル次第ナリ」と説明し、汪側が主張した「中国主權尊重原則実行ニ關シ日本ニ対スル希望」の重要性を再度強調した。

そして、周仏海は蒙疆地域の範囲について中国側の従来の解釈としてはチャハル省、綏遠両省だけを指すが、日本側が主張する蒙疆にはそれ以外の地方、すなわち山西北部も含まれるため、「支那側トシテハ問題ナリ」と注意した。それに関連して、梅と陶も揚子江下流地域には中国の經濟上最重要地帯にして財界有力者もこの地方に集まっているため、長江開放問題で同地域で反対勢力を作ると「新中央政府組織上基礎薄弱トナリ」という恐れがあるとして、揚子江下流地域を強度結合地帯に設定する問題についても再考すべきだと主

⁴² 白井勝美編「曾走路我記」『現代史資料 13 日中戦争 5』みすず書房、1966年7月、378頁。

張した。

梅、陶の主張に対し、影佐は「陶氏ハ戦争終結、和平招来ノミヲ目的トセラレ居ル…將來日支兩國ハ東洋ノ平和、東洋ノ防護ノ見地ヨリ日支合作協力カ必要ニシテ之ヲ理想トシテ今後日支兩國ハ進むヘキモノト思フ」と反論した。影佐はまた、陶が取り上げた特殊地域問題について「單ニ和平ヲ目的トスルナラハ特殊地域ノ如キハ意義ナキモ日支協力ノ必要性ヨリ觀察シ此必要ヲ認ムルニ至ルモノト思料ス」と、特殊地域の設定を反対する汪側の意見を採用しない姿勢を明らかにした。そして、蒙疆地域の設定は「現在ノ蒙疆自治政府ノ管轄區域」に基くものであり、揚子江下流地帯の強度結合地帯の設定は「文字上強度結合地帯ニ關シ誤解アルヤニ見ユル處實ハ經濟合作ノ出来ルハ蒙疆華北外ニテハ…揚子江下流ニテシツカリ日支間ニ經濟上ノ提携ヲナサントイウ意ナリ」と反論し、日本側の要求を修正する意思がないことを表明した⁴³。

二回目の協議会で、日・汪双方は要項内容について協議した。周はまず前述した第一項に記される「日本及滿洲ハ支那ノ領土及主權ヲ尊重」から「支那ノ領土ノ完整及主權、行政權ノ獨立ヲ尊重シ」へと変更することを要望したが、影佐は「本日ノ我々同士ノ間ニテハ細カキ字句ノ如キハ他日ニ譲リトシ内容ヲ主トシテ協議シタシ」として取り合おうとしなかった。続けて梅思平も同様な観点から、前述した第四項の顧問設置に関する内容を全部削除すべきだと主張したが、影佐は「日本側トシテハ善隣友好ノ表現トシテ顧問ノ問題ハ主要問題ト考ヘ居レリ 故ニ顧問ニ關スル原則迄モ此所ニ掲ケ置クノ要アリ」と譲歩しなかった。

そして、軍事面に関する協議に入ると、周は前述した第七項にある共通の「治安安寧」維持という表現では「範圍廣クナリ四川雲南ニモ及フコトナル」として、それを削除すると同時にそれを「防共」に変更するよう要求した。周の要求に呼応して、陶は「汪氏ノ通電ニモ防共ハ内政干涉ニ非ストナシアリ 若シ防共ニ駐兵ヲ伴フナラハ内蒙ニ限ルヘキナリ從テ駐兵權ハ内蒙ノミニ限ルヘキニシテ他ノ治安上ノ駐兵ハ二年以内ニ撤兵スルコトトナリ居レリ」と主張した。周も続けて、「共同防共ハ永久的性質ニシテ治安駐兵ハ二ヶ年トナリ居レハ一時的ノモノナルニ付防共駐兵ト區別スルヲ要ス」と説明し、汪側は中国の主権独立を守る観点から、日本側が治安安寧維持を理由に長期にわたって駐兵しないよう明確に要求した。しかし、影佐は「治安駐兵ハ二年以内トアルモ同時ニ此間ニ中國ハ治安

⁴³ 「日支國交調整原則ニ關スル協議會 第一回會議議事要録」（昭和 14 年 11 月 1 日）（前掲、外務省記録 A.6.1.1.8-3 第十一卷）。

ノ確立ノ責任アリ換言スレハ治安確立カ駐兵期間ヲ決スルー條件ナリ 恰モ防共駐兵ハ「ソ」聯ノ積極政策カ繼續スルコトカ前提條件ナルト同様ナリ」として、字句の変更もしくは修正は行わないと周、陶の要求を拒否した。

周は続けて、日本軍隊駐兵地域において、中国側は前述した第十項、第十一項の適用を受けると、鉄道、航空、通信、主要港湾水路の使用権及び監督権は日本側が有するものとなり、中国側は治安及び国防上必要とされる最小限の警察隊及び軍隊しか配置できなくなる。これは今後の和平運動に対して重大の影響を与えるとして、これらの項目については「臨時的ト永久的トハ別トシ混淆スルハ宜シカラス」を説明し、同じく日本側の長期駐兵を避けるよう変更を要求した。梅はそれに呼応して、「防共ハ對外的ニシテ治安維持ハ國內、内政的ナリ 故ニ駐兵カ内政ニ關係セハ内政干涉ノ響アリ 尤モ撤兵前ノモノナラハ已ムヲ得サル事態トシテ諒解スルモ治安維持駐兵カ防共駐兵ト同一場所ニ書キ置カルルコトハ内政干涉ノ嫌アリ」として、再度、治安安寧維持という表現の削除を要求した。周、梅の要求に対して、影佐は「内政関與ヲ理由トシ直ク撤兵スルヲ以テ原則ト見ルナラハ何ノ為ニ血ヲ流シタコトトナルカ内政干涉ト言ハルルコトハ理論的ニハ一應諒解シ得ルモ我方ヨリ見レハ戦止ミタリトテ直ニ全支那軍隊ヲ絶対信賴スル事ハ蓋シ不可能ナリ故ニ當分ノ治安駐兵ハ内政干涉トハ關係ナシ」と、原案を維持すると強く反発した。

日本側の強い反発を受けて、周は次に第八項にある日支共同防共の駐兵範囲が蒙疆及び平津地方という当初の合意範囲から「北支及蒙疆ノ要地」まで拡大したことに対し、修正を求めた。影佐は「之ハ當時ヨリ見テ擴大シ居レル處其レハ其ノ後ノ情勢ノ變化ニ依リ其ノ必要生シタリ 之ハ汪先生カ六月日本ニ行カレタル時モ北支ハ國防上及經濟上ノ強度結合地帯ナルコトヲ認メラレタルコト」、「又軍事的ニモ赤色兵力カ北支ニ延ヒテ居ル今日平津ニテハ足ラサルヲ以テスクスル必要生シタリ」として譲歩しようとしなかった。それに対して陶は、「汪氏モ其ノ聲明ニ於テ防共ハ國際的協定ニシテ内政的ノモノニ非スト云ヒ居レルニ貴方ノ話ノ様ナリトセハ國民ハ平和運動ニ失望シ我々モ苦境ニ陥ル次第ナリ」と、この問題についての汪側の主張は和平運動の基礎的精神に関わるものであると指摘した。しかし、影佐は「汪氏ノ運動カ始マレハ軍隊ハ復歸シ實力ヲ得ルト云ヒ居リタル」という現状では汪側の要求を受け入れることができない上に、北支を「國防上強度結合地帯」に設定することは汪が訪日した際も既に諒承したとして、変更することを拒否した⁴⁴。

第三回の会談では、日・汪は経済面に関する協議を開始した。会議が始まると、周はま

⁴⁴ 「第二回會議議事要録」（昭和 14 年 11 月 4 日）（同上）。

ず経済提携の原則の部分にある「互助連環及共同防衛」と「共同互惠」をそれぞれ「共存共栄」、「平等互惠」に変更するよう要望した。影佐は「共存共栄」の意味は「互助連環」に含まれていて、経済提携を行う際、その目的が「互助連環及共同防衛ノ二者ヲ實現スル」ことにあるため、その修正を受け入れなかったが、「平等互惠」へと変更することについて異存はなかった。周は続けて前述した資源、関税、交易、航空、通信などを多岐にわたって指定している第十二項の内容は「見ル人ニ依リ全部日本ニ奪ハルル様ニ感スルナラン」として、第十二項の削除を提案した。それについて影佐は「平等互惠」という言葉があるため、「何モ彼モ日本ヨリ奪ラルル様ニハ思ハレサルヘシ」として削除を拒否したが、第十二項を最後に置くことである程度の譲歩を示した。

周は次に第十三項に規定される埋蔵資源の開発利用に関する「特別ノ便益」は意味が不明であるため、「便宜供與ニハ十年、二十年等ノ期限ヲ附スルコト一般人ニ好感ヲ與フ」と説明し、供与期限を明記すべきだと主張した。また、埋蔵資源の「石炭、鐵ニ就テハ支那側モ使用致シ度必スヤ將來使用ノ事トナルヘキニ付キ支那側ニモ其使用ニツキ留保スル様セラレ度」と要求した。梅もまた「石炭、鐵ハ全部北支ニ集中シアリ 之ヲ全部日本ニ使セハ將來重工業ヲ必要トスル時困却スヘシ 勿論現在ハ其ノ時期ニ非ラサルモ矢張一部ヲ留保シ置キ度」、「国防資源カ殆ト北支ニ集中シ全部日本ニ渡セハ残りハ無キ」と述べ、明確な使用制限を記すよう要望した。周、梅の要望について、影佐は「日本側に奪ハルルトノ擔憂ヲ一掃スル為メ互惠平等ノ意味ニ文章ヲ書き直スモ不可ナシ年限ノ問題ハ何年迄ハ合作シ其ノ以後ハ合作セスト言フカ如キ意味トナルハ思ハシカラス」として、取り合おうとしなかった。

続いて第十四項の「支那ノ財政經濟政策ノ確立ニ關シ日本ハ所要ノ援助ヲ為スコト」について、周はその前に「中國ノ要請ニ依リ」、「財政金融（特ニ新中央銀行ノ建設、新法幣ノ發行及為替ノ統制ニ關シ）」という文句を入れるよう提案した。小池書記官はそれを入れると、経済上悪影響が起こるとして反対したため、周は代わりに「新中央銀行ノ設立新法幣發行等」への援助を明記するよう要望を修正した。それを受けて、影佐は「一應同意」を表した。しかし、周が続けて経済金融に関連する軍票問題について「平和成立セハ軍票ノ増發ヲ停止シ且自發的ニ額面價格ニテ回収サレ度シ中國側ヨリ新法幣又ハ聯銀券ニテ回収スルモ可ナリ」と軍票の回収を明記するよう要求すると、小池は「軍票ヲ回収スルコトハ日本貨幣ノ價值維持上當然ノコトニシテ否ラサレハ日本自体カ困ルモノナリ 故ニ此處ニ書クノ要ナシ」と、それを拒否した。影佐もまた後日に譲るとして返答を避けた。

周はまた前述の第十五項について、交通、通信、気象竝ニ測量についての内容を「中國ノ要請ニ依リ資本及技術上所要ノ援助」へと修正するよう提案した。それに対して影佐は「支那側カ押付ケラルルコトヲ恐ルルト同様ニ日本側ハ支那カ「要請」スルカ否カニ疑問カ起リ得ヘキナリ 萬一支那側ニシテ要請セサルニ於テハ其レ迄ニテ終リナリ」として、その明記を渋った⁴⁵。

11月6日に第四回の協議会に入ると、日・汪は再び華北問題を取り上げた。周は華北の地域は汪側が主張する省の行政区域を基準にすべきだと説明し、「内蒙ハ察哈爾綏遠二省ニシテ華北ハ山東、山西、河北三省ノ行政區域ト致シ度シ 華南ノ北部ハ會テ申上ケシ如ク華北ノ部ヨリ除外セラレ度シ」と蒙疆から山西省を分けるよう再び要望した。これに対し影佐は「蒙疆自治政府ノ行政區劃ニシテ之ニハ晋北十三県モ入り居ル處單ニ行政區域トシテ山西省ニ属スト云フ理由ノミヲ以テ之ヲ華北ニ歸属セシメントスル論據薄弱ナリ」として却下した。影佐は続けて、「從來ハ同志トシテ協議ニ際シテハナルヘク貴方ノ言ヲ容ルル様同情ヲ以テ臨ミシモ本件ニ關スル限り不可能ナルコトヲ斷言ス諸君モ此際不可能ナルコトニ執着スルコトナク晋北ヲ蒙疆ニ属セシコトニ決心セラルルヲ賢明トス此事ハ私ノ中國側同志ニ呈スル嚴肅ナル忠告ナリ」と、日本側は華北及び蒙疆問題についてその要求を変更することがないと厳しい態度で明確に拒否した。この後、汪側は再三、山西省を除くよう繰り返したが、影佐は動じなかった。

次に、華北政務委員会について梅思平は「日本側ニオイテハ華北ノ事ハ華北政務委員會ニ於テ處理シ得ルト思ハルル様子ナルカ事實ニ於テソウハ行カサルヘク日支協力ノ事ハ華北ノミニテハ處理シ得サルモノ多カルヘシ」と説明し、日中軍事協力などは華北のみでは到底不可能であるとして、再度、華北政務委員会を単に「傳達機關」にすべきだと主張した。しかし、影佐は「中央政府カ何事モ凡テナストイフハ事實ニ則ササルコトアルヘシ日本ノ如キ狭小ナル國ニ於テモ朝鮮臺灣總督ニハ相當廣範ナル權限ヲ與ヘラレ居ルニ中國ノ如ク廣大ナル國ニ於テハ遠ク離レタル地域ニハ更ニ其必要アルニ非スヤ」と述べ、取り合おうとしなかった。その後、「華北政務委員會所要ノ經費ハ中央ニ於テ一括シ豫算ニ計上シテ處辨ス」と主張した周は「關稅及鹽稅ニ關シテハ中央ヨリ直接徴収人員ヲ派遣シ中央ニ於テ直接之ヲ監督ス」、「統稅ハ華北政務委員會ヨリ徴収人員ヲ推薦シ中央ニ於テ之ヲ委任ス華北政務委員會ト中央派遣ノ人員ト會同シテ之ヲ監督ス」と提案し、財政面での統一を要望した。これに対して、影佐は財政統一には異存がないが、金融に関する問題は「別ニ

⁴⁵ 「第三回會議議事要録」（昭和14年11月5日）（同上）。

専門的見地ヨリ見テ定メ」るべきだとして、返答を保留した⁴⁶。

結局、陶希聖が「日本ノ心配ハ将来再ヒ戦争カ起ルナラントノ心配ナルモ中國ノ其レハ和平カ巧ク行カサレハ戦争カ止マサルヘシト云フニ在リ畢竟日本ノ心配ハ明日ノ朝食ノ心配ニシテ中國ノ今日ノ夕食ノ心配ヲ為ササルヲ得サル次第ナリ」と例えたように、汪側にとって、戦争中の中国の主権独立を確保しつつ戦争を終結させることが目的であるが、日本側にとって戦争を終結させつつ、その後の中国での権益確保が目的である⁴⁷。このように、両者は戦争終結という点で一致しているものの、中国の主権独立のあり方と領土保全に影響を与える日本の中国における権益のあり方について認識と解釈が分かれていた。

こうした認識と解釈の違いは汪側にとって和平運動の前途を左右するものであった。汪側にしてみれば、当時、和平運動に参加する可能性のある重慶要人は「蔣ハ共産黨ヲ利用シテ和平派ヲ彈壓シ居ル状態ニシテ此ノ間ニ挟マレタル政府要人連ハ極度ニ煩悶シ居ル状態ナリ…雲南、四川、貴州、廣西等重慶政府ノ地盤ニ於テハ中央軍ト地方軍ト交錯セシメテ配置シ居ル為和平運動ニ参加セントスル軍隊ハ箇々ニ態度ヲ表明シ得サル状況」にあるため、行動が困難であった。汪が上海駐在の加藤外松公使に、日本側が要項内容を堅持することで、「新政権ノ和平方策カ大衆ノ失望スルカ如キモノナルトキハ却ツテ重慶ノ抗戦體制ヲ強化スル惧アル」と伝えたように、日本側の条件の厳しさは更なる重慶要人の同調者の減少につながると汪側は危惧した⁴⁸。

汪側のこうした態度を受けて、加藤公使はまず11月12日に野村外相に対して、汪側は「出来得ル限り實質的ニ日本ノ要望ニ副フ様努力シツツアルモ表面上成ルヘク自主獨立ノ形式ヲ取ルニアラサレハ困難ナル支那ノ環境ニ處シ一般國民ノ人心ヲ収攬シ速ニ平和ヲ克復スルコト至難ナリ」と報告した⁴⁹。11月22日、同じく交渉に参加した田尻書記官もまた「竹内[汪兆銘]ニ於テ日本ニ熱意ナシト觀察シ痛ク氣ヲ腐ラシ内密政府ノ樹立延期ヲ云々スルノミナラス寧ロ本工作自體ヲ打切ラントスル口吻スラ漏シ居ル由傳ヘラレ之ハ必シモ我方ニ對スル牽制的示威ニアラスト認メラルル節アリ大イニ考慮ヲ要スル事態ナル」と、交渉終了後の汪の落胆ぶりを野村外相に報告し、交渉内容を原案通りに堅持すること

⁴⁶ 「第四回會議議事要録」（昭和14年11月6日）（同上）。

⁴⁷ 「第二回會議議事要録」（昭和14年11月4日）（同上）。

⁴⁸ 前掲、「国共関係の現状など重慶情勢に関する汪兆銘の觀察について」（昭和14年11月17日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、994-995頁；「加藤公使ヨリ野村外務大臣宛電報」（昭和14年11月21日）（同上、第六卷）。

⁴⁹ 「加藤公使ヨリ野村外務大臣宛電報」（昭和14年11月12日）（同上、第六卷）。

は危険であると警鐘を鳴らした⁵⁰。

また、11月25日、汪との二時間に亘る会談を終えた後、堀公一南京総領事は「日本政府ノ提案ハ假ニ此ノ儘鵜呑ミトスルモ民心ハ収攬シ難シ支那大衆ニ新政權ハ結局日本ノ傀儡ニ過キス滿洲國ト選フ所ナシトノ感シヲ與フレハ新政權樹立ノ意義ハ忘却セラルルノミナラス却テ蔣政權ヲ強化セシメ戦争ハ何時迄モ終熄スルコトナカラン」という汪の言葉を野村外相に報告し、汪が交渉の結果を受けて「少々腐り気味」になっていると注意した。そのため、「自分ハ飽迄日本ヲ信頼新政府ノ樹立ニ邁進スヘキモ日本ニ於カレテモ自分ノ立場ヲ少シ了解シ消化シ易キ膳立ヲ出サルル様希望ス」という汪の希望を応える何らかの修正を加えるべきだと堀は主張した⁵¹。

そして、12月6日に、田尻書記官は今後重慶を新中央政府に合流させるという観点から、汪側と交渉する「日支新関係調整要項」は重慶が受諾し得る内容でなければ、効果がないとして、再び野村外相に対して要項の内容を緩和するよう具申した。田尻はまず「中央政府工作カ茲迄進展セシ以上汪精衛ハ退クニ所ナカルヘキヲ以テ相當ノ無理ヲ承諾スヘシトノ判断ハ誤解ナリ」と説明し、汪は革命家であり政治屋ではないため、日本の要求が屈辱的で到底堪えざるものであれば汪は何時でも現工作を投げ出す可能性があるとして主張した。田尻は続けて、「最近ノ汪ハ甚シク腐り気味ナルモ唯近衛公始メ日本側ノ同志ニ迷惑ヲ掛ケ度ク無シトノ考ヨリ仲間ヲ押ヘ我方ニ「ミート」スヘク努力シツツアリ若シ此ノ間ノ内情ヲ無視シ難題ヲ強フレハ汪ハ勿論彼ニ先立ち其ノ同志カ逃ケ出ス可能性モ多分ニアリ」⁵²と、現状では汪側ですら要項を受諾しない可能性があるとして指摘した。そして、田尻は新中央政府を通じて行う対重慶工作は「如何にして重慶をそのまま新中央政府に引き付けるかが問題であるため、「之ニハ汪ニ呑マスモノヲ重慶カ承諾スル程度ニ止メルコトヲ第一條件トスル」のが肝要であるとして、「現會談ハ實質的ニハ重慶トノ和平交渉ニ外ナラス」という事変処理の観点から、「日本ト汪トノ國交調整會談、中央政府樹立及之ト重慶トノ合流方ノ交渉、双方政府ノ解消、新統一政府誕生ノ段取り」という日本側の事変処理の構想を達成するためにも、日本側の条件を再検討すべきだと主張した⁵³。

現地からの報告を受けて、1939年12月8日、興亜院会議で「中央政權樹立工作ニ關ス

⁵⁰ 「加藤公使ヨリ野村外務大臣宛電報」(昭和14年11月22日)(同上)。

⁵¹ 「堀總領事ヨリ野村外務大臣宛電報」(昭和14年11月27日)(同上)。

⁵² 実際、田尻書記官が危惧したように、汪側が「日支新関係調整ニ關スル協議書類」に調印した直後、交渉に参加していた高宗武、陶希聖は汪側より離脱し、内約をすべて公開した。

⁵³ 前掲、「時局に関する田尻書記官の観測」(昭和14年12月6日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1006-1008頁。

ル申合せ」が決定された。興亜院は「日支新關係調整要項」を「今直チニ全面的ニ確約セシメントセバ汪ニ依ル新中央政府樹立ハ困難ト見ラレ」と認めつつも、「新中央政府樹立ヲ可能ナラシムル為ノ汪側主張ハ我方ニ於テソノ儘之ヲ容認シ難キモノアリ」と説明し、従来ノ要求を変更することを拒否した。そして、今後は「現交渉ノ程度ニ於ケル彼我主張ノ開キノ如キハ一應梅機關ノ責任ニ於テ之ヲ呑込マシメ兎モ角モ速ニ汪政權ヲ樹立セシム」と、従来の方針通りで推進すると結論付けた。ただし、更なる交渉を経ても意見が一致しない場合は「將來正式交渉ニ移リタル場合更メテ折衝ノ餘地ヲ存スル如ク出來得ル限リノ措置ヲ講ズル」と、交渉が決裂しないよう指示した⁵⁴。また、吳佩孚に出馬促進に関しては、12月初旬に吳が死去したことによって中止となったため、新政府樹立は汪兆銘のみを中心に展開することとなった⁵⁵。

そして、汪側と再度交渉した結果を受けて、39年12月30日に、日本側は「中央政府樹立工作ニ關スル申合せ」に基き、これまでの交渉内容を整理し、「日支新關係調整ニ關スル協議書類」を作成した。その内容は汪側の字句修正の希望をいくつか取り入れたが、日本側の原案通りに作成されたものである。そして、同日に日本側と汪側はそれに調印した。それは善隣友好、共同防共、經濟提携の原則の下で満州国承認、調整要項に基く第三国との關係調整、反日運動禁止、華北、内蒙、華南沿岸の島々の特殊性、日本軍による防共駐兵、日本の駐兵地域内の鉄道、航空、通信、主要港湾水路に対する軍事上の要求權及び監督權、新中央政府への顧問派遣及び特定地域への顧問配置、資源の開發利用に関する日本へ特別の便益の供与、揚子江下流地域における經濟上日中高度結合地帯の設置など、多岐にわたる新中央政府承認の前提条件であった⁵⁶。

第2節 承認問題

第1項 即時承認せず

新中央政府樹立の準備が着実に進められる中、日・汪双方は次第に新中央政府の承認問題について議論するようになった。新中央政府の承認問題について、日本側は1939年11月11日付の「新中央政府樹立ニ關聯セル外交關係處理要綱案」で既にその対応を正式に決

⁵⁴ 同上、「中央政權樹立工作ニ關スル申合せ」（昭和14年12月8日）、1008-1009頁。

⁵⁵ 同上、「吳工作善後處置要領」（昭和14年12月28日）、1011頁。

⁵⁶ 「日支新關係調整ニ關スル協議書類」（昭和14年12月31日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9-7）。

定した。「新中央政府ニ對シ基本條約締結ノ形式ニ依リ帝國ノ正式承認ヲ與フル一方第三國ヲシテ速カニ新中央政府ノ國際的地位ヲ認メシムルカ如ク施策シ以テ日支事變ノ終結ニ資ス」という方針の下で、「政府成立ノ上ハ重慶政府ヲ否認シ新政府カ支那ノ正統政府ナル旨ヲ列國ニ通告シ列國ノ承認ヲ要求」すると日本側は構想した。それに基き、承認問題に対する日本側の執るべき措置は「一、新政府ノ成立ニ遅レサル時機ニ日本ヨリ特派大使ヲ派遣ス。二、新政府成立後適當ナル時機ヲ選ヒ日本ハ新政府ヲ承認ス（新政府成立及承認ノ時機ハ事變終始ノ大局的見地ヨリ日本側カ自主的ニ決定スル立場ニアリ）右承認ハ基本條約締結ノ形式ニ依ル 第一項特派大使ハ右承認ニ依リ正式ノ外交機關タル全權大使ノ資格ヲ具フ」と決定した。

そして、第三国に対する承認問題関係の措置については「帝國ノ新政府承認ニ相次キ時ヲ移サス防共樞軸諸國（伊、獨、洪、西、滿等）ヲシテ新政府ヲ承認セシムル如ク施策ス」とし、第三国に対して新政府の職能を代行することなく第三国が新政府を相手とするよう斡旋するという方針を採択した。また、九カ国条約に関しては「結局廢棄スルヲ原則トスルモ（イ）通告乃至聲明ノ時機ニ付テハ事前日本トノ協議ヲ要ス（ロ）門戶開放主義ハ支那ニ對スル第三國ノ政治的把握ヲ許ササル建前ニテ通商貿易ノ自由ヲ認ムル趣旨ニ改メ聲明スルヲ要ス其ノ時機ハ廢棄通告ニ先ツヲ妨ケス」と決定した。最後に国際聯盟に関して「支那ハ國際聯盟ヨリ脱退ヲ考慮ス（但シ實施ハ例セバ一年後ト豫定シ日支攻守同盟ヲ之ト同時ニ締結スル旨ヲ約束ス）と構想した⁵⁷。

日本政府は新中央政府承認への対応策を決定すると同時に、12月には欧州戦争がもたらした国際情勢を事変処理及び東亜新秩序の建設に利用する「對外施策方針要綱」をも決定した。11月15日に草案が作成され、12月28日に野村外相、畑俊六陸軍大臣、吉田善吾海軍大臣の合意で決定された「對外施策方針要綱」では欧州戦争の勃発による国際情勢の急転が引き起こす情勢の変化に即応して、東亜新秩序建設を達成することを目標として掲げた。そのため、日本は欧州戦争に対する中立的な立場を「最モ有效ニ活用シ國際狀勢ヲ利導シテ支那事變處理ノ促進ニ資スルト共ニ南方ヲ含ム東亞新秩序ノ建設ニ對シ有利ノ形勢ヲ醸成スル如ク施策スルモノトス」と規定した。

この要綱に基づき、今後の事変処理の対処方針として、既定の御前会議の方針である「日支新關係調整方針」に従って処理するとともに、「此ノ際特ニ支那新中央政府ノ樹立工作ヲ

⁵⁷ 「新中央政府樹立ニ關聯セル外交關係處理要綱案」（昭和14年11月11日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第五卷）。

中心トスル政治的施策ノ效果ヲ確實ナラシムル如ク努ムル」と規定した。そのため、「歐洲戦局ノ進展等ト睨ミ合セツツ支那新政權ヲ指導シテ事變目的ノ達成ニ障害アル支那ノ舊國際秩序（例ヘハ租界及治外法權）ヲ逐次調整セシムルノ方針ヲ採ルモノトス」も対処方法として挙げられた。これは従来と同様に中国の主権独立、領土保全を尊重するという観点から租界返還及び治外法權撤廃に関する構想を再度確認したものである。それと同時に、前述した「事變處理ト之ニ對スル外交的措置」に見られるような、新中央政府の統一性及び独立性を強化して中国の主権独立、領土保全を尊重することを通じて人心収攬、東亜新秩序を構成する一員となる親日的な更生支那を実現する構想に呼応する内容でもある。ただし、「但シ我方ニ對スル利害關係ノ重大ナルニ鑑ミ其ノ時期及方法ニ付テハ之ヲ慎重考慮」という但し書きからも分かるように、日本側は従来と同様に依然としてそれを率先して実行しようとは考えていなかった。

そして、前述した「事變處理ト之ニ對スル外交的措置」に見られる「對米關係ノ悪化ハ事變處理竝國防及戰時經濟体制ノ既定計畫ノ遂行ヲ不可能ナラシムル」と同様の観点から、アメリカに対しては、通商条約の廃止に起因する無条約状態に陥らないよう関係維持のための努力を払うと同時に、実質的に日本政府の事変処理に同調的な態度を取らせるという方針で対応すると決定した。それにしたがって、日本側は支那新秩序の実体に関するアメリカの疑惑と不安を除去し、アメリカが政治的意図を以って日本を掣肘する態度に出ないようアメリカとの関係を調整する。そして、イギリスに対してはイギリスが中国において政治的目的を有しないことから、イギリスの「意嚮及帝國ノ中立的立場ノ利用竝ニ其ノ在支權益ニ對スル取扱等ニ依リ之ヲ利導シテ帝國ノ企圖スル東亞新秩序建設ニ對シ逐次同調スルノ已ムヲ得サルニ至ラシムル如ク施策スルモノトス」と決定した。

ただし、「支那新秩序建設ニ同調セシムルコト主眼點ナルニ依リ先ツ支那中央政府ノ樹立及日支新關係調整ノ内容ヲ確立スルヲ要ス」ということに鑑み、事変処理に関する英米との関係調整に先立って日本自身が優先すべき事項は新中央政府の樹立及び基本条約の締結であると同要綱は結論付けた。これにより、日本側は今後、新政府の樹立及び関係調整を終えた後、枢軸国側の諸国が新政府を承認するよう呼び掛けると同時に、英米側がとりあえず新秩序に同調して掣肘の態度に出ないよう英米と交渉すると決定した⁵⁸。

そして、汪側が「日支新關係調整要項」の要求を受諾したことを受けて、1940年1月6日、興亜院会議では「中央政權樹立ニ關聯スル對處要綱」が決定され、その内容は二日後

⁵⁸ 「對外施策方針要綱」（昭和14年12月28日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第七巻）。

の1月8日に閣議を経て、「支那新中央政府樹立ニ關聯スル處理方針」として正式的に採択された。この処理方針では新中央政府を相手とする「正式國交調整交渉開始ノ時機竝ニ國交調整條件ハ該政府ノ發育及内外ノ情勢ヲ見極メタル上追テ之ヲ決定スル」と規定し、新政府を即時承認しないと決定した⁵⁹。

一方、汪側もまたその和平運動の構想に基き、對外關係の構築に乗り出した。汪側は対日和平運動を通じて中国の主権独立、領土保全を獲得するために新中央政府の樹立に取り組んだため、他国との関係、とりわけ日本との関係を汪側は重要視した。後に樹立される新中央政府である南京政府の政綱もそれを反映した。南京政府の政綱は十条から構成されるが、その第一条から第三条まではすべて外交に関するものである。

- 一、 善隣友好ノ方針ニ基キ和平外交ヲ以テ中國ノ主權、行政ノ獨立完整ヲ求メ以テ東亞永遠ノ平和及新秩序建設ノ責任ヲ分擔ス
- 二、 友邦各國ノ正當ナル權益ヲ尊重シ且其ノ關係ヲ調整シ以テ友誼ヲ増進ス
- 三、 友邦各國ト連結、共ニ國際共產主義ノ陰謀及其ノ他總テ平和攪亂ノ活動ヲ防遏ス⁶⁰

善隣友好、新秩序建設、國際共產主義の活動の防遏などの主張から判明するように、それはすべて1938年12月に発表された近衛三原則に呼応する内容である⁶¹。汪が重慶を離脱した直後に発表した艶電に見られるように、和平運動ははじめから日本だけを対象とするものである。善隣友好、共同防共、經濟提携という「日本政府の声明により和平交渉を通じて北方各省の保全及び抗戰以來陥落した各地の恢復も可能となり、完全なる主権及び行政獨立も保持できる⁶²」と判断した汪は、日本との關係改善を「東亞の幸福のために為すべき努力である」と説明し、和平運動に乗出すと決意した。それと同時に、諸外国との關係について「太平洋の安寧秩序と世界の平和保障にも、關係各國とともに努力し、相互

⁵⁹ 「中央政權樹立ニ關聯スル對處要綱」（昭和15年1月6日）、「支那新中央政府樹立ニ關聯スル處理方針」（昭和15年1月8日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第七卷）。

⁶⁰ 前掲、〈偽政綱〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》169頁；前掲、「南京國民政府の成立につき報告」（昭和15年4月5日）『日本外交文書 日中戰爭第二冊』、1074頁。

⁶¹ 「近衛內閣總理大臣談」（昭和13年12月22日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第十卷）。

⁶² 日本政府既有此鄭重聲明，則吾人依和平方法，不但北方各省可以保全，即抗戰以來淪陷各地亦可收復，而主權及行政之獨立完整，亦得以保持。

の友誼の向上と共同利益の維持を図るべきだ⁶³」と主張した⁶⁴。

汪側が各国との関係をも重要視する背景には汪の事変解決に対する見解とも関連している。汪を中心に新中央政府を樹立するという和平運動の進め方について日本側と合意に至った後の39年7月3日に、汪はイギリスの援蔣政策を例に「英國ハ日本側ト支那側トヲ兩天秤ニ掛ケ何レカ都合ノ良キ方ニ乗移ラントシ居リタルモノ」と説明し、日中戦争を解決するには英米の動向は重要だと指摘した。汪は今回の事変を解決するためにはイギリスに対する外交ハ極めて重要となると分析し、「要ハ一方カヲ以テ英國ヲ押スト共ニ他方英國ヲ誘ヒ結局彼ヲシテ新東亞ノ建設ヲ妨碍セシメサルヤウ巧妙ナル手段ヲ構スルニアリ尚其際注意スヘキハ米國ノ態度ナリ米國ヲシテ英國ト一致シテ東洋ノ問題ニ干渉セシムルコトナキ様注意セサルヘカラス」と主張した⁶⁵。この考え方に基き、汪は8月11日に、汪工作を担当してきた外務省側の田尻外務書記官兼調査部第五課長に対して、国民党代表大会を終えた後、各国の大使、公使と会見し、「外國ノ出方如何ニ依リテハ統一政府側トシテモ遣方アル旨ヲ外國ニ知ラシメ彼等ヲ牽制スル」という意向を伝え。しかし、田尻はその必要性を疑問視していたため、会見すべきか否かは情勢により決定すると消極的な態度を見せ、取り合おうとはしなかった⁶⁶。

しかし、9月1日に欧州戦争が勃発すると、汪は日本と列強との利害関係という見地から積極的にその対外関係の構築に着手し始めた。汪は「欧州戦争と中国の前途」と題する演説の中で、反共という観点を中心に欧州戦争勃発後の世界情勢を分析した。汪は日本が中立的な立場を堅持する理由はヨーロッパをソ連の共産主義から守るためだという観測に基き、「この戦いで英仏と日本は手を結ぶかもしれない；イタリアも元より反共であるため、同じく手を結ぶことができる；アメリカも元より反共なので、この連合に参加しないかもしれないが、それを反対することはない。その結果ドイツも再び反共側に逆戻りする」と分析し、日本と速やかに和を結び、急変する情勢に対応しなければならないと主張した⁶⁷。

続けて汪側は各国大使館、総領事館と連絡を取り、和平運動の実情を伝えようとした。9月25日に、汪は新中央政府樹立について、イタリア、ドイツ兩総領事と非公式に意見を交

⁶³ 吾人對於太平洋之安甯秩序及世界之和平保障，亦必須與關係各國一致努力，以維持增進其友誼及共同利益也。

⁶⁴ 國民政府宣傳部編「豔電」（1938年12月29日）『汪主席和平建國言論集』中央書報發行所、1940年、1頁。

⁶⁵ 「汪、森島參事官會談録」（昭和14年7月3日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第四卷）。

⁶⁶ 「岡崎總領事ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和14年8月14日）（同上）。

⁶⁷ 前掲、「歐戰與中國之前途」（1939年9月5日）『汪主席和平建國言論集』、81頁。

換した。イタリア総領事は「新中央政府出現ノ際ハ伊太利ハ日本ニ次テ直ニ之ヲ承認スルノ用意アリ」と積極的な態度を示したが、ドイツ総領事は「出来得レハ重慶政府ト協力シテ和平工作ニ當ラレンコトヲ希望スルモノナリ」と新中央政府樹立に消極的であった⁶⁸。また、40年1月19日には、汪は後に南京政府の外交部部長となる褚民誼を通じてジョンソン（Nelson T. Johnson）米大使に対して「西南ニ偏在スル重慶政府ニ掛リ合フヨリモ地域廣大ニシテ且米國ノ權益上重要ナル地域ヲ包含スル我新中央政府ヲ承認スル方得策ナルヘシ」と呼び掛け、大使より米国政府に対して汪側の和平運動を説明し、「空氣ノ緩和ヲ計ル」よう希望した⁶⁹。

汪側は同時期において日本側に対しても承認問題についての働きかけを開始した。1月13日、周仏海と上海駐在の加藤公使との間で、日本側が南京政府樹立式典に全権大使を派遣するかどうかについての意見交換がなされた。周は南京政府は従来 of 国民政府を継承したものであるため承認問題はなく、大使派遣は可能だと主張するが、加藤公使は日本が重慶と交渉する余地を残しておきたいとして、特派大使なら可能だが、全権大使の派遣及び国書の提出は新政府を承認することとなるため不可能だと返答した⁷⁰。

その四日後の1月17日に、汪もまた加藤公使との会談で新中央政府の即時承認を要望した。重慶側が新中央政府の樹立を反対しているため新中央政府を樹立すると重慶に対する工作はますます困難となるという日本側に見られる意見に対して、汪は「若シ果シテ然ラハ政府ノ樹立ハ之ヲ後日ニ譲ルノ外ナカルヘシ然レ共自分ノ觀ル處ニテハ民國元年孫文カ南京ニ臨時政府ヲ樹立シテ却テ南北ノ和平ヲ促進セシメタル例モアリ新政府ノ樹立ハ寧ロ重慶ヲ切崩シ速ニ和平ヲ招来スル捷徑ナリ」と分析した。そのため、「日本カ早急ニ新政府ヲ承認スルコトハ重慶側ノ合流ヲ妨クル惧アリト為ス論アルモ右ハ寧ロ反對ニシテ若シ承認セサレハ重慶側ハ新政府ヲ偽組織ナリト宣傳シ旺ニ破壊工作ヲ試ミルヘク重慶側ヲ合流セシムルコト不可能ニ立到ルヘシ」と汪は注意した。

汪は続けてもし日本が速やかに承認すれば新政府は正式政府となり、民衆は安堵し新政府の対外関係もまたこれで好転すると説明した。汪は承認問題に関する各国の態度についてまず「伊太利大使トハ二回ニ亙リ會談シタルカ新政府樹立ヲ待ツテ直ニ外交關係ヲ結フ為今尚重慶政府ニ對スル國書捧呈ヲ見合せ居レリト述へ獨逸モ恐ラク伊太利ニ追隨スヘク

⁶⁸ 「三浦總領事ヨリ野村外務大臣宛電報」（昭和14年9月27日）（外務省記録A.6.1.1.9-2「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件 各国ノ態度及承認問題」）。

⁶⁹ 「三浦參事官ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和15年1月20日）（同上）。

⁷⁰ 『周仏海日記』（1940年1月13日）。

英佛米ト雖モ正式ノ承認ハ兎モ角トシテ日伊獨カ承認ヲ與フレハ西班牙ノ例ニ於テモ知ラルル通り不取敢商務官位ヲ派遣シテ事實上ノ承認ヲ為スノ外無シト想像セラル」と、現状では伊太利とドイツなどとの関係調整が順調に進む可能性が最も高いと説明した。とはいえ、「何レニスルモ日本トノ外交關係恢復カ先決問題ニシテ日本カ躊躇セハ是等各國ハ新政府ヲ見限ルコトトナリ新政府ハ對外的ニモ立行カサル羽目ニ陥ルヘシ」と汪は続けて説明し、他の国との関係改善を図るためにも日本側との関係回復がその先決であるとして、新中央政府を早急に承認すべきだと要望した⁷¹。

しかし、昨年 11 月 11 日付の「新中央政府樹立ニ關聯セル外交關係處理要綱案」を踏襲した「新中央政府外交指導方針要綱」は汪側の要望に対して譲歩する意志がないことを明確にした。「新中央政府ト帝國政府トノ間ノ正式國交調整交渉開始ノ時期ハ新中央政府ノ發育重慶政府今後ノ態度其ノ外諸般ノ情勢ヲ帝國ニ於テ見極メタル上之ヲ決定セシム」という外務省が 2 月 9 日に公使機関に伝達した「新中央政府外交指導方針要綱」に記した方針のように、日本側は承認問題について従来の方針を堅持する姿勢であった。そのため、日本側の姿勢は当面ではあくまで「正式國交調整ノ基本態勢ノ整備ニ専心セシム」ことであり、「支那ノ輿論ヲ指導シ成ルヘク速ニ日滿支三國ノ緊密ナル提携合作ノ空氣ヲ醸成セシム」ことであるため、汪側の要求を容易に受け入れようとはしなかった⁷²。

斯かる中、加藤公使は 2 月 10 日の有田外相への報告の中で、早期承認問題について正式承認の時機及び方法などは慎重に考慮を加えるべき重要問題だが、特命全權大使を特派する重要性について上申した。加藤は特命全權大使の派遣によって汪側の即時正式承認要望の趣旨にある程度応じることができると同時に、新政府の内外に対する声望を高揚させることが可能となるとして、特命全權大使の派遣を要望した。特命全權大使を派遣すると、新中央政府の政務に対する内面的協力事務を処理することが可能となる上に、現存する興亜院連絡部の事務も事情に応じて漸次統合することで「獨立政府タルノ面目ヲ尊重スルノ實ヲ示ス」ことができると加藤は主張した⁷³。加藤の意見は受け入れられ、正式承認と捉えられないよう信任状を有しない全權大使を派遣することが構想されるようになった。

しかし、汪側はそれには満足せず、3 月 2 日に汪は加藤公使に対して、再び早期承認を

⁷¹ 「加藤公使ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和 15 年 1 月 17 日）（前掲、外務省記録 A.6.1.1.8-3 第七卷）。

⁷² 「新中央政府外交指導方針要綱」（昭和 15 年 2 月 9 日）（前掲、外務省記録 A.6.1.1.9 第一卷）。

⁷³ 前掲、「新中央政府樹立に際し特命全權大使特派の必要に付き意見具申」（昭和 15 年 2 月 10 日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1054 頁。

申し入れた。汪は「容共抗日ヲ捨テ反共和平ノ政策ヲ執ルニ至ラハ國民政府ト共ニ國交ノ平常化ヲ圖ルニ躊躇セス」という日本側のこれまでの声明に鑑み、新中央政府を承認することの必要性を強調した。そして、今回の事変の特殊性に鑑み、これを速やかに解決するには全面的平和を実現し平常関係を樹立してから大使を交換するという「通常ノ手續ニテハ間ニ合ハス最初ヨリ之ヲ正式ニ承認シテ中央政府ノ地位ヲ與フルコト必要ナリ」と指摘し、新中央政府に対する即時承認の必要性を再度主張した。そして、全権大使の派遣について汪は「政府成立ノ際ハ直ニ日本ヨリ全権大使ヲ派遣セラルルコトト承知シ居ルカ右ハ政府成立ノ慶祝ノ為ノ代表トモ言フヘク夫レ丈ケニテハ未タ正式ノ承認トハナラス御信任状ノ捧呈アリタル後始テ正式ノ大使トナルヘキ」と説明し、信任状を有する特命全権大使の派遣を要望した⁷⁴。

しかし、3月23日の閣議での決定で分かるように、日本側は承認問題に関する従来の決定に従って信任状を有しない特命全権大使の派遣を決定した。同閣議では特命全権大使の職務については「中央政府ニ對スル協力業務」、「支那ニ於ケル帝國ノ第三國關係外交竝ニ日支新關係條約締結ニ關スル事務」、「重要政策ノ處理竝ニ治安ニ關連スル事項」と規定し、新中央政府との関係調整及び新中央政府に対する内面指導に当たらせることにした。そして、正式大使については「特命全権大使ハ將來正式承認後正式大使タリ得ヘキ人物ヲ一般官民中ヨリ選定スルモノトス」と決定した⁷⁵。

3月29日、有田外相は新中央政府成立に当たって各国に駐在する大使に対して再度「正式國交調整ノ基本態勢ノ整備ニ専心セシム」という従来の姿勢について通達した。有田は「新政府ノ正式承認ハ特派大使カ日支ノ新關係ヲ律スヘキ基本協定に調印スル時期トシ度含ミニテ目下必要ナル事務手續進行中ナルカ右時期ハ未タ具體的ニ豫定スルヲ得ス」として、条約が締結されない限り新中央政府を承認することがないことを明示した。したがって、新中央政府承認に関する第三国への対応については「過般來伊太利（及西班牙）カ承認ノ用意アルコトヲ表明シ居ルモ右様ノ内部關係アル為第三國ニ依ル新政府ノ承認促進ニ付我方ヨリ進ンテ申出ヲ為ス迄ニハ至リ居ラス」と、日本側より枢軸側の諸国に対して積極的に承認を促さないよう注意した。そして、英米側については「新政府カ支那ノ新秩序ヲ標榜スル以上其ノ程度ノ厚薄ハ別トスルモ九國條約關係國トノ間ニ相當ノ摩擦ヲ生スヘ

⁷⁴ 同上、「新政府樹立後における日本の即時承認を汪兆銘希望について」（昭和15年3月2日）、1059－1060頁。

⁷⁵ 同上、「正式承認前ノ支那新中央政府ニ對スル協力機構」（昭和15年3月23日）、1062頁。

キハ明カニシテ其ノ内最モ困難ナルヘキハ米國トノ關係ナル」と有田は指摘し、米国との関係を特に気を払うべきだと指摘した。

そのため、中国における關係列国の權益が共通しているという観点から、イギリスに対しては比較的処理しやすい權益問題の解決を通じて關係調整を進めると同時に、アメリカに対しては「支那ニ於ケル諸懸案ノ解決ニ依リ現在以上我方トノ關係ノ悪化ヲ避クルニ努ムル」と説明した。そして、斯かる状況の中、新中央政府は「不取敢南京、上海ニ其ノ實力ヲ扶植スルコトニ重點ヲ置ク考ヘニシテ其ノ上ハ重慶部内ノ要人ノ脱出、中央軍中ノ寢返リ又支那實業界、財界ノ新政府ニ對スル協力モ逐次實現」できるよう日本側はこれから新中央政府の育成に当たる。ただし、その実現に相当の時日を要するため、事變の速急解決は望めないとして、「此ノ際早急ニ重慶ニ對シ何等施策ヲナスコトハ絶對禁物ナルカ時機熟スルニ伴ヒ適當ノ方法ニ依リ新政府ト共同シテ重慶ニ働キ掛ケ又第三國カ重慶ニ對シ自發的ニ和平ノ勸告ヲ為ス様仕向クルコトハ之ヲ排除スル要ナキモノト考ヘ居レリ」と伝令した⁷⁶。

斯くして、日本に対する汪側の呼びかけは実らなかったが、諸外国に対する呼びかけも失敗に終わった。南京政府が成立した 1940 年 3 月 30 日の当日に、アメリカのコーデル・ハル (Cordell Hull) 國務長官は「南京で新政府を樹立することは一国が隣国において武力でその企図を実現しようとする第一歩を象徴するものであり、広大な地域を世界の他の地域との通常な政治および經濟關係から遮断するものである⁷⁷」として、南京政府を否認することを表明した⁷⁸。次に、イギリスも 1 月中旬に既にクレギー (Robert L. Craigie) 大使より「早期和平を獲得する唯一の方法は公平かつ合理的な条件で蔣介石と戦争を終結させること⁷⁹」という姿勢を明確にしていた。南京政府が樹立されると、イギリスは 4 月 3 日に従来の方針、即ち重慶を支援する方針を変更しないことを発表した⁸⁰。更に、ドイツは「支那ノ現狀及日本内地一部ノ懷疑的言論ヨリ見テ新政府ノ基礎及今後ノ發展ニ對シ獨逸トシテ未タ確信ヲ有セス」として、物資補給の観点から重慶側との關係維持を優先する

⁷⁶ 「新中央政府樹立一件」(昭和 15 年 3 月 29 日)(前掲、外務省記録 A.6.1.1.9 第一卷)。

⁷⁷ Setting up of a new regime at Nanking has appearance of a further step in a program of one country by armed force to impose its will upon a neighboring country and to block off a large area of the world from normal political and economic relationship with rest of the world.

⁷⁸ 「堀内大使ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和 15 年 3 月 30 日)(前掲、外務省記録 A.6.1.1.9-2)。

⁷⁹ There was only one way of securing an early peace, and that was a fair and reasonable settlement with Chiang Kai-shek himself.

⁸⁰ Sir R. Craigie to Viscount Halifax, January 13, Anthony Best ed., *British Documents on Foreign Affairs Volume 1*, University Publications of America, 1997, p.31.

ことにした⁸¹。そして、唯一、承認に積極的なイタリアも従来と同様に日本より先に承認する意図がないとして、即時承認しなかった⁸²。前述したように、日本政府も南京政府との基本協定に調印するまで正式承認する意図がなかったため、結局、南京政府は樹立されたものの、どの国にも承認されなかった⁸³。

こうした現状を改善するために、新政府成立後の4月17日に、汪はまず、漢口訪問の際に行われた第三国記者団会見で、第三国の新政府承認が先決問題で、治外法権撤廃及租界回収が基本的政策だと説明した⁸⁴。また、5月25日には陳公博立法院長を通じて有田外相に対して直接に国交調整の交渉を開始するよう要望した⁸⁵。そして、南京政府が日本に対して承認問題と国交調整について直接に打診している一方、イタリアやスペインなど南京政府の承認に積極的な国も日本に対して南京政府との関係調整と早期承認を助言した。5月27日、イタリア大使は上海での日高信六郎参事官との会談で、南京政府は「成立後モ一向目ニ見エタル進展無ク外國人ハ勿論支那人モ期待ニ反シタル感ヲ抱キ人氣ヲ失ヒツツアリ」と指摘し、日本が汪を中心に新政府を樹立した以上、「之ヲ助ケ速ニ之ト話合ヲ附ケ日本側ノ決意ヲ中外ニ示シ且出来得ル限り汪ノ面目ヲ立テ遣ラハ民心ヲ把握シ重慶ニ動揺ヲ與ヘ外國ヲシテ新中央政府ニ重キヲ置カシムルニ至ルヘシ」と助言した⁸⁶。

また、8月5日に汪はスペインのフランコ執政を代表するヒローネ団長と会談した際、共産主義撲滅の重要性を説き、スペインが独伊とともに日満と新中央政府との提携を期待していると呼び掛けた。汪の呼びかけに応じて、ヒローネは、新政府が日本と満州との国交を調整できたら、スペインはすぐに新政府と国交を開始する用意があると述べ、9月3日マドリッドに駐在の横山正幸公使を通じてその旨を同年7月に就任した松岡洋右外務大臣に伝えた⁸⁷。ただ後述するように、当時の日本側は陸軍と外務省を中心に、新中央政府を承認する前に、それぞれ異なる交渉ルートで重慶との直接交渉を模索していたため、イタリアやスペインからの提案はあるものの、日本側の早期承認にはつながることはなかった。

⁸¹ 「来栖大使ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和15年4月5日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9-2）。

⁸² 「三浦總領事ヨリ野村外務大臣宛電報」（昭和14年9月27日）（同上）。

⁸³ 「新中央政府樹立一件」（昭和14年3月29日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9 第一巻）。

⁸⁴ 「田中總領事代理ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和15年4月19日）（同上）。

⁸⁵ 「有田外務大臣、陳公博氏会談要旨」（昭和15年5月25日）（同上）。

⁸⁶ 「阿部大使ヨリ有田外務大臣宛電報」（昭和15年5月27日）（同上）。

⁸⁷ 「阿部大使ヨリ松岡外務大臣宛電報」（昭和15年8月5日）、「横山公使ヨリ松岡外務大臣宛電報」（昭和15年9月3日）（同上）。

第2項 調停役の依頼

5月初旬に、日本側は昨年末に決定した「對外施策方針要綱」にしたがって、諸外国が日本に同調、若しくは掣肘の態度に出ないよう第三国との関係調整に向けて行動を始めた⁸⁸。日本を訪問したアメリカのフィリピン高等弁務官セイヤー（F.B. Sayer）が有田外相を表敬訪問したことを契機に、双方はその後も数回にわたって会談を行った。セイヤー弁務官はそのたびに日中間の問題にかかわる権限を持っていないことを再三表明したものの、有田外相はそれを了承しながらもセイヤー弁務官を通じて重慶との停戦若しくは和平交渉の斡旋をアメリカに依頼しようとした。しかし、「日本政府はあらゆる面において汪兆銘政権を支持する必要がある、蔣介石を相手とする上述した交渉は汪政権を通じて行う必要がある——重慶との直接交渉は汪政権を弱めることになる⁸⁹」という配慮から、日本政府は南京政府を通じて重慶と交渉すると要望した。とはいえ、日本側は如何なる交渉ルートでも意図的に排除せず、日本政府は「香港などの中立地点に代表を送り、蔣介石の代表と会談して交渉の土台を研究する意思がある⁹⁰」と有田外相は補足した⁹¹。そして、5月6日、有田外相は米内首相と協議した上で、口頭でセイヤー弁務官に次のような結論を伝えた。

現状に関連するあらゆる事象、特に我国の政策が汪兆銘政権をあらゆる面から支持するという事に鑑み、日本政府から代表を派遣して蔣介石と直接に交渉することは現時点では不適切である。したがって、もし蔣介石が反日反共の政策を放棄して現在の敵対行為を停止すれば、蔣介石は汪兆銘と直接に交渉に入るべきである…ただし、もし蔣介石が汪兆銘と会談に入ることが現時点では困難である場合、「蔣介石が為し得る案として」我国の軍部代表と停戦について交渉することが考えられる⁹²

⁸⁸ 「對外施策方針要綱」（昭和14年12月28日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第七巻）。

⁸⁹ The Japanese Government must in every way support the Wang Ching Wei regime and such negotiations as there might well be with General Chiang would have to be carried on through such regime — to enter into direct negotiations would be bound to weaken the Wang regime.

⁹⁰ Would be willing to send a representative to some neutral territory, such as Hong Kong, to confer with a representative of General Chiang with a view to searching for a basis of negotiation.

⁹¹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, May 3, *FRUS 1940, Vol. 4*, pp. 322-325.

⁹² In view of all the circumstances in connection with the situation and in particular because of our policy of assisting the Wang Ching-wei regime in every possible manner it would not be appropriate

従って、もしセイヤー弁務官が斡旋の役を引き受ければ、日本側はマニラなどの中立地点に代表を派遣する用意があると和平交渉の斡旋を依頼した⁹³。しかし、アメリカ国務省は既にその二日前にグルー大使を通じてセイヤー弁務官に斡旋仲介に関与しないよう命じたため、セイヤー弁務官は有田外相の口頭提案を受け付けなかった⁹⁴。しかし、後述するように、これを契機にグルー大使は同提案内容について有田外相と協議するようになった。

斯かる中、南京政府側から国交調整を早期に開始すべきだという要望が伝えられた。日本側が阿部信行全権特命大使兼慶祝使節を派遣したことに対する答礼使節として、5月24日に日本を訪問した南京政府の陳立法院長は日本側の「新政府ニ對スル態度ヲ打診」すると同時に、「國交調整ニ關スル交渉ヲ促進」するよう要望した⁹⁵。それを契機に、興亜院は6月12日に阿部大使に交渉開始の準備に取り掛かるよう命じた⁹⁶。

南京政府との条約締結に向けての交渉準備を進める中、グルー大使は米国務省の訓令に従って6月10日から三回にわたって有田外相と会談を行った⁹⁷。10日の会談で、有田はグルーに対して、日本が中国での武力衝突行為を継続する限り、日米の関係改善が困難であるというクレギー英大使を通じて得たアメリカの対日姿勢に関する情報が正確であるかどうかについて確かめた。有田の問いに対して、グルーはそれが正確であることを明確にした後、「しかしながら、米国の在華權益に対する干渉が中止されただけで両国の関係が改善されるという風には思わないでほしい。私が所有する権限を以って明確かつ強調したいのは天皇も私も両国の友好関係を切望しているが、日本が武力によって国策を達成しようとする限り、両国間に根本から築かれる友好関係は期待できない⁹⁸」と説明した。そし

for the representatives of the Japanese Government to get into direct negotiations with Chiang Kai-shek at this time. It is desirable therefore, supposing Chiang Kai-shek has the intention of relinquishing his anti-Japanese and pro-communistic policy and of bringing the present hostilities to a stop, that he should get into direct negotiations with Wang Ching-wei... But if Chiang Kai-shek should find it impossible for the present to enter into conversations with Wang Ching-wei, "it would be an idea for him" to enter into negotiations with our military representatives with the object of arranging for the cessation of general fighting.

⁹³ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, May 6, *FRUS*, op. cit., pp. 328-330.

⁹⁴ The Acting Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), May 4, *ibid*, p. 327.

⁹⁵ 「陳公博ノ各要路トノ會談要領」(昭和15年5月24日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9 第一卷)。

⁹⁶ 「大使ニ對スル訓令案」(昭和15年6月12日)(外務省記録B.1.0.0.J/C 3「日華基本条約並日滿華共同宣言關係一件」第一卷)

⁹⁷ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), June 10, *FRUS 1931-1941, Vol. 2*, pp. 67-71.

⁹⁸ I would not have you believe, however, that the cessation of interference with American rights and interests in China is alone capable of opening the way to the improvement of relations: I must make it clear with all the emphasis at my command that we cannot expect the fundamentally friendly

て関係改善に関するアメリカ側の見解として次のように述べた。「しかし、もし日本が本当に武力を用いて国策を達成しないという決意及びそれを示す確たる証拠が確認できれば、そして、日本が平和かつ秩序ある方法でその国策を達成しようとする努力と政策があることが確認できれば、アメリカはこのような政策への回帰と努力に対して好意を示すと私は確信する。もし日本が私の提示した方向に沿って進んでいけば、日米関係の新しい時代が切り開かれるだろうと私は確信する⁹⁹」。日本が武力行使という手段を放棄すれば日米関係の修復と調整は可能であるとグルー大使は指摘したのである¹⁰⁰。

後日、有田はグルー大使の指摘した中国における日本側の武力使用が日米関係の障害の原因となっている点について「日本カ米國同様武力ノ使用ヲ以テ國策遂行ノ手段トシ居ラサル事ハ説明ヲ須キサル所ニシテ支那事變ノ真因及現在ノ實情ニ顧ミルニ日本カ武力ノ使用ヲ余儀ナクセラレ居ル事ハ明瞭ナリ」と反論した上で、日本は合理的条件ならば何時にでも事変を終結する用意があると再度表明した。そして、日米国交の大局に顧て、日米間不安の最大原因は無条約状態にあると説明し、一時的措置として通商暫定取り決めを結ぶ必要性を考慮すべきだと指摘した。それとともに、アメリカの「物的財的ノ援蔣行為ヲ停止シ支那再建設ニ協力スルノ餘地アリヤ否ヤ」、「東亞ニ於ケル新事態ヲ認識シ日米各々太平洋ニ於ケル分野ヲ守リ相提携シテ世界平和ニ貢献スルノ可能性アリヤ否ヤ」などの問題について再考すべきだと主張した¹⁰¹。

6月19日、グルー大使は有田外相の12日の回答と同様に、日米国交の大局に関するアメリカ側の原則について説明した。グルーは両国が大局に立って長期的な政策を重んじることの重要性を説明した後、「我々が最も求めるのは秩序、平和、安定である。我々は現行する軍事衝突に起因する情勢の更なる悪化と拡散は悪化する状況に対して、主権、正義、法律、秩序及び経済的自由を希望しかつ有効に実行する意図を持つ人々が粘り強い抵抗を

relations which Your Excellency and I equally desire so long as Japan continues to endeavor to achieve national objectives by the use of force.

⁹⁹ It is my confident belief that as soon as definite evidence is forthcoming that it is the genuine desire and intention of Japan to forego the use of force as an instrument of national policy and to direct its efforts and policy toward achieving its objectives by peaceful orderly means, the United States, for its part, will be disposed to view such reorientation of policy and efforts with sympathy. I have every confidence that by proceeding along the course I have suggested its way be possible in due course to open the way to a new era in American-Japanese relations.

¹⁰⁰ Oral Statement by the American Ambassador in Japan (Grew) to the Japanese Minister for Foreign Affairs (Arita), June 10, *FRUS*, op. cit., pp.71-73.

¹⁰¹ 「口頭陳述（記録ニ留メサルコト）」（昭和15年6月12日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30第七巻）；The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, June 12, *ibid*, pp.79-80.

続けていけば阻止できると確信する¹⁰²」と、主権、正義、法律、秩序、経済的自由の政策がアメリカ側の重んじる原則であることを再度表明した¹⁰³。そして、6月24日に、グルーは二日前の訓令に従って、「アメリカ合衆国政府は日本国政府との間で平和的手段による変化のみを例外とする太平洋地域における抗戦中の欧州諸国の権益及び領土の現状の維持に関する条約を締結…もし抗戦中の欧州諸国のアジアにおける権益及び領土に関する現状維持についての疑問が生じれば、日米両政府はそれについて協議する¹⁰⁴」と、ヨーロッパの抗戦中の国々の太平洋における領土の現状維持を趣旨とする条約の締結を提案した¹⁰⁵。

その提案に対して有田は検討すると述べつつも、「日米間におけるいくつかの大きな障害が解決されない限り…この提案は受け入れがたい¹⁰⁶」と返答した。そして、その中で最も大きな障害は通商条約の欠如であると説明した。会談の最後に、有田はグルー大使に対して「大使も既に日本のマスコミに示される世論がドイツ及びイタリアとの関係強化を強く求めていること、かつその傾向が日を追うごとに強くなっていることに気づいていると思うが…ご存じの通り、個人的な意見として私はアメリカとの関係回復を希望しているが、このような考え方は今日の情勢の中では厳しい攻撃の対象となっているため、問題は頗る深刻である¹⁰⁷」と、アメリカとの関係改善を望むものの、現状ではそれが困難であると洩らした¹⁰⁸。

¹⁰² A supreme need exists for order, peace and stability. Our strong conviction is that the worsening of the general situation occasioned by the present armed conflicts and those which are spreading can be halted only by means of an enlightened and tenacious resistance to such deterioration on the part of those peoples which hope and have the intention that principles of national sovereignty, of justice, and of law and order shall endure; and that principles providing for economic freedom shall be effective.

¹⁰³ Oral Statement by the American Ambassador in Japan (Grew) to the Japanese Minister for Foreign Affairs (Arita), June 19, *FRUS* op. cit., pp.83-85.

¹⁰⁴ The agreement between the Government of the United States and the Japanese Government that they have a common desire that the *status quo*, except as it may be modified by peaceful means, be maintained with regard to the possessions and territories of belligerent European powers in the Pacific area...consultation between the Governments of the two countries should any question arise involving the *status quo* in respect to the Pacific possessions and territories of belligerent European powers.

¹⁰⁵ The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), June 22, *FRUS* op. cit., pp. 86-87.

¹⁰⁶ Unless a number of the many outstanding differences between the United States and Japan were first solved...the suggestion might be difficult to accept.

¹⁰⁷ The Japanese press must have called my [Grew] attention to the trend of public opinion in Japan, which was strongly for closer relations with Germany and Italy and was continually growing in strength... he [Arita] was personally, as I [Grew] well knew, in favor of *rapprochement* with the United States, but that the situation today opened him [Arita] to severe criticism, and that the problem was extremely difficult.

¹⁰⁸ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), June 24, *FRUS* op. cit., pp. 88-89.

これまでの会談内容を見ると、有田は重慶側との交渉は南京政府を通じて行うべきだと主張しつつも、実際ではアメリカの仲介を通じて重慶側との直接交渉を要望していることが窺える。何故、有田外相はアメリカとの関係改善にこだわっているのか。前述したように、有田は元来、汪工作に対して消極的であり、樹立された南京政府もその実力のなさに鑑み、事変処理の能力を有していないと判断していた。南京政府の早期承認は重慶側との関係をより困難なものにする恐れがあるため、有田はそれに先立って、重慶に影響力のあるアメリカに調停役を依頼して重慶側との関係改善を模索した。アメリカに調停役を依頼するにはアメリカの立場をも考慮に入れる必要があるため、今後南京政府との間で締結される条約もある程度アメリカにとって受け入れられるものでなければならない。このような判断は有田の政府内の情勢に対する分析とも関係していた。

有田が6月19日に英、独、米及び中国における大使館、領事館に出した南京政府との条約交渉に関する説明の中で、政府内の情勢を次のように論じた。南京政府と条約を締結しても到底事変解決に寄与しないという見通しの下で、長期戦に対する国内体制強化のために南京政府との条約の中には寧ろ成るべく多分に戦果を盛り込むべきだと主張する声が高いというのが日本側の現状である。もしその主張が通ると、「南京上海方面ニ於ケル人心ノ把握ヲナスコトカ不可能ナル場合ニハ我方ノ新政府ニ對スル支持ハ跋行的トナリ從テ單ニ日本及一二ノ國カ承認ヲ與フルノミニテハ結局同政府ヲ中心トシ重慶ノ弱體化ヲ計リ以テ事變ヲ處理セムトスル我方既定方針ノ迅速ナル完遂ハ困難トナル」と分析した。したがって、このよう最悪な状況を避けるために、有田は戦果主義者の強硬的な要求を排除しつつ、「條約ハ成ヘク合理的ノモノトシ之ニ依リ支那民心ノ把握重慶ノ崩壞及第三國外交ニ資セントスル」ことが肝要であると強調し、「我方ノ使命ハ此ノ點ニ於テモ極メテ重大ナルモノアリ」と強く訴えた¹⁰⁹。

そのため、新中央政府の樹立過程及びその樹立後の実力のなさから「新政府ヲ中心トシテ事變處理ヲ計ラムトスル既定方針ノ實現ニハ幾多ノ困難アリ」と判断した有田は実力のない南京政府に頼るよりも重慶との直接交渉をより重要視した。「世界新秩序ニ對處スル為速ニ消耗體勢ヲ脱却スル必要上何等便法アラハ蔣介石側トノ間ニ停戰ヲ講シ之ヲ基礎トシテ事變ノ終結ヲ圖ルコト望マシキ次第」と有田は説明した。その場合、重慶と直接に交渉する場合の前提は従来と同様に重慶側が容共抗日政策を放棄する「如キ政策轉換ヲ行フ場

¹⁰⁹ 「新中央政府樹立一件(條約交渉等ノ説明)」(昭和15年6月19日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9第一卷)。

合ニハ蔣ヲ相手ニセストノ我方方針ハ必スシモ再考ノ餘地ナキニ非ス」と、重慶側の態度に変化が生じれば日本側もまた重慶を相手としないという従来の方針を変更するため、重慶側との関係改善がまだ可能であると判断した。

新中央政府を支持する日本側の立場から見て重慶側を和平に誘導するには勿論南京政府の要人を通して行うことが最も理想的であるが、「汪 蔣ノ關係ハ現在ノ段階ニ於テ之ヲ許サルヘク（昨年末ノ日支間協議書類ハ全部重慶側ニ筒拔トナリ居レリ）」という現状では南京政府を通じて交渉することは困難だと有田は判断した。そのため、「最近英佛敗退ノ歐洲情勢ハ重慶側ニ相當ノ衝動ヲ與ヘ居ルハ事實ニシテ其ノ結果蔣トシテハ世界戦争ヲ前ニシ日支双方相争フノ愚ナルコト乃至支那再建設ノ為速ニ憲政ヲ実施スル要アルコト等ノ口実ヲ以テ所謂主戦派或ハ共産党ノ煽動ヲ抑ヘル可能性ナキニシモ非ス」という重慶側の事情に鑑み、有田は欧州戦争の展開に伴い、第三国を事変処理に利用する観点からアメリカが調停役を引き受けるようアメリカとの関係改善を切望した¹¹⁰。

しかし、アメリカ側の原則復帰を要求する提案は有田にとって受け入れがたいものであった。6月27日、有田は木戸幸一内大臣に対してグルー大使から提案された「太平洋に於ける現状維持、実力による変更の阻止につき日米間に条約を結びたしとのこと…之れは甚だデリケートにて、此際蘭印¹¹¹を含めて日本の行動を縛らるゝことは不得策にて、九国条約の復活の如き結果となるを以て、直に応じ難く、日米の太平洋に於ける島嶼の問題に限局せば考慮し得るやも知れず」とその心情を明かした¹¹²。そのため、有田は翌28日にグルーに対して「日本は欧州での戦争行為の進展が抗戦中の欧州諸国の太平洋地域における権益と領土に与える影響に対して強い関心を持っている。このような転換期において、欧州戦争の参戦国でない日米両国がこのような抗戦中の欧州諸国の太平洋地域における権益と領土に関する条約を締結することは、日本が欧州戦争に関与しないという立場を取っていることに鑑み、慎重な態度を取らなければならない¹¹³」として、アメリカによる斡旋は期待しているが、アメリカ側の提案を受け入れないとして承諾しなかった¹¹⁴。

¹¹⁰ 「新中央政府成立ニ依ル対支政策等ニ関スル件」（昭和15年6月24日）（同上）。

¹¹¹ マレー諸島及びニューギニア島西部におけるオランダの植民地で、第二次世界大戦後はインドネシアとして独立。

¹¹² 木戸幸一『木戸幸一日記 下巻』東京大学出版会、1966年7月[以降『木戸日記』とする]（昭和15年年6月27日）

¹¹³ Japan is greatly concerned with the effect which the development of the hostilities will have on the status of the possessions and territories in the Pacific area of European belligerent nations. Under this situation, during a transitional period, for the United States and Japan, which countries are not belligerents, to conclude any sort of an agreement concerning these possessions and territories

第3項 独伊への傾倒

一方、アメリカとの関係を重要視する有田外相とは別に、外務省内部では5月以降の欧州戦争の推移に鑑み、イギリスに圧力をかけると同時に、独伊と協力して事変を処理するという要求が次第に高まってきた。5月6日付の外務省東亜局による「支那事変終結ヲ中心トスル對英外交」という政策案では事変の早急解決を図るためには一、活発なる作戦行動、二、新中央政府の育成、三、對重慶崩壊工作、四、對外施策、五、国内戦時体制の確立が重要であると分析した。そして、中国問題を中心とする日英関係を考えると、イギリスはヨーロッパ情勢に牽制され、十分な力を発揮できない立場にあるため、イギリスに対しては一、重慶政府援助行為を放棄、二、新中央政府に対する協力、三、對日態度の改善を要求、などを要求することで事変処理に資するべきだと主張した。それにより、イギリスが重慶向けの武器、軍需品の輸送に使用するビルマルートを閉鎖し、政治代表若しくは通商代表を新中央政府に派遣し、重慶に対して屈伏勧告をすべきだと提案した¹¹⁵。そして、6月1日には外務省東亜局、欧亜局、亜米利加局が共同に作成した「國際狀勢ノ想定」では事変に対する方針及び日本政府内の現状について次のように分析した。

新中央政府ノ發育ヲ助成シ之ヲ中心トシテ重慶ノ崩壊ヲ計リ全面的和平ヲ齎セントスルコトハ帝國政府ノ根本方針ナルガ一部ニハ右方針ヲ以テ手緩シトナシ我カ國力及國際情勢上重慶ヲ直接相手トスル急速停戰媾和ノ實現ヲ必要トシ新政府育成ノ如キハ問題ニナラズトノ考ヲ抱キ居ルモノアリ又如何ナル手段ニ依ルニセヨ即急ニ全面的和平ヲ招來シ得サル場合ハ支那ニ於ケル我カ作戦態勢ヲ根本的ニ變更縮小シ長期戦ニ備フルヲ要シ之ガ為ニハ占領地ニ於ケル我方ノ搾取ヲ繼續スル要アリトノ考モアリ兩々相俟ツテ我カ既定方針ノ實現ニ障害ヲ及ホス一原因トナリ來レリ

would, it must be feared, give rise to very delicate relationships for Japan which has taken a position of non-involvement.

¹¹⁴ Oral Statement by the Japanese Minister for Foreign Affairs (Arita) to the American Ambassador in Japan (Grew), June 28, *FRUS* op. cit., pp. 91-92.

¹¹⁵ 「支那事變終結ヲ中心トスル對英外交」(昭和15年5月6日)(外務省記録A.1.0.0.6「帝國ノ對外政策關係一件」第一卷)。

斯かる状況の中、従来の東亜新秩序の建設の方針に従って、新中央政府の發育を助成することこそ今後堅持すべき方針であるが、後述する同時期に陸軍側が推進している対重慶工作が帝国政府の既定方針の実現の障害となっているとこの文書は指摘している。

こうした意見の対立を説明した後、この文書は続けて南京政府の現状を分析し、外務省として為すべき対策を提案した。新中央政府は人事の統制がなく、優秀な人物が少ない上に、未だに汪兆銘の主張を中心に渾然たる一体の政治勢力を形成することに至らない。それと同時に、財政の基礎は脆弱で軍事勢力は云々するに足るものがないため、新政府が企図する上海南京等三角地帯における人心の把握も何等の進展を見ることがなかった。そは新政府が善政を実施していないことと関係しているが、その原因は「占領地ニ對スル我方ノ實質的政治把握（特務機關宜撫班ノ存在、交通通商ノ制限、軍管理工場ノ無返還等）ハ新政府ノ希望スルカ如キ新政府ノ手ニ依ル政治ノ實現ヲ容認セス從テ新政府ニ於テハ如何ニシテ善政ヲ為スヘキヤニ付種々畫策シ居ルモ殆トトシテ之ヲ實行シ得サル」ことにあると三局は指摘した。その結果、「新政府ニ對スル一般支那人ノ期待裏切ラレ新政府ハ維新政府以上ノモノニ非ス依然トシテ日本ノ傀儡政府ナリトノ感強マリ人心ハ却テ新政府ヲ去ラントスル傾向ニ在リ」という様相を呈した。それを改善するために、現地軍及び興亜院が實質的な政治把握を緩和し、且外務省が新政府の希望する条約締結に対して逡巡することなく決心し、両者の進展が並行すれば改善は可能であるとの文書は主張している。

また、事変処理に当たって第三国を利用することも考えられるが、その場合、英米仏側を利用することで事変解決を図る時に招来すべき影響と独伊を利用する場合に招来すべき影響を想定する必要があると説明している。そして、両者の影響を比較した結果、「獨伊ノ利用ノ方カ將來ノ危険大ナリト言ハサルヲ得サルヘキモ日本ノ國力充實シ且獨逸ヨリ日本カ十分ニ其ノ技術ヲ獲得消化シ得ルモノトセハ右危険ハ克復シ得ル次第」として、独伊との関係を強化すべきだと主張した。そのため、「從テ事變解決ノ上ヨリ考フルモ獨伊トノ接近ニ努メ獨伊樞軸ノ利用ノ可能性ヲ不絶真面目ニ留意スヘキモノト認メラル」という判断に基き、事変処理を中心とする今後の対第三国外交方針は次のように行うべきだと提案している。「(イ) 英米佛ニ對シテハ事變解決ニ必要ナル限度即チ生産擴充及軍事充足ニ要スル資源獲得ノ限度ニ於テ之ヲ利用スヘク (ロ) 獨伊ニ對シテハ支獨伊ノ接近ノ可能性ヲ考慮ニ入レツツ引續キ親善關係ヲ持續シ獨伊ヲ事變解決ニ利用スルコトヲ考フル要アルヘク

(ハ) 蘇聯ニ對シテ日蘇衝突ノ危険ヲ避クル為必要ナル限度ニ於テ其ノ關係ヲ惡化セシメス要スレハ改善セシムルモ之カ為日獨關係ニ累ヲ及ホスコトナカラシムルヲ要スヘシ」¹¹⁶。

このように、外相と事務当局との間で英米か独伊かという判断の違いがあるものの、第三国を利用する立場では同様であるため、6月18日に、外務省内部では「現下ノ急迫機微ナル國際情勢ニ鑑ミ此ノ機會ヲ逸セス極メテ短期間内ニ南京及び重慶ノ合流ヲ圖リ全面的和平ヲ實現セシムル」ことを方針とする「現下ノ國際情勢ト睨合セタル事變處理促進方策」が作成された。その実施要領は、速やかに新中央政府との間に新国交修復の交渉を進め、基本条件について実質的な妥結を見た場合、(一) 停戦、(二) 合流、(三) 和議の順序を基礎として新中央政府と協力して重慶の翻意合流を施策することである。そして、事変処理の外郭工作として現下の國際情勢を利用して、英、米、仏、蘇、独、伊との間にそれぞれ一般的政治的的了解の成立を図るとともに、「列強ノ中適當ノモノニ着目シ之ヲ特ニ重慶ニ對スル合流施策ニ利用スル」ことに鑑み、新中央政府との間の新国交修復の基本交渉は大局の時期を失わせざるために極めて短期間内に進捗させると決定した¹¹⁷。

斯かる中、イギリスとフランスの軍事作戦の失敗を契機に、外務省内部は直ちに「世界情勢ノ變動ニ對處スベキ帝國外交施策要綱(案)」の作成に取り掛かり、7月9日にそれを完成した¹¹⁸。同要綱案は「帝國ハ東亞永遠ノ安定ト興隆ヲ期スル為帝國ヲ核心トスル日、滿、支三國ノ強固ナル結合ヲ根幹トシ其ノ外郭諸領域(佛印、泰國、外南洋全域、比律賓、「ビルマ」、極東「シベリヤ」、外蒙、豪州、新西蘭等ヲ含ム)トノ間ニ相互ニ緊密ナル經濟的依存關係ヲ確立シ以テ右東洋ノ全域ヲ一環トシテ鞏固ナル共榮圈トナシ東洋諸民族ノ生存發展ヲ確保維持スベキ新秩序ヲ建設」することをその方針として掲げた。海軍側が同要綱案に対する意見書で「東亞互助共榮圈ガ東亞新秩序ナル概念ノ一種ノ具体的規定ナル旨ヲ明カニスルヲ可ト認ム」と記したように、欧州戦争の変化を契機に外務省内部では東亞新秩序を大東亞共榮圈へと発展させていく考え方が芽生え始めた。

また、英仏の敗退が予想し得る現下の情勢の中、今後の対応として「帝國ハ東洋共榮圈ノ確立ヲ容易ナラシムル為自主彈力アル構エヲ以テ獨伊トノ政策的連繫ヲ一層緊密ニシ之ト相呼應シテ新世界建設ノ一翼ヲ擔當スルト共ニ米ヲ牽制シテハ公正ナル主張ト嚴然タル態度ヲ以テスルヲ本旨トスル」という判断の下で、独伊との関係強化を優先することにし

¹¹⁶ 「國際情勢ノ想定」(昭和15年6月1日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第七卷)。

¹¹⁷ 「現下ノ國際情勢ト睨合セタル事變處理促進方策」(昭和15年6月18日)(同上)。

¹¹⁸ 「世界情勢ノ變動ニ對處スベキ帝國外交施策要綱(案)」(昭和15年7月9日)(同上)。

た。このような構想に基き、「此ノ機ヲ利用シ汪政權ノ育成新支那ノ國權確立ヲ促進スルト共ニ援蔣諸國ヲシテ其ノ對支態度ヲ放棄セシムル如キ活潑ナル施策ヲ行ヒ重慶政府ノ屈伏壊滅ヲ促進ス」るため、イギリス、ドイツ、イタリア、アメリカに対してそれぞれ異なる対応を展開すると規定した。

同案は差当たりの措置として、まず、イギリスに対してはビルマ、香港の重慶を援助するルートの停止を要求すると提案した。次に、独伊に対しては共栄圏の建設のために、「東洋共栄圏ニ對スル帝國ノ立場ヲ尊重セシメ帝國ノ施策ニ協力セシム」と共に、「世界新秩序建設ニ關シ日、獨、伊三國ニ協約ノ締結」を考慮すると構想した。そして、アメリカとの関係調整に関してはアメリカが日本の東洋における特殊地位を容認することを主眼にして、公正なる主張と嚴然たる態度を以て臨むも徒に之を刺激することを避けることにした。ただし、情勢によって必要であれば対米一戦をも辞せざる態度を以て臨むことをも考慮するが、先ずアメリカに援蔣行為を停止させると同時に、極東問題に関しては日本の施策を妨害する態度を是正させ、其の間日米間の協議で種々の懸案を逐次解決すると計画した。また、英仏との交渉に際する日本側の採るべき態度として、戦敗の苦に乘じ圧迫するが如き態度を戒めると同時に、同情的態度を示しつつ帝国の東洋共栄圏の確立に英仏が協力するよう誘導するべきだと結論付けた¹¹⁹。

斯くして、6月21日にフランスが降伏すると、6月24日に、谷正之外務次官はクレギー英大使に対して上海からの撤兵、香港及びビルマルートを封鎖して重慶への物資援助を停止することを要求した¹²⁰。そして、前述したように日本側が6月28日に抗戦中の欧州諸国の太平洋における權益及び領土の現状維持に関するアメリカ側による提案を拒否すると、「外交の常識論でも一般に知らせておくことが必要」という首、外、陸、海四相の共通認識に基き、有田外相は29日に「國際情勢と帝國の立場」と題するラジオ放送を行った¹²¹。

「國際情勢と帝國の立場」と題する放送の内容は日本側の従来の中の方針、事変処理をめぐる第三国に対する外交方針及び今後採るべきことをすべて凝縮したものである。放送の中で、有田は先ず日本の究極的な外交方針について、「我が國肇國以來の理想は万邦をして、各々その所を得しむるに在る我外交方針もまたこの理想に基くものであつて、之がためには時には國運を賭して戦うことすらもあえて辞せなかつたのである」と説明した。こ

¹¹⁹ 「世界情勢ノ變動ニ對處スベキ帝國外交施策要綱案ニ對スル意見」(昭和15年6月25日)(アジア經濟研究所所蔵 B1-163, M7-13 (KK7-49)『岸幸一資料』)(マイクロフィルム)。

¹²⁰ The British Embassy to the Department of State, June 24, *FRUS 1940, Vol. 4*, pp. 365.

¹²¹ 原田熊雄『西園寺公と政局 第八卷』岩波書店、1952年8月、274-274頁。

の大理想を実現するためには地理的、人種的、文化的、経済的に密接なる関係にある諸民族が共存共栄の分野を作り、先ずその範囲内における平和と秩序とを確立するとともに、他の分野との間にも共存共栄の関係を樹立することが最も自然な順序である。したがって、国際平和を恒久的基礎の上に確立するためにはあらゆる努力を以て斯かる自然的建設の体制を顧みようとせず又去来の不合理不公正に修正をを加えようともしない斯の如き過誤を是正せねばならないと有田は主張した。

有田は続けてこの究極の方針に基く対中政策である東亜新秩序建設と事変処理との関連性について次のように説明した。「帝國が東亜新秩序の建設に向かつて邁進致しておりますのも以上の精神に基くものである。従つて、支那事変収拾に関する帝國の態度は從來しばしば声明致した通り何等支那の存立と相容れないものでないのみならず、善隣友好、共存共栄を旨とするものである」。然るに、この大義に立脚する東亜再建の大業に対して理解を有しないのみならず却つて重慶政府を支持し、東亜における平和の建設を妨擬しつつあるものが存在するのは極めて遺憾なことであり、予てその反省を促してきたが、此の際更にその猛省を促すとともに重慶政府を援助する行為の根絶を期してあらゆる手段を尽くす決意を日本は有するものであると有田は強調した。

そして、放送の最後に、有田は「今や帝國は東亜新秩序の建設に邁進していると共に、今次歐洲戦争の成行特に南洋を含む東亜の諸地域に及ぼす影響に付ては常に深甚なる注意を拂いつつあるものであり是等諸地方に付きもたらされることあるべき運命に対しては東亜の安定勢力たる帝國の使命と責任とに顧み重大なる関心を有するものである」と説明し、欧州戦争の進展によっては同戦争が東亜の諸地域に影響を及ぼさないよう今後然るべき行動を取ると示唆した¹²²。

有田はこの放送を行った一週間後の7月8日に、ビルマルルート封鎖の件についてクレギー大使と改めて会談を行った。クレギー大使は会談の中で、まず、イギリス側の見解ではビルマルルートを経由して輸送される軍需品が微量であるため、「英國政府ハ英國ノ支那國民政府宛軍需品供給ガ戦争状態繼續ノ直接原因デアルノ見解ヲ受ケ容レ難イノデアリマス」と説明した。また、同ルートが合法的通商路であるため、「日本ノ要求ニ應スルコトハ事實上英國政府カ中立ヲ捨テルコトトナリ支那ニ對シ差別待遇ヲ為スノト同然トナリマセウ。嚴格ナ中立ヲ捨ルモノトスレハ本件物資ヲ支那ヨリ遮斷セヨト謂フ要求ニ應シル時ニ

¹²² 「有田外務大臣放送内容」（昭和15年6月29日）（外務省記録A.1.0.0.8「国際情勢ト帝國ノ立場ニ関スル有田外相放送関係一件」）。

ハ日本向軍需品輸送ヲモ同様ニ停止スヘキ筈テアリマスカ勿論之ハ決シテ英國政府ノ意圖スル所テハアリマセン」と、イギリス側はビルマルート封鎖という要求には応じがたいという姿勢を強調した。

クレギーの発言に対して有田は非常に失望せざるを得ないと述べた後、「日本カ 蔣介石 打倒ノ為三ケ年ニ亘リ戦ヒ居ルハ御承知ノ通ニシテ今般印度支那「ルート」ニ依ル支那向物資輸送停止ハ佛印政府ニ於テ之ヲ停止方承諾シタル際英國政府ノ友好的申入ニ拘ラス緬甸「ルート」ニ依ル物資輸送禁絶ヲ拒絶セルコトハ日本國民ヲ非常ニ憤慨セシメ兩國關係ニ好マシカラサル結果ヲ齎スコト明ナリ」と強気な態度を崩そうとしなかった。それに対して、クレギーは会談の最後に「本件回答ヲ拒絶ト解セラルルコトヲ欲セス要之英國政府トシテハ最後ニ述ヘタル如ク大局的見地ヨリ成ル可ク速ニ日支事變ヲ解決スルコトニ依リ本問題ヲ自然解決セシメタキ意向ナリ」と再考の可能性を否定しなかったため、有田は「此際英國側ニ於テ日本側ノ要望ニ應セサルニ於テハ由々シキ事態ヲ惹起」することを強調して本件は一週間乃至十日以内に解決すべきだとクレギーに迫った¹²³。

「ヨーロッパでドイツとイタリアへの抵抗を維持する責任がすべてイギリスに委ねられた現状に鑑みて、イギリス政府がヨーロッパと極東に起こる侵略に対して同時に対抗することは不可能である。イギリス政府は太平洋での戦争に巻き込まれる危険を冒してまで日本の要求に抵抗し、日本の現状を変更する意図を変えることができない¹²⁴」とイギリスがアメリカに対して述べたように、イギリスはフランスが投降した現在、アジアで日本と衝突することを望んでいなかった。そのため、イギリスはアメリカに対して、ビルマルート封鎖の件に関する日本の態度を変化させるために、アメリカが対日経済的支援あるいは対日禁輸などでイギリスを支援するよう要望した¹²⁵。

しかし、アメリカは「日本の指導者は極東でその政治的企図を実現する絶好のチャンスがいま目の前にあると判断しているため、彼等は実質的な反対と障害に遭遇しないどんな所でもその企図を実現しようとしている¹²⁶」という現状では、「日本に対して無形な形

¹²³ 「昭和十五年七月八日緬甸「ルート」禁絶ニ關スル「クレギー」大使回答要領（昭和 15 年 7 月 9 日）（前掲、外務省記録 A.1.1.0.30 第七巻）。

¹²⁴ Inasmuch as the whole responsibility for maintaining resistance to Germany and Italy in Europe now devolves upon Great Britain alone His Majesty's Government feels that it is now impossible for it to offer opposition to aggression both in Europe and the Far East. It cannot offer resistance to the demands of Japan to alter her *status quo* in the Pacific to the point of involving itself in war in the Pacific by itself.

¹²⁵ The British Embassy to the Department of State Aide-Mémoire, June 27, *FRUS* op. cit., pp. 365-367.

¹²⁶ Japan's leaders feel that there lies before them an extraordinary opportunity to impose their political

で譲歩した、もしくは日本に対して将来の資源援助を提供したところで、日本がその企図及びこれまでの行動を止めることが現状では期待できない¹²⁷」と説明し、対日経済支援は現状改善に資することがないとして反対した。また、対日禁輸に関しては「アメリカ合衆国は既にこの方法で現状に対してある程度の影響を与えた。そして同様の方法で影響を与え続けている¹²⁸」と述べ、現時点ではこれ以上の行動に出ることはないとして、日本を牽制するというイギリスの要望に応じなかった¹²⁹。そのため、イギリスは7月12日に、日本側の要求に応じて3ヶ月の間にビルマルートを封鎖すると決定した¹³⁰。

一方、イギリスがビルマルート封鎖に応じた前日に、グルー大使と有田との間でも会談が行われた。有田はアメリカの重慶政府援助の政策に変化がないことに対して、「フランスによる重慶への援助が既に中止された。イギリスからの援助も恐らく中止されるだろう。そうとなれば、まだ蔣介石を支援している國はアメリカとソ連だけとなる¹³¹」と、アメリカも英仏に見習って援蔣行為をやめるよう注意したが、それ以上政策の変更を追及しなかった。そして、会談の中で、有田はグルー大使に対して「現在の政策を変更させるための大きなプレッシャーがいま政府にかかっている¹³²」と説明し、現在の英米との関係改善方針を維持するためにもアメリカ側が異なる対応に出るよう要望した。しかし、グルー大使はこれに応じず、アメリカ側はこの会談で有田に渡したオーラル・ステートメントの内容を堅持する方針であるとだけ返答した。

まず、日本側が強く求める通商関係の強化について、アメリカの立場は日米両国が貿易上共通の利害関係にあるため、「日本のような国際貿易が経済的基盤となる国にとって貿易の機会均等及び貿易機会の差別をなくす原則を採用したほうが自国の利益を最大限にすることができると我々は考える。一国が特定の地域を上述した原則の適用範囲から引き離す

will in the Far East and that they intend to pursue that objective wherever they are not confronted with material opposition and obstacles.

¹²⁷ Little in the situation warranting expectation or hope that the Japanese can be “weaned away” from this objective and the course which they are pursuing by offers of intangible concessions or of future material assistance.

¹²⁸ The United States has already influenced and is influencing the situation to some extent by resort to that method.

¹²⁹ Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, June 28, *FRUS* op. cit., pp. 369-372.

¹³⁰ 「ビルマルート」禁輸問題ニ關スル有田大臣「クレーギー」大使會談要録（昭和15年7月12日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第七巻）。

¹³¹ Aid to Chungking from France has now been stopped and that the probability exists that British aid will likewise be stopped, which will leave to Chiang Kai-shek assistance only from the United States and the Soviet Union.

¹³² Great pressure is being exerted on the Government to cause it to alter its policy.

と、必然的に他の国々もそれに見習ってほかの地域を原則適用範囲の例外にしようとする。そうすれば、いくつもの地域経済ブロックが形成されるようになり、貿易差別と特惠待遇も発生するが、それは貿易を主とする国にとって深刻な打撃となる¹³³」と説明し、日本側が門戸開放の原則を尊重し、排他的な経済的ブロックを作らないよう要望した。

また、日本側が欧州交戦国の権益及び領土の現状維持に関する条約の締結を拒否したことに鑑み、グループは「貿易指数が示すように日本にとって太平洋地域との経済関係は重要である。そのため、アメリカ政府は日本政府がわれわれの提案を好意的に考慮する理由が充分あると考えている…日米両国の関係を改善するにはいくつかの問題を十分に検討しなければならない。これらの問題は日本の現在及び将来の経済政策と関係していると同時に、最近の日本の対中、対蘭印、対タイ政策に見られる行動とも関係している¹³⁴」と述べ、日本側が欧州での戦局変化に乗じて現状を変更しないよう要望した。

そして、会談の最後に、グループはアメリカ側の見解として、日本は間もなく、「日本は自国のために、現在既に生活水準が低下し且生産能力が制限されている貧困化した地域を自分の領土にしてその貿易と資源を搾取するか¹³⁵」、「日本は武力で領土を獲得するような国々と共に行動するか¹³⁶」という二つの問題に直面するであろうと述べ、日本側がアメリカとの関係を改善するにあたって今後採るべき行動について慎重に考慮すべきだと注意を喚起した¹³⁷。

¹³³ It would appear to my Government that it would best serve to interests of a country in Japan's position; whose economy has its foundation in foreign commerce, to apply as broadly as possible the principle of equality of trade opportunity and the fullest liberalization of the principle of non-discrimination with relation to trade. An endeavor by one nation to remove particular regions from the applicability of the principles mentioned would unavoidably induce other countries in turn to claim exemption for other areas, resulting in the creation of a number of regional economic blocs having at their foundation discriminations and preferences which could not help being harmful to the interests of the major trading nations.

¹³⁴ The fact of the importance of Japan's commercial relations with the Pacific area, which is indicated by statistics of trade, would appear to my Government to be a cogent reason for the Japanese Government to give favorable consideration to my Government's suggestion... Three problems are enumerated therein as deserving especial study in connection with bringing about an improvement in relations between our two countries. These problems have to do with the economic policy of Japan, present and future, as well as with recent manifestations of aspects of Japanese policy toward China, the Netherlands East Indies, and Thailand.

¹³⁵ Will Japan follow a policy and a course of action based upon an attempt to exploit and secure for her own utilization the commerce and resources of territories now impoverished, where living standards are low and capacity for production limited.

¹³⁶ Whether Japan will decide to associate herself with countries committed to a policy of acquiring territory by force.

¹³⁷ Memorandum by the Ambassador in Japan, July 11, *FRUS 1931-1941*, Vol. 2, pp. 94-100.

アメリカの対日姿勢について、外務省亜米利加局第一課は「彼ハ現今獨伊ニヨル世界ノ急變轉ガ彼ノ現在有セル政治思想ト金融資本的活動ニ對シ甚大ナル打撃ヲ與フルニ至ラムコト」を憂慮していると分析した。そのため、アメリカの提案は「日本從ツテ東亞ヲ全体主義的政治經濟聯合ヨリ分離」させ、日本を含む東洋諸国に対してドル外交の誘惑を以って臨み、經濟的援助若しくは經濟的圧迫によって日本を聴従させようとするものと判断した。したがって、アメリカに対しては「帝國ノ理想トスル東亞新秩序ハ米國ノ「物資主義」ヨリ見レハ貧乏人ノ新秩序ナルベキモコノ新秩序ハ民族興隆ノ偉大ナル文化的精神ノ充實セルモノナルコトヲ説明」する必要があり、アメリカの見解に対抗するためには「此際速カニ獨伊トノ外交及軍事同盟結成ヲ基調トスル外交政策ヲ執ルト共ニ大膽ニ國民ノ政治經濟組織ヲヨリ以上全体主義的ニ再編成セサルベカラズ」と同課は主張した¹³⁸。

7月15日、同課はその考察に基き、「当面ノ対米外交ニ関スル亜米利加局第一課作成ノ意見書」をまとめた。同意見書ではまず、アメリカが問いかけた「日本ハ獨伊ト協同スルヤ否ヤヲ決セザルベカラズ」等は日本の内外政に対する干渉的な言辞であると指摘した。そして、そこから窺える対日優越態度はアメリカの日本に対する伝統的外交慣習であると同時に、「近時ニ於ケル日本ノ對米媚態外交ノ結果」であると断定した。同課は続けて有田外相とグルー大使の会談は単に日本側の意見をアメリカ側に伝えるだけで何等外交上の効果がないと断定し、「之ヲ政策ノ實踐ニヨリ裏打セシメサルヘカラス」と分析した。したがって、今後日本が取るべき政策は「獨伊トノ軍事及外交同盟樹立ヲ中心トスル外交ト國內ノ政治經濟体制ノ再編成ヨリ外ナシ。日本ハ右ノ如キ政策ニヨリ米國ニ對シ体當りの外交ヲ行フコトニヨリテノミ米國ヲ帝國ノ興亞ノ事業ニ同調セシメ得ルニ至ルヘシ」と同課は結論付けた¹³⁹。ここに至ると、東亞新秩序建設、南京政府育成という共通目的を有するものの、それを実現する方法について有田外相と事務当局との間の認識の違いはもはや妥協が不可能な段階まで達していた。

アメリカとの関係改善が進展を見せない中、有田も日独伊提携を主張する声にある程度同調せざるを得なかったため、佐藤尚武駐独大使とリッベントロップ（Joachim Von Ribbentrop）独外相との会見を契機に、7月12日に外務省欧亜局第二課は陸軍、海軍、参

¹³⁸ 「七月十一日米國側申出ニ對スル考察」（昭和15年7月12日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30第七卷）。

¹³⁹ 外務省編纂「アメリカ第一課が作成した当面の対米外交に関する意見書」（昭和17年7月15日）『日本外交文書 日中戦争 第三冊』六一書房、2011年5月、2396-2401頁。

謀本部、軍令部などと協議し、「日独伊提携強化案」を作成した¹⁴⁰。同案は「現下ノ國際變局ニ處シ南洋ヲ含ム東亞新秩序建設ニ邁進スル帝國ト歐洲ニ於テ新秩序建設ニ戰ヒツツアル獨伊トノ間ニ速カニ緊密ナル協力關係ヲ具現シ帝國ノ目的達成ヲ容易ニスルト共ニ歐洲戰後ノ世界情勢ニ對處シテ帝國ノ國際的立場ヲ強固ニセントス」という提携強化の目的の下で、イギリスの屈伏を容易にするために日本は東亜においてできる限りの牽制手段を取ると決定した。そして、アメリカが米大陸以外の他方面に容喙しないよう日独両国が協力し、アメリカが日独のいずれかに対して政治的又は経済的圧迫を行った場合、日独共にアメリカを支持するような政策を取らないと提案した。

日本側がその対中政策について諸外国との関係を調整する中、7月5日に南京政府との条約締結交渉が正式に始まると、南京政府と重慶との今後の関係を如何に処理するかについて考慮する必要も生じてきた。外務省東亜局第一課が7月18日に作成した試案の中ではこの問題について次のように決定した。

支那事變ハ新政府育成ノ既定方針ニ依ルト雖速カニ重慶ヲ相手トスル停戦及重慶ト南京トノ合作ヲ計リ全面的和平ヲ招來スルコト望マシキヲ以テ右公算確實トナル場合ハ之ニ依ルコトトシ從テ和平條件ノ轉減ヲ考慮スルト共ニ汪ヲ相手トスル條約調印ヲ固持セス又汪及蔣ノ身分關係ニ付テハ相互ノ話合ニ任スコトヲ妨ケス

すなわち、当面では南京政府の育成に専念するが、重慶側が従来の反日容共の政策を放棄すれば、日本側も交渉を容易に進められるよう政策を変更するが、その場合、今後締結される基本条約に固持しない上に、重慶に対しては更に寛大な条件で臨むと構想した。このような構想はこの後も外務省内部で存在し続けた。

同課はまた、ビルマルートが封鎖され、独伊との接近が図られる中、事変解決に当たって、アメリカ、イギリス及びドイツを如何に利用するかについても考察した。ドイツを事変解決に利用するときは同時に英米を利用する必要がある。これによってドイツを牽引できるだけでなく和平の招来も容易となると同課は分析した。この構想の下で、アメリカに対しては東亜及び南洋を含む新秩序建設に「米カ障害ヲ為シ得ストノ確固タル見透シノ下

¹⁴⁰ 「日独伊提携強化ニ関スル陸海外協議議事録」(昭和15年7月12日)(外務省記録B.1.0.0.J/X 3「日独伊同盟条約関係一件」第一卷)。

ニ我方ニ同調シ來ル限度ニ於テ米ノ主張ヲ容認シ政治的ニ東亞ヨリ手ヲ引カシムル如ク施策シ以テ具体問題ノ解決ヲ計ル」と決定した。そして、イギリスに対しては極東より政治的に手を引かせ、「英帝國ノ瓦解ニ至ラシムルカ如キ方向ニ於テ施策シ之カ為獨、伊トノ協力体勢ヲ利用」すると規定した¹⁴¹。三日後の7月21日に米内内閣が総辞職した後、南京、重慶及び諸外国に対するこのような認識は、松岡洋右を新たな外務大臣として迎えた後も変化することはなかった。

第4項 長期解決方策への転換

事変処理に当たって、英米独伊などの第三国を利用する姿勢をめぐって有田外相と外務省事務当局の意見が分かれていたように、陸海軍と有田外相との間にも意見の違いが存在していた。陸軍部戦争指導班はフランスが降伏した1940年6月21日に、今後における戦争指導並に作戦指導に関する課内案を作成し、翌22日には陸軍省・参謀本部主任者の協議を経て、草案を完成した。この草案は続けて24日に陸軍省側の河村参郎軍務課長、岩畔豪雄軍事課長及び参謀本部側の岡田重一作戦課長、臼井茂樹謀略課長などの省・部課級幹部の審議を経て、25日に戦争指導の時局処理方策として立案された。そして、7月1日、2日の部長級会議で原案通りに可決され、3日には省・部首脳会議で「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」として採択された。その後は7月4日の陸海軍主任者の打ち合わせ、15日の陸海軍課長以下の会同を経て22日の陸海首脳者の会合で合意に至った¹⁴²。

陸軍は海軍と「時局処理要綱」について協議すると同時に、米内内閣の退陣をも要求し始めた。7月8日、阿南惟幾陸軍次官は木戸幸一内大臣に対して「最近四五日の中に政変を見るに至るやも知れず。軍は世界情勢の急激なる変化に対応し万善を期しつつあるところ、米内々閣の性格は独伊との話合ひを為すには極めて不便にして、兎もすれば手遅れとなる虞あり、此の重大時機に対処する為には内閣の更迭も不可得止との決意をなせる次第なり。而して陸軍は一致して近衛公の出馬を希望す」と、首相の更迭を企てていることを

¹⁴¹ 「亞一案」(昭和15年7月18日)(前掲、外務省記録A.1.0.0.8)。

¹⁴² 軍事史学会編『大本營陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』錦正社、1998年10月年[以下『機密戦争日誌』とする](昭和15年6月21日、22日、25日、7月1日、2日、3日、4日、15日、19日)。

告げた¹⁴³。そして、7月16日に、畑俊六陸相が辞表を提出して、陸軍側が後任の推薦を拒否することで、米内首相は内閣総辞職を余儀なくされた¹⁴⁴。

7月22日に第二次近衛内閣が成立すると、外務大臣が有田から松岡洋右へと変わると同時に、事変処理に当たって独伊と接近するという対外方針についても首、外、陸、海四相が「完全に意見の一致を見た」態勢ができあがった¹⁴⁵。そして、7月26日に行われた閣議で「基本国策要綱」が決定された。同要綱は先ず「皇國ノ國是ハ八紘ヲ一字トスル肇國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ」と、日滿支を中心とする新秩序建設を根本方針とする政策の重要性について述べた。それにより、「皇國現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置き國際的大變局ヲ遠觀シ建設的ニシテ且ツ弾力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス」と、新秩序建設のために国際情勢を利用しつつ事変処理に邁進するという方針を近衛内閣が引き続き継続していくことを明確にした¹⁴⁶。

翌7月27日、大本營政府連絡会議では前日の閣議決定の趣旨に基き、「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱」が決定された。陸海軍の発案、協議の下で提案された同要綱は「帝國ハ世界情勢ノ變局ニ対処シ内外ノ情勢ヲ改善シ速ニ支那事變ノ解決ヲ促進スルト共ニ好機ヲ捕捉シ對南方問題ヲ解決ス 支那事變ノ處理未タ終ラサル場合ニ於テ對南方施策ヲ重点トスル態勢轉換ニ関シテハ内外諸般ノ情勢ヲ考慮シ之ヲ定ム」を方針として掲げ、事変処理と南方問題処理は同時進行的でありながら、状況の変化に応じて南方問題処理を優先させる可能性を残した。

その実行要領として、支那事変処理に関しては政戦兩略の総合力をこれに集中し、特に第三国の重慶政府援助行為を絶滅するなどのあらゆる手段を尽くして速やかに重慶政権の屈伏を施策するとともに、對南方施策に関しては情勢の変転を利用し、好機を捕捉してこれが推進に努めると規定した。この要領に従い、独伊に対しては速やかに政治的結束を強化し、ソ連に対しては国交の飛躍的調整を図るとする。イギリスに対してはビルマルートなどの徹底的遮断を推進するとともに南方問題解決のためなら武力行使も辞さない。アメリカに対しては公正なる主眼と厳然たる態度を以って臨むが、日本にとって必要とする施

¹⁴³ 『木戸幸一日記』(昭和15年7月8日)。

¹⁴⁴ 同上、(昭和15年7月16日)。

¹⁴⁵ 『東京朝日新聞』(昭和15年7月20日)。

¹⁴⁶ 「基本國策要綱」(昭和15年7月26日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第十五卷)。

策遂行に伴う已むを得ざる自然的悪化は敢えてこれを辞せざるもみずから摩擦を増やさないと決定した。そして、各国の租界に対してはまず「敵性ノ芟除及交戦国軍隊ノ撤退ヲ図ルト共ニ逐次支那側ヲシテ之ヲ回収セシムル如ク誘導ス」と構想した¹⁴⁷。

一方、外務省は「時局処理要綱」の作成には参加しなかったものの、それをほぼ同時期に外務省内部で作成された「帝国外交方針案」の部内案と照らし合わせてみればわかるように、外務省内部も陸海軍と同様の発想を持っていた。「時局処理要綱」が決定された同日に、外務省内部でも外務省東亜局、欧亜局、亜米利加局による審議を経て、「帝国外交方針案」が決定された。

帝国外交ノ基本目標ハ、肇國ノ本義ニ則リ、日滿支三國ノ鞏固ナル結合ヲ根幹トシテ南方諸地域トノ間ニ政治的經濟的共榮圈ヲ確立シ、以テ南洋ヲ含ム東亞ノ新秩序ヲ具現シ、進テ世界ノ新秩序ヲ招來スルニアリ 而シテ當面ノ外交施策ニ於テハ支那事變ノ處理ニ重點ヲ置キツツ前記新秩序建設ニ必要ナル對列國關係ノ利導及調整ニ努力スヘク、歐州戰爭ニハ差當リ介入セス且東亞ニ對スル他ノ干涉ヲ許サス、歐米情勢ノ推移ヲ冷静ニ秤量シ、歐洲戰後ノ世界新秩序ニ於ケル帝國ノ地位ヲ確保スル為自主豁達ナル對列強施策ヲ行フ

こうした方針の下で、同案では当面の施策について次のように規定した。まず、事變の処理の目標である日滿支三国間の関係緊密化に関しては既定方針により着々とこれを実行し、列国がこれに同調するのにやむを得ないようにする。この場合、従来の方針に従って速やかに新政府を育成承認し、重慶の崩壊を促進するが、この施策の妨げとならない範囲内でそれと並行して重慶との停戦、ひいては日支間の全面的和平の再建を実現し得るよう施策する。

これにより、第三国が日本に続いて新政府を正式に承認するよう促すと同時に、第三国特にドイツ、イタリア、アメリカを利用して、重慶が抗戦を放棄するよう施策すると決定した。第三国に対しては東亜新秩序建設に同調させ、日本と提携し得る国家との間の政治的經濟的結びつきを強化すると同時に、これに反するような国家を牽制利導する。これに

¹⁴⁷ 「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」(昭和15年7月27日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1088「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱 連絡会議議事録」)。

より、南方諸地方に対する日本の政治経済的発展を図り、事変処理の促進に資し、進んで情勢に応じて政治的指導権の確立を期するという目標を達成するために、ドイツ、イタリア、ソ連、アメリカ、イギリスに対する対応について次のように規定した。

独伊とは相互に互いの生存圏を尊重、容認し、緊密なる協力関係を具現する。ソ連に対しては東亜新秩序建設に専念できるよう和平関係を維持し、中立条約の交渉を促進する。アメリカに対しては重慶政府への援助を停止させ、南洋を含む東亜新秩序建設に関する日本の施策を妨害する態度を是正させるとともに、東亜新秩序建設に支障が出ない範囲内で、日米間の懸案を解決する。そして、イギリスに対しては重慶政府援助の政策を放棄させ、政治的軍事的に南洋を含む東亜から撤退させると同時に、イギリスが瓦解するよう施策すると決定した¹⁴⁸。事変処理及び南洋問題処理に関するこの外務省部内案が示したように、外務省内部では陸海軍側と同様な構想を有していたため、第二次近衛内閣が発足すると、対外方針について外務省と陸海軍はすぐに意見の一致を見ることができた。

8月10日に松岡外相は記者に対して外交基本方針について行った談話は「基本国策要綱」と「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱」が表す今後の日本の対外施策を簡潔に説明した。現下の複雑な国際情勢に対応するには内外から着手する必要がある。対内的には新体制を整え高度に国防を鞏固して国力を培養する。対外的には「皇道の精神に則り先づ東亞諸國、諸民族をして各々その處を得せしめ相興に大東亞共榮圈の確立に向かつて邁進せねばならない」ため、あらゆる障害を敢然としてこれを排除する覚悟で支那事変が世界全般の情勢から切り離すことができないことを認識しなければならない。そして、焦ることなく一日も速やかに事変を処理するというのが外交上の大前提であると松岡は説いた。それに基き、現状に照らし合わせて重慶政府が今日までに持ちこたえられた原因である諸外国の援助を断ち、「蔣介石をはしめもし真に中國を愛し東亞諸民族の将来を憂へそして歐米否世界醜の大動揺、大轉換の機を察するたけの總明さと真劍味を持つならばその内皇國の真意を悟るの日か到來するてあらうこと」を期待すると説明した¹⁴⁹。

この談話を前後にして外務省側と陸軍側はそれぞれ蔣介石が転向するよう重慶との直接交渉を模索し始めた。前述したように、外務省内部では東亜新秩序建設の一角をなす新中央政府の育成に邁進して南京側と条約締結交渉を行うと同時に、第三国との関係調整を利用しながら、情勢次第では南京政府との条約締結に固持せず重慶政府との直接交渉を図り、

¹⁴⁸ 「帝国外交方針案」(昭和15年7月27日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第十五卷)。

¹⁴⁹ 「松岡外務大臣車中談」(昭和15年8月10日)(前掲、外務省記録A.1.0.0.6 第一卷)。

事変を解決するという意見が存在しているため、内閣交代後は陸海軍側と対外方針についてすぐに合意に至ることができた。陸軍省・参謀本部も同様の構想を有していたため、陸海軍側が提案した「基本国策要綱」と「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱」が正式に採択されると、陸軍側は早速重慶との直接交渉に乗り出した。陸軍側の構想は陸軍省・参謀本部が欧州戦争勃発を契機に1939年10月30日に決定した「新中央政府樹立ヲ中心トスル事變處理最高指導方針」に基くものである。

新國際情勢ニ善處シ汪工作ヲ強化推進シツツ内外ノ施策ヲ統合集中シ支那新中央政府樹立ノ前後ヲ機トシ速ニ事變一應ノ解決ニ努力ス其成ラサルニ方リテハ斷乎大持久戰ニ移行ス

斯かる主旨を実現するために「強力ナル新中央政府ヲ樹立シ以テ事變ヲ解決ニ導クコトヲ以テ根本トナシ万般ノ措置ヲ之ニ統合」し、新情勢に対処して事変処理を中心として国際環境を調整し、イギリス等の対重慶支援を制限させ、日本側の事変処理に同調させるよう施策する必要があると同方針は構想した。それにより、対支対英等の強硬施策を併用しつつ、新中央政府の樹立に先立って39年年内に対重慶の停戦及び汪・重慶合流を実現し、それに合わせて適時新中央政府を樹立して、40年年中所需期間を目途にして引き続き対重慶停戦及び汪・重慶合流を施策すると計画した。ただし、解決に関する努力が奏功せざる時は新旧両政府の対立に処し世界情勢の變轉に備え、国内体制を整頓し十分の決意と準備とを以て逐次大持久戰の指導に移行すると決定した¹⁵⁰。

また、現地の支那派遣軍も同様の構想を持っていた。支那派遣軍参謀部は1940年1月1日に決定した「事變解決ニ關スル極秘指導」で年内の方針を次のように述べた。

概昭和十五年秋季頃迄ヲ目途トシ特ニ事變解決ニ努力スルモノトシ汪工作ヲ強化促進シツツ對重慶工作ヲ併進シ適時對重慶停戦ノ機ヲ捕捉スルト共ニ汪、重慶ノ合流ヲ指導ス 對重慶工作ハ汪工作トノ調和ニ於テ逐次活發ニ之ヲ指導シ右汪、重慶兩工作ハ新中央政府樹立ノ前後ヲ通シ繼續シテ之ニ努力スルモノトシ其ノ解決一致點ノ把握ハ成ルヘク早期ナルヲ可

¹⁵⁰ 「新中央政府樹立ヲ中心トスル事變處理最高指導方針」（昭和14年10月30日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-631「支那事変戦争指導關係綴 其の三」）。

トス 樹立前ノ努力ハ概三月頃迄トシ樹立後ノ努力ノ爾後概半年ト豫定
ス右努力ニシテ奏效セサルトキハ大持久戦遂行ノ態勢ニ轉移ス

当時、事変処理の方法について支那派遣軍は一、日本と重慶が停戦、二、重慶が南京に合流、三、日本が合流した新政府と和平交渉、と構想していた。そのため、この方針に基づき、汪を首班とする新中央政府樹立の促進は故意にその緩急を律することなく工作自体自然の進度に応じて行ふ。また、南京、重慶の合流を果たすために、「該政權ノ樹立ハ不取敢謀略政權トシテノ底意ニ於テ之ヲ律シ且事變解決又ハ大持久戦遂行ノタメ次テ正式政府タリ得ル發展性ヲ保有セシム」と、南京政府には新中央政府として役割を期待すると同時に、事変処理の役割をも期待していた。そして、「舊臘成立セル日支調整協議事項ハ現下ノ段階ニ於テ相手ノ如何ヲ問ハス事變解決ノタメノ正式條件トシテ取扱ヒ得ルモノナリトス」と、南京、重慶が合流した後に成立した新政府の指導者が誰にせよ、和平交渉の条件は去る 39 年 12 月に調印された日支調整協議事項に基かなければならないと決定した。

新中央政府承認の時期については「重慶ノ合流ニ依ル事變解決ノ際カ或ハ兩政府對立ノ大持久戦決意ノ際トシ（後者ノ場合本年末期ト豫想ス）之ヲ自主的ニ行ヒ内外ノ附帶情勢ニ牽制セラルルコトナシ」と計画した。ただし、如何なる構想及び施策にせよ、「新中央政府樹立工作ハ單ナル汪政權ノ擁護ニ非スシテ事變解決ノ對象タルヘキ實力政府ノ現出ニ在リ」と、新中央政府樹立の主要目標には事変処理も含まれていると強調した¹⁵¹。

1 月 26 日に、汪兆銘、王克敏、梁鴻志など各政權の代表が新中央政府樹立に向けての最終協議のために集まった青島での会議で、汪が昨年に他の政權との整合問題について協議した元陸相の板垣征四郎支那派遣軍総参謀長は改めて、近衛声明の真意及び派遣軍の根本態度について説明した。板垣はまず「抑々八紘一宇萬邦共和ハ我肇國ノ精神ナリ 東亞新秩序建設ノ理想亦此ニ在リ 各民族及國家カ夫々安住ノ處ヲ得近隣親睦ニシテ互助協力シ各々其ノ天分ヲ遂ケ以テ興隆發展センコト即是ナリ」と対中政策である東亜新秩序建設についての日本側の基本的な姿勢を説明した。それに基づき、「凡ソ東亞ノ事道義ヲ以テ一致ノ根源トナシ國家ノ獨立ヲ尊重スルト共ニ國防及經濟等國家相互間ノ提携協力關係ヲ調和シ以テ東洋道義ノ文化ヲ再建發展スヘキコト其要旨既ニ闡明セラレアルカ如シ」と、国家の独立などを尊重する善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則が提唱されたのはこのような

¹⁵¹ 「事變解決ニ關スル極秘指導」（昭和 15 年 1 月 1 日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-632 「支那事変戦争指導關係資料綴 支那派遣軍の部」）。

精神に基くものだと強調した。そして、近衛三原則が目指す東亜新秩序建設を達成するには、「東亜再建ノ基礎段階トシテ先ツ成スヘキコトアリ 日滿支三國新關係ノ調整樹立是ナリ」と、日滿支関係調整こそ東亜新秩序建設を達成する第一歩であると板垣は主張した¹⁵²。

陸軍中央及び現地が共通した認識を有する中、欧州戦争の進展に伴い、支那派遣軍参謀部は5月5日に「新中央政府指導方針」、5月8日に「現下事變處理方針」をそれぞれ決定した。「新中央政府指導方針」ではまず年始の方針にある「新中央政府ハ先ツ重慶ヲ包括シテ行フ事變解決ノ方略ニ即シテ之ヲ育成活用シ之カ成果ト共ニ正式承認スヘク概ネ今秋季ヲ基準トシ時期迄ニ其ノ成功ヲ見サル時ハ之ヲ對立政府タルノ現實ニ於テ正式承認シ大持久戦方略ノ一環ニ於テ指導ス」ことを再度確認した。それにより、新中央政府の指導要領については「該政府ヲシテ重慶ノ獲得ト民心ノ收攬トニ傾倒努力セシムルニ在リ而シテ之カ取扱ハ我カ事變處理ノ方略ト該政府現實ノ實カトニ依リテ律セラルヘキ」と規定された。それにしたがって、重慶獲得のためには「過早ニ新旧兩政府對立ノ觀念乃至事態ヲ誘致激化スヘキ日支双方ノ措置ヲ折制」することが必要であり、新中央政府承認についても慎重的でなければならない。この指導要領に基き、新中央政府の指導は、日本と重慶との停戦、重慶が新政府に合流、日本と新政府が和議という順序に基き、「重慶トノ合流合作並重慶ヲ包括スル新政府正式承認ノ自由ヲ確保シツツ新中央政府ヲシテ我カ方略ニ準據シ進シテ積極的合流施策ヲ行ハシメ更ニ我ニ對シテモ誠意ノ獻策ヲナスニ至ラシムル」と決定した¹⁵³。

そして、「現下事變處理方針」では「概ネ秋季迄ヲ目途トスル事變一決ノ努力ヲ強行繼續シ此ノ間併セテ大持久戦ノ指導ヲモ研究準備シ軍内ニ於テ一大決意下ニ事變終結乃至事變将来ノ方向ヲ決定ス」という方針の下で、秋季までに「作戦的壓力ヲモ加ヘ新政府正式承認問題ヲ樞軸トナシ政戦略大規模ノ計画的統合施策ニ依リ重慶ヲ包括スル事變一決ニ関スル最後の努力ヲ行フ」という方針を決定した¹⁵⁴。

そして、5月18日に陸軍省・参謀本部の合意の下で「昭和十五、六年ヲ目標トスル対支處理方策」が決定された。それは「帝国ハ政、戦、謀略ヲ更ニ統合強化シ全カヲ尽シテ速ニ重慶政権ノ屈伏ヲ期ス 右時期ハ遅クモ昭和十五年末ヲ目途トス此ノ間速ニ特ニ国内長期継戦態勢ノ徹底的強化ヲ図ル 昭和十五年末ニ至ルモ重慶政権屈伏セサルニ於テハ情勢

¹⁵² 「板垣總参謀長談話要旨」（昭和15年1月26日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-631）。

¹⁵³ 「新中央政府指導方針」（昭和15年5月5日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-632）。

¹⁵⁴ 「現下事變處理方針」（昭和15年5月8日）（同上）。

ノ如何ヲ問ハス長期解決方策ヘノ轉移ヲ敢行シ情勢各般ノ推移ニ対応セシム」を方針とする方策で、重慶との交渉が失敗すると、南京政府と正式に条約を締結して南京政府を承認することを正式に決定した。

さらに、40 年末に至っても重慶政府が屈伏しなかった場合、「軍ハ自主的ニ態勢ノ収縮ヲ決意シ成ルヘク速ニ之ニ轉移」すると構想した。それにしたがって、新中央政府に対しては 40 年末までを目途とする日本側の企図に即応するよう極力その育成発展を策し其謀略的機能を發揮して対重慶工作に努力を集中させる。そして、謀略工作の当面の目標は重慶政府の屈伏又は崩壊にあるため、施策にいくつかの重点がある。一、諸般の努力を傾注して対重慶直接停戦和平工作を更に促進するので停戦許容条件及び和平条件について大局の見地より更に検討を加える、二、新中央政府が重慶政府を吸収するための具体的施策を強化する、三、可能であれば第三国を対重慶橋渡し工作に利用する。ただし、40 年末に至っても重慶政府が屈伏しない場合は新中央政府を更に育成強化してその政略の重点を民心の把握に置き、善政の施行特に治安確保並びに経済建設にするとともに、重慶政府を国際的に孤立させ、諸外国を新中央政府に同調させるよう施策すると決定した¹⁵⁵。

第 5 項 重慶への和平条件

新中央政府の育成は既定方針として堅持していくが、当面はそれと併行して重慶との直接交渉を通じて事変の早期終結を図るという共有認識を外務省と陸軍側が有する中、日本側は従来の新中央政府樹立構想に基いて南京政府と条約締結交渉を行いながら、新たな交渉ルートを通じて重慶に対して桐工作と呼ばれる和平交渉の打診を展開した。1939 年末頃から香港に駐在する参謀本部支那課の鈴木卓爾中佐は既に香港大学教授張治平の斡旋によって、蒋介石夫人宋美齡の実兄の弟と称される元広東省財政庁長を務めていた宋子良なる者との接触を果たし、重慶側との直接交渉を模索していた¹⁵⁶。鈴木は「日華和平は第三国の介入を排して、両国で直接交渉を行うべく、又重慶政府と汪兆銘の関係は、中国側で日本の汪に対する道義を配慮するなら、中国内部の問題として、両者直接協議の上善処するに任せ得べきこと」、「至急に重慶政府の中樞政策を代弁し得る私的代表を速かに香港に派

¹⁵⁵ 「昭和十五、六年ヲ目標トスル對支處理方策」(昭和 15 年 5 月 18 日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-631)。

¹⁵⁶ 「参本第二部長来訪会談要旨」(昭和 15 年 3 月 16 日)(防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-127 「桐工作関係資料綴」); 前掲、『支那事変の回想』、117 頁。

遣して、日本側私的代表と互いに胸襟を開いて会談すれば、自ら相互の誤解をとき、何等か打開策を発見し得るだろう」と説明して和議交渉を提案した。

宋が重慶に戻って蒋介石等の首脳部に日本側の提案を報告すると、協議に入る許可が出たため、2月20日に、宋との交渉に途中から参加した支那派遣軍参謀今井武夫大佐が上京して閑院宮参謀総長及び畑俊六陸相にそれまでの経緯を報告した。そして、陸軍省と参謀本部との協議の上、オブサーバーとして新たに参謀本部より派遣される白井茂樹大佐、宋との交渉に当たっていた支那派遣軍参謀の鈴木と今井の三人を日本側委員と任命し、重慶側との交渉を開始することを許可した。

会談は3月7日夜から10日夜まで香港で、鈴木、今井、白井などの日本側と宋子良、章友三最高国防会議秘書長、陳超霖陸軍中将重慶行営参謀処副処長などの重慶側との間に行われた。日本側は防共協定、華北及び長江下流地域を日華経済合作地帯の指定、華北の資源開発における日本への便宜、満州国承認及び汪との合作問題を提案するとともに、日華提携のために中国側が日本人に内地の居住営業権を附与する代わりに日本は治外法権の撤廃及び租界の返還を考慮すると主張した。それに対して、重慶側は若干の条件付きでほとんどの項目に同意する姿勢を示したが、満州国承認問題及び汪との合作問題については難色を示した¹⁵⁷。

三日間交渉の末、論争点を残したまま、双方は一応同意できる内容に基いて覚書を作成した。その内容は近衛三原則である善隣友好、共同防共、経済提携を平和条約締結の基礎とし速かに停戦して国交を調整することを主旨として、次のような八条からなる結論に至った。これらの要求は後に南京政府との間に締結される基本条約と基本的に同じである。

- 一、 支那ハ満州国ヲ承認スルヲ原則トシ(平和克復後)日本ハ支那ニ対シ、
主権ノ独立領土ノ完整ヲ尊重ス 又其ノ内政ヲ干涉セズ
(蔣ノ案)満洲問題ニ対シテハ支那ハ原則的ニ同意スルコトヲ考慮ス
但シ方式ヲ如何ニスルカハ別ニ詳シク之ヲ協議ス
- 二、 支那ハ直ニ抗日容共政策ヲ放棄シ停戦ト同時ニ之ヲ聲明ス
- 三、 日支両国ハ共同防共実現ノ為 防共協定ヲ締結ス。而シテ其ノ原則及
内容並ニ日本ノ内蒙及北支ノ若干地域ニ一定期間所要ノ軍隊ヲ駐屯

¹⁵⁷ 同上、118-126頁。

セシムル要求ハ秘密条約ヲ以テ之ヲ締結ス(本項ハ平和克復後協議ス)
又内蒙地方ヲ防共特殊地域トナス

- 四、 北支及び揚子江下流地域ニ在リテハ日支経済合作ノ実ヲ挙グベク、北支重要資源ニ関シテハ支那ハ日本ニ便宜ヲ供与シ、共同シテ之ヲ開発ス(支那ハ自ラ主人ノ地位タリ)
- 五、 日支両国ハ日支両国民ノ日支内地ニ於ケル居住營業ノ自由ヲ容認保証シ日本ハ在支治外權ノ撤廃及租界ノ返還ヲ考慮ス
- 六、 日支提携合作ノ為支那ハ軍事及經濟顧問ヲ日本ヨリ招聘ス
- 七、 停戦協定成立後国民政府ハ汪精衛派ト協力合作ス
(蔣ノ案)汪精衛問題ニ関シテハ純然タル支那問題ナレバ平和回復後汪氏ト国民党トノ歴史的關係ニ依リ支那ハ当然適當ノ処置ヲ施スヘキヲ以テ之ヲ和平条件ノ一トスルニハ当ラズ
- 八、 日本ハ平和克復ト共ニ成ルヘク速ニ支那ニ派遣セル兵力ヲ撤収ス之ニ伴ヒ支那ハ各地ノ治安ヲ確保シ且条約ノ実行ヲ保証ス

また上記覚書の他に、臼井大佐からは口頭で海南島の使用を要望した。覚書が完成されると、宋側は重慶に赴き、今井及び臼井はそれぞれ支那派遣軍及び陸軍中央部に結果を報告し、重慶からの結果が来るまで待機した。臼井の報告を受けて、3月15日に作成された「当面ノ対支処理要領」では新中央政府樹立工作与桐工作とは別個に促進するという方針が決定された。これにより、「休戦協定ノ調印ハ新中央政府樹立ノ前後ニ拘ラズ之ヲ行フ」とし、重慶の誠意の確認及び停戦協定交渉のために代表を送り、停戦協定調印が新中央政府樹立前に成立する場合は汪の善意を以って政府樹立の延期又は中止をするが、調印成立が樹立後の場合は重慶が新政府の存在を納得するよう最善の努力をなすことを以って対応することにした¹⁵⁸。

そして、その具体的内容について参謀本部は翌16日に早速海軍側の軍令部と協議に入った。重慶側の返事次第では板垣支那派遣軍総参謀長を代表として出し、休戦を成るべく速やかに実現するためにその場で調印しても差し支えないとして、停戦基礎条件は至急研究を要すると参謀本部は主張した。参謀本部側の意見に対して、軍令部は汪工作を放棄する

¹⁵⁸ 「当面ノ対支処理要領」(昭和15年3月15日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-127)。

ことは不可能にして蔣工作はあくまで従であり、停戦は蔣介石を相手とすることは已むを得ざるも後は汪との合作にしてゆくことも又肝要である、と注意を喚起した。そして、条件については「日汪間ノ条件ヲ其ノ俛蔣ニ呑ミ込マセ一歩モ譲ラザルコト肝要ナリ 此ノ点各種ノ点ヨリ特ニ必要ナリ」と、軍令部側の考えを説明した。これについて参謀本部も同意を示したため、汪工作は依然として予定通りに進むと同時に、汪との間の基本条件を蔣に呑ませ、休戦を蔣と行った後は汪との合作へと導くと陸海軍の部長間は合意した¹⁵⁹。そして、19日には参謀次長、参謀本部一部長が陸軍大臣に報告し、その了承を得た¹⁶⁰。

しかし、参謀本部の停戦交渉の代表として挙げられた板垣総参謀長は宋工作が成功することを希望しているが、かつて関東軍の高級参謀を務めていたときに満州事変を実行したことから、板垣は重慶側がこだわる満州国問題について譲歩する意思はなかった。満州国問題について「満州国承認とは、たった五字に過ぎない。之れ位のことが重慶側に譲歩させられないか」と今井に述べたように、板垣は満州国正式承認という条件に固持し、妥協を許さなかった¹⁶¹。斯くして、支那派遣軍と陸、海軍中央はこの交渉に期待をかけながらも、その交渉条件を緩和しないと両者は合意した。

3月30日に南京政府が樹立された後も、5月と6月に亘って宋側と日本側との間で二回会談が行われた。5月の会談では双方の意見の違いが再度確認された。日本側にとって、満州国承認と日本軍への駐兵承認が停戦の先決条件であることに対して、中国側は満州国問題に関しては平和克復後外交交渉によりこれを解決し、駐兵問題に関しては平和克復後両国の軍事専門家により秘密にこれを解決するものとし、和平協定の際にはこれらの問題を取り扱わないと主張して譲らなかった¹⁶²。

6月の二回目の会談では宋側の章が「中国が覚書第一及第三条即ち満州国の承認及び日本軍の中国駐兵を絶対承認し難きは、日本側でも十分承知の筈なれば、本日は汪兆銘問題に付討議し度い」と述べ、汪の処遇が議論の対象となった。汪は日本側の斡旋で亡命若しくは引退させるという重慶側の要求に対して日本側はこれに反対したため、重慶より蔣の代表として適當の人物を派遣し、汪と協議の上決定させるという代案に双方は合意した。しかし、承認と駐兵問題について双方の意見は依然として平行線をたどるままであるため、

¹⁵⁹ 「参本第二部長来訪会談要旨」（昭和15年3月16日）（同上）。

¹⁶⁰ 「参謀次長同二部長 軍令部次長来訪要旨」（昭和15年3月19日）（同上）。

¹⁶¹ 前掲、『支那事変の回想』、130頁。

¹⁶² 「支那側意見」（6月12日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-127）。

蔣、板垣、汪による三者会談を開く可能性についてそれぞれ国内の意見を打診することにとりあえず意見の一致を見た。

会談最終日になると、重慶側委員はこれまでの意見をまとめ、日本側の同意を求めた。

「一、覚書第一条の満州問題に関しては、和平成立、国交回復後外交方式を以て之れを解決する、二、覚書第三条の駐兵問題に関しては、和平後に於て、両国軍事専門家によって、之れを秘密に解決すべく、和平協定の際、附属書類の一として提出すべからず、三、覚書第七条の汪兆銘問題に関しては、別に商議す」。それに対して、日本側が作成した意見書では次のように述べた。

- 一、 覚書第一条の満州国問題に関しては、和平条件中に言及するを要するも、其の承認の時期方法は中国側の希望を参酌し、協議の余地あり。而して承認に関しては秘密協定等何等かの形式により約束するものにして、之れ等は大官会談に於て協議するを適当とすべし
- 二、 覚書第三条の駐兵問題は、停戦の爲め和平条件中に之れを取扱い、秘密協定等何等かの方法に依り確約するものとする
- 三、 別に貴代表御承知の日本側主張の海南島等の問題に関しては、大官会談迄に之れが同意方斡旋せられ、大官会談の際商議する如く取計われ度し¹⁶³

斯くして、双方代表は意見を交換した後、臼井は日本に戻り参謀総長及び陸軍大臣に報告し、今井は南京に帰任して支那派遣軍総司令部に会談の様子を報告した。三者会談案に対して板垣総参謀長は非常に乗り気で即座に同意した。そして、6月23日、今井は影佐少将とともにこの工作の内容について南京政府側に説明した後、翌24日には板垣が汪を訪問し、その意向を尋ねた。それに対して、汪は「私は重慶脱出前から、日華和平を理想としたが、蔣は私が和平を請う現することに非常な不満を抱いていた。このため私の河内脱出後は、特に蔣に対し和平の意図を改めて伝える方法がなく、最近龍雲を通じて伝達を試みたが、不成功に終わった事例もある。然るに今回長沙で三者会談を開催するなら、最も簡便に宿願を果し得るから、極めて喜ばしい」と同意した¹⁶⁴。

¹⁶³ 前掲、『支那事変の回想』、130－142頁。

¹⁶⁴ 同上、143頁。

7月15日になると、重慶側は会談開始に向けて板垣の勅命携行を要求したが、日本側が同様に蔣による板垣の安全保障に関する親書を交付するよう求めると、重慶側はそれを拒否した。その上、日本側では翌7月16日に政変がおこり、阿部内閣が退陣して第二次近衛内閣が登場すると、重慶側は日本側に対して重慶を否認する第一次近衛声明を取り消し、汪、蔣合作に介入しないと確約することを文書にするよう要求した。それに加えて、新内閣では畑俊六陸相に代わって、新たに陸軍大臣として迎えられた東條英機中将は支那派遣軍による和平交渉に対して否定的であった。しかし、近衛首相はこの会談の成功を希望していたため、内閣交代があったものの、8月上旬の会談は無事に開催された¹⁶⁵。しかし、会談で重慶側は依然として日本側が何等かの形式を以って、第一次近衛声明を取り消し、汪、蔣合作に介入しないという意味を表示する文書を繰り返して要求しただけで、和平条件についての議論は進展を見せないままであった¹⁶⁶。

9月上旬に、日本側は打開策として新たに近衛及び板垣と蔣との間の親書交換を提案した。しかし、重慶側は「近衛親書が、国民政府を相手とせざる近衛第一次声明を正確に否定せず、且つ板垣の出席する長沙会談を全面的に支持せず、傍観的態度である」と親書交換だけでは不十分だとして、正式交渉を開始することには賛同しなかった¹⁶⁷。その後、重慶側と日本側は尚も二回ほど意見交換を行ったものの、成果がなかったため、日独伊三国同盟が間もなく成立することを契機に、9月下旬に交渉を担当する支那派遣軍は会談の打ち切りを提案した。支那派遣軍は現況では重慶側の和平に対する熱意は極めて低く、日本側から条件の良い提案がない限り、和平が一、二か月の間で進展する見込みがないため、「自然ノ推移ニヨリ先方ノ出テ來ルヲ待ツ以外方策ナシ」と判断し、宋を通じる工作を正式に中止すると決定した¹⁶⁸。

斯くして、日本側はその和平条件を譲歩しなかったことにより、重慶側との会談もこれによって中止することとなった。とはいえ、陸軍側は停戦のための和平条件を用意しなかったわけではなかった。もし、桐工作が進展した場合、陸軍はどんな停戦条件を提示した

¹⁶⁵ 「香港機関ヨリ總務部長宛電報」(昭和15年7月15日、8月2日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-127); 同上、144頁。

¹⁶⁶ 「香港機関ヨリ次長宛電報」(昭和15年8月9日)(同上、防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-127)。

¹⁶⁷ 「香港機関ヨリ次長宛電報」(昭和15年9月1日)(同上); 前掲、『支那事変の回想』、146頁。

¹⁶⁸ 「鈴木中佐報告」(昭和15年9月26日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-632)。

か。「日満支三国ハ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ東洋平和ノ枢軸タルヘシ」を主旨とする 9 月 29 日に決定された停戦条件はその内容を次のように規定した。

- 一、 日満支ハ善隣友好、共同防共、經濟提携ノ実ヲ挙ク
- 二、 支那ハ滿州國ヲ承認シ日本ハ支那ノ主權及領土ヲ尊重ス
- 三、 防共ニ関シテハ相互ニ協カスヘク日支防共協定ヲ締結シ日本ハ所要期間所要ノ軍隊ヲ蒙疆及北支要地ニ駐屯ス
- 四、 蒙疆地方ヲ蒙疆特別地域トナス
- 五、 北支及揚子江下流地域ニ在リテハ密ニ經濟合作ノ実ヲ挙クヘク蒙疆及北支ノ重要資源ノ開發利用ニ関シ支那ハ日本ニ特別ノ便宜ヲ供與ス南支沿岸特定島嶼ニ於テ海軍軍事上緊密ナル合作ヲ行フ
- 六、 支那ハ日本人ノ支那内地ニ於ケル居住營業ノ自由ヲ容認保証シ日本ハ在支治外法權ノ撤廢及租界ノ返還ヲ考慮ス
- 七、 日支提携合作ノタメ支那ハ軍事及經濟顧問ヲ日本ヨリ招聘ス
- 八、 支那ハ直ニ抗日容共政策ヲ放棄シ停戦ト同時ニ之ヲ聲明ス
- 九、 重慶政府ハ汪精衛等南京政府ト協力合作ス
- 十、 支那ハ各地ノ治安ヲ確保シ且支那側義務ノ実行ヲ保証シ日本ハ平和克復後成ルヘク速ニ約定以外ノ兵力ヲ撤収ス

この内容は 11 月末に南京政府との間で締結される日華基本条約と比べ、ほぼ同一であることから分かるように、「中国」という国に対して、日本の目的は重慶、南京を区別することではなく、あくまでその対中政策の実現である。そのため、この内容は「支那全般ニ於ケル総合的親日傾向ヲ醸成セシムル」という従来の中の方針を集大成した近衛三原則を基に作成した「日支新關係調整方針」を如実に反映したものとなっている¹⁶⁹。しかし、宋を通じた工作の失敗により、陸軍側は前述したように次第に持久戦へと移行することを決意することとなった。

¹⁶⁹ 「停戦条件」（昭和 15 年 9 月 29 日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-633 「支那事变戦争指導關係資料綴 大本営陸軍部の部」）。

第6項 「荏苒時日ノ遷延ヲ許容セズ」

一方、外務省も同時期に松岡外相が主導する錢永銘工作を通じて重慶政府に対して働きかけた。前述したように、当時、外務省内部では南京政府の実力に対して猜疑的な声があった。たとえば、松岡外相が就任直後の7月25日に、北京駐在の藤井参事官は松岡外相への現地情勢に関する報告の中で、「汪政権ハ一般ヨリ国民党腐敗分子ノ寄集メ」であり、「日本側ニ対シテハ重慶側トノ橋渡シヲ努ムヘキ旨言ヒ振ラシ居ルモ其ノ実対重慶工作ニ種々ノ妨害ヲ加ヘツツアリ」と記し、南京政府に対する懸念を示した¹⁷⁰。

9月5日に外務省東亜局第一課は「日支全面和平処理方策に関する試案」という南京政府とは別のルートで和平交渉工作を行う試案を作成した。同案は「十月末若ハ十一月初旬ニ條約調印從テ南京政府ノ正式承認ノ運ヒトナルヘキ順序ナル處右ハ必スシモ日支間ノ全面的和平ヲ即急ニ招來スルコトトハナラス日支事變ハ寧ロ長期戦トナル可能性大ナル」と、南京政府の正式承認は予期される効果をもたらすことができない可能性があるとして指摘した。したがって、南京政府との間で基本条約に調印するまでに「全面的和平ノ實現、換言セハ重慶政權ノ屈伏ヲ招來スル為ノ有ユル努力行ハルルヲ要スヘシ」と主張した。このような情勢判断に基き、第一課は支那派遣軍が現在実行中の謀略工作と併行して「實質上重慶ヲ相手トスル和平交渉」を行うべきだと提案した。そして、南京政府が既に同意した日華基本条約から重要問題を抽出して作成した基礎案をもって、錢永銘など蒋介石と親しく接近し得る人物を通じ、重慶と連絡折衝するという構想を示した¹⁷¹。

その際考慮される和平条件は一、満州国承認問題、二、主権及び領土の尊重問題、三、共同防共、経済提携問題、四、治外法権撤廃及び内地開放問題、五、撤兵問題、六、北支内蒙の特殊性などである。また、満州国承認の時期について、外務省は重慶を含む中国側との和平条約を締結する時に実行するのが最も好ましいと考えている。しかし、それが困難な場合は代替策として「和平ト同時ニ秘密文書ヲ持テ滿州國承認ノ約束ヲナサシメ右承認實行ノ時期及方法ハ兩國ノ協議ニ依ルヘキ案」を考慮する。そして、主権及び領土問題、共同防共、治外法権撤兵及び内地開放問題、撤兵問題、北支内蒙の特殊性については日華

¹⁷⁰ 「藤井参事官ヨリ松岡外務大臣宛電報」(昭和15年7月25日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9第一卷)。

¹⁷¹ 「日支全面和平處理方策ニ關スル試案」(昭和15年9月5日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.30第二卷)。

基本条約の内容をそのまま踏襲するが、山東における防共駐兵地域はある程度の譲歩を考慮するとした¹⁷²。

斯かる構想の下で、汪兆銘工作を進めてきた当初の参加者の一人である西義顕が先ず南京政府側との意見調整に当たった。9月6日に西は汪に錢永銘工作の構想を説明した後、翌7日に西、影佐禎昭、汪、周仏海が同工作について協議した際、影佐はまず「停戦に関してはすでに宋子良と今井が接触しているのだから、信頼できるか否かを問わず、その失敗が確実となる前は、日本側にせよわが方にせよ、接触するように任せてよいが、競い合ってやるのはよろしくないので、われわれは現在のところ錢とは南京、重慶の合作及び和平の条件問題についてのみ話すべきである」と主張した。それに対して汪も大いに同意した。

南京側の意見を確認した後、西は錢が「中日の和平及び南京、重慶の合作のため努力する」意思があることを確認した後、再度周と和平条件の内容について協議した。それについて周は「今回南京で交渉した中日条約について、重慶は満足していない。敗戦国としていえば、今回の条件は実に寛大というべきで…ただ平等な國として論ずれば、日本側の要求にはいささか過分なところがあり、日本側がもし中日条約を改正して、中国にもっと有利なものとするができるということを示さないと、全面和平は期し難い」と告げた¹⁷³。

一方、外務省の方では「日支全面和平処理方策に関する試案」に基き、省内での意見交換を経て9月16日には「支那事變急速處理方針」を作成した。同方針は「現下ノ國際情勢及重慶政府ノ動向ニ鑑ミ此際帝國政府ニ於テ速ニ事實上重慶政府ヲ直接相手トスル全面的和平交渉ヲ行フ」と決定した。同処理方針では和平条件について現在の南京政府との基本条約案を基礎にして、それに「全面的和平ニ伴フ諸般ノ政治的考慮」を加えるとともに、全面的和平は「停戦、重慶南京合流、和議」の順序で行うと構想した。外務省側が考案する和平条件と全面和平の順序は基本、陸軍側と同様な発想である。

それにより、日本側がこれから事実上重慶を相手に全面的和平を招来するための必要な交渉を進めることについて、南京政府があらかじめそれを諒承するよう意思疎通を行う。そして、南京政府との基本条約についての交渉は「差當リ既定方針ニ依リ其ノ手續ヲ進ムルモノトス」と、南京政府の意向を確認したうえで錢永銘工作を遂行すると決定した。そ

¹⁷² 「日支全面的和平實現ノ見地ヨリ考察セル和平條件（條約）問題」（昭和15年9月5日）（同上）。

¹⁷³ 『周仏海日記』（1940年9月7日、9月9日、9月12日）。

して、もし今回の工作が失敗した場合は「南京政府ノ即時承認、蔣政權ニ對スル交戦權發動及占領地行政ノ再編成ヲ急速實施ス」と、對重慶工作が失敗した場合、その対策として直ちに南京政府承認に移行すると決定した¹⁷⁴。

斯くして、西は9月17日に一時帰朝して、工作に協力するという南京政府側の意見を松岡外相に報告した後、10月1日に、外相、陸相、海相協議の下「對重慶和平交渉ノ件」が決定された。同案は重慶政府と交渉する和平条件について「南京政府トノ間ニ成立ヲ見ントスル基本條約（海南島ニ關スル附属秘密協定ヲ含ム）ニ準據シ重慶政權トノ間ニ和平交渉ヲ行フモノトス」と正式に決定した。そして和平交渉は「汪蔣合作ヲ意圖シ先ツ日支ノ直接交渉ニヨリ之レヲ行フモノトス」と規定し、錢永銘工作を正式に採用した。そして、新中央政府承認は「本件ニ拘ラス豫定通り進捗セシムルヲ可トス」と、錢永銘工作は新中央政府承認と同時進行する形で遂行すると規定した¹⁷⁵。10月下旬、日本側の和平条件は錢を通じて重慶側に送られた。

松岡外相が錢永銘工作を進める一方、陸軍側による和平交渉が既に失敗したこと、新中央政府の正式承認が日に日に近づいていることに鑑み、外務省内部では和平工作のために南京政府を活用すべきだという声も次第に強くなった。10月に外務省で作成された国民政府の現状に関する報告では次のように述べている。まず、汪兆銘、陳公博、周佛海など汪政權の最高首脳者は「支那平和ノ為日支提携以外ニ方法ナキコトヲ明確ニ認識」している。そして、南京政府の施政現状については「一、事前ニ重要問題ハ日本側ト協議ス、二、常ニ日本ノ立場ヲ考慮ス、三、日本側ノ軍事行動ニ妨ケラレテ政治ノ自主性ヲ妨ケラレアルモ此ノ如キ事變下ノ特殊性ハ彼等モ逐次認識シアリ、四、寧ロ日本側カ餘リニ彼等ノ立場ヲ無視スルノ嫌アリ」と汪政權の立場を肯定し、逆に日本側の態度に批判的である¹⁷⁶。

新中央政府承認は既定方針であるため、外務省は10月26日に南京政府の承認について「新国民政府ノ承認ト三国同盟條約締結ニ就テ」という案を作成した。同案は支那事變処理に関する方針として

- 一、汪精衛ヲ首班トスル新国民政府ヲ育成強化シ国交調整條約ノ締結ニ依リ同政府ヲ承認ス

¹⁷⁴ 「支那事變急速處理方針」（昭和15年9月16日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30 第二巻）。

¹⁷⁵ 「對重慶和平交渉ノ件」（昭和15年10月1日）（外務省記録A.7.0.0.9-61「大東亜戦争關係一件 本邦の對重慶工作關係」）。

¹⁷⁶ 「国民政府ノ現状（要點ノミ）」（昭和15年10月）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9 第一巻）。

二、右ト併行シテ重慶政権トノ間ニ和平交渉ヲ行フ（先ツ日支直接交渉、情勢ニ依リ対獨蘇施策ニ重點轉換）

と規定し、南京政府承認による事変解決の重要性を訴えた。具体的には「三國同盟締結ニ依ル國際情勢ヲ活用シ帝國ノ汪政権承認ヲ取り上ケ重慶側ニ壓迫ヲ加フル」と同案は提案した。それに従って、ドイツ、イタリアに対しては「獨伊兩國政府ハ飽迄汪政権ヲ支持強化シテ重慶政権ヲ切崩サントスル日本政府ノ對支方針ヲ支持スル」よう働きかける。そして日本が南京政府を承認した後、ドイツ、イタリア、ルーマニア、ハンガリー、フランスなど各国が続けて南京政府を承認すれば、新政府の基礎は強固なものとなる。そうすれば、この新しい国際情勢に鑑みた重慶側も対日抗戦を諦め、新政府と合作するに至ると提案書は結論付けた¹⁷⁷。

そして、11月13日に行われた御前会議では同年7月の「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱」に準拠し、「支那事變處理要綱」を決定した。近衛首相はまず挨拶で「帝國ハ昭和十三年一月十一日御前會議決定ノ支那事變處理根本方針竝昭和十三年十一月三十日御前會議決定ノ日支新關係調整方針ニ基キ、從來重慶政権ニ對シ其ノ反省ヲ促シ、急速ニ支那ノ全面的屈伏ヲ強要スルト共ニ、新ナル政治勢力ノ育成ヲ企圖シ、之ヲ實行シ來ツタノデアリマス。然ルニ現下ノ情勢ニ於テハ、短期間ニ之ガ屈服至難ナルヤニ察セラルル」と、重慶を屈伏させることが予想以上に困難であると説明した。そして、従来の中政策に基き、新中央政府の樹立に邁進してきたが、「南京ニ樹立セラレタル新政府ハ逐次其ノ政治力ヲ増大シ來リツツアルノミナラズ、該政府ト帝國使臣トノ間ニ行ハレタル條約交渉ハ今ヤ政府ニ於テ之ガ採否ヲ決スベキ時機ニ到達シタノデアリマス」と、南京政府をいよいよ正式に承認すると明言した。

それにより、重慶に対しては「武力戦ヲ續行スル外英米援蔣行為ノ禁絶ヲ強化シ且日蘇國交ヲ調整スル等政戦兩略ノ凡有手段ヲ盡シテ極力重慶政権ノ抗戦意思ヲ衰滅セシメ速ニ之カ屈服ヲ圖ル」と規定した。以上の目的を達成するために「特ニ日獨伊三國同盟ヲ活用ス」と決定した。また、和平条件は「新中央政府トノ間ニ成立ヲ見ントスル基本條約（之ト一體ヲナスヘキ艦船部隊ノ駐留及海南島ノ經濟開發ニ關スル秘密協約ヲ含ム）ニ準據スルモノ」と規定した。そして、南京政府を承認する時期については「昭和十五年十一月末

¹⁷⁷ 「新国民政府ノ承認ト三國同盟條約締結ニ就テ」（昭和15年10月26日）（同上）。

ニ至ルモ重慶政權トノ間ニ和平成立セサルニ於テハ情勢ノ如何ニ拘ラス概ネ左記要領ニ依リ長期戦方略ヘノ轉移ヲ敢行シ飽ク迄モ重慶政權ノ屈伏ヲ期ス」と決定した。

そして、同要綱の主要目的である「帝國ノ総合国力特ニ彈撥性アル國防力ノ確保増強」を達成するために、今後の新中央政府の指導及び育成については「占據地域ノ民心ヲ收攬シ該地域ニ政治力ヲ浸透セシメ其保有スル治安機關ト相俟テ治安ノ確保安定ニ協力シ、物資獲得ヲ擔任セシムルコト等ニ依リテ我戦力培養ニ資シ又對重慶工作ヲ行フ等我施策宜シキヲ得ハ我が事變處理ノ一翼トシテ某程度ノ效果ヲ發揮」するよう南京政府を育成すると決定した。

しかし、会議での質疑応答のときに「新中央政府育成強化ニ關スル見透シ如何」という問いに対する返答に見られるように日本側は現時点での南京政府の協力を期待していたわけではなかった。すなわち、新中央政府の政治力は「未タ新中央政府ノ母胎トモ云フヘキ我軍ノ占據要域ニ滲透スルニ至ラス從ツテ其實力ハ殆ント新中央政府タルノ實力ヲ具有シアラサル」ためである。そのため、今後は新中央政府の実力を逐次培養強化していくが、「帝國ノ大東亞新秩序建設ノ一翼ヲモ分擔シ得ルニ至ルヘシト思考セラルルモ其前途ハ尚遼遠ナルヲ覺悟セサルヘカラス」と日本側は結論付けた¹⁷⁸。

本来、「支那事變處理要綱」は11月7日に行われる連絡会議で決定される予定であった。しかし、錢永銘工作がまだ進行しているため、11月13日の御前会議で決定することとなった¹⁷⁹。当時の松岡の構想では「此際重慶ニシテ真面目ニ全面和平ヲ取上ケントスルノ誠意アルニ於テハ重慶側ノ立場ニモ配慮シ…新政府承認ノ時期ニ先立ち重慶ヲ事実上ノ相手トシテ全面和平招来スル途を開クコト」も適当であると考えた。ただし、南京政府の正式承認が迫る中、「情勢上往々時日ノ遷延ヲ許容」できないため、今月末までに重慶側に和平の誠意が確認できない場合は「断乎新政府ヲ承認シ事變ノ自主的處理ニ邁進スル」と松岡は判断した。もし重慶が和平について誠意を示した場合、「和平交渉ハ原則トシテ日支間ノ直接交渉ヲ本旨トスルコト勿論ナリト雖モ…独ヲ通シ和平条件ヲ提示スルコト必スシモ異存ナシ」と第三国の介入をも考慮に入れた。そして、もし重慶側が抗日政策を清算し、日本側の和平条件を受諾すれば、日本側は汪蔣両政權合流の方式に干渉する意図がなく、「汪蔣ノ話合ニ依リ内政問題トシテ處理セラルルコトニ異存ナク從テ右ノ結果ニ基キ蔣カ改メ

¹⁷⁸ 「支那事變處理要綱」(昭和15年11月13日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1063「支那事變處理要綱 御前會議議事録」)。

¹⁷⁹ 「支那事變處理要綱」(昭和15年11月13日)(同上)。

テ新政府ノ首班トナルコトニ付テハ我方トシテ別段異議ナキ次第ナリ」と松岡は考えた¹⁸⁰。

しかし、「支那事變處理要綱」を決定したことにより、尚も錢永銘工作のために南京政府の承認を延期しようとする松岡は陸軍側の強い反発に直面した。松岡は汪兆銘による新政府は戦争を終結させる実力を備えていないという判断から、錢永銘工作を通じて重慶との直接交渉を期待しているが、11月22日に重慶側は錢を通じて「承認ヲシバラク延期セラレ度」、「全面撤兵条約駐兵ノ形ヲ採ラレ度」という和平交渉に関する交渉条件を日本側に伝えた。

同日に行われた四相会議で陸相は「撤兵及駐兵ニ触ルハナカレ」と重慶側の要望に対して否定的な態度を示したが、協議の末12月5日までに重慶側が然るべき人物を派遣するよう要請すると決定した¹⁸¹。松岡外相が重慶との交渉のために新政府承認を渋っていることが現地に通知されると、汪工作を最初から関与してきた影佐少将、阿部特命全権大使、武藤章軍務局長などは松岡外相の自宅に乗り込み、強硬に承認を要求した。松岡は最初は陸軍側の要求を容認しなかったため、激しい論争が繰り返されたが、結局松岡自身も重慶との直接交渉の見通しに対して悲観的であったため、遂に妥協することにした¹⁸²。

そして、南京政府を承認する直前の11月28日に行われた連絡会議では近衛首相、松岡外相、東條陸相、及川海相が出席して協議の末、改めて「十一月三十日迄ニ停戦申込アリタル場合ニ於テモ承認期日ヲ変更スルコトナシ」、「調印後ハ對重慶工作ヲ暫ク中止」することを相互に確認し、また、合意した¹⁸³。

斯くして、11月30日に日本が南京政府を正式に承認した後、日本は南京政府に代わってドイツとイタリアに対して早期承認を求め始めた。日本側は「日本政府カ既ニ南京政府ヲ承認シ之ニ絶對支持ヲ與ヘテ東亞新秩序建設ノ一礎石トシツツアル現状ヨリ解シテ之ニ同調スルハ同盟各國ノ個々ノ國家ノ利益ニ超越シテ三國大目的達成上重要意義アル」として、ドイツへの説得を試みた。

しかし、ドイツ側は「承認カ蘇聯邦ニ與フル影響ヲモ考慮」しなければならないとして、承認に難色を示した。それを受けて、従来立場より早期承認に対して好意的なイタリアも「獨側カ獨伊間ニ意見ノ不一致アルカ如キ印象ヲ與フルコトヲ不可トスル」という理由

¹⁸⁰ 「松岡外務大臣ヨリ在独来栖大使宛電報（廃案）」（昭和15年11月9日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9 第一巻）。

¹⁸¹ 『周仏海日記』（1940年10月22日）；『機密戦争日誌』（昭和15年11月22日）。

¹⁸² 前掲、『中国のなかの日本人』、312-318頁。

¹⁸³ 参謀本部編『杉山メモ 上』原書房、1967年1月、155頁。

により、早期承認に踏み切らなかった¹⁸⁴。しかし、ヒトラーの方針転換により、41年6月17日の日本側の打診に対してリップントロップは積極的な姿勢を示した¹⁸⁵。6月26日に、承認問題についてイタリアに打診すると、チアノ（Gian Galeazzo Ciano）外相は従来と同様に承認する用意があるとして好意的な態度を示した¹⁸⁶。

同日、ドイツ駐在の大島浩大使はリップントロップ外相に南京政府承認を正式に申し入れた。ヒトラーの裁可により、ドイツは日本側が希望するとき及び形式で南京政府を承認すると正式に決定した。また、リップントロップからチノア外相と直接に連絡し、南京政府承認に対するイタリアの態度をも確認した。それにより、両国は同時に承認する方針を取った¹⁸⁷。そして、リップントロップ外相の申出により、他の三国同盟加入国のルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、スロバキア、クロアチアも逐次日本側の希望通りに南京政府を承認すると表明した。ただし、スペインは食糧補給上英米に頼らなければならないため、すぐには承認しなかった¹⁸⁸。

そして、41年7月1日、独伊は南京政府を同時承認した¹⁸⁹。同日、日本側はフランスのダルラン（François Darlan）副総理に対して南京政府の承認を要望したが、ダルランは「佛國ハ獨佛休戦條約下ニ於テ特殊ノ事態下ニアリ其ノ對外政策モ他ノ樞軸國ト必スシモ同一ナルヲ得ス」と説明し、獨佛休戦条約に変更がない限り、中国に対する政策を改める必要性を感じないと返答した。ダルラン副総理はもしフランスが南京政府を承認すれば、重慶またはイギリスより仏印に争いを惹起する恐れがあるとして、現状を維持したいと述べたため、フランス駐在の加藤外松大使も本国に対してあまりフランス側に正式承認をつよく押し付けまいと上申した¹⁹⁰。一方、汪兆銘は多数の華僑が仏印に居住しているという対華僑工作の観点より、フランスによる南京政府承認への日本政府の援助を引き続き要望した¹⁹¹。しかし、ダルラン副総理は急に南京政府を承認し重慶と正面より断交すること

¹⁸⁴ 「堀切大使ヨリ松岡外務大臣宛電報」（昭和16年1月23日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9-2）。

¹⁸⁵ 前掲、「南京政府の承認につき独国政府に対し正式申入れ方請訓」（昭和16年6月17日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1182頁。

¹⁸⁶ 同上、「伊国政府に対し南京政府承認方申入れについて」（昭和16年6月26日）、1186頁。

¹⁸⁷ 同上、「独国の南京政府承認決定について」（昭和16年6月26日）、「伊国の南京政府承認決定について」（昭和16年6月27日）、1186-1187、1188頁。

¹⁸⁸ 同上、「独国の南京政府承認決定について」（昭和16年6月26日）、「三国同盟加入国による南京政府承認手続き等に関し独国外務次官より説明について」（昭和16年6月27日）、1186-1187、1188頁。

¹⁸⁹ 「中村代理大使ヨリ松岡外務大臣宛電報」（昭和16年7月1日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.9-2）。

¹⁹⁰ 「加藤大使ヨリ松岡外務大臣宛電報」（昭和16年7月2日）（同上）。

¹⁹¹ 前掲、「対華僑工作の観点より仏国による南京政府承認を汪兆銘希望について」（昭和16年

は一面重慶側に不必要な刺戟を与え、英米などに対しても相当の反響を与えるため、すぐに承認しない姿勢を堅持することにした¹⁹²。

斯くして、日本の協力の下でドイツ、イタリア、ルーマニア、ハンガリー、デンマーク、クロアチア、そして後にはスペインなどの国々が南京政府を承認し、南京政府の「国際関係は正常な状態に戻った」ように見えた¹⁹³。しかし、英米による承認を獲得できなかったことはやがて太平洋戦争勃発によって南京政府の対外政策に大きな影響を与えることとなる。

7月10日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1195頁。

¹⁹² 「加藤大使ヨリ豊田外務大臣宛電報」(昭和16年9月6日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9-2)。

¹⁹³ 前掲、〈國民政府還都二週年紀念致詞〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、197頁。

第3章 日華基本条約の実態

第1節 「感情ノ疎隔」

前章で説明したように、日本側は1939年12月28日に「對外施策方針要綱」を決定した後、南京政府の早期承認は重慶側との関係をより困難なものにする恐れがあることに鑑み、重慶に影響力のあるアメリカ、ドイツに調停役を依頼すると同時に、重慶側との直接交渉を模索した。そして、それと併行して、南京政府承認も「對外施策方針要綱」の規定通りに推進していた。そのため、40年3月30日に南京政府が樹立すると、5月下旬の南京政府要人の訪日を契機に、日本側は南京政府との正式な条約締結に向けて「日支新關係調整ニ關スル協議書類」の條文化についての協議準備に着手した。

南京政府樹立二ヶ月後の5月下旬に、陳公博立法院長と褚民誼外交部長は訪日した。その目的は二つあった。一つは日本側が新政府樹立の際に慶祝使節を派遣したことに対する答礼であり、もう一つは国交調整に関する交渉開始の促進と「日支新關係調整ニ關スル協議書類」に関する南京側の要望を伝えるためであった。5月23日に、陳は近衛文麿との会談で早速、「今ヤ新政權成立シテ日本トノ間ニ國交調整ノ交渉ヲ開始セントスルニ至レル」と要望した。そして、交渉に当たって、「支那ハ未タ全面的和平ノ域ニ至ラス新政權ハ右和平ヲ實現スル第一段階ニシテ國交調整モ之ヲ以テ全國民ニ和平ノ希望ヲ持タシムル重要ナル關係アル」という現状に鑑み、日本側が條件内容などを十分検討し、「條文ノ末節ニ走り和平運動ノ大局ヲ忘ルルコトナキ様」要望した。

陳、褚の両使節はまた同日に、米内光政首相、畑俊六陸相、吉田善吾海相などの各大臣とも会談した。陳はそれぞれの会談において新政府樹立以来相当の日時が経過したにもかかわらず、国交調整に関する交渉が一向始まらないことは「此ノ儘荏苒ヲ過スニ於テハ結局新政府ハ一般ノ信賴ヲ失ヒ全面的和平實現ノ基礎ヲ失フニ至ル虞アリ」として、速やかに国交調整に関する交渉を開始するよう要望した。陳の要望に対して、首相をはじめ、各大臣は「日本側ハ目下着々右交渉ノ準備ヲ進メ居リ不遠交渉ニ入ル筈ナリ」として、陳が有田外相と国交調整の早期開始問題に関する詳しい内容を協議するよう勧めるにとどまり、明確な返答を保留した。

ただし、国交調整に関する日本側の姿勢について畑陸相は陳との会談で、次のように説明した。畑はまず、南京側が「新政府ハ日本軍ノ占據セル地域内ニ成立シ居ルコトヲ認識スル」必要があると、南京側が受動的な立場にあることを指摘した。そのため、「作戰ヲ以

テ第一ト為シ」という事変処理を重要視する陸軍の立場としては、「新政府ノ發展ノ為出来ル限り作戦上ノ必要ヲ忍ビ新政府ニ協力スルコトニハ努力」する。ただし、南京側も「右ノ事態及軍力作戦ノ全責任ヲ持チ居ル事實ヲ篤ト認識シ國交調整トノ間ニ不一致ノ場合モ生スルコトナキヲ保セサルコトヲ考慮シ置クコトヲ要ス」と、日本側は今後の正式交渉においてもその要求を堅持する姿勢を示した¹。

5月25日、陳は外務大臣官邸での有田外相との会談で、現状の改善を求めると同時に、速やかに国交調整を開始するよう要望した。陳は新政府成立後、日本との国交調整の交渉が未だ開始するに至らないため、政府部内及び一般民衆は日本に対して猜疑的な態度を抱きつつあると指摘した。そして、新政府成立後、課税、運輸などは依然として日本側が主導権を握っているため、「民衆ノ生活改善ニ寄與スルコロ極メテ少ク政府管轄下ノ物資ハ依然トシテ頗ル高値ニシテ…其ノ他運輸課税等ノ關係ニテ物資ノ流通涉々シカラス之カ為民衆ハ漸ク新政府ノ價値ヲ疑ハントスルニ至レリ」と、新政府の基盤強化のためにも、各税収の課税方法及び日本出資企業による運輸の独占を改善する必要があると要望した。

また、中央政府は各地方を統べる存在にもかかわらず、「其ノ他地方ニハ特務機關及宣撫班ノ改名セル連絡員等アリテ各地方官廳ヲ指揮シ居ルヲ以テ中央政府ノ命令ハ下級官廳ニ及ハス又中央政府ノ官吏ト雖モ特務機關發給ノ證明書ナケレハ居住通行モ出来得サル状態ニテ新中央政府ト維新政府トノ差異何處ニ在リヤトノ感ヲ深カラシムルモノアリ」と、日本側が主張する地方の特殊性は中央政府の権限を著しく制限していると抗議した。日本側が新中央政府を育成するならば、これらの問題を解決するために、日本・南京は速やかに国交調整の交渉に入る必要があると陳は主張した。

陳は続けて北支及び蒙疆の問題について華北は北支政務委員会を中心に「漸次北支ノ獨立ニ向ハントスル傾向ニアルハ面白カラス情報ニ依レハ米國等カ新政府ノ承認ヲ否認スル聲明ヲ發スルハ日本側カ北支ヲ獨占シ半永久的ニ軍隊ヲ駐屯セシメントノ日本側ノ肚ナリト認メタル結果ニ基ク由ナリ」と指摘し、日本側が地方の特殊性と称して南京政府の主権及び領土的独立を損なう行動に出ないよう要望した。同様の観点から、蒙疆については昨年未の交渉により、山西北部十三県及チャハル省南部数県を蒙古に編入することは不合理の感があるうえに、北支蒙疆で日本側が公然とモルヒネの製造販売などを行っていは「日支ノ協力合作ハ將來悲觀スヘキモノアリ」と不満をあらわにした。

¹ 「陳公博ノ各要路トノ会談要領」（昭和15年5月24日）（外務省記録A.6.1.1.9「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」第一卷）。

そのため、陳は上述した現状を維持しようとする「日支新關係調整ニ關スル協議書類」の内容修正は極めて重要であると説明し、「今後國交調整ノ交渉ヲナスニ當リ日本側ハ自發的ニ之ヲ緩和シ以テ支那國民ノ感情ヲ柔ラクルノ工夫ヲ凝スコト必要ナリ」と主張した。また、重慶に対する工作の「基礎ヲナスモノハ單ニ日本側ノ武力ヲ以テ重慶側ニ脅威ヲ与フルニ止マラス政治方面ニ於テ新政府ヲ育成シ日支ノ協力ニヨリ和平建設ノ希望ヲ与フルコト其ノ前提ナリ汪精衛モ今次ノ新政權樹立ヲ以テ決シテ能事終レリトセス全面的和平ニ進ム一段階トナシ政府當局一同其ノ氣持チニテ努力シ居ル」と陳は説明し、事變処理の観点からも新政府育成する必要があると訴えた。

陳の主張に対して、有田外相はまず事變を通じて日本側が達成しようとするものについて次のように説明した。有田は今次の事變において日本側の目的は「所謂東亞新秩序ノ建設ヲ主張シ日滿支ノ互助連環關係ヲ樹立セントスルハ即チ東亞ノ聯合ヲ圖ラントスル」ことであり、この「東亞ヲ以テスル單位ノ中ニ含マルル各國家ハ獨立ヲ享有シ個性ヲ發揮シ相互ニ經濟上ニハ有無相通シ必要ニ應シテハ軍事上モ密接ニ連絡セントスルニアリ」と説明した。そのため、まず日中両国が「種々ノ感情ノ疎隔」を乗り越えて單位の樹立を図る必要がある。したがって、國交調整問題もまた昨年末の話し合いに基いて成るべく速やかに開始すべきという方針の下で、日本側は既に条約の草案を研究しているが、条約の形式内容などの検討は相当の時日を要するため、今日まで交渉開始には至らずと有田は説明した。そして、「最近關係方面トノ打合せ著シク進展シタルニ依リ遠カラス阿部大使ニ訓令ヲ發シ交渉開始ノ段取トナル」と、近いうちに交渉を開始すると返答した。

また、新政府の施政については「作戰途上ナル關係ニテ平素ト異ナリ種々ノ不便アルヘキコト」については今後に行われる國交調整のときに阿部大使と相談して漸次解決していくと説明した。そして、北支問題に関して、陳が述べた米国に関する情報は「全然事實無根」と否定した後、「日本カ華北ニ關心ヲ有スルコトハ地理上經濟上又ハ防共ノ必要等ヨリ當然ノコトニシテ此ノ意味ヨリ北支政務委員會ノ必要ヲ感ジ居ル譯ナルカ此ノ地方ヲ他ト區別シ獨立又ハ半獨立ノ状態ニ置カントスルカ如キハ何等考慮シ居ラス」と明確に説明した。ただし、北支と蒙疆の区域について、有田が「蒙古ノ問題ニ付テ意見ノアル所ハ記憶ニ留ムヘシ」と述べたように、日本側は「日支新關係調整方針」にしたがって、東亜新秩序建設の中核をなす一員である親日的な新中央政府を建設するという対中政策に従って、中央政府の体裁を維持するために、華北を独立させる意図はないが、事變処理の観点から華北での既得權益を手放す意図もまたなかった。そのため、蒙疆に関する南京側の主張は

記憶にとどめるだけで、日本側は「日支新關係調整ニ關スル協議書類」の内容を緩和する意思はなかった²。

南京側の要望を受けて、興亜院は6月12日に、国交關係調整に関する条約締結の交渉開始を許可する「大使ニ對スル訓令案」を決定した。まず、新政府承認に先立って、「支那ノ滿洲國承認ハ今回ノ條約締結前又ハ遅クトモ之ト同時ニ必ス之ヲ實行セシムルヲ要ス」と、滿州國承認は新中央政府承認の先決条件の一つであると注意した。そして、これから締結する条約の性質について次のように説明した。新条約は重慶などの抗日勢力に対する大規模な戦争行為が継続している中、日本の占拠地域内に成立した新政府を相手に締結されるものであるため、「通常交戦國間ニ於テ休戦後締結セラルル媾和條約トハ本質的ノ相違アリ」と説明した。

すなわち、新条約には「事變ノ前後處置及今後永キニ渉ル日支關係ノ規準ヲ定ムルモノタルヲ要スル外、之ト同時ニ内國民ノ士氣ヲ振作シ事變完遂ニ對スル國民的結束ヲ確クシ、外支那人心ヲ把握シテ事變ノ解決ノ促進ニ資シ、且第三國ニ對シテハ帝國國策遂行ニ關スル不動ノ決意及其ノ具體的限界ヲ明示スルモノタルヲ要スル」など、東亜新秩序建設を実現する目的が含まれていると同時に、事変処理にも資しなければならないという日本側の様々な意図が込められた。したがって、日本の「支那ニ於ケル戦争行為ハ尚大規模ニ進行中ナルヲ以テ我方トシテ新政府ノ承認、新條約ノ締結ニ依リ聊モ戦争行為ニ累ヲ及ボスガ如キ拘束ヲ受クルコトヲ欲セザルハ勿論、新政府モ進ンデ事變解決ノ為我方ト密接ニ協力スベキ」と、今回の条約締結によって日本側の要求を制限してはならないことにより、従来の要求を堅持すると説明した³。

こうした決定に従って、有田外相は6月19日に、南京政府との条約交渉に関する説明を各地の大使館に伝えた。有田はまず、事変解決に資するよう条約締結による新中央政府承認及び同政府を助成する方針は「何等變更ナキ」と、新中央政府承認は既定方針通りに進めると説明した。そして、前述したように、実力がまだ不十分な新中央政府を通じて重慶と交渉するのが困難であり、日本側が直接に重慶と交渉する必要があるため、今後締結される条約が「戦果主義者ノ主張スルカ如キモノトナル場合ニ於テハ條約ノ締結及新政府ノ承認カ事變解決ニ資スルコト少カルヘキコト」となる。もし、この条約で民心を把握でき

² 「有田外務大臣、陳公博氏会談要旨」（昭和15年5月25日）（同上）。

³ 「大使ニ對スル訓令案」（昭和15年6月12日）（外務省記録B.1.0.0.J/C3「日華基本条約並日滿華共同宣言關係一件」第一卷）

ない場合、「単ニ日本及一二ノ国カ承認ヲ与フルノミニテハ結局同政府ヲ中心トシ重慶ノ弱体化ヲ計リ以テ事変ヲ処理セムトスル我方既定方針ノ迅速ナル完遂ハ困難トナルヘキニ付我方ノ使命ハ此ノ點ニ於テモ極メテ重大ナルモノアリ」と、条約は「合理的ノモノ」でなければならないと強調した⁴。

しかし、これまで論じてきたように、日本側と中国側は共に中国の主権独立、領土保全の実現を目標としているが、その認識と解釈は異なっている。日本側が近衛三原則に基づく「日支新関係調整方針」を通じて実現しようとする中国の主権独立、領土保全は前述した有田自身の言葉のように、對外的の場合のみである。そのため、有田自身は戦果主義者の要求を押さえて日華基本条約を合理的なものにしなければならないことを強く意識し、かつ強い使命感に駆られていても、満州国承認、蒙疆、華北の特殊性、駐兵という日本側にとって絶対に堅持すべき対中政策の基礎条件が中国側にとって既に過大な要求となっていることを、十分に認識することができなかつた。これは決して有田一人に見られる傾向ではなく、これまで述べてきた中国側との関係改善を主張する元外相の佐藤、野村、元陸相の板垣、そして、後述する対中政策の修正に尽力した東條英機総理大臣、青木一男大東亞大臣、重光葵外務大臣などにも同様な傾向がみられる。そのため、前述した有田と陳との会談で、陳が對内的の場合においても中国の主権独立、領土保全を達成するために、蒙疆、華北の特殊性について日本側が再考するようという汪側の要望を伝えても、有田からしてみれば、それは「記憶ニ止ムヘシ」というレベルのことに過ぎなかつた。

斯くして、7月5日、阿部信行大使と汪兆銘代理主席以下出席の下で、昨年末に調印された「日支新関係調整要項」を元に作成した「日支新関係調整ニ關スル協議書類」に関する正式な国交調整協議を開始した。この協議会の主要目的は「日支新関係調整ニ關スル協議書類」の條文化である。同協議会では日中間の恒久関係を規定する部分は基本条約に入れ、過渡的な事項は付屬議定書に入れ、重要事項ではあるが、公開に適さない部分は秘密協定に入ると決定した。また、満州国に対する措置は条約と切り離し、日滿支による共同宣言の方法を採択した⁵。

協議会において、南京側は「第一ニ中國ノ主權獨立ノ尊重ヲ絶對的條件ト為シ從テ第二

⁴ 「新中央政府樹立一件(条約交渉等ノ説明)」昭和15年6月19日(前掲、外務省記録A.6.1.1.9第一卷)。

⁵ 秦孝儀主編〈「中」日調整邦交會議第二次正式會議公認議事録〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》中國國民黨中央委員會黨史委員會、1981年9月、370—374頁。

ニ日華間ニ於ケル凡ユル提携協力ハ平等互惠ノ地歩ニ於テノミ行ハザルベカラズ」と強く主張した。それにより、南京側は協議書類中の駐兵地点に関する項目を秘密協定の部分に移動するなどの修正を求めたが、日本側は「戦争目的完遂ノ為ノ絶對的要求ヲ有シ第二ニ東亞新秩序ノ建設ニ今次事變ノ至上意義ヲ求ムル我方トシテハ右秩序建設ノ為必須トスル軍事的及經濟的手段ノ確保」について要求する必要があるとして、譲歩しなかった⁶。汪側は昨年末に既に協議書類の内容について同意したため、結局、汪側は「多大ノ難色」を示しながらも、日本側の要求を受け入れた。協議書類に基く日華基本条約の条約案はほぼ日本側が用意した原文のままに日本側の御前会議において可決され、閣議、枢密院審査委員会を経て正式に採択された⁷。

新中央政府を承認する先決条件である日華基本条約に関する交渉が終了したのを受けて、陳公博と周佛海は9月末に再び日本側に南京政府の早期承認を要望した。陳は今回の条約調印及び承認により、日本の「支持ヲ得テ中央政府タルノ面目ヲ立テツツ善政ヲ布キ民心ヲ引付ケ其ノ背景ヲ以テ重慶ニ働キカケル」と説明し、承認を急ぐよう要望した。また周も日本の二千六百年式典に参列した際、政府内部では「國民政府カ事實上維新政府同様若クハ以下ノ取扱ヲ受クル」現状に対する不満の意見が強く、日本側がこのまま何も意思表示しなければ「憂慮スヘキ事態」が起こる可能性があるとして強く念を押した⁸。また、汪もたとえ条約調印が発表されたとしても大きな影響をもたらすとは考えにくく、汪政権が弱体のみでは全面和平実現も見通しが立たないとして早期に承認するようと、10月2日帰朝する日高参事官を通じて近衛首相及び関係各方面に要望した⁹。

南京政府が早期承認の要望を伝え続ける中、前述したように、アメリカが調停役の依頼を拒否したこと、桐工作及び錢永銘工作が失敗したことに鑑み、日本側は11月13日の御前会議で「支那事変処理要綱」を決定し、11月末に日華基本条約締結を行い、南京政府を承認すると決意した¹⁰。

11月30日に日華基本条約が調印された後、基本条約に調印した阿部信行特命全権大使

⁶ 「松岡外務大臣ヨリ阿部大使宛訓令」(昭和15年9月21日)(外務省記録B.1.0.0.J/C3「日華基本条約並日滿華共同宣言關係一件」第四卷)；「日華條約締結ニ關スル復命報告書」(昭和15年12月)(外務省記録B.1.0.0.J/C3「日華基本条約並日滿華共同宣言關係一件」第五卷)。

⁷ 外務省編纂「条約交渉妥結について」(昭和15年10月1日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』六一書房、2011年5月、1128-1129頁。

⁸ 「阿部大臣ヨリ松岡外務大臣宛電報」(昭和15年9月28日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9 第一卷)。

⁹ 「日高参事官ト汪精衛トノ会談録」(昭和15年10月2日)(同上)。

¹⁰ 参謀本部編『杉山メモ 上』原書房、1967年1月、145頁。

は復命報告書の中で、日本側が今後、条約を締結した目的を達成するために特に注意を要する点を三つ挙げた。

- 一、今次條約ハ之ニ依リ新國民政府ヲ中華民國ニ於ケル唯一ノ正當政府トシテ承認シ同時ニ東亞新秩序建設ノ責務ヲ同政府ニ分擔セシメントスルモノナルヲ以テ今後ニ於ケル我對支施策ノ最重要眼目ハ右共同責務ノ分擔者タル國民政府其ノ者ノ地位ヲ育成強化スルコトニ在ル
- 二、今後ノ對支施策中ノ最重要分野ハ占領地域ニ於ケル經濟ノ運營ニ在リ蓋シ占領地域ニ於ケル經濟施策ノ適否ハ直接我方ノ作戰進行ニ至大ノ影響ヲ及ボスノミナラズ中國ニ於ケル一般治安ノ維持乃至民心ノ把握其ノ他各般ノ見地ヨリシテ我事變處理方策ノ成否ヲ決スル重大問題ナル
- 三、重慶政權ニ對スル施策ノ如何ハ直接今次事變ノ全面的解決ニ觸ルル重要問題ナリ而シテ今次新政府ノ承認ト對重慶工作トハ本質上互ニ矛盾スルモノニ非ズシテ却テ兩者相輔翼スルノ關係ニ在ルモノト認メラルルモ今日遽カニ重慶政權ノ翻意合流ヲ求ムルコトハ未ダ猶客觀狀勢ノ熟セザルモノアリ蓋シ重慶政權ガ既ニ實質上一地方政權ニ墮シツツモ依然抗戰ヲ繼續スル所以ノモノハ其ノ背後ニ從來ヨリ同政權ト深キ因縁ニ依リ結バルル第三國勢力ノ伏在スルアルニ依ルモノニシテ重慶政權ノ處理ハ結局帝國ト右背後勢力トノ關係ノ調整ヲ其ノ前提條件トスルモノナルヲ以テナリ仍テ對重慶施策ノ考慮ハ深ク右裏面ニ對スル洞察ナクシテ之ヲ行フヘカラザルモノ¹¹。

阿部特命全權大使が指摘したこの三つの課題は何れも問題の核心を突くものであり、事実、日本側もその後、これを中心にその対中政策を推進した。ただし、次章から論述するように、これらの課題は結局解決できなかったのである。

汪は新中央政府樹立直前に、今後日本側と締結する条約の「具体案は決して近衛声明の範囲を超えないと同時に、その原則に抵触することはない。また、中国の独立生存に危害を加えることがなく、中国における第三国の正統なる權益も損害しない...日中両国が手を

¹¹ 「日華條約締結ニ關スル阿部大使復命報告書」(昭和15年12月17日)(外務省記録B.1.0.0.J/C 3「日華基本條約並日滿華共同宣言關係一件」第五卷)。

携えて共存共榮の道に邁進する。日中両国が東亜の礎となり、両国が友好であれば東亜の平和は自ずと保障され世界の平和もその上に築かれていく¹²」と国交調整に臨む姿勢について声明を発したことがある¹³。しかし、これまでの交渉内容を見れば分かるように、実際に締結された日華基本条約は南京政府の要望をほとんど取り入れなかった。汪が後に日華基本条約改訂の際、この条約の一部の内容を「南京條約以來ノ最モ屈辱的條約」と日本側に説明したように、南京と日本との間で中国の主権独立、領土保全をめぐる政治面、経済面、軍事面に関する認識と解釈の相違は条約締結後も未解決のままに残されたのである¹⁴。

第2節 基本条約による制約

第1項 「政令南京ヲ出ツル能ハス」

1940年3月30日に樹立された南京政府は当時世界の約四分の一の国、すなわち13カ国に承認されていた政府である¹⁵。南京政府は日本の支援を受けて樹立された政権であるため、日本軍の支配地域、すなわち「北支蒙疆河南省（北半）江蘇安徽浙江（錢塘江以北）湖北（岳州迄）江西（南昌迄）及厦門汕頭廣東地方並海南島ニ及ヒ海岸線」はそのまま中国を代表する新中央政府として樹立された南京政府の領土範囲となっている¹⁶。その領土範囲内で、中国国内の総人口の半分、約2億人が暮らしている¹⁷。しかし、南京政府は中

¹² 此等方案決不軼出近衛聲明之外、只決不與其原則有所牴觸、於中國之獨立生存有無所危害、於第三國在中國之正當權益、不惟無所傷損…使中日兩國得向於共存共榮之大道而携手前進、中日兩國為東亞之柱石、兩國相安、則東亞和平得所保障、而世界平和亦於以奠定其基礎。

¹³ 前掲、〈汪兆銘以「中央政治會議」成立有期「中央政府」將 緣慶生之宣言〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、181頁。

¹⁴ 外務省編纂、「南京国民政府側より日華基本条約改正の希望」（昭和18年7月12日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』白峰社、2010年1月、315頁。

¹⁵ 1940年11月30日に日本が南京政府を承認した後、ドイツ、イタリア、スペイン、フランス、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、スロバキア、クロアチア、タイ、満州国、自由インド假政府なども次々と南京政府を承認した。

¹⁶ 前掲、「南京国民政府の成立に付き報告」（昭和15年4月5日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1072頁。

¹⁷ この人口数は1945年国民政府が発表した「中國對日要求賠償的說帖」から算出した約3億2千万人という日本占領区の人口数から中共党史研究室主任胡繩が1987年七七事変五十周年記念文の中で述べた約9千2百万人という解放区の人口数を引いた結果である。詳しくは秦孝儀主編、〈中國對日要求賠償的說帖〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第二編作戰經過 第四冊》、中國國民黨中央委員會黨史委員會、民國70年9月、43頁；人民出版社編輯、〈在七七事変五十周年紀念會上的講話〉《七七事変五十周年紀念文集》、人民出版社、1987年8

中央政府として樹立されたものの、前述したように、各地方には実質的な管理を行う日本側の特務機関が存在しているため、中央政府の政令は効力のないものであった。蒙疆は蒙疆防共自治政府を中心に高度的な自治という名目で実質上の独立が保たれ、華北は華北政務委員会を中心に、国旗から貨幣まですべて南京政府から独立していた。

また、日本側が日華基本条約にしたがって日本人顧問を派遣し、顧問室を設置したことで、南京政府は日本の干渉を絶えずに受けていた。そのため、南京政府はその独自の政策を展開しようとしても、まず日本側の同意を得なければならなかった。たとえば、汪側は南京政府成立時に発布した「政綱」の中で、中央銀行を設立すると明確に規定、発表したにもかかわらず、日本側の支那派遣軍総司令部からの反発に直面しなければならなかった¹⁸。また、南京政府の領土は日本の占領区域にあるため、蒙疆、華北等の特殊地域以外の国土に対する独自管理も不可能であった。たとえば、汪側は南京政府成立前から、日本側が封鎖している長江下流域の開放を要望しているが、日本側はその要望には終始応じようとはしなかった¹⁹。さらに、一般大衆は南京政府を中国を代表する新中央政府と認識しないため、南京政府が成立すると汪兆銘をはじめとする南京政府要人を懲罰する要請が各地から重慶政府に押し寄せた²⁰。このように、南京政府は主権、領土、人民を有していながら、すべて不完全な状態にあるため、南京政府は新中央政府として発足したものの、その政策は絶えずに日華基本条約に規定された制限を受けていた。

南京政府が日本側の制限を受けなければならないもう一つの理由はその和平運動に呼応する重慶側の要人がいなかったためである。南京政府樹立後、南京政府の現状について南京政府警政部次長の李士群が「汪ノ政治主張ハ實力ヲ伴ハス日本側ノ支持ハ實力ヲ背景トスルモノナレハ新政府ノ決定力ハ結局日本側ノ手中ニ在リ」と述べたように、汪側は日本側の支援を受けなければならなかった²¹。そのため、汪側は日本側の制限について不満を感じていながらも、日本側に合わせる形でその政策を遂行するしかなかった。

1940年11月30日に日華基本条約が締結されると、南京政府側は同日に早速12月中に

月、9頁。

¹⁸ 『周仏海日記』（1940年4月24日）。

¹⁹ 「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」（昭和14年11月1日）（外務省記録A.6.1.1.8-3「支那事変ニ際シ支那新政府樹立關係一件 支那中央政權樹立問題」第六卷）。

²⁰ 前掲、〈全國各界通電討汪〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、204-215頁。

²¹ 前掲、「李士群警政部次長による新中央政府の内部觀察につき報告」（昭和15年3月29日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』、1065頁。

日本を訪問する要望を伝えたが、日本側はそれを受け入れなかった。「去年は国交調整条約の締結に専念してきたが、今年はその実行に専念する²²」と、汪が新年のあいさつで主張したように、汪の訪日目的は言うまでもなく還都以来の南京政府の現状を改善し、汪側の政策を実行することである²³。

行政院副院長兼財政部長兼中央政治委員会秘書長の周仏海は還都より半年後の40年10月2日に既に「国民政府が還都して半年になるが何一つやりとげたことがなく、このままでは中日いずれの国民も冷淡になっていくことであろう。還都の本来の目的は中日合作の模範を示し、重慶に抗戦の不必要を悟らしめることにあったのだが、現在の現象から論ずるに、余も南京にいつまでも居たいとは願わないし、重慶もなおさらのこと来たいとは思わないだろう。和平を促進させるためには、日本はあまり厳しく握りすぎてはならず、国民政府を自由に発展させ、かつこれを援助する必要がある²⁴」と影佐少将に直接に伝えた。そして、10月8日には「朝日新聞」に対して、事変を解決するには軍事的な方法を用いるのではなく、外交的及び政治的な方法を用いる必要がある。その政治的方法を実行するためには「国民政府を強化させ、国民政府管轄区域内では独立、自主の地位にあらしめなければならぬ、さもなければ国民政府は意義のないものになってしまう²⁵」と主張し、南京政府ノ現状を改善しなければならないと訴えた²⁶。

1941年3月30日、汪は還都一周年の演説で「還都より一年間、政治と経済の状況が少しも改善されていないわけではない。しかし、全面和平が実現されず、戦争状態が継続しているため、戦争状態より生じた事実は依然存在し、かつ日々拡大している。したがって、施政上、行政効率といい、経済生活の改善と言い、すべて制限もしくは拘束を受けたままで十分に発展することができない²⁷」と、南京政府の政治、経済は依然として改善を要す

²² 去年的一年是調整邦交條約之締結，今年的一年是調整邦交條約之實行。

²³ 汪精衛〈所望於中華民國三十年者〉《和平反共建國文獻 上卷 第1輯 中國之部》中央書報發行所、199—202頁；「阿部大使ヨリ松岡外務大臣宛電報」（昭和15年11月30日、昭和15年12月8日）（外務省記録 A.1.1.0.33 「国民政府主席汪兆銘来朝關係一件（近衛、汪共同声明ヲ含ム）」）

²⁴ 國民政府還都半載，一事無成，中日國民均將冷淡。還都本意原在作一中日合作模範，使重慶悔悟抗戰之不必要。今以目前現象論之，余將不願長住南京，重慶當然更不願來。為促進和平計，日本不直拿得太緊，須任國民政府自由發展，且援助之。

²⁵ 必須使國民政府強化，在國民政府管轄區域內做到獨立、自主地位，否則國民政府為無意義。

²⁶ 『周仏海日記』（1940年10月2日、10月8日）。

²⁷ 一年以來，政治經濟各種情形，不能說沒有一點進步，是全面和平沒有實現，戰爭狀態仍然繼續，因之隨著戰爭狀態而發生之事實，仍然存在，甚且日益擴大，所以在施政上，無論是行政的效率，以及經濟生活的改善，都受著阳制與束縛，不能有充分的發展。

ることを訴えた²⁸。汪は4月13日にまた本多大使に対し、「国民政府の今後の行くべき道を近衛首相、松岡外相其他要路の人に面会して能く意思をしたし、若し東京が御都合が悪しとのことなれば東京以外の処にて近衛公と松岡外相に御眼にかゝりたし、若し自分の存在が全面和平に妨害となるならば、何時でも引下がるべく、今の様な生殺しは困る」と訴え、訪日を再度要望した²⁹。

斯かる中、4月17日に汪の訪日要望はようやく受け入れられた³⁰。5月5日、汪は訪日の理由について、「凡ソ人ノ世ニ生クルヤ其ノ生クルニ足ル價値ナカルヘカラス國民政府又然リ國民政府ノ存在ニハ其ノ存在ヲ意義附ケル理由ナカルヘカラス自分ノ渡日ハ即チ斯ル根本問題ヲ検討センカ為ニシテ國民政府ノ現状ハ正ニ其ノ検討ヲ必要トスルノ時期ニ達セリト信シ居レリ」と、日本側が南京政府の現状を改善する意志があるか否かを確認するのが目的であると説明した。汪は重慶を支援する米国と共産党を支持する蘇聯に比べ、「日本ハ遺憾乍ラ今尚民心ヲ把握シ居ラス此ノ點ヨリ見ルモ吾人ノ和平区域内ハ最モ劣勢ナリト言ハサルヘカラス斯カル國民政府ヲシテ果シテ他ノ二者ノ價値ヲ得セシムルニ足ルヤ否ヤ此テカ深刻ニ國民政府ノ存在價値ヲ検討スルノ要アリ國民政府ニシテ真ニ其ノ力ヲ増強シ何等顧慮スル所ナク前進シ得ル態勢ヲ整フルヲ得ハ此處ニ始メテ其ノ存在ノ意義アリト言フニ足ルヘシ」と説明し、南京政府強化の必要性を改めて強調した³¹。

そして、5月13日、本多大使を通じて「日本政府ニ對スル希望」を日本側に渡した。南京政府の対日希望には、まず日本の国策は「國民政府ヲ強化シテ各般ノ政策ヲ實施セシメ以テ民心ヲ收攬シ重慶政權ヲ破摧シ全面和平及建國ノ任務ヲ完成セシメントスルニ在ルコト」でありながら、日本側はそれを十分に実行していないと説明した。その結果、「全面和平ノ任務ヲ完成セントセハ政府ノ統一強化ヲ謀ルト共ニ各般ノ政策ヲ實施シ以テ民心ヲ把握スルニ非サレハ其ノ功ヲ収ムルヲ得ス現下ノ状態ヲ以テシテハ遂ニ此ノ遠大ナル目的ヲ達成スルコト能ハサルヘク一念茲ニ及ヘハ真ニ寒心ニ堪ヘス」と、現状はその国策とかけ離れていると指摘した。したがって、日本側が重慶政權を破壊し全面和平及び建国の任務を完成する意志があれば、「政令南京ヲ出ツル能ハス」という現状を改善しなければならないと主張した。

²⁸ 中華日報（1941年3月31日）汪精衛〈國民政府還都一年〉、2頁。

²⁹ 『畑俊六日誌』（昭和16年4月13日）。

³⁰ 前掲、「汪側より訪日希望申入れについて」（昭和16年4月17日）『日本外交文書 日中戦争 第二冊』、1171頁。

³¹ 同上、「今次訪日の目的は南京政府強化問題の協議にある旨汪兆銘強調について」（昭和16日5月6日）、1171頁。

この現状を改善するために、南京側は六つの具体的な方法を挙げた。一、各種日支合弁会社の調整に関する事項について、民衆はそれを経済侵略の方法と道具と見なしているため、基本条約及び内約の趣旨に基き速やかに具体的調整を加える。二、物資流通に関する問題については、軍事と全然関係ない商品までも厳格な制限を受けて物価暴騰を引き起こしているため、日支共同に物資流通の管理機関を設け、生活必需品が充分流通するよう施策するとともに現行統制に対し再検討を加え且その緩和を図る必要がある。三、国民政府の各級地方政府に対する統馭力強化については、「華北及び武漢一帯ハ固ヨリ論スル迄モナク華中及華南各省市ノ人事及内政スラ常ニ貴國關係方面ノ掣肘ヲ受ケ居ル」ため、各級地方政府の人事異動、各級地方政府内部の事務官の異動について日本側が干渉を加えないこと及び国民政府所属の地方機関を日本側の各機関が庇護しないこと。四、武漢方面に関しては省、市政府の人事を中央の自由処置に任せること、武漢に設置される財政整理委員會を日本側各関係機関が掣肘せず援助すること。五、華北方面に関しては、華北政務委員会及各総署督辦の人は中央が自由に処置する権利を有すること、条約に抵触しない範囲内で華北の法令は中央において調整し之を統一すること、華北の司法もまた中央において統一すること、江蘇省の徐海道一帯及安徽省の淮北一帯の原と江蘇、安徽両省に属する各県は速やかに其々江蘇、安徽両省政府の統治に復帰させること。六、家屋の調整に関しては権利者一時不在の各地の家屋のうちに軍事と関係ない民有家屋は優先的に返還すること。またこの他に、「貴國政府ノ國民政府強化方針、對重慶工作、東亞聯盟及軍器借款等ノ事項ニ付テモ具体的ニ協議スル必要アリ」と主張した³²。

南京側の要望を受けて、興亜院連絡委員会は6月11日に、汪兆銘の訪日に対する応対要領を決定した。汪の訪日は「日本側ノ真意ヲ打診セントスル相當真剣且機微ナル企圖アルヤニ判断セラル」ことにあるため、興亜院は慎重に対応する必要があるとして、条約に抵触しない範囲内である程度に汪側の要望を受け入れると決定した。そのため、日本側は現下「對重慶戰爭遂行中ナルト他面緊迫セル國際狀勢ニ對處センカ為綜合國力ノ彈潑性保持ニ努力シアルヲ以テ日支條約ノ調整等直ニ國民政府ノ要望ヲ全面的ニ容ルルコト能ハサルモノアル」という状況に置かれてはいるが、南京側に対しては「積極的ニ為シ得リノ調整ヲ企圖シアルニ付徒ニ帝國ノ國民政府支援ノ熱意冷却セリト誤解シ或ハ前途ヲ危懼スルカ如キコト」ないようできるだけ南京側の要求に応えると決定した。

それにより、日支協力で物資流通に対する現行制限の合理的調整、普通敵産及不在所有

³² 「日本政府ニ對スル希望譯文」(昭和16年5月13日)(前掲、外務省記録A.1.1.0.33)

者の為に管理中のものの逐次返還、治安確立、税制整備などの財政的基礎の強化などを決定した。また、軍器借款の要望については三億円の借款を許容し、対重慶工作については実施する場合は適時南京政府と連絡し十分な協調を図ると決定した。そして南京政府の地位向上のために独伊等による南京政府の早期承認をも決定した。ただし、治外法権に関連する課税と経済統制等の暫定的調整は研究を要すると留保する。主権尊重原則に関する統馭力については治安と関連しているため、南京側が自発的に日本側に連絡すべきだとして応じなかった³³。そして、6月23日、近衛首相は汪兆銘と共に日華共同声明を発表した。声明の中で、日本側と南京側は共存共栄、東亜復興、東亜新秩序の建設などの共同目標に向けて「日華兩國政府ハ右共同ノ目標ニ向テ一層ノ努力ヲ為ス」と誓った。そして、南京政府への協力について、日本側は「之ニ對シテ一層ノ援助ヲ與ヘ國民政府ヲシテ能ク獨立自由ノ權能ヲ發揮セシメ以テ東亞新秩序建設ノ責任ヲ分擔セシムルニ努力セントス」と、南京政府を援助する姿勢を示した³⁴。

斯くして、南京政府の各級地方政府に対する統馭力強化、華北政務委員会及各総署督辦の人選の処置権などに関する政治面での要望は達成できなかったが、汪の訪日によってその主要目的である日本の南京政府強化方針を共同声明の形で確認することができた。また、物資流通の合理的調整、普通敵産などの逐次返還、税制整備など、財政の基礎強化に関する援助をも取り付けることに成功した。すなわち、次項から説明するように、経済面において、南京政府が政府樹立してから支那派遣軍の反対に直面しながらも推進しようとした中央銀行の設立、税収の回復、貨幣の統一となどに関する要望も汪の訪日によってある程度達成できた。

第2項 経済面、軍事面の空洞化

前述したように、汪側は1939年6月に訪日した後、既に「中国主権尊重原則実行ニ関シ日本ニ對スル希望」を通じて、主要財政収入源である関税、統税、塩税など各課税の徴収、管理権を新中央政府に返還するよう要望したが、日本側はそれに応じなかった³⁵。39年9

³³ 「汪精衛氏ニ對スル應對要領」（昭和16年6月11日）、「國民政府ニ對スル借款供與方ニ關スル件」（昭和16年6月21日）、「國民政府ニ對スル借款供與方ニ關スル件」（昭和16年6月21日）（同上）

³⁴ 「近衛・汪共同聲明」（昭和16年6月23日）（同上）

³⁵ 「中國主権尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」（昭和14年11

月 21 日、日本側は新中央政府樹立に先立って、まず「新中央政權樹立ニ対処スベキ財政政策」という新中央政府の財政政策に関する日本側の指導方針を決定した。日本側が決定した財政政策の方針では、新中央政府樹立後の財政の整備運営は原則として中国側に任せるが、「日支新關係調整方針ニ基ク分治合作ノ政治方針竝ニ經濟提携原則ニ準拠シ所要ノ規制ヲ加フルト共ニ特ニ其ノ強度結合地帯政權ニ対スル財政指導權ノ把握強化ヲ期スル」と、各特殊地域は政治面だけでなく、経済面においても新中央政府から区分すると規定した。そのため、財政政策の指導に当たって、「全支財政ノ運用統合上隸下政權ニ対シ重要財政施策ニ付中央政府ノ区処ヲ受ケシム」。すなわち、新中央政府の財政政策は秘密協定の中で規定される日本の財政顧問の指導を受けると同時に、「但シ蒙古聯盟自治政府ニ対シテハ高度ノ自治ヲ認ム」と、華北、蒙疆などの特殊地帯の財政的自治をも認めなければならない。それにより、財政上の地方分権を確立するが、蒙疆における財政は「概ネ現制ニ拠ルコトトシ（既成事実承認及秘密協定）」、北支における財政は「北支政務委員会ヲシテ地方財政ノ主体タラシメ概ネ現臨時政府ノ財政權ヲ繼承セシム」と規定した。

そして、日本人財政顧問設置の目的については「中央政府ニハ金融政策指導ヲ兼ネ財政顧問ヲ置キ通貨金融政策ト一体化シツツ其ノ順正ナル発達ヲ期セシム（秘密協定）」、「強度結合地帯政權ニハ財政顧問ヲ置ク又ハ例ヘバ税制ノ整備確立等財政機能ヲ強化育成スル為所要各機關ニ財務指導官ヲ配置ス（秘密協定）」と、新中央政府の中央及び地方の財政政策に対して直接指導すると規定した³⁶。この「新中央政權樹立ニ対処スベキ財政政策」の内容はその後、南京政府が調印した日華基本条約に取り入れたため、南京政府の金融政策は蒙疆と華北に適用されない上に、財政政策を制定するときは日本の財政顧問による指導を受けなければならなかった。

南京政府が樹立された後、汪側は財政独立を獲得するために、収入確保、中央銀行設立、貨幣統一などの課題をまず克服しなければならなかった。40年4月9日、周佛海財政部長が発表した財政政策が示すように、南京政府が特に重要視しているのは国税整理と金融安定である。南京政府の目標は、税収の直接納入、関税、塩税、統税の直接接收、貨幣統一、中央銀行設立を実施することで、債券の信用を維持し、納税負担を軽減し、物価を安定させ、生産を補助することで、遊資を導入することである³⁷。

月 1 日）（前掲、外務省記録 A.6.1.1.8-3 第六巻）。

³⁶ 多田井喜生編「新中央政權樹立ニ対処スベキ財政政策」（昭和 14 年 9 月 21 日）『続・現代史資料 11 占領地通貨工作』みすず書房、1983 年 10 月、237 頁。

³⁷ 秦孝儀主編〈汪逆偽政權發表財政政策〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡

税収の直接納入について、4月3日、周は財政政策の発表に先立って、早速、和平工作を共に推進してきた元政友会議員の犬養健と軍票、華北財政統一問題などについて意見を交換した。そして、4月8日には岡田西次経済兼軍事顧問と統税、関税の国庫納入解除問題について協議した³⁸。しかし、日本側は新政府樹立前の2月27日に行われた興亜院会議で、既に海関収入に対する南京政府の管理処分権を海関側がすぐに承認することが困難だとして、横浜正金銀行から借款する形で南京政府の臨時的及び経常的経費などの支出に当てると決定した³⁹。また、南京政府が直接納入を要望していても、中央銀行がまだ成立していないため、当面の収入は上海の正金銀行の関税剰余を毎月借款形式で使用せざるを得なかった⁴⁰。

関税、塩税、統税の直接接收に関して当時、税関の行政権は日本側にあり、南京政府が税関から税金を徴収するには日本の許可が必要だった。そのため、太平洋戦争勃発まで、南京政府の関税は上海の江海関と広州の粵海関という二か所からしか徴収できなかった⁴¹。塩税に関して、政府樹立後、塩税の管理権を日本側から回収するために、南京政府は日本の承認を得た翌年の41年2月13日の中央政治委員会でまず塩務署（署長阮毓麒）を設立し、「財政部長の命により全国の塩務及び硝鉍事務を管理する⁴²」、「塩務署は財政部長の命により各塩生産区域に塩務管理局を設置し、所属機関を監督し、各区域内の塩生産、運搬、販売、課税を執行し、各区域内の税警察とその他の事務を指揮監督する⁴³」ことを決定した⁴⁴。しかし、河北省の長蘆塩場、山東省の山東塩場は華北政務委員会の管轄下にあるため、南京政府は江蘇省の海州塩場と浙江省の松江塩場、兩浙塩場、舟山塩場からしか徴収できなかった。また、前述したように日本側は日本が出資する通源会社が塩務事業を独占

組織 第四冊》中國國民黨中央委員會黨史委員會、1981年9月、1170頁。

³⁸ 『周仏海日記』（1940年4月3日、1940年4月8日）。

³⁹ 前掲、「上海海関剰余金を充当した新中央政府に対する四千萬元貸付について」（昭和15日2月27日）『日本外交文書 日中戦争 第二冊』、1366頁。

⁴⁰ 『周仏海日記』（1940年5月10日）。

⁴¹ とはいえ、1940年4月分の上海の江海関の税収だけでも2,200余萬元があったため、1,600余萬元という南京政府の初期の支出をまだ負担することができた；詳しくは前掲、〈汪逆偽政權發表財政政策〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第四冊》、1198頁。

⁴² 承財部部長之命掌理全國鹽務並兼管硝鉍事務。

⁴³ 鹽務署經財政部長之核准於各產鹽區域設置鹽務管理局督率所屬機關辦理各該區之產鹽運銷徵稅放鹽並指揮監督區內稅警及其他事務。

⁴⁴ 中国第二历史档案馆編『汪偽中央政治委员会暨最高国防会议会议录 第4冊』广西师大出版社、2002年9月、293、300頁。

している上に納税していない現状を改善することに対して消極的であったため⁴⁵、南京政府が参戦するまで塩場の運搬、販売、課税に関する塩務問題は大きな進展をみることはなかった⁴⁶。そして、統税に関しては汪側は他の税収と同様に、統税による収入を直接に南京政府の国庫に納入することを要望していた。しかし、興亜院は統税は上海の財源であるため、尚考慮する必要があるとして、汪側の要望に応じなかった⁴⁷。ただし、南京政府が新たな項目を設ける場合の許可申請に対して日本側は比較的寛容的な態度を示した。そのため、統税は早い段階で中国に返還され、南京政府の財政部が管理するものとなり、興亜院は関与しないことにしたが、統税権は依然日本側にあった⁴⁸。

貨幣統一及び中央銀行設立問題について、南京政府が樹立された時に、華北では聯銀券が流通し、華中では重慶政府の法幣、日本軍の軍票、維新政府時代の華興券などが流通していた。したがって、税収を管理するためにも新中央銀行を設立して貨幣を統一する必要がある。南京政府が成立した時に発布した政綱では既に「中央銀行を設立し、幣制を確立する」ことを目標として掲げた。40年4月1日に周財政部長は「施政方針」を発表し、改めて中央銀行の再建、幣制の統一、社会金融の確立が目標であることを明言した。そのため、中央政治委員会は4月12日に、中央銀行準備委員会を成立させると決定した。中央政治委員会は中央銀行準備委員会の当面の目標を一、中央銀行の資金吸収、二、中央銀行の各種法規の立案、三、旧貨幣の整理計画の実現、四、新法幣の発行計画の立案などと規定し、中央銀行が発行する新法幣で旧法幣を排除し、円と連携することをその最終目的であると決定した⁴⁹。

しかし、南京政府の中央銀行設立の政策はすぐに反対に直面した。支那派遣軍総司令部は軍票維持の観点から軍票の価値に影響を与えると、大蔵省は維新政府時代の中央銀行の役割を担う華興商業銀行の外貨を返還することを望まないとして、南京政府による新

⁴⁵ 前掲、〈「中」日新関係調整綱要〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、312頁。

⁴⁶ 『周仏海日記』(1940年9月18日、1941年5月6日)。

⁴⁷ 前掲、「新中央政府財政問題ニ關聯シ日本側ニ對スル希望」(昭和14年9月)『支那事變の回想』、319—321頁；「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」(昭和14年11月1日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第六卷)。

⁴⁸ 『周仏海日記』(1940年6月24日)；前掲、〈「中」日新関係調整綱要〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、313頁。

⁴⁹ 前掲、〈戰地敵偽金融機構〉(1940年4月17日)《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第四冊》、1178頁。

たな中央銀行の設立に反対した⁵⁰。その間、南京政府は日本側の意向とは別に、5月3日、中央銀行準備委員会第一回会議を招集し、新たな中央銀行を「中央儲備銀行」と名付け、10月10日に正式に成立させることを決定した⁵¹。そして、5月25日、答礼及び国交調整促進のために日本を訪れた陳公博立法院長は、石渡荘太郎大蔵大臣に対し、新中央銀行が速やかに設立できるよう日本側の協力を希望した。しかし、石渡は「中央銀行ノ樹立ニハ十分ナル研究ヲ為シ鞏固ナル基礎ノ下ニ之ヲ開キ得ルニ至ラサレハ中央銀行トシテノ職能ヲ發揮シ得ス新通貨ヲシテ全國ニ流通セシムル為ニハ相當鞏固ナル基礎ナルヘカラス」と説明し、阿部大使の経済顧問として派遣された青木一男の研究の結果を待ってから詳しく検討すると意見を保留した⁵²。

その後、青木経済顧問と支那派遣軍との意見調整の末、派遣軍は「新中央銀行の運営ノ範圍ハ軍票対策ニ有害作用ヲ呈セザル程度ニ之ヲ制限シ我方ト密ニ連絡協調セシムルモノ」という条件付きで、政府育成の見地により新中央銀行の設立という南京政府の要望を受け入れることにした。それを受けて、青木一男顧問は7月25日に、大使館、陸軍、海軍、興亜院、大蔵省など現地関係各方面の同意を得て、「中支通貨方針案」を作成した。その方針に基き、軍票に関しては「其ノ価値維持方策ヲ此ノ際特ニ強化スルコトトシ極力現地放出量ヲ制限スルト共ニ他面之ガ回収ヲ促進スル為所要ノ物資並ニ外貨ヲ供出シ且支那側ヲシテモ出来得ル限り資金的協力ヲ為サシム」と、その価値維持と強化を行うと同時に、逐次回収することを構想した。これにより、日本側の援助の下で設立した新中央銀行が法幣と同価の新通貨を発行するが、その流通は「差当り原則トシテ軍票ノ価値維持ニ影響ナカラシムル建前ヲ以テ日支間ニ流通分野ノ協定ヲ行ヒ将来情勢ノ推移ニ応ジテ更ニ所要ノ調整ヲ行フ」と、新通貨の流通が軍票の価値維持に影響が出ないように規定した。そして、通貨に関する指導方針は「新銀行券ヲシテ旧法幣ニ代ルベキ統一通貨タラシムルト共ニ新銀行券ノ地位強化シ諸般ノ情勢之ヲ許スニ随ヒ漸次軍票ニ依ル放出ヲ新銀行券ニ切替フルコトヲ目途トス」と、南京政府の財政強化の観点から、最終的には新銀行券で流通している貨幣をすべて統一すると考案した⁵³。

⁵⁰ 『周仏海日記』(1940年4月24日)。

⁵¹ 前掲、「中央儲備銀行の設立とその概要」(昭和15年6月7日)『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、358頁；『周仏海日記』(1940年5月3日)。

⁵² 「陳公博ノ各要路トノ会談要領」(昭和15年5月24日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9 第一卷)。

⁵³ 前掲、「中支通貨方針案」(昭和15年7月25日)『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、354頁。

一方、新中央銀行設立の準備を進める南京政府もまた8月に「貨幣整理暫行辦法草案」を作成し、日本側の意向を打診した。それは華興商業銀行の発行権を取り消すと同時に、中央儲備銀行が発行権を以って儲備券を発行し、流通している各種の貨幣を整理し、漸次幣制統一を完成させるという趣旨の草案である。現在流通している旧法幣とは暫く等価関係にあり、租税納付も暫く旧法幣を使用するが、その後、逐次回収する。軍票については日本側の軍事行動終了後回収するが、当面は軍票の価値を維持しつつ、二種の紙幣が流通する際摩擦の発生を避ける方法は日中双方で検討すると提案した⁵⁴。

南京側の要望は青木経済顧問の提案と抵触していなかったため、日本側はその要望に対して部分的に同意し、9月10日に行われた興亜院会議で「新中央銀行設立ニ伴フ中支通貨處理ニ關スル件」を決定した。日本側は新中央銀行成立と同時にそれまで中央銀行の役割を果たした華興商業銀行の発行権の取消に同意し、新中央銀行設立の件を正式に容認した。新貨幣と重慶政府が発行する旧法幣との関係については「支那側ヲシテ我方援助ノ下ニ新中央銀行ヲ設立シ法幣ノ等價ノ新通貨ヲ發行セシムルコトトシ同行ノ運営ニ關シテハ緊密ニ我方ト連絡協調セシメ以テ日支金融協力ノ基礎タラシム」と規定した。そして、軍票との関係については「同行ノ運営カ軍票對策ニ惡影響ヲ及ホササル様所要ノ協定ヲ締結スルト共ニ必要ナル措置ヲ採ラシムルモノトス」と決定した⁵⁵。この決定案に従って、4日後の9月14日、日本側は現地における南京政府との連絡委員会幹事会で、南京政府より提出された「貨幣整理暫行辦法草案」に対し、この草案が軍票と日本円に抵触しないように、儲備券の流通範囲は蒙疆、華北を含めないという但し書きを加えることを要求した⁵⁶。日本側の要求に対して南京側は字句の修正を要求して、すぐには同意しなかった⁵⁷。

南京側と意見を調整する中、10月2日、青木顧問をはじめとする「新中央銀行並ニ新通貨對策委員會」が設立され、10月11日に新通貨對策委員會の原純夫随員は早速「中央儲備銀行設立ニ伴フ協定案」を作成し、中央儲備銀行設立に関する具体的措置について大蔵省理財局外事課の意見を打診した⁵⁸。また、日本側が準備した中央銀行に関する提案では

⁵⁴ 同上、364頁。

⁵⁵ 前掲、「新中央銀行設立ニ伴フ中支通貨處理ニ關スル件」（昭和15年9月10日）『日本外交文書 日中戦争 第二冊』、1513頁。

⁵⁶ 前掲、「貨幣整理暫行辦法草案及説明ニ對スル日本側意見」（昭和15年9月4日）『続・現代史資料 11 占領地通貨工作』、270頁。

⁵⁷ 同上、「中央儲備銀行法草案及暫行貨幣辦法草案（日本側案）ニ對スル支那側意見」（昭和15年10月5日）、371頁。

⁵⁸ 同上、「大蔵事務官ヨリ理財局外事課長宛」（昭和15年10月21日）、374頁。

日本顧問の職権が非常に大きいため、南京側との意見調整は南京側が予定した10月10日の新中央銀行設立日を過ぎても依然としてまとまらなかった⁵⁹。その後、幾度の交渉を経て12月9日になって、南京政府は漸く日本側が修正を加えた「中央儲備銀行法案」及び「貨幣整理暫行辦法」を受け入れることにした。日本・南京が合意した「貨幣整理暫行辦法」には一、中央儲備銀行は貨幣の発行、兌換の特権を有し、その名称も「法幣」と称する。およそ納税、為替及び一切の公私の往来に、一律に行使し、現行の法幣等の貨幣と流通し、以後次第に取って代わってゆくものとする。二、華興銀行の貨幣発行権は取り消す。三、中央儲備銀行券は特定の地区では暫くの間適用せず、軍票及び聯銀券が現状を維持する、と規定した⁶⁰。これにより、華興券は発行停止となり、旧法幣、軍票及び聯銀券は暫く現状を維持するとなった。

12月17日、南京政府は行政院會議で「貨幣整理暫行辦法」を採択した。同日、日高信六郎大使館参事官と周財政部長の間で中央儲備銀行成立に関する日中協力の覚書も調印され、一、銀行ノ營業ニ関シ理事会ノ議決ヲ要事項、二、旧通貨ニ関スル事項、三、軍票及日本通貨ニ関係アル事項、四、蒙疆華北ニ関係アル事項などについて日本人顧問にあらかじめ諮詢する必要があると同時に、顧問は必要の場合銀行の業務に関して総裁副総裁に説明を求めることができると決定した⁶¹。斯くして南京政府側の中央銀行設立構想は日本側の直接的な干渉を常に受けなければならないという当初の構想とかけ離れた結果となったが、双方合意の下で中央儲備銀行は翌41年1月6日に南京で正式に業務を開始した。

しかし、中央儲備銀行が成立してから二か月以上が経過しても新法幣は順調に普及できなかったため、6月23日、日本側に南京政府を支援する意志の有無を確認するために訪日した汪兆銘は河田烈大蔵大臣との会談の中で、中央儲備銀行券に対する制限を次第に緩め、発展させることを要望した⁶²。汪の要望を受けて、南京大使館における新通貨対策委員会は8月13日に、「中央儲備銀行券ノ流通促進ニ関スル件」を決定した。同委員会は「関税、統税、塩税及其ノ他公租公課ノ納付ニ付従来旧法幣ノ併用」を廃して、9月1日より中央儲備券のみで徴収することにした⁶³。

⁵⁹ 『周仏海日記』(1940年10月25日)。

⁶⁰ 同上(1940年12月17日)。

⁶¹ 同上(1940年12月17日); 前掲、「中央儲備銀行設立ニ関スル覚書」(昭和15年12月13日)『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、273頁。

⁶² 同上(1941年6月23日)。

⁶³ 前掲、「中央儲備銀行券ノ流通促進ニ関スル件」(昭和16年8月13日)『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、523頁。

しかし、10月末頃から、旧法幣の価値が下落したことで、物価は上昇することとなった。その影響を受けて、旧法幣と同価の新法幣の価値も下落することとなった。新法幣の価値を維持するために、10月28日、日高公使、木村顧問、犬養顧問は新法幣と旧法幣との離脱、日本円との連携を本国に提案した⁶⁴。しかし、周は新旧法幣はしばらく切り離さず、旧法幣の下落によって生じた財政困難については別に救済の措置を講ずると主張し、日本側の提案に対して消極的な態度を示した。そして、周は陳公博、梅思平、汪兆銘と協議の末、旧法幣の推移を見て新旧法幣の切り離し問題を決定することにした⁶⁵。

斯くして南京政府は約一年半をかけて、中央儲備銀行の設立及び儲備券の発行を実現させたが、それは南京政府が抱えている財政問題を処理するための第一歩でしかなかった。税収の納付は儲備券に切り替えたとはいえ、関税は依然として日本からの借款という形を取っていて、塩税の運送権、専売権、統税の行政権もまだ日本側にある。また、華北の聯銀券、日本軍の軍票も従来 of 流通範囲を維持したままであり、旧法幣と連動する儲備券も旧法幣の下落によって価値が下がる一方であった。こうした状況は太平洋戦争勃発まで継続した。

一方、南京政府は政治と経済の改革とともに、軍事面での改善をも考慮した。汪側が重慶を離脱した当初では雲南、四川、廣東、廣西の軍隊で「約五乃至十個師の軍隊を編成」し、「軍事其他の教官を日本より傭聘し東亜の新秩序に関する政府の政策とする主義を教育し人伐を養成す」と構想した。しかし、龍雲などが汪の呼びかけに呼応しなかったため、新たな方法を模索することとなった⁶⁶。

汪側が次に構想したのは国民党の名の下で反共救国同盟会を組織して民族国家再建の政治運動、軍事の再建設を行い、従来の部隊を十二師団に再編成すると試案した⁶⁷。そして、前述したように汪が39年6月に訪日した後、「中国主權尊重原則実行ニ関シ日本ニ対スル希望」の中で軍事面に関して次のように要望した。汪側は「中国ノ最高軍權ノ独立性ニ関シ必ス之ヲ確立スル如クスルコト緊要」であるため、中央の最高軍事機関には顧問団を設

⁶⁴ 『周仏海日記』(1941年10月28日)。

⁶⁵ 同上(1941年11月7日、1941年11月12日)；「周佛海函汪兆銘新舊法幣應否脫離一事請於全會後召陳公博陳君慧梅思平等長談決定政府最後方針俾與日方接洽」(1941年11月9日)『汪兆銘史料汪兆銘史料-文件-函電與函件』國史館藏、典藏號：118-010100-0037-004、入藏登入號：11800000052A；前掲、「法幣下落ニ伴フ国民政府財政並金融対策」(昭和16年11月7日)『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、529頁。

⁶⁶ 「支那側挙事計画」(昭和13年11月15日)(防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-396「渡辺工作ノ現況」)。

⁶⁷ 「渡辺工作(第2期計画)」(昭和14年2月)(同上)。

け、「国防計畫及軍事施設ノ企畫ヲ補佐ス其職權ノ範圍及服務規定ハ中央政府之ヲ制定ス」と規定し、顧問団による軍事権干渉を排除しようとした。同様の理由により、「各部隊内ニ如何ナル名義タルヲ問ハス日独伊軍事専門家ヲ任用シ或ハ招聘シテ職務ヲ担任セシメサルヲ要ス」と主張した。また、各種の兵器製造工場は必要な場合日独伊の専門家を技師として任用するが、「其職權ハ技術ノ方面ニ限り各工場ノ人事行政及經理ニ参加セス」と要求した。そして、中央政府の南京帰還後に復帰する軍隊があれば協議の上、「日本軍ハ局部ノ撤退ヲ行ヒ其区域ヲ該復帰軍隊ニ与ヘラレンコトヲ希望スル」と要望した⁶⁸。

しかし、日本側は「日支軍事協力事項ニ關シテハ所要ノ日本人軍事顧問ヲ設ケテ處理スルコトトシ日支軍事協力事項ニ關シテハ第三國ヲ介入セシメザルモノトス第三國人タル軍事専門家ヲ招聘スルコトニ付テハ前記趣旨ヲモ考慮シ別ニ協議スルコトト致シ度シ」として、軍事顧問の招聘を要求すると同時に、蒙疆、華北などの日支軍事協力が行われる地域では日本以外の第三国の軍事顧問の招聘を拒否した。また、各部隊内に顧問を招聘しないことについては日支軍事協力を特に必要とする地域における特定の軍隊には「所要ノ日本人軍事専門家ヲ入ルルコトヲ日支兩國ノ為必要且有利トスルコトアルベシ」と主張し、軍事顧問の招聘を堅持した。そして、復帰軍隊の駐屯区域についても申出の趣旨に基きその都度に協議すると保留的であった⁶⁹。

その結果、一、南京政府の最高軍事機関には日本人軍事顧問が設けられ、国防軍事施設及び防共軍事協力事項を企画する権限を有していた。二、華北、蒙疆などの防共駐兵地域でも軍事作戦活動を企画する権限を有していた。三、華北政治委員会に属する作戦部隊を直接指揮することができる。四、南京政府の軍事教育機関及び軍事技術分門には日本人の軍事教官と技術者を設ける。五、南京政府の軍隊の武器は日本が供給する、という要求を汪側が受け入れ、南京政府の軍隊は日本側の影響力を直接受けることとなった⁷⁰。

そして、41年1月30日、日本側は日華基本条約成立に伴う国軍建設を契機に「支那側武装団体整備並指導要項」を決定した。同要項では南京側の軍隊は「当分ノ間我カ占拠地域ノ治安肅清ニ協力スルヲ主トシ併セテ国民政府政策遂行ノ支柱タリ得ルヲ目的」とするため、各地に配置される南京政府側の軍隊は治安肅清という目的に見合う兵力に規定すると決定

⁶⁸ 「中国主權尊重原則實行ニ關シ日本ニ對スル要望」（昭和14年6月15日）（前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第十卷）。

⁶⁹ 「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨」（昭和14年11月1日）（同上、第六卷）。

⁷⁰ 陶希聖著、包遵彭等編纂〈日汪偽約十論〉《中國近代史論叢 第1輯第9冊》正中書局、1956年8月、237、242頁。

した。それにより、各地域に容認できる中国側の兵力について、南京政府直轄軍隊は華中方面に約一万以内、華南方面に一万以内、華北政務委員会に所属する軍隊は剿共軍を含め約10万以内、蒙疆聯合自治政府は約一万以内と規定した⁷¹。

斯くして、雲南、四川、廣東、廣西の軍隊の接收に失敗した南京政府は、臨時政府、維新政府の軍隊を接收したことで、当初から希望する10師団という目標を概ね達成できたが、実際に南京政府の管轄下にある兵力はわずか1万前後でしかなかった。また、南京政府は各地の軍隊を直接に指揮、移動することができない上に、武器、装備の供給はすべて日本側に依存しなければならなかった。南京政府が指揮できる兵員の不足問題は太平洋戦争勃発後の「復帰」軍隊によってある程度改善されたが、南京政府の軍隊における日本側の影響力は南京政府が解散されるまで改善されることはなかった。

⁷¹ 防衛庁防衛研究所戦史室『北支の治安戦 一』朝雲出版社、1968年、454－456頁。

第4章 日中関係の転換点

第1節 中国問題をめぐる日米の姿勢

第1項 四原則を堅持するアメリカ

1940年11月30日に日華基本条約が締結された後、日本側は汪の1941年5月の訪日を契機に基本条約の実現に向けて、南京政府が直面する政治面、経済面などの問題改善に協力することで、南京政府の実力強化を図った。それと同時に、日本側は前述した1939年12月28日に決定した「對外施策方針要綱」にしたがって、イギリスとアメリカが南京政府を承認、もしくは「帝國ノ企圖スル東亞新秩序建設ニ對シ逐次同調スルノ已ムヲ得サルニ至ラシムル如ク施策スル」よう、英米両国との関係調整に着手した¹。

41年3月20日、元陸軍省軍事課長の岩畔豪雄大佐は野村吉三郎駐米大使を補佐するために渡米した。岩畔が渡米する前に、グルー駐日大使は2月27日、まず岩畔のことについて「岩畔大佐は、信頼できる筋によると、青年将校の中で最も影響力のある人物のうちの一人で、陸軍大臣からも絶大の信頼を受けている²」と本国に報告した³。岩畔は陸軍大臣の信頼を受けている人物でその意見に耳を傾けるべきものだとして、二週間後の3月13日、グルーは岩畔の現状を打開する意見について本国に報告した。グルーは「岩畔はアメリカがドイツに対する軍事行動もしくは宣戦布告を行わない限り日本とアメリカが戦争することはないと考えている。中国問題について、岩畔は蔣介石政府と汪兆銘政府が合流する必要がある⁴」と、岩畔は蔣と汪との合流が必要だと主張したことについて国務長官に説明した⁵。

岩畔は野村の武官補佐官として派遣されたが、実際には同年2月13日より既に渡米した井川忠雄産業組合中央金庫本部業務部長が政府の依頼を受けてアメリカ側と半官半民で進めてきた日米間の交渉に協力することとなった。4月5日、岩畔は交渉の基礎となる試案を作成するために、ルーズベルト大統領につながる郵政長官ウォーカーに通じるドラウト

¹ 「對外施策方針要綱」（昭和14年12月28日）（外務省記録A.1.1.0.30「支那事変関係一件」第七巻）。

² Colonel Iwakuro, according to a reliable source, is one of the most important leaders of the young officers' group and has the complete confidence of the Minister of War.

³ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, February 27, United States Department of State, *FRUS diplomatic papers, 1941: The Far East, Vol. 4*, p.53.

⁴ He expressed the opinion that war between Japan and the United States would not occur unless America resorted to military operations or declared war against Germany. Regarding China, he said that a merger of the Governments of Chiang Kai-shek and Wang Ching-wei was necessary.

⁵ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, March 13, *FRUS op. cit.*, p.75.

神父との間で、通訳を務める井川を交えて第一次試案を作成した。そして、4月9日、第二次試案が完成された。この第二次試案についてハル国務長官は中国問題に関してはのよ
うに述べた。

この試案の日中間で考えられる和平条件の部分には「共同反共」という言外
の意味を含む表現が含まれている。第一次試案の中では中国政府は自らの責
任で中国国内での共産勢力を鎮圧すると規定していた。この第二次試案の表
現だと反共のための駐兵という日本が過去五年間要求し続けた要求を容認
することとなる。このような内容だと、この日中間の紛争を解決しようとす
る第二次試案は日本と汪兆銘政権との間で締結した条約から少しも譲歩し
ていない⁶

ハルはこの試案で言及された駐兵問題に関する項目は日本と南京政府の間で結ばれた日
華基本条約を踏襲し、日本の駐兵を承認することになるため、アメリカ側が主張する原則
に抵触していると指摘した⁷。その後、岩畔たちは更に修正を加えた後、4月16日に第二
次試案である「日米了解案」を完成した。この試案ではアメリカ側が注目する三国同盟条
約による日本の参戦義務について、「日本國政府其ノ現在ノ條約上ノ義務ヲ免レシトスルカ
如キ意思ヲ有セス最モ樞軸同盟ニ基ク軍事上ノ義務ハ該同盟締結國獨逸カ現ニ歐洲戰爭ニ
參入シ居ラサル國ニ依リ積極的ニ攻撃セラレル場合ニ於テノミ發動スルモノ」と、第三国
が「積極的」に軍事行動を起こさない限り発動しないと説明した。そして、日中戦争に対
する日米両国政府の取るべき対応について次のように規定していた。

⁶ The present proposal, in the section describing possible peace terms between China and Japan, contains those words of ominous connotation "joint defense against communist activities". In previous drafts there was expressed provision that the Chinese Government would itself assume responsibility for suppression of communistic activities within Chinese territory. The wording of the present proposal would permit Japan to demand, as it has consistently demanded for at least five years, the right to station Japanese troops in China for the purpose indicated. With such a provision, the present proposal with regard to a settlement of the conflict between China and Japan represents no recession in fact from the terms embodied in the treaty between Japan and the Wang Ching-wei regime.

⁷ Memorandum Prepared for the Secretary of State, April 10, *FRUS* op. cit., p.135.

米國大統領カ左記條件ヲ容認シ且日本國政府カ之ヲ保障シタルトキハ米國大統領ハ之ニ依リ蔣政權ニ對シ和平ノ勸告ヲ為スヘシ

- A、支那ノ獨立
- B、日支間ニ成立スヘキ協定ニ基ク日本國軍隊ノ支那領土撤退
- C、支那領土ノ非併合
- D、非賠償
- E、門戶開放方針ノ復活但シ之カ解釋及適用ニ關シテハ將來適當ノ時期ニ日米兩國間ニ於テ協議セラルヘキモノトス
- F、蔣政權ト汪政府トノ合流
- G、支那領土ヘノ日本ノ大量的又ハ集團的移民ノ自制
- H、滿州國ノ承認

蔣政權ニ於テ米國大統領ノ勸告ニ應シタルトキハ日本國政府ハ新タニ統一樹立セラルヘキ支那政府又ハ該政府ヲ構成スヘキ分子ヲシテ直ニ直接ニ和平交渉ヲ開始スルモノトス

日本國政府前記條件ノ範圍内ニ於テ且善隣友好防共共同防衛及經濟提携ノ原則ニ基キ具體的和平條件ヲ直接支那側ニ提示スヘシ

この中国問題に関する項目からも判明するように、これは日本がこれまで構想してきた重慶と南京との合流である。そして、それは日本側が南京側と締結した日華基本条約の範囲内で実現可能な内容である⁸。

ハル國務長官は同日に野村大使に対して、岩畔たちが作成したこの案を交渉の基礎とする場合のアメリカ側の原則を説明した。ハルはもし日米が「日米了解案」に基いて交渉するならば、アメリカ側が堅持する四つの原則に基いて話し合いを進めなければならないと野村に伝えた⁹。

1. 他ノ国家ノ領土ノ保全及主權ノ尊重
2. 他ノ国家ノ国内事項不干涉ノ原則ノ支持

⁸ 「野村大使ヨリ近衛外務大臣宛電報」(昭和16年4月17日)(外務省記録A.1.3.1.1-3「日、米外交関係雑纂」第一卷)。

⁹ Memorandum by the Secretary of State, April 16, *FRUS 1931-1941*, Vol. 2, pp. 406-410.

3. 商業上ノ機会均等ヲ含ム平等原則ノ支持
4. 平和的手段ニ依リ現状ノ変更セラルル場合ヲ除キ太平洋ニ於ケル現状ノ不攪亂¹⁰

4月17日、野村は「日米了解案」を本国に報告したが、野村はアメリカ側が四原則を交渉の基礎としていることをすぐには報告せず、三週間後の5月8日になってから松岡外相に報告した¹¹。四原則が交渉の前提であることを知らされないまま、アメリカを通じて重慶に対する斡旋を依頼しようとする日本側はこれをアメリカ側から提案した交渉の基本的な条件と位置付けた¹²。しかし、この「日米了解案」は外相不在の中に作成されたものであり、事前に松岡外相の了承を得たわけではなかった。松岡の構想では、アメリカに対して斡旋の依頼ではなく、蒋介石に和平勧告を勧告するにとどめるべきだった。この「日米了解案」は松岡の構想とは異なっていたため、4月22日にヨーロッパから帰国した松岡は外相抜きの外交に不満を表した後、二週間後の連絡会議で対案を提示した¹³。

松岡はまず5月3日の連絡会議で対米調整は、一、支那事変処理に貢献すること、二、三国条約に抵触せざること、三、国際信義を破らざること、という三つの原則を絶対条件と主張した。この原則に基き、アメリカによる事変処理への干渉、アメリカによる欧州戦争の参戦、日本による三国同盟の離脱及び条約の空文化を拒否することを堅持すべきだと訴えた¹⁴。5月12日、松岡はこの修正案を野村大使に打電し、三国同盟による日本の参戦義務は条約通りに遂行すると説明した。そして、松岡は支那事変に関する日米両国の関係調整は「日米了解案」に掲げられた内容にではなく、近衛三原則、南京政権との基本条約、日満支共同宣言に明示された原則に従って行うべきだと説明し、アメリカが重慶に対して和平勧告するよう交渉すべきと指示した¹⁵。

日本側からの修正提案について、ハルはその後の野村との会談ですぐにはアメリカ側の

¹⁰ 1、Respect for the territorial integrity and the sovereignty of each and all nations. 2、Support of the principle of non-interference in the internal affairs of other countries. 3、Support of the principle of equality, including equality of commercial opportunity. 4、Non-disturbance of the *status quo* in the Pacific except as the *status quo* may be altered by peaceful means.

¹¹ 「野村大使ヨリ松岡外務大臣宛電報」(昭和16年5月8日)(前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第一巻)。

¹² 「野村大使ヨリ近衛外務大臣宛電報」(昭和16年4月17日)(同上)。

¹³ 参謀本部編『杉山メモ 上』原書房、1967年1月、200頁。

¹⁴ 同上、205頁。

¹⁵ 「松岡大臣ヨリ野村大使宛電報」(昭和16年5月12日、5月13日)(前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第一巻)。

返答を示さなかったが、三国同盟による日本の参戦義務、中国からの日本軍撤兵については関心を示し続けた。そして、独ソ戦が間もなく勃発するのを見計らってハルは 6 月 21 日に野村にアメリカ側の返答を渡した。ハルが野村に渡したのは日本政府内部の親独勢力が交渉進展の障害となっていること、防共という名目による内蒙及び北支の一定地域での日本軍駐兵は容認しがたいことを告げるオーラル・ステートメントとアメリカ側の提案だった¹⁶。そして、支那事変の平和的解決に向けて、「日本政府が中国政府と和平交渉を行う際に提示する条件はアメリカに対して説明した大枠を超えないと日本政府は説明した。その和平条件は近衛三原則の善隣友好、相互の領土主権の尊重に基くものである。日本政府がそれを実際に履行した場合、アメリカ合衆国政府の大統領は中国政府に対して、中国政府と日本政府が互惠の原則にしたがって双方が容認できる武力行動の停止及び平和関係の恢復に関する交渉を開始するよう勧める¹⁷」と提案した¹⁸。

一方、日本側もまたオーラル・ステートメントとアメリカ側の提案に対してすぐには返答しなかった。当時、日本側は独ソ戦の勃発を受けて、新たな国策要綱を作成することを優先した。7月2日、日本側は御前会議で「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」を決定した。同要綱ではまず「帝国ハ世界情勢変転ノ如何ニ拘ラス大東亜共栄圏ヲ建設シ以テ世界平和ノ確立ニ寄与セントスル」という東亜新秩序から発展した大東亜共栄圏を建設する方針を堅持すると再確認した。この方針に従って、今後は「依然支那事変処理ニ邁進シカツ自存自衛ノ基礎ヲ確立スル為南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢ノ推移ニ応シ北方問題ヲ解決ス」と決定した。その実行要領として、重慶に対しては「蔣政権屈伏促進ノ為更ニ南方諸域ヨリノ圧力ヲ強化ス 情勢ノ推移ニ応シ適時重慶政権ニ対スル抗戦權ヲ行使シ且支那ニ於ケル敵性租界ヲ接收ス」と同時に、対英米戦準備を整えて南方進出の体勢を強化すると決定した。そして、アメリカの欧州戦争参戦問題については外交手段及び其の他あらゆる方法を以つ

¹⁶ Memorandum by the Secretary of State, June 2, *FRUS* op. cit., pp. 454-455; Oral Statement Handed by the Secretary of State to the Japanese Ambassador (Nomura), June 21, *FRUS 1931-1941*, Vol. 2, pp. 485-486.

¹⁷ The Japanese Government having communicated to the Government of the United States the general terms within the framework of which the Japanese Government will propose the negotiation of a peaceful settlement with the Chinese Government, which terms are declared by the Japanese Government to be in harmony with the Konoe principles regarding neighborly friendship and mutual respect of sovereignty and territories and with the practical application of those principles, the President of the United States will suggest to the Government of China that the Government of China and the Government of Japan enter into a negotiation on a basis mutually advantageous and acceptable for a termination of hostilities and resumption of peaceful relations.

¹⁸ Draft Proposal Handed by the Secretary of State to the Japanese Ambassador (Nomura), June 21, *FRUS* op. cit., p. 488.

て極力之を防止するが、万が一アメリカが参戦した場合には「帝国ハ三国条約ニ基キ行動ス但シ武力行使ノ時機及方法ハ自主的ニ之ヲ定ム」と規定した。

この御前会議で、事変処理を継続するとともに南進する理由について杉山元参謀総長は次のように説明した。現在の情勢において日本が「重慶政権ニ対スル直接圧迫ヲ増強致シマスル」ことはもちろん重要であるが、それと同時に「南方ニ進出致シマシテ重慶政権ヲ背後ヨリ支援シ其ノ抗戦意志ヲ彌カ上ニモ増長セシメツツアル英米ノ勢力ト重慶政権トノ連鎖ヲ分断致シマスルコトハ事変解決ヲ促進スル為極メテ必要ナル措置ト考ヘラルル」と指摘した。今回の南部仏印への軍隊派遣は重慶を背後から援助する英米の勢力を分断して重慶の転向を促すという上記の判断に基くものであり、今後は情勢の相関関係を検討した上で適時に重慶政府に対して抗戦権を行使し、且敵性租界を接收することは重慶政権の屈伏を促進するための有効適切な措置だと杉山は説明した。

一方、永野修身軍令部総長は英米との軍事的衝突を想定して、英米などに対する武力行使の時機及び方法については当時の情勢に鑑み帝国の「自主的見地」において決定することが必要と主張した。そして、最後に松岡外相は「支那事変ヲ処理致シマスニモ一面南京ニ於ケル国民政府ノ育成ニ努メ他面中国内外ニ渉リ有ユル平和的劃策ニ依リ重慶政権ノ屈服、南京ニ於ケル国民政府ト融合若クハ合作乃至我国トノ和平交渉ニ之ヲ導ク様最善ノ努力ヲ致サンコトヲ期シテ居リマス」と説明し、前述のように重慶政府が近衛三原則、日華基本条約、日満支共同宣言を受け入れて南京政府と合流する方針を引き続き堅持すると主張した¹⁹。

国策要綱が決定された後、7月10日に首相官邸で行われた連絡会議で松岡外相と斎藤良衛外務省外交顧問は近衛首相、東條陸相、及川古志郎海軍大臣、杉山参謀総長、永野軍令部総長、武藤章陸軍軍務局長、岡敬純海軍軍務局長などに対して、6月21日付のハル長官のオーラル・ステートメントとアメリカ側の提案に対する外務省側の意見について説明した。松岡はまずアメリカ側の提案は受け入れられないと述べた後、斎藤顧問が代わりに外務省としてアメリカ側が要求する四原則はすなわち、南京政府承認の解消、満州の中国への復帰、治安駐兵を認めない無条件撤兵、防共駐兵の否定、日支間の完全なる提携の否定、事変処理への介入、三国同盟からの脱退、内閣改造を意味するものであり、これらの要求は受け入れがたいと説明した。松岡は続けて三国同盟の抹殺は出来ないと説明したうえで、

¹⁹ 「情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱」(昭和16年7月2日)(防衛省防衛研究所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1065「情勢の推移に伴う帝国国策要綱 御前会議事録」)。

アメリカ側の要求は「大東亜新秩序建設ヲユスルコトテアリ事極メテ重大テアル…俗ニ云ヘハ支那事變ヲ持テ余シテ自分ノ理想ヲ打チ忘レ「花ヨリ団子」トイフ考ヘヲ抱クモノカ相当アルノカ不愉快ニ思フ」と説明した。すなわち、松岡にしてみれば、アメリカの提案を受け入れると、事変処理には成功するが、東亜新秩序の一役を担う親日的な中国を育成するためという従来の対中政策はこれで頓挫するため、アメリカの要求は受諾できないと強く反発した²⁰。

斯くして、二日後の7月12に行われた連絡会議で日本側の回答についての審議が正式に始まった。審議開始後、松岡が対米交渉はこれ以上継続できないと提議すると、杉山参謀総長は軍部としては南方には近く仏印の進駐あり、北には関東軍の戦備増強という重大な事態を直後に控えているため、アメリカに断絶のような口吻を洩らすのは適当ではない、交渉の余地を残す方が妥当であると反対した。また東條陸相も「望カナクテモ最後迄ヤリ度イ、難シイ事ハ知ツテ居ルカ大東亜共榮圏建設、支那事變處理之カ出来ナケレバ駄目テアツテ、三國同盟カラモ米ノ參戰ノ表看板ヲ表ニ掲ケサセヌコトダケテモ出来ヌカ」と、アメリカの要求は日本の対中政策に影響を与える恐れはあるが、対中政策及び事変処理を完遂するためにはアメリカとの関係維持が必要だとして、交渉の継続を支持した。及川海相もまた同様にアメリカとの軍事的衝突を避ける観点から、本施策をやる余地がありはせぬかと再考を求めた。各大臣が交渉断絶を反対していたため、協議の末、日本側が5月にアメリカに渡した松岡の修正案で交渉を継続するという結論に至った²¹。しかし、松岡の対米交渉に臨む姿勢に変化がなかったため、近衛首相は木戸幸一内大臣と相談の末、7月16日に松岡を内閣から排除するために総辞職を行い、豊田貞次郎商工相が転じて外務大臣となり、17日に第三次近衛内閣を発足した²²。

第2項 日華基本条約を堅持する日本

新内閣では第二次近衛内閣の各大臣がそのまま留任したため、新内閣成立後初の連絡会議において豊田外相を含め、各大臣は国策に変更がないことを再確認した。そして、同会議で陸海軍の統帥部が共同で新内閣に対する要望事項を提出した際、「今次政變ノ與ヘタル

²⁰ 「第三十八回連絡懇談會」（昭和16年7月10日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1128「大本営政府連絡会議議事録 其の一」）。

²¹ 「第三十九回連絡懇談會」（昭和16年7月12日）（同上）。

²² 『木戸幸一日記』（昭和16年7月15日、7月17日、7月18日）。

一般的印象特ニ三國同盟ノ実質的破棄英、米依存ヘノ還元ナルカ如キ感ヲ抱クモノ少ナカラサルニ鑑ミ萬遺憾ナキヲ期セラレ度」と口頭に要望したことが示すように、対米交渉を継続するとはいえ、日本側の要求を譲歩する意図はなかった²³。同様な発言は7月22日に杉山参謀総長と永野軍令部総長が天皇より事変処理の解決策について聞かれた際の返答にも見られた。天皇に解決策を上奏した永野はまず「重慶側ハ戦力戦意共ニ衰ヘ軍ハ低下シ財政経済的ニモ困憊シテ居リ恰モ瀕死ノ状態ト考ヘラレ命タケヲ保ツテ長期抗戦ヲシテ居ルノテアリマス」と説明した。そして、重慶がこのような長期抗戦を継続できたのは「英米等敵性国家ノ注射又ハ栄養ヲ与ヘル為テアリマス即チ英米ガ重慶ノ起死回生ヲヤツテ居ルノテアリマシテ英米ヲ抑ヘナケレハ支那事変ノ解決ハ困難ト考ヘマス」と指摘し、武力で重慶を攻略すると同時に南方から英米の援助を分断しなければならないと報告した。永野の報告に対して、天皇が武力以外に良い方法はないかと確認したが、永野は「武力以外ハ困難テアリマス」とだけ返答した。このように、7月2日の「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」にしたがって、対米交渉は近衛三原則、日華基本条約、日満支共同宣言という方針に堅持することは外相の交代を経ても変化することはなかった²⁴。

7月25日に日本軍による南部仏印進駐が開始されると、それに反対していたアメリカは在米日本資産の凍結及び対日石油禁輸の措置に出た。それにより、永野軍令部総長はもはや国交調整は不可能であると主張し始めた。永野は石油の供給源を失うこととなれば、戦争となれば一年半にて消費し尽すこととなるため、「寧ろ此際打って出るの外なし」と対米開戦に傾き始め、参謀本部内部でも「遂ニ百年戦争避ケ難キ宿命ナリ」という結論に固まり始めた²⁵。

一方、こうした状況を打開するために、近衛首相はルーズベルト大統領との首脳会談を模索し始めた。8月7日、豊田外相は野村大使に対して、「日米國交ノ現状ハ右我方ノ決意ニ拘ラス兩國間ノ誤解又ハ第三國ノ策動等ニヨリ異常ナル緊張ヲ示シ此儘時局ノ推移ニ委ネ置クコト不可能ナルヲ思ワシム」と、両国の関係がかつてない局面を迎えていると説明した。この現状に鑑み、「右危険ナル状態ヲ打破スル唯一ノ途ハ此際日米責任者直接會見シ互ニ真意ヲ披瀝シ以テ時局救済ノ可能性ヲ検討スルニアリト信ス」と説明し、近衛首相が主張する首脳会談を支持する外務省側の立場を説明した。そして、アメリカ側が日本側の

²³ 「第四十回連絡會議」（昭和16年7月21日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1128）。

²⁴ 参謀本部編『杉山メモ 上』原書房、1967年1月、276-277頁。

²⁵ 『木戸幸一日記』（昭和16年7月31日）；『機密戦争日誌』（昭和16年8月2日、8月23日）。

首脳会談の提案に同意するならば、「近衛首相自ラ「ホノルル」へ出張「ルーズベルト」大統領ト親シク會談致シ度キニ付テハ、貴大使ハ右ハ我方ノ太平洋平和維持ノ為ニスル真摯ナル希望ニ基クモノナルコトヲ強調シ、先方ノ意嚮ヲ直ニ打診セラレ度シ」と訓電した²⁶。

しかし、このような積極的な対米交渉姿勢は近衛三原則、日華基本条約、日満支共同宣言という対米交渉の際に堅持する方針に大きな変化をもたらすことはなかった。6月21日付のアメリカ側提案に対する日本側の修正案は内閣交代及び佛印進駐の関係で停滞したとして、豊田は8月5日にアメリカ側提案に対する返答案ではなく、下記のような現下の情勢改善に重点を置く新たな日米交渉の提案を野村に打電した。

- 一、 日本は南西太平洋に於いて仏印以外の地域に進駐する意図がなく、事変処理完了後は仏印より撤兵する
- 二、 日本はフィリピンにおいて米国に比べ、差別的な待遇に置かれなければ、フィリピンの中立性を適当な時期に保証する
- 三、 米国は南西太平洋における対日軍事措置を中止するとともに、英、蘭両国政府に対して同趣旨の勧告を行う
- 四、 両国の政治的、経済的摩擦を解消するために、米国は南西太平洋地域における日本の資源採掘、確保に協力する
- 五、 日米両国は通商関係の恢復に必要な措置を取る
- 六、 支那事変の迅速な処理を図るために、米国は重慶政府が日本との直接交渉に応じるよう橋渡しをするとともに、日本が仏印より撤兵した後でも同地域における日本の特殊地位を容認する²⁷

しかし、豊田の提案に対して、ハル国務長官は「日本ノ次々ノ行動ヲ見ルニ及ンテ深く失望セサルヲ得ス日本カ腕力ニヨル征服ノ政策ヲ捨テサル以上話ヲスル餘地ナク日本政府当局カ米国ノ為スコトヲ包圍政策ト呼フ限り日本ニ期待ヲ懸ケル何物ナシ」と否定的な態度を示した²⁸。そして、「日本が現在のような軍事的な行動を考えていては、日本政府と太

²⁶ 「豊田大臣ヨリ野村大使宛電報」(昭和16年8月7日)(前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第二卷)。

²⁷ 「豊田外相ヨリ野村大使宛電報」(昭和16年8月5日)、「野村大使ヨリ豊田外相宛電報」(昭和16年8月6日)(同上)。

²⁸ 「野村大使ヨリ豊田外相宛電報」(昭和16年8月6日)(同上)。

平洋地域で平和的な関係を築くあらゆる提案を考察しようとしても、それができそうにないと残念ながら感じている²⁹」と、日本側の新たな提案を積極的に取り合おうとはしなかった³⁰。新提案による交渉再開が進まない中、近衛は8月26日の連絡会議での可決を得た後、野村大使を通じて、

七月中斷シタル豫備的非公式商議ハ其精神及内容概ネ妥當ナルモ今後引續キ商議ヲ進メ然ル後兩首腦者間ニ於テ之ヲ確認セントスル從來考ヘラレタルガ如キ遣リ口ハ急激ナル進展ヲナシツヽアリ或ハ不測ノ事態ヲ惹起スルノ虞ナシトセザル現在ノ時局ニ適合セズ先ツ兩首腦者直接會見シテ必スシモ從來ノ事務的諸商議ニ拘泥スルコトナク大所高所ヨリ日米兩國間ニ存在スル太平洋全般ニ亘ル重要問題ヲ討議シ時局救済ノ可能性アリヤ否ヤヲ検討スルコトガ喫緊ノ必要事ニシテ細目ノ如キハ首腦者會談後必要ニ應ジ事務當局ニ交渉セシメテ可ナリ

という首脳会談の開催を要望する趣旨のメッセージをアメリカ側に伝えた³¹。

一方、首相と外相が日米交渉継続についてアメリカに対して打診する中、陸海軍は協議の末、9月3日の連絡会議で「帝国国策遂行要領」を提案した。永野軍令部総長はまず提案理由について、「帝國ハ各般ノ方面ニ於テ特ニ物カ減リツツアリ、即チヤセツツアリ。之ニ反シ敵側ハ段々強クナリツツアリ。時ヲ經レハ愈々ヤセテ足腰立タヌ。又外交ニ依ツテヤルノヲ忍フ限リハ忍フカ適當ノ時機ニ見込ヲツケネハナラヌ。到底外交ノ見込ナキ時、戦ヲ避ケ得サル時ニナレハ早く決意スルヲ要スル」と説明した。続けて杉山参謀総長は「十月上旬ニハ外交ノ目途ヲツケテ出来ナケレハ邁進シナケレハナラヌ、ズルズル引摺ラレテ行クノハ不可ナリ。其ノワケハ二月迄ハ北ハ大作戦ハ出来ヌ、北ノ為ニハ南ノ作戦ハ早くヤル必要アリ」と述べ、陸海軍の作戦担当部門は開戦を擁立する姿勢を明らかにした³²。9月6日の御前会議で決定された「帝国国策遂行要領」ではその意見を取り入れた形で

²⁹ He (Hull) felt very discouraged indeed and felt doubtful that there was any prospect of being able to deal at this time with any proposal of the Japanese Government relating to the establishment of peaceful relations in the Pacific such as the Japanese Government appeared to have in mind.

³⁰ Memorandum of a Conversation, August 6, *FRUS* op. cit., pp. 546-548.

³¹ 「豊田大臣ヨリ野村大使宛電報」(昭和16年8月26日)(前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第二卷)。

³² 「第五十回連絡會議」(昭和16年9月3日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1131「大本営政府連絡會議議事録 其の二」)。

- 一、 帝國ハ自存自衛ヲ全ウスル為對米、(英、蘭) 戦争ヲ辭セサル決意ノ下ニ概ネ十月下旬ヲ目途トシ戦争準備ヲ完整ス
- 二、 帝國ハ右ニ並行シテ米、英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ム
- 三、 前號外交々渉ニ依リ十月上旬ニ至ルモ尚我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ對米(英蘭) 開戦ヲ決意ス

という内容が決定された。そして、対米英交渉において達成すべき最小限度の要求事項について次のように規定した。

- 一、 米英ハ帝國ノ支那事變處理ニ容喙シ又ハ之ヲ妨害セザルコト
 - (イ) 帝國ノ日支基本條約及日滿支三國共同宣言ニ準據シ事變ヲ解決セントスル企圖ヲ妨害セザルコト
 - (ロ) 「ビルマ」公路ヲ閉鎖シ且蔣政權ニ對シ軍事的政治的並ニ經濟的援助ヲナサザルコト
- (註) 右ハN工作[対米交渉]ニ於ケル支那事變處理ニ關スル帝國從來ノ主張ヲ妨グルモノニアラズ
- 二、 米英ハ極東ニ於テ帝國ノ國防ヲ脅威スルガ如キ行為ニ出デザルコト
- 三、 米英ハ帝國ノ所要物資獲得ニ協力スルコト

それが達成されれば、日本側は次のように約諾すると合意した。

- 一、 帝國ハ佛印ヲ基地トシテ支那ヲ除ク其ノ近接地域ニ武力進出ヲナサザルコト
- 二、 帝國ハ公正ナル極東平和確立後佛領印度支那ヨリ撤兵スル用意アルコト
- 三、 帝國ハ比島ノ中立ヲ保障スル用意アルコト

この最小限度の要求事項は陸海軍側の意見が中心となっているが、外務省側の意見もある程度反映された。首脳会談を推進している外務省側は日米交渉において、交渉の焦点をアメリカ側が堅持する撤兵問題の条件に限定してかつその要求を最小限にとどめる形で交渉を有利に進もとしているため、外務省側は事変処理に関する達成すべき最小限度の第一要求事項に「註」を入れることで、その効果の緩和を図った³³。

このような外務省の姿勢は「帝国国策遂行要領」と同時に可決された外務省提案の「日米交渉ニ関スル件」の当初案でよく説明された。当初案では現下中止の形にある日米国交調整交渉を再開して日米首脳会談へと導くために、「大局的見地ヨリ所謂「法律的精確サ」ニ拘泥スルコトナク妥結点ヲ探究シ以テ現下ノ緊迫感ヲ緩和シ後国交調整ニ復帰ス」という外務省の方針を説明した。この方針に従って、外務省側は「一、佛印ヲ基地トシテ近接地域ニ武力的進出ヲナサス北方ニ對シテモ同様故ナク武力的進出ヲナサザルコト、二、日米ノ對歐州戦争態度、三、支那ヨリハ出来得ル限り速カニ撤兵ス」という撤兵問題を中心とする内容で、アメリカ側と交渉を進むべきだと提案した。

それにより、日本側の三国同盟に基く参戦態度について「一般國際通念ニ基ク防護ト自衛ノ觀念ニヨリ律セラルヘク從テ米ノ對歐州戦参加ノ場合ニ当リテモ日本国ト第三国トノ間ニ存スル條約ノ解釋及実施ハ専ラ自主的ニ行ハルヘキモノナルコトヲ闡明ス」と規定し、三国同盟に対する自主的解釈を行う態度を明確にすることでアメリカ側が危惧する参戦問題の緩和を図る。また、撤兵問題に関しては「字句寧ロ粗笨ナルモ…法律的精確サニ拘泥スルコトナクト云ヘル所以ニシテ、我方ニ都合ヨク、又米ハ米ニ都合ヨク解釋シ得ル余地ヲ有シ以テ政治的効果ヲ挙ケムトス」と説明し、撤兵の条件について敢えて曖昧にしようとした³⁴。

「日米交渉ニ関スル件」の当初案は陸海軍側との協議を経て、9月3日の連絡会議で決定された最終案では「大局的見地ヨリ所謂「法律的精確サ」ニ拘泥スルコトナク」という外務省の立場を示す交渉の方針に関する内容はすべて削除され、参戦態度について「一般國際通念ニ基ク防護ト自衛ノ觀念ニヨリ律セラルヘク從テ」から「防護ト自衛ノ觀念ニヨリ律セラルヘク又」へと変更された。また、撤兵問題について説明文が削除された上に、内容を「日本國ハ日支間ノ全面的正常關係ノ回復ニ努メ右實現ノ上ハ日支間ノ協定ニ遵ヒ

³³ 「帝国国策遂行要領」(昭和16年9月6日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1067「帝国国策遂行要領 御前会議議事録」)。

³⁴ 「日米交渉ニ関スル件」(昭和16年9月2日)(前掲、外務省記録 A.1.3.1.1-3 第三卷)。

支那ヨリ出来得ル限り速カニ撤兵スルノ用意アリ」へと修正された。修正後の内容は外務省の原案に比べて後退したとはいえ、外務省が意図する曖昧さをある程度残すことができた³⁵。

一方、御前会議での決定とは別に、外務省は9月1日に、6月21日付のアメリカ側の主な要求である南京政府承認の取消、満州の中国への復帰、治安駐兵を認めない無条件撤兵、防共駐兵の否定、三国同盟からの脱退などを基礎に、首脳会談実施方針である「日米交渉要綱」を起案した³⁶。「日米交渉要綱」では本会談の目的は「差當リ日米關係ヲ緩和打開シ世界平和招來ニ資スルト共ニ支那事變解決ヲ促進セントスルニ在リ」と説明した。それにより、外務省は「本件了解案中左ノ事項（一、支那事變解決ノ促進、二、太平洋地域ニ於ケル逼迫セル事態ノ緩和及將來ノ不安除去、三、通商貿易ノ平常化就中必需物資獲得ニ對スル協力）ニ付意見ノ一致ヲ見ル上ハ他ノ恒久的事項又細目ニ亙ル問題ハ引續キ華府又ハ東京ニ於テ進ムルコトトシ會談ハ成ルヘク短時日ニテ打切ルノトス」と規定し、目下の関係改善を通じて交渉継続の促進を最も重要視する外務省側の姿勢を再度強調した³⁷。

「日米交渉要綱」にしたがって、外務省はアメリカ側に対して、中国側と和平交渉を行う際に提出する和平条件である「日支和平解決基礎条件」について次のような試案を作成した。

- 一、 善隣友好
- 二、 主権及び領土の尊重
- 三、 治安維持、権益擁護及び共通脅威防衛による駐兵
- 四、 満州国承認
- 五、 支那領土ヨリノ日本武力ノ速カナル撤退（日支間ニ締結セラルヘキ協定ニ遵フ）

これらの条件は近衛三原則、日満支共同宣言に則った条件ではあるが、アメリカ側が要求する撤兵問題が拘わる日華基本条約などについて敢えて明記しないことにした³⁸。

³⁵ 「日米交渉ニ關スル件」（昭和16年9月3日）（同上、第八卷）。

³⁶ 「日米協定案ニ關スル七月十日政府統率部連絡會議ニ於ケル説明摘要」（昭和16年7月10日）（同上、第一卷）。

³⁷ 「日米交渉要綱」（昭和16年9月1日）（同上、第八卷）。

³⁸ 「日支和平解決基礎條件」（昭和16年9月1日）（同上）。

一方、陸軍側も同時期に「日支和平解決基礎条件」という外務省試案と同様の題名の試案を作成していた。陸軍案では「重慶政權ハ日本ト南京政府トノ間ニ締結セラレタル基本條約及之ニ付隨スル取極並日滿華共同宣言ガ左記諸原則ニ立脚セルモノナルコトヲ承認シ南京政府ト合流スルコト」を基本方針と規定した。この方針の下で、重慶側との和平条件について次のように規定した³⁹。

- 一、善隣友好
- 二、共同防共
- 三、上記の為に蒙疆及び華北ノ一定地域ニ於ケル日本軍隊ノ駐屯
- 四、事変遂行ノ為支那ニ派遣セラレタル日本國軍隊ハ約定ニ基キ駐屯スルモノノ外事變解決ニ伴ヒ原則トシテ撤退
- 五、滿州國承認

「附」共同防共ノ語句ガ妥結セラレス已ヲ得ス代案ニ依リ妥結セラレタル際ハ…基本條約及之ニ付隨スル取極ハ重慶政權ト南京政府トノ合流ヲ見タル上新合流政府ト日本トノ間ニ於テ之ニ即應スル如ク字句ニ付條約文ノ修正ヲ行ハルルモノトス

陸軍側の試案の焦点はアメリカ側もが高い関心を持つ駐兵問題で、その内容は基本条約を明記するものであった。すなわち、陸軍側の試案は日華基本条約の第三条「日本國ハ兩國共同シテ防共ヲ實行スル為所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ所要ノ軍隊ヲ蒙疆及華北ノ一定地域ニ駐屯セシムベシ」と同条約の付屬議定書の第三条「兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭状態終了シタルトキハ日本國軍隊ハ本日署名セラレタル日本國中華民國基本關係ニ關スル條約及兩國間ノ現行約定ニ基キ駐屯スルモノヲ除キ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了スベク中華民國政府ハ本期間ニ於テ治安ノ確立ヲ保障スルモノトス」をそのまま反映した内容である⁴⁰。撤兵問題を含めて外務省案に比べ、陸軍側は近衛三原則、日華基本条約、日滿支共同宣言という交渉条件の方針をより明確に記した。

³⁹ 「日支和平解決基礎條件」（昭和16年9月6日）（同上、第三卷）。

⁴⁰ 「日華基本条約」（昭和15年11月30日）（外務省記録B.1.0.0.J/C3「日華基本条約並日滿華共同宣言關係一件」第六卷）

9月6日から陸外両省の試案に関する陸海外の間の意見調整が始まった。それに先立って、陸軍側は既に試案の内容について海軍側の同意を得たため、意見調整は外務省側対陸海側という構図となった。陸軍案に対して外務省側は「蔣政權ト南京政權トノ合流」という新たな項目を挿入することを提案した。外務省側はこれを通じて今後合流した新政府との間で新たな条約を締結する意味合いを試案に込めることで、日華基本条約の内容を明記した陸軍案の内容を緩和しようとした。また、アメリカ側が警戒する「共同防共」を治安維持、權益擁護及び共通の脅威防衛等の「共同防衛」へと修正することを主張した。そして、それと関連して日米の意見が衝突する撤兵問題について、外務省側は「事變遂行ノ為」を「事變ノ為」、「日本國軍隊ハ約定ニ基キ駐屯スルモノノ外」を「日本國軍隊ハ日支間ノ協定ニ遵ヒ」、「事變解決ニ伴ヒ原則トシテ撤退スル」を「事變解決ニ伴ヒ撤退スル」へと修正することで、その内容の緩和を図ろうとした。外務省側の提案を陸海側は受け入れなかったが、「附」の部分の削除にだけ同意した。調整の結果、9月13日の連絡会議で「日支和平基礎条件」が正式に決定された。

一、 善隣友好

二、 主權及領土ノ尊重

三、 日支共同防衛

日支兩國ノ安全ノ脅威トナルヘキ共產主義的竝ニ其他ノ秩序攪亂運動
防止及治安維持ノ為ノ日支協力

右ノ為及従前ノ取極及慣例ニ基ク一定地域ニ於ケル日本國軍隊及艦船
部隊ノ所要期間駐屯

四、 撤兵

支那事變遂行ノ為支那ニ派遣セラレタル前號以外ノ軍隊ハ事變解決ニ
伴ヒ撤退

五、 蔣政權ト汪政府トノ合流

六、 満州國承認

この連絡会議で決定された「日支和平基礎条件」は最終的に陸軍側の意見が中心となり、「従前ノ取極及慣例ニ基ク一定地域ニ於ケル日本國軍隊及艦船部隊ノ所要期間駐屯」とい

う日華基本条約の内容を堅持する内容となった⁴¹。

「日支和平解決基礎条件」が陸海軍側の意見に沿うものとなったことを受けて、外務省側はまた、「日米間了解案要綱」を作成して、引き続き外務省側の方針を今後の交渉に反映しようとした。「日米間了解案要綱」では今後、アメリカ側との交渉に当たって日支問題の処理について「支那事變解決ノ基礎的一般條件カ近衛聲明ノ原則竝ニ右原則ニ基キ締結セラレタル日支基本條約及日滿支三國共同宣言ニ準據スルモノタルコトヲ認ムルコト」が基本条件であり、必要に応じて基本原則となる「日支和平解決基礎条件」を声明すると規定した。そして、太平洋地域に関しては日米両国が同地域に対し領土的企図を有しないこと、フィリピンの中立を維持すること及び同島において両国民が無差別待遇を受けること、アメリカが「援蔣行為ヲ中止スルコト」、「極東ニ於テ帝國ノ國防ヲ脅威スルカ如キ措置ヲ取ラサルコト竝ニ現ニ取リツツアルスクノ如キ措置ハ之ヲ中止スルコト」、「帝國ト佛印トノ緊密關係ヲ容認スルコト」、「英國及蘭領印度カ太平洋地域ニ於テ米國ト同一歩調ニ出ツル様努ムルコト」、「帝國ノ所要物資取得ニ協カスヘキコト」など、豊田外相が8月5日に米国に渡した提案を再度取り入れた。

ただし、外務省側は当面の関係を改善する立場から、ヨーロッパ戦争についてはなるべく三国同盟条約問題及びアメリカの参戦問題に触れないことを原則とし、駐兵問題に関する日本の権益擁護、治安維持及び共同防衛による北支、蒙疆及び海南島での駐兵については話し合いの模様に応じて取り除くほか、援蔣の内容を軍事的協力の中止、軍需物資の供給拒絶等に限定し、アメリカによる日支和平交渉の斡旋には言及しないなど、基礎条件を堅持しながらも細目に拘らず大まかな合意へと導こうとした⁴²。

「日米間了解案要綱」はこの後、意見調整を経て9月20日の連絡会議で「日本國「アメリカ」合衆國間國交調整ニ關スル了解案」という題名で決定された。しかし、その内容はやはり外務省側の原案より後退する内容となった。ヨーロッパ戦争については「合衆國カ歐洲戰爭ニ參入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ行動ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ」とアメリカの参戦問題と三国同盟条約との関係について明記するようになった。また、前述したように「日支和平解決基礎条件」は陸海軍との意見調整の末、本来話し合いの模様に応じて取り除く駐兵問題は決定案では「別紙」

⁴¹ 「日支和平基礎条件」（昭和16年9月13日、9月20日）（前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第三卷）。

⁴² 「日米間了解案」（昭和16年9月1日）（同上、第八卷）。

で提示することとなったこと。そして、援蔣の内容及び本来言及しないアメリカによる斡旋も「日支間ノ和平解決ニ對スル措置」の項目で、「合衆國政府ハ支那事變解決ニ對スル日本國政府ノ努力ト誠意トヲ諒解シ之カ實現促進ノ為重慶政權ニ對シ戦闘行為ノ終結及平和關係ノ恢復ノ為速ニ日本國政府ト交渉ニ入ル様橋渡シヲ為スヘク且日本國政府ノ支那事變解決ニ關スル措置及努力ニ支障ヲ與フルカ如キ一切ノ措置及行動ニ出テサルヘシ」とアメリカに橋渡しの役割を要望すると同時に、重慶政府へと援助行為の中止を明確に要求した。更に、日華基本条約についても日本側は事變解決に関する基礎的一般條件が「近衛聲明ニ示サレタル原則及右原則ニ基キ既ニ實施セラレタル日支間約定及事項ト矛盾セサルモノナルコト」という内容に取り入れたことで、日華基本条約を明記する内容となった⁴³。これらの修正により、内容の曖昧さを保とうとした外務省側の原案に比べ、明確さを増した。

斯くして外務省が作成した「日米了解案」、「日支和平解決基礎条件」、「日米間了解案要綱」はすべて陸海軍側の主張に押される内容となった。

第3項 駐兵問題が焦点

これらの決定案が野村を通じてアメリカ側に渡した二日後の1941年9月27日に、豊田外相はグルー駐日米大使と会談し、「日本の過去の歴史において首相が海外に赴き、他国の元首と会談する前例はないが、近衛首相はそれでもルーズベルト大統領との会談を実現したいと考えている。それはアメリカとの関係調整のため、人類の幸福と繁栄のため、そして、両国の共通問題を解決するための決定である。これは日本側が示した誠意である⁴⁴」と近衛首相の首脳会談への熱意を語り、会談実現への努力を続けた⁴⁵。

しかし、「日米了解案」と「日支和平解決基礎条件」へのアメリカ側の回答は否定的な内容であった。アメリカ側の回答はまず従来の交渉経過を述べ、交渉に臨むアメリカ側の方針、すなわち、「一、一切ノ國家ノ領土保全及主權ノ尊重、二、他國ノ國內問題ニ對スル不關與ノ原則ノ支持、三、通商上ノ機會均等ヲ含ム均等原則ノ支持、四、平和的手段ニ依リ

⁴³ 「日本國「アメリカ」合衆國間國交調整ニ關スル了解案」（昭和16年9月20日）（同上、第三卷）。

⁴⁴ In spite of the lack of precedent in Japanese history for a Prime Minister to go abroad to confer with the head of a foreign Government, Prince Konoye is nevertheless determined to meet with President Roosevelt. In thus seeking to adjust its relations with the United States, for the welfare of humanity as a whole as well as for the sake of the two countries directly concerned, Japan's sincerity is evident.

⁴⁵ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), September 27, *FRUS* op. cit., pp. 641-645.

現状カ變更セラルル場合ヲ除キ太平洋ニ於ケル現状ノ不攪亂」という四原則の重要性を再度説明した。撤兵問題について「他國ノ領土ヲ軍事的占領スル一國カ平和的解決及他ノ地域ヨリノ占領軍撤退ノタメノ條件トシテ特定地域ニ於ケル自國軍隊ノ駐屯繼續方ヲ提案ストセハ右ハ非公式會談ニ於テ討議セラレタル進歩的且開化的針路及原則ト合致セサルモノト認ム當政府ノ見解ニ依レハ斯カル方法ハ平和ヲ招來シ又ハ安定ノ期待ヲ提供スルコトナカルヘシ」と、日本側が堅持する撤兵条件を否定した。

そして、欧州戦争の参戦問題について「日本國政府カ若シ其立場ヲ此ノ上闡明シ得ルヤ否ヤニ付更ニ御檢討ヲ加ヘラルルニ於テハ有益ナルヘシ」と自主的解釈よりも更にその態度を明確にするよう要求した。そして、近衛と豊田が最も期待をかける首脳会談について、アメリカにとって、アメリカ側が「自由且進歩的原則ノ全太平洋地域ヘノ均等ナル適用ヲ要求スルカ如廣汎ナル「プログラム」ナルコト」を明らかにしようとしているのに対し、日本側は「之等原則ノ實際ノ適用ニ對シ制限及例外ヲ設クルコトニ依リ局限セラルルカ如キ「プログラム」ヲ考慮シ居ラルル」という風に見えた。そのため、アメリカ側は「若シ此ノ印象ニ誤リナシトセハ二本國政府ハ斯カル事情ノ下ニ於ケル政府責任首脳者ノ會見ハ兩國カ相互ニ考慮シ居ルカ如キ高遠ナル目的ノ増進ニ寄與スヘシト思惟セラルルヤ」と反問し、首脳会談の開催についてきわめて消極的な態度を示した⁴⁶。

斯くして「日米了解ヲ欲シ駐兵問題ノミカ殘レル問題ナリ」という交渉の焦点がより明確化されたことにより、日本側では各部門の意見調整が始まった⁴⁷。豊田外相はアメリカ側の覚書を受けた後、中国及び仏印からの撤兵に年限を設ける回答案を作成して10月4日の連絡会議でそれを提示した⁴⁸。しかし、東條陸相は「帝國ハ此ノ際外交ノ見透ヲツケネハナラス。事ハ極メテ重大ナルヲ以テ對米回答電文ハ暫ク措キ慎重ニ研究スル必要アリ」と、交渉の焦点が陸軍側が堅持する最低条件である駐兵問題となると慎重に対応しなければならぬと説明して取り合わなかった。杉山参謀総長も「陸相ノ所見ニ同意ナリ。而シテ時間ヲ延ハサレテハ統帥部トシテハ困ル。引き延ハサレテハ南モ北モ中途半パトナル」と述べ、作戦遂行の観点からも交渉の中断を求めた。また、海軍側の永野軍令部総長も「最早「ヂスカッション」ヲナスヘキ時ニアラス。早クヤツテモライタイモノタ」と、前述したように石油の禁輸による戦力の低下を回避するために行動を起こすべきだと主張した。

⁴⁶ 「十月二日合衆國政府覚書譯文」(昭和16年10月3日)(前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第四卷)。

⁴⁷ 「豊田大臣宛野村大使發電報寫」(昭和16年10月4日)(同上)。

⁴⁸ 「豊田大臣宛野村大使宛電報」(昭和16年10月6日)(同上)。

このような意見交換の末、外務省の回答案は陸海軍側の反対によって審議されないまま会議が終了した⁴⁹。しかし、海軍内部ではまだ交渉を中断するという合意に至っていないため、10月6日に行われた陸海軍局部長会議でも、交渉を継続すべきか否かについて陸海軍の意見が衝突した⁵⁰。陸軍側は前日に行われた陸軍部局長会議で合意に至った「外交ノ目途ナシ速ニ開戦決意ノ御前会議ヲ奏請スル」という結論に基き、外交の目途ナシと主張したが、海軍側は「駐兵ニ関シ考慮セバ目途アリ」と主張したため、合意には至らなかった⁵¹。

10月12日、日米交渉を維持しようとする豊田外相は「日支事變ノ為支那ニ派遣セラレ居ル日本國軍隊ハ日支間協定ニ基キ且日支間和平成立後ハ直ニ撤退ヲ開始シ遅クモ二年以内ニハ撤退ヲ了スヘシ」、「日本國軍隊ハ平和恢復後ノ治安維持、支那國ノ復興ニ協力スル為北支蒙疆ノ一部及海南島ニ平和恢復後五年間駐留スヘシ右機関ハ其ノ滿了時ニ於ケル現地ノ實情ニ照應シ日支間協議ニ依リ延長セラルルコトアルヘシ」という新たに修正した対米回答案を以って、近衛首相、豊田外相、東條陸相、及川海相、鈴木貞一企画院総裁などが参加する五相会議で駐兵問題を再度審議にかけた⁵²。

「日米交渉妥結ノ余地アリ、ソレハ駐兵問題ニ多少ノアヤヲツケルト見込カアルト思フ」という豊田の主張に対して、近衛と及川は同調した。しかし、東條は「判断ハ妥結ノ見込ナシト思フ、凡ソ交渉ハ互譲ノ精神カナケレハ成立スルモノテナイ、日本ハ今日迄ニ讓歩シ四原則モ主義トシテハ之ヲ認メタリ、然ルニ米ノ現在ノ態度自ラ妥協スル意志ナシ」として反対した。そして、「支那事變ノ成果ニ動揺ヲ與フルコトナシ」という陸軍側の認識の下で、東條は「駐兵問題ハ陸軍トシテハ一步モ讓レナイ、所要期間ハ二年三年テハ問題ニナラス、第一撤兵ヲ主体トスルコトカ問題違ヒテアル、退却ヲ基礎トスルコトハ出来ヌ陸軍ハガタガタニナル、支那事變ノ終末ヲ駐兵ニ求メル必要カアルノタ日支條約ノ通りヤル必要カアルノタ、所要期間トハ永久ノ考ヘナリ」と強く訴えた⁵³。

そして、10月14日の閣議が始まる前に、近衛は「日米交渉ハ六カシイカ駐兵問題ニ何

⁴⁹ 「第五十七回連絡會議」（昭和16年10月4日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1131）。

⁵⁰ 『機密戦争日誌』（昭和16年10月5日）。

⁵¹ 同上、（昭和16年10月6日）。

⁵² 「日米交渉ニ關スル外務大臣所信」（昭和16年10月13日）（前掲、外務省記録 A.1.3.1.1-3 第十二卷）。

⁵³ 「十月十二日五相會議」（昭和16年10月12日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1131）。

トカ色ツヤヲツケレハ外交ノ見込アリト思フ」と、交渉を尚継続したいと説明した。豊田もまた「米國ハ支那及佛印カラ撤兵ニ關シ日本ノ明確ナ返事ヲクレト要求シテ居リ又北部佛印我軍事行動ニ關シテモ言及シテ居ル然モ矢張り重點ハ撤兵タ、之ヲヤレハ見込ハアルト思フ」と近衛の発言に同調して、東條に再考を促した。しかし、東條は「米國ノ主張ニ其儘服シタラ支那事變ノ成果ヲ壊滅スルモノタ滿洲國ヲモ危クスル更ニ朝鮮統治モ危クナル」と指摘し、これまでの既得権益を守るために、撤兵問題で「少策ヲ弄シ彼ニ逐次我主張ヲ變更セシメラレルコトハ不可テアリマス」と主張した。そのため、「コレ迄譲リソレカ外交トハ何カ、降伏テス益々彼ヲシテズニノラセルノテ何處迄ユクカワカラヌ」と反論し、駐兵に関する要求を断乎堅持するとして取り合おうとしなかった⁵⁴。

陸相の説得に失敗した近衛首相が10月16日に内閣総辞職を行った後、国策を再検討するという天皇の命を受けて東條内閣が発足した⁵⁵。再検討を終えて、11月1日の大本营政府連絡会議で、今後の方針を決める「帝国国策遂行要領」を審議すると同時に、日米交渉の対案についても協議を行った。新たに外務大臣として就任した東郷茂徳は「帝国内外ノ事態ハ極テ急迫ヲ告ケ今ヤ一日ヲモ曠クスルヲ許サザル状態ニアル」という厳しい現状に鑑み、「熟議ノ結果交渉ヲ繼續スルモノナルガ本交渉ハ最後ノ試ニシテ我對案ハ名實共ニ最終案ナリ」と説明した後、「帝国国策遂行要領」に基く日米間の具体的な交渉基礎として、外務省側が作成した甲案と乙案を審議にかけた⁵⁶。外務省側の提案によって、連絡会議は「帝国国策遂行要領」では現下の危局を打開して自存自衛を全うし大東亜の新秩序を建設するため、この際対米英蘭戦争を決意するという方針の下で、対米交渉は従来の懸案の重要事項の表現方式を緩和修正した甲案、或いは当面の関係改善に焦点を当てる乙案を以って交渉に臨むと決定した。

甲案では駐兵及び撤兵問題についてアメリカ側が「(イ)不確定期間ノ駐兵ヲ重視シ(ロ)平和解決條件中ニ之ヲ包含セシムルコトニ異議ヲ有シ(ハ)撤兵ニ關シ更ニ明瞭ナル意志表示ヲ要望シ居ル」ことに鑑み、「日支事變ノ為支那ニ派遣セラレタル日本國軍隊ハ北支及蒙疆ノ一定地域及海南島ニ關シテハ日支間平和成立後所要期間駐屯スベク爾餘ノ軍隊ハ平和成立ト同時ニ日支間ニ別ニ定メラルル所ニ從ヒ撤去ヲ開始シ二年以内ニ之ヲ完了スベシ」と提案した。そして、仏印における駐兵及び撤兵については「日本國政府ハ佛領印度支那

⁵⁴ 「閣議ニ於ケル陸軍大臣説明ノ要旨」(昭和16年10月14日)(同上)。

⁵⁵ 『木戸幸一日記』(1941年10月16日)。

⁵⁶ 「東郷大臣ヨリ野村大使宛電報」(昭和16年11月4日)(前掲、外務省記録A.1.3.1.1-3 第十二卷)。

ノ領土主權ヲ尊重ス、現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本國軍隊ハ支那事變ニシテ解決スルカ又ハ公正ナル極東平和ノ確立スルニ於テハ直ニ之ヲ撤去スベシ」と⁵⁷、駐兵問題について「從來ノ對米交渉案ヲ若干減シタル」内容に修正した⁵⁸。そして、乙案は「日米兩國ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハザルコトヲ約スベシ」、「日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資金凍結前ノ状態ニ復歸セシムベシ 米國ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約スベシ」と、資金と石油の不足という現状の核心問題に対処する「南方ノミニ限定」した案であった⁵⁹。

外務省側の提案に対して、杉山参謀総長、塚田攻参謀次長は「乙案ハ支那問題ニ触ルルコトナク佛印ノ兵ヲ撤スルモノニシテ國防的見地カラ國ヲアヤマルコトニナル、佛印ニ兵ヲ駐ムルコトハ、支那ヲシテ日本ノ思フ様ニナラシメ、南方ニ對シテハ之ニヨリ五分五分ニ物ヲトルコトヲ可能ナラシム又戰略態勢ハ對米政策上又支那事變解決上之ニヨリ強クナル」と、事変処理及び南方進駐の観点から駐兵問題に言及しない乙案には同意しなかった。

それに対して東郷は「自分ハ先ツ從來ノ交渉ノヤリ方カマズイカラ、條件ノ場面ヲ狭クシテ南ノ方ノ事タケヲ片ツケ支那ノ方ハ、日本自分テヤル様ニシタイ」と、これまでの条件に基く交渉は既に行き詰っているため、条件の転換が必要だと反論した。豊田から見れば、「支那問題ニ米ノ口ヲ容レサセルコトハ不可也、此見地カラスレハ從來ノ對米交渉ハ九ヶ國條約ノ復活ヲ多分ニ包藏シテルモノテ、殊ニ不味イコトヲヤツタモノタ」と、日華基本条約を含む従来の条件では九ヶ國条約を復活させる口実を与える可能性があるとして、乙案を以って交渉に臨むべきと主張した。論争の末、陸軍側が乙案を交渉提案の一つとして容認する代わりに、東郷が陸軍側の要求に応じて「米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルガ如キ行動ニ出デザルベシ」という「支那事變解決ヲ妨害セス」の趣旨に基く新たな項目を挿入することで、甲案及び乙案は11月5日の御前会議で正式に採用された⁶⁰。

一方、「帝國國策遂行要領」は既に日本による「武力發動ノ時機ヲ十二月初頭」と規定したため、11月4日に軍事参議会が開催された。東條陸相は大東亞戦争勃発が支那事変処理に及ぼす影響について「我南方武力行使ニ依リ當初ハ蔣政權ノ志氣昂揚スヘキモ實質的ニ

⁵⁷ 「帝國國策遂行要領」（昭和16年11月5日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1069「帝國國策遂行要領 御前會議議事録」）。

⁵⁸ 「第六十六回連絡會議」（昭和16年11月1日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1131）。

⁵⁹ 「第六十六回連絡會議」（昭和16年11月1日）（同上）。

⁶⁰ 「第六十六回連絡會議」（昭和16年11月1日）（同上）。

ハ時ヲ逐ヒ其勢力弱化シ西南派、共産黨等ノ分裂ヲ來スヘク之レニ加フルニ南京政府ノ育成強化ト積極的作戰行為トハ直接間接ニ支那民衆ニ作用シ支那事變ノ有利ナル歸結ヲ招來シ得ヘシト信ス」と説明した⁶¹。そして、11月15日の連絡会議では「對米英蘭蔣戦争終結促進ニ関スル腹案」が決定され、「速ニ極東ニ於ケル米英蘭ノ根拠ヲ覆滅シテ自存自衛ヲ確立スルト共ニ更ニ積極的措置ニ依リ蔣政權ノ屈服ヲ促進シ独伊ト提携シテ先ツ英ノ屈服ヲ図リ米ノ繼戰意志ヲ喪失セシムルニ勉ム」という方針の下で事変処理を図ると規定した。そこには「支那ニ対シテハ對米英蘭戦争特ニ其ノ作戰ノ成果ヲ活用シテ援蔣ノ禁絶、抗戦力ノ減殺ヲ図リ在支租界ノ把握、南洋華僑ノ利導、作戰ノ強化等政戦略ノ手段ヲ積極化シ以テ重慶政權ノ屈伏ヲ促進ス」という太平洋戦争勃発を通じて、重慶を壊滅に追い込む構想が記された⁶²。

斯くして、日本側は36年に「分割統治」から「分治合作」への政策転換を経て、対中政策である近衛三原則が目指す東亜新秩序の一員となる親日的な「更生支那」を育成するために、内外両面からその実現に向けて様々な政策を展開した。中国国内に対しては臨時政府を改称し、維新政府を解散することで、南京政府の中央政府として樹立した。そして、中国国外に対しては枢軸陣営による南京政府承認を通じて、南京政府の対外的統一性を高めた。しかし、南京政府を真の中央政府にするには重慶政府との事変処理という問題を解決しなければならなかった。南京政府の対外的統一性の強化という対中政策の実現及び重慶への後方支援を分断するという事変処理の実現のために、日本側は39年12月28日に決定した「對外施策方針要綱」にしたがって、重慶及び南京をめぐってイギリス、アメリカとの意見調整を行ったが、失敗に終わった。その結果、英米による承認を通じて南京政府の対外的統一性を強化することができなくなった以上、英米との戦争による重慶への後方支援を分断する効果に期待することしかできなかった。

本来、日本側にとって、南京政府は東亜新秩序の一員となる親日的な「更生支那」の役割を持っていると同時に、重慶・南京合流の政治的手段という事変処理の役割をも持っていた。そのため、事変処理の観点から、南京政府の実力強化は速やかに遂行する必要がある。しかし、南京政府の実力のなさに鑑み、実力を強化しても事変の「迅速ナル完遂」を期待することができないため、日本側は重慶との直接交渉や既得権益を守って軍事的手段

⁶¹ 「軍事参議會ニ於ケル質問要旨」(昭和16年11月4日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1096「軍事参議院参議会議事録」)。

⁶² 「對米英蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案」(昭和16年11月15日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1118「重要国策決定綴 卷一」)。

で重慶を屈伏させることを優先した。

日本側がいわば外堀を固めることに専念している中、中国側の認識と解釈に基く中国の主権独立、領土保全を達成しようとする南京政府は、41年6月に日本側に対して政治面及び経済面から南京政府の実力強化を実現するために「分治合作」の改善を要望した。南京政府は既に日本のすべての要求である日華基本条約を受諾したため、日本は南京政府を育成強化する観点から条約の範囲内で南京側の要求に応えようとした。しかし、太平洋戦争勃発によって、日本は南京政府の実力強化よりも英米蘭中との同時戦争を優先した。日本が南京政府の実力強化を積極的に推進しない状況の中で、南京政府もまた太平洋戦争の勃発を契機に日本への協力体制を強化することで、「分治合作」の改善による南京政府の実力強化を通じて、その和平運動の元来の目的である中国の主権独立、領土保全を達成しようとした。

第2節 南京政府参戦

第1項 参戦意志とその背景

1941年12月8日午前7時、太平洋戦争が勃発して間もなく畑俊六支那派遣軍総司令官は汪兆銘南京政府主席を呼び出し、後宮淳総参謀長、影佐禎昭軍事顧問列席の上で日本が対英米蘭宣戦布告したことを伝えた。その直後、日高信六郎代理大使が汪を訪問し、「国民政府ハ参戦セサルコト」という日本側の正式決定を伝えた⁶³。突然の出来事に南京政府内部は混乱し、参戦すべきか否か意見が二分されたが、汪をはじめとする政府指導者は参戦を諦めたわけではなかった。その理由は、「一、支那ハ日本ト生死ヲ共ニセントスル態度ヲ表明シ居リ重慶ハ既ニ獨伊ニ對シ宣戦ヲ布告シ居ルニ拘ラス南京カ宣戦セサルハ極メテ意氣揚ラサルコトトナリ、二、支那ハ自闘力ハ不足シ居ルモ参戦ニ依リテ国民ノ向フ所ヲ明カニスル必要アリ」という二点にあった⁶⁴。つまり、南京政府は実力が不足しながらも参戦を通じて士気を向上させることで、日本を滞りなく後方から支援することが可能となる

⁶³ 『畑俊六日誌』（昭和16年年12月8日）；「日高代理大使ヨリ東郷外務大臣宛電報」（昭和16年12月8日）（外務省記録A.7.0.0.9-5-3「大東亜戦争関係一件 各国ノ態度 中华民国（国民政府）」）。

⁶⁴ 外務省編纂「南京国民政府の参戦を差当り待機させるための説明振りにつき請訓」（昭和16年12月21日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』白峰社、2010年1月、157-158頁。

と主張したのである⁶⁵。

しかし、南京政府の参戦目的を日本側は別の角度から理解していた。太平洋戦争勃発直後、日高代理大使は「支那ハ参戦スルニアラサレハ英米ノ權益ノ分配ニ参加シ得サルヘシトノ懸念ヲ有スル」と観察していた⁶⁶。畑支那派遣軍総司令官も南京政府の「真意は英米の權益を国民政府にて接收したきことト、一には戦后平和會議に議席の一つを占めんとする頗〔すこぶる〕功利的の内心を包蔵するものにして、汪主席の肚裏も后者にある」と判断していた⁶⁷。最終的に参戦を容認した東條首相も南京政府の参戦目的について「媾和會議ノ際一枚加ハリ度ト言フ考ヘハアル模様ナル」と例として挙げて述べていた⁶⁸。つまり、南京政府の主張とは関係なく、南京政府の参戦目的は日本の戦勝後の分け前を要求するため、という観測が日本側には有力であった。

一方、日本側の観測とは裏腹に、南京政府は最初から日本の敗戦が避けられないものと判断していた。汪は太平洋戦争勃発の知らせを受けた直後、中央政治委員会を召集した。その場で汪は「日本は反英米という名の下で新たな戦争を起こした。このような蛮行は失敗する運命を決定的なものにした」と日本が敗戦すると断定した⁶⁹。他の政府指導者も前途に悲観的であった⁷⁰。それにもかかわらず、汪を含め、南京政府の指導者は参戦を希望した。その目的は日本側が観察したように日本戦勝後の分け前を要求するためではなかった。むしろ、その逆である。これまで説明してきたように、南京側の和平運動の目的は中国の主権独立、領土保全を実現することである。しかし、日本側と協議の末に締結した日華基本条約は南京側が主張していた「中国主権尊重原則実行ニ関シ日本ニ対スル希望」とかけ離れていたものである。したがって、南京政府にとって参戦とは、日本の敗戦を見据え、南京政府の置かれた現状を考慮した上で、影を潜めた本来の和平運動の目的を達成するために、日本から最大限の利益を引き出すための手段であった。

日本の敗戦を予想するのであれば、それが現実となれば南京政府の目的も自ずと達成さ

⁶⁵ 同上、「南京国民政府の対日協力に関する影佐少将と梅思平実業部長との会談」（昭和16年12月10日）、143-144頁。

⁶⁶ 同上、「南京国民政府の参戦を差当り待機させるための説明振りにつき請訓」（昭和16年12月21日）、157-158頁。

⁶⁷ 『畑俊六日誌』（昭和16年12月27日）。

⁶⁸ 参謀本部編『杉山メモ 下』原書房、1967年3月、156頁。

⁶⁹ 『畑俊六日誌』（昭和16年12月8日）；金雄白著『汪政權的開場與收場 上』李敖出版社、1988年1月、196頁。

⁷⁰ 『周仏海日記』（1941年12月14日、1941年12月21日、1942年2月3日、1942年5月24日）。

れるので、日本の敗戦を待つという対応を取ることができたが、そうはしなかったのはなぜであったのか。汪の共産党に対する警戒心がまず理由として挙げられる。汪は20年代後半に共産党員による武装蜂起を契機に反共の立場を取った。汪亡き後南京政府の代理主席を務めた陳公博が戦後に「西安事変以降、汪先生はますます和平に傾倒し、中国は日本に対して平和的なアプローチを見出す必要があり、もし日中が戦争すれば国際情勢から見てソ連に国内で共産党の活動機会を与えることになるだけと主張するようになった」と述べたように、汪は共産党の勢力拡大を危惧していた⁷¹。そのため、汪は西安事変後に開かれた国民党三中全会の開幕の挨拶で、国民党と共産党が抗日のために再度合作すれば「数年来努力してきた共産党殲滅活動が最後のところで失敗することになる」と述べ、共産党との協力体制に警鐘を鳴らした⁷²。「中国は何故侵略され得るか。それは中国が弱いからだ。中国は何故弱いか。それは中国国内では軍閥が横行し、共産党がはびこるせいだ」と、汪が40年4月の還都を擁護する和平大会での演説で主張したように、戦争の長期化による共産党という脅威の拡大を汪は憂慮していた⁷³。

そして、汪が42年1月に重光葵大使が着任した際に行われた会談の中で説明したように、戦争勃発を契機に、日本の「協力」を得ながら南京政府を真の中央政府として樹立するという狙いもあった。重光に対して汪は、次のように述べた。

重慶を離れてから余は重慶の反省を促すよう様々な方法を試してきた。欧州戦争勃発を機に重慶と日本が直接に講和すれば日本側は基本条約より寛大な条件で和平交渉に応じるにもかかわらず、いくら努力しても重慶側は聞く耳を持たず、英米陣営へと身を投じようとした。次に独ソ開戦となるとソ連が共産党を通じて圧力をかけてきたため、重慶は和平に転向するチャンスを逃した。そして、今回の大東亜戦争となると、蒋介石は連合国軍司令官に抜擢されることに甘んじて英米と行動を共にしている⁷⁴。

⁷¹ 前掲、「八年來的回憶」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第四冊』1583頁。

⁷² 柴孟源主編、孫彩霞編輯『中国国民党历次代表大会及中央全会资料 下册』光明日报出版社、1985年10月、426頁。

⁷³ 中華民國行政院宣傳局「罪己的精神」（1940年4月26日）『汪主席和平建國言論集』中央書報發行社、1940年、211頁。

⁷⁴ 在我離開重慶的當時，總是想通過什麼辦法，促使重慶方面能進行反省……歐洲戰爭爆發起來之際，如若重慶方面能與日本講和的話，我想日本方面是會以比較中日基本條約寬大的條件來答允講和……可惜的很，重慶方面聽從英美的話，而投入到他們的陣營。接下去，到了德

こうして汪は、現状ではもはや重慶が英米との関係を断つことはないと判断し、「重慶の反省を期待することが今となつては既に不可能であるため、今後は重慶を倒すのみで、他に選択肢はないと余は考える。・・・現在の重慶ならば、一刻も早く崩壊させた方が有益である⁷⁵」と指摘した。そして、南京政府は今後大使からの指摘を考慮に入れながらその実力不足を改善するために、改革を行っていくと汪は説明した⁷⁶。斯くして、今取るべき行動は中立を守るのではなく日本と甘苦を共にすることである、と認識した汪は、本来の和平運動の目的を達成するために行動し始めるのである⁷⁷。換言すれば、日本側のこれまでの重慶政府を重要視する態度を牽制しつつ、日本側を利用して、その目的である中国の主権独立、領土保全を達成するという狙いが込められていたのである。

さて、戦争勃発から遡って約半年前の41年5月6日の汪の談話は南京政府が直面する現状をよく表している。

支那ノ現状ヲ見ルニ（一）米國ノ支援スル重慶政權ト（二）蘇聯ノ支持スル共産黨ト及（三）日本ト不可分ノ關係ニ在ル我國民政府ト天下三分ノ形勢ニ在リ而シテ日本ノ支那ニ於ケルヤ米國及蘇聯ニ比シ強力ナル地位ヲ占メ居ルニ拘ハラズ不可分ノ關係ニ在ル國民政府ハ外ノ二者ニ比シ遙ニ劣弱ナル情勢ニ在リ共産黨スラ三十萬ヲ擁シ重慶ニ至テハ大ナル兵力ヲ有スル上ニ米國ヨリ巨額ノ借款ヲ得テ其ノ財政的基礎我國民政府ヲ凌キテ餘リアリ國民政府ハ共産黨ノ武力スラナク蔣介石程ノ財力モ之ヲ有セス殊ニ民心ノ歸向ヲ察スルニ米國ト蘇聯ハ深く支那國民ノ信賴ヲ受ケ居ルニ日本ハ遺憾乍ラ今尚民心ヲ把握シ居ラス

南京政府は、中国国内において「天下三分の形勢」の一角を占めているものの、他の二者（重慶政府、延安政府）が、それぞれ米国とソ連の支援を得て民心を把握しているにも

蘇兩國開始戰爭，那時候又由於通過共産黨而來的蘇聯的壓力，終於沒有能夠走向和平・・・在這次大東亞戰爭中，蔣介石甘心被捧上聯合軍司令官的職位，和英美聯合到一起。

⁷⁵ 希望重慶能夠進行反省的這件事，終究已屬不可能的了，因而在此後，除了選擇打倒重慶這一辦法外，別無他途可想・・・現在那樣的重慶，應當趕快使之崩潰，這是有利之舉。

⁷⁶ 档案与历史编辑部編「重光葵关于同汪精卫会谈情况的报告」『档案与历史』第13期、上海市档案馆、1988年3月、26-27页。

⁷⁷ 國民政府宣傳部編「高級將校戰略演習結束講詞」（1941年12月17日）『汪主席和平建國言論集 續集』中央書報發行所、1942年12月、313-316頁。

かかわらず、日本の民心把握は充分でない、というのである。そこで、参戦によって「国民ノ向フ所ヲ明カニスル」ならば、南京政府の実力強化にもつながると判断したのである⁷⁸。

太平洋戦争勃発後、南京政府には、一、重慶と合流、二、延安と協力、三、英米に協力、四、南京政府の解散、五、「自助」の追及⁷⁹、六、日本に協力などいくつかの選択肢があった。まず、重慶と合流、協力することは現実面では不可能に近かった。それを最も認識しているのは汪自身であった。たとえば、41年3月27日、東亜クラブで重慶との和平運動の現状について語ったとき、畑支那派遣軍総司令官は、「口癖の全面和平とは重慶と一処になること意味するも、彼は其不可能なるを承知しある様なり」と鋭く観察していた⁸⁰。また、同年6月14日、周佛海が清水董三書記官と面会した際に「汪主席初メ幹部一同ハ 蔣介石ノミハ全ク望ミ無キモノト諦メ居レリ自分ノ見ル所ヲ以テスルモ 蔣カ和平ニ乗り出ス機会ハ既ニ過キ去レリト言ハサルヘカラス」と述べたように、重慶と南京が合流することに対して悲観的であった⁸¹。そして、前述のように、南京政府は重慶を打倒するという方向へと修正しようとしているため、重慶との合流は困難であった。

次に、共産党（延安政権）との協力は必ずしも不可能ではなかった。延安は太平洋戦争勃発によって動揺する南京政府を切崩すため、秘密裏に南京に接近することを指示した⁸²。また、南京政府は共産党の勢力拡大を警戒しているものの、周など他の指導者は共産党側との協力という選択肢を必ずしも最初から排除していたわけではなかった⁸³。しかし、共産党側が南京政府指導者と直接に連絡を取るようになったのは四三年以降であるため、この時点ではまだ共産党側と協力できる可能性は低かった⁸⁴。さらに、日本から離れ、英米に協力するという選択肢もあったが、英米ともに南京政府を否認している以上、これも実現不可能に近かった。そして、南京政府解散もひとつの方法であったが、汪自身が「仮令自分は何時にても引下るも南京政権は今更止められざるべし」と述べたように、日本が容

⁷⁸ 前掲、「今次訪日の目的は南京政府強化問題の協議にある旨汪兆銘強調について」（1941年5月6日）『日本外交文書 日中戦争 第二冊』、1171頁。

⁷⁹ 前掲、「高級将校戦略演習結束講詞」（1941年12月17日）『汪主席和平建國言論集 續集』、313-316頁。

⁸⁰ 『畑俊六日誌』（昭和16年3月27日）。

⁸¹ 「阿部大使ヨリ有田外務大臣宛電報」（1940年6月16日）（外務省記録 A.6.1.1.9 「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」第一巻）。

⁸² 中央档案馆編「中央軍委総政治部關於太平洋戦争爆発後敵偽及敵占領区人民的宣伝与工作的指示」（1941年12月17日）『中共中央文献選集 第13巻』中共中央黨校出版社、1991年6月、268頁。

⁸³ 『周仏海日記』（1943年3月2日）。

⁸⁴ 同上、（1943年3月8日）。

認しない限り解散は不可能であり、また、汪自身の進退は別として戦争勃発を契機に政府の実力強化を図ろうとする中、この選択は無意味であった⁸⁵。

したがって、太平洋戦争で日本に協力し、「自助」を図ることがもっとも優先すべき選択であった。そのため、汪は開戦の知らせを受けた直後、影佐軍事顧問に満州国に参戦する可能性を打診する一方、周仏海財政部長も「国民政府は自身の立場及び利害から、日本に十分な協力をしなければならない」と判断し、陳公博立法院長と対策を練り始めたのである⁸⁶。

日本が参戦を容認しないため、参戦問題は一時的に影をひそめたが、機会をうかがっていた汪は、半年後の42年7月、周の訪日を機に参戦を再提起した。日本側は、第6章で説明する6月末の財政問題が一段落したのを機会に周の訪日を求めているが、周の訪日はそれに応えるものであった。周は訪日直前に、日本側が参戦を提起した場合の対応について汪に打診したところ、汪は参戦意思を正式に日本側に伝えることを許可した⁸⁷。訪日した周は東郷外相及び東條首相に南京政府の参戦の意思を伝え、南京側の参戦の決断は「責任感ノ発露ニ外ナラズ」と説明した⁸⁸。この「責任」という表現は当時の南京政府の参戦意志を適切に表している。

第2項 参戦意志と「責任」概念

南京政府の「責任」とは、日本に対する条約上の「責任」を意味するわけではない。40年11月に日本と南京政府で締結された日華基本条約では、日本が第三国と戦争状態となった場合、南京政府も参戦しなければならないという軍事上の責任に関する項目は条約本体、議定書及び付属秘密協定の中には含まれていなかった。南京政府と日本が日華基本条約と

⁸⁵ 『畑俊六日誌』（昭和17年2月6日）。

⁸⁶ 臼井勝井編「曾走路我記」『現代史資料 13 日中戦争 5』みすず書房、1966年7月、389頁；前掲、「南京国民政府の参戦を差当り待機させるための説明振りにつき請訓」（1941年12月21日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、157-158頁；『畑俊六日誌』（昭和16年12月27日）；『周仏海日記』（1941年12月8日）。

⁸⁷ 「周佛海電汪兆銘晤東條等如須提及中國参戦問題請先與後宮重光一談及殷汝耕願就經委會常委日內晉京」（1942年7月10日）『汪兆銘史料-文件-函電與函件』國史館藏、典藏號、118-010100-0025-037、入藏登入號：11800000018A；前掲「南京国民政府の参戦問題や対重慶工作等に関する東郷外相と周仏海との会談」（昭和17年7月17日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、167頁。

⁸⁸ 同上、「南京国民政府の参戦問題や対重慶工作等に関する東郷外相と周仏海との会談」（1942年7月17日）、166頁。

同時に調印、発表した「日滿華共同宣言」、「日華共同声明」、そして太平洋戦争勃発直前の41年11月に南京政府が参加した「日独伊防共協定」にもこのような項目は存在しなかった⁸⁹。条約上の「責任」を有しない南京政府が「東亜を守る責任」と唱えた背景は、前述した政府の置かれた現状の他に、南京政府の和平運動に関する対外的な声明の変化とも深く関係している。

まず、38年12月、汪は重慶より離脱した直後に次のような「艶電」を発表している。

日本政府の声明により和平交渉を通じて北方各省の保全及び抗戦以来陥落した各地の恢復も可能となり、完全なる主権及び行政独立も保持できる……熟慮の末、余は国民政府が即座にこれに基づいて日本政府と誠意を交換し、平和の回復を期すべきだと判断した……それは我々が東亜の幸福のために為すべき努力である。それと同時に、太平洋の安寧秩序と世界の平和保障にも、関係各国とともに努力し、相互の友誼の向上と共同利益の維持を図るべきだ⁹⁰

要するに、これまで説明してきたように、汪側にとって和平運動の目的は中国の主権独立、領土保全を守ることであるが、日本側がこれらを尊重する姿勢を示したことにより、実現可能になったとして、日本とはまず「誠意を交換」するとしたのである。そして、日中間の平和は東亜と世界の平和保障につながる、と主張したのである⁹¹。

翌年の4月に、汪は重慶への呼びかけで日本と「共同生存、共同發達」〔共に生存し、共に發達する〕の道を進むべきだと述べ、「誠意を交換」よりも一步踏み込んで、後に見られる「共存共榮」の概念を主張し始めた⁹²。しかし、このような声明の変化は必ずしも汪側の和平運動の目的が変化したというわけではなかった。前述したように、汪側は当初、日本側に呼応する声明を合図に雲南省政府主席の龍雲がまず挙兵し、四川省、廣東省及び廣

⁸⁹ 「日華基本条約」(昭和15年11月30日)(前掲、外務省記録B.1.0.0.J/C3 第六卷);前掲、「汪偽「中華民國」加入國際防共協定案」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、403—412頁。

⁹⁰ 日本政府既有此鄭重聲明、則吾人依於和平方法、不但北方各省可以保全、即抗戰以來淪陷各地、亦可收復、而主權及行政之獨立完整、亦得以保持……經熟慮之後、以為國民政府應即以此為根據、與日本政府交換誠意、以期恢復和平……此為吾人對於東亞幸福應有之努力、同時吾人對於太平洋之安寧秩序及世界之和平保障、亦必須與關係各國一致努力、以維持增進其友誼及共同利益也。

⁹¹ 前掲、「汪兆銘手書主和之艶電」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、53頁。

⁹² 同上、「舉一個例」、83頁。

西省がそれに続けて行動を起こした後、この四省を含む地域で独立政府を樹立してから、日本側と正式に和平運動を開始すると計画した⁹³。しかし、汪の呼びかけに龍雲は応じなかったため、計画は最初の段階から頓挫した⁹⁴。日本の支援に依存し続けることとなった汪側は元来の主張である中国の主権独立、領土保全を強く主張できなくなったため、和平運動を継続するには新たな方策を講じる必要があった。

汪は後日政府樹立後に秘密裏に重慶要人に送った密書の中で「淪陥ノ土地ハ此我中國同胞ノ地ナリ、武力ヲ以テ之ヲ収獲センヨリハ、外交手腕ヲ以テ収復センニ如ラズ。然ドモ和平ニ非ラザレバ外交ヲ談ズルニ由ナシ、故ニ和平ヲ提唱スルハ實ハ外交戦勝ノ第一歩」であると主張し、日本側に追随し、従順的な態度を示すのは「柔ヲ以テ剛ニ剋ツ」という和平成立後の失地回復のための「妙法」の第一歩であると主張した⁹⁵。もちろん、この密書は同調者獲得を主眼としているため、その中で提案された「日本ノ手ヲ假リ、滿州ヲ銷除」、「日本ノ青年ト聯絡シ、三民主義ヲ以テ彼國青年ノ思想ヲ解放」などの方法は実行されたわけではなかったが、南京側の対日姿勢を窺うことは可能である。即ち、日本側との同一的な声明を「隠れ蓑」としながら、中国の主権独立、領土保全などの目的を実現しようとしたのである。

斯くして、汪の声明や発言には、日本側の主張に呼応する内容のものが次第に目立つようになつた。40年3月新政府樹立直前となると、汪の和平運動に関する声明は「日中両国が手を携えて共存共栄の道に邁進する。日中両国が東亜の礎となり、両国が友好であれば東亜の平和は自ずと保障され世界の平和もその上に築かれていく⁹⁶」という内容へと変化した。日本との「共存共栄」に重点が置かれ、関係各国と共に努力して獲得する世界平和も今度は日中による東亜の平和の上に成り立つというように変わり始めた⁹⁷。しかし、新政府樹立後、重慶や英米の承認が得られなかったため、汪側は引き続き日本に依存する外

⁹³ 「支那側挙事計画」(昭和13年11月15日)(防衛省防衛研究所所蔵 支那-支那事変全般-396「渡辺工作ノ現況」)。

⁹⁴ 「龍雲電蔣中正汪兆銘臨行謂與日有約須到港商洽中日和平事件」(1938年12月21日)『蔣中正總統文物-革命文獻-抗戰時期』國史館藏、典藏號：002-020300-00003-009、入藏登入號：002000000357A。

⁹⁵ 「汪精衛氏より重慶要人に送れる密書(寫)」(昭和15年5月31日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.9第一巻)。

⁹⁶ 日中兩國得向於共存共榮之大道而携手前進，中日兩國為東亞之柱石，兩國相安，則東亞和平得所保障，而世界和平亦於以奠定其基礎。

⁹⁷ 前掲、「汪兆銘以「中央政治會議」成立有期「中央政府」將緣產生之宣言」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、182頁。

はなかった⁹⁸。

40年11月日華基本条約が締結された後、汪は条約の目的について南京政府と日本は「力を合わせて東亜新秩序を建設する⁹⁹」と説明した¹⁰⁰。また、汪は同日の記者会見で条約締結の意義について次のように述べた。「今、日中両国に和平回復、共存共榮の日が間もなく到来する。両国の国交方針も共存共榮、共亡共辱に一致している¹⁰¹」。和平運動の最初の目的である中国の主権独立、領土保全は言及されず、「共存共榮」と新たに主張した「共亡共辱」〔共に滅亡し、共に恥辱を受ける〕に力点が置かれている。「共存共榮、共亡共辱」とは、和平運動が進展せず、日本に依存するほかない南京政府の実状を反映したものでもある¹⁰²。

翌41年6月、汪は前述したように日本の対南京政府支援を確認すべく、日本を訪問した。会談の末、近衛文麿首相と「日華共同声明」を発表した。

我等兩名ハ今次ノ事變ヲ速ニ處理シ之ヲ楔機トシテ日華兩國永遠ノ關係ヲ確立シ以テ共存共榮、東亞復興ノ共同目標ニ向テ邁進センガ為、曩ニ善隣友好、共同防共、經濟提携ヲ内容トスル東亜新秩序ノ建設ニ關シ夫々聲明スル所アリタルガ客年十一月三十日成立ノ日華基本條約及日滿華共同宣言ノ趣旨トスル所亦右外ナラズ...今回我等會談ノ結果日華兩國政府ハ右共同ノ目標ニ向テ一層ノ努力ヲ為スベキコトヲ誓ヒタリ

「共存共榮」「東亜新秩序建設」という南京政府の方針は日本との共同声明という形で更に強化された¹⁰³。日本と同じ方針の声明を主張することにより、南京政府も自然に日本が直面する問題に影響される。そのため、41年12月、太平洋戦争勃発の報を受けて、南京

⁹⁸ 同上、「國民政府以汪兆銘通敵禍國通令全國嚴緝法 辦令」125頁、「我政府照會各國勿承認偽政權」、415頁。

⁹⁹ 同心戮力以建設東亞新秩序。

¹⁰⁰ 前掲、「汪兆銘對「中」日締約發表談話」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、381頁。

¹⁰¹ 現在中日兩國可以恢復和平，可以共存共榮之日，業已到來。兩國之國交方針，對共存共榮，共亡共辱，已趨一致。

¹⁰² 前掲、「汪兆銘對記者發表談話」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、389頁。

¹⁰³ 前掲、「近衛首相と汪兆銘による日華共同声明」（昭和16年6月23日）『日本外交文書 日中戦争 第二冊』、1184頁。

政府は日本と「同甘共苦」〔甘苦を共にする〕を主張するに至った¹⁰⁴。

しかし、そこには中国の主権独立、領土保全を獲得する和平運動の目的を「隠れ蓑」と一体化するための意図も含まれていた¹⁰⁵。即ち、南京政府は和平運動の初期における挫折により、日本側との同一的な声明を本来の目的を実現するための「隠れ蓑」としてきたが、太平洋戦争勃発により、本来の目的を「同甘共苦」の名のもとで、公の場で主張できるようになったのである。汪は同月の艷電発表三周年記念日に行われた記者会見で、「和平運動開始以来、我々は事変收拾に努めてきた。そして、今は事変收拾から東亜を守る戦争へと代わってきた¹⁰⁶」と、太平洋戦争を「東亜を守る戦争」と位置付け、それは同時に和平運動の延長上にあると説明した¹⁰⁷。汪が42年3月の還都記念日演説で「中国を救うことと東亜を守ることは同じことである。中国は東亜を守る責任を担えるよう力を持たなければならない。同時に、中国の自由独立は東亜の解放の中に求めなければならない¹⁰⁸」と述べた言葉にはその意図がよく表れている¹⁰⁹。

第3項 「局面ヲ打開スル一大轉機」

一方、南京政府はその参戦意志を日本側に伝えた後、日本側の態度が変化するまで待つしかなかった。42年7月、周が訪日し、南京政府の参戦意志を東條首相及び東郷外相に正式に伝えた後、日本側は初めて南京政府が参戦すべきか否かについて大本営政府連絡会議で議論するようになった。南京側の参戦問題に関する打診に対し、東郷は「今直ニ南京政府ガ参戦セラルルコトガ果シテ得策ナリヤ又其ノ必要アリヤ研究ノ要アリ此ノ問題ハ各方面ニ大ナル影響ヲ及ボスコトニテ十分考究スル必要アルニ付日本政府トシテハ戦争遂行方

¹⁰⁴ 前掲、「『國民政府汪主席』對太平洋戦争之聲明」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、444頁。

¹⁰⁵ 南京市档案館編「陳公博之答辯書」（1946年3月）、「褚民誼之答辯書」（1946年3月）『審訊汪偽漢奸筆錄 上』江蘇古籍出版社、1992年7月、48—49、304—305頁；『周仏海日記』（1942年12月30日、1943年1月13日）。

¹⁰⁶ 和平運動開始至今、我們努力於收拾事變，如今已由收拾事變而發展到保衛東亞之戰爭了。

¹⁰⁷ 前掲、「艷電三週年對中外記者談話」（1941年12月29日）『汪主席和平建國言論集 續集』、336頁。

¹⁰⁸ 救中國與保衛東亞是一件事，中國要自己有能力，須能擔負保衛東亞的責任，同時中國之自由獨立，必於東亞解放中求之。

¹⁰⁹ 前掲、「汪兆銘「國民政府還都二週年紀念致詞」」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊』、196—198頁。

針ト睨ミ合ハセ篤ト研究」したいと色よい返答をしなかった¹¹⁰。同年9月、平沼騏一郎、有田八郎、永井柳太郎の三名の特使が南京を訪問した際、汪は再び特使に参戦意志を伝えたが、「参戦は廟議未だ決定しあらず、時期、方法に関し研究中なり」という返事しか得られなかった¹¹¹。

しかし、次章で詳しく説明するように、10月に入り、日本側が計画していた重慶攻略作戦が中止になった。おりしも、南京側が今もなお参戦を希望しているという三名の特使の帰国後の報告を受けて、日本側は10月29日の連絡会議で再び南京政府の参戦問題について議論するようになった。同会議で南京政府参戦の可否に関する審議が始まると、9月17日に東郷外相の後を継いだ谷正之外務大臣はまず南京政府が参戦すべきか否かをはっきりとすべきだと提案した。しかし、永野修身軍令部総長は参戦すると南京、上海等は爆撃をうけることとなり、国民が更に苦しむ悪結果となる恐れがあると指摘し、もうしばらく汪政権の実力を見極めたうえで参戦させた方が良いとして、同意しなかった。

それに対し、東条首相は「實際国民政府ガ参戦シテモ实力的ニ帝国ニ寄与スルコトハ考ヘラズ、却テ手足纏ヒトナルナラン、然レドモ国民政府ノ参戦ヲ希望スル汪精衛ノ気持ハ之ニテ民心ヲ纏メテ行カウト言フニ在リ、深ク考ヘテ見レバ戦後ノ別ヶ前ヲモ考ヘアリト見ラヌコトモ無キモ自分ハ其レ程ノ魂胆アリトハ考ヘズ、又媾和会議ノ際一枚加ハリ度ト言フ考ヘハアル模様ナルモ戦争ニ勝テ了ヘバ後ハ何トデモナル、勝ツ為ノ参戦ナラバ可ナリ」として参戦に好意的であった。永野の主張する南京や上海の爆撃についても、東条は、爆撃は現在も可能であり、参戦は単に口実を与えるだけとして「寧ロ国民ノ頭ヲ一致サセルト言フ効果ヲ重視シテ参戦サセルガ可ナリ」と、南京政府の育成強化の観点からも南京政府の参戦を容認すべきだと主張した。

また、青木一男国務大臣（駐南京大使の経済顧問、この直後に新設された大東亜省の長である大東亜大臣となる）も「参戦問題ハ汪ノ国民ニ対スル政治的立場ト国民生活ノ窮迫ヲ一致セル方向ニ頭ヲ向ケルコトニ依リテ忍バシメントスル考慮トヨリ出発セルモノニシテ戦争ノ為ト言フヨリ外引張テ行き様無シ、国民ニハ更ニ負担ガ加ハルコト必然ナルニヨリ民心把握ノ為ニハ汪ノ考ヘノ通り参戦サセルガ可ナリ」と東条と同じ姿勢を示した¹¹²。協議の末、永野の譲歩により、大本営政府連絡会議は「帝國ハ國民政府ノ参戦希望ヲ容レ

¹¹⁰ 前掲、「南京国民政府等に関する東郷外相と周仏海との第二回会談」（昭和17年7月29日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、173-174頁。

¹¹¹ 『周仏海日記』（1942年9月17日、1942年9月22日）；『畑俊六日誌』（1942年9月26日）。

¹¹² 前掲、『杉山メモ 下』、155-157頁。

同政府ヲシテ米英ニ對シ成ルヘク速カニ宣戰セシメ以テ支那側ノ對日協力ヲ促進シ太平洋戦争ノ完遂ニ資ス」と南京政府の参戦を容認する決定を下した¹¹³。

11月27日、日本側は南京政府参戦を契機に南京政府の育成強化に着手するとについて協議した。連絡会議で青木大東亞大臣は「(1)大東亞戦争ニ勝チ抜ク為ノ戦争協力ヲ強化シ両国ノ綜合戦力ヲ強化スルコト(2)国民政府ノ徹底的強化即チ国民政府ノ政治力ヲ強化シ且十分ニ民心ヲ掌握セシムルコト」と、南京政府参戦を契機とする育成強化はこの二大眼目を基礎とすべきだと主張した。前述したように、南京政府の育成強化は1940年11月13日の御前会議で採択した「支那事變處理要綱」で既に決定したことであるため、青木の提案に対して、他の大臣もそれに同意した。

青木は続けて同様な観点から、敵産処理、経済封鎖、経済統制などの問題もこれを契機に改善すべきだと提案したが、日華基本条約の範囲内で修正可能かという東條の質問に対し、青木は「大体基本条約ノ範囲内デヤレト思惟ス」と返答した。そして、この閣議で決定された「国民政府参戦ニ伴フ諸準備ニ關スル件」では「国民政府参戦ハ明年一月中旬以後成ルヘク速ニ適當ノ機会ヲ捉ヘテ之ヲ行ハシムルコトヲ目途トシテ諸般ノ準備ヲ整フ」と参戦の時期を来年の一月中旬と暫定した¹¹⁴。これにしたがって、重光葵大使は南京に帰任の上、汪兆銘に対して南京政府参戦に関する日本側の意向を内報し、参戦に伴う諸準備のために汪の訪日を促すと決定した¹¹⁵。

南京政府の参戦及び育成強化を正式に決定した後、日本側は12月21日に行われた御前会議でこれらの決定を国策として正式に決定した。御前会議で決定された「大東亞戦争完遂ノ為ノ對支處理根本方針」は参戦を促す目的は、「専ラ国民政府ノ政治力ヲ強化スルト共ニ重慶抗日ノ根拠名目ノ覆滅ヲ」図ることにある、と説明した¹¹⁶。「政治力ヲ強化」とは、具体的には国民政府の地方政府に対する指導強化及び省政府以下の人事、作戦警備は南京政府の自由処置に任せることを意味し、また、「重慶抗日ノ根拠名目ノ覆滅」とは将来適当なる時期において日華基本条約及び付属諸取極に所要の修正を加えることを意味した。この内容はまさしく南京側が実現しようとする和平運動の目的である中国の主権独立、領土保全に関する内容である。斯くして、戦局の悪化に伴う日本側の対応の変化を契機に、南

¹¹³ 「國民政府ノ参戦竝ニ之ニ伴フ對支措置ニ關スル件」(昭和17年10月29日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-630「支那事變戦争指導關係綴 其二」)。

¹¹⁴ 前掲、『杉山メモ 下』、180-183頁。

¹¹⁵ 前掲、「國民政府参戦ニ伴フ諸準備ニ關スル件」(昭和17年11月27日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、181頁。

¹¹⁶ 前掲、『杉山メモ 下』、321頁。

京政府の参戦希望は迅速に容認された。

同日の午後、日本側の要望に従って訪日した汪は東條首相との会談の中、まず「大東亞戦争勃發以來國民政府同人ハ如何ニシテ其ノ責任ヲ果スベキカヲ考慮スルト共ニ國力ノ不足ト政府ノ力ノ足ラザルヲ痛感シ日夜焦慮シツツアリ」という南京側の参戦意欲を再度説明した。そして、「蔣介石及其ノ直系ノ者ハ英米ト共同戦線ヲ張り單獨不媾和條件ヲ締結シ直系以外ノ者モ未ダ和平ニ對スル信念ヲ有セズ依然傍觀的態度ヲ採リ居レリ」という現状を打破するためにも南京政府が参戦を通じてその立場を明らかにすることは事変処理の観点から見ても極めて有意義であると主張した。

汪は続けて、南京政府が参戦すると、「日本ヨリ一層束縛セラルル羽目ニ陥ルニ非ズヤト」と警戒する者も南京政府内部に存在していると説明した。それに対して、汪は「國民政府ハ日本軍ノ占領地ヲ其ノ管轄區域トナシ居ルモノナルヲ以テ若シ國民政府ノ存在必要ナシトセバ直チニ之ヲ取り潰スコトヲ得ベシ現在之ヲ潰サザル所以ノモノハ日本ガ國民政府ヲシテ中日合作ヲ實行セシメント欲スレバナリ」と、その心配は杞憂であると説明すると同時に、東條に対して南京側が参戦を通じて日本側と協力することを期待しているを伝えた。そのため、「國民政府ガ参戦ヲ要望スルニ對シ日本側ヨリ右ハ講和會議ニ於テ國民政府ガ發言權ヲ得ントノ下心ニ出ヅルニ非ズヤ」という日本側の推測に対し、汪は「國民政府ノ強化ハ参戦ト否トニ拘ラズ別個ニ存在スル問題ニシテ國民政府ガ参戦ヲ希望スルハ寧ロ其ノ義務ヲ盡サントノ氣持ヨリ出デタルモノニ係リ決シテ權利トシテ言フニ非ズ且ツ日本側ヨリ勸メラレタル結果ニ非ズ全然自發的ノモノニシテ自ラ進ンデ其ノ責任ヲ果サントノ考慮ニ出デタルモノナリ」と、参戦理由は「義務を尽くす」、「責任を果たす」という点に集約すると主張し、南京側の参戦意欲を強く訴えた。

日本側は同日の御前会議で既に南京政府による参戦を正式に決定したため、汪の説明を受けて、東條首相は「帝國政府トシテハ研究ノ結果國民政府ノ希望ニ應ジ共同シテ對米英ノ戦線ニ立ツコトニ異存ナシト云フニ決定セリ」と南京政府による参戦を容認したことを明確に伝えた後、「媾和會議ノコトナド決シテ國民政府ノ意圖ヲ誤解シ居ラズ」と、日本側は南京政府の参戦意図を警戒していないと説明した。そして、南京戦府が参戦した後、「媾和會議ノコト等ヨリモ帝國ガ第一線ニ於テ武力ヲ以テ米英ノ勢力ヲ撃破スルト共ニ日本ト中國ト滿州トガ各々其ノ主權ノ下ニ人心を収攬統一シ相協力シテ勝利ヲ獲得スルコト第一ノ要諦ナリ」と、戦争終結による事変処理及び南京政府の育成強化こそ今後の日本・南京の共通目的であると強調した。そのため、「第一帝國政府ハ國民政府ガ過分ノ要求ヲ提出ス

ベシ等危惧シ居ラズ第二ニ之ヲ機會ニ國民政府ヲ束縛セントスルノ意志ナシ寧ロ反ツテ主席ガ自由ニ其ノ力ヲ發揮シ得ラルル様援助セント決心シ居ルモノナリ」と、日本側は南京政府の参戦希望を容認することで南京政府を束縛する意志がなく、寧ろこれを契機に南京政府の育成強化に邁進すると説明した。

東條は続けて、戦争協力に関しては「戦争遂行ノ為メ生産ノ増強ヲ圖リ戦争意識ヲ徹底セシメ治安ヲ維持スル等各項ニ付確實ナル具現ヲ圖ルニ努力セラレンコト」と、日本側の南京側に対する要望を伝えた。そして、日本側は南京側の協力に対して、南京政府の政治力を強化するための「充分ナル熱意ヲ有スル」ことを示すために、今後は「帝國政府ノ中國ニ於テ有スル租界、治外法權其ノ他特異ノ事態ハ中國ノ主權及領土權尊重ノ原則ニ基キ撤廢又ハ調整ヲナシ敵産處理ニ付テモ好意的ノ便宜ヲ取り從來ノ諸懸案ニ付テモ速カニ之ガ解決ヲ圖ル意嚮ナリ」と、日本側は従来の租界、治外法権に関する消極的な姿勢を改めることを視野に入れていると説明した。東條は最後に、事変処理について「帝國ハ重慶ニ對シ之ヲ對手トスル一切ノ和平工作ハ之ヲ行ハザル方針ナリ國民政府ニ於テモ右帝國ノ態度ト同調セラレンコトヲ希望ス」と伝えた¹¹⁷。

この後の二回目の汪と東條首相との会談で、南京政府による宣戦布告は1月15日に行われることが決定されたが、英米への情報の漏えいを警戒して宣戦時期は早められ、43年1月9日に南京政府は英米に対して宣戦布告を行った。東條は汪との会談で、日本側が南京政府による参戦を容認した理由について「要スルニ帝國政府ハ國民政府ノ参戦ヲ以テ日華兩國間ノ局面ヲ打開スル一大轉機ト為シ根本施策ノ結實ヲ圖リ日華一体トナリテ大東亞戦争ニ邁進セムコトヲ期スルモノナリ」と説明した。次章から説明するように、日本側はこれを契機に南京政府の育成強化に向けて租界、治外法権の返還などを検討し始めた。そして、それは同時に日本側がこれまで日米交渉の破綻を経ても堅持してきた対中政策である近衛三原則の下で締結した「日華基本条約」の廃棄につながる「一大轉機」ともなった。

¹¹⁷ 前掲、「南京国民政府の参戦問題等に関する東條首相と汪兆銘との第一回会談」（昭和17年12月21日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、192-194頁。

第5章 対中政策の根本転換

第1節 不平等条約の撤廃

第1項 満州国という前例

日中戦争勃発後、日本は援蔣行為の中止などを含めて日中間の調停を依頼するためにアメリカと交渉に入ったが、前述したようにアメリカ側は全面撤兵、南京政府の否認などを要求した。それを受けて、日本側は「交渉ノ基礎ヲ根柢ヨリ覆スモノト云フヘク右ハ前記援蔣行為停止ノ拒否ト共ニ合衆國政府カ日支間ニ平常状態ノ復歸及東亜平和ノ恢復ヲ阻害スルノ意思アルコトヲ實證スルモノナリ」とアメリカ側に通達して、太平洋戦争へと突入した¹。

開戦直後の1941年12月13日に、日本政府は今次の日米間の戦争を「大東亜戦争」と称することを正式に発表した。その目的について、日本政府は「大東亜十億の民族を壓迫搾取し、その支配を永久化するため世界史進展の現実を無視した架空的原則論を固執して譲らなかつた英米兩國を打倒し、大東亜の地域に「共存共栄」の理想的新秩序を建設する…過去四年有半にわたつて遂行された支那事變も大東亜新秩序建設のため米英兩國の傀儡化した重慶政権の打倒を目指したものであり、その目的は今回の對米英戦と同一でその本質も異るところ」がないと、中国における米英の勢力の駆除が戦争の目的であると説明した²。

翌42年1月21日、東條首相は議会で演説した際、「今回新タニ此ノ建設ニ参加セムトスル地域タルヤ…最近百年ノ間、米英兩國等ノ極メテ苛烈ナル搾取ヲ受ケマシテ、為ニ文化ノ發達甚ダシク阻碍セラレタ地域デアリマス、帝國ガ此ノ地域ヲ加ヘマシテ、人類史上ニ一新紀元ヲ劃スベキ新タナル構想ノ下ニ、大東亜永遠ノ平和ヲ確立シ、進ンデ盟邦ト共ニ世界新秩序ノ建設ヲ為サムト致シマスル」と、米英による搾取を排除して、大東亜共栄圏建設に邁進すると強調していた³。

東郷外相もまた今次の戦争の性格について「一面米英ノ利己的、搾取的、侵略的世界制覇ノ打倒戦タルノ性質ヲ有シマスルト共ニ、他面前東亜ノ解放戦タルノ性格ヲ有シ、更ニ進ンデハ世界新秩序ノ建設戦タル本質ヲ有スルモノデアリマス、從ヒマシテ満州國及ビ中華民國國民政府ニ於キマシテハ、帝國ノ戦争遂行ニ付當初ヨリ十分ノ理解ヲ有シ、積極的

¹ 「帝國政府ノ對米通牒覺書」（昭和16年12月6日）（外務省記録A.1.3.1.1-3「日、米外交関係雑纂」第十卷）。

² 『東京朝日新聞』（昭和16年12月13日）。

³ 「内閣總理大臣ノ演説」（昭和17年1月22日）「第七十九回貴族院議事速記録第二號」。

熱意ヲ以テ完全ナル協力ヲ為シ來リ」と述べ、「大東亜戦争」の「解放戦」の性格を強く主張した⁴。日本は東亜新秩序建設の中核の一員である南京政府による重慶への影響にも期待していたため、「解放戦」の性格を帯びる「大東亜戦争」の勃発を契機に始まる日本の南京政府育成強化の構想は自ずと米英の重慶への政策に影響されるようになる。

英米からの解放というプロパガンダの面で日本側が主に取り上げたのは治外法権などの撤廃である。それを取り上げた背景には満州国という前例とも関係していた。日本は満州国との間で既に治外法権を撤廃した経験がある。日本が1932年9月に満州国を承認した後、「英米等ノ諸外國ハ支那國ニ於テ有シタル權利利益ヲ滿州國ニ於テ確認尊重スヘキコトヲ既定セル條約ナキヲ以テ、滿州國側ニ於テハ同國ニ於テ條約上治外法権ヲ享有セサルモノト為シ居ルモ事實上此等諸外國ヲシテ治外法権的地位ヲ保持セシメ居ル處、右ハ滿洲國ノ健全ナル發達ニ著シキ障碍ヲ及ホシ居ルコト勿論ナル」という観点から、日本を含む諸外国の満州国における治外法権は満州国側の好意で維持されているが、それが満州国の発展に影響を及ぼすとしてその撤廃を主張した。

そして、日本は1935年8月の閣議で「先ツ帝國ニ於テ治外法権ノ撤廃ヲ實行シ、以テ此等諸外國ヲシテ帝國ニ準シ其ノ事實上保持スル治外法権的地位ヲ拋棄スルニ至ラシムルコトヲ要ス」と、日本の満州国における治外法権を率先して撤廃すると合意した。この閣議内の合意に従って、日本は「日滿兩國不可分關係」を強化するために、8月9日に満州国における日本の治外法権及び南満州鉄道附属地行政権を「漸進的ニ撤廢スル」と正式に決定した⁵。日本はこの決定に基き、1936年6月に満州国と治外法権及び南満州鉄道附属地行政権を漸進的に撤廃する条約に調印した後、1937年7月に日中戦争が勃発すると、同年11月5日には再び満州国と治外法権を完全に撤廃し、南満州鉄道附属地行政権を全般的に委譲する条約を締結した⁶。

そして、前述したように日本は同時期に重慶に代わる新中央政府を樹立することをも決定したため、「帝國ハ滿洲國トノ關係ヲ強化シ支那ト提携シテ東洋平和ノ樞軸ヲ形成シ…兩國國交ヲ大乘的基礎ノ上ニ再建シ互ニ主權及ヒ領土ノ尊重シツツ渾然融和ノ實ヲ舉クル」という趣旨の下で、38年1月11日に行われた御前会議では今後の事変処理について規定

⁴ 「外務大臣ノ演説」(昭和17年1月22日)「同上」。

⁵ 「滿洲國ニ於ケル帝國ノ治外法権ノ撤廢及南滿洲鐵道附属地行政権ノ調整乃至移讓ニ關スル件」(昭和10年8月9日)(外務省記録A.1.2.0.2「帝國ノ対滿蒙政策關係一件」)。

⁶ 外務省編「滿洲國における日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に関する日本國滿洲國條約」、「滿洲國に於ける治外法権の撤廢及間に南滿洲鐵道附属地行政権の移讓に関する日本國滿洲國間條約」『日本外交年表並主要文書』原書房、1966年1月、341、375頁。

する「支那事変処理根本方針」の中に、「從來ヨリ有スル對支特殊權益（例へハ治外法權、租界、駐兵權等ノ如シ）ノ廢棄ヲ考慮ス」という項目を入れると決定した⁷。それにより、日本は同年末に汪側と今後の日華関係についての協議を終えた後、11月30日の御前会議で決定された「日支新關係調整方針」にも「日滿支善隣關係ノ具現ニ伴ヒ日本ハ漸次租界、治外法權等ノ返還ヲ考慮ス」という項目を入れた⁸。

しかし、返還を実行する時機について同会議で早急に実行することを反対した平沼騏一郎枢密院議長の見解とそれに同調する有田八郎外相の返答から分かるように、日本は満州国に対して撤廃した前例を意識しつつも、今後樹立される新政府に対しては慎重な姿勢を取ることにした。

すなわち、満州国の場合は日本との「不可分ノ關係ニ在リ且其ノ裁判制度ハ既ニ整備ノ域ニ達セリ故ニ既ニ之ヲ返還シ了レリ 支那ハ滿州ト同一視スルヲ得ス、今直ニ治外法權ヲ返還スルヲ得サルハ明白ナリ又歐米諸國今尚ホ租界ヲ有シ治外法權ヲ存續ス我ニ於テ之ヲ返還スル以上ハ同時ニ歐米諸國ヲシテ追隨セシムルノ要アルハ勿論ナルヘシ」と、今後樹立される新政府は中央政府であるため従来の諸外国による租界及び治外法權の制約をも継承しなければならないが、そうすると満州国の場合と違って日本だけが単独に撤廃しても意味がないと判断した。このような判断の下で、治外法權撤廃及び租界返還は「歐洲諸國ヲシテモ之ニ追隨セシムル如ク仕向ケタル後ナル可キハ論ヲ待タス」という立場を日本は採ることにした⁹。

そのため、有田外相は12月7日と9日はクレーギー英大使及びグルー米大使と会談した際、「列國としても既にその不合理を認め支那の要求に副ふため既に治外法權の撤廢を原則的に承認したが、右は未だ實現に至らず帝國は支那自身の利益の爲にも亦東亞安定のためにも此等の點に關し更生新支那に對し速かに好意的措置に出でざるを得ざる」と、新中央政府の育成強化のために、治外法權を撤廢する必要があると指摘した。そして、「列國としても治外法權、不平等條約、九國條約其他の契約により支那の自主權の行使を制限する如き現状を何時迄も續くるの態度を改むべきである」ことを伝え、撤廢に関する英米の意

⁷ 「支那事變處理根本方針」（昭和13年1月11日）（外務省記録A.1.1.0.30「支那事變關係一件」第一卷）。

⁸ 「日支新關係調整方針」（昭和13年11月30日）（同上、第十五卷）。

⁹ 「日支新關係調整要綱ニ關スル御前會議次第」、「日支新關係調整要項ニ關スル御前會議次第」（昭和13年11月30日）（同上）。

向を打診していた¹⁰。

とはいえ、新中央政府に対する治外法権撤廃と租界返還の具体的な実行時機及び方法について、日本側は検討したわけではなかった。1939年1月26日の衆議院予算委員会での有田外相の答弁はそれを明らかにしている。治外法権撤廃と租界返還に関する御前会議の方針を有田外相が衆議院予算委員会で説明した後、中島彌團次委員は「殊ニ英國ノ如キハ、租界ノ撤廢ニ關シマシテハ非常ニ反對シテ居ルノデアルト考ヘル、英吉利其ノ他各國トノ間ニ非常ナ摩擦ヲ生ズルト考ヘマスルガ、其ノ時ニハ斷乎タル決意ヲ以テ、外交交渉ニ依ツテ是ガ聽カヌ時ニ於キマシテハ、實力ニ訴ヘテヤルダケノ決心ヲ持ツテ居リマスカ」と、実行時機及び方法を検討しないまま同方針を如何に遂行するかについて疑問を呈していた。有田外相はそれに対して単に「他國ガシナイニ拘ラズ日本ノミガ單獨ニスルト云フ趣旨デナイ」ということを繰り返して述べたため、中島委員は「甚ダ漠然タル御答辯デアリマシテ…日本ダケデヤルノデナイ共同ニヤルノダ、ヤレバ其處ニ摩擦ガ生ズル、摩擦ガ生ズレバ斷乎タル決心デヤルダケノモノヲ持タナケレバ、コンナ大キナコトヲ言ウテ見テモ空證文ニ終ル」と厳しく指摘した¹¹。

前述したように日本はその後、新政府の樹立と承認に重点を置いたため、撤廃及び返還に関する具体的内容は太平洋戦争勃発以降になってから検討されるようになった。

第2項 治外法権撤廃をめぐる国際交渉

日本側が同問題について再び検討を始めた背景には日本と英米との関係の変化と関係していた。戦争勃発から遡って約半年前、重慶政府と英米との間では既に治外法権、租界返還についての意見交換が行われた。41年4月、重慶側は郭泰祺外交部長によるワシントン訪問を契機に、アメリカに対して直接不平等条約を廃棄して新たに平等互惠な条約を結ぶべきだという重慶側の意向を伝えた¹²。5月31日、アメリカは重慶側の要望に対して「アメリカ合衆国政府は中国側の現在の異常な国際関係を調整する要望に応えるために従来行われてきた対応の一環として、平和が到来すると、中国政府との交渉と合意に基き、我国及

¹⁰ 「東京朝日新聞」(昭和13年12月7日、9日)。

¹¹ 「予算委員会議録」(昭和14年1月26日)「第七十四回衆議院豫算委員會議録(速記)第四回」。

¹² 秦孝儀主編「外交部長郭泰祺自華盛頓致國防最高委員會秘書長王寵惠報告謁美外長商談關於改訂平等新約之談話情形電」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第三編戰時外交 第三冊』中國國民黨中央委員會黨史委員會、1981年9月、707頁。

び諸外国がかねてから有する中国における治外法権などの一部の權益を廃棄する¹³」と、従来と同様に治外法権の撤廃などについて賛成の意を表したが、具体的な措置は極東における紛争が終了してから検討すると返答した¹⁴。

郭外交部長はその後カー（Archibald C. Kerr）駐華英大使に対しても治外法権撤廃に関する要望を伝えたが、7月のイギリス側の返答は「英國政府ハ極東ニ平和恢復ノ暁治外法権撤廢租界ノ返還互惠平等ノ基礎ニ基ク條約改訂方ニ關シ支那政府ト交渉スル用意アル」と、アメリカと同様な趣旨を伝えた¹⁵。

そして、その一か月後の8月14日に英米は大西洋憲章の中で、英米両国は「當該國民ノ自由意思ニヨツテ表明セラレタ希望ニ背馳スル如キ領土的變改ヲ行フコトヲ欲セス¹⁶」、「政府竝ヒニ主權ヲ奪ハレタル全テノ國民ニ對シテ、彼等ノ意思ニ從ツテ政府ヲ構成シ、主權ト獨立ヲ回復スル權利ヲ尊重ス¹⁷」と発表し、領土と主權問題を取り上げていた¹⁸。日本は同時期にアメリカとの間で中国問題についての交渉を行っていたため、交渉の最終段階でアメリカは11月26日に日本に渡したいわゆる「ハルノート」の中で「兩國政府ハ外國租界及居留地内及之ニ關聯セル諸權益並ニ一九〇一年ノ團匪事件議定書ニ依ル諸權利ヲモ含ム支那ニ在ル一切ノ治外法権ヲ拋棄スヘシ 兩國政府ハ外國租界及居留地ニ於ケル諸權利竝ニ一九〇一年ノ團匪事件議定書ニヨル諸權利ヲ含ム支那ニ於ケル治外法権拋棄方ニ付キ英國政府及其他ノ諸政府ノ同意ヲ取付クヘク努力スヘシ」と中国における治外法権を撤廃することを提案した¹⁹。

¹³ The Government of the United States, in continuation of steps already taken toward meeting China's aspirations for readjustment of anomalies in its international relations, expects when conditions of peace again prevail to move rapidly, by processes of orderly negotiation and agreement with the Chinese Government, toward relinquishment of the last of certain rights of a special character which this country, together with other countries, has long possessed in China by virtue of agreements providing for extraterritorial jurisdiction and related practices.

¹⁴ The Secretary of State to the Appointed Chinese Minister for Foreign Affairs (Quo Tai-chi), May 31, *FRUS 1931-1941*, Vol. 1, pp.929-930.

¹⁵ 「治外法権撤廢ニ關スル英支交渉ヲ報セル重慶發「ロイター」電報告ノ件」（昭和16年7月16日）（外務省記録 A.1.1.0.30-5-1-1「支那事變關係一件 支那事變ニ伴フ狀況報告」第五卷）。

¹⁶ Desire to see no territorial changes that do not accord with the freely expressed wished of the peoples concerned.

¹⁷ Respect the right of all peoples to choose the form of government under which they will live; and they wish to see sovereign rights and self government restored to those who have been forcibly deprived of them.

¹⁸ Joint Statement by President Roosevelt and Prime Minister Churchill, August 14, *FRUS 1941 General, The Soviet Union*, Vol. 1, p.368 ; 「第二次大戦勃發前後ニ於ケル民主主義國側ノ世界機構ニ關スル新構想」（昭和18年10月）（外務省記録 A.7.0.0.8-43 「第二次欧州戦争關係戦後経営問題」）。

¹⁹ 「米側オーラル」（昭和16年11月26日）（前掲、外務省記録 A.1.3.1.1-3 第十卷）。

租界返還及び治外法権撤廃に関するアメリカ側の提案に対して、日本は日華基本條約においても「日華新關係ノ發展ニ照應シ日本ハ治外法権ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スヘキコトヲ既定シ居リ主義上異論ナキ所ナル」と返答した。しかし、日本側は続けて、日本のような「支那ト地域的ニ接近シ重大利害關係アル國ハ米國ノ如ク地域的ニ遠隔ノ距離ニアリ且ツ利害關係希薄ナル國ト同一ニ論セラルヘキモノニアラス」と、租界、治外法権の撤廃について日米両国を同一視することは適切ではないと指摘した。そして、「本問題ハ日華基本條約ニモ既定シアル如ク支那ト他國家間關係ノ發展ニ照應シテ行ハルヘキモノシテ支那ヲ除外セル第三國間ニ於テスルコトヲ既定スル筋合ニアラス」として、アメリカと同様に返還及び撤廃の趣旨に関しては賛成しているが、アメリカが南京政府を承認しない限り、その提案を受け入れないと返答した²⁰。その約二週間後に日本とアメリカは戦争状態に突入したため、日本は国内外において「解放戦」の名の下で英米などの諸国に対するプロパガンダを展開した。

東南アジアにおける軍事活動が一段落を終えた後、『朝日新聞』は1942年6月下旬から「大東亞諸民族への公開状」と題するアジア民族、中国、インド、インドネシア、オーストラリア、南方華僑、マレー、フィリピンに関する一連の評論を通じて「四百年來侵略の歩みを續けて、未だ曾て敗戦の恥辱を異人種より受けざりし白人の武力」に対して、日本が今回の「解放戦」を通じて「最初のしかして手酷き一撃を加へたことは、白人壓迫の下に在る諸國に希望と勇氣とを鼓吹し、列強横暴の下に苦しむ小國に理想と活力とを作興した」と宣伝していた²¹。そして、国外、とりわけ開戦の契機ともなった中国において、おりしも42年が中国と諸国との間に締結された不平等条約である南京条約の締結100周年でもあったため、同年8月には南京政府が英米と敵対関係となった日本の「解放戦」の方針に沿う形で治外法権など英米による搾取を大々的に宣伝した。8月23日から29日にかけて、汪主席、褚外交部長、林宣伝部長などを中心に南京政府は連日、ラジオ放送を通じて反英運動を展開した。そして、締結日である29日には南京で民衆大会を開催して不平等条

²⁰ 「十一月二十六日米側對案回答附属」(昭和11月26日)(同上)。

²¹ 「東京朝日新聞」(昭和17年6月24日~7月2日)。政府の立場に近い「朝日新聞」に掲載された「大東亞諸民族への公開状」は外交官をはじめ、貴族院議員、政府寄りの民間の学者及び思想家などによる評論である。掲載順に、「亜細亞民族に告ぐ」は大川周明、「本然の支那に還れ」は中野正剛、「印度精神文化の顯現」は高楠順次郎、「白濠主義を捨てよ」は白鳥俊夫、「インドネシアに告ぐ」は山田文雄、「目覚めよ南方華僑」は井出季和太、「馬來民族に與ふ」は石原廣一郎、「若き比島に期待」は平沼亮三が執筆者となっている。

約による侵略を批判していた²²。

しかし、英米の不平等条約による搾取を批判する宣伝を展開した日本は不平等条約の破棄までも宣伝対象に使用とはしなかった。8月17日、南京側は南京条約100年記念日を契機に反英運動を展開すると同時に条約破棄を宣言する意向を重光大使に伝えると、重光は直ちに東郷外相に南京側の構想を報告し、条約破棄を宣言することは将来の影響を考慮して適切ではないと進言した²³。東郷も南京側が南京条約を一方的に破棄することは適切ではないと判断したため、二日後には反対という外務省としての正式な決定を重光に連絡した。外務省は条約破棄を反対する理由として、南京条約は広東、福州、厦門、寧波及び上海の五つの港の開放、香港などでの課税廃止などがその主要内容となっているが、「本條約ヲ廢棄スルモ現状ニ於テハ殆ト影響ナシト謂フコトヲ得ヘシ從テ國際上一般ニ認メラレ居ル情勢ノ重大ナル變更ニ因ル條約ノ一方的廢棄ヲ主張スヘキ根據ハ存セサルモノト謂ハサルヲ得ス」と説明した。

日本側に見れば、もし日本が南京政府による南京条約の一時的な破棄を容認すると、南京政府の「香港回収論ニ政治的論據ヲ與フルコト」となると同時に、英米側は直ちに太平洋戦争勃発後から香港を占領している日本側に対して、香港を中国側に返還すべきだという宣伝材料を与えることとなる。そのため、「本條約廢棄ハ英國ノ東亞侵略ノ記念塔ヲ抹殺セリトノ精神的効果ハアルヘキモ…日本ハ國民政府ヲ使嗾シテ結局支那ヨリ總テノ歐米勢力排撃ヲ企圖シ居ルニアラヤトノ疑念ヲ生セシムル惧アリ」という理由により、南京政府による宣伝は侵略を批判することに止めることにした²⁴。

太平洋戦争勃発後、広東、福州、厦門、寧波及び上海は日本の支配下に置かれたため、日本が南京政府のイギリスとの不平等条約廃棄論を支持すると、その処理問題は南京・イギリス間の問題ではなく、南京・日本間の問題となる。後述するように当時の日本側は南京政府との間で締結された不平等条約を修正すべきか否かについて意見が定まっていなかったため、南京政府を通じて英米に対して政治的攻勢を展開するも、条約に関する諸問題については触れないようにした。しかし、日本側のこの政治的攻勢は重慶側の英米に対する治外法権撤廃要請と同時期に行われたため、それはやがて英米による治外法権などを含

²² 「重光大使ヨリ東郷外務大臣宛電報」（昭和17年8月19日）、「日華提携の大道以外中つ國復興の途なし」（昭和17年8月29日）（外務省記録A.7.0.0.9-5-3「大東亜戦争關係一件 各国ノ態度 中華民國（国民政府）」）。

²³ 「重光大使ヨリ東郷外務大臣宛電報」（昭和17年8月19日）、「日華提携の大道以外中つ國復興の途なし」（昭和17年8月17日）（同上）。

²⁴ 「國民政府ノ英清南京條約破棄ニ關スル件」（昭和17年8月19日）（同上）。

む不平等条約の撤廃宣言に影響を与えた。

太平洋戦争勃発直後、治外法権などの問題に対してアメリカの国務省極東部は慎重な態度を示していた。42年3月、マクスウェル・ハミルトン (Maxwell M. Hamilton) 極東部長は戦争勃発前にアメリカは既に治外法権撤廃問題は平和回復後に処理すると伝えたため、現時点でこの問題に着手することは「敵に我が政府を攻撃する根拠を与える弱点になる²⁵⁾」として、治外法権の問題を性急に処理するのは得策ではないと注意を喚起した。

また、戦後の中国に対して、アメリカがその対中政策を遂行する際、「治外法権とそれに関連する権益が我が政府にとってある程度交渉の取引材料の重要性を帯びるまで、その撤廃は保留すべきだ²⁶⁾」という理由に基き、治外法権を交渉材料として保留したほうがアメリカにとって有益であると主張した。しかし、ハミルトンは同時に今回の戦争において、アメリカをはじめとする国々はこれまで普及している人権及び政治、経済及び社会システムにおける平等関係のために戦っていると述べ、「治外法権及びその他の特殊権益の撤廃はこの方針に沿うものであり、かつアメリカの戦争目的を実現するものである²⁷⁾」と指摘した。すなわち、ハミルトンは治外法権を直ちに撤廃することには反対的であるが、アメリカの戦争目的の実現という観点から、専門の委員会を設けて、秘密裏にこの問題に着手して近いうちに重慶側に撤廃問題を処理する方案を示すべきだと提案した²⁸⁾。

治外法権を撤廃するのは時期尚早というハミルトンの意見に対してスタンリー・ホーンベック (Stanley K. Hornbeck) 国務長官特別顧問もまた「現時点でこのような特別な措置で中国の士気を支援する、もしくは中国人の好感を獲得する特別な必要性が認められない。現時点でこの「カード」を使う理由が見当たらない²⁹⁾」と説明し、賛同の意を表した。そして、専門委員会の設立についてホーンベックは「将来、我々は何等かの取引材料を使う日が来るが、手元にこのカードがあつて、それを有利な時に使うのが我々にとって有益である。そのため、我々はそれに備えて将来、もしくは機会が訪れた時、いつでもこのカー

²⁵⁾ Would undoubtedly be seized upon by the enemy as a basis for charging that this Government's action was nothing but a gesture conceived in and manifesting weakness.

²⁶⁾ Retention until that time of extraterritorial and other related rights will give this Government a bargaining factor of some importance.

²⁷⁾ Relinquishment of extraterritorial and other special rights would thus be in line with and a manifestation of the war aims of the United Nations

²⁸⁾ Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hamilton), March 27, *FRUS 1942 China*, pp. 271-274.

²⁹⁾ There is not at this moment special need for special action on our part in support of Chinese morale or by way of conciliating the Chinese. I see no good reason for us to "play this card" at this time.

ドを使えるように準備しておく必要がある³⁰」と判断し、ハミルトンの提案に賛成した³¹。その後、ハミルトンはサムナー・ウェルズ (Benjamin S. Welles) 国務次官の了承を得て、専門委員会の設立に着手し始めた³²。

極東部が秘密裏に治外法権撤廃問題に着手し始めた一週間後の4月19日、蒋介石の夫人である宋美齡はアメリカの「New York Times」で、治外法権撤廃問題を取り上げて同問題に対する英米諸国の対応を厳しく批判した。イギリス側はそれを重慶政府の正式声明として受け止め、4月25日にコーデル・ハル (Cordell Hull) 国務長官に対してイギリス側の意向を伝えた。イギリス側は重慶政府の士気を高めるという観点から撤廃問題に着手することには賛成するが、「この時点で撤廃すると弱みを見せると解釈されるため、期待される効果が得られるとは考えにくい。そのため、イギリス政府はこの問題は日本に対して優位に立つまで待たなければならないと考えている³³」と説明し、直ちに撤廃することを反対した後、イギリスとアメリカは治外法権撤廃問題について今後も共同に対処すべきだと提案した³⁴。イギリス側の意見に対してハルは同様な態度を示したため、ハルはもまた現時点での撤廃は適切ではないとし、今後同問題について重慶政府と交渉する場合はイギリスとともに行動すると返答した³⁵。

第3項 ビルマルルート封鎖による変化

しかし、日本側の攻勢によりビルマルルートが日本の占領下に落ちると、アメリカ側の姿勢は次第に変化を見せ始めた。5月20日にホーンベック国務長官特別顧問は、アメリカがこれまで中国に対して物資、資金、戦闘機などの援助を約束してきたものの、物資と資金はビルマルルートなどの険しさによって届かなかった上に、飛行機はイギリス若しくはソ連への支援を優先したため届かなかった。このような現状の中、ビルマルルート陥落は重慶に

³⁰ There may come a time when we will need a card and when it would be advantageous for us to have this card and opportune for us to play it. We should make such preparations as would put us in position to move promptly and well if, when and as occasion arises.

³¹ Memorandum by the Adviser on Political Relations (Hornbeck), April 9, *FRUS* op. cit., pp. 274-275.

³² Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hamilton) to the Under Secretary of State (Welles), April 13, *ibid*, p. 275.

³³ At the present juncture would be construed merely as the fruit of a sense of weakness and that it would therefore be unlikely to produce the desired effect. For this reason they consider that they must wait until the tide begins to turn against the Japanese.

³⁴ Memorandum by the Secretary of State of a Conversation with the British Ambassador (Halifax), April 25, *FRUS* op. cit., pp. 275-277.

³⁵ The Secretary of State to the British Ambassador (Halifax), May 6, *ibid*, pp. 277-278.

とって致命的であると指摘した。現状では重慶側がまだアメリカの支援を信じているため、志気が保たれているが、「ある時期を過ぎると、もし重慶側がアメリカ側による援助が重慶に届くことがないという結論にたどり着くと、重慶側の希望と自信も消えてなくなる。そうすると、重慶側にとって日本との五分五分の関係を選ぶよりもアメリカがヒトラーと日本に勝つということを選ぶ理由がなくなる。そんな状況となれば、日本と交渉したほうが賢明な選択となる³⁶」と警鐘を鳴らした。もし、重慶が日本に投降して中国全土が日本の支配下に置かれると「中国は戦争から抜け出すこととなる。そうすると、中国側は国際連盟の中国国内における日本に対抗する軍事活動を容認しなくなる；中国の天然資源と人力も日本側に提供されることとなり、日本の残りの敵であるイギリスとアメリカに対抗するために使われる³⁷」。従って中国の士気を高める必要があり、そのためには中国に対する支援を強化すべきだと訴えた³⁸。

ハミルトン極東部長もまたホーンベックと同様に「中国への乏しい軍事援助に対する失望感、すなわち、アメリカが武器支援、特に飛行機の支援の面で中国を無視して他の連合国を優先に支援していると中国側が感じていれば、中国の対日軍事努力を犠牲にしてイギリスなどヨーロッパを優先するアメリカの姿勢に対して中国側は憎悪することとなる。それは中国側の態度に変化を引き起こす恐れがある³⁹」と、ビルマルルート陥落は重慶側の対米英姿勢の変化を引き起こす恐れがあると述べ、対中支援の強化を訴えた⁴⁰。それと同時に、ガウス（Clarence E. Gauss）在重慶米大使から現地では連合国側が日本の実力を軽視していること、中国側の犠牲を無視していること、アジア版の大西洋憲章を提示できなかったことなどを批判する記事が現れ始めたと伝える報告もハル國務長官及びルーズベルト大

³⁶ But let once the point be reached, at which they reach a conclusion that aid cannot or will not reach them, that their hope and confidence evaporate – at and from that point there will be no reason for them not to say to themselves that the chance of the United Nations defeating Hitler and Japan is certainly not better than fifty-fifty and the sensible course for them to follow is to make with Japan the best compromise possible.

³⁷ China no longer in the war, China's soil no longer available to the United Nations for operations against Japan; China's natural resources and man power available to Japan for operations against Japan's remaining enemies (Great Britain and the United States).

³⁸ Memorandum by the Adviser on Political Relations (Hornbeck), May 20, *FRUS* op. cit., pp. 49-52.

³⁹ Changing Chinese attitude arises from disappointment at the meagerness of military assistance furnished the Chinese, from a feeling of being neglected as regards expedition of military supplies, particularly airplanes, in favor of Allied forces elsewhere, and from resentment at the emphasis which is being placed by the United States and Great Britain on the European front at the expense of current military efforts against Japan.

⁴⁰ Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hamilton), May 20, *FRUS* op. cit., pp. 53-54.

統領の下に届いた⁴¹。そのうえに、5月23日には宋美齡夫人から、5月27日には蒋介石からルーズベルトへの書簡が相次いで届き、アメリカ側の早急の援助を要望した⁴²。

また、前述したように6月末から日本側が今回の戦争を英米の圧迫を排除する「解放戦」と宣伝しはじめ、8月になると南京政府も不平等条約100周年を迎える中、英米の搾取を大々的に取り上げた。斯かる中、6月のミッドウェー海戦を契機に戦局が変化し始め、8月になるとガダルカナル島の戦いからアメリカ側は反攻に転じるようになった。そのため、「中国戦線の重要性は現時点でも明らかである上に、日本軍が極東でソ連を攻撃すると、その重要性は益々明白となる。このような攻撃は大西洋、ヨーロッパ、太平洋における戦争の一体性をはっきり示すであろう⁴³」という戦略的な観点からも、「United China Relief」など中国を支援する民間団体から、政府による中国への支援強化を要望する声も次第に高まり、やがて政府に対して治外法権などを含む不平等条約を100周年という機会に廃棄すべきだと要求する議員も現れるようになった⁴⁴。

このような状況を受けて、ハルは8月23日に、イギリス側に対して「現時点はこのような措置を取る最適な事時期ではないが、近い将来においてこれに以上適切な時期が訪れるとも考えにくい。逆に、今後の中国、そして他の諸国の我々に対する政治的認識は、現時点でまだ主導権を有する我々にとってよりも悪化する可能性がある⁴⁵」と説明し、共同に1901年の団匪事件以来の治外法権、租界などの権益を含む不平等条約を撤廃することを重慶に伝えると提案した⁴⁶。

アメリカ側の短期間内の態度の変化に対してイギリスは最初は困惑していたが、ハルはアメリカ国内における民間団体及び政府関係者の中で不平等条約撤廃を要求する声が高まりつつある上に、太平洋戦線及び中国戦線におけるアメリカ側の軍事勝利に鑑み、撤廃問

⁴¹ The Ambassador in China (Gauss) to the Secretary of State, May 22, *ibid*, p. 55.

⁴² Madame Chiang Kai-shek to Mr. Lauchlin Currie, May 23; Generalissimo Chiang Kai-shek to President Roosevelt, May 27, *ibid*, pp55-58.

⁴³ The vital strategic importance of the China front, which can be perceived even now, will become even more apparent should the Japanese army launch an attack on Soviet Russia in the Far East. Such an attack would demonstrate the organic unity of war in the Atlantic, war in Europe, and war in the Pacific.

⁴⁴ Robert W. Barnett, "Isolated China," *Far Eastern Survey* Vol.11, No.15 (1942): 167-169, accessed July 17, 2013, doi: 10.2307/3021724.

⁴⁵ Although this is not an entirely opportune moment to take some affirmative steps in the matter, it is doubtful whether any much more favorable occasion is likely to occur in the near future. On the contrary, we might later, because of the natural trends of political thinking in China as well as in this and other countries, find ourselves in a position less advantageous than at the present while the question of initiative is within our control.

⁴⁶ The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (Winant), August 27, *FRUS op. cit.*, pp.282-

題に着手すると説明した。そして、その効果について「一、連合国の目標に見合う心理的及び政治的効果によって、中国への支援を強化する効果があるため、中国の抗戦意志を強めることができる。二、我々と中国との間の異常関係を一掃できる。三、友好関係にある他の国と同様に中国においても一般的な権益を規定する条約を締結できる⁴⁷」と指摘した⁴⁸。アメリカ側の説明を受けた後、イギリスは共同に治外法権を含む不平等条約の撤廃を原則的に同意したため、両国は新たな条約の内容について協議した後、1942年10月9日に重慶政府にその趣旨を正式に伝えた。

アメリカとイギリスの決定について蒋介石はルーズベルト大統領に対して「これは我国の対日抗戦意欲を高めるものであり、如何なる行動よりも効果的である⁴⁹」と称して感謝の意を表した⁵⁰。また、新聞での評論からも象徴しているように、重慶側は英米の治外法権撤廃宣言で歓声を上げると同時に、「中国の不平等条約廃棄運動の最大の障害は日本である」とまだ不平等条約を撤廃していない日本に対する批判もより一層厳しいものとなった⁵¹。11月14日、重慶側の王世杰宣伝部長が「これにより中国の一般大衆は敵と味方との違い、善と悪との違い、文明勢力と侵略暴力との違いについてより一層認識を深めることができる。日本占領区での敵側の偽りの宣伝もこれにより打撃を受ける⁵²」と述べたように、英米の声明は重慶に大きな反響を与えることに成功した⁵³。それは、次節で説明するように重慶にのみならず、日本の対中政策にも大きな影響を与えることとなった。

⁴⁷ (a) some psychological and political benefit to the cause of the United Nations which would be of concrete assistance to China and thus tend to strengthen the determination of that country in its war effort; (b) the wiping out once and for all of an existing anomaly in our relations with China and (c) the achievement of agreement in principle to regularize in China the usual rights normally accruing to American and British nationals in friendly foreign countries.

⁴⁸ The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (Winant), Sep 5, *FRUS* op. cit., pp. 287-288.

⁴⁹ 此有其裨於敵國繼續抗戰民氣之提高，實勝於其他任何之力量。

⁵⁰ 前掲、「蔣委員長自重慶致美國總統羅斯福感謝美國願自動放棄在華之治外法權電」『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第三編戰時外交 第三冊』、713頁。

⁵¹ 「大公報」（1942年10月11日）。

⁵² 使中國一般民眾對於友敵之分，善惡之分，以及文明勢力與侵略暴力之分，得到一更顯明的認識。在淪陷區中敵人的虛偽宣傳，將因此而受打擊。

⁵³ 「大公報」（1942年10月14日）。

第2節 対支新政策

第1項 条約改訂の構想

アメリカとイギリスは軍事的攻勢に転じる中、不平等条約締結 100 周年を契機に治外法権を含む不平等条約の撤廃を宣言した。同時期において日本も南京政府と締結した日華基本条約の改訂を検討していたため、南京政府の積極的な参戦意欲と英米の政治的攻勢に直面した日本はそれに対応すべく、南京政府の参戦要望を受け入れると同時に日華基本条約の改訂を加速させた。それはやがて対中政策の転換を促す契機となった。

条約改訂に関する要望は条約締結前から既に事務レベルの方から提起され始めた。前述したように、日華基本条約が締結される約一年前の 1939 年 11 月 26 日、日・汪間で行われた基本条約の基礎となる「日支新関係調整要項」に関する協議が一段落ついた後、田尻愛義書記官は早速、調整要項の内容が汪工作全般に及ぼす悪影響に鑑み、交渉方針の再検討を要望した。

假リニ現會談ヲ取り止メ汪政權ノ樹立ヲ打切ル場合（延期ハ打切リト同様ノ結果ヲ招クヘシ）ノ對策トシテハ我方ノ手ニ依リ重慶ヲ相手トスル直接交渉ニ入ルカ第三國殊ニ英國ノ橋渡シヲ頼ミ英ヲ後楯トスル重慶ト和平スルカ又ハ飽迄重慶政權東海ノ為戦争ヲ續クルカ（日本ノ國內状況ハ斯カル事ヲ許サルヘキモ）ノ三途アルヘキカ前二者ハ果シテ汪政權ヲ踏ミ臺トスル現方針ヨリ優レル方法ナルヘキヤ汪政權カ決シテ強力ナル政府タリ得サルヘシトノ觀察ハ正ニ其ノ通りナルカ現在ノ汪派ヲ相手トスル會談ハ決シテ汪相手ニ止マラス實ハ重慶相手ナルト共ニ支那全体ヲ相手ノ交渉ニシテ汪派カ承諾セサルコトハ即重慶ハ勿論中國人士モ亦聞キ入レサルコト從テ日本ノ要求ハ國策上最低限度ノ必要事項ニ止マルヘキ

田尻は重慶側との更なる軍事的衝突は国内の状況に鑑みて困難であるとして、新中央政府を通じて事変を処理するしかないと指摘した。今後、重慶と南京が合流するならば、南京に対する条件は重慶に対する条件ともなる。そのため、今後樹立される南京政府が事変処理の役割をも分担している以上、事変処理の観点からも条約の内容を緩和すべきだと主

張した⁵⁴。

12月6日、田尻は野村外相に提出した時局に関する観測の中で、再び同様の趣旨を述べた。田尻は「我カ條件次第ニテ汪政府カ占領地ニ於テ相當ノ人氣ヲ獲得スルコトハ可能ナルモ重慶ニ比スレハ弱體無勢力ニシテ重慶要人ノ引張り出シヲ策シテモ重慶ノ團結強ク警戒嚴重ナル為當分殆ト效果ナキコトハ内外人ノ一致セル観測ナルノミナラス汪ヲ除ク彼等同志ノ考モ全ク同様」だと説明し、条件内容が事変処理に与える影響が極めて大きいであると指摘した。事変処理は如何にして重慶を南京に合流させることであるため、「之ニハ汪ニ呑マスモノヲ重慶カ承諾スル程度ニ止メルコトヲ第一條件トスル次第ニシテ現會談ハ實質的ニハ重慶トノ和平交渉ニ外ナラス」と、汪側との交渉は重慶をも念頭に置かなければならないと強調した。田尻は日本が汪側に対する条件を緩和することではじめて重慶と南京との合流が可能となるため、日本側が事変を処理するならば、条約内容の緩和は必要不可欠であると訴えた⁵⁵。

南京政府が樹立される一か月前の40年2月24日、香港駐在の岡崎嘉平太総領事も外相に対して事変処理との整合性を考慮すると、条約内容を緩和すべきだという同様の意見を上申した。岡崎は「東京及上海ニテ聞知スル所ニ依レハ外務當局ノミナラス陸海軍側モ最終的和平實現ノ為ニハ重慶ト媾和スルヲ要シ重慶ト話合ヲ為ス場合ハ汪トノ協定事項其ノ儘ニテハ到底纏マル見込無カルヘキニ付相當條件ヲ緩和スル用意アリト為スヤノ印象ヲ得タリ」と説明し、現地では外務省側のみならず、陸海軍側でも事変処理の観点から条約の内容を緩和すべきだと指摘した。

岡崎は、日本に協力する汪に対しては過酷な条件を要求するのに、抗戦を継続している重慶に対しては条件を緩和する、というやり方では「一般新日支那人ノ信ヲ失ヒ戦後ノ經營ニモ多大ノ支障ヲ生スヘシ」と厳しく指摘した。また、条約内容の実行は汪側の協力が必要であるため、「結局中央政府カ強固ノモノトナルニアラサレハ實行不可能ニ陥ルヘキ處餘リニ密ナル協定ニ依リ新政權ヲ身動キナラヌ様縛リ上クレハ新政權トシテモ積極的ニ働キ掛クル氣カヲ失フヘク又之ヲ公表シテ内外ニ呼掛ケ各方面ノ支援ヲ得ルコトモ困難トナリ結局極メテ無力ナル傀儡政府ニ墮スル惧多カルヘシ」と、条約内容を緩和しなければ、事変処理のみならず、対中政策である親日的な更新支那の育成でさえ失敗する可能性がある

⁵⁴ 外務省編纂「華北鉄道問題に関するわが方態度が汪工作全般に及ぼす悪影響に鑑み交渉方針の再検討方田尻書記官より意見具申」（昭和14年11月22日）『日本外交文書 日中戦争第二冊』六一書房、2011年5月、1000-1001頁。

⁵⁵ 同上、「時局に関する田尻書記官の観測」（昭和14年12月6日）、1006-1007頁。

ると警鐘を鳴らした⁵⁶。

また、南京政府樹立後の40年4月11日、アルゼンチン駐在の内山岩太郎公使は欧州戦争の勃発により、極東の事態を速やかに安定化させる必要があるため、対外的観点から、有田外相に対して、「第三國ノ干渉ヲ排除シ南京政府ノ基礎ヲ強固ニスルト共ニ重慶政府ヲ壊滅ニ導クコト」の重要性を訴えた。内山は列強諸国による速やかな南京政府承認は必要であるが、諸外国を南京政府承認に誘導する方法として、「南京政府ヲシテ一定條件ノ下ニ現存不平等條約ノ一律廢棄セシム」と提案した。

内山の構想では南京政府が公正な国際観念を基調とする模範的な新通商条約を作成した後、「先ツ伊太利其ノ他ノ友國ト條約關係ヲ樹立シ（日本ノ場合モ特殊事項ハ特殊條約ニ譲リ一般通商關係ハ成ルヘク右基本條約案ニ依ルコトカ國際關係ヲ調整スルニ有利ナルヘシ）例ヘハ一年ノ期限ヲ附シテ各國ニ對シ之ト同種條約ノ締結方ヲ提唱スルコト」を通じて各国との承認を得る環境を整えるべきである。南京政府が公正な代案を主張していれば、もしアメリカが法律論を盾に交渉を拒否し、抗議を続ける場合でも、「米トシテモ武力干渉ノ如キ重大決意ヲ為ス切掛ケヲ得難ク支那政府ノ態度ハ世界ノ輿論ニ訴フルモ疚シキ所ナク米若シ之ヲ肯セサレハ潔ク東洋ヨリ引揚クルニ如カストノ態度ヲ執リ得ヘシ帝國ノ立場モ亦新支那ノ此ノ態度ヲ擁護スルニ於テ對米日支協力ノ實ヲ舉ゲ得ルノミナラス世界ニ對シテモ局面ヲ有利ニ展開シ得ヘシト存セラル」と内山は考案した。すなわち、条約改訂による南京政府の育成強化は日本側の対中政策のみならず、対外外交全体にも有益であると内山は主張した⁵⁷。

一方、前述のように、野村外相、有田外相も同じ考えを持っていた。39年10月24日、野村は汪側と「日支新關係調整要項」について協議する直前の作成された「事變處理ト之ニ對スル外交的措置」の中で、汪側に対して厳しい条件を要求してはならないと指摘した。野村は事變處理の完成を図るためには、「中國人ヲシテ新政權ハ正シク眞實ノ中華民國ノ政府ニシテ日本カ屢次聲明セル事變處理ニ對スル國策ハ決シテ羊頭狗肉ニ非ラス」ということを証明しなければならない。そのため、新中央政府に対する「日本ノ把握ヲ絶對必要ナル最小限度ニ止メ」るべきだと主張した⁵⁸。有田もまた40年6月19日に、汪側と条約内

⁵⁶ 同上、「對重慶和平工作との整合性を考慮し新政府樹立に際して汪側との内約条件の緩和を考慮すべき旨意見具申」（昭和15年2月24日）、1055-1056頁。

⁵⁷ 同上、「列強諸国による速やかな南京政府承認を懇請すべき旨意見具申」（昭和15年4月11日）、1080-1081頁。

⁵⁸ 「事變處理ト之ニ對スル外交的措置」（昭和14年10月24日）（前掲、外務省記録A.1.1.0.30

容の条文化に関する協議に先立って、事変処理のために強硬的な要求を排除しつつ、「條約ハ成ヘク合理的ノモノトシ之ニ依リ支那民心ノ把握重慶ノ崩壊及第三國外交ニ資セントスル」ことが肝要であると指摘し、「我方ノ使命ハ此ノ點ニ於テモ極メテ重大ナルモノアリ」と強く訴えた⁵⁹。

そして、1941年10月に入閣した東郷茂徳外相も同様な見解を示した。当時、中国に関する政治、経済、文化などの諸事項はすべて1938年12月16日に設立された興亜院が管掌し、その出先機関は中国の地方政権との交渉も許されるほどであったが、日華基本条約に基くその「治績は甚だ擧らなかつた」。このような現状に鑑み、東郷外相は就任後、早速、東條首相兼興亜院総裁に対して、「軍並に興亜院が支那人一般に如斯ことに迄不満の念を抱かしむるやうでは對支一般政策の遂行も不可能となる譯である」と説明し、「かくの如く占領の結果が甚だ香しくない」とその懸念を明らかにした。東條もその改善に意欲を見せたため、「戦争勃発後も支那問題なりと速に解決するを適當」と判断した東郷は「合理的条件」を以って事変を解決するために、連絡会議で和平条件の基となる日華基本条約の改訂を主張し始めた⁶⁰。

東郷と東條が条約改訂による和平条件の緩和を提案した背景には南京政府の対重慶工作における役割に対する期待があった。41年12月24日の大本営政府連絡会議で決定された「情勢ノ推移ニ伴フ對重慶屈伏工作ニ關スル件」は同年11月13日の「連絡会議決定の対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」に基き、情勢の推移、特に作戦の成果を活用し好機を捕捉して重慶の屈伏を図ると構想した。同決定では重慶側の動向を諜知するための工作を諜報路線に設定して大本営陸軍部に任せ、関係各機関は之に協力するという方針を採択した。そして、工作を展開する際には南京政府を活用し、新たに獲得する支那側要人及びその他の外国人を利用して日本側が獲得した戦果と共に重慶の致命部に対する強圧をかける。重慶側が動揺し始めると、改めて大本営政府連絡会議決定を経て適時諜報工作より屈伏工作に転換すると考案した⁶¹。

戦争勃発直後の1月22日に行われた貴族院議会で東條は太平洋戦争の成果による重慶への影響に対する期待について次のように説明した。

第七卷)。

⁵⁹ 「新中央政府樹立一件（條約交渉等ノ説明）」（昭和15年6月19日）（外務省記録A.6.1.1.9「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」第一卷）。

⁶⁰ 東郷茂徳『東郷茂徳外交手記—時代の一面—』原書房、1967年2月、301頁。

⁶¹ 「情勢ノ推移ニ伴フ對重慶屈伏工作ニ關スル件」（昭和16日12月24日）（外務省記録A.7.0.0.9-61「大東亞戦争關係一件 本邦の對重慶工作」）。

大東亞戦争開始以來、皇軍ノ嚮フ所敵ナク、到ル處赫々タル戦捷ヲ収メマシテ、短時日ニシテ既ニ大東亞ニ於キマスル敵ノ要衝ノ大部分ヲ覆滅致シ、一方重慶政權ニ對シマシテモ亦益々壓迫ヲ強化シ、更ニ北邊ノ護リ磐石ノ安キニアリマス…帝國ノ真意ヲ了解シテ協力シテ參リマシタナラバ、其ノ福祉ト發展トノ為ニハ、帝國ハ十分ノ理解ヲ以テ之ニカヲ添フルニ吝デアリマセヌ、今日尚重慶政權ガ無意義ノ抗戰ヲ繼續シツ、アリマスルコトハ、誠ニ遺憾デアリマス、帝國ハ之ヲ徹底的ニ粉碎セムトスルモノデアリマス、私ハ今コソ彼等ガ此ノ世界情勢ノ大變換ヲ正視シ、翻然米英依存ノ舊套ヲ一擲シテ、大東亞共榮圈建設ノ大事業ニ驅セ參ズベキ時機デアルコトヲ確信スルモノデアリマス⁶²

このような期待は日本側が南京政府に対して戦争の意義についての説明にも表れていた。貴族院議会在開催された一週間後の1月29日、重光葵駐南京大使は汪主席に対して「我方ハ占領地ノ各民族ニ對シ各々其ノ所ヲ得ル為其ノ希望ヲ達成セシムル様極メテ公正ナル方針ヲ執リ今次ノ戦争カ東亞解放ノ聖戰ナル意義ヲ如實ニ闡明シツツアリ從テ重慶側ノ抗戰繼續ハ大義名分ヨリ云フモ既ニ全ク其ノ根據ヲ失ヒタルモノナリ重慶側内部ニ於テ既に米英ノ態度ヲ非難スルモノ出テツツアルハ重慶ノ苦悶ヲ證明シ得ル材料ナルヘシ」と、日本が主導する英米列強からの解放戦が重慶側に対して影響しつつあると説明した⁶³。

日華基本条約に基づく「治績は甚だ擧らなかつた」現状が示したように、緒戦の戦果に合わせて対重慶工作のために南京政府を活用する場合、南京政府の育成強化も必要である。日華基本条約を改訂すれば、和平条件の緩和と南京政府の育成強化は同時に実現される。しかし、太平洋戦争が勃発してから日本は未だに具体的な行動を取らず、単に重慶側の動向の観察に止まっていた。そのため、「外務省に於ては戦争終結についても早きに迫んで準備する所なかるべからず」と考えた東郷外相は42年1月20日の大本營政府連絡会議で、

⁶² 「内閣總理大臣ノ演説」（昭和17年1月22日）「第七十九回帝國議會貴族院議事速記録第二號」。

⁶³ 外務省編纂「開戦後における重慶側動向及び対重慶切崩し工作に関する汪兆銘との会談について」（昭和17日1月29日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』白峰社、2010年、368-369頁。

まず適当な時機に天津英租界及び広東英租界を南京政府に移管することを提案した⁶⁴。東郷の方針に従って作成された「在支接收敵性權益ト國民政府トノ調整ニ關スル件」は「在支敵國權益中國國民政府ニ關係アルモノモ必要ニ應シ差當リ我方實權下ニ把握スルモノトシ之カ調整ハ別ニ措置ス」という41年11月13日の連絡會議で決定された「國際情勢急轉ノ場合ニ於ケル對外措置」に基き、租界の移管を主張した。

「國民政府ヲシテ我方ニ感謝ノ念ヲ起サシメ愈々積極的ニ我方戰爭完遂ニ協力ノ實ヲ示ス様措置セシメ之以上權益回収ヲ計ラントスル如キ所謂望蜀ノ念ヲ起サシメサルヤウ指導スルト共ニ重慶ニ對シ東亞解放ニ伴フ我方真意ノ一端」を示すという南京政府及び重慶政府に対する政治的効果が東郷の狙いであった⁶⁵。

その提案は連絡會議に受け入れられ、時機については別に定めるが、準備ができ次第租界を移管することに関する合意を得ることができた。それを踏まえて、東郷は更に「上海ノ租界ヲ返スコトハ政治的ニ大ナル效果ヲ與ヘルト思ハレルカラ返ヘスコトニシテ如何」と移管より一步進んで租界の返還について打診したが、東郷を除いた列席者全員は「過早ニ返還問題ヲ論スルハ適當ナラス」と反対した⁶⁶。

「我方の戦果擧り重慶大に窮迫せる今日に於て、合理的條件により支那問題を解決すべき」という情勢判断に基いて東郷はその後も条約改訂による和平条件の緩和と南京政府育成を主張し続けた⁶⁷。2月15日にシンガポールが陥落した後、3月7日に行われた連絡會議で今後の戦争指導の方針について再度審議するようになると、東郷は「重慶政權ニ對シテハ所謂「諜報路線ノ設定」ダケデ済マシテ居ルノハ可笑シキニ非ズヤ、軍事的ニ何トカナラヌノカ」と述べ、東郷が提案する政治的攻勢とともに、軍事面からも何らかの形で行動を取るべきだと主張した。しかし、参謀次長は「支那ノミヲ考フレバ軍事的ニハヤツテヤレヌコトハアルマイ、併シ北モアリ南モアリ此等ヲ全部考ヘレバ出来ヌコトハ判ルナラン、重慶迄攻メ込ムト言フコトハ實際出来ヌ問題ナリ 併シ局部的ニハ勿論ヤル」と、快進撃が継続している中、兵力を集中して重慶に打撃を与えることに対して消極的な態度を示した。

軍事面による対応を躊躇する陸軍側に対して、東郷は早速「然ラバ外交方面ニテ何トカ

⁶⁴ 前掲、『東郷茂徳外交手記—時代の一面—』、292頁。

⁶⁵ 「「在支接收敵性權益ト國民政府トノ調整ニ關スル件」説明資料」(昭和17年1月17日)(外務省記録A.7.0.0.9-52「大東亞戦争關係一件 戦時中ノ重要国策決定文書集」)。

⁶⁶ 「第七十九回連絡會議」(昭和17年1月20日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1133「大本營政府連絡會議議事録 其の三」)。

⁶⁷ 前掲、『東郷茂徳外交手記—時代の一面—』、301頁。

手ヲ打ツコトハ出來ザルヤ、是レモモ少シ考ヘサセテ貰ヒ度」と、重慶を「妥協に誘導する」⁶⁸ために外務省側が更なる政治的な施策に出られるよう提案した。しかし、参謀次長は「是レハ幾ラ考ヘテモ是レ位ノモノナリ、何回ヤツテモ同シ事ナルベシ、何レニセヨ此方ヨリ手ヲ差シ延ベルト言フコトハ却テ先方ヲツケ上ラセ解決ヲ遷延スルコトトナルベシ」と反対した。それに対して、東郷は「今迄ノ條件ヲ或ル程度緩和シテ行ケバ何トカ見込アルベシ」と条約改訂によって和平条件を緩和すればまだ可能であると反論したが、「支那問題ヲ解決スルニハ先ツ英米ヲ解決シナケレバ駄目ナリ、英米ヲ解決セスシテ支那ニ対シ手ヲ緩メタラ大變ナコトニナルベシ」という参謀次長の意見に賛同する鈴木貞一企画院総裁の主張によって否定された。

陸軍及び企画院の反対的な姿勢を受けて、外務省東亜局長はたとえ諜報路線という既定方針に従って南京政府を活用しても、「蔣ト汪トノ關係ニ就キテモ何トカ考ヘテ變ヘル必要無キヤ具體的ニ考ヘナケレバナラヌ問題ナリ」と注意を喚起した。東郷もすかさず「蔣ト汪トノ關係ヲ考ヘルヨリ先キニ取り敢ヘズ汪ニ約束セルコトノミニテモ實行シテハ如何、約束ノミニシテ未ダ實行セザルコト多々アリ、是等ヲ実行ニ移シテハ如何」と、南京が重慶に対して影響力を発揮するために、条約改訂が実行困難であれば、少なくとも日華基本条約の範囲内で「支那人の苦情」を引き起こす従来の「在支物資の獲得」に見られる權益確保を優先する姿勢を改めなければならないと主張した。

しかし、東郷の主張に対して賀屋興宣大蔵大臣は「ソレハ例ヘバ鐵道ヲ返還スルト言フガ如キ問題ナランモ今鐵道ヲ返還シタラ大變ナコトニナル、此ノ問題ニ觸ルルコト其レ自體が大變ナコトニナルベシ」とくぎを刺した。このように、東郷は連絡会議で南京政府に対する条約改訂について提案したものの、結局、同意を得ることができなかった⁶⁹。

そのため、42年3月に南京政府の陳公博立法院長から条約改訂に関する要望が出た際、日本側の態度は慎重的であった。陳は重光大使との会談で基本条約は和平の促進に「何等ノ效果モ無カルヘシ」と説明し、「同條約ノ内容ハ支那ヲ完全ニ束縛セントスルモノニアラス然リトテ支那ニ自由ヲ與ヘントスルモノニモアラス極メテ不徹底ニシテ日支兩國民何レヲモ満足セシメ得サルモノ」と厳しく指摘した。その結果、「現在政府治下ノ民政安定スラ圖リ得ス況ヤ全面和平ノ工作ニ鑑ミ到底期待シ得サル状態ニアリ」と陳は主張した。陳の

⁶⁸ 同上、302頁。

⁶⁹ 同上、301頁；「第九十二回連絡會議」（昭和17年3月7日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵中央-戦争指導重要国策文書-1133）。

条約改訂に関する要望に対して重光は条約実行上不便の点があれば、その上にて研究すべきと返答した。そして、努力を払わずして改訂などを考えることは「極メテ不當ナルハ勿論恐ラク信ヲ天下ニ失フヘシ今日ハ日支双方誠心誠意ヲ以テ一路條約ノ精神ヲ實現スルニ努力邁進スヘキ時期ナリ」と、基本条約を堅持する日本側の立場を伝えた⁷⁰。

東郷はその後も条約改訂について「再三軍部へ督促した」が、参謀本部は「軍事上から見た對重慶方策のみにても容易ならぬ難問題」として具体的方法を提示できずにいた。また、条約の実行による撤兵問題について東條首相兼陸相は撤兵問題に反対しなかったものの、参謀本部は作戦の関係で反対し続けた。その結果、参謀本部の反対により、東郷が辞職するまで条約改訂が進展を見せることはなかった⁷¹。

東郷の条約改訂の提案について東條が反対しなかった背景には、まず東條自身が南京政府を重要視していることと関係していた。前述したように東條は桐工作の際、重慶との接触を反対していた。開戦後、防衛総司令官東久邇宮稔彦王陸軍大将が重慶との妥協により、事変処理、また進んで太平洋戦争を解決すべきだと東條に説いた際も東條はそれを受け付けなかった⁷²。「屈伏條件ハ今迄通りハイカヌ、蔣ハ絶對ニ出テ來ルコトハ相成ラヌ屈伏シテ南京政府ニ入ラザルベカラズ帝國ト南京政府間ニ締結セル基本條約ノ條件ノモトニ屈伏シテ來ルモノナルヲ要ス」という「情勢ノ推移ニ伴フ對重慶屈伏工作ニ關スル件」を決定した41年12月24日の連絡会議での東條の発言は、その考え方をよく表している⁷³。

東條が条約改訂に反対しなかったもう一つの理由は天皇の意向とも関係していた。開戦翌年の42年2月12日に、東條が今後の施策について天皇に報告した際、天皇は「戦争の終結につきては機会を失せざる様充分考慮し居ることとは思ふが、人類平和の為にも徒に戦争の長びきて惨害の拡大し行くは好ましからず。又長引けば自然軍の素質も悪くなることでもあり、勿論此問題は相手のあることでもあり、今後の米英の出方にもよるべく、又独ソの間の今後の推移を見極めるの要もあるべく、且又、南方の資源獲得処理についても中途にして能く其の成果を挙げ得ない様でも困るが、それ等を十分考慮して遺漏のない対策を講ずる様にせよ」と、戦争の早期終結のために尽力するよう命じた⁷⁴。

⁷⁰ 前掲、「對重慶全面和平に関する重光大使と陳公博との会談について」（昭和17日3月9日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、374—377頁。

⁷¹ 前掲、『東郷茂徳外交手記—時代の一面—』、302—303頁。

⁷² 同上、303頁。

⁷³ 「第七十七回連絡會議」（昭和16年12月24日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書--1131「大本營政府連絡會議議事録 其の二」）。

⁷⁴ 木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』東京大学出版会、1966年11月、45頁。

東條が開戦直前の11月4日付の軍事参議会で、「我南方武力行使ニ依リ當初ハ蔣政権ノ志気昂揚スヘキモ實質的ニハ時ヲ逐ヒ其勢力弱化シ西南派、共産黨等ノ分裂ヲ來スヘク之レニ加フルニ南京政府ノ育成強化ト積極的作戰行為トハ直接間接ニ支那民衆ニ作用シ支那事變ノ有利ナル歸結ヲ招來シ得ヘシト信ス」と述べた発言と照らし合わせてみれば分かるように、重慶を攻略する軍事行動が困難な中、東條が緒戦の戦果がもたらす影響と合わせて、戦争の早期終結の手段の一つとして、「解放戦」という戦争目的に適している条約改訂による政治的攻勢を考慮に入れていることは確実である⁷⁵。

政府中央において東條首相、東郷外相を中心に条約改訂に傾く中、現地においても同様な主張が出た。4月11日、一時的に帰朝した重光駐南京大使は木戸幸一内大臣を訪問し、「支那の独立自主性を完全に認めて支那は支那人の手に総てを復歸すること」が事変処理において必要であるとして、条約改訂と同時に、対中政策の転換をも図るべきと訴えた。重光は「支那現状の決して内地に於て軍部が述べて居るが如く好結果を収め居るものにあらずと実情を詳細報告の上、対支政策の大転換を要する」と説明し、条約改訂を契機に対中政策の一大転換を行うべきだと力説した。重光の提案対して、「之を契機に支那事変終結の端緒をつかむことを得ば更に大東亜戦争の終結にも導き度きもの」と考えた木戸は、「此の穩健なる平和政策には全幅の賛意を表し援助を」約束すると返答した⁷⁶。

しかし、2月15日にイギリスの拠点であるシンガポール陥落に引き続き、3月7日にはオランダの拠点であるジャワ・バンドンが降伏したなど、相次ぐ戦果を挙げる中、東郷の条約改訂の提案が前述した連絡会議で否定されたように、この時点で条約改訂、況や対中政策の一大転換を支持する者は少数派にすぎなかった。

第2項 揺れる陸軍

前述のように、条約改訂は駐兵、撤兵問題にかかわるため、陸軍側は最も慎重であった。それに加えて、太平洋戦争勃発直後、陸軍側は南方作戦の遂行に専念していたため、重慶に対して基本的には静観する姿勢をとっていた。開戦直前の1941年12月2日、参謀本部は開戦決定に伴う大本營の支那派遣軍に対する命令を伝達するため、支那派遣軍の後宮淳

⁷⁵ 「軍事参議會ニ於ケル質問要旨」(昭和16年11月4日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1096「軍事参議院参議會議事録」)。

⁷⁶ 前掲、『木戸幸一関係文書』、45頁。

総参謀長の上京を命じ、参謀本部第一部（作戦部）長より南方作戦発動に伴う事変の見通しと今後の方針について、派遣軍に正式に伝えた。

香港ヲ攻略シ敵側諸國ノ權益ヲ接收シテ其ノ勢力ヲ掃滅スルノミナラス南方作戦全般ノ成果ト相俟ツテ重慶ト援蔣諸國トノ連絡ヲ完全ニ遮斷セハ茲ニ事變解決ノ好機ヲ捕捉スルノ公算ナキニアラスト思惟セラルル次第ナリ 作戦初期ニ於テ帝國ノ國力ヲ過少ニ評價シ終局ニ於ケル帝國ノ敗北ヲ夢想セル敵カ固ヨリア号〔南方作戦〕發動ニ關連シ一時的ニ志氣ヲ恢復ッスルコトアルヘキモ其希望的觀測カ打破セラルルニ及ンテ却テ物心兩方面ニ亘リ深刻ナル打撃ヲ蒙リ抗戰意志ノ挫折ヲ見ルコトアルヘキヲ以テ大本營トシテハ依然適切ナル政略謀略ノ施策ト相俟ツテ成ルヘク速ニ事變ヲ解決スルノ好機ヲ醞釀捕捉スル為全幅ノ努力ヲ傾注シ飽ク迄モ蔣政權屈伏ニ邁進セントスル次第ナリ

参謀本部が支那派遣軍に伝えたように、陸軍中央は開戦を契機に、政治面及び軍事面による重慶への圧迫を通じてその屈伏を期待した⁷⁷。しかし、「支那派遣軍總司令官ハ左記ニ準據シ特ニ對敵封鎖ヲ強化シ敵繼戰企圖ノ破摧衰亡ニ任スヘシ…概ネ…各要域竝上海、南京、杭州間ノ地域ノ迅速ナル治安ノ恢復ヲ圖ルヘシ」という命令内容にあるように、陸軍側は事変処理よりも、戦争勃発後の南方作戦に重心を置いている。南方作戦の関係で派遣軍より相当の兵力を抽出した状況の中で、派遣軍に与えた基本任務も従来に比べて治安維持と敵封鎖を強化する内容となった⁷⁸。そのため、陸軍側は1941年12月24日の連絡会議で決定された「情勢ノ推移ニ伴フ對重慶屈伏工作ニ關スル件」においても、同様な配慮により、戦争勃発後の重慶との接触は「重慶側ノ動向ヲ諜知スルニ止メ屈伏條件等ニハ一切觸レサルモノ」と規定していた⁷⁹。

しかし、相次ぐ戦果にもかかわらず、重慶は和平に傾く態度を見せるところか、却ってその態度を硬化したため、陸軍側は次第に重慶に対する軍事的、政治的攻勢を強化するようになった。予想に反する重慶側の態度を受けて、陸軍中央は「少々焦燥の觀あり、東條

⁷⁷ 「第一部長連絡要旨」（昭和16年12月2日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-作戦指導上奏-1「昭和16年 上奏関係書類綴」巻一）。

⁷⁸ 「大陸命第五百七十五號」（昭和16年12月3日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-作戦指導大陸命-36「大陸命綴（支那事変 大東亜戦争）」巻八）。

⁷⁹ 「情勢ノ推移ニ伴フ對重慶屈伏工作ニ關スル件」（昭和16年12月24日）（外務省記録A.7.0.0.9-61「大東亜戦争関係一件 本邦の對重慶工作関係」）。

首相の如き初めは頗強硬にして大本營の路線設定にも反対さる模様なりしが、近来頻りに大本營に対し何とかならぬかと頻々と迫る由にして、大本營も近来焦慮し、派遣軍があまり慎重なりなどいふものさへ生じたる模様なる由」という様相を呈していた⁸⁰。そのため、東郷外相が前述した連絡会議で陸軍側の無作為の現状に疑問を提起すると、1942年3月19日、杉山陸軍参謀総長は今後の作戦指導について上奏した際、北方への顧慮が軽減する秋季以降には大東亜戦争の成果を利用して「他ノ方面ヨリ若干兵团ヲ転用シ在支師団ト併セテ稍々大規模ナル作戦ヲ行ヒマス」という事変処理に対する腹案を上申した。そして、中国におけるこの作戦の目的は「敵ノ中央軍撃滅若ハ重慶政權ニ対シ直接脅威ヲ與フル如キ戦略要点ノ攻略或ハ重慶政權ノ統制力ヲ益々喪失セシムル如ク各軍ノ分裂崩壊ヲ策スル」と説明した⁸¹。

天皇はこの腹案に関心を示したため、斯かる構想の下で、参謀本部戦争指導班は参謀本部第一部田中新一第一部長、杉山参謀総長の了承を得て、4月1日に「對重慶戦争指導要綱」という草案を完成した。参謀本部は重慶に対する軍事的行動を規定するこの草案の作成は「大東亜戦争後ノ現事態ハ支那事変以来未ダ嘗テナキ対支処理ノ絶好ノ機会ナリ。此機ヲ失セバ英米蔣ハ一体的体型ノミニ於テ処理シ得ルニスギズ、之ヲ脱落セシムルノ努力コソ其ノ成否ニヨリテ躊躇スベキ事項ニアラザルモノト思考ス」という判断に基いていると説明した。

しかし、参謀本部側は首相及び外相が主張する条約改訂の重要性を意識していないわけではなかった。「戦略的成否ハ別トシテ政謀略的成否ノ鍵ハ一ニ條件ニ存スベキハ日米交渉ノ経緯ニ鑑ミルモ歴然タリ茲ニ着意シテ一案ヲ得タルノミ」と参謀本部が説明したように、重慶への進攻作戦を行うと同時に、政治的攻勢に関しては日米交渉の経験を生かして重慶に対する交渉条件の緩和を通じて事変処理を図るべきだと指摘した⁸²。交渉条件は日中関係を規定する日華基本条約に基くものであるため、事変処理を達成する観点からも、日中関係を「根本的調整」する必要があると、田中第一部長がその日記に記したように、そこには42年内に事変を解決するという参謀本部第一部の期待が込められた。それは同時に「従来ノ因習にとらわれて權益云々といつても、結局大東亜戦争に負けては一文の価値も残らず、大処高処からの事変処理は今や必死の要請である」という時局に対する判断に基

⁸⁰ 『畑俊六日誌』（昭和17年3月14日）。

⁸¹ 「對重慶作戦ニ就テ」（昭和17年3月19日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-作戦指導上奏-4「昭和17年 上奏関係書類綴」巻一其二）。

⁸² 『機密戦争日誌』（昭和17年4月1日）。

く決定でもあった⁸³。

このような日中関係全体を「根本的調整」する姿勢は陸軍側の南京政府に対する態度にも表れた。4月15日、一時帰朝中の重光大使は現地での観察に基き、杉山参謀総長に対して「切崩シ、和平工作同時実行ハ不可」であると訴えると同時に、南京政府の弱体と不人気の現状を改善するために、南京政府の育成強化について陸軍側の協力を要望した。重光の要望に対して、杉山は「汪政権ヲ否認スルカ如キ言辞ヲ弄スルモノアルモ帝国カ承認シ且東京ニ招致、陛下ニ対シ奉リ拝謁サヘセシメタルモノヲ否認スルカ如キ言辞ハ斷乎抑ヘテ飽ク迄之ヲ育成シツツ戦争協力ニ誘導スルヲ要ス」と返答し、南京政府の育成強化に関する試案の作成に早速着手した⁸⁴。

斯くして、開戦前に日華基本条約の変更にも最も反対していた陸軍側は事変処理の観点から重慶側に対して、日華基本条約の改訂による交渉条件の緩和について態度の変化を見せ始めたが、条約改訂よりも陸軍側の基本的な姿勢は依然として重慶への武力行使を優先することであった。4月6日、杉山参謀総長は今後の戦争指導要綱について「重慶に対する武力行使は未だ決定しあらずも、対南方作戦を北方に対し作戦出来ざる期間を利用したると同様の構想により、本年冬より来年に亘り実行して見ては如何と自分一個の考案にして、第二課長に研究を命じ置きたり。従てそれまでは派遣軍として清郷工作、治安確保に努力せられたし」と、南方作戦が順調に進めば、次は対重慶作戦を敢行して事変を解決するという構想を畑俊六支那派遣軍総司令官に直接伝えた。畑は従来より「武力使用にあらざれば重慶屈伏の外なし」と判断していたため、武力行使に関する中央の決定に賛同していた⁸⁵。

そして、一か月後の5月16日に、田辺盛武参謀次長は支那派遣軍総司令部を訪れ、全般の情勢が可能であれば、秋頃にはまず西北へと進攻して重慶への圧迫体制を整えた後、「重慶軍主力ヲ撃滅シテ重慶、成都其他四川省ニ於ケル要域ヲ攻略ス」という「四川進攻作戦」（五十一号作戦、後に五号作戦へと改称）の実行に移す構想を説明した。陸軍側はこの作戦を通じて、「大東亜戦争ノ戦果ヲ利導シ機ヲ見テ四川平地ニ対スル進攻作戦ヲ実施シ該方面ニ於ケル抗戦支那軍ノ主体ヲ撃滅スルト共ニ同平地ノ要域ヲ攻略シ政謀略ト相俟テ重

⁸³ 「田中新一中将業務日誌」（昭和17年4月12日）（防衛省防衛研究所蔵 中央-作戦指導日記-26「田中新一中将業務日誌 七分冊の二」）；防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本営陸軍部3』朝雲新聞社、1970年6月、597頁。

⁸⁴ 『機密戦争日誌』（昭和17年4月15日）。

⁸⁵ 『畑俊六日誌』（昭和17年4月6日）。

慶政権ノ屈伏崩壊若ハ分裂ヲ策スルニ在リ」と計画していた⁸⁶。

田辺参謀次長が大本營の計画を伝達するために出張する中、田中第一部長は新たに「對重慶施策」という私案を作成した。この私案の中で、田中はまず「大東亜戦争緒戦の成果を利用して重慶の継戦意志を破摧せしめんとした試みも結局何らの功を奏しなかった。重慶の徹底抗戦の意志は殆んど動揺しあらぬことは今や明らかになった」と説明し、開戦前の「支那ニ対シテハ対米英蘭戦争特ニ其ノ作戦ノ成果ヲ活用シテ援蔣ノ禁絶、抗戦力ノ滅殺ヲ図リ在支租界ノ把握、南洋華僑ノ利導、作戦ノ強化等政戦略ノ手段ヲ積極化シ以テ重慶政権ノ屈伏ヲ促進ス⁸⁷」という構想が既に失敗したと指摘した。そのため、重慶政府の態度が益々硬化した今、「大東亜戦争の緒戦、すなわち南方要域勘定作戦の概了後の主要戦面の一つとして重慶を選び、改めて和平か闘争かをはっきりし、いよいよやむを得なければ重慶攻略を目的とする作戦を採択するほかなきに至る」と、重慶への軍事的攻勢を強化すべきだと判断した。したがって、今後は戦略を中心に推進し、それに合わせて政略として「従来の和平屈伏条件に再検討を加え、和平促進の便法を講ずる」と、西北に対する作戦を準備した上で、對重慶工作の推進状況に合わせて適時重慶への圧迫体制を整えると構想した。そして、もし重慶が屈伏しなかった場合は四川攻略作戦を実施すると主張した⁸⁸。

しかし、杉山参謀総長、田辺参謀次長、田中第一部長など統帥部の上層部が重慶作戦を推進する中、服部卓四郎第二課長、辻政信作戦班長、鈴木卓爾第七課長など中堅層は中国の要域占領には大兵力を要して多方面に影響を与えるために、兵力に余力があれば占拠地域内の治安確立に使用すべきという見解により、重慶作戦に対して慎重的であった。中堅層は「重慶が攻略されても蒋介石の抗戦意志は変わりなく、和戦両論が対立し、軍閥的割拠になっても、屈伏的になることは疑問である。重慶包容の政策的手を打つも、政略の成功する見込みは二分の一以下である。一般情勢を重慶の孤立に導き、条件を緩和して誘引工作を進めるとともに武力を加えるこの三者を併用しなければならない。単独に支那事変を解決させることはできない」という判断の下で、上層部の方針に対して懐疑的であった⁸⁹。

⁸⁶ 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本營陸軍部 4』朝雲新聞社、1972年10月、184頁。

⁸⁷ 「対米英蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案」(昭和16年11月15日)(防衛省防衛研究所所蔵中央-戦争指導重要国策文書-1118「重要国策決定綴 卷一」)。

⁸⁸ 「田中新一中将業務日誌」(昭和17年5月18日)(防衛省防衛研究所所蔵中央-作戦指導日記-28「田中新一中将業務日誌 七分冊の四」);前掲、『戦史叢書 大本營陸軍部 4』、195頁。

⁸⁹ 「甲谷日誌」(昭和17年6月1日)(防衛省防衛研究所所蔵中央-戦争指導重要国策文書-824「甲谷悦雄大佐日誌 其一」);同上、199頁。

また、支那派遣軍も同様な意見を杉山参謀総長に伝えた。畑総司令官は武力行使には賛成しているが、それには政謀略を同時に推進するという前提があった。そのため、畑は「四川作戦実行の中央の腹案の如くなるも、占拠地区は現状を維持し別に大した兵力も増加せられざるに、以上の作戦をなすならば従て軍の占拠地域内の治安は或は一部犠牲に供せざるべからず、予め考慮ありたし」と、作戦遂行の関係で治安維持に影響を与えることに反対した。そして、「この一、二月の状況を観、諜報路線により重慶の状況明瞭とならば、政治上の一大決心をなし、手を打つて以て蔣を英米より引離し支那事変を解決するの要ありと認めらる。こと政策に関するを以て中央も十分研究の上明確なる指示ありたし」と、軍事的攻勢中心でなく、政治的攻勢に関しても十分に検討するよう要望した⁹⁰。

斯くして、参謀本部内部及び現地から作戦を疑問視する声が出る中、6月1日に帰還した田辺参謀次長は現地での見聞をまとめてその所信を報告した。重慶が屈伏する可能性について田辺は「今後ニ於ケル施策ト相俟チ早期ニ重慶ノ屈伏又ハ崩壊ヲ期シ得ルコト必スシモ不可能ニアラス 万一長期戦トナルモ支那方面必勝不敗不安ナシ」という観察に基き、「政戦略ニ依ル徹底的施策ヲ加フルニ於テハ苦境益々累加シ屈伏又ハ崩壊ニ導ク機会ナシトセス少クモ寛容ナル条件ヲモツテ和平解決ノ望ミ尠カラス」と主張した。そのため、「一時帝国ノ施策ノ重点ヲ支那ニ指向シ断固タル威力ト寛容ナル温情トヲモツテ一面致命部ニ迫リ活殺自在ノ態勢ヲ整フルト共ニ他面大政略ノ活用ニヨリ彼ニ反省又ハ内紛ノ機会ヲ作為シ屈伏崩壊又ハ全面和平ヲ図ル」という構想を実現するために、「日滿華基本条約ニ再検討ヲ加フルヲ要ス」と田辺は事変処理の観点から重慶に対する政治的攻勢を展開するならば、日華基本条約を改訂する必要があると明確に指摘した⁹¹。

田辺参謀次長の報告を受けて、田中第一部長がその業務日誌に記したように、「支那問題の解決は喫緊である。ただし軍事的屈伏か、大乘的和平かが根本である。大乘的和平の条件およびその可能性については深刻な検討を要する」と、政治的攻勢を遂行するために、日中関係全体を規定する日華基本条約に関する「根本的調整」を行う時機がいよいよ到来したと判断した。斯かる判断の下で、参謀本部は「和平の最小の条件は、蔣政権下の支那が大東亜戦争遂行の妨げとならぬこと。すなわち米英の対日軍事基地とならぬこと、および赤化の脅威を一掃することが最低の基本的条件である」という方向で、日華基本条約に

⁹⁰ 『畑俊六日誌』（昭和17年5月25日）。

⁹¹ 「甲谷日誌」（昭和17年6月2日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-824 「甲谷悦雄大佐日誌 其一」）。前掲、『戦史叢書 大本営陸軍部4』、201頁。

基づく和平条件の内容について再検討を始めた。そして、6月6日、田中第一部長は「対支政策要領」と題する構想案を完成した。それは軍事行動を発動する前に「支那将来の民族独立を支持すべき日本の国会の宣明」、「日支友好関係の確立とそれに伴う日本の撤兵問題」などを交渉の議題にする構想である。ここに至り、参謀本部は従来譲歩しなかった撤兵問題についても態度の変化を見せ始めた⁹²。

参謀本部が武力行使、条約改訂及び撤兵問題に関する今後の取るべき方針について躊躇する中、ミッドウェー攻略の作戦が失敗に終わり、航空戦隊が大損害を受けた情報が届いた。それにより、陸軍側は一層決断を迫られるようになった。田中第一部長は作戦が失敗した情報を受けて、「今や重慶の武力解決か、それとも支那事変の大乗的解決かの関頭に来ている。三月七日の戦争指導大綱の對重慶施策の段階はすでに過ぎ去っている。ミッドウェー作戦の新情勢に必ずべき新たな對重慶政策の確立が目下の急務となった」と、政戦略の同時推進による事変処理はもはや手遅れであるとして、政治的攻勢、もしくは軍事的攻勢のいずれかに決めることが急務となったと手記にその心情を綴った。そして、この新情勢に対処するために、田中は長期戦体制の確立、武力解決、和平屈伏という三つの案を構想したが、武力解決を優先したい田中の心境は四川省に対する包囲、強圧、破壊体制を確立する方法の主なもの航空攻撃であるなど、武力解決の方法について詳しく記したことから窺える⁹³。

しかし、ミッドウェー海戦により、飛行機の約3分の2、すなわち400機が失われたため、四川進攻作戦における攻撃の主力の調達が困難となった⁹⁴。そのため、陸軍大臣として参謀本部から軍事的攻勢に関する「切なる勧誘」を受けた東條は、同作戦の計画内容には同意したものの、その実行の時期は保留することにした⁹⁵。また、作戦の発動時期について「十月中旬發動ヲ可トス 七月中旬發令ノコトトシ六月末若クハ七月初メマテニ決心ノコト」と田中第一部長が記したように、軍事的攻勢を優先したくとも主力となる飛行機の不足が原因で作戦に踏み切るべきかどうか尚躊躇していた。そのため、田中は「四川に

⁹² 「田中新一中将業務日誌」(昭和17年6月3日、6月6日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-作戦指導日記-28)。同上、203頁。

⁹³ 「田中新一中将業務日誌」(昭和17年6月13日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-作戦指導日記-29「田中新一中将業務日誌 七分冊の五」)。同上、253頁。

⁹⁴ 「田中新一中将業務日誌」(昭和17年6月13日)(同上)；同上、245頁；防衛庁防衛研修所戦史室編「海軍航空兵力現状表」『戦史叢書 沖縄方面海軍作戦』朝雲新聞社、1968年7月、82頁。

⁹⁵ 『畑俊六日誌』(昭和17年6月15日)。

兵力投入後における帝国陸軍の戦略態勢はどうか。四川投入兵力は容易に抜き得ぬことをすべての前提にしなければならない。従って北方に事ある場合、攻勢作戦は期待し得ないことになろう…四川攻略に成功するも結局対支戦は片付かず、長期戦となる公算が少なくない。四川に十数コ師団を投入して対支長期戦を実施することになりかねない」という判断から、四川攻略の是非について再検討することにした⁹⁶。

作戦を実行するには陸相の同意が必要なため、7月14日、田中第一部長は四川攻略の是非を再検討する中、作戦の実行準備に着手できるよう東條陸相の同意を求めようとした。しかし、東條は「ソ連に対し攻勢を欠いて、この作戦を実施してよいか」、「英を屈伏させることが本戦争開始以来の方針である。これを放棄して支那に頭を突っ込むことが果たしてよいか」、「海軍は十月から印度洋に作戦するという。この間陸軍はこれと共同することなく支那に投入し、来年五月にならなければ印度洋方面の作戦ができぬような状態を形成してよいか」と反問し、容易に賛同しなかった⁹⁷。

また、四川進攻作戦に必要な資材は陸軍側の所有資材を調整しても尚船舶10万トン、鉄5万トン、航空燃料5万トンが不足しているため、陸軍省の同意を得る必要がある。しかし、陸軍省は検討の末、「10万屯の船舶を海軍保有の分から融通するものとして、総動員物資は2%低下となる…民間船舶を徴用するとすれば、更に2%低下で、計4%の低下となる」、「燃料関係は明十八年度にタンカー五〇万屯を造船すれば補充可能であるが、これは容易なことではない」、「五十一号作戦実施のため、ドラム缶、自動車消耗、鉄道資材などのため、鉄五万屯不足を生ずる」という計算結果を提示した。それと同時に、作戦に依る消耗を補充するために35万トンの鉄が必要となり、また作戦に必要な飛行機を優先的に生産すれば弾薬の全体的な供給量及び主要兵器の補充は四割程度までに低下するため、作戦消耗を補填するのに約四年間を要する。想定される資材の不足と消耗補充による他の作戦への影響に鑑みて、陸軍省は四川進攻作戦に否定的であった⁹⁸。

そして、海軍側でも軍令部は今後の作戦遂行を考慮すると同作戦による消耗は他の作戦に支障が出るとして反対していた。軍令部は「重慶作戦ト對英屈伏トカ併行的ニ実施可能ナリヤ否ヤ 重慶ヲ参ラシテモ英ハ参ラス 英ヲ参ラセハ重慶ハ参ル可能性カ多イ」、「重慶作戦ハ全局カラ見テ此ノ際ヤル重要性ハ少イ 船舶ヲ喰フコトカ生産ニ影響スル」など

⁹⁶ 「田中新一中将手記」(昭和17年6月19日、22日、23日、24日)(前掲、防衛省防衛研究所蔵 中央-作戦指導日記-29); 前掲、『戦史叢書 大本営陸軍部4』、261、263頁。

⁹⁷ 同上、373頁。

⁹⁸ 同上、439頁。

の見解からやはりこの作戦に対して消極的であった⁹⁹。そのため、7月27日に、陸海軍軍務局長会談の結果、海軍側は陸軍の作戦のための鉄の供給、船舶、油の融通は困難であるとして、協力を渋った¹⁰⁰。

参謀本部の四川進攻作戦が部内のみならず、部外の各方面からも反対され、「目下課内の気分は沈滞している」中、前述したように南京政府は同時期において突如に積極的な参戦意欲を直接に日本側に訴えた¹⁰¹。東條首相をはじめ、外務省側、陸軍側は「先方ニ對シ研究ヲ要求シ我ガ方モ慎重検討ヲ約シタル次第ナルニ付成ルベク速カニ我ガ態度ヲ決定スルノ要アルベシ」と、参戦を容認すべきかどうかについて慎重的であった。しかし、南京側が参戦を希望したことにより、参戦による南京政府の育成強化も選択肢の一つとして浮上するようになった¹⁰²。そして、8月7日にアメリカ軍によるソロモン諸島への進攻を契機にガダルカナル島の戦いが始まると、四川進攻作戦に予想される消耗を許さない状況が一層強まることとなった。

とはいえ、参謀本部はガダルカナル島の戦いが始まったことで四川進攻作戦を断念したわけではなかったため、9月3日、参謀本部は支那派遣軍に対して正式に作戦の準備に取り掛かるよう指示した。しかし、ガダルカナル島の奪還作戦が難航する中、畑支那派遣軍総司令官がその業務日誌に記したように、「米国との関係、我戦力よりすれば重慶に対し今貴重なる軍需資材を使用するは頗る忍びざる処なるも、局面打開の一窮余の策なるを以て、陸軍省も参謀本部の提案に同意したるものなるが、十月下旬に至り之を決行するか否かに就ては全く自由を保留するものにして、今の処やるかやらざるかは全く五分五分なり」と、作戦を担当する派遣軍でさえも作戦実施の可能性について懐疑的であった¹⁰³。

実際、畑の読みどおりに、田中第一部長はガ島の戦いの開始を受けて「昭和十九年、二十年ごろに想定せられる米英ソ支の反攻と五号との関係を如何に判断すべきか、五号には多くの困難が伴うが、これを実行しない場合の情勢は如何に推移すると見るべきか」と、現状では四川侵攻作戦を遂行すべきかどうか判断しかねていた。そのため、田中は「この観点から全般戦争指導との関係につき利害得失の判断を確立する必要がある 五号の能否

⁹⁹ 同上、373頁。

¹⁰⁰ 「甲谷日誌」（昭和17年7月27、28、29日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-825「甲谷悦雄大佐日誌 其二」）。同上、441頁。

¹⁰¹ 井本熊男『大東亜戦争作戦日誌』芙蓉書房、1998年8月、147頁。

¹⁰² 「第一〇六回連絡懇談會」（昭和17年7月29日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1133）。

¹⁰³ 『畑俊六日誌』（昭和17年9月6日）。

を決するものは国家総力の問題であり、ことに国家戦力貯蔵との相関関係を如何に五号作戦と調整しうるかにある」と作戦実施の能否について再検討せざるを得なかった¹⁰⁴。

そして、9月15日にガダルカナル島の奪還作戦が再度失敗すると、杉山参謀総長もまた四川進攻作戦の是非を再検討するよう命じた。参謀本部が四川侵攻作戦実施の能否を再検討する中、海軍側の要望により、船舶20万トンを再度ガ島の奪還作戦に投入した上に、南方軍、中国及び満州からも部隊を転用することとなった。これにより、作戦の準備において既に人的、物的に不足していた四川進攻作戦は益々実行困難となった。その結果、10月5日に、参謀本部はついに「輸送に充当すべき船舶の欠乏」を理由に実施を断念した¹⁰⁵。

斯かる中、南京政府が9月末に再度参戦意欲を伝えたことが参謀本部のこれまでの重慶に対する政治的攻勢の構想を南京政府の育成強化と関連付ける契機となった。南京側が7月中旬に日本側に直接に参戦要望を伝えた後、8月31日に、支那派遣軍総参謀長より中部軍司令官に昇進した後宮淳大將は現地での観察を経て、南京政府の参戦動機について次のように杉山参謀総長に報告した。後宮は「國民政府の参戦熱は昂揚している。ただしその狙いは国民指導上の便法であると思われる。参戦の大義名分を云々しているが、その真意は分け前にある。英米トラスト、開灤炭鉱等が主であり、上海共同租界問題もまた同様である」と、南京政府の参戦要望は指導力の強化も関係しているが、真の狙いは權益に獲得にあると指摘した¹⁰⁶。

陸軍側から見れば、南京政府の動機は警戒すべきことではあるが、参戦は南京政府の育成強化につながるため、必ずしも容認できないことではなかった。しかし、当時、陸軍側は依然として重慶に対する軍事的、政治的攻勢、すなわち、四川進攻作戦と条約改訂による和平条件の緩和を模索していたため、「五号作戦第一期後の適宜の時期に、寛大な条件で日中全面和平に導こうという考えもあるので、國民政府の参戦は対立を深めて適当でない」という分析の下で、後宮の報告を受けた陸軍統帥部は事変処理の観点から重慶と対立を深めないためにも南京による参戦は適切ではないと判断した。

しかし、陸軍統帥部は同時に、もし四川侵攻作戦を実施しないとなれば、「その時は参戦に踏み切り、いよいよ腰を落ち着けて長期戦を戦い抜くことも考えねばならぬ」と、軍事

¹⁰⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本営陸軍部 5』朝雲新聞社、1973年3月、78頁。

¹⁰⁵ 『畑俊六日誌』（昭和17年9月25日、10月5日）。

¹⁰⁶ 「田中新一中将業務日誌」（昭和17年8月31日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-作戦指導日記-31「田中新一中将業務日誌 七分冊の七」）；前掲、『戦史叢書 大本営陸軍部 5』、119頁。

的攻勢に出ない場合は、政治的攻勢と南京政府の育成強化を優先することを構想していた¹⁰⁷。

そうしたおり、9月22日に特派大使平沼騏一郎、有田八郎、永井柳太郎一行の南京訪問を契機に、汪は特派大使一行との会談で、再び参戦する意欲を訴えた。それに対して、三特使は「国民政府強化の方針は異なることなし」、「参戦は廟議未だ決定しあらず、時期、方法に関し研究中なり」、「全面和平に関し日本は必ず国府を経由すべし。単独にてなすことなし」と、日本側は引き続き南京政府の育成強化を行うと同時に、参戦問題はなお検討していると返答した¹⁰⁸。ガダルカナル島の奪還作戦が再度失敗し、四川進攻作戦の実行が極めて困難となる中、参謀本部は、「汪主席再ヒ参戦要望ヲ開陳セルカ如ク平沼大使ハ其時期ニ関シ研究中ナリト応酬セリトノ事ナリ」という特派大使一行の帰国後の報告を受けた。四川進攻作戦はもはや実行できないに近いと判断した参謀本部は南京側の要望に鑑み、9月28日に「至急本件、上海租界移管、敵産処理等ト睨ミ合ハセ研究決定セントス」と、南京政府の育成強化を実行することにした¹⁰⁹。

南京政府は元来、事変処理の役割をも持っているため、南京政府の育成強化に当たって、田中第一部長は「日本として支那事変処理を根本的に再検討すべき時に逢着している」という判断の下で、従来の重慶側に対する政治的攻勢である条約改訂による和平条件の緩和を、参戦による南京政府の育成強化と関連付ける方向で推進することを検討した。その主要内容は次のようにある。

- 一、 日本勝利の後、中国は必ず解放されるという基本方針を明示し、必要な措置をとること
- 二、 国民政府を参戦させること。ただし満州国関係を十分考慮する必要がある
- 三、 蔣政権との全面和平は絶望であることを確認すること
- 四、 蔣介石直系以外の実力派への工作は、やり方次第では望みがある。とくに和平地区の政治経済、和平条件等について再検討すること。
- 五、 右の立場に立ち国民政府の真の意味の育成強化に徹底すること

¹⁰⁷ 前掲、『戦史叢書 大本営陸軍部 4』、119頁。

¹⁰⁸ 『畑俊六日誌』（昭和17年9月26日）。

¹⁰⁹ 『機密戦争日誌』（昭和17年9月28日）。

ここに至って、南京政府側からの参戦提案により、陸軍側は南京政府の参戦要望を契機に首相、外相と同様に、日華基本条約の改訂を決意するようになった¹¹⁰。ただし、次章で説明するように、陸軍側の現段階の構想は日華基本条約を改訂するにとどまるもので、後に外相に就任した重光葵駐南京大使が主張する日華基本条約の廃棄までも構想したわけではなかった。

第3項 対中政策の「是正」

日本側が南京政府の参戦を容認すると同時に日華基本条約の改訂について意見の一致を見せつつある中、10月に入り、陸軍側、海軍側、外務省側はまず参戦問題について協議に入った。陸、海、外が意見を調整しているうちに、英米は中国での治外法権を撤廃すると発表した。10月15日、北京駐在の土田豊参事官は現地での観察に基き、「重慶方面ノミナラス支那側一般ノ心理ニ重大ナル反響ヲ與ヘツツアル」と、英米による治外法権撤廃の政治的影響は極めて重大であると報告した。

土田は続けて日本側は「日華基本條約ニ依リ治外法権撤廢及租界還付ノ方針ヲ決定シ居ルノミナラス従来ヨリ東亞ノ開放ヲ強調シ居ル」と、南京側に対して治外法権撤廃及び租界返還を約束していた上に、太平洋戦争勃発後は「解放戦」を掲げてきたにもかかわらず、未だにそれを実行していないため、今回、英米が日本よりも先にそれを実行したことで、日本側は先手を打たれることとなったと指摘した。したがって、「此ノ際前記英米側ノ政治攻勢ニ對抗シ宣傳ノミナラス實質的ニ支那側ノ協力ヲ促進スヘキ何等カノ措置ヲ執ルニ非サレハ支那側一般ヲシテ我方ノ誠意ヲ疑ハシメ支那側民心把握上面白カラサル結果ヲ招来スヘキコトヲ惧ルル次第ナリ」と、英米が租界法権を撤廃したことを受けて、日本側もまた事変処理及び南京政府の育成強化という観点から何らかの行動を取らなければならないと谷外相に進言した¹¹¹。

1942年9月17日に東郷外相の後を継いだ谷外相は、かつて満州事変前後の間にアジア局長を務めた経験がある。租界返還などの問題について谷はアジア局長時代のとき、既に

¹¹⁰ 「田中新一中将業務日誌」（昭和17年9月30日）（防衛省防衛研究所蔵 中央-作戦指導日記-31「田中新一中将業務日誌 七分冊の七」）；前掲、『戦史叢書 大本営陸軍部5』、121頁。

¹¹¹ 前掲、「租界及び治外法権問題につき対極的措施が必要である旨意見具申」（昭和17年10月15日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、175-176頁。

「日支經濟關係ノ大勢ヲ保持シ我國民ノ經濟活動ヲシテ新ナル環境ニ適應セシムルニ十分ノ餘裕ヲ有セシムカ為凡テ漸進的調整ノ方針ヲ以テ進ムヘキハ勿論ナリト雖大局上差迄重要ナラサル方面ハ支那側ノ要求ニ應シテ潔ヨク之ヲ拋棄シ以テ必要ノ方面ヲ維持シ若ハ開拓スルニ資スルコト肝要ナリ」という観点から、日本側が有する八ヶ所の租界の内の六ヶ所をすべて中国側に返還すべきだと主張していた¹¹²。

そのため、10月29日の大本営政府連絡会議で南京政府の参戦問題と租界返還に関する協議が始まると、外相に就任したばかりの谷は早速、南京側の参戦要望に対して好意的な態度を示した。また、前述したように、陸軍側は重慶に対する政治的攻勢である日華基本条約の改訂を南京政府の育成強化と関連付けて研究すると決定した直後に、英米が租界、治外法権の撤廃を発表した。それを受けて、同連絡会議で決定した「國民政府ノ参戦竝ニ之ニ伴フ對支措置ニ關スル件」では、南京側に敵産を移管する上に、租界は「移管」ではなく、「還付」と決定した。

敵産の移管について、「在支敵産ニシテ帝國ノ大東亞經營上之カ取得ヲ要スルモノヲ選別シ要償擔保保全ノ為速カニ之ヲ帝國ニ歸屬セシムルノ處置ヲ完了スルト共ニ爾余ノ敵産ハ之ヲ國民政府ニ移管スルノ準備ヲ為シ参戦後之ヲ實施ス」と、南京政府参戦後、大東亞經營上必要なもの以外は南京側に移管すると規定した。そして、租界返還、治外法権撤廃については、「國民政府参戦ト共ニ帝國ハ在支帝國租界ヲ同政府ニ還付スル旨ヲ聲明シ成ルヘク速ニ之ヲ實施ス」と決定した¹¹³。有田外相以来、日本は単独ではなく、英米などの諸外国と共同に中国での租界返還、治外法権撤廃を行う方針を堅持してきたが、ここに至って、ようやくそれを正式に議論するようになった。

翌日、東條首相が一般政務などについて上奏した際、天皇は対中政策を含めた今後の政策の推進について「力で押して八紘一字を具現せんとするが如き誤れる考へ方を有するものあり 注意要す」と述べ、東條に対して各民族の特性を尊重し決して搾取しないように施策すべきだと注意した。そして、対中政策について「西洋の外交は中身を浚つて箱を残すが、日本の外交は箱を浚つて中身を残す。支那人の心理は中身は浚つても箱を残して貰ひたい」という重慶側の張群元外交部長の言葉を引用して今後の政策は南京政府の立場を

¹¹² 「對支方針ニ關スル件」(昭和6年1月15日)(外務省記録 A.1.1.0.10「帝國ノ對支外交政策關係一件」第三卷)。

¹¹³ 「國民政府ノ参戦竝ニ之ニ伴フ對支措置ニ關スル件」(昭和17年10月29日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-630「支那事変戦争指導關係綴 其二」)。

よく考慮した上で推進するよう命じた¹¹⁴。前述したように、天皇から戦争の早期終結を命じられた東條は既に、天皇の御意向を受けた後、条約改訂に傾き始めた。そして、東條は今回、南京政府の立場を尊重すべきという天皇の命を受けた後、後述する条約改訂を含む対支新政策を完遂するための東條の部下への激励からも分かるように、ますます条約改訂を通じて南京政府を育成強化することに傾倒するようになった。

敵産返還、租界還付、治外法権撤廃が決定されたのを受けて、現地の外交官たちは再び日華基本条約の改訂について要望した。11月1日、清水董三南京大使館書記官はまず「日本カ國民政府ノ參戰ヲ機會ニ對支政策ノ一大進轉ヲ圖リ政治的ニハ敵國ノ在支權益ヲ出来得ル限り支那ニ還付スルハ勿論」であると、これらの施策は中国の主権独立、領土保全を尊重する対中政策が実現すべき事項であると説明した。清水は続けて英米が治外法権撤廃を声明した今、これを契機に、「外國（日本ヲモ含ム）ノ權益ヲ整理シ不平等條約關係ヲ調整シ、支那ヲシテ東亞建設ノ一員タル資格ヲ認識セシムルト共ニ政治上ノ抑壓ヲ緩和シ經濟的ニハ今日行ハレ居ルカ如キ壓迫ヲ排除シ支那國民ヲシテ東亞解放ノ戰爭トシテ欣然之ニ協力セシムルノ工夫ヲ凝ラス用意ナカルヘカラス」と、「解放戦」の観点からも、東亜新秩序建設の一員となる更生支那の育成、すなわち、南京政府の育成強化の観点からも、日華基本条約を改訂する必要があると指摘した。ただし、「萬一日本カ參戰ニ依リ一層國民政府ニ強壓ヲ加ヘ一層支那ヲ搾取セントスルナラハ其ノ結果ハ遂ニ支那問題ヲシテ破産セシムルニ至ルヘシ」という結果になる可能性もあるため、事変処理の観点からも、日華基本条約の改訂を南京政府の育成強化の方針に従って行うよう要望した。

また、重光葵大使は一時的に本国に戻り、条約改訂の重要性を訴えた。重光は日華基本条約の改訂について東條首相と意見交換した後、11月13日に青木大東亜相及び谷外相と協議した末、参戦を契機に敵産返還、租界返還、治外法権撤廃、条約改訂などを共に推進し、逐次実行すると決定した¹¹⁵。

三日後の11月16日に行われた連絡会議で、青木大東亜相の提案により、「在支敵産ノ處理運営要領」が決定された。同要領は敵産の変換について、埠頭、倉庫、造船、石油業関係、交通、通信、炭鉱及び英米煙草などの施設に関して日本側が絶対必要なものを除き、「爾餘ノ敵産ニシテ帝國軍ノ既ニ管理シアルモノハ之ヲ國民政府ニ移管シ必要ニ應シ爾後

¹¹⁴ 『畑俊六日誌』（昭和17年11月7日）；伊藤隆ほか編『東條内閣総理大臣機密記録』（昭和17年10月30日）東京大学出版会、1990年8月、110頁。

¹¹⁵ 同上、（昭和17年11月7日）、113頁；前掲、「國民政府ノ參戰竝ニ之ニ伴フ對支措置ニ關スル件」（昭和17年10月29日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、178—181頁。

ノ處理運營等ニ關シ條件、希望等ヲ附スルコトアルモノトス」と規定した。そして、未だに押収していない敵産については日本側が押収管理するもの以外は南京政府に委ねると決定した。また、日本軍の管理下にある重慶系財産についても「速カニ之カ管理ヲ解除シ軍事上必要ナルモノヲ除キ凡テ之ヲ支那側ニ返還スル如ク措置スルモノトス」と合意した¹¹⁶。

そして、約二週間後、陸、海、外、大東亜四省協議の末、11月27日の連絡会議で「國民政府參戰ハ明年一月中旬以後成ルヘク速ニ適當ノ機會ヲ捉ヘテ之ヲ行ハシムルコトヲ目途トシテ諸般ノ準備ヲ整フ」を趣旨とする「國民政府參戰ニ伴フ諸準備ニ關スル件」が決定された。それと同時に、対支政策を再考することも提起されるようになった¹¹⁷。連絡会議で、鈴木貞一企画院総裁が「支那問題ハ大乗的ニ考フル必要アリ…辛亥革命以來支那ハ民族的獨立ヲ圖ラントシテ血ヲ以テ之カ達成ニ努力シ來リタルモノ…大東亞戰爭下ノ今日ニ於テハ已ムヲ得ザルモ最後ハ矢張り民族的獨立ノ方向ニ向ケテ行カネバナラヌト考フ、此ノ意味ニ於テ國民政府參戰ヲ意義アラシメ此ノ機ヲ利用シテ支那問題ヲハツキリサセル必要アリ」と、中国側の民族的独立を迫及する気運に鑑み、南京政府參戰を契機に従来の対中政策を再考することの重要性を訴えた。

それを実行するには条約改訂が必要であるため、青木大東亜相は続けて条約改訂にあたって租界返還以外の措置をも取ることの必要性を説明した。青木はまず「今日ニ於テハ大東亞戰爭ニ勝ち抜クト言フコトガ先決問題ニテ之レノミヲ考ヘレバ可ナリ、根コソギ取ルト言フガ如キコトハ考ヘ直スベキナリ」と、経済顧問として南京で実際に見聞してきた現状を改善する必要があると説明した。青木は現地での観察によれば、「支那人ノ民心ハ漸次日本ヨリ離反シ國民政府ハ逐次弱シツツアリ、此ノ儘ニテ推移スレバ決シテ油斷ナラス状態ニシテ恐ルベキ事態ヲモ惹起スル可能性ナシトセズ」と注意を喚起した。

したがって、「國民政府ノ政治力ヲ強化シ且民心ヲ把握スル為思ヒ切ツタ轉換ヲ必要」とする現状に鑑み、日本側が今回の南京政府參戰を契機に、租界返還、経済統制及び封鎖の緩和などを含む施策を実行すべきだと主張した。青木の提案に対して各省は賛同の意を表したため、協議の末、大東亜省が基本条約の範囲内で研究を進め、必要に応じて若干の修

¹¹⁶ 「在支敵産ノ處理運營要領」（昭和17年11月16日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-630）。

¹¹⁷ 『機密戦争日誌』（昭和17年11月23日）；「國民政府參戰ニ伴フ諸準備ニ關スル件」（昭和17年11月27日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1104「重要国策決定綴 其三」）。

正を加えた具体的施策を立案することが決定された¹¹⁸。

そして、12月18日に行われた連絡会議で、南京政府の参戦を契機に日本側が今後採るべき新しい方針とのその具体的内容に関する「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」、
「大東亜戦争完遂のための対支処理根本方針ニ基づく具体的方策」が決定された。まず、「対支処理根本方針」について審議した際、東條首相は全員の同意を得たうえで、「本案ノ取扱ハ強固ナル意志ヲ以テ實行ニ當ルコト必要ナルニ依リ各位御異存無クバ御前會議決定トシ連絡會議決定ヨリモ更ニ固キモノト致シ度」と、南京政府の育成強化と日華基本条約の改訂を今後の国策として推進していくと決定した。

同方針の内容に関する審議が始まると、賀屋蔵相は日華基本条約の改訂を通じて、従来日本側が指導若しくは担当してきた事項を「總ジテ支那側ニ全部委セルト言フコトハ主義ニ於テ可ナルモ實際ハ困難ト思惟ス」と指摘し、日華基本条約を改訂した後、日本側が管理してきた経済関係の事項がこれまで通りに機能できるかについて疑問を呈した。それに対して、青木大東亞相は「日華基本条約又ハ附属諸取極ニ於テ定メラレアル點迄モ悉ク變更シテ支那人ニ委セルナドトハ考ヘラズ」と返答した。すなわち、「日本人ガ名實共ニ抑ヘテ了フト言フ弊ヲ調整セントスル意思ナリ、特殊地域トカ交換公文ニ決定セラレアルコト迄全部改變セントスル意思ニアラズ」と、経済統制及び封鎖の緩和に応じて日華基本条約を改訂するが、すべての事項を南京側に任せるとするような細部までの改訂を意味するわけではないと青木は説明した。

次に嶋田繁太郎海軍大臣は同方針が規定する租界、治外法権の撤廃乃至調整に関連する公使館区域の移管が順調にできるか否かについて問うと、東條首相は「本問題ニ關シテハ種々御意見モアルベキガ此ノ際ハ思ヒ切テ斷行スル必要アリ、作戰上ノ要求ニ關シテハ色々ノ問題アルモ其ノ他ノ問題ハ思ヒ切テ國民政府ニヤラセル方針ヲ採ル必要アリ 國民政府ノ弱體ナルコトハ十分判明シアルモ之ヲ強化シ之ヲ援助シテ其ノ能力アル如クスルノ要アリ」と述べ、新方針を推進する重要性を強調することでその内容に対する不安を払拭しようとした。

東條は続けて同方針を以って重慶との間の工作を一切清算すると提案すると、佐藤賢了軍務局長は「此ノ根本方針ハ大體支那事變ヲ速カニ解決スル為ニヤルモノニシテ國民政府ノ強化ノミニテ其ノ目的ヲ達成スルワケニハ行カズ、重慶ヲモ此方ニ飛ビ込メテ來サセル

¹¹⁸ 「第一二一回連絡會議」(昭和17年11月27日)(前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1133)。

為ニハ兩方ヲ睨ンデ行カネバナラヌト思考ス」と、日華基本条約の改訂は重慶に対する政治的攻勢から生じた構想であるため、南京政府の育成強化に限定すべきではないと説明した。佐藤は「殊ニ汪政権ノ誕生ノ由來ヨリ見テ今後共ニ絶對ニヤラセヌト言フコトデハ適當ナラザルベシ、萬一事態ガ好轉シタルトキハヤル必要アルベシ」と、南京政府は事変処理という役割をも持っているため、事変処理の観点からも重慶側に対する工作を今後一切清算するのは適切ではないと指摘した。ただし、佐藤は現在の情勢では重慶側が交渉に応じてくるようなことはないと認識しているため、東條首相の意向により、重慶に対する工作は一切禁止されることとなった。

最後に杉山参謀総長は事変処理を含めて「今後ノ根本方針ハ大體以前カラ決定シアル方針ノ實行ヲ決メルモノニシテ…從テ陸軍ト言ハズ海軍ト言ハズ又大東亞省機關ト言ハズ一度決定シタ以上出先機關ガ一途ノ方針ノ下ニ實行スルコトガ肝要ナリ」と念を押した。特に事変処理に関しては「大東亞戦争開始後ノ初期ニ於テハ連戦連捷凡テガ順調ニ進ミアリタルヲ以テ此ノ勢ヒデ行ケバ武力ヲ以テ押シテ行キサヘスレバ重慶問題ノ解決モ可能ナルベシ」という当初の観測が外れた今、今回の日華基本条約の改訂とそれによる南京政府の育成強化は極めて重要であると指摘した。

杉山は続けて西南太平洋方面の戦況、欧州方面における枢軸側の戦勢、米英の更なる反攻、国内の人的資源の不足、遅れる生産拡充、北方からの脅威など、日本が直面する現状では「長期戦ニ備フル為ノ彈撥力ヲ貯ヘル為ニハ何レカノ方面ニ於テ手ヲ抜き得ル如クスルコト肝要ナリ」と指摘した。したがって、兵力の転用という観点からも一刻も早く日中戦争を解決する必要があるため、今回の「大東亞戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」を以って、「國民政府ヲ強化シテ占據地域内ノ民心ヲ獲得シ更ニ非占據地域内ノ民衆モ此方ニ靡イテ来ル様ニナレバ重慶政権内部ノ要人モ款ヲ通ジ來ルコトアルベク又將領切崩等ニヨリテ重慶ガ弱ツテ來ルト言フ場合ニハ和平ヲ策スルト言フコトヲ充分ニ考慮シ置クノ要アリ」と、重慶に対する軍事的攻勢が失敗した今、全体の戦局に鑑みても条約改訂と南京政府の育成強化が必要であると条約改訂を支持した¹¹⁹。

斯くして、首、外、陸、海、大東亞など各省の合意の下で、「大東亞戦争完遂のための対支処理根本方針ニ基づく具体的方策」ではその具体的方策について、南京政府の財政を強化するために各種税制の合理化、儲備券の価値維持などを援助すると共に、地方的特殊性を調整して南京政府の地方に対する指導を強化すると決定した。また、日華基本条約及び

¹¹⁹ 「第一二三回連絡會議」(昭和17年12月18日)(同上)。

附属諸取極めに反しない範囲で、省政府以下の各地方政府人事に不干涉、基本条約に基づいて華北政務委員会の権限を調整、租界還付及び北京公使館区域移管、治外法権撤廃などを行うと決定した¹²⁰。

連絡会議での決定に基き、12月21日の御前会議で「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」が正式に国策として採択された。御前会議で、東條首相は対支処理根本方針の提案理由について次のように説明した。

茲ニ一年有餘其ノ間内外ノ情勢殊ニ重慶ノ動向、更新支那ノ事態、世界情勢全般ノ推移等ヨリ稽ヘ對支處理ニ關シテハ帝國ハ速ニ日支提携ノ根本精神ニ則リ専ラ國民政府ノ政治力ヲ強化スルト共ニ重慶抗日ノ根據名目ノ覆滅ヲ圖リ更新支那ト一體戦争完遂ニ邁進シ成ルヘク速ナル時機ニ於テ對支全面的處理ノ礎地ヲ確立シ米英戦争遂行ニ専念シ得ルニ至ル事態ノ造成ニ努ムルコトカ今日國家ノ急務ト考ヘラレマス

そして、「大東亜戦争完遂のための対支処理根本方針ニ基づく具体的方策」の詳細について青木大東亜相はこのように説明した。日本側は南京政府の「自發的活動ヲ促進スル」観点から、差当たり日華基本条約及び附属諸取極めに反しない範囲で省政府以下の各地方政府人事及び行政は南京政府の自由処置に任せることにより「支那側ノ責任ト創意トヲ活用シ其ノ自發的活動ニ依ル政治力強化及積極的對日協力ヲ促進スル」と決定した。租界に関しては日本側の専管租界、すなわち「天津、杭州、漢口、沙市、重慶、厦門、福州ノ日本租界ヲ支那側ニ還付スル為又上海及厦門ノ共同租界ヲ支那側ニ移管スル為國民政府參戰ヲ機トシ同政府トノ間ニ所要ノ取極ヲ締結スル」。そして、治外法権撤廃については「漸次之ヲ實施ニ移シテ全面的撤廢ニ及フコトシ先ツ國民政府ニ對スル財政援助ノ目的ヲ以テ課税ニ關スル我方特權ニ付速ニ調整ヲ加フル為専門委員會ヲシテ先ツ關稅問題ノ研究ニ當ラシムルヲ適當ト考ヘテ居ル次第」と規定した。

また、日華基本条約の改訂に関しては「大東亜戦争發生後ノ今日ニ於キマシテハ帝國最高ノ緊要事ハ米英ニ對シ勝ツニ在リテ支那トノ關係ニ於キマシテ出来得ル限速ニ真ニ日支一體トナリ戦争完遂ニ邁進スルノ態勢ヲ確立スルコトカ緊要テアルト認メラルル」と、戦

¹²⁰ 「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針ニ基ク具体的方策」（昭和17年12月18日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1104）。

争完遂の観点から、日華基本条約の改訂に着手すると説明した。これにしたがって、今後「支那側ニ對シ今後ノ日支關係ニ付光明ヲ與ヘ重慶抗日ノ根據名目ヲ覆滅スルコトカ必要テアルト存セラレマススル事情ニ鑑ミマシテ必シモ從來ノ経緯ニ拘泥スルコトナク將來適當ナル時機ニ於テ日華基本條約及附属諸取極ニ所要ノ修正ヲ加フルコトヲ考慮スルコトカ適當テアルト存セラルル」と、日華基本条約だけでなく、附属諸取極の内容をも視野に入れていると明言した¹²¹。

斯かる決定の根拠となる「大東亜戦争完遂ノ為ノ对支处理根本方針」は「帝國ハ國民政府參戰ヲ以テ日支間局面打開ノ一大轉機トシ日支提携ノ根本精神ニ則リ専ラ國民政府ノ政治力ヲ強化スルト共ニ重慶抗日ノ根據名目ノ覆滅ヲ圖リ真ニ更新支那ト一體戦争完遂ニ邁進ス」という方針の下で、南京政府の参戦を容認すると同時に、日華基本条約の改訂とそれによる南京政府の育成強化を正式に決定した。そのため、重慶側に対する工作に関しては「帝國ハ重慶ニ對シ一切ノ和平工作ヲ行ハス 情勢變化シ和平工作ヲ行ハントスル場合ハ別ニ之ヲ決定ス」と決定した。

新方針にしたがって、政治面での強化に関して「帝國ハ國民政府ニ對シ勉メテ干涉ヲ避ケ極力其自發的活動ヲ促進」することという要領に従って、地方的特殊性を調整して南京政府の地方政府に対する指導を強化するとともに、「支那ニ於ケル租界、治外法權其ノ他特異ノ諸実態ハ支那ノ主權及領土尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之カ撤廢乃至調整ヲ圖ル 九龍租借地處理ニ關シテハ香港ト併セ別途之ヲ定ム」と決定した。経済面においては戦争完遂上必要となる物資獲得の増大を主眼として、緊要物資の重点的開発取得及び敵方物資の積極的獲得を図ることが中心となるが、実行に当たっては日本側の独占を戒め、「支那側官民ノ責任ト創意トヲ活用シ其ノ積極的對日協力ノ實ヲ具現セシム」と決定した。

また、駐兵問題に関する具体的な修正構想に関しては「日華共同防衛乃至ハ攻守同盟條約ヲ以テ之ニ代フルニ於テハ駐兵權（基本條約第三乃至第五條）ノ如キハ其ノ必要著シク低下シ從テ撤兵期限ノ如キモ自ラ之ヲ變更シ得ベシ」と、陸海軍側は従来反対してきた戦後の駐兵權及び撤兵期限を変更することをも視野に入れていることを明確にした

そして、条約改訂の時期に関しては、将来、南京政府の「充實強化竝ニ其ノ對日協力ノ具現等ニ照應シ適時日華基本條約及附属諸取極ニ所要ノ修正ヲ加フルコトヲ考慮ス」と、南京政府の実力が充実したか否か、如何に日本側に協力したかに基づいて改訂の時期を検

¹²¹ 「第九回御前會議」（昭和 17 年 12 月 21 日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1077 「御前會議議事録」）。

討すると規定した¹²²。

日本側はこの後、「対支新政策」もしくは「対支新方針」とも呼ばれる「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」に基き、南京政府が参戦した後、南京政府との間で「戦争完遂ニ付テノ日華協力ニ關スル件、帝國ノ專管租界還付ニ關スル件、上海共同租界及厦門共同租界移管ニ關スル件、北京公使館區域移管ニ關スル件、治外法權撤廢ニ關スル件並ニ在支敵産處理ニ關スル件」に関する交渉を正式に開始するよう重光葵大使に命じ、南京政府の育成強化に本格的に乗り出した¹²³。

翌43年1月9日に南京政府が参戦すると、同日に日本と南京政府との間で「租界還付及治外法權撤廢等ニ關スル日本國中華民國間協定」が調印された¹²⁴。この協定の意味について満州国は「治外法權撤廢並租界還付ハ戦後ニ於ケル支那ノ主權確立ノ最大條件ヲ獲得セルモノニシテ汪政權ノ外交的大成功ナリ之ニ依リ國民ノ汪政權ニ對スル信賴ヲ増加シ汪政權ノ政治力ヲ著シク強化シ得ヘシ」と日本側の対支新政策に期待できる効果について肯定的な態度を示していた¹²⁵。

しかし、御前会議での質疑応答の際、原樞密議長が「元來帝國ノ對支方針ハ前々ヨリ對支親善ヲ以テ根本方針トシアリ、若シ此ノ根本方針ガ從來共完全ニ實行セラレアリシナラバ今日ノ如キ事態ノ發生ハ豫メ之ヲ防止シ得タルベク世界全般ノ問題トシテモスカル問題ハ生起セザリシナルベシ」と懸念を示したように、対支新政策を決定できたとはいえ、実行できるかどうかの問題であった。原樞密議長の懸念に対して、東條首相が「御意見ハ全ク其ノ通りニテ全然同感ナリ、此ノ度ノ御決定ハ國家トシテモ從來ノ態度轉換ノ為最モ良キ機會ニシテ要ハ實行ニ在リト確信シアリ、御前會議前ノ大本營政府連絡會議ニ於テモ全員此ノ點ニ於テ完全ニ意見一致シアルヲ以テ凡ラユル手段ヲ以テ之ガ徹底ヲ圖リ度キ所存ニシテ之ニ關シテハ自分モ斷乎タル決意ヲ有ス、此ノ決意ナクシテハ大東亞戦争ノ完遂モ不可能ナリ、是非共之ヲ完遂スル如ク有ラユル方面ニ努力致ス所存ナリ」と返答したよう

¹²² 「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」（昭和17年12月21日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1104）。

¹²³ 前掲、「日中間諸取極締結に関する交渉開始方訓令」（昭和17年12月29日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、206頁。

¹²⁴ 同上、「租界還付及治外法權撤廢等ニ關スル日本國中華民國間協定」（昭和18日1月9日）、「租界還付及び治外法權撤廢協定に基づく委員会設置につき汪兆銘と会談について」（昭和18日1月13日）、232-234、240頁。

¹²⁵ 同上、「南京国民政府参戦及び「対支新政策」に関する満系要人の意見について」（昭和18年1月14日）、240頁。

に、東條もまたそれを強く意識していた¹²⁶。

そのため、東條は対支新政策を国策レベルまでに高めた後、12月24日には支那派遣軍総参謀長、北支那方面軍、駐蒙軍など各軍の参謀長を中央に召集し、「根本方針の趣旨は、万難を排して末梢まで徹底し、実行すること」と訓示した後、更に政策変更により「生ずる事態の責任は全部自分が負う。下級者の頭の転換に留意せよ」と対支新政策を忠実に実行しなければならないと強調した。そして、東條は「皇道政策、八紘一宇というものは、力で強制するものではない。先方から喜んで応じてくるように仕向ける性質のものでなければならぬ」という天皇の言葉を借りて、対支新政策の実行及び徹底を強く命じた¹²⁷。

翌年になると、東條は更に重光葵駐南京大使を外務大臣として迎え入れ、対支新政策の実現に向けて邁進した。

¹²⁶ 「第九回御前会議」（昭和17年12月21日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1077）。

¹²⁷ 「甲谷日誌」（昭和17年12月24日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-825「甲谷悦雄大佐日誌 其二」）；前掲、『戦史叢書 大本営陸軍部5』、508頁。

第6章 対支新政策の理想と現実

第1節 日華基本条約から日華同盟条約へ

第1項 重光の対中政策構想

1943年1月27日、重光葵大使が現地での観察に基き、「租界返還及治外法権撤廃ノ取極ニ對スル最初ノ好反響ハ其ノ後重慶ト英米側トノ廣範且徹底的不平等條約廢止取極ノ發表ト之ニ伴フ蔣介石初メ重慶側及英米側ノ宣傳及説明ニ依リテ漸次減殺セラレントスル傾キアリ」と報告したように、日本側は南京政府参戦を契機に、租界返還及び治外法権撤廃を逐次遂行すると宣言したが、英米の政治的攻勢に押されて予想した効果を発揮することができなかった。重光は今後「取極實施及經濟施策ハ勿論其ノ他各般ノ事項（我方ノ既ニ發表セル基本條約ノ改訂等）ニ向ヒ着々進行スルニアラサレハ折角ノ效果モ水泡ニ歸スル虞アリ」と、もし日本側が対支新政策を着実に行わなければこれまでの努力が無駄になると本国に対して警鐘を鳴らした¹。斯かる現状を踏まえて、重光は租界返還、治外法権撤廃などを含めて、日華基本条約の改訂を速やかに開始するよう再度提案した²。

2月9日には田尻愛義公使からも対支新政策は租界返還、治外法権撤廃を通じて南京政府の政治力を強化することを目標としているが、それに対する上海の民衆の反応は「全般的ニハ未タ吾關セストノ態度ヲ捨テス加フルニ歐亞戰線ノ影響ヲ受ケ時局ヲ見送ラントスル心境ナリ」と青木大東亞相に報告し、対支新政策の効果は悪化しつつある戦局に相殺されていると指摘した³。

現地外交官の意見を受けて、日本側は租界の返還を加速した。2月17日に行われた大本営政府連絡会議で租界返還の具体的な内容を規定する「帝國專管租界還付實施措置要領」が正式に決定された。「帝國專管租界還付實施措置要領」では租界行政権、日本租界などはすべて南京政府側に還付すると規定した。しかし、「中國側ノ施政ヲ我方方針ニ同調セシムルコトニ依リ所要ノ目的ヲ達成センコトヲ期シ居ル」という説明に示されるように、名目上、租界の土地及び行政権は南京政府側に還付されるものの、日本側の影響力はそれで減

¹ 外務省編纂「「対支新政策」の反響をふまえて対中国経済政策の見直し方意見具申」（昭和18年1月27日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』白峰社、平成22年、245頁。

² 同上、「「対支新政策」の着実なる展開方意見具申」（昭和17日1月30日）、245—247頁。

³ 同上、「「対支新政策」に関し上海では政治問題より一般経済復興を重視する方針につき上申」（昭和18日2月9日）、262頁。

少するわけではなかった⁴。とはいえ、3月14日、南京において日支兩委員の間に專管租界還付に関する取極めが調印され、3月30日、南京政府の還都三周年記念日を期して天津、漢口、蘇州、杭州、沙市、福州、厦門、重慶の八ヶ所の日本專管租界は南京政府に還付された⁵。

斯かる中、南京政府の参戦から3ヵ月後の4月9日に、参戦特使として訪日した陳公博立法院長は東條首相との会談で、「中國ノ参戦ニ依リ中日兩國ハ共同ノ立場ニ立チ兩國國民ノ感情ハ恢復シテ歷史上空前ノ親善關係ニ入レリ」ということに鑑み、華北からの撤兵や日華基本条約の「改廢」などもこれを契機に実行すべきだと主張してきた。陳は日本側がこれまで主張してきた「華北駐兵ハ名目ハ防共ナレトモ實質的ニハ防衛ナリ」と説明した後、太平洋戦争が勃発した後、「英米ノ勢力ハ既ニ一掃セラレ」と、日本側が華北で今後も軍隊を駐屯する意味が既になくなったと指摘した。南京政府が英米に対して宣戦布告した今、「中國ト日本トハ生死ヲ共ニスル間柄ニアリ」ということを考えると、「中國國內ノ防共ニ至リテハ中國自身之ニ當ルヲ可トシ」と、日本側が華北から撤兵するよう要望した。

また、華北の特殊性問題について、陳は「事變後同地ニ臨時政府組織セラレ國民政府還都後モ其ノ既成事實ヲ存續センメタルタメ一種ノ特殊状態ヲ呈スル」と説明し、華北は南京政府に属する地方政府でありながら、南京政府が管理できない地域になっているため、それを改善する必要があると指摘した。そのため、陳は一個人として日本側が自ら発表した「日華基本条約ヲ新政策實施後ノ事態ニ照シ曩ニ貴國カ既存ノ約定ニ付テモ中日新關係ノ發展ニ伴ヒ之カ改廢ヲ考慮スヘキ」という声明内容に従って、撤兵問題、華北特殊化の解消、日華基本条約の「改廢」を検討するよう依頼した⁶。

前述したように、東條は天皇の意向を受けて南京政府の育成強化につながる対支新政策を着実に実現しようと考えていた。南京側からの直接依頼を受けて間もなく、東條は4月20日に対支新政策を実行するために、重光葵駐南京大使を新たな外務大臣として入閣させた。重光は中国で勤務する期間が長く、かつて駐華公使を務めていた31年初頭には中国側の治外法権撤廢及び租界返還の要求に対して、既に日本側は速やかに不平等条約の改訂に着手すべきだと主張していた。

⁴ 同上、「帝國專管租界還付實施措置要領」（昭和18日2月17日）、266—271頁。

⁵ 同上、「華北における「對支新政策」の實施狀況につき報告」（昭和18日8月10日）、281頁。

⁶ 同上、「「對支新政策」の實施狀況及び日華基本条約の改訂に関する東條首相と陳公博との會談」（昭和18年4月9日）、296頁。

これは民族解放主義思想に基づくものであって、とうてい人為でこれを阻止することは不可能である。この形勢に対処するためにはこれまでの幣原外交をさらに前進せしめて、不平等条約の根本的改訂に、日本が常に先鞭をつけることが必要である。これによって日本の中国に対する政策に関して世界をして一点の疑問をもたしめないようにすべきである…日華の間に衝突が起これば必ず国際聯盟に取り上げられ、国際問題となって、単に日華の間だけでことを解決することはできなくなる。国際的な場所に出されても、日本の立場は外国を納得せしめ得る公明正大なものではない⁷

1942年1月に重光が再び大使として南京に赴任すると、日華基本条約に基く日本側の施策が南京政府の育成強化に資しないという現状に鑑み、その改善策として、次のように構想した。重光から見れば、南京側の主張は民族解放主義の思想に基くものであるため、日本側は「政治は総て支那人に返してやつて単に支那側の希望する顧問に依つてのみ連絡を取って行くことにし、一切の責任を支那側に帰し、必要あらば外交機関を通じて交渉することとする」という方法で対応しなければならない。この方法を実行できれば、「支那側も満足して熱意を生じ、従つて成績も比較的に挙り、民衆は之を歓迎し、之が又全面和平の基礎を作り、対重慶工作に物を云はせることとなるのである」と、南京及び重慶側が求める中国の主権独立、領土保全という要望に日本側がこたえれば、南京政府の育成強化、事変処理も実現できると重光は指摘した⁸。また、太平洋戦争勃発以後、日本側が米英の南洋における拠点すべて手中に収めた今、「重慶は英米の対日戦線上の最も重要点である」と重光は判断している。そのため、「孤立したる重慶が若し屈伏するに至らんか、英米の対日戦は最終的に失はるる運命を俟つて居る」という戦争完遂の観点からも、対支新政策の実現に邁進して、南京政府の育成強化による事変処理に力を入れなければならないと重光は主張した⁹。

このような観点から、重光は租界返還、治外法権撤廃を着実に実行することが重要であると認識していた。特に英米が42年10月に重慶に対して「支那に於ける其の特権を抛棄するの意思」を表明して不平等条約の撤去を確約すると、「日本は東亜の開放を以て立つた、

⁷ 重光葵『外交回想録』毎日新聞社、1978年8月、81-82頁。

⁸ 重光葵記念館編『重光葵・外交意見書集 第2巻 駐華大使・外務大臣時代』株式会社現代史料出版、2007年12月、19-20頁。

⁹ 同上、47頁。

其の立場から云つても支那の開放は之を実現することに熱意を有たねばならぬ」と、日本側は大東亜戦争を英米からの「解放戦」と規定している以上、中国における権益を積極的に手放す必要があると重光は判断した。そのため、「戦争遂行中敵国の権益を処理し自国をも含む他の総ての国の條約上の権益を交渉に依つて処分し支那の半植民地的国際上の地位を清算して、其の結果を他日の平和交渉に於て英米其の他をして之を承認せしむる」ということこそ日本が今後採るべき道だと重光は主張した¹⁰。この判断に基き、重光は前述したように、谷正之外相、青木大東亜相と共に南京政府の育成強化を推進した。そして、南京政府による参戦が実現された後、対支新政策の成果として、租界返還、治外法権撤廃も逐次実行されるようになった。

「新政策の実行に依つて日本と支那との間の障壁は漸次撤廃せられる。租界の還付、治外法権の撤廃然り」と、租界返還、治外法権撤廃の目標が達成されたことを受けて、重光は日本側が次に達成すべき目標は日華基本条約の改訂による対中政策の転換だと主張し始めた。重光にしてみれば、南京政府が参戦した後、日華基本条約は日中関係において「過度時期の遺物」である。そのため、「日支が已に共同の戦線に立つ以上は日支は全然同等の立場に立」った今、「日支基本条約の根本的改訂」こそ日本側が今後優先すべき事項であると重光は主張した。日華基本条約の改訂は日中関係を改善するだけでなく、事変処理にもつながると重光は考えた。

その理由について、「日本と支那との関係の整理に伴ひ、支那と諸外国との関係も又全部整理するの必要がある。之は何れも日本の例に倣ふ意向を有つて居るので、日本の措置に追随して事態は着々進展することと思はれる。支那と日本及諸外国との関係を整理する此の背景を以て支那内部の形成は進展し、和平地区と抗戦地区との区別が無くなる時が支那事変の解決の時である」と重光は説明した¹¹。これはまさしく重光が駐華公使時代に既に主張していた「国際的な場所に出されても、日本の立場は外国を納得せしめ得る公明正大なものでなければならない」という概念である。

すなわち、日本側が日華基本条約を改訂して、南京側及び重慶側が求める中国の主権独立、領土保全の要求にこたえれば、日本側の主張が「正大」なものであることが証明される。中国側の要求に応える条約を通じて、「和平地区と抗戦地区との区別」がなくなり、重慶、英米の大義名分もなくなるため、「他日の平和交渉に於て英米其の他をして之を承認せ

¹⁰ 同上、77-78頁。

¹¹ 同上、182頁。

しむる」ことができる。これによって、事変を解決させ、太平洋戦争を終結させることが可能となると重光は考えている。

斯かる判断に基き、重光は東條内閣の外務大臣に任命される直前の4月5日に、日華基本条約の改訂について、当時の谷外相に対して「対支新方針ノ推進ニ就テ」と題する提案を上申した。日本側はこれまで東亜新秩序建設の一員と為す親日的な更新支那を育成強化すると主張してきたにもかかわらず、「同條約締結ノ當時ハ英米蘇トノ對抗意識竝ニ支那ノ抗日再燃ノ危惧ニ對スル權益設定ニ急スル」と既得權益の確保に重点を置いたことで、「其ノ堂々タル東亜新秩序建設ノ全文アルニ拘ラス其ノ内容低調且ツ矛盾セル規定ヲ含」む結果となった。それにより、南京政府は新中央政府として人心を獲得できず、事変処理の役割として効果を発揮することができなかった。そのため、南京政府が参戦したことを契機にして、重光は「情勢一大轉換セル今日宜シク大膽率直ニ新方針ニ則リタル新條約ヲ締結シ名實共ニ帝國ノ堂々タル立場ト精神トヲ闡明スヘシ」と、条約改訂を契機に対中政策の転換を実現するために対支新政策に基き、不平等条約である日華基本条約に代わる新たな条約を南京政府と締結すべきだと指摘した。そうすれば、対支新政策の展開により、「重慶側ノ所謂抗戰意識ヲ著シク滅殺セリ…此ノ新方針ノ趣旨ヲ徹底シ更ニ進シテ政治、經濟各般ノ施策ヲ進行スルニ於テハ支那事變ノ解決モ敢テ不可能ニ非ス」、と重光は主張した。

このような方針に基き、日本側が今後採るべき具体的な施策として「政治方面ニ在リテハ支那ノ自主獨立ヲ尊重シ中央政府ノ自強ヲ圖ラシムルヲ眼目トシ、經濟方面ニ在リテハ物資ノ流通、生産ノ増強ヲ圖リ以テ經濟力ノ發展ヲ期待スルヲ眼目トス」と重光は提案した。そして、南京側が強く要望する華北の特殊化の改善などが今後実行すべき喫緊の施策であると指摘した。その理由について重光は、「支那人ヲシテ責任ノ地位ニ立タシメ其ノ創意ヲ活用」することで、「全幅的ニ帝國ニ協力セシムル」ことができると説明した。ただし、「責任感ノ發生ト創意ノ發揮トハ民族的希望ヲ與フニ非サレハ斷シテ之ヲ期待シ難シ」であるため、このような施策を通じて南京側の中国の主権独立、領土保全の要求を満足させる必要があると主張した。そうすることで、南京側もまた「支那ノ生存發展ノ途ハ絶對ニ日本ト協力以外ニ無キコト火ヲ睹ルヨリ明ナリ」と自ずと理解するから、対中政策の目的である親日傾向の醸成も達成できると重光は説明した。

重光は続けて「萬一帝國カ大東亞戰爭ニ敗北センカ支那ニ於ケル如何ナル權益モ水泡ニ歸シ剩ス所ナカルヘシ」と、想定される最悪の結果を回避するためにも、事変処理、戦争完遂のために、日華基本条約の改訂を通じて南京政府が日本に協力できるようにしなければ

ばならないと指摘した。そして、改訂に当たって「強權強カヲ以テ一地域ヲ把握シ一事權ヲ把握スルカ如キハ却テ把握トナラス全體ノ統一ヲ攪亂シ政治上經濟上ノ破綻ヲ招來シ收拾シ得サルニ到ルコト既ニ其ノ例ニ乏シカラス」と過去の失敗例を振り返ってみて、今後は「支那全地域全國民ヲ對象トシ民族的連繫ノ一大政策ニ轉進」しなければならないと訴えた¹²。すなわち、「分治合作」を廃すべきだと重光は主張した。もう一度有田外相の言葉を借りれば、日本側は36年以降、「對外的」においてのみ中国側の主權獨立、領土保全を容認していたが、重光はそれを根本から改善して、中国側の主張通りに、「對内的」にも中国側の主權獨立、領土保全を容認しなければならないと訴えた。換言すれば、重光の構想はあくまで南京政府の育成強化を政策の主眼とするものである。

続けて4月14日に、重光は基本条約改訂に関する具体的内容について、「基本条約ニ関スル問題」と題する私案を作成して再び谷外相に上申した。重光は今日、南京政府が単に日本の承認した自主獨立の国家のみならず、日本の同盟国として戦友たる地位となったため、日本側は既に南京と軍事、政治及經濟上の協力を宣言した上に、租界返還、治外法權撤廃を実現した。そのため、日本側が「今日基本條約ヲ廢棄ストスルモ殆ト失フヘキ何等ノ實益」がないことに鑑み、日華基本条約を廢棄して對支新政策の下で新たな条約を締結すべきだと主張した。そして、その具体的な改訂要項について、重光は次のように構想した。

- 一、 基本條約ヲ改メテ同盟條約トス。從ツテ同盟條約成立ト共ニ基本條約ヲ廢棄ス
- 二、 同盟條約ニ規定スヘキ重要ナル事項ハ
 - イ、日滿華三國宣言及日華共同宣言ノ趣旨特ニ軍事上政治上經濟上ノ協力義務ヲ骨子トシテ極メテ簡單明瞭ニ規定スルモノトス。
 - ロ、軍事上必要ナル措置ハ右ノ趣旨ニ依リテ何等故障ナク行ヒ得ルモ特ニ必要ナルモノ及軍事ニ關聯スル必要事項ハ特ニ規定スルコトトス。或ハ特定ノ事項ハ軍事機密上トスルコトヲ要スヘシ
 - ハ、特定地域ノ特殊性ハ一律之ヲ廢止シ右ノ點ニ付テハ軍事上ノ必要ニ應シ支那側ト協議シテ必要ナル措置ヲ講スルコトトシ然ルヘシ

¹² 「對支新方針ノ推進ニ就テ」（昭和18年4月5日）（外務省記録A.7.0.0.9-41-2「大東亞戰爭關係一件 中華民國國民政府參戰關係 日華同盟條約關係」）。

其ノ他ノ經濟的規定ハ舉ケテ之ヲ整理廢棄シ支那側ノ自發的措置
ニ任シテ可ナルヘシ

重光は現状では「支那側ヨリ見ルニ基本條約ナルモノハ其ノ大部分カ支那側ノ一方的義務ノ負擔ニ終始シ殆ト支那ヲ植民地扱ニセシ不平等條約ノ甚シキモノ」であるため、中国の主権独立、領土保全が著しく損なわれたと中国側が判断していると指摘した。そのため、もし日本側が上述した構想に従って日華基本條約の「不平等ノ形式及内容」を廢棄して、新たに「平等互惠ノ同盟ノ條約」を締結すれば、日本側に与える影響が少ない上に、「支那側ノ面目ヲ保持スルコトヲ得テ一層我レト協力ノ目的達成ニ裨益スルコト疑ヲ容レズ」と重光は主張した。

重光は続けて、日華基本條約の改訂は重慶に対する効果があるのみならず、華北方面においても共産勢力に対抗するのに有効であると指摘した。不平等條約である日華基本條約を廢棄すれば、中国における共産軍の抗日口実もなくなるため、大局的に共産軍に打撃を与えることができる。また、防共協定の一員たる南京政府が華北方面を整理して満州国と呼応し、有力な対ソ障壁を構築することに貢献することもできる。そのため、「若シ新政策ヲ推進シ基本條約ノ規定スル北支特殊性ヲ消滅スルニ於テハ北支ニ於ケル重大ナル經濟危機ハ救ハルルト共ニ蘇聯ニ對スル協力ナル防壁ハ漸次構成セラルヘシ」という見地から見て、日華基本條約は改訂すべきである。そして、この方針の下で、華北の特殊性をも解消すべきだと指摘した¹³。

斯かる構想に基き、重光は4月18日に日華基本條約に代わるべき新條約である「日華同盟條約案・大東亞憲章」と題する意見書を上申した。同意見書で、重光はまず條約締結の趣旨について「本條約ハ我公正ナル戰爭目的ノ表示ニ依リ大東亞諸國ノ自發的協力及結合ヲ計ルヲ目的トシ、戦後ノ抱負ヲ宣明シ敵側ノ策動ヲ完封シ併セテ敵ノ武器ヲ奪フヲ我ニ於テ之ヲ利用セントスルモノナリ」と説明した。そこには二つの効果が期待できると重光は指摘した。すなわち、国内に対しては我戦争目的を明示して戦争完遂の精神を喚起することができる。そして、南京などの国外に対しては諸国の自發的協力を得られると同時に、日本側の主張が「正大」であることを表示することで、敵側の戦争を継続させるための大義名分を封じることができる。

¹³ 「基本條約ニ關スル問題」（昭和18年4月14日）（同上）。

これを達成するために、日本側は「大東亜共榮圈ノ指導者タルコト」について、「事實問題トシテ苟モ表面ニ現ハサルコト」が得策であると重光は主張した。重光にとって、従来の用語の中で、例えば「道義ニ基ク新秩序ノ建設又ハ…ヲシテ各々其ノ所ヲ得セシムル」というような表現は「相手方ニ疑惑ヲ起サシムル」ため、今後はこのような用語を排除して、「平等衡平ノ建前ヲ堅持」しなければならないと指摘した。すなわち、重光は南京政府が参戦して日本側と同等に立場となったことに鑑み、東亜新秩序建設という従来の対中政策の主張は、日本側が現在推進しようとしている平等を趣旨とする対支新政策に反するため、それを変更しなければならないと説明した。そのため、親日的な傾向を醸成するという対中政策の本来の目的を達成するために、今後は「対支新政策」を遂行するにあたって、南京側の主権独立、領土保全に関する要求に応えなければならないと重光は主張した。そうすれば、何度も繰り返してきたように、政治面において重慶、英米など日本と交戦中の国々の戦争理由が消滅するため、支那事変処理及び大東亜戦争の終結も可能となると重光は判断した¹⁴。

5月13日、重光は外相就任後の初めての上奏で上述した構想を説明すると、天皇はそれに対して「深く首肯」し、「支那問題に付て種々の批判をなすものあるべきも、之に耳を籍すことなく飽く迄新政策を徹底遂行すべし」と繰り返し、重光の構想の賛同の意を表した¹⁵。斯くして、重光は天皇及び首相の容認を得たうえで、その構想実現に向けて行動し始めた。

第2項 日華基本条約の改訂と対重慶工作

1943年5月26日、重光が外務大臣に就任した一か月後の連絡会議で、「大東亜政略指導大綱」について審議した際、日華条約改訂問題もその一環として審議の対象となった。「日支基本条約ト同盟条約ノ二本立テ行クノハ適當テナイ同盟条約ノ方ガヨロシイ」という重光の提案は会議で同意を得ることができた。しかし、同盟条約の性質、すなわち、条約改訂の目的について連絡会議では明確に議論されなかったため、その後の事務レベルの協議が始まると、それが大きな論争となった。

また、条約改訂と同時に対重慶工作を再開すべきか否かについて「現下ノ情勢ハ戦争指導上絶対必要トスルノデ機ヲ見テ行フノデアル」と主張する東條首相に反して、重光は「重

¹⁴ 「日華同盟条約案・大東亜憲章」（昭和18年4月18日）（同上）。

¹⁵ 伊藤隆ほか編『重光葵手記』中央公論社、昭和16年11月、339頁。

慶工作ノ件ハ此際ハ伏セテオイタラドウカ」と消極的であった。そして、再開する場合、その性質について、東條首相とそれに同調する鈴木企画院総裁、佐藤軍務局長、永野軍令部総長と青木大東亞相などは和平工作にすべきだと主張したが、岡軍務局長は崩壊工作にすべきだと主張したため、意見が分かれた。

連絡会議での協議を経て、5月31日の御前会議で決定された「大東亜政略指導大綱」は「大東亜戦争完遂ノ為帝國ヲ中核トスル大東亜ノ諸國家諸民族結集ノ戦時態勢…ノ整備ハ帝國ニ對スル諸國家諸民族ノ戦争協力強化ヲ主眼トシ特ニ支那問題ノ解決ニ資ス」という方針を掲げ、今後は戦争完遂、とりわけそれに資する事変処理に邁進すると決定した。この方針に従って、条約改訂問題に関しては「日華基本條約ヲ改訂シ日華同盟條約ヲ締結ス之ガ為速ニ諸準備ヲ整フ」と決定した。また、重慶に対する工作、すなわち、重慶に対する政治的攻勢は同盟条約を締結した後、「機ヲ見テ國民政府ヲシテ對重慶政治工作ヲ實施セシムル如ク指導ス」と決定した。前述したように、重慶への軍事的攻勢が実行できなかったため、陸軍側は重慶への政治的攻勢である日華基本条約の改訂を南京政府の育成強化と関連付けて遂行することにした。そのため、日華基本条約の改訂が終わった後は重慶に対する工作を再開すべきだと判断した。

しかし、「大東亜政略指導大綱」の決定内容について、「對華方策ニ對シ完全ナル思想ノ一致ヲ見サルモノアリ今後具体的問題ノ處理上相當ノ困難ヲ伴ヒ遂ニ行ハスシテ了ルニハアラザルカ大イニ思想ノ調整ヲ要ス」と参謀本部が観察したように、条約改訂の目的、重慶に対する工作の性質と再開する時期について各省は異なる意見を有しているため、今後もそれについて意見を調整しなければならなかった。そのため、日本側はこの後、各省の事務レベルで、まず、同盟条約の中で、「日支基本關係ヲ律シマスル上ニ最モ重視スヘキハ駐兵權及撤兵問題」などを如何に扱うかについて協議を始めた¹⁶。

同盟条約の具体内容について外務省側は5月21日に既に試案を作成した。同盟条約の趣旨を規定する第一條では「日本國ハ中華民國ノ主權、領土及政治的獨立ヲ尊重スベク右ノ基礎ニ於テ日本國及中華民國ハ兩國間ニ同盟ヲ設定ス」と規定した。そして、駐兵と撤兵問題について、「日本國ハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ戦争遂行中維持スルコトヲ得右軍隊ノ中華民國領域内ニ於ケル駐屯ハ軍事的占領ヲ構成セザルベク且中華民國ノ諸

¹⁶ 「第一四四回連絡會議」（昭和18年5月26日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1136「大本營政府連絡會議議事録 其の四」）；「第十回御前會議經過概要」（昭和18年5月31日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1079「大東亜政略指導大綱 御前會議議事録」）。

行政機關ノ通常ナル活動、國民ノ一般的經濟生活及中華民國ノ法令ノ適用ヲ能フ限り困難ナラシメザルベシ 日本國ハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ能フ限り速ニ日本國軍隊ヲ撤去スベキコトヲ約ス」と規定した。外務省側はこの規定を通じて、長期的な軍事占領及び治安維持による駐兵を否定するとともに、戦争終了後、可能な限り速やかに撤兵することを構想したが、撤兵時期を明確にはしなかった¹⁷。

外務省側の試案はその後、陸軍側と数回の協議を経て、二日後の5月23日に最初の修正案が作成された。5月23日付の修正案で、第一條の同盟条約の性質に関する内容は「日本國政府及中華民國政府ハ相互ニ其ノ主權、領土及獨立ヲ尊重スベク右ノ基礎ニ於テ兩國間ニ同盟ヲ設定ス」と修正され、「政治的」は尊重する対象から外された。駐兵部分は、長期的な軍事占領及び治安維持による駐兵を否定する内容が削除された。撤兵問題の部分は「日本國ハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ速ニ撤去スベキコトヲ約ス」の条文から「能フ限り」を削除して早期撤兵の可能性を高めたが、撤兵時期は依然不明であった¹⁸。

そして、5月31日付の二回目の修正案では「相互ニ其ノ主權、領土及獨立ヲ尊重」を趣旨とする同盟条約の性質に関する第一條の内容は完全に削除され、代わりに、「日本國及中華民國ハ其ノ相互ノ立場ヲ尊重シツツ大東亞戰爭遂行ノ為軍事上、政治上及經濟上有ラユル協力ヲ行フベク之ガ為常時必要ナル協議ヲ行フベシ 日本國及中華民國ハ必要ニ應ジ随時別ニ業務上ノ取極ヲ行フコトアルベシ」が新たな第一條として規定された。そのため、駐兵及び撤兵についても「軍事行動繼續中ハ陸海空ニ於テ日本國當該軍事官憲ノ必要トスル軍事的措置ハ中華民國ニ依リ許容セラルベク、右ニ關スル新ナル事項ニ付テハ豫メ兩國政府間ニ於テ相互ニ協議セラルベシ 日本國ハ平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ速ニ撤去スベキコトヲ約ス」と改められた。これらの修正により、この試案で規定された同盟条約の性質はより事変処理を中心とする内容となった¹⁹。

しかし、5月31日に大東亜政略大綱が決定されると、基本条約を完全に廃棄するとともにあくまで平等の建前を堅持する同盟条約の趣旨に鑑み、6月8日に新たな修正案が作成された²⁰。この修正案では「帝國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル為相互

¹⁷ 「条一課試案」(昭和18年5月21日)(前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2)。

¹⁸ 「日華同盟條約案」(昭和18年5月23日)(同上)。

¹⁹ 「日華同盟條約案」(昭和18年5月31日)(同上)。

²⁰ 「日華同盟條約締結ニ伴フ基本條約及附属書類規定事項ノ取扱方」(昭和18年6月1日)(同

ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ、政治、經濟、文化等各般ニ亘リ緊密ニ提携協カスヘシ」と、本来の第一條の内容を復活させた。そして、駐兵及び撤兵に関する部分も「兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭状態終了シタルトキハ右戰爭遂行ノ為中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍ハ撤去スルモノトス」と、南京側に対して軍事的協力を要求する内容が削除された²¹。

外務省側の試案に対して、陸軍省軍務局はその意見に同調して、基本条約は改訂と言わず、これを廃棄して同盟条約を締結することについて大体同意している。そして、撤兵、駐兵については「将来大東亞防衛ノ見地ヨリ日本、滿洲、支那、緬甸等各々防衛ニ關スル分擔アル筈ナリ」と、陸軍側が将来、各地域が防衛を分担するという構想を持っていると説明した。したがって、「支那或ハ緬甸等カ自己ノ受持ヲ果セル實力アルカ或ハ又駐兵スル必要ナキ情態ニテ戰爭終了セハ決シテ日本ハ駐兵スル必要ナシ、コノ考ト撤兵トヲ如何ニ調和スヘキヤト研究中ナリ」と、陸軍側は南京やほかの地域が十分な実力を持っていると、最終的に駐兵する必要性がなくなるとして、駐兵、撤兵問題について再検討を行っていることを打明けた。そのため、陸軍側が駐兵、撤兵問題について結論を出していないうちは「條約中ニ駐兵ニモ撤兵ニモ言及セサル方法モアルヘシ」と説明した。

そして、南京が十分な実力を持っているれば防衛を分担させる観点から、蒙疆や華北の特殊性問題について、蒙疆地方は暫く現状を維持するが、華北に関しては「戰爭遂行上絶対必要ナル國防資源ノ確保ハ是非トモ必要ニテコレヲ形式上如何ナル形ニテ確保スルヤカ問題ナリ、政治的的特殊性ノ如キハ問題ニセス從テ華北政務委員会ハ解散シテ可ナリト考ヘ居レリ」と、事変処理に必要な攻防資源の確保と協力を得ることができれば、華北の特殊性の解消という南京側の主権独立、領土保全に関する要求に応じることも可能であることを明らかにした²²。

日華基本条約改訂の争点である駐兵と撤兵問題について、陸軍側が外務省側の試案に対して歩み寄る姿勢を見せつつある中、外、陸、海、大東亜四省は8月6日から条約改訂に関する事務レベルの合同研究を正式に開始した。合同研究において、四省は改訂の目標、駐兵及び撤兵問題、特殊性の調整に関する認識を共有していることを確認した。

第一回合同研究を経て、四省は条約改訂の目標について「大東亞戰爭勃發後ニ於ケル新事態ニ即應シ日華間ノ永遠鞏固ナル善隣友好ノ關係竝ニ大東亞戰爭ヲ完遂シ東亞ノ道義的

上)。

²¹ 「日本國中華民國間同盟條約案」(昭和18年6月8日)(同上)。

²² 「日華同盟條約締結ニ關スル件」(昭和18年6月21日)(同上)。

建設ノ為ノ緊密ナル協力關係ヲ簡潔且強力ニ闡明シ以テ全中國ノ結集ヲ促進シ大東亞政略體制ノ強化ニ資スル」と定義した。そして、駐兵及び撤兵について「華北、蒙疆ニ於ケル防共駐屯（基本條約第三條）、治安駐屯（基本條約第四條）及艦船部隊ノ駐留（基本條約第五條、附属秘密條約第一條）並撤兵（附属議定書第三條）」を廃止し、「防共、治安、慣例等ニ基ク駐兵権ハ一切之ヲ要求スルモノニ非ス從テ大東亞戰爭終了後又ハ重慶脱落ト共ニ完全撤兵ヲ行フモノトス」と決定した。

その理由について、四省は「支那民衆ノ特性ニ鑑ミ治安ハ信賴シ得ス且權益ハ駐兵権ナクシテハ發展確保ヲ期シ難シトノ觀念ハ共同ノ理想ノ下ニ誠意ヲ以テ國トノ間ニ條約ヲ締結セントスルノ根本精神ニ反シ且大東亞戰爭完遂ノ為全中國ヲ結集スル目的トモ反ス」と、対支新政策に基いて中国の主権独立、領土保全を実現するためであると説明した。同様の観点により、特殊性の問題については「蒙疆、華北、揚子江下流地域、華南沿岸島嶼ニ付テハ政治的、思想的、文化的ニ其ノ特殊性ヲ存續セシムル意嚮ナク從テ此ノ意味ニ於テ各地別ノ制約ヲ約定スルコトナシ」と、各地域の特殊性の維持に拘らないと合意した。ただし、蒙疆だけは現状維持の観点から広汎なる自治を容認すると規定した²³。

しかし、条約改訂の目的、すなわち、条約改訂を重慶に対する政治的攻勢の一環として推進すべきか否かについて、外務省側の意見と陸、海、大東亜側の意見は激しく対立した。陸、海、大東亜側が南京政府の事変処理の役割に鑑み、重慶への政治的攻勢を南京政府の育成強化と関連付けて条約改訂を推進してきたことから分かるように、陸、海、大東亜側にとって条約改訂は重慶に対する政治的攻勢の一環として規定すべきだと判断していた。しかし、外務省側が南京政府の育成強化を主眼とする重光の構想に従って、従来の「分治合作」を廃して中国側の主張に基いて「對内的」にも中国側の主権独立、領土保全を実現するために、条約の改訂を推進してきたことから分かるように、外務省側は条約改訂を重慶に対する政治的攻勢にすべきではないと判断していた。

そのため、外務省側の試案を中心とした第一回合同研究で各省は駐兵及び撤兵、特殊性の調整について同様の認識を共有できたものの、同盟条約の性質、すなわち、条約改訂の目的についての調整は外務省側から見て「デッドロック」に近い結果であった²⁴。

まず、陸軍側の構想では条約改訂の目的は「日支互恵、共存共榮、共同防衛ノ主義ヲ明徴」して、「支那ノ主権独立、領土保全ニ積極的ニ協力スル為進ンデ帝國既得ノ特權ヲ調整」

²³ 「日華間條約ノ改訂問題ニ關スル研究」（昭和 18 年 8 月 6 日）（同上）。

²⁴ 「日華間條約改訂問題ニ關スル研究中間報告」（昭和 18 年 8 月 13 日）（同上）。

することである。すなわち、陸軍側は参謀本部の田中新一作戦課長が述べた「大乘的」な見地から、政治的攻勢の一環として、南京側及び重慶側が主張する中国の主権独立、領土保全の要求に応え、日華基本条約に規定される駐兵、撤兵、各地域の特殊性を緩和したのである。陸軍側にとって、そこに期待される成果は「重慶側ニ及ボス影響ニ付イテハ其分裂崩壊ヲ求ムルヲ以テ第一義トシ日蔣和平ノ招來ニ關シテハ第二義的ニ考慮ス」と、あくまで重慶に対する政治的攻勢を中心に構想していた²⁵。このような陸軍中央の姿勢は条約改訂をめぐる現地軍との意見の相違にも表れていた。

陸軍中央が条約改訂を契機に華北の特殊性の解消を考慮していることを受けて、北支那方面軍は早速、特殊性を存続させるべきだと上申した。北支那方面軍は「北支ノ剿共施策ノ為ニハ日本軍ノ武力背景ノ下ニ華北政務委員会ノ政治力ヲ活用スル要アリ」と指摘した。そのため、「華北ノ物動上ニ於ケル対日寄与度ハ日本ノ対外依存度ノ40%ヲ占メ極メテ重要ナル地位ニアリ」という事変処理上の作戦遂行の観点から、「華北ノ特殊性ハ實質的ニ保持スルヲ要シ南京政府ノ華北進出ハ時期尚早ナリ」と訴えた。北支那方面軍の意見に対して、「余リニ現実ニ捉ハレ支那事変解決ト云フ至高目的ヲ忘却セル憾アルノミナラス…対支新政策ニ対スル反動的的心理亦多分ニ働キアルカ如シ」という参謀本部のコメントは、陸軍中央は条約改訂を重慶に対する政治的攻勢として捉えていることをよく表している²⁶。

8月24日の第三回合同研究で参謀本部は条約改訂の真の狙いは「重慶ヲ含メタル全面和平ニアリヤ否ヤ」と、各省が共通の認識を有しているかについて確認した²⁷。参謀本部がその業務日誌に記したように、陸軍側は条約改訂を南京政府の育成強化と関連付けて推進しているものの、外務省側があまりにも南京政府の育成強化を強調しているため、「関係省ノ行き過キタル構想」を「是正」するために、確認に出たのである。すなわち、日華基本条約の改訂の「主ナル狙ヒハ対重慶政治効果ヲ招來スルニ」あり、南京側に対して「新条約ニ依リ日華関係ニ調整スヘキ現実問題ハナク日華間諸問題ノ解決並ニ調整ハ日華共同宣言ニ基ク範囲内ヲ目途」すべきというのが陸軍中央の条約改訂に対する姿勢である²⁸。

同様な態度は海軍側にも見られた。「今期條約改訂ヲ一ノ有力ナル謀略トシテ大東亞ノ政略態勢確立ニ資セントスル方針ハ其ノ効果ハ別トシ筋トシテハ諒解シ得ル所ナリ 從テ條約面ニ於テ奇麗サツパリト我方ノ權利ヲ拂拭スルコトモ已ムヲ得ザルコト、思料セラル」

²⁵ 「日支基本條約同附属協定改訂趣旨」（昭和18年5月15日）（同上）。

²⁶ 『機密戦争日誌』（昭和18年8月16日）。

²⁷ 「日華條約改訂問題第三回會談要領」（昭和18年8月24日）（前掲 外務省記録A.7.0.0.9-41-2）。

²⁸ 『機密戦争日誌』（昭和18年8月26日）。

という海軍側の「日華基本條約改訂ニ關シ意見」から分かるように、海軍側も陸軍側と同様に、條約改訂を重慶への政治的攻勢として捉えていた²⁹。

斯かる中で、同様な意見を持ち、最も積極的にそれを合同研究に反映しようとしたのは大東亜省側である。対支新政策の遂行方法について、日華基本條約に代わる新たな條約を締結するという重光の構想とは異なって、大東亜省は日華基本條約の一部の内容を修正するに止めると構想していた。青木大東亜相にとって、南京政府を育成強化するために、政治的、経済的「統制ハ為シ得ル限り支那人ニヤラセ」るべきだが、それを遂行するために経済封鎖や経済統制などに関しては必要に応じて修正を行うべきである。そして、それは「大體基本條約ノ範圍内テヤレル」ものであると青木は判断していた³⁰。

そのため、第二回合同研究では大東亜省の試案を中心に研究が行われると、外務省側の試案に基く第一回合同研究で決定された改訂の時期に関する規定は早速修正された。條約改訂の時期について第一回合同研究では「概ネ九月十五日日本側準備完了ト豫定ス」と規定したが、第二回目の合同研究ではそれを「條約改訂ノ日本側ニ於ケル準備ハ九月十五日迄ニ之ヲ完了スルコトヲ目途トシ爾後他ノ政略トモ睨合セ政機ヲ捉ヘ改訂ヲ實施ス」へと修正した。言うまでもなく、修正後の内容は第一回目に比べ、大東亜側と陸軍側が主張する重慶への政治的攻勢をより反映したものとなっている³¹。

外、陸、海、大東亜四省が條約改訂問題について合同研究を行う同時期に、陸、海、大東亜側は、8月13日から既に今後の對重慶工作の方針について、総理官邸で内閣書記官長、大東亜次官、陸海軍軍務局長及び外務省政務局長を中心に協議していた。岡敬純海軍軍務局長は「重慶工作ニ依リ我方ノ内兜ヲ見透カサルル虞アリト為ス如キ段階ハ既ニ經過シ顧慮ヲ要セス此ノ際思ヒ切ツテ之ヲ斷行スルコト適當ナリ本工作ハ必スシモ條約改訂ヲ俟タスシテ開始スルモ差支ナシ」と、對重慶工作进行再開することについて好意的な態度を示した。

大東亜省の山本熊一次官もまた「條約ノ改訂モ同時ニ重慶ニ對スル和平條件ヲ決定スル著意ノ下ニ之ヲ實施シ又印度方面ニ付テモ活潑ナル政治施策ヲ展開シテ大東亞共榮圈建設ノ澎湃タル政治的氣運ヲ醸成シ之ヲ重慶ニ反映セシムル如ク施策スルコト亦本件工作達成

²⁹ 土井章監修「日華同盟條約改訂ニ關シ意見」（昭和18年9月1日）『昭和社会經濟史料集成海軍省資料 第二十一卷』巖南堂書店、1994年9月、1-2頁。

³⁰ 「第一二一回連絡會議」（昭和17年11月27日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1133「大本營政府連絡會議議事録 其の三」）。

³¹ 「日華條約改訂問題第三回會議要領」（昭和18年8月24日）、「日華友好同盟條約締結要綱案」（昭和18年8月23日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2）。

ノ公算ヲ高ムル上ヨリ充分考慮スヘキ點ナリト認ムル」と述べ、条約の改訂に期待される重慶側への影響に鑑み、対重慶工作の再開について前向きな態度を示した。

一方、佐藤賢了陸軍軍務局長は支那派遣軍は「國民政府ヲシテ本工作ニ當ラシムルコトハ不可ニシテ蔣ハ汪政權ヲ日本ヨリ憎ミ居リ成算ナシ」、「國民政府トシテモ今日和平工作ヲ實施スルノ意思ヲ有セス」、「日本カ直接蔣ヲ相手トスル場合ニ於テモ現況ニ於テハ公算全ク無シ」など現地での觀察に基き、工作の再開に賛成しなかったと説明した。しかし、東條首相兼陸相は依然として対支新政策に基く政略体制が整え次第、工作を再開する意向を示した。

そして、星野直樹内閣書記官長は「本件ハ戦局ノ見透トモ密接ニ關聯セシメ考フル要アルモ當分我方ニ有利ナル情勢招来ノ見込ナキコト」、「日本カ和平ヲロニ出シタカラテ特ニ問題ヲ生スル如キ心配ノ時期ハ内外ニ亘リ過キタルコト」、「本工作ハ切崩ヲ目的トスルヤ直接蔣ヲ相手トシテ和平工作ヲ實施スヘキノ點アルモ蔣相手ヲ可ト認ム」と、工作の性質と対象には注意すべき点はあるものの、工作の再開自体には賛成であった。

斯くして、現地の支那派遣軍を除き、陸、海、大東亜など政府中央の関係各省は対重慶工作の再開について肯定的な態度を示した。それにより、今後は「對重慶工作ハ積極的ニ之ヲ行フコト」、「本工作ハ（イ）蔣ヲ相手トスル全局和平及（ロ）重慶切崩工作ヲ共ニ含ムモノナルモ情勢ヲ見究メタル上統制セル方途ニ出ツルコト」、「本工作ハ南京政權ト十分連絡ヲ執リ之ヲ行フコト」、「本工作ハ成ルヘク速ニ着手スルコト」という方向で、研究を進めることにした³²。

このように、陸、海、大東亜三省が基本条約の改訂目的及び対重慶工作の再開について共通した姿勢を示す中、8月28日に行われた条約改訂についての最終合同研究では大東亜省案に基いて三省の意見を反映した「日華基本條約改訂要綱案」を作成した³³。同案は改訂の目的について「對支處理根本方針ヲ徹底具現シ以テ支那問題解決ノ為必要ナル政略態勢ヲ強化スルニ在リ」と説明した。改訂の時期については「條約改訂ノ日本側ニ於ケル準備ハ九月中旬迄ニ之ヲ完了スルコトヲ目途トシ爾後好機ヲ捉ヘ改訂ヲ實施ス」と決定した。新たな条約に規定すべき内容は改訂の目的に基き、「日華基本條約及其ノ附屬ノ諸取極ニ代ハルヘキ日華新關係ノ要旨ヲ簡潔ニ明示ス 戦争間ニ於ケル兩國ノ戦争完遂ニ付テノ協力

³² 前掲、「對重慶政治工作ニ關スル件」（昭和18年9月18日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、392-393頁。

³³ 『機密戦争日誌』（昭和18年8月28日、9月1日）。

關係ハ日華共同宣言ニ依ル」と、事変処理を中心となるものとなっている。そして、駐兵及び撤兵、特殊地域の特殊性の存続についてはこれまでの内容を踏襲し、廃棄、廃止すると決定した³⁴。

第3項 同盟条約の意義

ところが、外、陸、海、大東亜四省の事務当局が共同に作成した「日華基本条約改訂要綱案」に対して、重光は「大反対」した。重光から見れば、今日の情勢では重慶が容易に和平協議に応じることはないため、若し徒らに重慶に対して従来のような「謀略的交渉」をしても、「只我弱点を現はすのみで益する所はない」である。そのため、支那問題は「飽く迄正攻法に拠つて他の技術的戦略は附随的のものたるべき」と重光は判断している。この判断に基き、重光の構想では南京と重慶が平等の立場になった後、南京が重慶に対して和平を提議するが、その場合、日本の撤兵が必要となってくる。したがって、その事前準備として、「先づ基本条約を全廃して平等、対等の同盟条約とし、同盟条約に於ては共同宣言の趣旨に依つて、軍事、政治及び経済上の協力を約束し、基本条約に在るが如き地方の特殊性や其の他幾多の軍事上、政治上、経済上の規定を全廃し、特に撤兵に付て和平成立又は戦時終りたるときは日本は支那より撤兵することを明定すべきである」と日本側は今後、対支新方針の推進を契機にそれを実行すべきだと重光は主張した³⁵。

そのため、重光は事務当局が共同に作成した案を却下した後、新たに「日本國中華民國間同盟條約」という試案を提示した。重光の試案では、日中両国が「相互ニ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ大東亞戦争ヲ完遂シ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢献センコト」という趣旨に基き、相互の自主独立を尊重することをその基調とした。そして、重光の試案は現在進行中の戦争に対処するために、南京政府が参戦した時に日本と共同に発表した「日華共同宣言」の内容を条文化することで、南京側が日本側に対して「大東亞戦争完遂ノ為軍事上、政治上及び經濟上有ラユル協力」を行うと構想した。そして、駐兵及び撤兵問題、特殊性の存続問題については「日本國中華民國基本關係ニ關スル條約ハ其ノ一切ノ附属文書ト共ニ本條約及び附属文書ニ依リ代ラル」と共に、附属議定書に規定される「兩國間ノ全般的平和克復シ戦争状態終了シタルトキハ中華民國ニ派遣

³⁴ 「日華基本条約改訂要項案」（昭和18年8月28日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2）。

³⁵ 伊藤隆ほか編『続・重光葵手記』中央公論社、1988年5月、153-154頁。

セラレタル日本國軍隊ヲ撤去スベキコトヲ約ス 日本國ハ清國義和團事變ニ關スル北京議定書及關係書類ニ基ク駐兵權ヲ拋棄スルコト」を声明することにより、戦後における駐兵、撤兵、特殊性などを廃棄、廃止すると構想した³⁶。

前述したように、陸軍側が「日華基本條約改訂要綱案」を支持した背景には「新條約案ハ日華間ノ理想關係ヲ律シアルモ要スレハ蔣ト帝国トノ間ニ狀況ニ即応シ更ニ新條約ヲ締結スヘキコトアルコト」という重慶に対する政治的攻勢の狙いがあった。そのため、重光の新たな提案について、参謀本部は業務日誌の中で「従来ノ案ハ「現実問題〔南京政府との関係〕ハ日華共同宣言ニヨリテ律スルモノトシ別ニ戦争後ヲ含ム日華間ノ理想的關係ヲ新ニ条文化セントスル案ナルヲ以テ重慶ニ対スル政略的効果ハ蓋シ外務省案ヨリ大ナルモノアルヘシト雖モ唯難点ハ帝国トシテ「支那ニ与フヘキ最後ニシテ最大ナル贈物」ヲ現情勢下ニ汪ニ与フルコトハ対蔣工作上ハ極メテ不利ナル点ニ在リ」と、その懸念を表した³⁷。

大東亜省もまた、審議の経緯を無視して、同盟条約の改訂目的を南京政府の育成強化に限定しようとする重光の姿勢に対して不満であった。青木は「今次條約改訂ノ主タル狙ヒカ重慶抗日ノ根據名目ノ覆滅ニ存スルヤ必セリ。従テ此ノ狙ヒヲ逸スルトキハ本件條約改訂ノ意義ノ大半ハ滅却スルニ至ラン」と重光の主張に対して猛反発した。青木にしてみれば、対支新政策は「専ラ國民政府ノ政治力ヲ強化スルト共ニ重慶抗日ノ根據名目ノ覆滅ヲ圖リ真ニ更新支那ト一體戦争完遂ニ邁進スル」ことであるため、今回はその実行に当たって、「當初ヨリ既ニ之カ具現ノ一方策トシテ日華基本條約ノ改訂ノ件モ考慮」したのである。このような経緯があったため、条約改訂の目的は「對支處理根本方針ヲ徹底具現シ以テ支那問題解決ノ為必要ナル政略態勢ヲ強化スル」ことでなければならないと青木は判断した。そのため、重光の提案について、青木は「重慶側ヨリ見テ實質的ニ和平條件トシテノ魅力ナキ限り重慶側ニ對スル政治的效果ハ始メヨリ之ヲ期待スルヲ得ス」と批判した³⁸。

外務省側と陸、海、大東亜側の意見が対立する中、1943年9月18日の連絡会議ではまず、各省が共通した認識を有する内容について検討した。連絡会議では、まず日華基本条約及びその附属の諸取極めの中の改訂すべき内容を規定した「日華基本條約改訂條約締結要綱」が決定された。この締結要綱では南京政府による協力について「戦争間ニ於ケル兩國ノ戦争完遂ニ付テノ協力關係ハ日華共同宣言ニ依ルモノトス」と、南京政府が参戦した

³⁶ 「日本國中華民國間同盟條約」（昭和18年9月7日）（前掲、外務省記録 A.7.0.0.9-41-2）。

³⁷ 『機密戦争日誌』（昭和18年9月7日）。

³⁸ 「外務案「日本國中華民國間同盟條約案ニ對スル意見」（昭和18年9月8日）（前掲、外務省記録 A.7.0.0.9-41-2）。

時に日本と共同に発表した宣言を基準とすると規定した。これにより、基本条約に規定される駐兵、撤兵などに関する内容は新条約成立と同時に廃棄される。駐兵について、締結要綱は「華北、蒙疆ニ於ケル防共駐屯（基本条約第三條）、共通ノ治安維持ヲ必要トスル間ノ治安駐屯（基本条約第四條）並艦船部隊ノ駐留（基本条約第五條、附属秘密協約第一條）等防共、治安、慣例等ニ基ク駐兵権ハ之ヲ要求セス」と同時に、「北清事變最終議定書ニ基ク駐兵権ハ之ヲ抛棄ス」と決定した。撤兵に関しては「兩國間ノ全面和平克服ニ復シ重慶政府トノ交戦状態終了シタル時ハ完全ナル撤兵斷行スルコトヲ明示ス但シ全面和平後依然大東亞戦争繼續スル場合ニ於テハ日華共同宣言ニ基キ戦争完遂ノ為ノ軍事協力ヲ確保ス」と決定した。

また、各地域の特殊性については「軍事上乃至經濟上緊密ナル合作ヲ要スル特殊地帯トシテ制約シアリタル蒙疆、華北、揚子江下流地域及華南沿岸島嶼ニ關スル事項ハ之ヲ廢止シ各地別ニ之ヲ約定スルコト無シ」と決定した。ただし、締結要綱では華北など政治的特殊性を持つ地域について「戦後支那側ノ内政問題トシテ處理セシムルモ戦争期間中ニ於ケル調整ニ付テハ帝國ノ軍事上及經濟上ノ所要請ニ障害ヲ與ヘサル為現状ニ急激且廣汎ナル變化ヲ與フル如キコト無キモノトシ差當リ對支處理根本方針ニ基キ豫期シアル調整ヲ目途トス」と規定し、事実上、華北の現状を維持することにした。

そして、資源開発については「戦争期間中ニ於ケル重要資源ノ開發利用ニ關シテハ十分帝國ノ要請ニ應セシム」とし、經濟的調整事項については「戦後新條約ノ趣旨ニ基キ根本的ニ調整ノ加ヘラルヘキハ當然ナルモ戦争期間中ハ日華共同宣言ノ本旨ニ照シ軍事上經濟上ノ諸要請ニ支障ヲ與ヘサル様差當リ對支處理根本方針ニ基キ豫期シアル調整ヲ目途トス」と規定し、華北の問題と同様に、やはり現状を事実上に維持する内容であった³⁹。

そして、同盟条約の目的についての審議が始まると、青木大東亞相は早速、「政治的効果ヲ狙フ要アルヲ以テ同盟條約ハ不可ナリ」と、条約改訂を南京政府の育成強化に限定しようとする重光の主張に異議を唱えた。青木の意見に対して、谷大使と鈴木企画院総裁はそれぞれ「重慶ノ和平氣運ハ濃化シアリ汪主席モ政治工作ヲ實施セル意志アリ故ニ同盟條約ヨリモ基本條約ヲ可トス」、「戦後ノ事迄決メ付ケルコトハ支那人ニ對シ特ニ不適當ナリ基本條約ヲ可トス」と同調した。それに対して、重光は「國府ノ戦争協力必要ナルヲ以テ正道ヲ踏ミ同盟條約トスルヲ可トス將來情勢ノ變化ニ依リ同盟條約不可ナルニ至ラハ其ノ時ニ變更セハ可ナリ」と反論し、あくまで条約改訂を南京政府の育成強化に限定する姿勢を

³⁹ 「日華基本條約改訂條約締結要綱案」（昭和 18 日 9 月 18 日）（同上）。

示した。

二日後の連絡会議においても双方の意見は平行線をたどったが、「同盟條約、基本條約何レノ方ニ轉ンテモ重慶ハ轉ンテ來ナイ」という軍令部総長の発言のように、陸、海、大東亜は条約改訂を重慶への政治的攻勢の一環に設定しようとしているが、重慶側がこれに応じるという確信を持つことができなかった。そのため、協議の末、最終的には重慶が和平に応じる可能性はまだ低いとして重光の案を採用することにした。そして、日華共同宣言を明記する項目を削除するなどの修正を経て、「日華同盟條約」案の内容が正式に決定された⁴⁰。

「日華同盟條約」は「大日本帝國政府及中華民國國民政府ハ兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ緊密ニ協力シテ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ 之カ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ」を方針として掲げた。この方針に基き、中国の自主独立について、「日本國及中華民國ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル為相互ニ其ノ主權ヲ尊重シツツ各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講ス」と規定した。駐兵及び撤兵について、「日本國ハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ撤去スベキコトヲ約ス日本國ハ北清事變ニ關スル北京議定書及關係書類ニ基ク駐兵權ヲ拋棄スルコトヲ聲明ス」と、日米交渉の際に見られるアメリカ側からの提案と同様に、1901年以來のすべての駐兵權を放棄すると決定した。そして、特殊性の存続については、「日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ハ其ノ一切ノ附属文書ト共ニ本條約及附属文書ニ依リ代ラルヘキモノトス」という規定により、存続しないことにした⁴¹。

斯くして、「前には支那を壓迫する必要ありたるも、今はそれよりも民心を引付けることを重要とす。權益思想より云へば惜しきものあり。之を大目的の爲めに捨つ」という東條首相の言葉のように、日本側は既得權益を守る「分治合作」という従來の対中政策を一大轉換して、中国側が主張してきた主權獨立、領土保全に応えることを通じて、引き続き、事變處理と戰爭完遂に邁進することにした⁴²。

⁴⁰ 「第一五八回大本英政府連絡會議」（昭和 18 年 9 月 18 日）、「第一五九回大本營政府連絡會議」（昭和 18 年 9 月 20 日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戰爭指導重要國策文書-1136）。

⁴¹ 「日本國中華民國間同盟條約案」（昭和 18 年 9 月 20 日）（前掲、外務省記録 A.7.0.0.9-41-2）。

⁴² 深井英五『枢密院重要議事覚書』岩波書店、1953 年 3 月、329 頁。

一方、日本側が日華基本条約の改訂を正式に決定したという情報が南京政府に伝わると、南京側は一層積極的に条約改訂に関する意見を日本に伝えようとした。汪南京政府主席はまず43年7月12日に、周財政院長、陳立法院長と共に、畑支那派遣軍総司令官と会談し、南京側の条約改訂に関する希望を東條首相に伝えるよう依頼した⁴³。

参戦した南京政府の条約改訂を求める態度の変化は経済問題と撤兵問題に最もよく表れている。42年9月、汪が畑支那派遣軍総司令官との会談で、対重慶和平条件は撤兵問題に尽きるか否か、南京側もそれを希望しているかについて問われた時、汪は「明瞭には回答せざりしも之を肯定」という曖昧な姿勢だけを示した⁴⁴。しかし、43年7月の今回の条約改訂に当たって汪は「経済提携及駐兵ノ問題カ条約改正ノ重點」であるとはっきりと明言した。そして、日本側への要望として、周は「蒙疆ハ高度ノ自治性ヲ與ヘルトイフ事ニアルモ事實ハ獨立國トナリアリ年號、國旗、銀行等ニツイテモ訂正ヲ要スルモノアリ」と要求し、陳公博はそれに同調したが、汪はそれは戦後の問題と深く追求することを制して、南京側の考え方を伝えるだけに止めた。汪は続けて経済問題と撤兵問題について次のように述べた。

〔日華基本条約〕第六條ハ經濟提携ノ事ナルモ出来得レハ中國ノ國防資源ハ勿論日本ノ為ニ喜ンテ提供スルモ中國ノ為利用出来ル如ク條文ノ修正ヲ願ヒ又中國ノ民族資本ニテ資源ノ開發ヲ行ヒ得ル様御考慮ヲ願ヘレハ幸甚トスル所ナリ

南京側は日本に協力姿勢を示しながらも、参戦交渉時のように一方的に容認を求める態度ではなく、重慶を離脱した直後の時と同様に中国側への配慮を明確に求めるようになった。そうした姿勢は撤兵に関する基本条約第五条についての要求に最もよく反映している。

本條項ハ日本カ永久ニ中國ニ駐兵スルトイフ感シヲ抱カシメタル條項ニシテ特ニ之ヲ非難スルモノハ第五條ハ南京條約以來ノ最モ屈辱的條約ト言ヒアリ...又本條ニ駐兵ノ地區、期限、數量等ノ規定ナキヲ非難スルモノモアリ之ニ對シテハ自分ハ常ニ吾々ノ努力如何ニヨツテ目的ヲ達成シ得ルモノト説明シアルモ現

⁴³ 『畑俊六日誌』（昭和18年6月16日、昭和18年7月12日）；前掲、「南京国民政府側より日華基本条約改正の希望表明について」（昭和18年7月12日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、315頁。

⁴⁴ 『畑俊六日誌』（昭和17年9月5日）。

在此條文ヲ改訂シテ中國ノ努力如何ニヨツテハ條約ノ輕減（日本ノ撤兵）カ可能ナリトノ意味ニ修正シテ頂ケハ大ニ勇氣カ出ルト思フ。何レニシテモ第五條ハ最も重要ニシテ若シコノ條項ヲ削除願ヘレハ不平等條約ノ根跡ヲ除キ得テ理想ト考ヘル次第ナリ⁴⁵

参戦前、畑支那派遣軍総司令官に撤兵問題について意見を聞かれた時、汪は曖昧な態度しか示さなかったが、今回は一転して「最も屈辱的」な不平等条約と明言して、撤兵要望を明確に伝えた。

8月30日、青木大東亜相が上海に赴き、汪と日華基本条約改訂問題について会談したとき、汪は再び国防資源と撤兵問題について言及した。汪は「撤兵問題の如き太平洋戦争間は問題なきも、米英を敵とする限り撤兵する能はざるを以て重慶をして先づ米英と絶縁せしむるを先決とするが如し」と主張した後、「太平洋戦争遂行の為支那は如何なるものをも提供すべきも、其資源を枯渇せしめざる如き考慮を御願する次第なり」と要望した⁴⁶。更に、イタリアが投降したとの情報が南京政府に届くと、汪は即座に日本を訪問し、改訂問題に関する日本側の意向を打診すると同時に撤兵問題及び重慶工作について南京政府の希望を直接に伝えることにした⁴⁷。

9月24日、汪は東條首相との会談で、日華基本条約の改訂に関する南京側の要望について次のように説明した。汪は新しい条約は「二つの部分に分け、一部は日支の基本関係を規定し、一定不動のものであり、中国の統一性、独立性を明記したものであり、他の一部は太平洋戦争遂行の期間内に於て、戦争協力を主眼とした国防資源の利用等の問題を規定した臨時的条約」という二つの部分に分けるべきだと主張した⁴⁸。東條首相は汪の提案に賛同の意を示し、「基本条約を大胆に改正し同盟条約に引き直していきたい」と述べたうえで、汪の提案に日本側は次のように応じる予定だと説明した。一、全面和平来れば日本軍は直に撤兵し、北京議定書に基く駐兵権をも放棄する。二、日華基本条約及附属文書は全部廃棄する。三、重慶が米英と絶縁すれば日本は撤兵する。四、条約改訂は和平如何にかかわらず南京政府との間に締結する。これらはすべて、南京政府を満足させる内容であつ

⁴⁵ 前掲、「南京国民政府側より日華基本条約改正の希望」（昭和18年7月12日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、315頁。

⁴⁶ 『畑俊六日誌』（昭和18年8月30日）。

⁴⁷ 同前書、（昭和18年9月24日）。

⁴⁸ 前掲、『東條内閣総理大臣機密記録』、242頁。

た。また、和平工作について日本は政府として重慶と接触することを禁じ、交渉は南京政府を介して行うことをも口頭で約束した⁴⁹。

そして、10月9日、日本側は日華基本条約改訂のための交渉を正式に開始することを決定した。日本側が用意した「日華同盟条約案」は条約の性質を説明する前文、善隣友好関係に関する規定、大東亜建設及び安定確保、経済提携、条約及び諸取極め廃棄などに関する六項目によって構成される。そして、「付属議定書案」では撤兵、駐兵権、現存する既成事項調整などの項目が含まれている⁵⁰。10月13日、谷正之大使は「日華同盟条約案」及び「付属議定書」を南京政府側に渡し、10月16日、南京政府側より修正事項が提示された。

南京政府はまず、条約の名称について「同盟」の二文字は軍事的同盟に解釈され、全面和平工作に影響を与える恐れがあるとして、「同盟ノ二字ヲ削除シ永久友好關係ニ關スル條約又ハ友好關係ニ關スル條約」に変更することを希望した。次に、経済提携を規定する「日本國及中華民國ハ互恵ヲ基調トスル兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フヘシ」の条文について、南京側は基本条約には「平等互恵」と記したのに「平等」の二文字が新しい条約から削除されると誤解を招くとして「互恵ノ上ニ平等ノ二字ヲ加ヘラレタシ」と主張した。

更に、大東亜建設及び安定確保を規定する「本條約ノ實施ノ為必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ」の条文は日本側が今後、新条約とは別の手段で地方レベルで中国側を干渉する誤解が生ずるとして、条文を全文削除するか、若しくは、「當該官憲」を削除して「兩國政府間」に変更すべきだと主張した。そして、条約及び諸取極め廃棄を規定する「日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ハ其ノ一切ノ附屬文書ト共ニ本條約及附屬文書ニ依リ代ラルヘキモノトス」の条文に関しては「依リ代ラル」ではなく、「廢棄セラルヘシ」へと修正すべきだと主張した。最後に「付属議定書案」に含まれる「現ニ中國ニ存在スル既成ノ事項」について、南京側はその上に「戰爭行為遂行ニ伴フ特殊事態、既成政權ノ辨シタル事項及各地方ノ特殊状態等」もしくは「既成ノ事項特ニ各地方ノ特殊状態ニシテ」を加えるよう要望した。

南京側は日本側が提示した条文内容に関する意見を説明した後、更に条文には明記されていない「蒙疆華北及揚子江下流域等地方ノ著シキ特殊性ノ問題」をも追加するよう要

⁴⁹ 『畑俊六日誌』（昭和18年9月24日）。

⁵⁰ 前掲、「日華同盟条約案及び付属議定書案文案通報」（昭和18日10月9日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、321-322頁。

望した。汪側は新条約の締結は「全面和平實現後」の事態に対して国民に多大の希望を与えるものではあるが、単に「将来」に対して希望を与えるのみならず、「現実」の事態についても「和平ノ曙光」を与えるべきだと主張した。そのため、日本側は華北の特殊性などについて「全面和平ニ至ルカ豫定期間ニ於テモ具體的事項ニ付逐次所要ノ調整」を行うを趣旨とする条文を新たに追加すれば、新条約によって「基本條約カ如何ニモ華北、蒙疆、揚子江、河南ト中國ヲ地域的ニ分割セル印象ヲ與ヘタルヲ是正シ得ヘシ」と説明した⁵¹。

南京側の要望に対して、重光外相は南京政府側の要求は「日華兩國が大東亞ノ建設及安定確保ノ為同盟友好ノ關係ニ在ルコト」という基礎觀念に反すると主張した。重光は日本側の「基礎觀念ガ正當ナリトセバ本條約ヲ締結發表スルハ中國一般ガ大東亞建設ノ大精神ニ向テ理解ヲ進ムルニ資スベク萬一惡意ノ宣傳アリトスルモ之ニ對抗スルニ努力ヲ以テセバ何等危惧スル要ナシト思考ス單ニ重慶工作ノ便宜ノ為ニ（日華共同宣言モ嚴存シ居リ本件ガ右工作ノ為ニ不便ヲ來ストハ信ンゼラレズ）此ノ根本問題ヲ枉グルコト能ハズ」として、日本側が新条約を通じてその戦争目的が「正當」であることを明らかにした以上、南京側が主張する「現實ノ事態」は「日華共同宣言」で十分対応可能であるとして、条文内容の修正や特殊性についての条文を追加するなどの南京側の要求を受け入れなかった。このような判断の下で、重光は「本條約ニ對スル當方ノ意嚮未タ先方ニ徹底シ居ラサル様存セラルルニ付更ニ十分ニ説明セラレ原案ニテ妥結方此上共御努力相成度」と、日本側が提示した原案通りに妥結するよう谷大使に命じた。

谷正之大使は重光外務大臣の指示に基づき、南京政府側と再交渉したが、南京側の要望は汪主席と「關係者ノ意見ヲ取纏メ十分検討ヲ加ヘタル上提議セラレタルモノ」であるため、南京側は日本側の冷淡な態度に不満であった。周は更に日本側は南京側の修正要求について、「實質的ニ之ヲ不可トスル理由無キニ拘ラズ何等ノ修正ヲモ許サズ我〔日本〕方案ヲ其ノ儘押シ付クルコトハ主席ノ政府部内ニ於ケル立場ニ相當面白カラザル影響ヲ與フル惧アリ」と、日本側の強引なやり方は南京政府の育成強化に資するどころか、逆効果になりかねないと指摘した。そのため、「本條約ノ如ク政治工作ニ極メテ重大ナル影響アルモノニ付テハ申ス迄モ無キ儀乍ラ十分支那人心理ノ機微ヲ察シ特ニ用語ニ重キヲ置ク支那側ノ習慣ヲ參酌スルコトハ此ノ際極メテ肝要ト存ゼラルル」として、日本側が南京政府側の修

⁵¹ 同上、「汪兆銘より日華同盟条約案の修正事項を提示について」（昭和18日10月16日）、329-331頁。

正要望をある程度受け入れるよう再度要望した⁵²。

南京側の再度の要望に対して、重光は日本側の提案は「中國側ノ意ノアル所ヲ最大限度ニ容レ一切ノ議論ヲ盡シ國內手續トシテモ最モ複雑ナル經路ヲ經最高ノ御決定ヲ得テ漸ク到達」したものであるとして、「帝國ノ意ノアル所ヲ篤ト先方ニ徹底セシメラレ原案ニ依リ妥結方御努力相成度」と、谷大使に対して再度原案通りに妥結するよう命じた。しかし、次の二点のみは南京政府側の要望をある程度受け入れ、「修正ヲ加へ案文妥結ヲ計ルモ亦已ムヲ得ス」と修正を容認した。一つは条約及び諸取極め廃棄を規定する条文の表現を「本條約及附属議定書ニ依リ代ラルヘキモノトス」から「本條約實施ノ日ヨリ効力ヲ失フモノトス」へと修正すること、もう一つは付属議定書案の駐兵、撤兵を規定する条文の表現を「中華民國ニ派遣セラレタル」から「中華民國領域内ニ派遣セラレタル」と修正することである⁵³。

谷大使は重光外相の指示に従って南京側と再度交渉した末、重光の強硬な態度を前にして、南京政府側は10月19日に遂にその修正要求を撤回することにした⁵⁴。斯くして、43年10月30日、日本と南京政府との間に日華同盟条約が正式に調印された⁵⁵。

これまで論じてきたように、日本側と中国側は共に中国の主権独立、領土保全の実現を目標としているが、その認識と解釈は異なっている。日本側が実現しようとする中国の主権独立、領土保全は「對外的」のみであるのに対して、南京側が主張するそれは「對内的」も含まれている。そのため、南京側の中国の主権独立、領土保全に関する要求に対して、野村外相、有田外相などは中国側に対して多大な要求をしてはならないということを強く意識しても、満州国承認、蒙疆、華北の特殊性、駐兵という日本側にとって最低限の要求は中国側にとって既に過大な要求となっていることについて、十分に認識することができなかった。

その結果、締結された日華基本条約は南京側から見れば「南京條約以來ノ最モ屈辱的條約」となり、新中央政府として、事変処理の手段として、南京政府はその機能と影響力を

⁵² 同上、「日華同盟条約につき原案どおり妥結するよう交渉徹底方訓令」（昭和18日10月16日）、331-333頁。

⁵³ 同上、「日華同盟条約につき原則として原案どおり妥結するよう改めて交渉徹底方訓令」（昭和18日10月18日）、341頁。

⁵⁴ 同上、「日華同盟条約案文に対する中国側修正要望事項について」（昭和18日10月19日）、345頁。

⁵⁵ 「日本國中華民國間同盟條約」（昭和18年10月30日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2）；『畑俊六日誌』（昭和18年10月19日）；前掲、『汪政權的開場與收場』、199頁。

發揮することができなかつた。このような現状を改善するために、重光外相は就任後、従来の政策を一大転換して、日華基本条約に代わる新たな条約を締結することで、南京側が要求する「対内的」の中国の主権独立、領土保全の実現に応えることを通じて、事変処理と戦争完遂を遂行しようとした。重光にとって、日本側が新条約を通じて「戦後ノ抱負ヲ宣明」することで、日本側の戦争目的が「公正」であること、日本は中国に対して政治的、領土的野心がないことが自ずと証明されるために、重慶と英米も戦争の大義名分がなくなる。そして、日本側が更に新条約に従って、「政治、經濟各般ノ施策ヲ進行」して、「和平地区と抗戦地区との区別がなくなる」と、事変の解決も「敢テ不可能ニ非ス」。そして、重慶が「若し屈伏するに至らんか、英米の対日戦は最終的に失はるる運命を俟つて居る」と重光は判断した。

しかし、南京側が「同盟條約ノ締結ハ全面和平實現後ノ事態ニ對シ國民ニ多大ノ希望ヲ與フルモノナルカ單ニ將來ニ對シ希望ヲ與フルノミナラス現實ノ事態ニ付曙光ヲ與ヘラレタシ」と要望したように、重光は確かに南京側の要求する「対内的」の中国の主権独立、領土保全の実現に応えようとしているが、それは日中戦争、太平洋戦争が終了した「戦後」のことであって、「現状」を改善するものではない。換言すれば、中国側から見れば、それは言わば、「将来」を規定する「空手形」のようなもので、「現在」に資することのない不確かなものである。そのため、南京側は「現實ノ事態」についても「和平ノ曙光」を与えるために、日本側に対して華北の特殊性の改善に関する条文の追加を要望した。しかし、重光はそれに応じようとしなかつた。その結果、重光は南京側と同様な解釈で、「對内的」の中国の主権独立、領土保全を実現しようとしているにもかかわらず、南京側にしてみれば重光は南京側の意向を無視して、その構想を「其ノ儘押シ付」けようとしていると感じた。

日中戦争勃発後、陸軍、海軍、大東亜の各省と対抗して、中国側が要求する「對内的」の中国の主権独立、領土保全の実現に応えようとする重光ほど、中国側の立場に立って対中政策を立てる外務大臣はいなかつた。しかし、汪側を離脱した陶希聖が前述した「日支新關係調整要項」の協議で、「日本ノ心配ハ將來再ヒ戦争カ起ルナラントノ心配ナルモ中國ノ其レハ和平カ巧ク行カサレハ戦争カ止マサルヘシト云フニ在リ畢竟日本ノ心配ハ明日ノ朝食ノ心配ニシテ中國ノハ今日ノ夕食ノ心配ヲ為ササルヲ得サル次第ナリ」と述べた言葉を再度振り返ってみれば分かるように、重光の努力を通じて、日本側と中国側はようやく同じ理解で中国の主権独立、領土保全の実現を主張するようになったが、やはり、「将来」

か「現在」かのところで、認識が終始、擦れ違っていた。

日華同盟条約締結後、谷大使が南京日本大使館で行った講述で、今回の条約締結について次のようにコメントした。

中國ニ存在スル既成ノ事項ト基本條約ニ豫見セラレタル事態トノ間ニスラ
既ニ相當ノ間隔アリ況ヤ同盟條約ハ基本條約ニ百歩ヲ進メ謂ハハ日支友好
關係ノ最高目標ヲ示スモノナルヲ以テ今日ノ現實ノ事態ト同盟條約ニ豫見
セラレ居ル事態トノ間ニハ更ニ一層ノ開キヲ生シタル次第

谷が説明したように、日華同盟条約は日本側の「戦後ノ抱負ヲ宣明」できたものの、日本側による南京政府への圧迫が改善されない「今日ノ現實ノ事態」に起因する両者の認識の「隙間」を埋めることはできなかった⁵⁶。

第2節 現実の事態との開き

第1項 政治、軍事、経済の行き詰まり

対支新政策の展開により、日本側が日華基本条約に代わる新たな日華同盟条約を締結した後、「更ニ進ンテ政治、經濟各般ノ施策ヲ進行スルニ於テハ支那事變ノ解決モ敢テ不可能ニ非ス」、と重光は主張した⁵⁷。しかし、日華同盟条約が「現實ノ事態」を改善する方策を提示していない以上、戦況が悪化し続ける中、それは極めて困難であった。

このような現状を改善するために、南京政府は太平洋戦争勃発後、基本条約改訂を要望すると同時に、「同甘共苦」及び参戦後の「同生共死」〔生死を共にする〕の名の下で、政治、軍事、経済という三つの側面から中国の主権独立、領土保全の回復につながる改革を開始した⁵⁸。前述したように、政治面において華北は名目上、南京政府の領土であるが、事実上の独立状態にあり、南京政府の影響力を受けない地域であった。そして、経済面に

⁵⁶ 「日華同盟條約並ニ今後ノ施策要領ニ關スル講述(要旨)」(前掲、外務省記録 A.7.0.0.9-41-2)。

⁵⁷ 「對支新方針ノ推進ニ就テ」(昭和18年4月5日)(同上)。

⁵⁸ 前掲、「日華共同宣言等の調印後における汪兆銘挨拶」(昭和18年1月9日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、235頁。

において南京政府は深刻なインフレに苦しみ、軍事面において人員、装備と訓練の不足が問題となっていた。

1943年1月9日、南京政府は対英米宣戦布告をした後、まず政府内部の行政再編を行った。戦時体制に移行したことに応じて、南京政府は新たに政府のあらゆる行政機構を凌駕する最高決定権を持つ最高国防委員会を設けた。この決定により、華北政務委員会長及副会長の地位は最高国防委員会の主席の下に置かれ、華北政務委員会及び各総署廳の組織条例も南京の法令として発布されるという風に明示された。華北と華中との接壤地帯も逐次調整を加えた末、南京に帰属することが決定された。また、華北は従来の五色旗の代わりに、南京政府と同様に青天白日旗を掲げることとなった。これらの措置を通じて、華北は中央の指示に直接従うという体裁が整えられた⁵⁹。そして、2月になると、南京政府は南京側と対立する華北政務委員会会長の王揖唐を更迭し、比較的南京政府を敵視していない朱深を会長に指定した⁶⁰。

しかし、7月に朱深が死去したことにより、後任の人選をめぐって、南京政府と日本側は対立した。その理由は南京政府が、朱深の死を契機に華北の中央化を更に進める企図があるからである。そのため、支那派遣軍の強い反対により、南京政府樹立の際に吸収された華北の中華民国臨時政府の首脳であった王克敏が就任することとなった。このような華北の特殊性は戦争が終了するまで維持された⁶¹。

南京政府はまた、宣戦布告の効果によって軍事面では重慶から離反した軍隊を受け入れると共に、日本に対して武器援助を要求した⁶²。43年3月東條首相が南京訪問の際、汪は東條と重光大使との会談で、軍隊建設のために兵器を尚供給することと、全国が一致団結して戦争に臨む必要があるため、華北の特殊化は望ましくないことを長時間にわたって力説した⁶³。しかし、参戦問題交渉の際、中国における在外公館が本国に対し、南京政府との間で共同作戦、軍事基地使用、武器供給を含む軍事協定を結ぶ提案をしたものの、その必要がないとして採用されなかったことから分かるように、南京側の要求に対して、日

⁵⁹ 「参戦後ノ中国ノ展望」(昭和18年5月23日)(外務省記録A.7.0.0.9-41「中華民国国民政府参戦関係」第一巻)。

⁶⁰ 『周仏海日記』(1943年2月8日)。

⁶¹ 『機密戦争日誌』(昭和18年8月16日);『畑俊六日誌』(昭和18年3月15日、昭和18年7月2日)。

⁶² 『畑俊六日誌』(昭和18年5月9日)。

⁶³ 同前書、(昭和18年3月14日)、『周仏海日記』(1942年3月14日)。

本側は積極的に応えようとしなかった⁶⁴。

しかし、政治面、軍事面に比べて、日本側は南京側の経済面に関する要求に対して、比較的積極的に積極的な態度を示した。太平洋戦争勃発を契機に、日本側は南京側の新法幣の価値を維持するために、先ず新法幣と旧法幣との離脱を開始した。1942年3月6日、日本側は興亜院会議で採択された「大東亜戦争開始ニ伴フ中支通貨金融暫定処理要綱」により、「旧法幣打倒ヲ目途トシ圧迫ノ態勢ヲ此際大イニ積極化スルト共ニ新旧両法幣ノ等価関係離脱ヲ実行スル」ことを決定した。日本側はまた、新旧法幣の切り離しを契機に、軍票新規発行の廃止をも視野に入れ、軍票を「事情ノ許ス限り速ニ新規発行ヲ廃止スル」ことにした⁶⁵。

この決定により、3月8日に南京政府は日本側の決定に従い、中央儲備銀行の各幹部を集め、切り離しの準備に取り掛かった。そして、翌9日から新旧法幣の兌換を制限し、預金、為替及び納税には一律に儲備券を使用すると決定した⁶⁶。南京政府は旧法幣の回収方法として、5月28日に中央政治委員会に金融公債安定条例と旧法幣整理代行整理条例を提出し、6月1日から交換を始めると決定した⁶⁷。その結果、1,128,292千円の旧法幣が回収され、儲備券は江蘇省、浙江省、安徽省、南京、上海における統一通貨となった⁶⁸。

しかし、戦争勃発により、英米の中国での貿易が停滞したため、南京政府の税収は急速に減少した。1942年上半期の予想税金収入額について、南京政府は月額で関税2015萬元、統税1214萬元、その他1130萬元、塩税200萬元、毎月合計4559萬元の収入が得られると予想した。しかし、42年1月の実際収入は、関税250萬元、塩税228萬元、統税200萬元、その他351萬元、合計1029萬元、と予想収入額の四分の一でしかなかった⁶⁹。税収の激減に直面する周仏海財政部長は「火がついたように」焦慮していた⁷⁰。42年5月1日の中央政治委員会第92回会議によると、2月と3月の毎月平均関税は440余萬元、統税は660余萬元、その他の税収も少なく、合計は概算総額の半分も満たないという状況に陥った⁷¹。

⁶⁴ 「国民政府ノ参戦ニ伴フ帝国政府ノ措置ニ付テ」（昭和17年11月）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41 第一巻）。

⁶⁵ 多田井喜生編「大東亜戦争開始ニ伴フ中支通貨金融暫定処理要綱」（昭和17年3月6日）『続・現代史資料11 占領地通貨工作』みすず書房、1983年10月、469頁。

⁶⁶ 『周仏海日記』（1942年3月8日、1942年3月9日）。

⁶⁷ 同上、（1942年5月25日、1942年5月28日、1942年6月1日）。

⁶⁸ 前掲、「新旧法幣全面交換実績」（昭和17年6月30日）『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、719頁。

⁶⁹ 『周仏海日記』（1941年12月31日、1942年2月6日）。

⁷⁰ 同上、（1942年2月6日）。

⁷¹ 中国第二历史档案馆編『汪伪中央政治委员会暨最高国防会议会议录 第12册』广西师范大学出版社、2002年9月、第177頁。

それに加えて、南京政府の政治基盤強化と治安維持のための「清郷」による軍事費支出も増加していた⁷²。その結果、収入が減少したにもかかわらず、支出は増加する一方であった⁷³。

そのため、6月12日に周仏海は清郷による支出に対応すべく、軍需資材及び被服を購入する資金調達手段として日本正金銀行上海支店との間で、3,500万円を上限とする「借款契約諸」に調印した⁷⁴。また、7月には青木顧問の協力で日本銀行の結城豊太郎総裁と賀屋蔵相の了承を得て、一億円の借款を決定した⁷⁵。更に8月3日には中央儲備銀行と日本正金銀行との間で3,000万円の借款を行い、儲備券の印刷費と運搬費などの支出に使用した⁷⁶。しかし、清郷による軍費問題は依然南京政府の経済を圧迫する傾向があり、社会経済全体が必ず崩壊するであろうと周が日記に記すほど、先行きが悲観的である⁷⁷。

10月1日、南京政府の来年度予算の試算が終わり、来年上半期の国家支出は毎月約6400萬元を必要とするが、収入は4000余萬しかなく、毎月2000萬元不足し、公債を発行するほかに方法がないという結果が出た⁷⁸。また、政府の機能を維持するために、公務員給与引き上げ措置も10月8日に可決され、物価の高騰による公務員の生活難を当面改善したが、それは同時に支出を増加することを意味した。そして、物価高騰問題は依然厳しく、9月3日中央政治委員会第108回会議では、中央物資統制委員会を中央物価対策委員会に改め、物価の改善に努めた⁷⁹。南京政府の財政難について「もし現在のような状況のままに行けば、中国は滅亡するし、それは日本にとっても利益でない」と周が帰国する中村参事官に伝えたように、南京政府の経済状況は次第に悪化する一途を辿っていた⁸⁰。

こうした現状に対処すべく、南京政府は関税、塩税、統税による収入の拡大を模索した。戦争勃発直後の1942年1月15日、周は早速、日本側に対して金陵、杭州、蘇州税関の復

⁷² 1942年前半における南京政府の軍事予算は約600萬元で、6月になると400萬元を追加し、12月になると更に治安予備費及び總予備費を追加して合計1,190萬元となる；同上、『汪偽中央政治委員会暨最高国防会議会議録 第13冊』、42頁；同上、『汪偽中央政治委員会暨最高国防会議会議録 第15冊』、378頁。

⁷³ 南京政府財政部呈報によると1942年前半の財政支出は一億元強。同上、『汪偽中央政治委員会暨最高国防会議会議録 第14冊』、80頁。

⁷⁴ 中国第二历史档案馆編『中华民国史档案资料汇编第五辑第二编 附录(下)』江苏古籍出版社、1997年9月、876頁。

⁷⁵ 『周仏海日記』(1942年7月15日～7月28日)；同上、880頁。

⁷⁶ 同上、883頁；『周仏海日記』(1942年8月3日)。

⁷⁷ 同上、(1942年9月16日)。

⁷⁸ 同上、(1942年10月1日)。

⁷⁹ 同上、(1942年9月21日)。

⁸⁰ 同上、(1942年11月7日)。

活を提案した⁸¹。周の要望に応じて日本側は42年6月1日、南京の金陵関を復活させ、同年9月14日に広東省の潮海関させた後、順次に、広東省の拱北分関、江門分関、安徽省の蕪湖関、浙江省寧波の浙海関を回復させた。しかし、税関の行政権は依然として日本側にある。

税関の復活を契機に、南京政府はまた税収の南京側への直接納入についても再度要望した。前述したように、従来の南京政府の関税収入について、日本側は税関の總稅務司署が国民政府の管理下に属していないとして、正金銀行より借入の形式を採用してきた。しかし、戦争勃発後、日本側が各地の税関を掌握したことに鑑み、南京政府は7月14日に重光大使を通じて、各地の関税収入を總稅務司署に集め、南京政府財政部の収入に帰属させるようと日本側に打診した⁸²。また、三日後の7月17日に訪日した周は東郷外相との会談で「借款形式ヲ採用セル原因ハ日米關稅協定ノ存在トIGガ英人ナリシ為ナリ然ルニ大東亞戰爭ハ事態ハ一變シ總稅務司モ日本人トナリタル為スカル形式ヲ採ル要ナクナリタル次第ナリ」と、関税剰余を借款形式ではなく、南京政府が直接使用できるよう改善すべきだと直接に日本側にその要望を伝えた⁸³。南京政府の要望に応える形で、日本側は43年1月以降になってから、正金銀行に保管された関税は外債、賠償金を除いた後、剰余の部分は月末に自動的に南京政府に渡す方法に変更した⁸⁴。

次に塩税回収に関しては、戦争勃発により、南京政府の収入が減少したため、日本側も逐次、塩田を南京政府に返還することにした。南京政府が重要視していた塩田は華中で産出量が最も多いのは海州塩田である。事変前、約2億元という塩税収入の内、海州による収入は約三割、即ち6千萬元を占めていた⁸⁵。そのため、南京政府は政府樹立半年後の1940年11月に早速海州塩田委員会を設立し、海州塩田の修築に着手した⁸⁶。そして、42年1月に海州の塩田が返還されることで、中央儲備銀行の儲備券が同地区で流通できるように

⁸¹ 同上、(1942年1月15日)。

⁸² 前掲、「関税収入に関し南京国民政府への配慮方意見具申」(昭和17年7月14日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、528頁。

⁸³ 同上、「南京国民政府の参戦問題や対重慶工作等に関する東郷外相と周仏海との会談」(昭和17年7月17日)、171頁。

⁸⁴ 同上、「南京国民政府参戦等に関する東郷外相と周仏海との第二回会談」(昭和17年7月29日)、173頁。

⁸⁵ 南开大学经济研究所经济史研究室编『中国近代盐务史资料选辑 第三卷』南开大学出版社、1991年6月、225頁。

⁸⁶ 同上、242頁。

なった⁸⁷。同年5月に南京政府は塩務署組織法を施行し、江蘇省、浙江省、安徽省、南京、上海、広東省の塩務管理局の事務強化を行い、南京政府が産出、運搬、販売などを管理できる塩務管理システムを構築に着手した⁸⁸。そして、日本出資の通源会社が同地域で産出された塩の輸送、販売権を独占している現状に鑑み、南京政府は日本側に対して改善を要望した。交渉の末、12月に通源塩業会社が解消され、中国人の塩商が構成する裕華会社が塩の輸送、販売を担当するようになった⁸⁹。

日本側と協議の末、通源公司の上部会社、即ち日本側が海州塩務及び華中の經濟をコントロールするために設立した華中塩務公司の解消についても43年10月に日中合弁の中華塩務公司に代わることによって実現され、海州塩務の經營は南京側と日本側が共同に行うようになった⁹⁰。しかし、戦況の悪化により、44年11月になると塩の輸送手段である船舶及び車が著しく不足するようになった。また、盗難事件が頻発したため、輸送途中に輸送量の半数以上が強奪されるという事態に陥った。そのため、45年2月になると、中華塩務公司は自ら解散を申請するに至った⁹¹。

また、統税に関しては前述したように、太平洋戦争が勃発前、日本側は既に統税の管理権を南京側に返還したため、日本側が関与しない形で、統税は南京政府の財政部が管理していたが、統税権は依然日本側にあった⁹²。それを改善するために、南京側は戦争勃発後、再び統税権の回収を要望した。その要望は日本側の容認を得て、43年1月に江蘇省、浙江省、安徽省にある税務総局が撤廃され、南京政府が代わりに各省に税務局を設置し、統税を関税、塩税に比べ、比較的自由に管理できるようになった⁹³。

一方、軍票問題について、前述したように、日本側は軍票を「事情ノ許ス限り速ニ新規発行ヲ廢止スル」と決定したが、1942年7月、周は日本を訪問した際、軍票問題については発行停止ではなく価値維持を希望した⁹⁴。通貨の統一は南京政府の財政政策の目標にもかかわらず、何故、周は軍票の廢止を反対したか。その理由は日本による華北への経済的

⁸⁷ 『周仏海日記』(1941年12月31日)。

⁸⁸ 前掲、『中国近代盐务史资料选辑 第三卷』、5、138—139頁。

⁸⁹ 同上、161—174頁。

⁹⁰ 同上、183—215頁。

⁹¹ 同上、248—251頁。

⁹² 『周仏海日記』(1940年6月24日)；秦孝儀主編〈「中」日新關係調整綱要〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》中國國民黨中央委員會黨史委員會、1981年9月、313頁。

⁹³ 前掲、『中华民国史档案资料汇编第五辑第二编 附录(下)』、730頁。

⁹⁴ 前掲、「南京国民政府の参戦問題や対重慶工作等に関する東郷外相と周仏海とのつ会談」(昭和17年7月17日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、167頁。

圧迫に関係している。太平洋戦争勃発後、華北の中国聯合準備銀行は日本の軍事費支出に支援したことにより、経済面で南京と切り離している華北は既に南京よりも深刻なインフレに悩まされていた。そのため、南京政府は軍票を廃止すれば、華北と同じ運命を辿る恐れがあると危惧していた。

周は太平洋戦争勃発後、大陸銀行の理事長、南京国民政府金融顧問委員会委員、全国商業統制会理事、中央儲備会監理委員会理事などを歴任した葉扶霄と目下の金融問題について意見交換した時、軍票発行停止を主張しない理由について次のように説明した。

中央儲備銀行券の流通ということからいえば、勿論軍票の回収を望むが、もしそうならば、日本の軍事費の負担は必ず中央儲備銀行に加えられ、中央儲備銀行の今後の発行は自ら行なうことができなくなり、日本の軍事費の状況に左右されることになる。軍票は日本が発行するものであり、目下の幣値の維持と将来の回収について、日本が責任を負わざるを得ない。もしこの軍事費を中央儲備銀行券によって行なうことになれば、一切の責任をみな我が方が負わざるを得ないことになるからである⁹⁵

このように、南京側は儲備券流通による財政基盤の強化を期待するよりも軍票発行停止による政府への財政負担の方を危惧していた。

しかし、軍票の現状維持を希望する周の要望を日本側は受け入れなかった⁹⁶。42年8月7日、興亜院会議は「軍票新規発行廃止措置ニ関スル件」を採択し、「日本側ガ軍費其ノ他必要トスル儲備券ニ付支那側ハ之ヲ円滑且確實ニ供給スベキコト、日本側ハ中央儲備銀行ノ育成強化並ニ儲備券ノ価値維持ニ付能フ限り援助スベキ」だと決定した⁹⁷。そして、日本側は「中央儲備銀行ト横浜正金銀行トノ間ニ預ケ合勘定契約締結ニ関スル件」に基づき、42年8月10日に日本正金銀行と中央儲備銀行の間で、「軍票と中儲券との相互預け合契約」に調印した⁹⁸。

軍票が廃止された後、「日本円と中儲券との相互預け合契約」へと修正されたこの契約に

⁹⁵ 『周仏海日記』(1942年2月16日)。

⁹⁶ 前掲、「中央儲備銀行ニ対スル一億円借款供与ノ件ニ関スル説明資料」(昭和17年7月24日)『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、737-739頁。

⁹⁷ 同上、「軍票新規発行廃止措置ニ関スル件」(昭和17年8月7日)、488頁。

⁹⁸ 同上、「儲備銀行—正金預け合契約」(昭和17年5月16日)、776-777頁。

より、正金銀行上海支店に中央儲備銀行の資金を必要とする場合が生じたとき、中央儲備銀行はその金額に相当する儲備券を供給することとなった⁹⁹。また、43年2月5日に日本側は各省間申し合わせの下で、「支那ニ於テ支出セラルル臨時軍事費特別会計所要資金ノ現地調達ニ関スル件」を決定し、横浜正金銀行は臨時軍事費特別会計の現地所要資金を中央儲備銀行との預け合契約により調達することにした¹⁰⁰。これにより、43年4月1日、軍票が廃止された後も、日本側はこの契約を通じて無制限に中儲券に貸越して、日本の軍事費用を維持することができるようになった。

軍票発行停止後、南京政府が日本側の軍事費支出を肩代わりするようになったため、儲備券の発行高は42年末の3,696百万元から、43年3月末の4,895百万元、4月末の6,313百万元、5月末の7,571百万元、6月末の9,122百万元へと、3月以降毎月12億元乃至15億元の増発を行うこととなった¹⁰¹。中央儲備銀行の儲備券の発行は百億に近かったものの、その内の80%が発行停止となった軍票の代わりに日本の軍事費支出に使用したため、南京政府の財政は極めて圧迫された。その圧迫ぶりは、南方視察中の松井石根大將が43年6月に上海に立ち寄り、陳立法院長との面談で南京政府の経済状況についてその意見を聞いた際、陳が「国民政府は二年と云ひ度も二年たゝぬ内に財政的に破綻を来すべし」と明言するほどであった¹⁰²。

そのため、43年11月6日、南京側だけでなく、中央儲備銀行の日本人顧問室からも「中央儲備銀行、横浜正金銀行間儲備券対日本円預け合契約改訂処理要綱案」を作成し、預け合使用の規制を要求した。その要求に応じて、大東亜省支那事務局理財課は44年2月16日「中央儲備銀行及横浜正金銀行間預け合契約改訂要綱（案）」を作成し、改善を試みた。また、44年3月16日に行われた閣議で決定した「支那及南方地域ニ対スル通貨政策」では、今後預け合制度により調達する資金の範囲を「臨時軍事費特別会計、為替交易調整特別会計及一般会計等ノ国庫金ニ限定スル」と規定するようになった¹⁰³。そして、44年8

⁹⁹ 横浜正金銀行上海支店（以下乙ト称ス）ガ乙ニ於ケル中央儲備銀行上海分行（以下甲ト称ス）ノ日本円預金勘定ヲ貸記シタルトキハ右金額ニ相当スル儲備券ヲ甲ハ甲ニ於ケル乙ノ儲備券預金勘定ニ貸記スルモノトス。

¹⁰⁰ 前掲、「支那ニ於ケル軍事費支払資金ノ借入ニ関スル件」（昭和18年3月25日）『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、747頁。

¹⁰¹ 「對支緊急經濟施策ニ関スル件」（昭和18年7月14日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1140「大東亜戦争中期以降 対支重要決定綴」）。

¹⁰² 『畑俊六日誌』（昭和18年6月9日、昭和18年7月17日）。

¹⁰³ 前掲、「支那及南方ニ対スル通貨政策ニ関スル件」（昭和19年3月16日）『続・現代史資料11 占領地通貨工作』、855頁。

月 1 日に、中央儲備銀行と横浜正金銀行の間で修正された新たな預け合契約が締結された。

しかし、中央儲備銀行の増発高は依然として増える一方で、44 年 10 月末の儲備券増発高は 80,918 百万円で、同年 1 月末の 21,953 百万円の四倍強となった¹⁰⁴。45 年 1 月 11 日、日本側の最高戦争指導会議（連絡会議を改称して設置された会議）では「軍ノ協力ナル推進ノ下現地ノ創意ヲ重視」しつつ、「軍ノ自戦自給及対日満寄与ヲ第一義トシ支那経済ノ破綻ヲ防止シ戦争寄与ヲ確保スル為努メテ現地経済力ノ維持培養ヲ図リ現制通貨ヲ擁護ス」を趣旨とする「支那戦時経済確立対策」を決定した¹⁰⁵。しかし、終戦後の 45 年 8 月末の儲備券発行高は 3 兆 3 千億元という結果からも分かるように、この対策も失敗に終わった¹⁰⁶。

このように、日本側は対支新政策に基き、「更ニ進ンテ政治、経済各般ノ施策ヲ進行」したが、そのいずれも成果を挙げる事がなかった。南京政府の財政収入源となる上海においても「汪政権は結局崩壊の外なく、大学教授、青年層は重慶、南京共に見限りをつけ」ているという様相はその行詰りを如実に反映していた¹⁰⁷。

第 2 項 対重慶工作の停滞

政治面、経済面と同様に日本が南京政府を通じて行う対重慶工作も行き詰まりを見せていた。まず、重慶側の軍隊に対する切崩し工作について、前述したように、1938 年 12 月末、汪の和平工作に呼応して行動を起こす者がなかったため、汪側を通じて行う重慶への切り崩し工作は最初から失敗した。その後、日本の支持の下で、新政府樹立に向けて準備を進める中、汪は新政府樹立による同調者獲得の見通しについて、「國民黨代表大會開催ノ曉ニハ約三百人ヲ集メ得ル自身アリ、現在重慶ニアル國民黨同志ノ一部モ必ス出席スヘシ、軍隊ハ現在ノ五分ノ二乃至五分ノ三ヲ獲得シ得ヘク廣東軍、張發奎軍、薛岳軍等モ來ルヘシ」と述べていたが、出席者は期待された人数には届かず、廣東軍、張發奎軍、薛岳軍も汪側に呼応して行動を起こすことがなかった¹⁰⁸。39 年 7 月 24 日、汪が広東省にある各重慶側の軍隊の回収と切崩し工作を進めるために広東省を訪れた際、汪は矢野征記領事に対

¹⁰⁴ 同上、「対支経済施策（其ノ二）—通貨対策」（昭和 19 年 11 月 15 日）、945 頁。

¹⁰⁵ 同上、「支那戦時経済確立対策」（昭和 20 年 1 月 11 日）、952 頁。

¹⁰⁶ 同上、966、974 頁。

¹⁰⁷ 『畑俊六日誌』（昭和 18 年 6 月 10 日）。

¹⁰⁸ 「王克敏、竹内會談ニ關スル件」（昭和 14 年 6 月 26 日）（外務省記録 A.6.1.1.8-3「支那事変ニ際シ支那新政府樹立關係一件 支那中央政權樹立問題」第四卷）。

して、張發奎、鄧龍光などを始め、「好都合ニ行ケハ四、五師ノ軍隊ハ入手可能」だと説明したが、回収切崩し工作は依然として失敗に終わった¹⁰⁹。

39年末、日本と新中央政府樹立のための協議を経た汪側は重慶に対する工作よりも、新中央政府の樹立と実力強化を重要視していたため、汪側を通じて對重慶工作を行うことがますます困難となった。39年11月17日に「日支新關係調整要項」についての協議が一段落に付くと、汪は従来態度を変えて、「蔣ハ共產黨ヲ利用シテ和平派ヲ彈壓シ居ル状態ニシテ此ノ間ニ挟マレタル政府要人連ハ極度ニ煩悶シ居ル状態ナリ...雲南、四川、貴州、廣西等重慶政府ノ地盤ニ於テハ中央軍ト地方軍ト交錯セシメテ配置シ居ル為和平運動ニ参加セントスル軍隊ハ箇々ニ態度ヲ表明シ得サル状況ニアリ」と、切崩し工作が困難であると主張した。そして、對重慶工作の見通しについて悲觀的な態度を示しながら、「現在新政權樹立ノ為日支兩方面ノ同士相集リ毎日ノ如ク極メテ熱心ニ協議ナルカ若シ幸ニシテ新政權ノ和平方策カ國民大衆ヲ率ユルニ足ルモノナハラ重慶ニ大打撃ヲ與フヘキモ若シ之ニ反シ真政權ノ和平方策カ大衆ノ失望スルカ如キモノナルトキハ却ツテ重慶ノ抗戰體制ヲ強化スル惧アル」と、それを逆手にとって新中央政府の樹立と実力強化の重要性を強調し始めた¹¹⁰。

40年1月17日、汪は加藤外松公使との会談で、新政府樹立と對重慶工作との関係について「重慶側ハ極力新政府ノ樹立ニ反對シ居ルヲ以テ此ノ際新政府ノ樹立ハ益々對重慶工作ヲ困難ナラシムヘシトノ意見アリ若シ果シテ然ラハ政府ノ樹立ハ之ヲ後日ニ譲ルノ外ナカルヘシ然レ共自分ノ觀ル處ニテハ民國元年孫文カ南京ニ臨時政府ヲ樹立シテ却テ南北ノ和平ヲ促進セシメタル例モアリ新政府ノ樹立ハ寧ロ重慶ヲ切崩シ速ニ和平ヲ招来スル捷徑ナリ」と、新中央政府を樹立する重要性を指摘した。そして、「日本カ早急ニ新政府ヲ承認スルコトハ重慶側ノ合流ヲ妨クル惧アリト為ス論アルモ右ハ寧ロ反對ニシテ若シ承認セサレハ重慶側ハ新政府ヲ偽組織ナリト宣傳シ旺ニ破壊工作ヲ試ミルヘク重慶側ヲ合流セシムルコト不可能ニ立到ルヘシ」と、新中央政府を早期に樹立すべきだと汪は主張した¹¹¹。

¹⁰⁹ 「廣東ニ於ケル竹内工作概況」(昭和14年7月)(外務省記録A.6.1.1.8-5「支那事變ニ際シ支那新政府樹立關係一件 汪精衛關係(矢野記録)」第三卷);「岡崎總領事ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和14年7月25日)(同上、外務省記録A.6.1.1.8-3 第四卷)。

¹¹⁰ 前掲、「国共關係の現状など重慶情勢に関する汪兆銘の觀察について」(昭和14年11月17日)『日本外交文書 日中戦争第二冊』、994-995頁。

¹¹¹ 「加藤公使ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和15年1月17日)(前掲、外務省記録A.6.1.1.8-3 第七卷)。

前述したように、日本側が新中央政府の樹立を推進した原因の一つは、事変処理、すなわち、対重慶工作の役割を新中央政府に期待したわけである。しかし、それを実行する汪側は新中央政府の樹立が確実となると、ますます新中央政府の実力強化を優先したため、汪側の心理的变化によって、新中央政府を通じる対重慶工作もますます困難となった。新政府樹立の効果を強調した汪側は南京政府が樹立されてからも、対重慶工作の見通しは依然として悲観的であると主張し続けた。

政府樹立二ヶ月後の40年5月24日に、陳公博立法院長と褚民誼外交部長は日本へと赴いた際、米内光政首相と畑俊六陸相は直接に、南京側の蒋介石の立場に対する観察を確認した。陳は蒋介石以外の重慶政府の要人は百分の九十以上和平を希望し、「彼等ハ汪政權ニ反對ナルニハ非ス汪政權カ如何ナル條件ヲ以テ日本ト國交ヲ調整スルヤヲ注目シ居ル」と、対重慶工作は依然として成功の可能性が高いものであると説明した。しかし、重慶側の指導者である蒋介石は「抗日ヲ以テ支那ノ統一ヲ圖リ其ノ途上ニアル者ナルヲ以テ今抗日ヲ捨ツルコトハ直チニ支那ノ統一ヲ破ルコトトナリ到底之ヲ為シ得ス」と陳が説明したように、蔣が容認しないとすると、対重慶工作は事実上、実現不可能である。

また、畑陸相が南京側は蒋介石を如何に取り扱うかについて確認すると、陳は「汪ハ蔣ニシテ和平ニ賛成シ出テ来ルニ於テハ蔣ヲ立テテ自分ハ之ヲ助クルモ差支ナク又蔣ニ於テ自分カ中心トナリテ政府ヲ組織セヨト言フナラハ自分カ政府ノ中心トナリ蔣ノ援助ヲ受クルコトモ差支ナシ又蔣モ下野シ自分モ下野シ孔祥熙、張群アタリカ中心トナリテ日本トノ全面的和平ヲ議スルコトトナルニ於テハ自分ハ固ヨリ蔣ト共ニ下野スルヲ辞セスト語リタルコト」と、汪が昨年、蒋介石問題について「スチュワート」の使者に答えた意見に基いて説明した。しかし、「スチュワート」による和平勧告に対し、蒋介石は「一、日本ヨリ先ツ支那ニ向ツテ媾和ノ申入ヲナスコト 二、米国カ仲介者トナリテ日支ノ間ニ話合ヲナスコト」という条件下でないと日本との話し合いは応じ難いと陳が続けて説明したように、蒋介石が対重慶工作に応じることが困難であると再度指摘した¹¹²。

周佛海財政部長もまた一か月後の6月14日に、清水薫三書記官との面会の際、重慶側の現状では、南京もしくは日本が片方単独に対重慶工作を推進しても効果が上がらないと説明した。周は「重慶側最近ノ状態ハ相當動揺シ和平ノ空氣昂マリツツアル模様ナルモ汪主席初メ幹部一同ハ蒋介石ノミハ全ク望ミ無キモノト諦メ居レリ自分ノ見ル所ヲ以テスルモ

¹¹² 「陳公博ノ各要路トノ會談要領」(昭和15年5月24日)(外務省記録A.6.1.1.9「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件」第一卷)。

蔣カ和平ニ乗り出ス機會ハ既ニ過キ去レリト言ハサルヘカラス」と説明し、南京側が既に對重慶工作を半ば断念したことを示した¹¹³。

そして、40年9月27日に日独伊三国同盟が締結されると、汪は一時的に重慶にいる親独派がドイツを動かして對日和平を講ずるために活動し、もしドイツがソ連を通じて中国国内の共産党の活動を抑え、和平に反対しないようにすれば、重慶にいる和平派の発言力は大きくなると期待していた¹¹⁴。しかし、三国同盟締結を契機にイギリスは日本側が要請した重慶政府への物資支援を行うビルマルートの封鎖を解除したことや日本による南京政府承認を契機にルーズベルトは重慶政府が中国を代表する唯一の政府と声明し、1億ドルの借款を行うことなどにより、南京側はますます對重慶工作は実現不可能であると判断した¹¹⁵。

そのため、41年3月27日、東亜クラブに招待された汪が重慶との和平の現状について説明した際、「昨年7月頃までは重慶も余程へこたれたる模様なるが、日独伊の三国同盟により英米が支援することゝなりたる為、之に依存して抗戦の腹をかためたるが如く、従て口癖の全面和平とは重慶と一処になることお意味するも、彼は其不可能なるを承知しある様なり」と畑俊六総司令官が鋭く観察したように、對重慶工作についての南京側の消極的な態度は明らかであった¹¹⁶。

太平洋戦争開戦後の12月13日、汪は日高信六郎代理大使との会談で、重慶が對日宣戦布告した今、「尚重慶方面ニ對シテハ出来得ル限リノ手ヲ盡シ其ノ轉向ヲ圖リタキ考ナルカ差當リ香港ニハ相當多數ノ要人アリ此等ヲ南京又ハ廣東等ニ呼ヒ和平運動ニ從事セシムルコト一法ナリ」と、消極的ではありながら、今後の對重慶工作を継続すると説明した¹¹⁷。また、12月16日、陳立法院長と周財政部長は影佐少将との会談で、「重慶ノ心理的轉換ハ日ト共ニ大キクナルテアラウト思フカ蔣介石一人カ如何ニ努力シテモ之ヲ止メルト云フコトハ不可能ナル、故ニ今後重慶工作ハ馬カヲ掛ケナケレハナラナイ」と説明した¹¹⁸。

¹¹³ 「阿部大使ヨリ有田外務大臣宛電報」(昭和15年6月16日)(同上)。

¹¹⁴ 「日高参事官ト汪精衛トノ会談録」(昭和15年10月2日)(同上)。

¹¹⁵ Anthony Best ed., "Viscount Halifax to Sir A. Clark Kerr (Chungking)," *British Documents on Foreign Affairs Volume 1*, University Publications of America, 1997, P.339; The Ambassador in China (Johnson) to the Secretary of State, December 1, *FRUS diplomatic papers, 1940: The Far East Vol. 4*, p.702.

¹¹⁶ 『畑俊六日誌』(昭和16年3月27日)。

¹¹⁷ 前掲、「南京国民政府の華僑工作促進のための具体的措置に関する現地決定について」(昭和16年12月14日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、155頁。

¹¹⁸ 同上、「對重慶和平工作に関する南京国民政府首脳部の意見について」(昭和16年12月16日)、「南京国民政府内の全面和平案に関する協議模様につき報告」(昭和16年12月20日)。

しかし、蔣介石が動じない以上、対重慶工作が成功しないのは明白である。そのため、「蔣の態度については汪主席は頗思ひつめたる考を有す。即絶対来ぬとの観測なり」、「今や主席の全面和平は重慶の態度に顧て全然絶望なり」と重光大使と畑総軍司令官が観察したように、南京政府は対重慶工作の可能性について悲観的であった¹¹⁹。

42年6月25日に、周佛海は重光大使との会談であらためて「和平ハ蔣介石自身ノ思想ノ變ラサル限り先ツ見込ナキ次第ナリ」と説明した¹²⁰。また、7月6日、重光大使の餞別会で、周佛海は再び「重慶は英、米が必ず最後に勝利すると確信しているため、目下は決して講和を口にしない。しかし、もし日本の出す条件が、英、米が勝利した場合に重慶が得るものとほとんど変わらないのであるのなら、重慶は英、米の勝利を待つ必要はあるまい…故に日本の講和条件がよくて、また必ず実行するという保証さえあれば、重慶も決して講和しない訳ではなかろう。しかし、目下の日本の空気について言えば、余は実に悲観的である¹²¹」と、日本側が重慶に対する政治的攻勢の中身を変えない限り、現状では対重慶工作を実行しても効果を挙げるできないと説明した¹²²。

そして、7月14日、梅思平実業部長もまた重光との会談で、蔣介石が対日講和を欲しない理由として「世界戦争ノ終結ヲ俟テ日支事變ヲ解決スルコト有利ナリ」、「蔣ハ抗戰ニ依リ支那ノ統一ニ成功シ居ルヲ以テ遽ニ其ノ態度ヲ變更シ得ス」、「蔣ハ一旦日本ト媾和セハ其ノ軍事的及政治的の最高ノ地位ハ忽チ崩ルルモノト認メ躊躇シ居レリ」、「蔣ハ終始徹底抗日ヲ呼號シ來レル關係上和平ニ轉向スルハ餘程ノ理由アリテ之ヲ天下ニ闡明セサル限り彼ハ日本ニ屈伏セリト罵ラレ其ノ政治的生命ヲ失墜スル危険アリ」と説明し、中国国内の政治関係から見ても、蔣介石が和平交渉に応じる可能性が低いと主張した¹²³。

7月17日、訪日した周財政部長は東郷外相に対して「蔣ガ過去五ヶ年間戦ヲ繼續シテ待ツテ居タノハ日本ト英米トノ戦ナリ其ノ多年待望ノ日英米戦ガ實現セル今日蔣トシテハ和議ヲ考フルガ如キコト萬々ナシ」と同時に、「華府ニ於テ反樞軸國五十餘ヶ國ガ單獨ニ媾和

360-361、367 頁。

¹¹⁹ 『畑俊六日誌』(昭和17年3月26日、昭和17年6月9日)。

¹²⁰ 前掲、「対重慶全面和平実現には南京国民政府強化が先決との周佛海の意見について」(昭和17年6月25日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、382 頁。

¹²¹ 重慶深信英、美必得最後勝利、故目前決不言和。但日本之條件、與英、美勝利時重慶所得者相差無幾、重慶何必待英、美之勝利? …故只須日本講和條件好、且保障必能實行、重慶亦非決不言和也。但就日本目前空氣言、余實悲觀。

¹²² 『周佛海日記』(1942年07月06日、1942年07月07日)。

¹²³ 前掲、「蔣介石の意向などに鑑み対重慶全面和平は望み難との梅思平内話について」(昭和17年7月14日)『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、384-385 頁。

セズトノ協定ヲ締結シ重慶側モ之ニ参加シ居ル為之ニ拘束サルベク要スルニ 蔣ハ和議ニ應ズルコトナシ」と日本側の政府指導者にあらためて対重慶工作が実現困難であると説明した¹²⁴。更に、9月5日、「汪主席が停戦に乗出さんとする心境は今でも変化なきや」という畑総軍司令官の問いに対して、汪が「今日にては蔣は飽迄米と一蓮托生の決心を堅くしたることなれば頗困難にして、蔣が此如き心境にあるは誠に困ったものなり」と繰り返したように、南京政府は対重慶工作の可能性についてもはや断念したに近かった¹²⁵。

しかし、前述したように、南京側は日本側が太平洋戦争を勝利するとは判断していなかった。そのため太平洋戦争勃発を契機に、南京政府はその実力を強化するために日本側に対して和平運動の目的である中国の主権独立、領土保全を再び主張すると同時に、重慶側との関係改善をも独自に模索していた。そして、南京政府は参戦した後の1943年夏ごろに入ると、汪の夫人である陳璧君は蒋介石とつながりのある孫科立法院長の代表の馮祝萬との間で密かに接触することに成功した。南京側に対して、馮は交渉に入るべきかどうかの判断材料として「一、日本ノ條約改訂ニ對スル誠意如何其ノ内容ハ真ニ中國ノ獨立自主ヲ保障スルモノナリヤ。二、全面和平ニ對シ日本ニ撤兵スル決心アリヤ。三、沿海各省ハ全面和平ノ際如何ニ處理スルヤ」という三つの疑問を挙げた。それに対して、陳は「第一ハ既ニ東條総理力屢々公開ノ席ニテ言明セル所ニシテ日本ノ誠意ハ疑フノ餘地ナシ唯第二ノ撤兵ノコトハ日本側ノ問題ナルニ付即答シ得ス」、「第三ノ問題ハ即チ國民政府ノコトヲ指スモノナルヘキカ和平實施ノ暁ハ何等問題ト成ラス」と返答し、馮の一応の了承を得た¹²⁶。

汪は、42年末に参戦問題のために訪日した際、天皇と東條首相に対して、この秘密交渉について自ら言及するほど今回の交渉の実現可能性が高いと判断していた¹²⁷。汪は今回の交渉の目的について「重慶政府に対し真の和睦を結ぶ一方、偽りの軍隊建設を以って撤兵の準備を行う」と、その真意を妻の陳璧君への電報に打明けた¹²⁸。汪が「[対支] 新政策ヲ着々遂行シ新條約ヲ締結シ [重慶] の抗日ノ名目ヲ覆滅スルコトカ根本方策ナリ」と重

¹²⁴ 同上、「南京国民政府の参戦問題や對重慶工作等に関する東郷外相と周仏海との会談」(昭和17年7月17日)、168頁。

¹²⁵ 『畑俊六日誌』(昭和17年9月5日)。

¹²⁶ 「重光外務大臣陳公博氏會談要録」(昭和18年9月22日)(前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2)。

¹²⁷ 『周仏海日記』(1943年8月21日);前掲、『東條内閣総理大臣機密記録』、236-238頁。

¹²⁸ 「截獲汪兆銘電陳璧君擬一面與重慶政府真的謀和 另一方面假建軍以為撤軍之準備」(1943年9月29日)『蔣中正總統文物-特交檔案-分類資料-中日戦争』國史館藏、典藏號:002-080103-00010-091、入藏登録號:002000001145A。

光大使に説明したように、基本条約の改訂を同時に推進することで重慶との関係改善に期待をかけた¹²⁹。

そのため、汪は重慶が関心を持つ撤兵問題について谷正之大使と会談した際、「蔣より英米と手を切る故、日本も撤兵せられたしと申出たる際、日本が之を応諾し呉るゝや否や」ということが最も肝心であると主張した¹³⁰。周もまた、支那派遣軍支那課長の都甲俵大佐に「重慶が危惧していることは、英、米を離脱したあと、日本が条約を履行しないのではないかということである。したがってどうしたら確実に保証でき、重慶をして日本を信用させることができるか、この点は日本が反省し、措置を講ずべきことである¹³¹」と指摘した¹³²。また、周は谷大使に対しても「和平区の日本のやり方から見れば、重慶は決して和を求めることはしない。「言葉は誠実、行動は果断」（言必信、行必果）が日本のやり方として今後採るべき方途である¹³³」と重慶との関係を改善するならばまず日本側が自ら行動しなければならないと主張した¹³⁴。

43年10月30日に日華同盟条約が締結され、日本側は全面和平が実現されると、中国より撤兵すると共に、北清事変に関する北京議定書及び関係書類に基く駐兵権をも放棄することに同意した¹³⁵。その翌日に、汪はこの条約により百年来の不平等条約が廃棄されたため、盧溝橋事変以前の状態に戻すという和平実現の条件が達成されたと主張し、重慶が抗戦をやめて和平を恢復するよう再度重慶側に対して呼び掛けた¹³⁶。

しかし、汪の期待に反して、孫科の代表を通じて行う重慶との交渉では、重慶側は代表を送ったものの、イタリアが投降したことを受け、急遽引き返した。それ以降、接触は自ずと途切れた¹³⁷。また、重慶側は日本と南京側に締結された条約を一切承認しないと声明した上に、43年12月9日のカイロ宣言で重慶側は日本と妥協しない方針を再度明確にし

¹²⁹ 「重光大臣汪主席會談要録」（昭和18年9月22日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2）。

¹³⁰ 『木戸幸一日記』（1943年9月17日、18日、21日）。

¹³¹ 重慶所惧者、脱離英、美後而日本不履行條約也。故如何能有切實保證，使重慶信用日本，此日本必須反省及設法者也。

¹³² 『周仏海日記』（1943年9月29日）。

¹³³ 以在和平區日本之做法視之，則重慶決不和，「言必信，行必果」，為日本做法今後應取之途徑。

¹³⁴ 『周仏海日記』（1943年10月4日）。

¹³⁵ 「日本國中華民國間同盟條約」（昭和18年10月30日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2）。

¹³⁶ 『中華日報』（1943年10月31日）。

¹³⁷ 「羅維玉電李宗仁查前有和平可能日方特派松井石根赴廣州等待重慶特使但人皆未到故至此可知和平運動已煙消雲散」（1943年10月9日）『蔣中正總統文物交檔案-分類資料-中日戰爭』國史館藏、典藏號：002-080103-00010-096、入藏登錄號：002000001145A；「重光外務大臣陳公博氏會談要録」（昭和18年9月22日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-41-2）。

た¹³⁸。それにより、汪は万策尽きた思いに陥った上に、かつての襲撃事件の際に負った銃傷も悪化した。約一年間の治療の末、44年11月10日に、汪はその生涯を閉じた¹³⁹。

汪兆銘亡き後、陳公博は代理主席として日本に協力しながらも、南京政府を終わらせるための「後片付け」をその実際の目的とした¹⁴⁰。そのため、陳は新たに発表した政綱の中で「国民政府は終始重慶政府と敵対する心がなく…今後国民政府は汪主席の遺志を受け継ぎ、党国不可分と方針統一という偉大なる念願を達成し…日中が平和状態に戻り、国家が統一状態に戻る¹⁴¹」と、「党不可分、国必統一」という名の下で重慶政府と合流することを模索し始めた¹⁴²。この目的に従って、44年12月31日に、陳は大赦令を発表し、45年3月24日の執行により、重慶側の諜報員を釈放した¹⁴³。また、4月から6月にかけて各地の軍事施設を視察し、重慶政府と共同に共産党に対抗する重要性を主張した¹⁴⁴。そして、7月になると、陳公博はようやく重慶側と反共について連絡を取ることに成功したが、反共体制を進める最中に日本が連合国側に投降することを宣言した¹⁴⁵。

第3節 南京政府解散問題

第1項 重慶か南京か

1943年9月18日の連絡会議で、東條首相兼陸相は「此ノ際國民政府ヲシテ對重慶政治工作ヲ開始セシム」と決定した¹⁴⁶。その二日後の9月22日、大本営政府連絡会議で決定

¹³⁸ 「行政院、駐華各國使館、外交部為中華民國政府對汪政權與任何國家訂立文件及一切行為概不承認事及日本交還租界於汪政權等往來文電、日本與汪政權間簽訂之條約、西康省黨部、雪梨全體華僑、駐法大使館關於各國對汪政權態度及表明反對汪政權等文電」『外交部 檔案 亞東太平洋司-日-滿洲國與汪政權』國史館藏、典藏號：020-010114-0008、入藏登入號：020000001498A。

¹³⁹ 『畑俊六日記』(昭和18年12月)；『周仏海日記』(1943年12月20日、1944年11月11日)。

¹⁴⁰ 『中華日報』(1944年11月25日、11月27日、12月21日)；巫兰溪著、黄美真編〈汪偽政府末日記〉《偽廷幽影錄》中国文史出版社、1991年5月、335頁。

¹⁴¹ 國民政府自始即無與重慶敵對之心…今後國民政府，決本 汪主席之遺志，以求達到黨國不可分而囑須統一之偉大志願…使中日復歸於和平而國家復歸於統一。

¹⁴² 陳公博〈就任國民政府代主席典禮訓辭〉《政治月刊 第8卷第6期》政治月刊社、1944年12月、17-18頁；前掲、〈八年來的回憶〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》、1597頁。

¹⁴³ 蔡鴻源主編〈大赦條例〉(1945年1月23日)《民國法規集成 第98冊》黄山書社、1999年2月、365頁。

¹⁴⁴ 『中華日報』(1945年4月19日、6月23日)。

¹⁴⁵ 前掲、〈八年來的回憶〉《中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編傀儡組織 第三冊》1599頁。

¹⁴⁶ 「對重慶政治工作ニ關スル件」(昭和18年9月18日、9月20日)(外務省記録A.7.0.0.9-61

された「對重慶政治工作指導ニ關スル件」では「當分ノ間原則トシテ内閣總理大臣直接汪主席ノ指導連絡ニ當ル出先機關ハ中央ノ指示ナキ限り必要ナル通信傳達ノ外本工作ニ關與セス」と新たに規定し、對重慶工作を再開した¹⁴⁷。

しかし、前述したように、對重慶工作は大きな進展を見せないまま、東條内閣が倒れ、小磯国昭内閣へと変わった。小磯は南京政府に対して如何なる認識を持っていたか。南京政府樹立以前からの小磯の事変処理に対する認識を追うことでその考え方を窺うことができる。38年初頭に華北新政権問題が現地で検討された際、当時、朝鮮軍司令官を務めていた小磯国昭は復辟論者として知られ、華北にも帝政を敷き、満州国の延長にすべきだと主張していた。しかし、前述のように北支方面軍は「本問題ハ着眼ヲ東亞聯邦（日本ヲ中心トスル）思想ノ下ニ於ケル一支那ナル着想ヲ必要トスヘク從テ從來ノ型ノ帝國トカ共和トカ言フ觀念トハ別ニ真ニ日滿支一體ヲ具現シ得ル如ク縦ノ體系ト横ノ連繫ヲ一體化セルモノ」と、漢民族による中華民国であるべきだと判断し、小磯の意見は採用されなかった¹⁴⁸。

次に40年半ば、米内内閣の拓務大臣を務めていた小磯は内閣総辞職直後に残した「帝國ノ急用施策」という意見書にもその事変処理の認識を示した。小磯は「帝國ハ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ國民經濟ノ戰時體制化ヲ斷行スルト共ニ支那事變ヲ速ニ拾収シ且物動計畫上不足資源充足ノ為歐米依存ノ現状ヲ成ルヘク速ニ極東自給ニ轉換シテ東亞經濟圏ノ建設ヲ敢行シ適時國際情勢ノ變轉ニ即應シ得ヘキ自由態勢ヲ急速ニ整備スルコト緊要ナリ」と、事變の收拾は斯かる内外の諸情勢をも考慮に入れなければならないと主張した。このような情勢に対する観察に基き、小磯は事変を処理するには重慶を和議に懇願させる必要であり、重慶の地形の險を考慮すると、平和的手段が捷徑となるが、それを成功させるには仏印鉄道を経て直接昆明を突く軍事行動は絶対必要条件であると判断していた。

小磯のこうした判断はその重慶に対する認識に由来している。当時、小磯は汪兆銘側と交渉中の「日支新關係調整要項」の内容が重慶政府に伝わった以上、對日抗戰の継続を保身の術とする蔣介石が和議を懇願することは困難であると情勢を分析していた。そのため、小磯は「我政府カ方針ヲ決定シテ事ヲ今日ニ至ラシメタル以上其是非ハ姑ク措キ飽ク迄モ汪政權ノ支援強化ニ努力セサルヘカラス即チ蔣政權ヲシテ和議ニ就カシムヘキ謀略モ又好

「大東亞戦争關係一件 本邦の對重慶工作關係」。

¹⁴⁷ 前掲、「對重慶政治工作指導ニ關スル件」（昭和18年9月24日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、402頁。

¹⁴⁸ 「北支政權ニ關スル第一次研究」（昭和12年10月22日）（防衛省防衛研究所所蔵 支那支那事變北支-3「北支那作戰史要—北支那方面軍3/3」）。

ムト好マサルトニ拘ラス其ノ主流ハ汪政權ヲシテ是ニ關ラシムルノ必要アリ而シテ恰モ好シ汪ヲ圍繞シツツアル要人ハ實ニ重慶政府ト同穴ノ人物ニシテ他ノ日支人ヲ使用スルニ比シ寧ロ有効ナルノ利アリ」と、今後の対重慶工作は南京政府を中心に展開すべきだと主張した。ただし、それにはいくつかの前提がある。小磯は南京を中心に対重慶工作を遂行するには、蔣介石を和議懇願に就かせるための軍事行動と共に、次のようないくつかの処置をも行わなければならないと主張した。

それはすなわち、一、長江の開放、二、軍管理工場を南京政府に返還交付、三、鉄道従業員就中中国人に接触する役務に中国人を採用、四、出先機関を一元化して中国側に適従する所を理解させる、五、新中央及び地方政權の行政の及ぶ範囲は逐次軍政を廃して普通行政にする、六、重慶政府切崩し謀略の大筋は主義として南京政府に当たらせる、七、傍系的な対重慶謀略の提示条件などは南京において一元的に統制する、八、イギリス、アメリカ、フランス、ソ連に対して相手の喜ぶ条件を提示する一方、重慶政府への援助政策を放棄させ、重慶政府が日本と和議を講ずるよう勧告させる、九、情勢に応じて首相及び軍部重要人物を重慶、若しくは香港に派遣して和議の第一歩に入るよう処置する、などである¹⁴⁹。

しかし、小磯が首相の座の就いた時、上述の処置に関する方針は既に東條内閣時代に決定された対支新政策とそれに基く日華同盟条約によって実行されたが、効果を挙げることはなかった。また、前述したように、南京政府を通じて重慶政府に対する切崩し工作も行ったが、それもまた成果がなかった。そのため、小磯は就任直後に行われた最高戦争指導会議で、陸軍側は陸軍省及び参謀本部が共同にまとめた「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱ニ基ク對外政略指導要領」に基き、「大東亞戦争協力態勢ノ強化方策」として「國民政府ニ對シテハ既定方針ヲ堅持スルモ對重慶政治工作ノ進展度如何ニ依リテハ之ヲ發展的ニ解消スルコトアリ 汪精衛死没セル場合ハ國民政府ニ急激ナル動揺ヲ與ヘサルヲ主旨トシ事態ヲ收拾ス 但シ政府主席ノ地位ハ差シ當リ代理トシ支那問題ノ解決促進ニ資スルモノトス」と、南京政府を發展的に解消するという構想を提案した際、小磯はそれに賛同する姿勢を示した¹⁵⁰。小磯が賛成した原因は、重光の言葉を借りれば、「支那ノ興亡ノ歴史より説いて、支那は決して統一的に治むることは出来ぬ、況や弱体なる南京政府をや、支那は少な

¹⁴⁹ 「帝國ノ急用施策」(昭和15年7月27日)(外務省記録A.1.0.0.6「帝國ノ對外政策關係一件」第一卷)。

¹⁵⁰ 「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱ニ基ク對外政略指導要領」(昭和19年8月8日)(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1195「最高戦争指導會議ニ關スル綴 其の一」)。

く共、華北、蒙疆、華中、華南の諸地域に於て分割統治せらるべきものである」ため、「南京政府の解消策を持ち出し、従来支那統一論的政策を根本より改むべきこと」という小磯自身の対中認識とも関連していた¹⁵¹。

8月19日の御前会議で小磯が対外施策について、「大東亞戦政局ノ好轉ヲ期スル為作戰ニ呼應シテ徹底セル外交施策ヲ斷行セントスルモノテアリマス就中對「ソ」對重慶施策ハ最も重要視セネバナラストコロデアリマシテ今後凡有努力ヲ傾倒スルノ必要ガアルト存ジマス」と天皇に報告したように、小磯は重慶を重要視する姿勢の下で、「重慶政府切崩し謀略の大筋は主義として南京政府に当たらせる」ことに乗り出した¹⁵²。そして、約二週間後の8月30日に行われた最高戦争指導会議における小磯の発案の下で、「總理大臣ニ於テ外務大臣ト連絡シ國民政府ヲ通シ其ノ自發的形式ニ於テ之ヲ實施ス 本工作ハ右系統以外ニ於テ一切之ヲ實施セシメサルモノトス」と、今後は対重慶工作を統合して展開すると決定した¹⁵³。

対重慶工作の開始に向けて小磯が作成した「重慶工作要綱私案」では工作の方針を「支那ノ全面和平及日支ノ國交正常化ニ大ナル效果アラシメサルヘカラス」と規定した。それを踏まえて、重慶との間で今後、折衝の上で「蔣ヲシテ米英側ヨリ離脱シテ少クトモ嚴正中立ヲ聲明セシメ…蔣ヲシテ南京政府ノ主席」に据えろと構想した。その場合の南京政府の扱いについて「汪精衛尚ホ健在スルトキハ蔣汪ノ間ニ適宜調整ヲ加フルコトトシ汪ニシテ若シ病死セル場合ニ於テハ當分ノ間主席ヲ置カス行政院長陳公博ヲシテ主席ヲ代理セシメ蔣ヲ迎フルニ便ナラシム」と構想した。そして、工作の実行に当たって「秘密裡ニ重慶中樞部特ニ蔣介石個人ニ對シ信ヲ有スル有能者ヲ選定シ南京出先機關監視ノ下ニ南京政府ト重慶トノ間ニ直接交渉セシムル如ク工作ス」と計画した。そして、具体的な交渉条件の内容は下記のように、満州の独立、經濟提携、軍事協力などを主眼とした。

- 一、 支那ハ支那人ノ手ニ完全ニ返却ス
- 二、 政治經濟上ノ平等狀約及日華提携ニ依ル東洋文化ノ創造ト昂揚
- 三、 日華共同防衛條約ノ締結

¹⁵¹ 前掲、『重光葵手記』、487頁。

¹⁵² 「内閣總理大臣發言要旨」（昭和19年8月19日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1083「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」）。

¹⁵³ 「對重慶政治工作實施要綱」（昭和19年8月30日）（防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1112「重要国策決定綴 其 六」）；『畑俊六日記』（昭和19年9月4日）。

四、 滿洲ハ既存事實トシテ其ノ獨立ヲ承認セシム

五、 在支日本軍ハ對米英作戰ノ為必要ナルモノヲ除クノ外即時撤兵ス

ただし、工作が不成立の場合は「日本軍ノ今後ニ於ケル軍費ハ支那ノ負擔ニ於テ支辨セシムルコトヲ事實化スル為南京政府トノ妥結ニ依リ 占領地ノ全般ニ亘リ直チニ軍政ヲ布ク」と、南京政府の主権を無視する形で後方を固める。それと同時に、「在支米英軍ノ根據覆滅ヲ目標トシテ作戰ヲ實施」すると共に、「依然執拗ニ對重慶政治工作ヲ進メ而モ尚ホ重慶ニシテ聽從セサル場合ニ於テハ滿州國ノ中原進出及適任者ノ南京主席擁立ト相俟ツテ重慶政權ノ覆滅ニ向ツテ邁進ス」と、小磯は事変初期に朝鮮軍司令官を務めていた時期の復辟論をその後の南京政府による重慶政府切崩し謀略と合わせた構想で、事変を処理すると構想した¹⁵⁴。

一方、東條内閣時代から南京政府の育成強化を中心に政策を推進してきた重光は小磯の考え方に対して否定的であった。重光にとって「重慶工作は日本の手を出すべきものでなく、之は支那の国内問題」である。したがって、日本側が対支新政策を通じて南京政府の育成強化を重要視する立場を明確にした以上、「対支新政策の正攻法を以て着実に前進すべきである。支那問題の解決を急ぐの余り直に重慶に呼び掛けたり、工作に手を付けたりすることは禁物である」と重光は判断していた¹⁵⁵。そのため、重光は「支那ニ對シテハ昨年一月新政策ノ發足以來着々政策ハ進メラレテ不平等條約ハ改訂セラレ、基本條約ハ同盟條約ヲ以テ置キ換ヘラレタノテアリマシテ、右ハ何レモ兩國ノ融和ト兩國民ノ親善提携ヲ目的トシタモノテ日支永遠ノ基本關係ヲ律スルモノテアリマス」と、日本側は対支新政策にしたがって南京政府の育成強化を重要視する姿勢を維持すべきだと強調した。

8月19日の御前会議で小磯が対重慶工作への意欲を示した直後、重光は小磯の対重慶工作を再開する主張を反論するために、次のような報告を行った。

直接重慶側ト交渉ヲ開始スルコトハ未ダ其ノ時期ニ非ズトセラレテ、昨年九月ノ連絡會議ニ於キマシテハ所謂重慶工作ハ國民政府ヲシテ之ヲ行ハシムルコトトシ我方ハ直接手出ヲスルコトハ却ツテ實情ニ適セヌコトトセラレテ今日ニ至ツテ居ルノテアリマス。爾來國民政府ニ於キマシテハ人ヲ廣東又

¹⁵⁴ 「重慶工作要綱私案」（昭和19年9月2日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-61）。

¹⁵⁵ 前掲、『重光葵・外交意見書集 第2巻 駐華大使・外務大臣時代』、292頁。

ハ澳門等ニ送り重慶側ト連絡ヲ取ツテ和平實現ニ努力シタノテアリマスガ今日迄成功致シテ居リマセヌ。昨年十月ニハ莫斯科米英「ソ」支四國宣言成立シ十一月ニハ「カイロ」ノ米英支三國會議ガアリ重慶側ノ態度ハ漸次硬化シテ來テ居ルノテアリマス…重慶ニ對スル所謂政治工作モ此意味ニ於テ特ニ慎重ヲ期シ且ツ效果的ナラシムル方法ヲ以テ行フコトニ致シ度イ¹⁵⁶

小磯の行動に対して、重光は更に自身の構想に基く「重慶工作實施ニ關スル件」と「對重慶政治工作ノ實施設ニ關スル件」の二つの案を以って、小磯首相が計画する對重慶工作の再開の空文化を図った。8月31日に重光の構想に従って作成された外務省案の「重慶工作實施ニ關スル件」の当初案では「對重慶政治工作ハ大東亞戰爭遂行ノ為重慶政權ノ對日抗戰ヲ終止セシムルヲ以テ主眼トス」という方針の下で、「重慶トノ交渉ノ進捗如何ニ依リ我方ヨリ重要人物派遣ヲ考慮ス」と、「考慮」を強調することで對重慶工作の展開を制限しようとした。そして、工作を実行する場合、日中関係の基準である日華同盟條約の内容が和平条件の前提でなければならないと重光は主張した。その具体的条件は、以下のように同盟條約よりも更に讓歩した内容であった。

- 一、全面和平後支那ノ好意的中立及在支米英軍ノ武装解除
- 二、蔣介石ノ南京歸還、統一政府ノ樹立ヲ認ム（兩者間ノ調整ハ能フ限りリ兩者ノ直接交渉ニ委ス）
- 三、滿洲國ハ結局ニ於テ支那ノ領域タラシムルコトヲ認ム（關東州租借地ノ返還ヲ含ム）但シ滿洲國ノ處置ニ關シテハ對「ソ」關係ヲ考慮スルヲ要ス
- 四、香港ハ支那ニ返還ス
- 五、南方占領地ニ對シ或ル地域ノ領有（又ハ經濟開發參加）ヲ認ム
- 六、戰後支那荒廢地ノ復興ニ對スル援助

ただし、重光が「今次工作ハ所謂謀略ニアラス飽迄大東亞建設ノ理想ヨリ此際日華ノ正當關係ヲ回復セントスル誠意ト熱意トヲ以テ堂々ト之カ實施ニ當リ其成否ハ常ニ政府ニ於

¹⁵⁶ 「御前會議ニ於ケル外務大臣説明」（昭和19年8月19日）（昭和19年8月19日）（前掲、防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1083）。

テ責任ヲ取ル覺悟ニテ進ムヲ要ス 從來ノ如ク先ツ重慶側ノ和平意向ノ有無ヲ打診シ若シ有ラ具体的ニ條件ヲ交渉スヘシトスル遣方ニテハ不徹底ニシテ又最初ノ工作者ニ於テモ相當困ルヘシ」と、和平条件に続けて記した工作の性質に関する説明のように、重光は小磯が従来のような重慶を中心とする対重慶工作を再開しようとすることに對して、きわめて批判的であつた。そのため、「前記和平條件ニ對スル帝國ノ腹案ヲ最初ヨリ其儘サラケ出ス必要ハナキモ其ノ中相當程度ノモノハ國民政府側ニモ初ヨリ明確ニシテ着手スルヲ要ス」と、たとえ今後、対重慶工作を推進してもあくまで南京政府を中心に推進すべきだと主張した。しかし、重光の和平条件内容は省内からの反対により完成された外務省案では満州に関する項目はすべて削除された¹⁵⁷。

このような経緯もあり、翌9月1日に大東亜大臣をも兼任した重光率いる大東亜省の下で作成された「對重慶政治工作ノ實施ニ關スル件」の試案に見られる和平条件では内容を和らげた満州国に関する項目が挿入された¹⁵⁸。大東亜省案ではまず事變解決の基本義について「支那問題解決ノ根本ハ飽ク迄對華新政策ノ根本精神ノ徹底具現ニアリ。而シテ右徹底具現コソ最モ大ナル意味ニ於ケル對重慶政治施策ト稱スヘキモノナルヲ以テ後述ノ工作ヲ進ムルニ當リテモ其ノ成否如何ニ拘ラス之ト併行シテ政治經濟等各般ニ亘リ所謂新政策ヲ益々協力ニ發展セシメ以テ重慶ヲシテ我ニ同調シ來カ如キ方向ニ誘導スルコト絶對ニ必要ナリ」と、南京政府の育成強化を中心とする方針をあくまでも堅持すると主張した。そのため、工作の実施に当たって、「國民政府ヲシテ重慶中樞部ニ直接口ヲ利キ得ル人物（例へハ周佛海自身、李思浩等）ヲ選定セシメ之ヲ重慶ニ派遣ス」と提案した。

また、当面の工作の目標は「中國ノ國內統一ノ方途ニ關シ意見交換ヲ為スニ在ルコト」、「重慶内部ノ實情就中和平問題ニ關スル重慶中樞部ノ真意ヲ精確ニ觀察把握シ之ヲ我方ニ傳達スルコト」、「重慶側ノ反應如何ニ拘ラス和平問題ニ關スル我方ノ意嚮ヲ精確ニ重慶中樞部ニ傳達スルコト」と、情報収集に止めようとした。そして、和平条件に関しては「和平條件ハ實質的ニハ概ネ日華同盟條約ノ内容タルヘキモ（必スシモ同盟タルコトヲ條件トセス）完全ナル平等條件ニ據ルノ決意ヲ必要」と規定した。この方針に基き、大東亜省は和平条件として、次のように提案した。

一、 撤兵ニ關シテハ主義上ノミナラス實行上ニ關シテモ腹案ヲ示ス

¹⁵⁷ 「重慶工作實施ニ關スル件」（昭和19年8月31日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-61）。

¹⁵⁸ 「對重慶政治工作實施設要領ニ關スル意見」（昭和19年8月31日）（同上）。

- 二、 滿洲國ニ對スル謂ハハ代償の意味合ヲ含メテ南方地域ニ關シ考慮ノ余地アルコトヲ仄カス如キ決心ヲ要スヘシ
- 三、 中國ト米英トノ關係調整ニ關シテハ出來得ル限り先方ノ意嚮ヲ尊重スヘシ
- 四、 將來ノ保障ニ付先方ニ安心ヲ與フル意味ヲモ含メ…日、支、「ソ」三國間ノ平和保障機構設置案ヲ考慮スルヲ適當トスヘシ

ただし、「本工作ハ其ノ方法時期等宜シキヲ得サルニ於テハ既ニ戰局ノ影響ヲモ受ケアル國府側ニ幾多ノ反作用ヲ與フル可能性アリ…特ニ慎重ヲ期スルヲ要ス」と規定したように、外務省案と同様に、對重慶工作を積極的に展開しようとしているわけではなかった¹⁵⁹。

斯くして、9月2日、重光が最高戦争指導會議で大東亜省案を披露した後、9月3日の最高戦争指導會議幹事会で総理私案、大東亜省案、外務省案の三案に関する意見交換が行われた。陸海軍の事務局の意見により、人選の選定についての修正及び当面の工作目标の削除を経て大東亜省案を骨子として採用することに決定した¹⁶⁰。協議の末、9月5日の最高戦争指導會議で決定された「對重慶政治工作實施ニ關スル件」では工作の方針について「對重慶政治工作ハ大東亞戰爭遂行ノ為速カニ重慶政權ノ對日抗戰ヲ終止セシムルヲ主眼トス之レガ為先ヅ彼我ノ間ニ直接會談ノ機ヲ作ルヲ以テ第一目標トス」と、会談の契機を作ることをその主要目的に規定した。また、人選及び当面工作の目標については「南京側カ果シテ斯ル人物ヲ選定シ得ルヤ又之ヲ今ノ時期ニ於テ欲スルヤ疑問ナリ」という佐藤陸軍軍務局長の意見により、「八月三十日最高會議決定ニ依リ國民政府ヲシテ彼我ノ間ニ直接會談ノ機ヲ作ルコトヲ工作セシム 之ガ為為シ得レバ國民政府ヲシテ適當ナル人物ヲ重慶ニ派遣セシム」という内容に変更した。そして、和平条件に関してその主要内容は

- 一、 全面平和後ニ於ケル中國ト米英トノ關係ニツイテ支那ノ行為的中立ヲ以テ満足ス 尚支那側ヲシテ在支米英軍ヲ自發的ニ撤退セシム
- 二、 蔣介石ノ南京歸還、統一政府ノ樹立ヲ認ム 但シ兩者間ノ調整ハ支那ノ國內問題トシテ兩者ノ直接交渉ニ委ス日華同盟條約ヲ廢棄シ新ニ全面平和後日華永遠ノ平和ヲ律スヘキ友好條約ヲ締結ス 此際支那内政問

¹⁵⁹ 「對重慶政治工作ノ實施ニ關スル件」(昭和19年9月1日)(同上)。

¹⁶⁰ 「最高戦争指導會議幹事會對重慶政治工作實施ニ關スル件」(昭和19年9月4日)(同上)。

題ニハ一切干涉セサルモノトス

三、在支米英軍撤兵セハ帝國モ完全ニ撤兵ス

四、滿洲國ニ關シテハ現状ヲ變更セシメサルモノトス

五、蒙疆ハ支那ノ内政問題トシテ取扱ハシム

六、香港ハ支那ニ讓渡ス

七、南方權益ニ關シテハ別ニ考慮ス

八、支那側ノ帝國ニ對スル保障要求ニ付テハ成シ得ル限り其ノ要求ニ應ス
帝國ノ支那ニ對スル保障要求ハ再ヒ支那ニ新入スル米英軍ニ對スル為
必要ノ派兵ヲ容認セシム

と、満洲国問題以外は基本、重光の構想通りに採択された¹⁶¹。その後、日本側は南京側と連絡して、南京側の意向を確認した後、対重慶工作を再開したが、小磯の構想は実行されることはなかった。

第2項 対支新政策の終末

重光に対重慶工作の主導権を取られた後、小磯は事変処理について共通した認識を持つ宇垣一成元外相を通じて、重慶との私的ルートによる接触を試みた。宇垣は10月中旬に私的な訪中から帰国した後、対支新政策の再検討を趣旨とする意見書をまとめた。その理由について、「国民政府構成分子は理想なく気力なく責任感なく重慶政権の還り来る事を思つて暗に之と連絡するかと思へば延安に対しても亦媚を呈し日本に対しても媚態と依存心を呈せざるなく加ふるに自己保有の術として権勢を利用して私利私益を収むるに寧日なく官吏にして商を営み賄賂売官を敢てしない者は稀なるの実状である 加之彼等は重慶及覇気ある国民に対しては漢奸として見られ国を売りたる者として恨まれて居る 彼等を通じて民心を把握する事も重慶との和平交渉をする事も木に依つて魚を求むるが如く不可能である 然らば如何にすべきか之が問題の帰着点である」と宇垣は主張した。このような現地での観察に基き、宇垣はその「支那事変解決に対する意見」に次の諸点を指摘している。

一、国民政府を解消し北支、上海周辺、福建の一部、香港、広東、海南島の

¹⁶¹ 「對重慶政治工作實施ニ關スル件」(昭和19年9月5日)(同上)。

- 要点等根拠地域に軍政を執行し他の地域には第三勢力を結集し之に高度の自動性を附与し対重慶政治攻勢政権を樹立し内政干渉を避く
- 二、国民政府の解消困難なる場合に於ては前項第三勢力の結集を以て現国民政府に替へ国民政府改造の形態をとる
- 三、右何れの場合に於ても日本本土防衛を完うし大陸に於ける戦争指導を容易ならしめ且帝国戦争経済力を強靱ならしむる為新黄河以北の華北、蒙疆、上海周辺（南京を含まず）、香港、福建の一部海南島、広東周辺を以て根拠地域となし対支施策の重点を之に指向し治安維持、産業の開発殊に在支日本軍自給自足の為の施設、防衛の施設交通通信の整備等に万全を期し此処に善政圏を確保す 其他の地域は用兵作戦若くは政治攻勢政権の支配地帯とし作戦行動又は建設の為極力消耗を節し其収奪の上に自活し第三勢力の充実に伴ひ速に兵を撤するものとす

これは小磯の「重慶工作要綱私案」に呼応するような観察意見書であった¹⁶²。そして、44年11月10日に汪が死去したことを契機に、小磯は12月13日の最高戦争指導会議において、対支新政策の再検討を提案するに至った。

中国の現状について、畑俊六元支那派遣軍総司令官の報告を受けた後、小磯は最高戦争指導会議で一、由来中国は統一されたためしがなく、今日では、重慶、南京、延安の三権分立の実情である。二、南京政府は汪兆銘逝去後、愈々その実力を低下している。三、南京政府は重慶工作に熱心でない。四、かかる中国の情勢に対応するため、わが対中国政策の全面的検討を要する、と主張し、対支新政策を再検討する必要性を強調した。対支新政策の再検討という小磯の提案に対して、重光は当然、それを反対した。重光は小磯の主張に対して、対重慶工作は対日和平のためという観点から総合的な政策が必要であり、日本が承認した南京政府を見放すことは道義上許されない、と反論した。協議の末、重光の反対意見が採用されたため、小磯の対支新政策を再検討する提案は否決された¹⁶³。

このような攻防は小磯が同時期に進めていた繆斌を通じる重慶に対する打診、いわゆる「繆斌工作」にも見られた。宇垣が中国視察中に上海に立ち寄った際、南京政府の繆斌考試院副院長との会談を契機に、宇垣の帰国と時を同じくして、繆斌の依頼により繆斌の上

¹⁶² 角田順校訂『宇垣一成日記 三』みすず書房、1971年1月、1784頁。

¹⁶³ 緒方竹虎伝記刊行会編刊『緒方竹虎』朝日新聞社、1963年5月、131-132頁。

司である江亢虎考試院院長が非公式に訪日することができた¹⁶⁴。10月16日、重光と会談した際、江は「参戦後ニ於テ汪主席ハ最早重慶政權トノ和平ハ不可能テアルトシテ此ノ種和平工作ヲ打切ルニ至リマシタ其ノ後主席ノ訪日ニ依リ再ヒ全面和平カ取上ケラレ而モ此ノ工作ハ主席自身之ニ当リ他ノ者ハ一切之ニ与ルコトヲ許サレマセンテシタ」と、南京側が既に対重慶工作を断念した上に、その遂行を制限していたと指摘した。江は続けて、汪主席が病で倒れた後、対重慶工作が再開されたにもかかわらず、「陳公博及周仏海ノ兩人カ専ラ本工作ヲ擔当シ其ノ他ノ者ハ和平工作ニ従事スルコトヤ之ニ容喙スルコト勿論許サレテマセン」という現状では、対重慶工作は有効に展開できないとして、全面平和の遂行について国民党員である繆斌考試院副院長を通じて行うべきだと提案した。その理由について、江は「繆斌ハ上海ニ無電ヲ有シ蔣介石側近者及何應欽等ト聯絡ヲ有シテ居リ全面和平ニ關シ重慶側ト聯絡ヲ取ルルコト」にあると、説明した¹⁶⁵。

江の提案に対して、重光は繆斌を通じて秘密裏に行うような和平運動は全面和平に対する「一般的空氣ヲ作ルノニ適シテ居リマス」が、日本側が従来、堅持してきた南京政府を中心とする交渉には適していないと説明した。重光から見れば、重慶との交渉は「形式的ニハ南京政府ト重慶政權トカ手ヲ握ラナケレハナラナイノテス重慶政權ト言フコトニナリマス何應欽モ其ノ中ノ一人テハアリマスカ蔣介石カ其ノ主席テアリマスソコテ全面和平ニ對スル重慶側ノ意向ハ重慶政權首脳者ノ意向ツマリ重慶政權ノ意向テナケレハナリマセン」と、全面和平は一個人を通じてではなく、あくまで南京政府という正式ルートを通じて行うべきだと強調した。

重光の主張に対して、江は「蔣一派カ和平運動ニ關シ南京政府ニ對シ抱イテ居ル意見ハツマル所見込ナイ」と判断しているため、重慶政府を動かすには「從來通り日本カ南京政府ヲ支援シ或ル時期ニ於テ撤兵ヲ通告」する必要がある。日本が撤兵を通告すると、南京政府が直ちに重慶に対して「和平冀求救國救民ノ立場ヨリ無條件ニテ南京政府ヲ引渡スコトト和平地區内ニ於ケル日本軍ノ撤退ヲ告ケ且日占領地區ニ在ル米英軍ノ撤退ヲ要求スルコト」を行えば、重慶との交渉派はまだ可能性があるとして提案した。しかし、「ソレハ重慶政權ノ意向テスカ」という提案の根拠を求める重光の問いに対して、江は「繆斌ハサウ信シテマス」としか返答しなかったため、「繆斌サンカサウ信シテ居ル丈テハ駄目ナノテサウ

¹⁶⁴ 横山隼三『「繆斌工作」成ラズ』展転社、1992年5月、67頁。

¹⁶⁵ 「重光大臣江亢虎考試院院長第一次会談要領」（昭和19年10月17日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-61）。

シテモ或ハ重慶カ出テ來ナイカモ知レマセンソレテハ何モナリマセン」と江の提案を反対した。

重光は、日本が現在の南京政府を中国を代表する中央政府として承認した上に、南京政府と条約をも締結したため、「南京政府ニ話スコトハ支那政府ニ對シテノミナラス支那全民衆ニ對シテ話シテ居ルノテス、此ノ意味カラ申シマスト何人カ主席テアツテモ…日本政府ノ南京政府ニ對スル態度ハ些カナリトモ變ル様ナコトハアリマセン日本ハ飽迄此ノ立場ヲ堅持シ進ンテ行ツテ居ルノテアリマス」と、南京政府を引き渡すような提案は受け入れられないと指摘した。そのため、「南京政府カ無力テハ困ルノテスカ建前ハ之ニ據ツテ居ルノテスコト日華同盟條約ノ締結ヲモ見日支兩國ハ互助平等ノ立場ニナツタノミナラス日本ハ更ニ進ンテ日本軍隊ノ撤去ニ迄言及シテ居リマス更ニ支那ニ於ケル戦争ノ目的ハ米英侵略勢力ノ破碎テアツテ支那民衆ハ勿論重慶軍ヲモ目的トシタノデナイコトヲ明ニシタノテアリマス、此ノ事ハ重慶モ好ク分ツテ居ルコトト思ヒマス」と、重光は主張した¹⁶⁶。

すなわち、これまで対支新政策を契機に同盟条約を通じて南京政府の育成強化を堅持してきた重光にとって、日本側が既にその目的が「正大」なものだと明示した以上、此の際、南京政府を否定するような行動に出るのは「道義上許されない」ことである上に、南京政府の育成強化を通じて証明した日本側の「正大」な目的を根本から否定することにもなる。それは「正大」な目的を示すことで、事変を処理し、戦争を完遂しようとする重光にとって、受け入れがたい提案であった¹⁶⁷。

一方、江の訪日時期はレイテ海戦と重なり、江と小磯の会談はちょうど、「レイテ決戦は天王山」と呼号した小磯首相がレイテ海戦の敗北の知らせを受け、天皇及び閣内から厳しい叱咤と批判を受けた直後であった¹⁶⁸。10月25日の会談の際、江は重光との会談の時と同様に、繆斌によるルート及び全面和平が実現されれば南京政府を重慶側に譲り渡すという同様の趣旨を繰り返した。レイテ海戦の敗北を受けて、閣内で孤立しつつある中、対重慶工作の突破口を何とか見つけたい小磯は重慶側が「代表ヲ當方ヘ派遣シ我方ト積極ヲ圖レハ一番簡單明瞭ニ交渉ノ道ガ開ケルノデアル我方ハ決シテ無理ナコトハ云ハヌ」と前向きな態度を示した。また、重慶側が要求する満州国取消問題についても「滿洲ガ東洋平和確保ノ為ニ障碍ヲ來スベキ基地トナルコト無キコトガ明瞭トナルニ於テハ滿洲國ノ日本軍

¹⁶⁶ 「重光大臣、江亢虎考試院長第二次會談要領」（昭和19年10月19日）（同上）。

¹⁶⁷ 前掲、『続・重光葵手記』、153頁。

¹⁶⁸ 前掲、『繆斌工作』成ラズ』、78頁。

ヲモ撤シテ差支ヘナキ位ノモノナリ」と自ら満州国問題に言及して、江の提案に好意的であった。その後、小磯の手配により、繆斌の訪日及び45年3月21日の最高戦争指導会議への参加が実現された¹⁶⁹。

重慶を動かすには「一、国民政府抹殺、二、即時無条件撤兵」が必要であるという繆斌の主張に対して、先ず支那派遣軍は反対した。支那派遣軍は「曾て蒋介石主席が、特に貪汚行為を忌避して退けたと伝えられている繆斌が、対日抗戦七年を経過し益々団結強化を誇る重慶国民政府最高幹部の信任を得ているとは考えられず」と判断していた。支那派遣軍はまた、繆斌と重慶との通信を常時監視しても、「重慶方面との暗号文、其の他重要電信と思われるものは、遂にキャッチできなかつた」などの理由により「今度和平工作を行つたら、恐らく最後の機会になるかとも思われるから、万一失敗したら二度と機会を求め得ず、取返しがつかぬことなり易い。之がため、政府は偶然拾つた繆斌路線に飛びついて、之れを唯一無二と考え無批判に推進することなく、宜しく根本的方策を樹立し、適格性ある路線を開拓して、和平工作を促進され度い」と工作には反対であった¹⁷⁰。参謀本部もまた、「陸軍トシテハスカル工作ハ相手ニセサル方針ナリ」と傍観する態度であった¹⁷¹。

そして、重光もまた、「繆斌の策動に乗せらるれば、日本は南京政府の取消しや撤兵を直に着手せねばならぬ。国際信誼も大義名分も敵の謀略に依つて二つ乍ら失はれてしまう。記者〔重光〕が勅旨を奉じて対支新政策以来樹てて来た信誼を基とする大義外交は崩壊するのであつて、日本の履み又は履み行くべき大道は全く顛〔覆〕へされる次第である」と、江考試院院長の提案を既に否定した時と同様に、繆斌の主張は南京政府を否定するのみならず、日本側が37年以降に行つてきたこれまでの対中政策をすべて否定することとなるとして、反対した¹⁷²。

重光が強く出られた理由の一つは天皇の支持にある。小磯と両総長が昨44年9月5日に決定された「對重慶政治工作実施ニ関スル件」について天皇に上奏した際、天皇は「成功ノ見込アリヤ」、「近衛声明トノ関係ハ可ナリヤ」、「国民政府殊ニ汪主席トノ関係ハ可ナリヤ」など南京政府への配慮を気にしていた¹⁷³。さらに、その翌日に天皇は木戸内大臣に対して「重慶工作云々につき之が単なる謀略に墮することなく、国際信義を失はず、大義名

¹⁶⁹ 「総理、江亢虎会談要領」（昭和19年10月25日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-61）。

¹⁷⁰ 前掲、『支那事變の回想』、196-199頁。

¹⁷¹ 『機密戦争日誌』（昭和20年3月20日）。

¹⁷² 前掲、『重光葵手記』、474頁。

¹⁷³ 『機密戦争日誌』（昭和19年9月6日）。

分に反せざることを望む」と述べていた¹⁷⁴。斯くして外務省及び軍の反対により、小磯の提案する繆斌工作は最高戦争指導会議で否定された。

最高戦争指導会議が繆斌工作を否定した後、繆斌工作を諦めなかった小磯は4月2日に天皇に対して直接に工作の採択の是非について上奏した。しかし、前述した経緯もあり、天皇もまた「繆斌は一体重慶の廻し者とも見らるべきもので、果して利用し得るかも分からぬ者を連れて来る等は如何…陸軍大臣は繆斌を利用することに反対意見を述べ、海軍大臣は一国の総理が彼の如きものを招きて談をするは余りに無謀である」と述べ、工作の実施に反対した。斯くして、重慶との交渉を重要視し、必要に応じて南京政府の解散も辞さない小磯が組閣以来成し遂げ得るすべての選択肢は、天皇、外相、陸相、海相の反対により、遂に無に帰した¹⁷⁵。

繆斌工作の是非について、天皇より下問を受けた際、重光は「今日の戦局が更に悪化して支那より撤兵し南京政府を解消することの止むを得ぬに立ち至ります場合には堂々と筋道通りに之をやります。繆斌等の運動に乗ぜらるることは筋道が立ちませんから、最も慎まなければなりません」と奉答した¹⁷⁶。しかし、前述したように重光はその筋道を通すために日華同盟条約を通じて、「戦後ノ抱負ヲ宣明」し、日本側の戦争目的が「公正」であることを証明できたが、「現実ノ事態」を改善する方策を提示していなかった。重光自身が「日本ハ言フヘキコトハ皆言盡シマシタ、今度ハ重慶ノ意嚮ヲ知り度イノテス、ツマリ重慶ノ意思表示ヲ俟ツノミテス重慶カ意思表示ヲシナケレハスル迄俟ツヨリ外ナイト思ヒマス」と述べたように、現実問題として事変を処理する手段を事実上、有していなかった¹⁷⁷。

その後、4月7日に小磯内閣退陣と同時に重光もまた外務大臣の座を退いた。それを契機に対支新政策を推進してきた東條と重光が政策決定の中枢から離れたため、重慶側の返答次第によって南京政府の存続問題に対してより柔軟に対応することが可能となった。しかし、戦局の急転に伴い、「日本ノ敗退ヲ豫想シ日支間ノミノ和平ハ最早問題トナラストノ前提ノ下ニ蒋介石ヲシテ日米間ニ停戦講和ヲ斡旋セシムヘク而シテ蔣ヲシテ右斡旋ノ労ヲ執ラシムル」風潮が強まったことで、事変処理よりも、戦争終結が日本側にとって、優先すべき事項となった。それにより、「日支和平ノ後支那カ進テ米英ニ宣戦スルヤ否ヤハ別ト

¹⁷⁴ 『木戸幸一日記』（昭和19年9月7日）。

¹⁷⁵ 前掲、『重光葵手記』、449頁。

¹⁷⁶ 前掲、『重光葵手記』、449-450頁。

¹⁷⁷ 「重光大臣、江亢虎考試院長第二次會談要領」（昭和19年10月19日）（前掲、外務省記録A.7.0.0.9-61）。

シ結局和平ニ依リ米英ノ侵略ニ對シ東亞ノ保衛ヲ有利ナラシメントスル」という日本側の主張よりも、「日本側カ蔣介石ニ誠意ヲ示ス為ニハ何ヲ為スヘキヤ」という中国側の主張が和平交渉の基調となったため、事変処理、戦争終結は日本側にとって一層困難なものとなった¹⁷⁸。

そして、重慶からの正式な「意思表示」がないまま、日本は3か月後に終戦の日を迎え、南京政府もまた同日に自ら政府解散を宣言した。

¹⁷⁸ 前掲、「対重慶和平工作の進め方につき注意喚起」（昭和20年3月17日）『日本外交文書 太平洋戦争 第一冊』、453頁。

結論

第1節 研究成果

日華基本条約から日華同盟条約までの戦時期日中関係における対中政策の変遷に見られる日本の矛盾した態度の原因究明を目的とした本論文は、その原型となる「近衛三原則」が如何に形成、変化、実行されたかを検討してきた。本論文が提示した「近衛三原則」の変遷過程に関する6つの研究課題を解明したことで、日本が矛盾した態度を示した原因は日中両国の「主権独立」、「領土保全」に対する認識と解釈の違いにあることが明らかとなった。

まず、「日中戦争勃発以降の対中政策は戦争勃発以前の対中政策とどのように関連していたのか。あるいは断絶していたのか」について、「近衛三原則」は日中戦争勃発以前からの対中政策の影響を受けて中国の主権独立、領土保全の尊重を強調する一方、なぜ、「更生新支那」、「東亜新秩序」という言葉に内包された権益確保を目指したかを検討した。その結果、「近衛三原則」は、1937年の佐藤外相の対中政策新方針の「分治合作」を前提とするものであったため、中国の主権独立、領土保全の尊重を掲げながら、権益確保を目指すことができたことを論証した。

権益確保という目的を実現するために、「広田三原則」という従来の対中政策は満州国承認、共同防共、華北を中国から分離する「分割統治」という政治面のみを強調してきた。それによって日中関係が著しく悪化したため、佐藤外相は満州国承認、共同防共については言及せず、華北における中国の主権承認を前提とする「分治合作」を通じて中国の主権独立、領土保全を尊重すると共に、「平等互惠」という経済面のみを強調することで中国との関係維持を模索した。日中戦争勃発を契機に、日本の対中政策は再び満州国承認、共同防共という政治面を強調する広田三原則のラインに戻ったが、「分治合作」、「平等互惠」という佐藤外相の新方針はそのまま踏襲された。そして、38年末になると、日本は佐藤の新方針と広田三原則を集大成する対中政策、すなわち、中国の主権独立、領土保全を尊重する「近衛三原則」に基き、「日滿支ノ提携結合」を基礎に「東亜新秩序」を建設する「日支新関係調整方針」を決定した。

日本は「近衛三原則」に基づく対中政策を以って中国の主権独立、領土保全を尊重するが、その認識と解釈はすなわち、政治面において、日本は「分治合作」の方針に従って、

それまで樹立してきた各地域の親日的な政府を日本の支配下にある新中央政府の傘下に入らせ、中央政府から半独立する高度の自治の下で新政府と協力させようとした。また、経済面において、日本は「経済提携」の方針に従って、中国における資源の開発、関税、交易、航空、交通、通信、気象、測量などを直接に支配、管理すると決定した。そして、軍事面において、日本は「共同防共」の方針に従って、日本が華北、蒙疆など国防安全上必要と認識する地域に必要な軍隊を駐屯すると決定した。

日本がこのような対中政策に基き、「日滿支ノ提携結合」に協力的な新中央政府の樹立に邁進する中、汪兆銘が和平運動の構想として新中央政府樹立を要望したことにより、日本は汪兆銘工作をその新中央政府樹立構想の枠内で他の候補者との連立政権を構想したが、呉佩孚など他の候補者が死去したことにより、汪が残された唯一の選択となった。

次に、「1938年以降の対中政策が目指す「更生新支那」、「東亜新秩序」は如何にして「日華基本条約」として結実したのか」について、中国の主権独立、領土保全を尊重するはずの「近衛三原則」が如何なる要因によって中国側の主権独立、領土保全に関する要望を無視して權益確保を優先する「日華基本条約」として結実したかを検討した。その結果、「近衛三原則」に記される主権独立、領土保全に対する日中双方の認識と解釈の違いがその要因であることが明らかとなった。

新中央政府樹立に向けての交渉において、汪側は日本に対して中国の主権独立、領土保全の在り方について新中央政府を「中央集権型」にする必要がある、その政令は分断されることのない国内の全地域において分け隔てなく最も効力を持つものでなければならないと主張した。しかし、汪側の主張に対して、野村外相は中国に対して多大な要求をしてはならないと主張しながらも、各地域における地方政府が中央の政令に縛られない高度な自治を有する「分治合作」が依然としてその前提であった。中国の主権独立、領土保全の在り方に関する日中両国の解釈は相反するものであったため、日本側が「日支新関係調整方針」に基づき、汪側の主張を否定する「日支新関係調整要項」を作成しようとした際、野村は特に反対しなかった。

しかし、日本側は1938年末に既に対中政策の基本となっていた「近衛三原則」に基き、「日華協議記録」をもって汪側の中国の主権独立、領土保全に関する主張を容認していたため、汪側は「近衛三原則」を中国側の認識と解釈に則して理解していた。そのため、中央集権型の政府を否定する「日支新関係調整要項」があまりにも汪側の理解している「近衛三原則」とかけ離れていたことを受けて、汪側は新中央政府樹立の中止を考慮すべきと

伝えるほど、驚愕したのである。すなわち、新中央政府樹立を通じて実現すべき中国の主権独立、領土保全に対する認識と解釈について、汪側は中国の主権と独立を確保しつつ戦争を終結させることを目的としていたが、日本側は戦争を終結させる一方、戦後の中国における権益を確保することを目的としていた。その結果、「日支新関係調整要項」を日本の「不信行為」として捉えた一部分の汪側の和平運動の参加者が、その内容を公表したことで、重慶政権の日本に対する不信感もますます強まった。

日本はその後も対中政策に従って新中央政府の樹立に邁進したが、今後樹立される新中央政府は初期段階において実力が不足であることを予想して事変の早期解決を図るために、重慶との直接交渉をも試みた。しかし、それが失敗に終わったため、日本は事変処理の役割をも担う新中央政府である南京政府の樹立を優先することにした。

また、「日華基本条約の締結過程に見られる日本の矛盾した態度は如何にして顕在化したのか」について、有田外相は日華基本条約を合理的なものにしなければならないと強く意識していながらも、何故中国側の条約に関する要望を容認しない上に、中国側にとって「屈辱的」な「日華基本条約」の締結を自ら推進した経緯を具体的に検討した。その結果、過大な戦果を要求してはならないと主張した有田外相が「分治合作」という前提を堅持して中国側の要望を容認しなかったことに示されるように、日中双方の認識と解釈の違いに起因する日本の矛盾した態度を反映したまま締結された「日華基本条約」は日中関係を規定する条約であると同時に改訂すべき対象ともなったことを明らかにした。

南京政府が樹立された後、日本・南京の間の正式な国交調整において、野村と同様に、有田外相もこれまでの対中政策の前提である「分治合作」について何の疑問も抱いていなかった。そのため、有田自身は「戦果主義者」の要求を押さえて日華基本条約を合理的なものにしなければならないという強い使命感に駆られていても、満州国承認、蒙疆、華北の特殊性、駐兵という日本側にとって絶対に堅持すべき対中政策の最低限の条件が中国側にとって既に過大な要求となっていることを、十分に認識することができなかった。その結果、内容緩和の要望を否定され、「日支新関係調整要項」を基に作成した「日華基本条約」によって政治、経済、軍事の面で制限を受けた南京政府は「日華基本条約」を「最モ屈辱的條約」と感じたのである。

それにより、南京政府は中央政府として樹立されたものの、蒙疆は蒙疆防共自治政府を中心に実質上の独立が保たれ、華北は華北政務委員会を中心に、国旗から貨幣まで南京政府から独立していた。また、軍隊の配置と指揮も日本人軍事顧問が直接介入できるため、

南京政府の指揮権は著しく損なわれた。そして、日本側が日華基本条約にしたがって日本人顧問を派遣し、顧問室を設置したことで、南京政府は如何なる政策を展開しようとしても日本の干渉を絶えず受けることとなった。その結果、南京政府は常に日華基本条約に不満を感じ、その改訂を模索し続けた。

また、日本にとっても中国における一般治安の維持ないし民心の把握などの観点から、日華基本条約をもって中国の主権独立、領土保全を実行できるか否かが、以後の事変解決の成否を決定する問題となった。

さらに、「日華基本条約は如何なる原因によって、内容を修正しなければならなくなったのか」について、「日華基本条約」は日本がこれまで獲得した権益を保証する条約であったにもかかわらず、何故、内容修正を模索するようになったかを検討した結果、開戦前の日米交渉における「日華基本条約」の役割、すなわち、そこに規定された日本の在華権益が交渉決裂につながったことがその原因であることが明らかとなった。

「日華基本条約」が締結されたことにより、「近衛三原則」に基く対中政策は達成されたため、日本は残された課題である事変処理に乗り出した。日本にとって「日華基本条約」は日中関係を規定したものであるため、日本はそれを基に作成した駐兵を含む和平条件をもって重慶政権に対する仲介役をアメリカに依頼した。しかし、アメリカは日本が中国から撤兵しない限り、仲介役は勿論、悪化しつつある日米関係の改善も困難であると返答した。アメリカ側の撤兵要求に対して、陸軍は撤兵することはこれまでの中国における既得権益の放棄につながるとして断固反対した。

こうした中、日本が事変処理と資源獲得のために、41年7月末に北部仏印から南部仏印に軍隊を移動すると、それに反発したアメリカは対日石油禁輸などの措置に出た。それを受けて、撤兵問題で態度が硬直していた陸軍は、日米戦争の勃発を予期しつつ、政戦略で重慶政権を壊滅に追い込むことを構想した。

一方、「日華基本条約」によって主権独立、領土保全をすべて否定された南京政府もまた太平洋戦争の勃発を受けて、参戦を通じて中国の自主独立を実現しようと試みると同時に、日本側に対して直接に日華基本条約の改訂を主張するようになった。

また、日本側も中国の現地の外交官をはじめ、外務省を中心に日華基本条約に基づく中国での政策が日中関係を悪化させたことに鑑み、南京政府に約束した中国の主権独立、領土保全に関する政策を実行するために、条約改訂をしばしば主張するようになった。

そして、「日華基本条約の改訂は如何なる要因によって、対中政策を根本的に転換する

「日華同盟条約」につながったのか」について、「分治合作」という前提が象徴する權益確保を優先してきた従来の対中政策の転換を目指すようになった要因を分析した結果、陸軍は開戦後まもなく日米交渉の経験を活かして「日華基本条約」の改訂を構想したことが判明した。

太平洋戦争が勃発して間もなく、外務省は租界返還、治外法権撤廃を通じて中国の主権独立、領土保全を実行するために、条約改訂を主張し始めた。南京政府を尊重すべきという天皇の意向を受けた東條首相、南京で経済顧問を務めた経験から条約改訂の必要性を感じた青木大東亜相はそれに同調したため、首相、外相、大東亜相を中心に条約改訂が提案されるようになった。

また、同時期において陸軍は政戦両略をもって重慶の屈服を図ることを構想し始めた。陸軍は戦略として重慶に対する大規模な侵攻作戦を構想すると共に、太平洋戦争に敗北すれば、これまで確保してきた權益もすべて失うという判断に基き、駐兵問題に関する開戦前の日米交渉の教訓を生かして、政略として撤兵を含む「日華基本条約」の改訂を構想し始めた。とはいえ、陸軍は当初、政略よりも戦略の実行を優先していた。

しかし、戦局の変化によって重慶に対する戦略が実施困難となったとき、南京政府は突如に参戦意欲を訴えた。南京の再三の要望を受けて、参戦は事変処理の役割をも担う南京政府の育成強化につながるという観点から、陸軍は重慶に対する政略として租界返還などを含む条約改訂を参戦と関連付けて研究し始めた。おりしも、アメリカとイギリスが不平等条約廃棄を宣言したため、陸軍は1942年12月の御前会議で、首相、外相、大東亜相が主張する条約改訂を正式に容認し、南京政府の参戦を契機に条約改訂に踏み切ることを決意した。

最後に、「日華同盟条約の締結過程に見られる日本の矛盾した態度は、何故、対中政策の転換と共に変化しなかったのか」について、重光外相は従来の対中政策を転換して中国側の主権独立、領土保全に関する要望を優先しようとしたにもかかわらず、何故従来と同様に中国側の条約に関する要望を容認しない上に、「押し付け」る形で条約の締結を推進したかを検討した。その結果、主権独立、領土保全を実現すべき時期についての意見の対立に見られるように、その原因は依然として主権独立、領土保全に対する日中双方の認識と解釈の違いにあることが明らかとなった。

条約改訂に当たって、それを最も強く推し進めようとした外務省、とりわけ従来の対中政策に疑問を感じる重光外相は南京政府の主権独立、領土保全の主張に応えれば、和平地

区と抗戦地区との区別がなくなり、重慶政権さらに英米の抗戦の大義名分もなくなるため、日中戦争、太平洋戦争も解決可能となると判断していた。そのため、条約改訂は、まず南京政府を対象に行うべきだと主張した重光は、条約改訂を重慶政権に対する政略として捉えていた反対派を抑えて、「日華基本条約」が規定する權益を放棄する平等な「日華同盟条約」を新たに締結することで、従来の対中政策が主張してきた「分治合作」の一大転換を実現した。

しかし、重光は南京側と同様の解釈に基き、「日華同盟条約」を作成したにもかかわらず、南京側の条約に関する修正要望を一切取り合わない上に、それを撤回させた。それにより、「日華同盟条約」の内容は確かに南京側が要望したものであったが、南京側はそれを「其ノ儘押シ付」けられたとみなした。なぜならば、「日華同盟条約」が設定する平等な日中関係の実施時期について、中国側は「現在」をも考慮すべきだと主張しているのに対して、重光は「将来」を主張していたからである。

その結果、「日華同盟条約」は「将来」を規定する条約であって、現状の改善に資するものとはならなかった。ちなみに、重慶もまた従来と同様に日本・南京間の条約を一切承認しない上に、カイロ会談で日本と妥協しない方針を改めて宣言した。また、戦局が悪化したことで、政治面、経済面における日本による圧迫が一層厳しくなったことにより、日本・南京間の認識の違いが改善されないまま、汪兆銘の亡き後の南京政府は、日本に協力するよりも戦後中国における重慶政権の台頭を見越して、秘密裏に重慶との関係改善を図ることにしたのである。

第2節 総括

平等互惠の立場に立って中国側の要望に耳を傾けると同時に我々の權益に関する主張と最小限の要求を貫くという 1937 年 3 月に行われた衆議院会議での佐藤外相の言葉は 1945 年までのその後の対中政策の新方針を簡潔に表している。37 年から 43 年までの五年間をかけて、日本は佐藤外相以来の対中方針を実現することに成功したが、日中両国の主権独立、領土保全に対する認識と解釈の違いは結局、それによって改善されることはなかった。

日本が矛盾する行動を示した原因が日中両国の主権独立、領土保全に対する認識と解釈の違いにあることを突き詰めた後、もう一度本論文の問題意識と研究目的を振り返ってみると、日本が約半世紀に亘って日中関係を維持しようとする姿勢を表す際に使用していた

「同文同種」という表現は、日華基本条約から日華同盟条約までの戦時期日中関係の変容という文脈において、同様の文字、制度、人種を有するという本来の意味とは別の見方ができることに気がつく。

日本は19世紀末以来、この四文字を以って日中両国が親密な関係にあることを表現してきたが、日中戦争が勃発した後、日本は重慶政府を否認したことで、この表現は公的には使用されなくなった。日中両国の全面衝突によってこの表現が使用されなくなった点から見ると、この四文字は戦時期日中関係において、殊に重慶政府との関係の終焉をも表している。

それと同時に、この四文字は対中政策の変遷において日本の中国に対する理解の妨げをも象徴していた。日本は確かに1936年から中国の不可逆的な民族統一気運を目にした後、中国側との関係維持のために、中国の民族統一気運に対する日本自身の認識と解釈に基き、それに沿う方向で対中政策の転換を模索し続けた。37年の「対支実行策」、38年の「近衛三原則」、39年の「日支新関係調整方針」、40年の「日華基本条約」、42年の「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」、43年の「日華同盟条約」、これらは何れもその模索の結果である。日本がその対中政策を絶えず修正した結果、43年になってようやく中国側にとって従来の高圧的なものから容認できるものへと変化した。

しかし、「同種」はさておき、「同文」が象徴するように、日本はどの政策においても中国の「主権独立」、「領土保全」の尊重という中国側と同様な文字表現を謳っているにもかかわらず、その言葉に対する認識と解釈が終始、中国側のそれと異なっていることに気づくことができなかった。そのため、中国側から見れば、日本は「主権独立、領土保全」を主張しているにもかかわらず、その行動は全く逆の事実を示していた。その結果、日本が「主権独立、領土保全」を実現するために行動すればするほど、日中両国の溝がますます深まる。43年になって日中双方はようやく同様の解釈で中国の主権独立、領土保全を実現しようとしたが、両者の認識はやはり「現在」か「将来」かのところで終始擦れ違っていた。

日本は日中戦争勃発以降、重慶に対して絶えず和平交渉を提案したにもかかわらず、何故、終始失敗したかについても一度考えてみると、その重要な一因はやはり、「同文」に象徴される「主権独立、領土保全」に対する異なる認識と解釈に基く行動がもたらした「相互不信」にあったことに気づくのである。

日中戦争終結から半世紀以上経過した今日においても、日中両国の間に見られる認識の隔たりは依然として改善されていない。それを改善すべく、「歴史を直視し、未来に向かう」という精神に基づいて、日中両国首脳の合意の下で、日中歴史共同研究委員会が2006年10月に設置された。同委員会が掲げた「共同研究を通じて、歴史に対する客観的認識を深めることにより、相互理解の増進を図る」という目的のように、そこには日中両国の関係を維持、改善する努力が見られた¹。

歴史を直視するという精神のように、戦前・戦後という枠を超えて20世紀の日中関係を見つめ直すと、本論文で検討してきたように、戦後と同様に、実は戦時期においても関係を維持、改善する努力がなされていたことが分かる。客観的認識を深めることにより、相互理解の増進を図ることを掲げた日中歴史共同研究委員会のような、関係を維持、改善する努力がなされている今日こそ、日中両国が過去の経験を生かし、認識と解釈の違いを克服してこれから直面する様々な問題を処理していくべきと言えよう。

¹ 日中歴史共同研究委員会「序」『日中歴史共同研究報告書』2010年10月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishi_kk.html。(2013年12月5日にアクセス)

付録資料

付録 1

日華協議記録

昭和十三年十一月二十日、日本側影佐禎昭、今井武夫ノ兩名ハ中國側高宗武、梅思平ノ兩名ト左記ノ如キ内容ヲ協議成立セリ

左 記

第一、日華兩國ハ共產主義ヲ排撃スルト共ニ侵略的諸勢力ヨリ東亞ヲ解放シ東亞新秩序建設ノ共同理想ヲ實現センカ為メ相互ニ公正ナル關係ニ於テ軍事、政治、經濟、文化、教育等ノ諸關係ヲ律シ善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ舉ケ強固ニ結合ス之カ為左記條件ヲ決定ス

第一條 日華防共協定ヲ締結ス

其内容ハ日獨伊防共協定ニ準シテ相互協力ヲ律シ且日本軍ノ防共駐屯ヲ認メ内蒙地方ヲ防共特殊地域トナス

第二條 中國ハ滿洲國ヲ承認ス

第三條 中國ハ日本人ニ中國内地ニ於ケル居住、營業ノ自由ヲ承認シ日本ハ在支治外法權ノ撤廢ヲ許容ス

又日本ハ在支租界ノ返還ヲモ考慮ス

第四條 日華經濟提携ハ互惠平等ノ原則ニ立チ密ニ經濟合作ノ實ヲ舉ケテ日本ノ優先權ヲ認メ特ニ華北資源ノ開發利用ニ關シテハ日本ニ特別ノ便利ヲ供與ス

第五條 中國ハ事變ノ為生シタル在支日本居留民ノ損害ヲ補償スルヲ要スルモ日本ハ戰費ノ賠償ヲ要求セス

第六條 協約以外ノ日本軍ハ日華兩國ノ平和克復後即時撤退ヲ開始ス

但シ中國内地ノ治安恢復ト共ニ二年以内ニ完全ニ撤兵ヲ完了シ中國ハ本期間ニ治安ノ確保ヲ保證シ且駐兵地點ハ相方合議ノ上之ヲ決定ス

第二、日本政府ニ於テ右時局解決條件ヲ發表セハ汪精衛氏等中國側同志ハ直ニ蔣介石ト絶縁ヲ闡明シ且東亞新秩序建設ノ為メ日華提携並反共政策ヲ聲明スルト共ニ機ヲ見テ新政府ヲ樹立ス

昭和十三年十一月二十日

日本側 影 佐 禎 昭
今 井 武 夫
中國側 高 宗 武
梅 思 平

日華協議記錄諒解事項

- 一、第一條ノ防共駐屯ハ内蒙及連絡線確保ノ為平津地方ニ駐兵スルモノトス
又其駐兵期間ハ日華防共協定有効期間トス
- 二、第四條ノ優先權トハ列國ト同一條件ノ場合ニ日本ニ優先權ヲ供與スルノ意トス
- 三、日本ハ事變ノ為メ生シタル難民ノ救濟ニ協カス

昭和十三年十一月二十日

日本側

中國側

日華秘密協議記錄

日華兩國ハ東亞ノ新秩序ヲ建設シ善隣トシテ強固ニ結合センカ為メ今後左記諸條件ノ實行ヲ約ス

- 第一條 日華兩國ハ東洋ノ新秩序建設ノ為メ相互ニ親日新華教育並政策ヲ實施ス
- 第二條 日華兩國ハ蘇聯ニ對シ共同ノ宣傳機關ヲ設置シ且ツ軍事攻守同盟條約ヲ締結シ平時ニ在リテハ相互ニ情報ヲ交換シ内蒙並其連絡線確保ノ為メ必要ナル地域ニハ日本軍ヲ新疆ニハ中國軍ヲ駐屯シテ協力戰時ニアリテハ共同作戰ヲ實行ス
- 第三條 日華兩國ハ共同シテ東洋ノ半植民地ノ地位ヨリ漸次解放シ日本ハ中國ヲ援助シテ一切ノ不平等條約ヲ撤廢セシム之カ為メ協力シテ所要ノ處置ヲ講スルモノトス
- 第四條 日華兩國ハ東洋ノ經濟復興ヲ目的トシテ經濟的ニ合作シ其具體的辦法ハ別ニ研究ス
尚經濟合作ハ中國以外ノ南洋等ニ於テモ同一主義ヲ以テ合作ス
- 第五條 右條項實施ノ為メ日華兩國ハ必要ナル委員ヲ置ク
- 第六條 日華兩國ハ成ルヘク亞細亞ニ於ケル日華兩國以外ノ諸國ヲ本協定ニ加盟スルニ努ム

昭和十三年十一月二十日

付録 2

日支新關係調整方針

昭和十三年十一月三十日

御 前 會 議 決 定

日滿支三國ハ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ東洋平和ノ樞軸タルコトヲ共同ノ目標ト為ス之カ基礎タルヘキ事項左ノ如シ

- 一、互恵ヲ基調トスル日滿支一般提携就中善隣友好、防共共同防衛、經濟提携原則ノ設定
 - 二、北支及蒙疆ニ於ケル國防上並經濟上（特ニ資源ノ開發利用）日支強度結合地帯ノ設定
蒙疆地方ハ前項ノ外特ニ防共ノ為軍事上並政治上特殊地位ノ設定
 - 三、揚子江下流地域ニ於ケル經濟上日支強度結合地帯ノ設定
 - 四、南支沿岸特定島嶼ニ於ケル特殊地位ノ設定
- 之カ具体的事項ニ關シテハ別紙要項ニ準據ス

別 紙

日支新關係調整要項

第一 善隣友好ノ原則ニ關スル事項

日滿支三國ハ相互ニ本然ノ特質ヲ尊重シ渾然相提携シテ東洋ノ平和ヲ確保シ善隣友好ノ實ヲ舉クル為各般ニ亘リ互助連環友好促進ノ手段ヲ講スルコト

- 一、支那ハ滿洲帝國ヲ承認シ日本及滿洲ハ支那ノ領土及主權ヲ尊重シ日滿支三國ハ新國交ヲ修復ス
- 二、日滿支三國ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般ニ亘リ相互ニ好誼ヲ破壞スルカ如キ措置及原因ヲ撤廢シ且將來ニ亘リ之ヲ禁絶ス
- 三、日滿支三國ハ相互提携ヲ基調トスル外交ヲ行ヒ之ニ反スルカ如キ一切ノ措置ヲ第三國トノ關係ニ於テ執ラサルモノトス
- 四、日滿支三國ハ文化ノ融合、創造及發展ニ協カス
- 五、新支那ノ政治形態ハ分治合作主義ニ則リ施策ス
蒙疆ハ高度ノ防共自治區域トス
上海、青島、廈門各々既定方針ニ基ク特別行政區域トス
- 六、日本ハ新中央政府ニ少數ノ顧問ヲ派遣シ新建設ニ協カス

特ニ強度結合地帯ノ地域ニ在リテハ所要ノ機關ニ顧問ヲ配置ス

七、日滿支善隣關係ノ具現ニ伴ヒ日本ハ漸次租界、治外法權等ノ返還ヲ考慮ス

第二 共同防衛ノ原則ニ關スル事項

日滿支三國ハ共同シテ防共ニ當ルト共ニ共通ノ治安安寧ノ維持ニ關シ協力スルコト

一、日滿支三國ハ各々其領域内ニ於ケル共產分子及組織ヲ芟除スルト共ニ防共ニ關スル情報宣傳等ニ關シ提携協カス

二、日支共同シテ防共ヲ實行ス

之カ為日本ハ所要ノ軍隊ヲ北支及蒙疆ノ要地ニ駐屯ス

三、別ニ日支防共軍事同盟ヲ締結ス

四、第二項以外ノ日本軍隊ハ全般竝局地ノ情勢ニ即應シ成ルヘク早期ニ之ヲ撤収ス

但保障ノ為北支及南京、上海、杭州三角地帯ニ於ケルモノハ治安ノ確立スル迄之ヲ駐屯セシム

共通ノ治安安寧維持ノタメ揚子江沿岸特定ノ地點及南支沿岸特定ノ島嶼及之ニ關聯スル地點ニ若干ノ艦船部隊ヲ駐屯ス尚揚子江及支那沿岸ニ於ケル艦船ノ航泊ハ自由トス

五、支那ハ前項治安協力ノタメノ日本ノ駐屯ニ對シ經濟的協力ノ義務ヲ負フ

六、日本ハ概ネ駐兵地域ニ存在スル鐵道、航空、通信竝主要港灣水路ニ對シ軍事上ノ要求權及監督權ヲ保留ス

七、支那ハ警察隊及軍隊ヲ改善整理スルト共ニ之カ日本軍駐屯地域ノ配置竝軍事施設ハ當分治安及國防上必要ノ最小限トス

日本ハ支那ノ軍隊警察建設ニ關シ顧問ノ派遣、武器ノ供給等ニ依リ協カス

第三 經濟提携ノ原則ニ關スル事項

日滿支三國ハ互助連環及共同防衛ノ實ヲ舉ケルタメ産業經濟等ニ關シ長短相補有無相通ノ趣旨ニ基キ共同互惠ヲ旨トスルコト

一、日滿支三國ハ資源ノ開發、關稅、交易、航空、交通、通信、氣象、測量等ニ關シ前記趣旨竝以下各項ノ要旨ヲ具現スル如ク所要ノ協定ヲ締結ス

二、資源ノ開發利用ニ關シテハ北支蒙疆ニ於テ日滿ノ不足資源就中埋藏資源ヲ求ムルヲ以テ施策ノ重點トシ支那ハ共同防衛竝經濟的結合ノ見地ヨリ之ニ特別ノ便宜ヲ供與シ其他ノ地域ニ於テモ特定資源ノ開發ニ關シ經濟的結合ノ見地ヨリ必要ナル便益ヲ供與ス

三、一般産業ニ就テハ努メテ支那側ノ事業ヲ尊重シ日本ハ之ニ必要ナル援助ヲ與フ

農業ニ關シテハ之カ改良ヲ援助シ支那民生ノ安定ニ資スルト共ニ日本ノ所要原料資源

ノ培養ヲ圖ル

四、支那ノ財政經濟政策ノ確立ニ關シ日本ハ所要ノ援助ヲナス

五、交易ニ關シテハ妥當ナル關稅並海關制度ヲ採用シ日滿支間ノ一般通商ヲ振興スルト共ニ日滿支就中北支間ノ物資需給ヲ便宜且合理的ナラシム

六、支那ニ於ケル交通、通信、氣象並測量ノ發達ニ關シテハ日本ハ所要ノ援助乃至協力を與フ

全支ニ於ケル航空ノ發達、北支ニ於ケル鐵道（隴海線ヲ含ム）、日支間及支那沿岸ニ於ケル主要海運、揚子江ニ於ケル水運並北支及揚子江下流ニ於ケル通信ハ日支交通協力ノ重點トス

七、日支協力を依リ新上海ヲ建設ス

附

一、支那ハ事變勃發以來支那ニ於テ日本國臣民ノ蒙リタル權利利益ノ損害ヲ補償ス

二、第三國ノ支那ニ於ケル經濟活動乃至權益カ日滿支經濟提携強化ノ為自然ニ制限セラルルハ當然ナルモ右強化ハ主トシテ國防及國家存立ノ必要ニ立脚セル範圍ノモノタルヘク右目的ノ範圍ヲ超エテ第三國ノ活動乃至權益ヲ不當ニ排除制限セントスルモノニ非ス

付録 3

中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側希望及之ニ對スル日本側回答要旨

〔甲〕 中國側希望

第一、中國主權尊重原則實行ニ關シ日本ニ對スル希望

日本カ真ニ中國ノ主權ヲ尊重セラレントスル誠意ヲ有セラルルコトハ赴日日本要路ト接觸シテ之ヲ感得シ深ク銘肝シアル所ナリ

目下中央政府樹立工作ニ專念シツツアリ殊ニ人的要素及基礎的實力ノ具備ニ全力ヲ指向シアル所彼等ニ日本側ノ誠意ヲ抽象的ニ説明スルモ尚懷疑の心境ヨリ脱却シ得サルハ遺憾トスル所ナリ、茲ニ於テ彼等ニ對シテハ更ニ一步ヲ進メ更ニ具體的内容ヲ以テスルコト此際特ニ必要ナルヲ痛感スル次第ナリ

以テ政治、軍事、經濟ニ分チ記述スル所ノモノハ右目的遂行ノ為豫メ日本ノ諒解及保證ヲ得置キ度キ條件ナリ、固ヨリ詳細辦法ハ中央政府樹立後兩國政府間ニ於テ日支調整原則及其ノ精神ヲ基調トシ慎重研究ノ上決定セラルヘキモノタルヤ勿論ナリ

一、内政ニ付テ

中國ノ内政ノ獨立自主タルヘキコトニ關シテハ日本ノ屢次闡明セラルル原則ナルモ尚事實ニ則シテ日本ノ好意ヲ國民ニ證明シ其ノ注意ヲ喚起センカ為以下緊要ナル數點ヲ列舉シ日本側ノ實行ヲ切望ス

一、中國ハ絶對ニ抗日排日ノ思想言論ヲ嚴禁シ親日的國民教育ヲ徹底勵行スヘク日本側ニ於テモ亦侮華侵華思想乃至態度ヲ是正シ親華教育ヲ實施セラレ度シ

二、我國民ヲシテ日本カ我内政ニ干涉スルノ意圖アルカ如キ疑惑ヲ抱カシメサル為中央政府ニ在リテハ政治顧問及之ニ類似スルカ如キ名義職位ヲ設クルヲ避ケラレ度政治的ニ日本ト商議ヲ要スル事項ハ總テ正當ナル經路ヲ經テ中華民國駐在日本大使ト行フコトト致シ度シ

三、中央政府各院、各部中行政關係ノ院、部ニ於テハ内政干涉ノ疑惑ヲ避クル為日本人ヲ職員トシテ任用セサルコトト致シ度シ

自然科學ノ技術ニ關スル各部ニ於テハ日本ノ専門家ヲ技術顧問トシテ招聘スルモ其ノ職域ハ技術方面ニ限定シ一般行政ニハ參劃セサルコトヲ方針トス、從テ當該部ノ技術ト關係アル會議ニハ主管長官ノ通知ニ依リ之ニ列席スルヲ得ルモ一般行政會議ニハ列席セサルモノトス

但シ技術顧問ノ招聘ニ當リテハ上級官廳ノ認可ヲ受クルヲ要ス

技術顧問ニ關スル任用規定及服務規定ハ中央政府之ヲ交公布ス

四、各省政府及特別市政府ニ於テモ上述ノ趣旨ニ依リ政治顧問又ハ類似ノ名義ヲ有スル職位ヲ設ケス

日本軍ノ撤退以前ニ在リテハ當該地方ニ於ケル日本軍ノ商議及一般渉外事項ニ關シ各當該省政府及特別市政府ニ臨時的ニ交渉專員ヲ設ケ此ノ事ニ當ラシム

日本軍ニシテ省政府又市政府ノ協力ヲ必要トスル場合ハ外交ノ手續ヲ以テシ命令式文書又ハ口頭ノ通知ヲ以テセサル様致サレ度シ

省政府所属ノ各廳及特別市政府所属ノ各局ニ於テモ準行政事項ニ關シテハ政治顧問又ハ類似ノ名義ヲ有スル職位ヲ設ケス但シ自然科學技術ノ必要上技術顧問ヲ任用スル場合ハ中央政府ニ於ケル辦法ニ準ス

五、縣政府及普通市政府ハ人民ト直接接觸スル行政機關ナルヲ以テ我人民ヲシテ日本ニ對スル疑畏心理ヲ起ササラシムル為如何ナル名義タルヲ問ハス日本人ノ職員ヲ任用セサルヲ可トス

縣政府ハ渉外事項ニ關シ交渉秘書ヲ設クルヲ得

日本軍ノ撤兵以前ニ於テ當該地方縣市政府ノ協力ヲ必要トスル場合ニハ外交方式ニ依ルコトトシ命令式文書又ハ口頭ノ通知ヲ以テ行ハサルコトト致シ度シ

現ニ作戰中ノ地域以外ノ各縣宣撫班ハ速ニ撤退スルコトニ決定セラレ度シ

六、各地方政府ノ威信ヲ保持シ且我人民ノ日本ニ對スル惡感ヲ避クル為撤兵以前ニ於テハ日本駐屯軍ハ省市縣政府ト商議ヲ行フ為ニハ專任人員ヲ指定シ其ノ責ニ任セシメラレ度シ

七、財政獨立ヲ表現スル為中國ニ在ル日本ノ如何ナル機關及個人ト雖直接間接ヲ問ハス各種各個ノ稅收機關ヲ占有シ又操縱スルコトナキ様セラレ度シ

軍事上特異ノ狀態ヲ發生セルモノ（例ヘハ鹽稅ノ如シ）ハ速ニ其ノ稅收行政ヲ狀態ニ復スル如クシ又中國ニ於ケル如何ナル機關、個人ト雖之ヲ阻止シ又ハ妨害ヲ加フルカ如キコトナキ様セラレ度シ

八、中國ニ於ケル日本（下級）軍民ノ中國人ヲ侮辱スルカ如キ行動及態度ナキ様是正セラレ度シ斯カル些細ナル事故カ兩國民間ノ親善ノ障害ヲナスコト大ナリ殊ニ撤兵以前ニ於テ此ノ點ニ關シ特別ノ注意ヲ拂ハレ度シ

二、軍事

中日兩國國防方針既ニ一致セル以上我國ノ軍事施設ハ必ス日本ト同一共同目標ヲ對象トスルヤ勿論ナリ

唯中國ノ最高軍權ノ獨立性ニ關シ必ス之ヲ確立スル如クスルコト緊要ナリ

之カ為左諸項ヲ實行セラレ度シ

一、中央ノ最高軍事機關（軍事委員會又ハ國防委員會ノ如シ）ニ在リテハ顧問團ヲ設ケ日獨伊三ヶ國ノ軍事専門家ヲ招聘シテ之ヲ組織ス

顧問人數ハ日本人二分ノ一獨伊二分ノ一トシ主席ハ日本人ニ當リ國防計畫及軍事施設ノ企畫ヲ補佐ス其ノ職權ノ範圍及服務規定ハ中央政府之ヲ制定ス

二、各種軍事教育機關ニハ日獨伊軍事専門家ヲ教官トシテ招聘スルヲ得

三、中國軍隊ヲ監視シ或ハ束縛スルカ如キ疑惑ヲ避クル為各部隊内ニ如何ナル名義タルヲ問ハス日獨伊軍事専門家ヲ任用シ或ハ招聘シテ職務ヲ擔任セシムルヲ得ス

但シ中央ノ最高軍事機關ヨリ派遣シタル顧問ニシテ臨時各部隊ヲ視察スルモノハ此ノ限ニ非ス

但シ其ノ視察ハ人事ニ涉ラサルヲ要ス

四、各種ノ兵器製造工場ハ必要ナル場合日獨伊ノ専門家ヲ技師トシテ任用スルコトヲ得

其ノ職權ハ技術ノ方面ニ限り各工場ノ人事行政及經理ニ參加セス

五、中央政府南京歸還ノ後中國軍隊ニシテ新中央政府ニ復歸スルモノアル時ハ協議ノ上日本軍ハ局部ノ撤退ヲ行ヒ其ノ區域ヲ該復歸軍隊ニ與ヘラレンコトヲ希望スルモ然ラサレハ他ノ區域ヲ其ノ駐屯地トナス如ク考慮アリ度シ

三、經濟

經濟合作ハ互惠平等ノ原則ニ據ルヘキハ既兩國人士ノ公認セル所ニシテ此ノ原則ノ具體化ヲ計ル為速ニ左記諸項ヲ實行セラレ度シ

一、軍事期間中國ニ置ケル日本ノ機關或ハ個人ノ為ニ占領又ハ沒收セラレタル中國ノ公營及私營ノ工場、鑛山及商店ハ速ニ之ヲ中國側ニ返還セラレ度ク別ニ適當ナル合辦辦法ヲ規定シ度シ

二、現在合辦中ノ公私事業ニシテ固有資産ノ評價適正ヲ缺クモノハ客觀的標準ニ基キ再評價スルコトト致シ度シ

三、合資經營ノ公私事業ニ對シ日本側カ株券等ヲ提供シテ實際上ノ出資ヲ行ヒアラサルモノアルハ不當ナルヲ以テ是正セラレ度シ

四、合資經營ノ公私事業ニシテ日本側ノ資本額ハ百分ノ四十九ヲ超過スルコトヲ得サルコ

トト致シ度シ

五、合資經營ノ公私事業ノ最高主權ハ固ヨリ中國ニ續スルモノタルヲ要ス

六、中央政府南京歸還前軍事期間中ニ南北兩組織ノ許可セル契約ハ之ヲ再審査ノ餘地ヲ與ヘラレ度シ

〔備考〕

四、五、等ハ當然ノ事ニ續スルモ中國人ノ復歸及投資ヲ速カナラシムル為新中央政府ニ於テ更メテ宣傳ノ要アリト思料シ豫メ日本側ノ諒解ヲ得度キ希望ニ出テタルニ過キス

第二、新中央政府財政問題ニ關聯シ日本側ニ對スル希望

曩ニ中國ノ主權ノ尊重ニ關スル原則ノ實行ニ關シ日本側ニ希望ヲ提出シタル所之ニ對シ充分其ノ趣旨ヲ諒トセラレ之レカ實現ニ努力セラルヘキ旨回答セラレタルハ感謝ニ堪ヘサル所ナリ、然ル所中央政府成立ノ時期漸ク眼前ニ迫リ其ノ財政的基礎ニ關シ種々研究ヲ重ネアル所ナルカ財政問題ノ解決ニ關シ如何ナル方法ヲ選フニ拘ハラズ左記各項ハ必須條件ナルモノノ如ク思料セラルルニ付茲日本側ニ意見ヲ開陳シ御意見ヲ要望セントスル次第ナリ固ヨリ左記各項ノ實行ニ當リテハ諸般ノ情勢ヲ顧慮シ地域的、時期的ニ考慮ヲ加フル要アルヘキモノト思料シアリ

第一、關稅收入ニ關スル件

(1) 正金銀行ニ保管中ノ關稅ヨリ中央政府成立前ニ借款形式ヲ以テ四千萬元ヲ借入レタシ

(2) 中央政府成立後正金銀行保管ノ關稅ハ全部之ヲ中央政府ニ引渡シ爾後毎月ノ關稅收入ハ之ヲ中央政府國庫ニ納ムルコトニ關シ諒解ヲ與ヘラレ度シ但シ一部分ハ從前通り正金銀行ニ保管シ其ノ他ハ中央政府指定ノ支那銀行ニ保管スルコトトスルモ差支ナシト思考シアリ

尚昨年五月日英關稅協定ニ依リ關稅ヲ正金銀行ニ保管スルコトトナリテヨリ以來現在迄ニ亘ル上海海關稅收入ハ一億八千餘萬元ト推定シアリ、又外債及賠償金ハ本年一月卅一日迄ハ既ニ重慶政府ヨリ償還濟ミナルヲ以テ本年一月以前ニ於ケル外債及賠償金ノ基金竝ニ關稅剩餘ヲ日本側ノ好意ニ依リ中央政府ニ交付セラルルナラハ中央政府ノ財政的基礎ノ重要部分タラシメ得ヘシト思料シアリ、但シ其ノ中央政府ニ對スル正式交付手續ハ中央政府成立後タルヘキハ勿論ナリ

第二、統稅ニ關スル件

目下江蘇、浙江、安徽三省ノ統稅局ハ獨立ノ組織ヲ有シ維新政府ニ隸屬セス、毎月ノ稅

収ハ一旦日本側ニ納メ日本側ヨリ其ノ一部ヲ維新政府ニ交付シアル趣ナリ
中央政府成立ノ際ニハ該局ハ財政部之ヲ接收シ稅收ハ國庫ニ納ムル如ク豫御諒解ヲ得置
キ度シ

第三、鹽稅ニ關スル件

鹽稅ハ新中央政府ノ重要ナル財政的基礎タルヘキモノナルカ現在全ク收入ナク中支ノ通
源公司アルモ日本人經營ノ食鹽運搬販賣機關トシテ納稅ヲ負擔シアラサルモノノ如ク承
知シアリ

仍テ中央政府成立前日本側ト商議ノ上中央政府成立後ハ鹽稅ニ關スル稅務行政及納稅辨
法ハ事變前ノ情態ヲ基準トシ復歸スル如ク希望シ日本側ノ同意ヲ得タシ

第三、日本側ニ希望スル雜件

一、長江開放ニ關スル件

長江開放問題ハ作戰ト不可分ノ關係アルコトハ能ク諒承スル所ナルモ新中央政府カ
第三國ノ事實上ノ承認ヲ獲得スルト否トハ進テ重慶政權ノ運命ニ重大ナル影響アル
所ニシテ長江開放問題ノ取扱如何カ右第三國ノ歸趨ヲ決スル關鍵トモ思料セラル、就
テハ長江開放問題ニ關スル日本側ノ意向拝承致シタシ

二、京滬鐵路通行證ハ新中央政府成立後ハ政府ヨリ發給スルコト及首都停車場及各城門ノ 檢査ハ為シ得レハ中國憲兵警察ニ於テ之ヲ行ヒ日本軍憲兵ガ城内ニ於テ犯罪者ヲ逮 捕スル場合ハ中國憲兵警察ト立會ノ上之ヲ行フコト等ハ作戰途上ノ日本側ニ對シ之 ヲ要望スルコトハ無理ナルコトハ深く諒解スル所ナルモ茲ニ小問題ニシテ且困難ナ ル問題ヲ捉ヘ日本側ニ要望スル所以ノモノ一ニ首都ノ威嚴ヲ保持シ且民心ヲ轉向改 善スルコトニ寄與スル所大ナリト思考スレハナリ、御考慮ヲ希望ス

〔乙〕日本側回答要旨

第一、「中國主權尊重原則實行ニ關スル希望」ニ對スル回答要旨

帝國ハ日滿支三國ガ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ東洋平
和ノ樞軸タルコトヲ共同ノ目標ト為シ之ガ為互惠ヲ基調トスル日滿支一般提携就中善隣友
好、共同防衛、經濟提携ノ原則ヲ設定スルヲ以テ日支兩國國交調整ノ基礎ト為スコトハ屢
次聲明ノ通ナリ、今後益々相互相信シ至誠實行以テ新秩序ノ建設ニ邁進セラレンコトヲ望
ム

一、內政ニ付テ

一、趣旨ニハ異存無キ所ナリ、日滿支三國ハ相互ニ本然ノ特質ヲ尊重シ渾然相提携シテ東

洋ノ平和ヲ確保シ善隣友好ノ實ヲ舉グル為各般ニ亙リ互助連環友好促進ノ手段ヲ講ズベキモノニシテ單ニ思想、言論、教育ノミナラズ日支兩國ハ政治、外交、宣傳、交易等諸般ニ亙リ相互ニ好誼ヲ破壞スルガ如キ措置及原因ヲ撤廢シ且將來ニ亙リ之ヲ禁絶スベキモノナリ

二及三、政治的ニ中央政府ト商議ヲ要スル事項ニ付テハ中華民國駐在日本大使ニ於テ措置スルヲ本旨トスルヲ以テ中央政府ニ政治顧問ヲ設クルコト竝ニ中央政府ノ各院各部ニ日本人職員ヲ任用スルコトハ日本側トシテモ亦考ヘアラザル所ナリ、就テハ日支善隣結合關係ヲ具現スル為兩國ノ協力事項ニ關シ齟齬遺漏無キ様密ニ日本大使ト連絡ヲ保タレ度シ

日支協力事項ニ付テハ自然科學の技術ニ關シテノミナラズ財政、經濟ニ關シテモ日本ノ専門家ヲ中央政府ノ顧問トシテ招聘スルコト竝ニ中央政府直轄ノ所要機關ニ教授、教官、稅關吏、技術官等ニ付日本人職員ヲ任用スルコトハ日支兩國ノ為必要且有利ナリト思料ス又日本人顧問及職員ノ任用及服務等ニ關シテハ豫日本側ト協議ノ上決定スルコトト致シ度シ

四、各省政府、特別市政府及各其ノ所屬ノ各廳各局ノ全般ニ亙リ政治顧問ヲ設クルノ考ヘハ之ヲ有セザルモ日支強度結合地帶其ノ他ノ地域ニ在リテハ其ノ實現ヲ期スル為日支協力事項ニ關シ其ノ程度ニ應シ所要ノ機關ニ日本人顧問職員ヲ置クコトヲ以テ日支兩國ノ為必要且有利ナリト思料ス

日本軍トノ商議等ニ關シ支那側ニ於テ各當該地方政府ニ交渉專員ヲ設クルコトハ趣旨ニ於テ異存無キ所ナリ

日本軍ニシテ地方政府ノ協力ヲ必要トスル場合命令式文書又ハ口頭ノ通知ヲ以テセザルコトハ趣旨ニ於テ異存無キモ事變繼續中ノ特殊事情ニ即スル措置ニ付テハ辦法ヲ商議シ度シ

技術的顧問ニ關シテハ中央政府ニ於ケル辦法ニ準ズルコト異存無シ

五、縣政府及普通市政府ニ日本人職員ヲ任用セザルコトニ付テハ日本側トシテモ本來異存無キ所ナリ、但シ事變中特定ノ地域ニ於ケル特殊事態ハ支那側トシテモ當然之ヲ認メラルベキモノナリ

縣政府ノ交渉秘書及日本軍トノ關係ニ付テハ前項回答同様ナリ

各縣宣撫班ハ日支雙方ノ努力ニ依リ事態ノ沈靜ニ伴ヒ之ヲ整理スルコトニ異存無シ

六、要望ニ副フ如ク考慮スベシ

七、 稅收機關ニ關シテハ之ヲ占有シ亦ハ操縱スルノ意思無シ軍事上特異ノ状態ヲ發生セルモノニ關シテハ事態ノ沈靜ニ伴ヒ要望ニ副フ如ク致シ度シ

八、 申出ノ如キ事實ノ根絶ヲ期スル様努ムベシ、尚貴方ニ於テモ此ノ如事實ノ原因トルベキ事故ヲ排除スル様セラレ度シ

二、 軍事ニ付テ

一及二、 日支新關係調整原則ニ即シ日支兩國ノ軍事協力事項ニ關シテハ所要ノ日本人軍事顧問ヲ設ケテ處理スルコトトシ日支軍事協力事項ニ關シテハ第三國ヲ介入セシメザルモノトス

右以外ノ一般軍事ニ關シ支那側ニ於テ第三國人タル軍事専門家ヲ招聘スルコトニ付テハ前記趣旨ヲモ考慮シ別ニ協議スルコトト致シ度シ

三、 趣旨ハ全般トシテ異存無キモ日支軍事協力ヲ特ニ必要トスル地域ニ於ケル特定ノ軍隊ニハ日支軍事協力事項ニ關シ所要ノ日本人軍事専門家ヲ入ルルコトヲ日支兩國ノ為必要且有利トスルコトアルベシ

四、 異存ナシ

五、 復歸軍隊ノ駐屯區域ニ付テハ申出ノ趣旨ニ基キ其ノ都度協議スベシ

三、 經濟ニ付テ

一、 目下管理中ノ公營私營ノ工場鑛山及商店ハ占領且沒收スルモノニ非ズ、敵性アルモノ竝ニ軍事上ノ必要等特殊事情ナルモノノ外財産保護ノ措置トシテ管理セシメタルモノニ對シテハ事態ノ沈靜ニ伴ヒ日支新關係調整ノ原則ニ即シ合理的方法ニ依リ逐次貴方ニ移管スル如ク考慮シアルハ勿論ナリ、其ノ細目ハ別途具體案ヲ示ス可シ、尚貴方ニ於テ返還ノ際ハ日支經濟提携ノ本旨ニ則リ適當ナル合辦々法ヲ講スルト共ニ民心安定ニ利用スル等其ノ處置ニ遺憾無キヲ期セラレ度シ

二、 日支關係ノ直接指導下ニ處理セル範圍ノモノニ付テハ當時ノ實狀ニ即シ妥當ナル方法ニ依リ公正ニ評價サレタルモノナルモ民間相互ノ合辦等ニシテ適正ヲ缺クモノ在ルニ於テハ日支間ニ委員ヲ設ケ再評價セシムル等善處スルニ異存無シ

三、 日支關係直接指導下ニ處理セルモノニハ斯ルモノ無シト認メアルモ萬一日支經濟提携ノ本旨ニ合致セズ不當ト認ムルモノアルニ於テハ之ヲ是正セシムルニ異存無シ

四、 日支新關係調整ノ原則ニ即シ主トシテ日支經濟ノ強度結合ヲ具現スベキ地域就中該地域ニ於ケル特定事業ニ付テハ特別ノ措置ヲ要スベク右以外ニ在リテハ異存無キ所ナリ

五、 合資經營ノ支那法人ニ付テハ其ノ最高主權カ中國ニ屬スルモノナルコト勿論ナルモ其

ノ運用ニ當リテハ日支双方ノ密接ナル協力ニ依リ經濟提携ノ具現ニ遺憾カラシメラルベキモノトス

六、臨時、維新兩政府ノ發布セル法令及日支關係ニ於テ協議ノ上之ヲ行ヒタルモノハ一應中央政府ニ於テ之ヲ確認スベク萬一日支新關係調整ノ原則ニ反スルモノアルニ於テハ後日日支協議ノ上再審査スルニ異存無シ

第二、「新中央政府財政問題ニ關聯スル希望」ニ對スル回答要旨

一、關稅收入ニ關スル件

(1) 現在橫濱正金銀行上海支店ヲシテ保管セシメアル上海海關ノ關稅收入ヨリ新中央政府成立前ニ一定條件ノ下ニ借款形式ヲ以テ四千萬元ヲ融通スルコトニ付テハ充分ニ誠意ヲ以テ配慮スベキモ其ノ金額ニ關シテハ追テ具體的ニ協議スルコトト致シ度シ

(2) 中央政府成立後ノ關稅收入ノ保管ノ件ニ付テハ日英海關協定ノ關係モアリ從來通り橫濱正金銀行ヲ之ガ預託銀行トスルコトト致シ度シ、尤モ貴政府ノ收入ニ充テラルベキ剩餘金ノ取扱方ニ付テハ政府國庫金制度ノ整備スルニ至ル迄差當リ從前通りトス

尚關稅ハ建前トシテ中央稅トスルモ關稅收入剩餘ノ一定割合ヲ蒙疆及北支ニ對シ交付スルコトヲ考慮スルノ要アリト思料ス

尚外債及賠償金ノ基金ニ付テハ日英海關協定ニ依リ日本側ニ於テ保管スル義務アルヲ以テ其ノ保管ヲ繼續スルモノナリ、而シテ新中央政府成立以前ニ於ケル關稅剩餘ニ付テハ事變中ノ特殊事態ニ鑑ミ特別ニ處理セラルベキモノト承知アリ度シ

二、統稅ニ關スル件

異存無キモ上海特別市ノ財源ニ付テハ充分ニ考慮アリ度シ

三、鹽稅ニ關スル件

新中央政府成立後ニ於テ北支及蒙疆以外ノ鹽無行政及鹽稅納稅辦法ヲ事變前ノ情態ヲ基準トシ逐次調整スルニ付商議スルコト異存無シ

第三、「日本側ニ希望スル雜件」ニ關スル回答要旨

一、長江開放ニ關スル件

長江流域ニ於ケル日本軍ノ作戰行動上ノ必要緩和セラレテ其ノ全部又ハ尠クトモ一部地域ノ解放ヲ行フ事態ノ速ニ招來セラルルコトヲ日本側トシテハ希望シアルモ現在ノ事態ニ於テハ未タ其ノ時期ヲ明示シ得ス

二、京滬鐵路通行證ノ發給及首都停車場等ノ檢査ニ關スル件貴方ノ意見ニ對シテハ新中央

政府ノ行政權尊重ノ趣旨ニ鑑ミ主義上異存無キ所ナルモ其ノ實際上ノ調整ニ付テハ治安ノ狀況等現地ノ實情ニ即應シ日支双方ノ現地關係官憲間ニ於テ協議スルコトト致シ度シ

付録 4

日華基本条約

日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約

大日本帝國政府及

中華民國國民政府ハ

兩國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的平和ヲ確立シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ

之ガ為兩國間ノ關係ヲ律スル基本的原則ヲ訂立セント欲シ左ノ通協定セリ

第一條

兩國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル為相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ政治、經濟、文化等各般ニ亘リ互助敦睦ノ手段ヲ講ズベシ

兩國政府ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般ニ亘リ相互ニ兩國間ノ好誼ヲ破壞スルガ如キ措置及原因ヲ撤廢シ勝將來ニ亘リ之ヲ禁絶スルコトヲ約ス

第二條

兩國政府ハ文化ノ融合、創造及發展ニ付緊密ニ協カスベシ

第三條

兩國政府ハ兩國ノ安寧及福祉ヲ危殆ナラシムル一切ノ共產主義的破壊工作ニ對シ共同シテ防衛ニ當ルコトヲ約ス

兩國政府ハ前項ノ目的ヲ達成スル為各其ノ領域内ニ於ケル共產分子及組織ヲ芟除スルト共ニ防共ニ關スル情報、宣傳等ニ付緊密ニ協カスベシ

日本國ハ兩國共同シテ防共ヲ實行スル為所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ所要ノ軍隊ヲ蒙疆及華北ノ一定地域ニ駐屯セシムベシ

第四條

兩國政府ハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ガ別ニ定ムル所ニ依リ撤去ヲ完成スルニ至ル迄共通ノ治安維持ニ付緊密ニ協カスルコトヲ約ス

共通ノ治安維持ヲ必要トスル間ニ於ケル日本國軍隊ノ駐屯地域其ノ他ニ關シテハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ據ル

第五條

中華民國政府ハ日本國ガ従前ノ慣例ニ基キ又ハ兩國共通ノ利益ヲ確保スル為所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ其ノ艦船部隊ヲ中華民國領域内ニ於ケル特定地域ニ駐留セシメ得ルコトヲ承認スベシ

第六條

兩國政府ハ長短相補ヒ有無相通ズルノ趣旨ニ基キ且平等互惠ノ原則ニ依リ兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フベシ

中華民國政府ハ華北及蒙疆ニ於ケル特定資源就中國防上必要ナル埋藏資源ニ關シ兩國緊密ニ協力シテ之ヲ開發スルコトヲ約諾ス中華民國政府ハ其ノ他ノ地域ニ於ケル國防上必要ナル特定資源ノ開發ニ關シ日本國臣民ニ對シ必要ナル便宜ヲ提供スベシ

前項ノ資源ノ利用ニ關シテハ中華民國ノ需要ヲ考慮シ中華民國政府ハ日本國及び日本國臣民ニ對シ積極的ニ充分ナル便宜ヲ提供スルモノトス

兩國政府ハ一般通商ヲ振興シ及兩國間ノ物資需給ヲ便宜且合理的ナラシムル為必要ナル措置ヲ講ズベシ兩國政府ハ揚子江下流地域ニ於ケル通商交易ノ増進竝ニ日本國ト華北及蒙疆トノ間ニ於ケル物資需給ノ合理化ニ付テハ特ニ緊密ニ協力スベシ

日本國政府ハ中華民國ニ於ケル産業、金融、交通、通信等ノ復興發達ニ付兩國間ノ協議ニ依リ中華民國ニ對シ必要ナル援助乃至協力ヲ為スベシ

第七條

本條約ニ基ク日華新關係ノ發展ニ照應シ日本國政府ハ中華民國ニ於テ日本國ノ有スル治外法權ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スベク中華民國政府ハ自國領域ヲ日本國臣民ノ居住營業ノ為解放スベシ

第八條

兩國政府ハ本條約ノ目的ヲ達成スル為必要ナル具體的事項ニ關シ更ニ約定ヲ締結スルモノトス

第九條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 阿部 信行〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆銘〔印〕

附属議定書

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

中華民國ハ日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツツアル戰爭行為ヲ繼續スル期間中右戰爭行為遂行ニ伴フ特殊事態ノ存在スルコト及日本國ガ右戰爭行為ノ目的達成上必要ナル措置ヲ執ルコトヲ諒解シ之ニ應ジ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス
前項ノ特殊事態ハ戰爭行為繼續中ト雖モ戰爭行為ノ目的達成上支障ナキ限り情勢ノ推移ニ應ジ條約及附属文書ノ趣旨ニ準據シテ調整セラルベキモノトス

第二條

従前中華民國臨時政府、中華民國維新政府等ノ辨ジタル事項ハ中華民國政府ニ依リ繼承セラレ差當リ現状ヲ維持セラレタルモノナルニ依リ右事項ノ中調整ヲ要スルモノニシテ未ダ調整セラレザルモノハ事態之ヲ許スニ伴ヒ兩國間ノ協議ニ依リ條約及附属文書ノ手記ニ準據シテ速ニ調整セラルベキモノトス

第三條

兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭状態終了シタルトキハ日本國軍隊ハ本日署名セラレタル日本國中華民國基本關係ニ關スル條約及兩國間ノ現行約定ニ基キ駐屯スルモノヲ除キ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了スベク中華民國政府ハ本期間ニ於テ治安ノ確立ヲ保障スルモノトス

第四條

中華民國政府ハ事變發生以來中華民國ニ於テ事變ニ因リ日本國臣民ノ蒙リタル權利利益ノ損害ヲ補償スベシ
日本國政府ハ事變ノ為生ジタル中華民國難民ノ救濟ニ付中華民國ニ協力スベシ

第五條

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ
右證據トシテ兩國全權委員ハ本議定書ニ署名調印セリ
昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 阿部 信行〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆銘〔印〕

附属議定書ニ關スル日華兩國全權委員間了解事項

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ右條約附属議定書第一條及第二條ノ規定ニ關聯シ兩國全權委員間ニ左ノ了解成立セリ

第一 中華民國ニ於ケル各種徵稅機關ニシテ目下軍事上ノ必要ニ依リ特異ナル状態ニ在ルモノニ付テハ中華民國ノ財政獨立尊重ノ尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之ガ調整ヲ計ルモノトス

第二 目下日本國軍ニ於テ管理中ノ公營、私營、ノ工場、鑛山及商店ハ敵性ヲ有スルモノ及軍事上ノ必要等已ムヲ得ザル特殊ノ事情ニ在ルモノヲ除キ合理的方法ニ依リ速ニ之ヲ中華民國側ニ移管スル為必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第三 日華合辦事業ニシテ固有資産ノ評價、出資比率其ノ他ニ付修正ヲ要スルモノアルニ於テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ之ガ是正ノ措置ヲ講ズルモノトス

第四 中華民國政府ハ對外貿易ニ關シ統制ヲ必要トスル場合ハ自主的ニ之ヲ行フモノトス但シ條約第六條ニ掲ゲラレタル日華經濟提携ノ原則ト抵觸スルコトヲ得ズ又事變繼續中ニ於テハ右統制ニ付日本國側ト協議スベキモノトス

第五 中華民國ニ於ケル交通、通信ニ關スル事項ニシテ調整ヲ要スルモノニ付テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ事態之ヲ許ス限り速ニ之ガ調整ヲ計ルモノトス

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 阿部 信行〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆銘〔印〕

附属秘密協約

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ右條約ト一體ヲ成スベキモノトシテ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

條約第五條ノ規定ニ基キ日本國ハ所要ノ艦船部隊ヲ揚子江沿岸特定地點竝ニ華南沿岸特定島嶼及之ニ關聯スル地點ニ駐屯セシムベク日本國艦船ハ中華民國領域内ノ港灣水域ニ自由ニ出入、碇泊シ得ルモノトス

日本國及中華民國ハ兩國共通ノ利益確保ノ為支那海ノ交通路ヲ維持シ其ノ安全ヲ擁護スルコトヲ必要ト認メ條約第五條ノ規定ニ基キ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ華南沿岸特定島嶼及之ニ關聯スル地點ニ於テ緊密ナル軍事上ノ協力ヲ行フコトヲ約ス

第二條

中華民國政府ハ厦門及海南島竝ニ其ノ附近ノ諸島嶼ニ於ケル特定資源就中國防上必要ナル資源ニ關シ兩國緊密ニ協力シテ之ガ開發生産ヲ計ルコトヲ約諾ス右資源ノ利用ニ關シテハ中華民國ノ需要ヲ考慮シ中華民國政府ハ日本國及日本國臣民ニ對シ積極的ニ充分ナル便宜ヲ提供シ特ニ日本國ノ國防上ノ要求ヲ充足スルモノトス

第三條

兩國政府ハ兩國間ノ全般的平和克復ノ際又ハ其ノ以前ノ適當ノ時期ニ於テ協議ノ上本協約ヲ公表スルモノトス

第四條

本協約ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協約ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 阿部 信行〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆銘〔印〕

附屬秘密協定

本日日本國中華民國基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

兩國政府ハ兩國共通ノ利益ヲ増進シ東亞ニ於ケル平和ヲ確保スル為相互提携ヲ基調トスル外交ヲ行ヒ之ニ反スルガ如キ一切ノ措置ヲ第三國トノ關係ニ於テ執ラザルコトヲ約ス

第二條

中華民國政府ハ中華民國領域内ニ駐屯スル日本國軍隊ノ駐屯地域及之ニ關聯スル地域ニ存在スル鐵道、航空、通信、主要港灣及水路等ニ付兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ日本國ノ軍事上ノ必要事項ニ關シ其ノ要求ニ應ズルコトヲ約ス但シ平時ニ於ケル中華民國ノ行政權及管理權ハ尊重セラルベキモノトス

中華民國政府ハ前項ノ日本國軍隊ニ對シ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ駐屯ニ必要ナル諸般ノ便宜ヲ供與スルコトヲ約ス

第三條

兩國政府ハ必要ノ場合協議ノ上本協定ノ條項ノ全部又ハ一部ニ付公表スルノ措置ヲ執ルモノトス

第四條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 阿部 信行〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆銘〔印〕

秘密交換公文（甲）

（來翰譯文）

以書翰啓上致候陳者本日中華民國日本國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ本官ト閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

第一

蒙疆（內長城線（含マズ）以北ノ地域トス）ハ前記條約ノ規定ニ基キ國防上及經濟上華日兩國ノ強度結合地帯タル特殊性ヲ有スルモノナルニ鑑ミ現状ニ基キ廣汎ナル自治權ヲ認メタル高度ノ防共自治區域ト為スモノトス

中華民國ハ蒙疆ノ自治ニ關スル法令ニ依リ蒙疆自治ノ權限ヲ規定スベク右法令ノ制定ニ付テハ豫メ日本國政府ト協議スルモノトス

第二

一 中華民國政府ハ前記條約及附属文書ノ規定スルガ如ク華北（內長城線（含ム）以南ノ河北省及山西省竝ニ山東省ノ地域）ガ國防上及經濟上華日間ノ緊密ナル合作地帯タルニ鑑ミ華北ニ華北政務委員會ヲ設置シ同委員會ヲシテ中華民國臨時政府ノ辨ジタル事項ヲ繼承處理セシメ居ル處右委員會ノ權限構成ハ兩國間ノ全般的平和克復後左ニノ條項ヲ具現シ得ルヲ以テ限度トシ之ヲ目途トシテ速ニ調整整理セラルベキモノトス

二 兩國間ノ全般的平和克復後華北ニ於ケル華日協力事項中華北政務委員會ガ地方的ニ處理シ得ル事項ハ左ノ通トシ右ニ關シテハ中華民國政府ハ日本國政府トノ協議ニ基ク法令ニ依リ之ヲ規定スルモノトス

甲 防共及治安協力ニ關スル事項

- (一) 日本國軍隊駐屯ニ伴フ事項ニ關スル處理
- (二) 華日間ノ防共及治安協力ニ關スル所要事項ノ處理
- (三) 其ノ他華日軍事協力ニ關スル處理

但シ國防軍ニ關スル處理ハ中華民國政府ノ華北ニ特設スル軍事處理機關ニ依ルモノトス又華北政務委員會ノ保有スル綏靖部隊ノ兵力ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ據ルモノトス

乙 華北ニ於ケル繼濟提携就中國防上必要ナル埋藏資源ノ開發利用竝ニ日本國、滿洲國、蒙疆及華北間ノ物資需給ニ關スル事項

- (一) 日本國及日本國臣民ニ對シ資源就中國防上必要ナル埋藏資源ノ開發利用ニ關スル便宜供與ニ關スル事項
- (二) 日本國、滿洲國、蒙疆及華北間ノ物資需給ノ便宜且合理化ニ關スル處理
- (三) 日本國、滿洲國、蒙疆及華北間ノ通貨及為替ニ付テノ協力ニ關スル處理
- (四) 鐵道、航空、通信、主要海運ニ付テノ協力ニ關スル處理

丙 日本人顧問及職員ノ招聘採用ニ關スル事項

丁 前記甲、乙及丙ニ掲ケラレサル事項ニ付テノ日本國及滿洲國トノ純粹ナル地方的處理ニ關スル交渉

三 華北政務委員會ハ中華民國政府ノ決定スル範圍内ニ於テ蒙疆トノ地方的連絡ニ關スル處理ヲ行フコトヲ得ルモノトス

四 華北政務委員會カ前記二及三ニ掲ケラレタル事項ヲ處理シタル場合ハ隨時之ヲ中華民國政府ニ報告スルモノトス

第三

中華民國政府ハ前記條約及附属文書ノ規定ニ基キ揚子江下流地域ニ於テ經濟上華日間ノ緊密ナル合作ヲ具現スルコトトナリタルニ鑑ミ且右關聯シ華日協力ノ實現上特ニ上海ノ占ムル重要ナル地位ニ鑑ミ日本國政府ト協力シテ新上海ヲ建設スヘク左記各項ニ關シ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ華日間ノ提携ヲ具現スルモノトス

一 兩國ハ揚子江下流地域特ニ上海ニ於テ貿易、金融、産業及交通等ニ關シ緊密ニ協力

スルコト

華日經濟協議會ヲ設置スルコト

二 兩國ハ上海ニ於テ思想、教育、宣傳、衛生、警察及文化事業ニ關シ緊密ニ協力スルコト

三 上海特別市ノ建設ニ關シ中華民國政府ハ同特別市ノ財源ニ付充分考慮シ建設ニ支障ナラシムヘク日本國政府ハ右建設ニ付技術的協力ヲ為スコト

四 上海特別市ノ對外交渉ニ關シテハ絶エズ兩國間ニ緊密ナル連絡ヲ保チ強カスルコト

五 日本國軍隊駐屯ニ伴フ事項中上海ニ於ケル地方的處理ニ付テハ上海特別市政府ヲシテ之ニ當ラシムルコト

第四

中華民國政府ハ前記條約及附属文書ノ規定ニ基キ華南沿岸特定島嶼及之ニ關聯スル地點ニ於テ兩國間ノ緊密ナル軍事上ノ合作及經濟上ノ提携ヲ具現スルコトナリタルニ鑑ミ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ依リ現状ニ從ヒ左ノ措置ヲ執ルモノトス

一 海南島及附近ノ諸島嶼ヲ省域トスル一省ヲ設クルコト

二 廈門島及其ノ附近ヲ市域トスル廈門特別市ヲ設クルコト

三 前記諸地域ニ於ケル華日協力事項中軍事協力及經濟提携ニ關スル事項ニ付圓滑ニ地方的處理ヲ行ヒ得ル如ク措置スルコト

第五

中華民國政府ハ日本國政府トノ間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ華日協力事項ニ關シ日本人技術顧問及軍事顧問ヲ招聘シ竝ニ日本人職員ヲ採用スルモノトス

前項ノ顧問ノ職權及服務規程ハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ中華民國政府ニ於テ之ヲ定ムヘク又前項ノ職員ノ任務ハ中華民國法令ノ定ムル所ニ據ルモノトス

本官ハ閣下ニ於テ右了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

中華民國二十九年十一月三十日

大中華民國政府行政院院長

汪 兆 銘 印

大日本帝國特命全權大使

阿部 信行閣下

(往 翰)

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候

(以下來翰譯文ノ内容)

本使ハ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右回答旁本使ハ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十五年十一月三十日南京ニ於テ

大日本帝國特命全權大使

阿部 信行 印

中華民國國民政府行政院院長

汪 兆 銘 閣下

秘密交換公文 (乙)

(來翰譯文)

以書翰啓上致候陳者本日中華民國日本國間基本關係ニ翰スル條約ニ署名スルニ當リ右條約
附屬議定書第一條ノ規定ニ關聯シ日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツツアル戰爭
行為ヲ繼續スル機關中中華民國政府ハ右日本國ノ戰爭行為ノ目的完遂ニ付積極的ニ協カス
ベキ旨本官ト閣下トノ間ニ了解成立致候

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレシコトヲ希望致候

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

中華民國二十九年十一月三十日

大中華民國國民政府行政院院長

汪 兆 銘 印

大日本帝國特命全權大使

阿部 信行閣下

(往 翰)

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候

(以下來翰譯文ノ内容)

本使ハ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右回答旁本使ハ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十五年十一月三十日南京ニ於テ

大日本帝國特命全權大使

阿部 信行 印

中華民國國民政府行政院院長

汪 兆 銘 閣下

付録 5

日滿華共同宣言

大日本帝國政府

滿州帝國政府及

中華民國國民政府ハ

三國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以東亞ニ於ケル恒久的平和ノ樞軸ヲ形成シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ左ノ通宣言ス

- 一 日本國、滿州國及中華民國ハ相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重ス
- 二 日本國、滿州國及中華民國ハ互惠ヲ基調トスル三國間ノ一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ舉グベク之ガ為各般ニ亘リ必要ナル一切ノ手段ヲ講ズ
- 三 日本國、滿州國及中華民國ハ本宣言ノ趣旨ニ基キ速ニ約定ヲ締結ス

昭和十五年十一月三十日即チ康德七年十一月三十日、中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ

大日本帝國特命全權大使 阿部 信行〔印〕

滿州帝國參議 臧式毅〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪兆銘〔印〕

付録 6

日華同盟条約

大日本帝国政府及中華民國国民政府ハ

兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ之カ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國及中華民國ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル為相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ各般ニ亘リ互助敦睦ノ手段ヲ講スヘシ

第二條

日本國及中華民國ハ大東亞ノ建設及安定確保ノ為相互ニ緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ為スヘシ

第三條

日本國及中華民國ハ互惠ヲ基調トスル兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フヘシ

第四條

本條約ノ実施ノ為必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルヘシ

第五條

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日調印ノ日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ハ其ノ一切ノ附属文書ト共ニ本條約實施ノ日ヨリ効力ヲ失フモノトス

第六條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十八年十月三十日即チ中華民國三十二年十月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 谷 正之〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆 銘〔印〕

附属議定書

本日日本國中華民國間同盟条約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ中華民國領域内ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ撤去スヘキコトヲ約ス

日本國ハ北清事變ニ關スル北京議定書及關係書類ニ基ク駐兵權ヲ拋棄ス

第二條

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十八年十月三十日即チ中華民國三十二年十月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 谷 正之〔印〕

中華民國國民政府行政院院長 汪 兆 銘〔印〕

交換公文

以書翰啓上致候陳者本日中華民國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官ト閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

現ニ中華民國ニ存在スル既成ノ事項ニシテ本條約ノ趣旨ニ鑑ミ調整ヲ要スルモノハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキ本條約ノ趣旨ニ準據シテ根本的ニ調整セラルヘシ

戰爭狀態繼續中ト雖モ情況之ヲ許スニ應シ逐次兩國間ノ協議ニ依リ本條約ノ趣旨ニ準據シテ所要ノ調整ヲ行フモノトス

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

中華民國三十二年十月三十日南京ニ於テ

大中華民國國民政府行政院院長 汪兆銘〔印〕

大日本帝國特命全權公使

谷 正之 閣下

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候

本日中華民國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官ト閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

現ニ中華民國ニ存在スル既成ノ事項ニシテ本條約ノ趣旨ニ鑑ミ調整ヲ要スルモノハ
兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキ本條約ノ趣旨ニ準據シテ根本的
ニ調整セラルヘシ

戰爭狀態繼續中ト雖モ情況之ヲ許スニ應シ逐次兩國間ノ協議ニ依リ本條約ノ趣旨ニ
準據シテ所要ノ調整ヲ行フモノトス

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本使ハ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右回答旁本使ハ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十八年十月三十日南京ニ於テ

大日本帝国特命全權公使 谷 正之〔印〕

中華民國国民政府行政院院長

汪 兆 銘 閣下

参考文献

I.日本語

1、未公刊史料

外務省外交史料館

- 「対外政策並態度関係雑纂 各大臣」(1.1.1.3-2-3 松本記録)
- 「華府会議関係諸条約決議及其説明」(2.4.3.54)。
- 「内国博覧會関係雑件 第一卷」(3.15.1.2)。
- 『帝国ノ対外政策関係一件』(A.1.0.0.6)
- 『国際情勢ト帝国ノ立場ニ関スル有田外相放送関係一件』(A.1.0.0.8)
- 『帝國ノ對支外交政策関係一件』(A.1.1.0.10)
- 「外務大臣(ソノ他)ノ演説及声明集」(A.1.0.0.12)
- 「満州事変華北問題 第九卷」(A.1.1.0.21-27 松本記録)
- 『支那事変関係一件』(A.1.1.0.30)
- 「支那事変 九ヶ国條約締約国会議関係」(A.1.1.0.30-32)
- 「支那事変関係一件 支那事変ニ伴フ状況報告 第五卷」(A.1.1.0.30-5-1-1)
- 『国民政府主席汪兆銘来朝関係一件(近衛、汪共同声明ヲ含ム)』(A.1.1.0.33)
- 『日支外交関係雑纂 昭和十一年南京ニ於ケル日支交渉関係』(A.1.1.0.9-10)
- 「帝国ノ対滿蒙政策関係一件」(外務省記録 A.1.2.0.2)
- 『日、米外交関係雑纂 太平洋ノ平和並東亜問題ニ関スル日米交渉関係』(A.1.3.1.1-3)
- 『日、米外交関係雑纂 対米外交関係主要資料集』(A.1.3.1.1-4)
- 「帝国内閣関係雑件」(外務省記録 A.5.1.0.2)。
- 『支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 支那中央政權樹立問題』(A.6.1.1.8-3)
- 『支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 汪精衛関係』(A.6.1.1.8-5)
- 『支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件』(A.6.1.1.9)
- 『支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件 各国ノ態度及承認問題』(A.6.1.1.9-2)
- 「支那地方政況関係雑纂 北支政況 第七卷」(外務省記録 A.6.1.3.1-3)
- 『中華民國国民政府参戦関係』(A.7.0.0.9-41)
- 『大東亜戦争関係一件 日華同盟条約関係』(A.7.0.0.9-41-2)
- 『大東亜戦争関係一件 各国ノ態度 中華民國(国民政府)』(A.7.0.0.9-5-3)

「大東亜戦争関係一件 戦時中ノ重要国策決定文書集」(A.7.0.0.9-52)

『大東亜戦争関係一件 本邦の対重慶工作関係』(A.7.0.0.9-61)

『支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件 梅機関ト汪精衛側トノ折衝中ノ各段階ニ於ケル条文関係』(A.6.1.1.9-7)

『日華基本条約並日滿華共同宣言関係一件』(B.1.0.0.J/C 3)

『日独伊同盟条約関係一件』(B.1.0.0.J/X 3)

『昭和十三年度執務報告』(外務省記録東亜-23)

防衛省防衛研究所戦史室

「軍令部作戦日誌」(中央-日誌回想-210)。

「昭和 16 年 上奏関係書類綴 卷一」(中央-作戦指導上奏-1)

「大陸命綴(支那事変 大東亜戦争) 卷八」(中央-作戦指導大陸命-36)

「田中新一中将業務日誌 七分冊の二」(中央-作戦指導日記-26)

「田中新一中将業務日誌 七分冊の四」(中央-作戦指導日記-28)

「田中新一中将業務日誌 七分冊の五」(中央-作戦指導日記-29)

「田中新一中将業務日誌 七分冊の七」(中央-作戦指導日記-31)

『支那事変戦争指導関係綴 其二』(中央-戦争指導重要国策文書-630)

『支那事変戦争指導関係綴 其三』(中央-戦争指導重要国策文書-631)

『支那事変戦争指導関係資料綴 支那派遣軍の部』(中央-戦争指導重要国策文書-632)

『支那事変戦争指導関係資料綴 大本営陸軍部の部』(中央-戦争指導重要国策文書-633)

『渡辺工作の現況 第 3 号及第 4 号』(中央-戦争指導重要国策文書-643)

「甲谷悦雄大佐日誌 其一」(中央-戦争指導重要国策文書-824)

「甲谷悦雄大佐日誌 其二」(中央-戦争指導重要国策文書-825)

『支那事変処理要綱 御前会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書-1063)

『情勢の推移に伴う帝国国策要綱 御前会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書-1065)

『帝国国策遂行領要 御前会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書-1067)

『帝国国策遂行要領 御前会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書-1069)

『御前会議議事録』(防衛省防衛研究所所蔵 中央-戦争指導重要国策文書-1077)

『大東亜政略指導大綱 御前会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書-1079)

『今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書-1083)

『世界情勢の推移に伴う時局処理要綱 連絡会議議事録』(中央-戦争指導重要国策文書)

-1088)

- 「軍事参議院参議会議事録」(中央-戦争指導重要国策文書-1096)
- 「重要国策決定綴 其三」(中央-戦争指導重要国策文書-1104)
- 『重要国策決定綴 其 六』(中央-戦争指導重要国策文書-1112)
- 『重要国策決定綴 卷一』(中央-戦争指導重要国策文書-1118)
- 『大本営政府連絡会議議事録 其の一』(中央-戦争指導重要国策文書-1128)
- 『大本営政府連絡会議議事録 其の二』(中央-戦争指導重要国策文書-1131)
- 『大本営政府連絡会議議事録 其の三』(中央-戦争指導重要国策文書-1133)
- 『大本営政府連絡会議議事録 其の四』(中央-戦争指導重要国策文書-1136)
- 「大東亜戦争中期以降 対支重要決定綴」(中央-戦争指導重要国策文書-1140)
- 『最高戦争指導會議ニ關スル綴 其の一』(中央-戦争指導重要国策文書-1195)
- 「支那方面作戦記録—支那派遣軍の統帥—」(中央-全般統帥-99)
- 『桐工作関係資料綴』(支那-支那事变全般-127)
- 『渡辺工作ノ現況』(支那-支那事变全般-396)
- 『北支那作戦史要—北支那方面軍 3/3』(支那-支那事变北支-3)
- 「昭和 13 年支受大日記 (密)」(陸支密大日記-S13-7-116)
- 「昭和 13 年支受大日記 (密) 第十四號」(陸支密大日記-S13-9-118)

2、ウェブ資料

- 『議事速記録』(帝国議会会議録検索システム)
- 『岸幸一資料』(http://d-arch.ide.go.jp/kishi_collection/)

2、公刊史料・定期刊行物

- 伊藤隆ほか編『東條内閣総理大臣機密記録』東京大学出版会、1990年8月。
- 稲葉正夫ほか編『太平洋戦争への道 別巻資料編』朝日新聞社、1988年8月。
- 井本熊男『大東亜戦争作戦日誌』芙蓉書房、1998年8月。
- 臼井勝美ほか編『現代史資料 9 日中戦争 2』みすず書房、1973年11月。
- 『現代史資料 13 日中戦争 5』みすず書房、1984年7月。
- 大久保達正ほか編『昭和社会経済史料集成 海軍省資料』巖南堂書店、1994年9月。
- 岡義武ほか編『小川平吉関係文書』第一巻、みすず書房、1973年3月。

外務省編『日本外交年表並主要文書』原書房、1966年1月。
——『日本外交文書 太平洋戦争』白峰社、2010年1月。
——『日本外交文書 日中戦争』六一書房、2011年5月。
木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』東京大学出版会、1966年11月。
軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班機密戦争日誌』錦正社、1998年10月。
参謀本部編『杉山メモ』原書房、1967年1月。
重光葵記念館編『重光葵・外交意見書集 第2巻 駐華大使・外務大臣時代』株式会社現代史料出版、2007年12月。
島田俊彦ほか編『現代史資料 8 日中戦争 1』みすず書房、1964年7月。
多田井喜生編『続・現代史資料 11 占領地通貨工作』みすず書房、1983年10月。
深井英五『枢密院重要議事覚書』岩波書店、1953年3月。
防衛省防衛研究所戦史室編『戦史叢書 支那事变陸軍作戦 1』朝雲新聞社、1975年4月。
——『戦史叢書 北支の治安戦』朝雲出版社、1968年8月。
——『戦史叢書 沖縄方面海軍作戦』朝雲新聞社、1968年7月。
——『戦史叢書 大本営陸軍部 3』朝雲新聞社、1970年6月。
——『戦史叢書 大本営陸軍部 4』朝雲新聞社、1972年10月。
——『戦史叢書 大本営陸軍部 5』朝雲新聞社、1973年3月。
堀場一雄『支那事变戦争指導史』原書房、1973年6月。

3、日記・回想録

伊藤隆ほか編『続・現代史資料 4 畑俊六日誌』みすず書房、1983年3月。
——『重光葵手記』中央公論社、1988年5月。
——『続・重光葵手記』中央公論社、1988年5月。
今井武夫『支那事变の回想』みすず書房、1980年4月。
緒方竹虎伝記刊行会編刊『緒方竹虎』朝日新聞社、1963年5月。
岡田猶次『日中戦争裏方記』東洋経済新報社、1974年3月。
木戸幸一『木戸幸一日記』東京大学出版会、1966年7月。
蔡徳金編、村田忠禧など訳、『周仏海日記』みすず書房、1992年2月。
重光葵『外交回想録』毎日新聞社、1978年8月。
田尻愛義『田尻愛義回想録』原書房、1977年12月。

角田順校訂『宇垣一成日記』みすず書房、1971年1月。
東郷茂徳『東郷茂徳外交手記一時代の一面』原書房、1967年2月。
梨本祐平『中国のなかの日本人』同成社、1969年10月。
西義顕『悲劇の証人 日華和平工作秘史』文献社、1962年3月。
原田熊雄『西園寺公と政局』岩波書店、1952年8月。
松本重治『上海時代 ジャーナリストの回想』中央公論社、1974年3月。
明治期外交資料研究会編『日清講和関係調書集第2巻 蹇々録』クレス出版、1994年5月。
横山鍊三『「繆斌工作」成ラズ』展転社、1992年5月。

4、新聞

朝日新聞

5、単行本

明石岩雄『日中戦争についての歴史的考察』思文閣出版、2007年3月。
麻田貞雄『兩大戦間の日米関係—海軍と政策決定過程』東京大学出版会、1993年12月。
井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』山川出版社、1944年1月。
今井清一ほか『太平洋戦争史 5 太平洋戦争 II』青木書店、1973年2月。
白井勝美ほか『太平洋戦争への道 4 日中戦争 下』朝日新聞社、1983年1月。
白井勝美『日中外交史研究—昭和前期—』吉川弘文館、1998年12月。
江口圭一『十五年戦争研究史論』校倉書房、2001年5月。
菊池一隆『戦争と華僑』汲古書院、2011年1月。
小林英夫『日中戦争と汪兆銘』吉川弘文館、2003年7月。
——、林道生『日中戦争史論 汪精衛政権と中国占領地』御茶ノ水書房、2005年4月。
柴田紳一『昭和期の皇室と政治外交』原書房、1995年8月。
戸部良一『ピース・フィーラー—支那事変和平工作の群像』論創社、1991年8月。
——『日本陸軍と中国』講談社、1999年12月。
——、波多野澄雄編『日中戦争の軍事的展開』慶応義塾大学出版社、2006年4月。
中村政則ほか『戦時華中の物資動員と軍票』多賀出版、1994年2月。
西村成雄、石島紀之、田嶋信雄編『国際関係のなかの日中戦争』慶応義塾大学出版社、2011

年7月。

日中歴史共同研究委員会『日中歴史共同研究報告書』2010年10月、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishi_kk.html。

秦郁彦『日中戦争史』河出書房新社、1961年9月。

——『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年11月。

——『日本陸海軍総合辞典』東京大学出版会、1991年10月。

波多野澄雄『幕僚たちの真珠湾』朝日新聞社、1991年11月。

——『太平洋戦争とアジア外交』東京大学出版会、1996年11月。

百瀬孝著、伊藤隆監修『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館、1991年1月。

古屋哲夫『日中戦争』岩波新書、1985年5月。

細谷千博ほか編『日米関係史開戦に至る十年』東京大学出版会、2000年7月。

森山優『日米開戦の政治過程』吉川弘文館、1998年2月。

劉傑『日中戦争下の外交』吉川弘文館、1995年2月。

歴史学研究会編『太平洋戦争史 III』東洋経済新報社、1953年12月。

6、論文

石源華「日中戦争後期における日本と汪精衛政府の「謀和」工作」軍事史学会編『日中戦争の諸相』錦正社、1997年12月。

伊東昭雄「大アジア主義」と「三民主義」横浜市立大学学術研究会編『横浜市立大学論叢 人文科学系列 40(1)』横浜市立大学学術研究会、1989年3月。

臼杵英一「汪兆銘「南京国民政府」の法的地位と日中戦争」軍事史学会編『日中戦争再論』、錦正社、2008年3月。

酒井哲哉「「英米協調」と「日中提携」近代日本論文会編『年報・近代日本論文 11』山川出版社、1989年10月。

柴田哲雄「汪精衛南京政府下の東亜聯盟運動の思想的起源：汪精衛の外交観・政治体制観において」愛知学院大学教養部『愛知学院大学教養部紀要』第52巻第1期、2004年7月。

関智英「袁殊と興亜建国運動—汪精衛政権成立前後の対日和平陣営の動き」東洋文庫『東洋学報 東洋文庫和文紀要』第94巻第1期、2012年6月。

曾支農「汪政権の中央組織の運営メカニズム」中国社会科学研究会『東瀛究索』第11号、

中国社会科学研究会、2000年4月。

高橋久志「汪兆銘南京政權参戦問題をめぐる日中関係」日本国際政治学会編『国際政治』第91号、1989年5月。

戸部良一「汪兆銘のハノイ脱出をめぐって」外務省外交史料館『外交史料館報』第19号、外務省外交史料館、2005年9月。

——「支那事変と大東亜戦争」『外交時報』1320号、1995年7・8月。

陳紅民・陳書梅「汪偽政權立法院の初歩的分析」愛知大学現代中国学会編『中国21』第31号、東方書店、2009年5月。

土屋光芳「汪精衛の「和平運動」と「大亜州主義」」明学会『政経論叢』第61巻第2期、1992年12月。

判澤純太「汪兆銘の重慶脱出と日本の対応」政治経済史学会編集『政治経済史学』第183号、1981年8月。

古厩忠夫「「漢奸」の諸相—汪精衛政權をめぐって—」山口昭男編『岩波講座 近代日本と植民地』第6巻、岩波書店、1993年5月。

堀井弘一郎「日中戦争期、汪精衛国民党の成立と展開」愛知大学現代中国学会編『中国21』第31号、東方書店、2009年5月。

三好章「汪兆銘の“清郷”視察」愛知大学現代中国学会編『中国21』第31号、東方書店、2009年5月。

II.中国語

1、未公刊史料

国史館

『蔣中正總統文物-革命文献-抗戦時期』（典藏號：002-020300-00003-009）

『蔣中正總統文物-特交檔案-分類資料-中日戦争』（典藏號：002-080103-00010-091）

『蔣中正總統文物-特交文電-日寇侵略』（典藏號：002-090200-00022-041）

『國民政府檔案-總類-中央黨務-開除黨籍』（典藏號：001-014162-0001）

『國民政府檔案-司法-叛亂-叛亂總目』（典藏號：001-103100-0002）

『外交部檔案-亞東太平洋司-日本-滿洲國與汪政權』（典藏號：020-010114-0008）

『汪兆銘史料-文件-函電與函件』（典藏號：118-010100-0008-111）

2、公刊史料・定期刊行物

- 上海市政府秘書處編『市政公報』上海市政府秘書處、1941年。
- 中央檔案館編『中共中央文獻選集』中共中央黨校出版社、1991年6月。
- 中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』江蘇古籍出版社、1997年9月。
- 『汪偽中央政治委員會暨最高國防會議會議錄』廣西師範大學出版社、2002年9月。
- 宣傳部編『汪主席和平建國言論集』中央書報發行所、1940年。
- 『汪主席和平建國言論集 續集』中央書報發行所、1942年12月。
- 『和平反共建國文獻』、中央書報發行所、1941年。
- 榮孟源主編、孫彩霞編輯『中國國民黨 歷次代表大會及中央全會資料』光明日報出版社、1985年10月。
- 政治月刊社編『政治月刊』政治月刊社、1944年。
- 南開大學經濟研究所經濟史研究室編『中國近代鹽務史資料選輯』南開大學出版社、1991年
- 南京市檔案館編『審訊汪偽漢奸筆錄』江蘇古籍出版社、1992年7月。
- 檔案與歷史編輯部編『檔案與歷史 第十三期』、上海市檔案館、1988年3月。
- 秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第三編戰時外交』、中國國民黨中央委員會黨史委員會、民國70年9月。
- 『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第六編 傀儡組織』、中國國民黨中央委員會黨史委員會、民國70年9月。
- 黃美真編『汪精衛集團投敵 汪偽政權資料選編』上海人民出版社、1984年2月。

3、日記・回想錄

- 金雄白『汪政權的開場與收場』李敖出版社、1988年1月。
- 周佛海『周佛海日記』中國社會科學出版社、1986年7月。
- 黃美真編『偽廷幽影錄—對汪偽政權的回憶紀實』中國文史出版社、1991年5月。
- 雷鳴編『汪精衛先生傳』政治月刊社、1944年。
- 陶希聖「日汪偽約十論」包遵彭等編『中國近代史論叢』正中書局、1956年8月。

4、新聞

中華日報

大公報

5、單行本

余子道、曹振威、石源華、張雲『汪偽政權全史』上海人民出版社、2006年12月。

黃美真、張雲『汪精衛集團反國投敵記』河南人民出版社、1987年6月。

蔡鴻源主編『民國法規集成』黃山書社、1999年2月。

6、論文

王克文「汪政權黨政軍結構初探」中國歷史學會及中國近代史學會編『紀念七七抗戰六重週年學術研討會論文集』中國近代史學會、1997年7月。

——「戰爭與平和：試論王政權的歷史地位」國史館館刊編輯委員會『國史館館刊 復刊第二十二期』國史館、1997年6月。

王鵬程、張運洪「大革命時期汪精衛急激走向叛變的原因探討」長春工業大學編輯部『長春工業大學學報（社會科學版）』01期、長春工業大學、2011年1月。

方艷華、劉志鵬「抗戰時期汪偽政權塑造「正統」形象論略」重慶教育學院『重慶教育學院學報』05期、重慶教育學院、2008年5月。

李盈慧「戰時國民政府與汪偽政府的僑界宣傳戰」中國歷史學會及中國近代史學會編『紀念七七抗戰六重週年學術研討會論文集』中國近代史學會、1997年7月。

李國祁「從個性談王精衛的歷史功過」陳捷先ほか編『歷史』第六十八期、歷史月刊雜誌社、1993年9月。

邵銘煌「汪精衛政權參加日本太平洋戰爭之經緯」中華民國史專題第一屆討論會『中華民國史專題論文集 第一屆討論會』國史館、1992年12月。

——「戰時渝方與汪偽的地下鬭爭」邵銘煌ほか編『近代中國』近代中國雜誌社、1998年12月。

——「抗戰勝利與汪精衛政權覆亡」胡春惠ほか編『紀念抗日戰爭勝利五十周年學術討論會論文集』香港珠海署員亞洲研究中心、1996年3月。

——「汪精衛政權與日本的一場政治秀」邵銘煌ほか編『近代中國』近代中國雜誌社、2002年12月。

周惠民「德國對「滿洲國」及「汪政權」的外交態度」國立政治大學歷史學系編『國史政治大學 歷史學報』第二十三期、國立政治大學歷史學系、2005年5月。

胡春惠「對抗戰初期「低調俱樂部」的看法」邵銘煌ほか編『近代中国』近代中国雜誌社、1998年12月。

馬幼垣「汪偽海軍艦隻初探」中国歴史学会及中国近代史学会編『紀念七七抗戰六重週年學術研討會論文集』中国近代史学会、1997年7月。

陳鵬仁「影佐禎昭與抗戰時日本的對汪精衛工作」賴德炎ほか編『近代中国』中国雜誌社、1993年6月。

張力「汪偽前期海軍人事的分析」邵銘煌ほか編『近代中国』近代中国雜誌社、1998年12月。

楊韻平『汪政權與朝鮮華僑—東亞秩序之一研究』稻郷出版社、2007年5月。

蔣永敬「汪精衛的「恐共」與「投日」」邵銘煌ほか編『近代中国』近代中国雜誌社、1998年12月。

趙東喜「太平洋戦争勃発後汪偽政權参戦原因探析」河南師範大学『河南師範大学学報（哲学社会科学版）』、河南師範大学、2009年1月。

潘健「太平洋戦争爆発汪偽政權の財政収入」福建社會科學院『福建論壇人文社會科學版』第4期、福建社會科學院、2007年4月。

羅久蓉「歴史情境與抗戰時期「漢奸」の形勢」陳三井ほか編『中央研究院 近代史研究所集刊』第二十四期 下冊、中央研究院近代史研究所發行室、1995年6月。

——「抗戰勝利後中共懲審漢奸初探」陳三井ほか編『中央研究院 近代史研究所集刊』第二十三期 下冊、中央研究院近代史研究所發行室、1994年6月。

謝曉鵬「汪精衛政治思想的演變及特点」鄭州大学『鄭州大学学会報（哲学社会科学版）』第38卷第1期、2005年1月。

7、學位論文

楊炎輝『日汪条約研究（1940—1945）』南京大学、2011年5月（修士論文）

潘健『汪偽政府財政研究』復旦大学歴史系、2008年2月（博士論文）。

III.英語

1、公刊史料

Best, Anthony ed. *British Documents on Foreign Affairs Volume 1*, Frederick: University

Publications of America, 1997.

Department of State. *Foreign Relations of the United States, Japan: 1931-1941, Volume II*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1943.

—. *Foreign Relations of the United States, Japan: 1939: The Far East, Volume III*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1955.

—. *Foreign Relations of the United States, Japan: 1940: The Far East, Volume IV*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1955.

—. *Foreign Relations of the United States Diplomatic Papers: 1941: General, The Soviet Union, Volume I*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1958.

—. *Foreign Relations of the United States Diplomatic Papers: 1942: China*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1956.

—. *Foreign Relations of the United States, Japan: 1941: The Far East, Volume IV*. Washington, DC: United States Government Printing Office, 1956.

U.S. Congress Joint Committee on the Investigation of the Pearl Harbor Attack. *Investigation of the Pearl Harbor Attack: report of the Joint Committee on the Investigation of the Pearl Harbor Attack*. New York: AMS Press, 1972.

Woodward, E.L. & Butler, Rohan ed. *Documents on British Foreign Policy 1919-1939, 3rd Series Vol. 9*. London: His Majesty's Stationery Office, 1961.

2、単行本

Boyle, John H. *China and Japan at War 1937-1945 The Politics of Collaboration*. Stanford: Stanford University Press 1972.

Dallek, Robert. *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945*. New York: Oxford University Press 1979.

Fishel, Wesley R. *The End of Extraterritoriality in China*. Berkeley & Los Angeles: University of California Press 1952.

Peattie, Mark, Edward J. Drea and Hans van de Ven, *The Battle for China – Essays on the Military History of the Sino-Japanese War of 1937-1945*. California: Stanford University Press 2011.

Sun, Youli. *China and the Origins of the Pacific War*. New York: St. Martin's Press 1996.

Thorne, Christopher G. *Allies of a Kind The United States, Britain and the War against Japan*,

1941-1945. New York: Oxford University Press 1978.

3、論文

Barnett, Robert W. "Isolated China," *Far Eastern Survey* Vol.11, No.15 (1942): 167-169. Accessed July 17, 2013. Doi: 10.2307/3021724.

Brown, Charles H. "Our Stake in China," *ALA Bulletin* Vol.37, No.12 (1943): 447-451. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/25691732>.

Chien, Tuan-sheng. "War-Time Government in China," *The American Political Science Review* Vol.36, No.5 (1942): 850-872. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/1949287>.

Colegrove, Kenneth. "Militarism in Japan's Foreign Policy," *Annals of the American Academy of Political and Social Science* Vol.215. (1941): 7-16. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/1022592>.

Das, Taraknath. "Asia's Part in War and Peace," *Annals of the American Academy of Political and Social Science* Vol.222 (1942): 42-53. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/1022886>.

Farley, Miriam S. "America Maneuvers in Asia," *Far Eastern Survey* Vol.10, No.13 (1941): 148-155. Accessed August 1, 2013. <http://www.jstor.org/stable/3021920>.

Fishel, Wesley R. "A Japanese Peace Maneuver in 1944," *The Far Eastern Quarterly* Vol.8, No.4 (1949): 386-397. Accessed August 1, 2013. <http://www.jstor.org/stable/2049539>.

Gordon, David M. "Historiographical Essay: The China-Japan War, 1931-1945," *The Journal of Military History* Vol.70, No.1 (2006): 137-182. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/3396811>.

Grajdanzev, Andrew J. "Japan's Ideological Front," *Far Eastern Survey* Vol.12, No.9 (1943): 89-92. Accessed July 18, 2013. Doi: 10.2307/3022973.

Grajdanzev, Andrew J. "Japan's Co-Prosperity Sphere," *Pacific Affairs* Vol.16, No.3 (1943): 311-328. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/2751531>.

Holland, W.L. "War Aims and Peace Aims in the Pacific," *Pacific Affairs* Vol.15, No.4 (1942): 410-429. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/2751731>.

Johnstone, William C. "Japan's "New" China Policy," *Far Eastern Survey* Vol.12, No.19 (1943): 185-191. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/3023282>.

Koo, T.K. "Some Economic Documents Relating to the Genesis of the Japanese-Sponsored Regime

in North China,” *The Far Eastern Quarterly* Vol.6, No.1 (1946): 65-77. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/2049674>

Ma, Xiaohua. “The Invisible War between the United States and Japan over China: A Study of the Abolition of Extraterritoriality in 1943.” *The Journal of American and Canadian Studies*, No.15 (March 1998): 93-111. Accessed July 16, 2013. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110004736839>.

Menefee, Selden C. “Japan’s Psychological War,” *Social Forces* Vol.21, No.4 (1943): 425-436. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/2571175>.

Nish, Ian. “An Overview of Relations between China and Japan, 1895-1945,” *The China Quarterly* No.124 (1990): 601-623. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/654639>.

Norman, E.H. “The Genyosha: A Study in the Origins of Japanese Imperialism,” *Pacific Affairs* Vol.17, No.3 (1944): 261-284. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/2751627>.

Orchard, John E. “Japan’s Economic Invasion of China,” *Foreign Affairs* Vol.18, No.3 (1940): 464-476. Accessed July 18, 2013. <http://www.jstor.org/stable/20029016>.

謝 辞

日本で学業を修めることは筆者にとって中学校からの夢だったが、この夢を実現する力を最初にくれたのは徳霖技術学院だった。中学校卒業してから徳霖技術学院の応用英語組に進学した筆者は英語の語学力を身に付けることができたと同時に、日本語を勉強する機会をいただいた。応用英語組主任黄文賢先生を初めとする先生方のおかげで、筆者は基礎的な語学力を得た上に、継続は力なりということを学ぶことができた。その後、台北技術大学の応用英文系に進学した筆者は英語に馴染むこと、英語で知識を得ることの大切さを知ることができた。応用英文系主任余盛延先生、指導教官の Thomas Wall 先生を初めとする先生方のおかげで、筆者は英語力をさらに向上できた上に、学問という世界に触れることができた。そして、同時期において、林柄奇、林韓菁という二人の同時通訳の先生と出会ったことで、筆者は英語、日本語という二つの言語を自由に操る素晴らしさに感銘を受けたと同時に、大学院からは日本語学科に進学すると決意した。

政治大学日本語文学系修士課程に進学した後、指導教官の日文系教授于乃明先生、日文系教授蘇文郎先生、日文系准教授徐翔生先生という三人の先生の下でお手伝いをさせていただいた時、先生方から学問のため、人のために献身的でいることの大切さを学ぶことができた。それと同時に、于先生の下で、筆者は歴史を学ぶ楽しさを知ることができた。蘇先生の下で、筆者は言葉を重ねて吟味することの大切さを知ることができた。徐先生の下で、筆者は言葉を勉強すると同時にその背後にある文化をも理解することの重要性を知ることができた。また、外交学系教授劉徳海先生のおかげで現代日本の政治、外交、経済を学ぶことの大切さを知ることができた。そして、中国文学系教授高莉芬先生のおかげで外国語を勉強すると同時に、自分の母語をも大切にすることの重要性を知ることができた。

修士課程において、指導教官の于先生が薦めてくださったことで、筆者は筑波大学で一年間交換留学した。そのおかげで、筆者は後に博士課程に進学した際、指導教官となってくださった波多野澄雄先生に出会うことができた。修士課程を終えた後、兵役に就いた筆者は兵役を通じて心身を鍛える機会を頂いたと同時に、筆者が博士課程に進学することを知った許呈安中隊長を初めとする皆様は絶えずに励ましてくださった。

兵役を終えた後、財団法人交流協会の奨学金を頂いたおかげで、筑波大学人文社会科学研究科国際日本研究専攻後期博士課程に進学した筆者は学業に専念することができた。来日してまもなく、筆者が日本で博士課程に進学したことを知った宇都宮大学国際学部教授

松金公正先生は学会に参加することの大事さを教えてくださった。

博士課程において、筆者は論文を指導してくださった指導教官の筑波大学大学院教授(現筑波大学名誉教授)波多野澄雄先生の下で、考えることの大事さを学ぶことができた。波多野先生のおかげで、筆者はあらゆる可能性の中から一つの問題に辿り着く方法を学ぶことができた。特にさまざまな可能性を前に如何なる視点から切り込むべきか、そして、如何にしてさまざまな事例を検証しながら論点を組み立てていくべきかを学ぶことができた。

また、指導教官の筑波大学大学院准教授潘亮先生の下、一つの問題に取り組む時、さまざまな側面から柔軟な思考を意識的に続けることの大事さを学ぶことができた。特に一つの問題を考えると、その問題自体にとらわれず、俯瞰的にかつ客観的に考えることの大切さを学ぶことができた。

筆者が明確な論点を見出せず、試行錯誤をしているとき、波多野先生と潘先生がいつも手間隙をかけて教え導いてくださったのおかげで、筆者は本論文の論点及び構成を固めることができた。

論文を執筆する段階となると、国際日本研究専攻専攻長筑波大学大学院教授佐藤貢悦先生、筑波大学学長特別補佐筑波大学大学院教授辻中豊先生、論文審査委員会の学位論文委員会代表の筑波大学大学院教授仲田誠先生、筑波大学大学院准教授明石純一先生が論文の内容についてたくさんの貴重なご意見をくださったのおかげで、一つの問題に対して繰り返して吟味することの大切さを知ることができた。先生方から頂いた意見のおかげで、筆者は論文の内容の不足している部分を補うことができた。

また、筑波大学大学院准教授石塚修先生、筑波大学大学院教授青木三郎先生、筑波大学国際部准教授木島譲次先生、国文学研究資料館総合研究大学院大学教授寺島恒世先生からも常に激励の言葉を頂いた。それと同時に、筑波大学研究員高木功介博士、元筑波大学研究員で現在南臺科技大学で教鞭を執る楊子震博士、筑波大学研究員柳英武博士、元筑波大学研究員で現在浙江大学で教鞭を執る陳群元博士は波多野門下の先輩として、本論文の論点と構成が固まらない時から常に助言と激励を下された。特に高木博士は学問以外にもチューターとして、友人としてご家族と共に日本の文化、礼儀作法などについてたくさん教えてくださった。

それでも論文のことで悩む時、いつも励ましてくださった筑波大学研究員王氷博士、筑波大学研究員黄媚博士、筑波大学大学院李昊澤博士、同専攻の金奈英先輩、徐輝先輩、森山花鈴先輩、羅仕昌先輩、同級生の青木元、青砥孟司、Aziz Abdulloev、金洪蘭、西中研二、

田川寛之、許允瑄、朴昌植、楊素茵、李宛 憶、後輩の傅白雨、李国玲、劉維、Vineeta Bhatt、他の専攻の Cecilia Ioana、Michael Assefaw、Sherali Gulomaliev、松野由美、元研究生で関東学院大学経済学研究科経営学専攻に進学した張鈺、元研究生で東北大学国際文化研究科に進学した葉秉杰、日本語教育国際研究大会で知り合った劉軍国、石磊のおかげで、立ち止まらずに論文に取り組むことができた。

在学中、授業の履修、各種の書類の提出などの事務手続きでいつも助けてくださった事務室職員の山口浩美、村瀬幸代、中村亜弓、矢花佳子、小山すみ子、足立綾、杉村美幸、井手弘子のおかげで、困った時があってもいつも問題なくすぐに解決することができた。

最後に、筆者が入学した日に生まれた Zakariya・小烟花とそこご両親の Hussein Zakariya、小畑さとみ、また入山民江様、入山邦子様、寄木啓子御夫婦、片岡忠御夫婦が筆者にいつも元気を分けてくださったおかげで、いつも前向きに論文に取り組むことができた。

そして、何よりもこれまでの人生の中でずっと支えてくださった両親の李清標、張秀珠、妹の李雪萍に感謝している。論文で落ち込む時、家族がいつも応援してくださったことで、筆者はめげずに最後までやり遂げることができた。

擱筆に際して、論文以外の面でご鞭撻くださった方々を含む皆様方のご指導とご協力があったからこそ、筆者は本論文を完成し、日本で学業を修めるという夢を実現することができた。そして、何よりも大切なのは人としてあるべき姿勢と態度を皆様方から学ぶことができた。心より厚く御礼申し上げます。

2013年12月8日 筑波大学中央図書館研究個室にて 李仁哲